

租税特別措置等に係る政策評価の点検結果
－説明責任の向上に向けて－

平成 30 年 11 月
総務省行政評価局

目 次

I 租税特別措置等に係る政策評価の概況	
1 租税特別措置等に係る政策評価の枠組み	1
2 租税特別措置等に係る政策評価の実施状況	2

II 点検結果の概況	
1 点検対象・点検方法	4
2 点検結果	5
3 点検結果の活用及び今後の課題	9

III 個別の点検結果	
1 点検結果の一覧表	10
2 点検シート及び点検結果表	14

<内閣府>

・内閣 01 地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充 (オフィス減税)	20
(雇用促進税制)	24
・内閣 02 国家戦略特区における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特 例措置の延長	40
・内閣 03 沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例の延長 (特別控除)	48
(特別償却)	52
(課税の特例)	56
・内閣 04 沖縄の離島における旅館業用建物等の課税の特例の延長	66
・内閣 05 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の拡充・延長	74
・内閣 06 沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の延長	86
・内閣 07 沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例の延長 (特別控除)	96
(課税の特例)	100
・内閣 08 沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の延長 (特別控除)	112
(特別償却)	116
・内閣 09 沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の延長 (特別控除)	126
(特別償却)	130
(課税の特例)	134
・内閣 10 地域経済活性化支援機構に係る資本割の特例措置の延長	144

<金融庁>

・金融 01 火災保険等に係る異常危険準備金制度の拡充及び延長	154
・金融 02 協同組織金融機関に係る一括評価金銭債権の割増特例措置の恒久化	160
・金融 03 事業用固定資産の減損損失に係る損金算入措置の創設	166
・金融 04 投資信託の二重課税調整に係る所要の措置	172
・金融 05 承継銀行等に係る資本割の特例措置の延長	176

<復興庁>

・復興 01 公共施設の整備のために帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡した 場合等の特例措置の創設	184
・復興 02 土地等の集約化のために帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡した 場合の特例措置の創設	190

<総務省>

・総務 01 過疎地域における事業用設備等に係る特別償却	198
------------------------------	-----

<文部科学省>

・文科 01 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた 税制上の所要の措置	212
・文科 02 文化財保存活用支援団体に対する重要文化財等の譲渡に係る譲渡所 得の課税の特例等の拡充	216

<厚生労働省>

・厚労 01 医療に係る消費税問題の抜本的な解決に向けた新たな措置	228
・厚労 02 障害福祉サービスに係る、社会医療法人等に対する認定要件(収入 要件)の見直し	232
・厚労 03 高額な医療用機器に係る特別償却制度の適用期限の延長	238
・厚労 04 国民健康保険団体連合会が行う診療報酬等の審査支払業務等の非課 税化	244
・厚労 05 理容師・美容師養成施設の修得者課程に係る非課税措置の創設	248
・厚労 06 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の 適用期限の延長	252
・厚労 07 公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長	258
・厚労 08 訪日外国人に係る、社会医療法人等に対する認定要件(診療費要件) の見直し	264

<農林水産省>

- ・農水 01 農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却…………… 272
- ・農水 02 中小企業等の貸倒引当金の特例等 (①農業協同組合等関係) …… 282
- ・農水 03 中小企業等の貸倒引当金の特例等 (②森林組合等関係) …… 290
- ・農水 04 中小企業等の貸倒引当金の特例等 (③漁業協同組合等関係) …… 300
- ・農水 05 振興山村において農林水産物加工施設等を取得した場合の割増償却… 308

<経済産業省>

- ・経産 01 新事業開拓事業者投資損失準備金の延長及び拡充…………… 322
- ・経産 02 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除 (地域未来投資促進税制) の拡充及び延長…………… 330
- ・経産 03 探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除の拡充及び延長…………… 338
- ・経産 04 中小企業者等の法人税率の特例の延長…………… 348
- ・経産 05 事業承継ファンドから出資を受けた場合の法人税等の特例…………… 354
- ・経産 06 保険会社等の異常危険準備金の延長…………… 358
- ・経産 07 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の延長及び拡充…………… 364
- ・経産 08 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除 (中小企業経営強化税制) の拡充及び延長 …… 380
- ・経産 09 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除 (中小企業投資促進税制) の延長…………… 386
- ・経産 10 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除 (商業・サービス業・農林水産業活性化税制) の拡充及び延長…………… 394
- ・経産 11 中小企業等の貸倒引当金の特例の延長…………… 400
- ・経産 12 ガス供給業に係る託送料金を控除する収入割の特例措置…………… 406

<国土交通省>

- ・国交 01 地域福利増進事業に係る特例措置の創設…………… 414
- ・国交 02 所有者不明土地に係る土地収用法の特例の創設に伴う所要の措置…………… 422
- ・国交 03 関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長…………… 428
- ・国交 04 船舶に係る特別償却制度の延長等…………… 436
- ・国交 05 半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長…………… 448
- ・国交 06 離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長…………… 458
- ・国交 07 奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長…………… 464
- ・国交 08 特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の拡充及び延長…………… 470
- ・国交 09 都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の拡充及び延長…………… 478

- ・国交 10 雨水貯留利用施設に係る割増償却制度の延長…………… 486
- ・国交 11 東京湾横断道路株式会社に係る外形標準課税 (資本割) の課税標準の特例措置の延長…………… 492
- ・国交 12 J R北海道及びJ R四国の資本割に係る課税標準の特例措置の延長…………… 498
- ・国交 13 一体化法に規定する特定鉄道事業者の資本割に係る課税標準の特例措置の延長…………… 504
- ・国交 14 新関西国際空港株式会社、関西国際空港土地保有株式会社及び中部国際空港株式会社に係る資本割の課税標準の特例措置の延長 (新関西国際空港株式会社及び関西国際空港土地保有株式会社) …… 510 (中部国際空港株式会社) …… 514

I 租税特別措置等に係る政策評価の概況

1 租税特別措置等に係る政策評価の枠組み

(1) 租税特別措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。）に係る政策評価の枠組みは、以下のとおりとされている（図表1参照）。

ア 事前評価

- ① 法人税、法人住民税又は法人事業税関係の租税特別措置等の新設、拡充又は延長要望については、事前評価を行わなければならないとされている（行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第9条並びに行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号）第3条第7号及び第8号）。
- ② その他の税目関係の租税特別措置等の新設、拡充又は延長要望については、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとされている（「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定。以下「基本方針」という。）I4キ）。

イ 事後評価

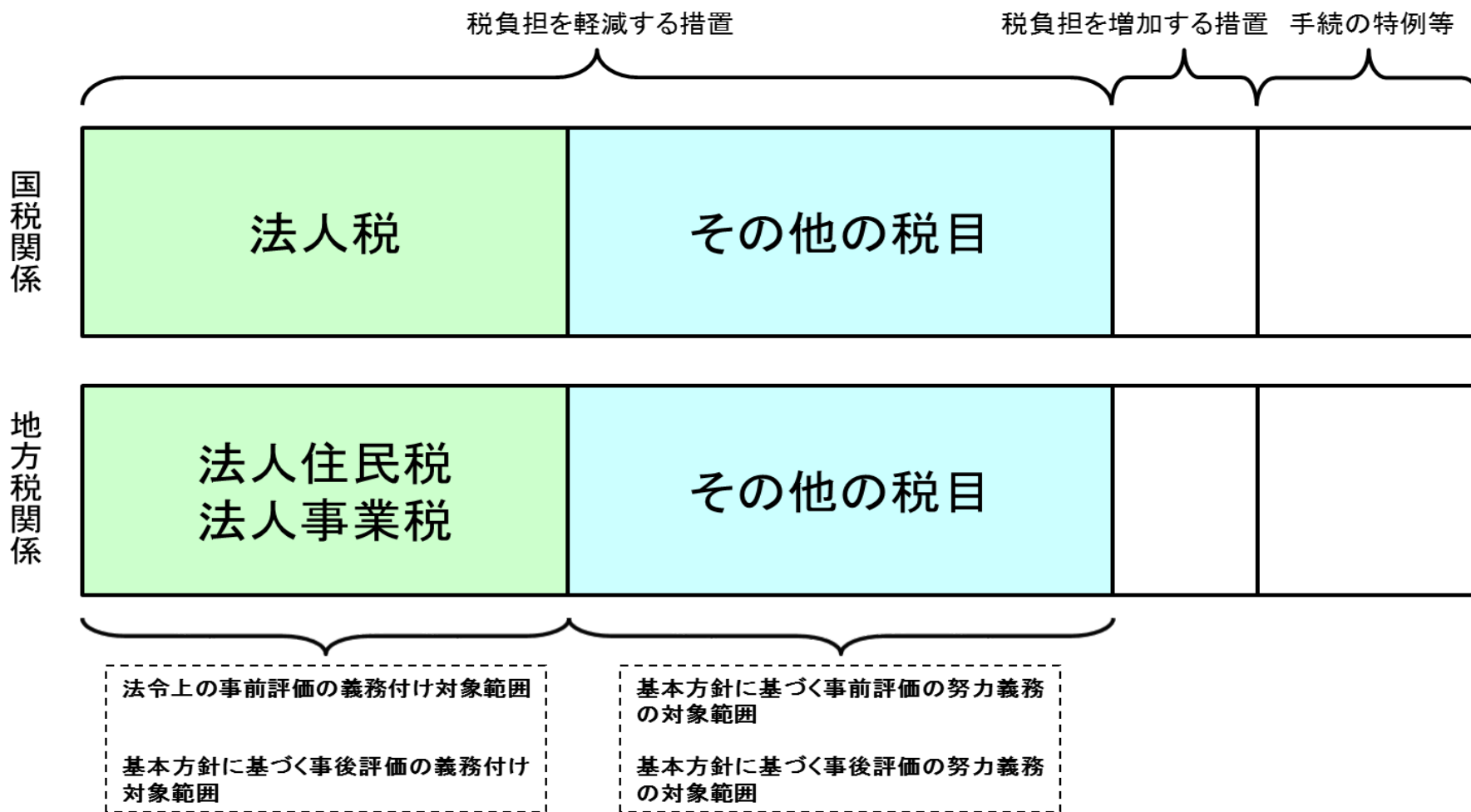
- ① 法人税、法人住民税又は法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策については、必ず基本計画（同法第6条の規定に基づき各行政機関が定める基本計画をいう。）に事後評価の対象として明記することとされている（基本方針I5カ(ア)）。
- ② その他の税目関係の租税特別措置等に係る政策については、積極的かつ自主的に事後評価の対象とするよう努めるものとされている（基本方針I5カ(ア)）。

(2) 租税特別措置等に係る政策評価を円滑かつ効率的に実施するため、その内容、手順等の標準的な指針を示す「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承。以下「ガイドライン」という。）が策定された。

各行政機関は、ガイドラインに基づき、所要の租税特別措置等に係る政策評価を実施し、各行政機関における検討作業や政府における税制改正作業に有用な情報を提供することが求められる。

また、ガイドラインII6（総務省による客観性担保評価活動）においては、「総務省行政評価局は、各行政機関が実施した政策評価の結果を対象として、その客観性及び厳格性についての点検を実施する。点検結果については、毎年度の税制改正作業に対し、適時に提供する」とされている。

図表1 租税特別措置等に係る政策評価の対象範囲



2 租税特別措置等に係る政策評価の実施状況

平成31年度税制改正要望に際し、原則、平成30年9月21日までに総務大臣に送付された租税特別措置等（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）又は地方税法（昭和25年法律第226号）以外の法律により規定されるものを含む。）に係る政策の評価書（共同要望で主管省庁ではない事項に係る事前評価書を除く。）は、11行政機関で計126件あった（図表2参照）。

図表2 各行政機関における政策評価実施件数

行政機関名	事前評価					努力義務 対象	事後評価	合計
	義務付け対象							
	新設	拡充	延長	拡充・延長	計			
内閣府	0	1	8	1	10	1	0	11
金融庁	1	1	2	1	5	0	5	10
復興庁	2	0	0	0	2	0	0	2
総務省	0	0	1	0	1	0	3	4
文部科学省	1	1	0	0	2	0	1	3
厚生労働省	4	1	3	0	8	0	0	8
農林水産省	0	0	5	0	5	0	0	5
経済産業省	1	0	5	6	12	8	3	23
国土交通省	1	1	10	2	14	1	42	57
環境省	0	0	0	0	0	0	2	2
防衛省	0	0	0	0	0	1	0	1
合計	10	5	34	10	59	11	56	126

II 点検結果の概況

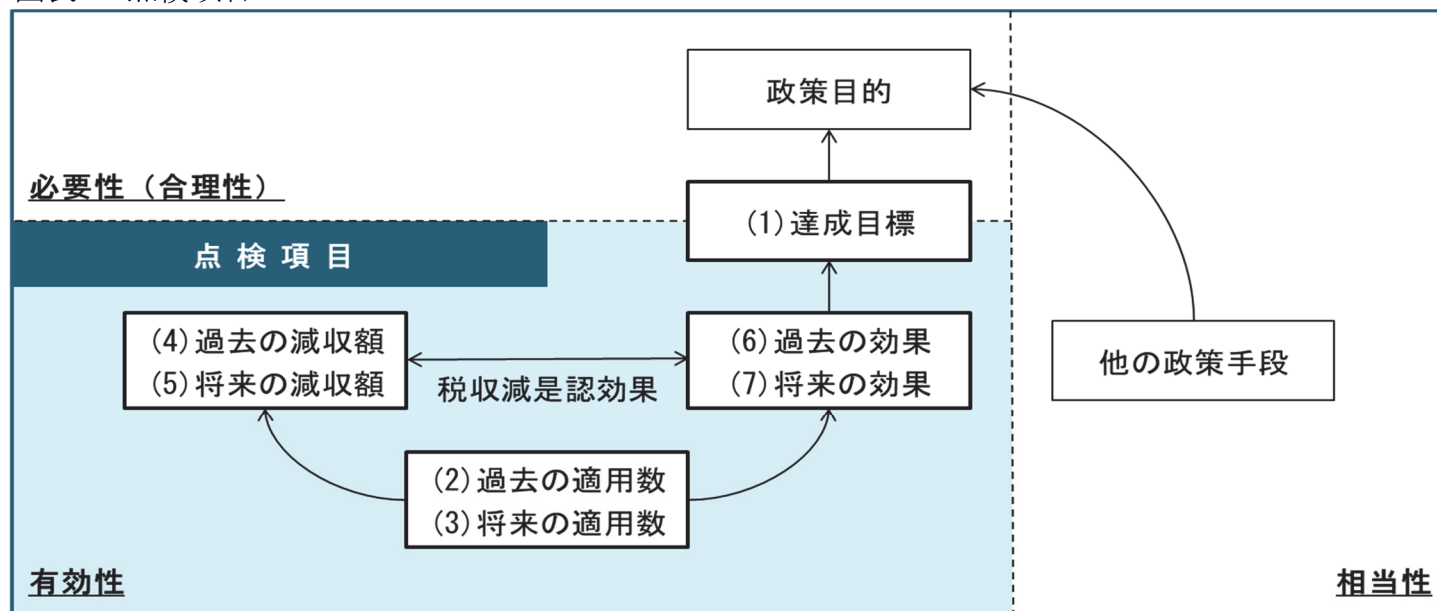
1 点検対象・点検方法

総務省（行政評価局）は、毎年度、各行政機関が実施した租税特別措置等に係る政策評価を点検しており、平成30年度の点検では、各行政機関に実施が義務付けられている法人税、法人住民税又は法人事業税に係る租税特別措置等に係る事前評価59件を重点的に点検することとした。

点検に当たっては、ガイドラインにおいて評価書に記載が求められている項目の中から、政策目的の実現に向けた手段としての「有効性」に重点を置き、点検項目「(1)達成目標」、「(2)過去の適用数」、「(3)将来の適用数」、「(4)過去の減収額」、「(5)将来の減収額」、「(6)過去の効果」及び「(7)将来の効果」を設定した（図表3参照）。

点検は、政府全体で進められているEBPM（証拠に基づく政策立案）の取組も踏まえ、設定した(1)～(7)の各項目について、客観的なデータに基づき分析・説明されているかを中心に行うこととし、分析・説明の内容が不十分と思われる点については、点検プロセスにおいて各行政機関に補足説明を求め、それでも改善が見られなかった場合、その点を課題として指摘することとした。その結果は、A～Eの5段階に分類して表すこととした（図表4参照）。

図表3 点検項目



図表4 分類（A～E）の考え方

分類	考え方	分析・説明の有無	定量化の有無	十分な算定根拠等の説明の有無	十分な分析・説明の有無（注）
A	一定の分析・説明はされており、今後も評価水準の維持向上を図っていくべきもの	あり	あり	あり	あり
B	データが算定根拠とともに示されているが、それらを用いた分析・説明が十分ではないもの（外部要因が勘案されていない、想定と実態がかい離しているが原因分析が不十分など）	あり	あり	あり	なし
C	定量的なデータによって分析・説明されているが、その算定根拠等が不足しているもの	あり	あり	なし	
D	定性的説明はされているが、定量化が不十分なもの	あり	なし		
E	分析・説明されていないもの	なし			

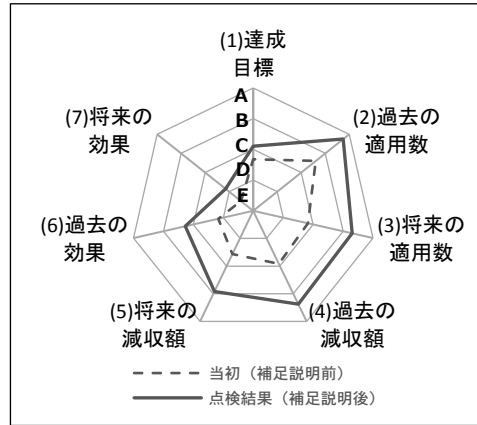
（注） 外部要因を考慮した措置の直接的効果の分析等

2 点検結果

租税特別措置等に係る事前評価59件の点検結果は、図表5及び6のとおりである。なお、過去の適用数、過去の減収額及び過去の効果については、それぞれの母数から新設要望等に係る評価11件を除いている。

全体の状況としては、点検プロセスにおける各行政機関の補足説明によって、「適用数」及び「減収額」については分析・説明の内容に改善が見られたが、「達成目標」の設定及び「効果」の分析・説明は十分とは言い難い状況にあった（図表5参照）。また、客観的なデータがその算定根拠とともに示されていない（達成目標にあっては、達成すべき水準（目標値）が目標達成時期とともに示されていない）もの（C～E段階）の割合は、(1)達成目標は86.4%（51/59件）から67.7%（40/59件）に、(2)過去の適用数は58.3%（28/48件）から12.5%（6/48件）に、(3)将来の適用数は79.6%（47/59件）から27.1%（16/59件）に、(4)過去の減収額は91.6%（44/48件）から29.1%（14/48件）に、(5)将来の減収額は96.6%（57/59件）から45.7%（27/59件）に、(6)過去の効果は93.7%（45/48件）から52.0%（25/48件）に、(7)将来の効果は96.6%（57/59件）から89.8%（53/59件）になった（図表6参照）。一方、一部の項目に分析・説明がない項目が残る著しく不十分なもの（E段階）も17件あった。

図表5



図表6 租税特別措置等に係る政策評価の点検結果 (点検項目別)

項目 分類	(1) 達成 目標	(2) 過去 の適用数	(3) 将来 の適用数	(4) 過去 の減収額	(5) 将来 の減収額	(6) 過去 の効果	(7) 将来 の効果
A	16 (6)	42 (18)	43 (12)	32 (3)	28 (2)	5 (0)	1 (0)
B	3 (2)	0 (2)	0 (0)	2 (1)	4 (0)	18 (3)	5 (2)
C	13 (20)	6 (23)	11 (30)	14 (38)	24 (42)	15 (18)	10 (8)
D	25 (29)	0 (1)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	5 (11)	29 (8)
E	2 (2)	0 (4)	4 (17)	0 (5)	3 (15)	5 (16)	14 (41)
—	— —	11 (11)	— —	11 (11)	— —	11 (11)	— —

(注) 1 図表5は各項目の分類 (A～E) に4点～0点を付し、その合計を評価書の数で除すことにより作成

2 図表6の () 内は、補足説明前の当初の評価書の数

(1)～(7)の項目別に詳細を見ると、次のとおりである。

また、各項目の各段階の内訳として、具体的にどのような課題が見られたかを件数とともに記載しているが、この件数は重複して計上しているため、合計と一致しない。

(1) 達成目標

達成目標は、租税特別措置等の効果を事後に検証するに当たり必須となるものであることから、定量的な達成目標を適切に設定する必要があるところ、A段階のものが16件、B段階のものが3件、C段階のものが13件、D段階のものが25件、E段階のものが2件であった。B段階の3件の中には、所期の達成目標から新たな達成目標へ変更することについての説明が不十分であるものが1件、達成目標の実現が政策目的の実現に寄与することが十分に明らかにされていないものが2件あった。C段階の13件は、達成目標を達成すべき時期が、要望に係る租税特別措置等の適用期間において示されていないものであった。D段階の25件は、達成すべき水準 (目標値) が定量的に示されていないものであった。E段階の2件は、達成目標が設定されていないものであった。

(2) 過去の適用数

過去の適用数については、租税特別措置等の効果や減収額を把握するための基礎となる情報であることから、適用数を適切に把握する必要があるところ、A段階のものが42件、B段階のものが0件、C段階のものが6件、D段階のものが0件、E段階のものが0件であった。C段階の6件の中には、適用数が税目ごとに把握されていないものが2件、適用数の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）の説明が不十分であるものが4件、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成22年法律第8号）（以下「租特透明化法」という。）に基づき把握される適用実態等に関する情報を用いていないものが2件、適用数に関するその他の説明が不十分であるものが1件あった。

(3) 将来の適用数

将来の適用数については、租税特別措置等の効果や減収額を予測するための基礎となる情報であることから、適用数を適切に予測する必要があるところ、A段階のものが43件、B段階のものが0件、C段階のものが11件、D段階のものが1件、E段階のものが4件であった。C段階の11件の中には、適用数が税目ごとに予測されていないものが2件、適用数が分析対象期間内の年度ごとに予測されていないものが4件、適用数の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）の説明が不十分であるものが5件、適用数に関するその他の説明が不十分であるものが4件あった。D段階の1件は、適用数が定量的に予測されていないものであった。E段階の4件は、適用数が予測されていないものであった。

(4) 過去の減収額

過去の減収額については、租税特別措置等の効果が税収の減少を是認するものであるかを分析するために必須となるものであることから、減収額を適切に把握する必要があるところ、A段階のものが32件、B段階のものが2件、C段階のものが14件、D段階のものが0件、E段階のものが0件であった。B段階の2件は、把握された減収額が、前回評価時の予測とかい離していることについて、その原因が明らかにされていないものであった。C段階の14件の中には、減収額が税目ごとに把握されていないものが2件、減収額が分析対象期間内の年度ごとに把握されていないものが4件、減収額の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）の説明が不十分であるものが10件、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用実態等に関する情報を用いていないものが2件、減収額に関するその他の説明が不十分であるものが2件あった。

(5) 将来の減収額

将来の減収額については、租税特別措置等の効果が税収の減少を是認するものであるかを分析するために必須となるものであることから、減収額を適切に予測する必要があるところ、A段階のものが28件、B段階のものが4件、C段階のものが24件、D段階のものが0件、E段階のものが3件であった。B段階の4件は、予測される減収額が、過去の実績とかい離していることについて、その原因が明らかにされていないものであった。C段階の24件の中には、減収額が税目ごとに予測されていないものが12件、減収額が分析対象期間内の年度ごとに予測されていないものが7件、減収額の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）の説明が不十分であるものが17件、減収額に関するその他の説明が不十分であるものが3件あった。E段階の3件は、減収額が予測されていないものであった。

(6) 過去の効果

過去の効果については、達成目標の実現状況、ひいては政策目的の実現に向けた手段としての有効性を検証するために必須となるものであることから、効果を適切に把握する必要があるところ、A段階のものが5件、B段階のものが18件、C段階のものが15件、D段階のものが5件、E段階のものが5件であった。B段階の18件の中には、租税特別措置等が達成目標の実現に十分に寄与したことが明らかにされていないものが7件（うち把握された適用数が僅少であるものが6件、把握された適用額が特定の者に偏っているものが1件）、他の政策手段や経済情勢等といった他の要因の影響を除いた租税特別措置等の直接的な効果が把握されていないものが16件あった。C段階の15件の中には、効果が分析対象期間内の年度ごとに把握されていないものが13件、効果の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）の説明が不十分であるものが5件あった。D段階の5件は、効果が定量的に把握されていないものであった。E段階の5件は、効果が把握されていないものであった。

(7) 将来の効果

将来の効果については、達成目標の実現見込み、ひいては政策目的の実現に向けた手段としての有効性を検証するために必須となるものであることから、効果を適切に予測する必要があるところ、A段階のものが1件、B段階のものが5件、C段階のものが10件、D段階のものが29件、E段階のものが14件であった。B段階の5件の中には、租税特別措置等が達成目標の実現に十分に寄与することが明らかにされていないもの（予測される適用数が僅少であるもの）が2件、他の政策手段や経済情勢等といった他の要因の影響を除いた租税特別措置等の直接的な効果が予測されていないものが4件あった。C段階の10件の中には、効果が分析対象期間内の年度ごとに予測されていないものが7件、効果の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）

の説明が不十分であるものが5件、効果に関するその他の説明が不十分であるものが1件あった。D段階の29件は、効果が定量的に予測されていないものであった。E段階の14件は、効果が予測されていないものであった。

3 点検結果の活用及び今後の課題

(1) 本年度の税制改正作業における点検結果の活用

点検の結果、分析・説明の内容が不十分であると指摘した評価書に係る租税特別措置等については、今後の税制改正作業において、更なる検証が必要である。

(2) 次期評価に向けた今後の課題

E段階であったものは、達成目標が設定されていないものや、適用数、減収額又は効果の項目のうち、全く把握されていない又は予測されていない項目があった評価であるが、いずれの項目も租税特別措置等の有効性を分析・説明するために必要不可欠なものであることから、まずは何らかの分析・説明を行う必要がある。

C・D段階であったものは、各項目の分析・説明について、定量的なデータがその算定根拠とともに示されていないものであるが、租税特別措置等の効果検証を客観的なデータに基づき行うためには、各項目について、少なくとも定量的なデータを算定根拠とともに示す必要がある。特に「効果」については、他の項目と比べて、これらの段階であるものの割合が高いため、定量的なデータを算定根拠とともに示す必要性が高いと考えられる。

B段階であったものは、各項目の分析・説明について定量的なデータが算定根拠とともに示されているが、外部要因が勘案されていないものや、想定と実態がかい離しているにもかかわらず、原因分析が不十分なものであり、引き続き定量的なデータを算定根拠とともに示すことは維持しつつ、外部要因の勘案等を十分に行う必要がある。

A段階であったものは、現時点において特段の課題はなく、今後も評価水準の維持向上を図っていく必要がある。

このような課題が解消され、政府全体としての政策評価の質が一層向上するよう、今後、関係機関の協力も得つつ、先行的な取組の実例を参考とすることなども含め、各行政機関の政策評価における客観的なデータに基づく政策効果の検証の徹底に向けた方策を検討する必要がある。

Ⅲ 個別の点検結果

1 点検結果の一覧表

<点検結果の一覧表の見方>

1 制度名 租税特別措置等の名称を記載

2 区分 租税特別措置等の要望の区分に応じて、以下を記載
[新 設] 租税特別措置等の新設要望に係る事前評価
[拡 充] 租税特別措置等の拡充要望に係る事前評価
[延 長] 租税特別措置等の延長要望に係る事前評価
[拡・延] 租税特別措置等の拡充及び延長要望に係る事前評価

3 点検結果 点検結果に応じて、以下を記載
A 一定の分析・説明はされており、今後も評価水準の維持向上を図っていくべきもの
B データが算定根拠とともに示されているが、それらを用いた分析・説明が十分ではないもの（外部要因が勘案されていない、想定と実態がかい離しているが原因分析が不十分など）
C 定量的なデータによって分析・説明されているが、その算定根拠等が不足しているもの
D 定性的説明はされているが、定量化が不十分なもの
E 分析・説明されていないもの
－ 区分（新設等）の性質上、記載の必要がないもの

番号	制度名	区分	点検結果						
			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
			達成 目標	過去の 適用数	将来の 適用数	過去の 減収額	将来の 減収額	過去の 効果	将来の 効果
内閣府									
内閣01	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充	拡充	A	A	C	A	C	B	C
内閣02	国家戦略特区における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の延長	延長	A	A	A	A	A	C	B
内閣03	沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例の延長	延長	C	A	A	A	A	C	D
内閣04	沖縄の離島における旅館業用建物等の課税の特例の延長	延長	A	A	A	C	A	C	C
内閣05	地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の拡充・延長	拡・延	D	A	A	A	A	D	D
内閣06	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の延長	延長	C	A	A	A	B	B	D
内閣07	沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例の延長	延長	C	A	A	A	A	C	D
内閣08	沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の延長	延長	C	A	A	A	A	C	D
内閣09	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の延長	延長	C	A	A	A	A	C	D
内閣10	地域経済活性化支援機構に係る資本割の特例措置の延長	延長	D	A	A	A	A	B	D
金融庁									
金融01	火災保険等に係る異常危険準備金制度の拡充及び延長	拡・延	C	C	D	C	C	C	C
金融02	協同組織金融機関に係る一括評価金銭債権の割増特例措置の恒久化	延長	D	A	A	C	C	B	E
金融03	事業用固定資産の減損損失に係る損金算入措置の創設	新設	D	—	A	—	C	—	E
金融04	投資信託の二重課税調整に係る所要の措置	拡充	D	—	E	—	C	—	E
金融05	承継銀行等に係る資本割の特例措置の延長	延長	D	A	C	A	C	D	D
復興庁									
復興01	公共施設の整備のために帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合等の特例措置の創設	新設	D	—	A	—	C	—	E
復興02	土地等の集約化のために帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合の特例措置の創設	新設	D	—	A	—	C	—	E
総務省									
総務01	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却	延長	A	A	A	A	A	B	B
文部科学省									
文科01	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた税制上の所要の措置	新設	D	—	C	—	C	—	E
文科02	文化財保存活用支援団体に対する重要文化財等の譲渡に係る譲渡所得の課税の特例等の拡充	拡充	D	C	C	C	C	C	D

番号	制度名	区分	点検結果						
			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
			達成 目標	過去の 適用数	将来の 適用数	過去の 減収額	将来の 減収額	過去の 効果	将来の 効果
厚生労働省									
厚労01	医療に係る消費税問題の抜本的な解決に向けた新たな措置	新設	C	—	E	—	E	—	D
厚労02	障害福祉サービスに係る、社会医療法人等に対する認定要件（収入要件）の見直し	拡充	D	A	A	A	A	E	E
厚労03	高額な医療用機器に係る特別償却制度の適用期限の延長	延長	D	A	A	A	C	E	E
厚労04	国民健康保険団体連合会が行う診療報酬等の審査支払業務等の非課税化	新設	D	—	E	—	E	—	E
厚労05	理容師・美容師養成施設の修得者課程に係る非課税措置の創設	新設	D	—	E	—	E	—	D
厚労06	生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長	延長	C	A	A	B	B	C	D
厚労07	公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長	延長	D	C	C	C	A	C	D
厚労08	訪日外国人に係る、社会医療法人等に対する認定要件（診療費要件）の見直し	新設	D	—	A	—	A	—	D
農林水産省									
農水01	農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却	延長	A	A	A	A	A	A	C
農水02	中小企業等の貸倒引当金の特例等（①農業協同組合等関係）	延長	D	A	A	A	A	E	E
農水03	中小企業等の貸倒引当金の特例等（②森林組合等関係）	延長	A	A	A	A	A	B	B
農水04	中小企業等の貸倒引当金の特例等（③漁業協同組合等関係）	延長	D	A	A	A	A	D	D
農水05	振興山村において農林水産物加工施設等を取得した場合の割増償却	延長	A	A	A	A	A	A	A
経済産業省									
経産01	新事業開拓事業者投資損失準備金の延長及び拡充	拡・延	A	A	A	C	A	B	B
経産02	地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（地域未来投資促進税制）の拡充及び延長	拡・延	A	A	A	A	A	B	D
経産03	探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除の拡充及び延長	拡・延	D	C	C	C	C	B	D
経産04	中小企業者等の法人税率の特例の延長	延長	D	A	A	C	C	D	E
経産05	事業承継ファンドから出資を受けた場合の法人税等の特例	新設	D	—	C	—	C	—	D
経産06	保険会社等の異常危険準備金の延長	延長	C	A	A	A	A	B	C
経産07	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の延長及び拡充	拡・延	C	A	A	C	C	C	D
経産08	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の拡充及び延長	拡・延	A	A	A	A	A	B	D
経産09	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長	延長	A	C	C	A	A	B	C

番号	制度名	区分	点検結果							
			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	
			達成 目標	過去の 適用数	将来の 適用数	過去の 減収額	将来の 減収額	過去の 効果	将来の 効果	
経産10	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）の拡充及び延長	拡・延	D	A	A	A	A	A	B	C
経産11	中小企業等の貸倒引当金の特例の延長	延長	D	A	A	A	A	A	E	E
経産12	ガス供給業に係る託送料金を控除する収入割の特例措置	延長	D	A	A	A	A	C	B	B
国土交通省										
国交01	地域福利増進事業に係る特例措置の創設	新設	A	—	C	—	A	—	—	C
国交02	所有者不明土地に係る土地収用法の特例の創設に伴う所要の措置	拡充	A	C	C	C	C	C	C	D
国交03	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長	延長	B	A	A	B	B	B	B	C
国交04	船舶に係る特別償却制度の延長等	延長	C	A	A	A	C	C	C	D
国交05	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	延長	B	A	C	C	C	C	B	D
国交06	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	延長	B	A	A	C	C	C	B	C
国交07	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	延長	C	A	A	C	C	C	A	E
国交08	特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の拡充及び延長	拡・延	A	A	A	A	A	B	C	D
国交09	都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の拡充及び延長	拡・延	A	A	A	A	A	A	C	D
国交10	雨水貯留利用施設に係る割増償却制度の延長	延長	A	A	A	A	A	C	B	D
国交11	東京湾横断道路株式会社に係る外形標準課税（資本割）の課税標準の特例措置の延長	延長	D	A	A	A	A	C	A	D
国交12	J R北海道及びJ R四国の資本割に係る課税標準の特例措置の延長	延長	E	A	A	C	C	C	D	D
国交13	一体化法に規定する特定鉄道事業者の資本割に係る課税標準の特例措置の延長	延長	E	A	A	A	A	A	E	E
国交14	新関西国際空港株式会社、関西国際空港土地保有株式会社及び中部国際空港株式会社に係る資本割の課税標準の特例措置の延長	延長	C	A	A	A	A	A	A	D

2 点検シート及び点検結果表

(1) 点検シートの見方

「点検シート」は、総務省（行政評価局）が、各行政機関において実施された「租税特別措置等に係る政策評価」に使用されたデータ等を確実に把握して点検し、その結果を分かりやすく示すため、各行政機関の評価書等を基に作成したものである。各項目の出典等は次のとおり。

<基本情報>

1	制 度 名	評価書「1 政策評価の対象とした政策の名称」欄を基に記載
2	措 置 名	平成30年4月1日現在の租税特別措置法又は地方税法を基に記載（連結法人に係る分は省略）
3	措 置 の 内 容	「平成28年度時点」欄及び「平成29年度税制改正以後」欄は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第196回国会提出）」の「総括表」の「措置の概要」欄を基に記載し、「平成30年度税制改正以後」欄は、「平成30年度税制改正の解説」（財務省HP）を基に記載
4	政 策 目 的	評価書「9① 政策目的及びその根拠」欄の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」を基に記載
5	評 価 対 象 税 目	評価書「2① 政策評価の対象税目」欄を基に記載
6	関 係 条 項	評価書「4 内容」欄の「関係条項」から法人税、地方税に係る条番号を抜粋して記載
7	要 望 内 容	評価書「4 内容」欄を基に記載
8	創 設 年 度	評価書「7 創設年度及び改正経緯」欄を基に記載
9	過去の政策評価の実績	評価書「13 前回の事前評価又は事後評価の実施時期」欄を基に記載
10	区 分	評価書「3 要望区分等の別」欄を基に記載

<総括表>

- 1 「適用件数」、「減収額」、「目標」の計数は、平成30年度に提出された評価書のほか、同一の租税特別措置等に係る過去の評価書に記載されたものも含めて表記（同一の年度に複数の計数が存在する場合は、最新の評価書の計数を表記）
- 2 「適用件数」欄及び「減収額」欄には、単体法人及び連結法人の合計を記載
- 3 特別償却及び特別控除等、複数の制度がある租税特別措置等に係る「適用件数」欄及び「減収額」欄には、複数の制度に係るものの合計をそれぞれ記載
- 4 計数が表記されていない箇所について、評価書（過去の評価書を含む。）に記載すべき計数が評価書又は補足説明に記載されていなかった場合は「不明」、その租税特別措置等が創設される前の年度等、計数が存在しない場合は「－」と表記
- 5 「適用実態調査」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）又は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）をいう。

(2) 点検結果表の見方

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 制 度 名 | 租税特別措置等の名称を記載 |
| 2 | 税 目 | 政策評価の対象とされた租税特別措置等の税目を記載 |
| 3 | 区 分 | [新設] 租税特別措置等の新設要望に係る事前評価
[拡充] 租税特別措置等の拡充要望に係る事前評価
[延長] 租税特別措置等の延長要望に係る事前評価 |

内閣府

番号	制度名
内閣府	
内閣01	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充 (オフィス減税、雇用促進税制)
内閣02	国家戦略特区における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の延長
内閣03	沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例の延長 (特別控除、特別償却、課税の特例)
内閣04	沖縄の離島における旅館業用建物等の課税の特例の延長
内閣05	地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の拡充・延長
内閣06	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の延長
内閣07	沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例の延長 (特別控除、課税の特例)
内閣08	沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の延長 (特別控除、特別償却)
内閣09	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の延長 (特別控除、特別償却、課税の特例)
内閣10	地域経済活性化支援機構に係る資本割の特例措置の延長

<平成31年度税制改正要望関係> 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (H30内閣01-1)

(評価実施府省：内閣府)

【基本情報】

制度名 (措置名)	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充 (地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) (オフィス減税)					
措置の内容	平成28年度時点	地方活力向上地域特定業務施設整備計画について地域再生法の認定を受けた法人が、認定後2年経過日までに、地方活力向上地域内において、特定建物等の取得等をした場合には、取得価額の15% (移転型計画の場合には25%) の特別償却又は2% (移転型計画の場合には4%) の税額控除 (当期の法人税額の20%を限度) ができる。 なお、地域再生法の一部を改正する法律の施行の日 (平成27年8月10日) から平成29年3月31日までの期間内に認定を受けた場合には、①上記の特別償却又は②取得価額の4% (移転型計画の場合には7%) の税額控除 (当期の法人税額の20%を限度) ができる。				
	平成29年度税制改正以後	税額控除割合が4% (移転型計画の場合には7%) の対象となる計画の認定期限を1年延長				
	平成30年度税制改正以後	地域再生法の改正に伴い、「準地方活力向上地域」として近畿圏の中心部及び中部圏の中心部が、移転型事業の対象地域に追加された。				
政策目的	企業の地方拠点の強化及び移転を支援することにより、地方における安定した良質な雇用の創出を通じて、地方への新たな流れを生み出し、東京一極集中を是正及び地域経済の活性化を実現すること。					
評価対象税目	義務対象			努力義務対象		
	法人税	法人住民税	法人事業税			
関係条項	措法第42条の11の3、第68条の15					
要望内容	東京一極集中是正の加速化に向けて、中枢・中核都市において事務所等を整備する場合には、措置内容の拡充等を検討する。					
創設年度	H27	過去の政策評価の実績	H27内閣04、H28内閣02、H29内閣01			区分 拡充

【総括表】

	租税特別措置等の適用実態													租税特別措置等によって達成しようとする目標とその実現状況 (効果)						
	適用件数 (法人税・件)			(参考) 適用実態調査にお ける適用件数 (法 人税・件)	減収額 (法人税・百万円)			(参考) 適用実態調査にお ける適用額の上位 10社割合 (法人 税 (特別償 却)・%)	(参考) 適用実態調査にお ける適用額の上位 10社割合 (法人 税 (特別控 除)・%)	減収額 (地方法人二税・地方法人特別税・百万円)			(参考) 適用実態調査にお ける租税特別措置ごとの 影響額 (地方法人二 税・地方法人特別税・ 百万円)	目標						
														「2020年までの5年間で雇用者数増加のために必要な企業の地方拠点強化の件数を7,500件増加」						
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	目標値 (累計) (件)	将来予測		実績		租特の直 接効果	目標 達成度
													累計	単年度	累計	単年度				
H23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H27	不明	4	-	4	不明	▲149.7	-	-	-	不明	▲27.8	-	▲37.7	-	不明	不明	77	77	不明	-
H28	900	20	2.2%	20	▲3,331.5	▲1,582.1	47.5%	-	99.3%	▲429.8	▲14.2	3.3%	▲17.7	-	900	900	158	81	不明	-
H29	94	34	36.2%	-	▲1,636.6	▲1,436.6	87.8%	-	-	▲411.1	▲203.2	49.4%	-	-	994	94	227	69	不明	-
H30	606	-	-	-	▲4,041.0	-	-	-	-	▲1,095.6	-	-	-	不明	1,005	11	-	-	-	-
H31	460	-	-	-	▲3,730.0	-	-	-	-	▲1,194.2	-	-	-	7,500	1,465	460	-	-	-	-
H32	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H33	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H34	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H35~ /未定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 内閣01は、評価書に記載されている関係条項別 (オフィス減税分、雇用促進税制分) に「点検シート」及び「点検結果表」を作成している。

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充（オフィス減税）		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の適用数（平成29年度の法人税）について、「認定取得企業に対する実績調査より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。また、適用数の内訳として、特別償却分及び特別控除分の適用数が明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】	① 算定根拠については、アンケート結果を直接記載しており、推計はしていないため「認定取得企業に対する調査より」と修正した。また、適用数の内訳（特別償却及び税額控除）について追記を行った。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の適用数（平成31年度の法人税）が予測されていない。 ② 将来の適用数（平成30年度の法人税）について、「606件（推計）」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。また、適用数の内訳として、特別償却分及び特別控除分の適用数をその算定根拠とともに明らかにされたい。 ③ 将来の適用数（法人税）606件（平成30年度）が過去の実績20件（平成28年度）とかなり離れていることについて、その原因が明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】	① 平成31年度の適用数については、現在税制改正要望中であるが、措置内容については外部有識者会議等の議論を踏まえつつ検討するとしているため、そのような中で31年度分について示すことは困難な状況。 ② 別添（1）を添付したので参照されたい。なお、その中で御指摘の特別償却分及び税額控除分についても明示を行った。 ③ 本社機能の地方移転や地方での拡充は、検討開始から計画認定までに、立地場所選定や社内合意などで一定の期間を要する。また、税制適用を受けるためには、上述のとおり、事業計画の認定を経て、設備投資を実際に行い、設備の取得・供用開始の後、最初の会計年度終了時に、初めて適用可能となるものであり、長時間を要するとともに認定と適用の間にタイムラグが発生することにより適用数が少なくなっている面がある。

さらに、整備計画の認定を受けた事業者であっても、当該年度中に特定業務施設の建設・取得等を終えることができないケースもあり、また実際に整備事業を進めていく過程で、個別企業における事業変更や利益の有無等の各種要因により税制の活用を断念したケースもみられた等の理由から、これまでの税制の適用に至らなかったケースがあったと考えられる。
なお、今後は平成27年度～平成29年度に認定を受けた企業で特定業務施設の建設から取得までに至る企業が増加すると考えられるため、税制適用企業数は増加するものと考えられる。さらに、認定事業者に対するアンケート調査などを踏まえて平成30年度税制改正において要件変更等を行ったところであり、今後は、改正内容等についても広く広報・周知を図っていくことで、適用数の増加を図る。

【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ②・③ 補足説明では、別添（1）「＜一般＞K P I」として、地方における企業の拠点強化について年間1500件を計上、「＜小規模事業＞認定件数を450件と推計」、「＜準地方活力向上地域への移転型事業＞認定件数を30件と推計」の算定根拠が明らかにされておらず、そのため、過去の実績20件（平成28年度）と大きくかい離している原因が明らかにされていないため、この点を課題とする。
--------	--

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額（平成29年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）について、「認定取得企業に対する実績調査等より作成」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 ② 過去の減収額（平成27年度から29年度までの法人税）について、特別償却及び税額控除の二つの措置ごとの内訳が明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】	① 平成29年度については、認定取得企業に対する調査を集計したものであるため（よって算定式は存在しない）、その旨の修正を行った。また、法人住民税及び法人事業税の算出根拠についても備考欄に詳述した。加えて、御指摘の減収額と適用額の別については、御指摘を踏まえ修正した。 ② 御指摘を踏まえ、特別償却と税額控除について追記した。
【点検結果】	①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額（平成31年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）が予測されていない。 ② 将来の減収額（平成30年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）について、「推計値」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 ③ 将来の減収額（平成30年度及び31年度の法人税）について、特別償却及び税額控除の二つの措置ごとの内訳が明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】	① 平成31年度の減収額については、現在税制改正要望中であるが、措置内容については外部有識者会議等の議論を踏まえつつ検討するとしているため、そのような中で31年度分について示すことは困難。 ② 別添（1）を添付したので参照されたい。 ③ 平成30年度については特別償却及び税額控除別の追記を行った。また、平成31年度においては上述のとおり、措置内容については外部有識者会議の議論を踏まえつつ検討するとしているため、追加的措置を考慮した減収額を示すことは困難な状況。

<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「平成31年度においては上述のとおり、措置内容については外部有識者会議の議論を踏まえつつ検討するとしているため、追加的措置を考慮した減収額を示すことは困難な状況」との説明では、平成31年度について分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（2020年までの5年間で、雇用者数増加のために必要な企業の地方拠点強化の件数を7,500件増加）に対する過去の効果（平成27年度から29年度まで）が年度ごとに把握されていない。</p> <p>② 達成目標（2020年までの5年間で、雇用者数増加のために必要な企業の地方拠点強化の件数を7,500件増加）に対する過去の効果について、「本税制措置により、既に238件の企業の地方拠点強化が具体的に計画・認定され」と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標（2020年までの5年間で、雇用者数増加のために必要な企業の地方拠点強化の件数を7,500件増加）に対する過去の直接的な効果について、過去の効果（238件）から他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 「10有効性等①適用数」において既に記載している。</p> <p>② 「10有効性等①適用数」の注1において既に記載している。なお、分かりやすさの観点から若干の修正を行った。</p> <p>③ 整備計画の認定により行われる企業の地方拠点強化件数、地方拠点における安定した良質な雇用者数の増加が、本特例措置による直接的な効果になると考えている。 なお、アンケートについて、今後、手法等について検討をしてみたい。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（2020年までの5年間で、雇用者数増加のために必要な企業の地方拠点強化の件数を7,500件増加）に対する将来の効果（平成30年度及び31年度）が年度ごとに予測されていない。</p> <p>② 達成目標（2020年までの5年間で、雇用者数増加のために必要な企業の地方拠点強化の件数を7,500件増加）に対する将来の効果について、「本税制措置により、既に238件の企業の地方拠点強化が具体的に計画・認定され」と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標（2020年までの5年間で、雇用者数増加のために必要な企業の地方拠点強化の件数を7,500件増加）に対する将来の直接的な効果について、将来の効果から他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されおらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>④ 達成目標（2020年までの5年間で、雇用者数増加のために必要な企業の地方拠点強化の件数を7,500件増加）について、本特例措置の拡充を要望しているにもかかわらず、本特例措置が拡充されなかった場合と拡充された場合の将来の効果の違いについて予測されていない。</p>
--

<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 平成30年度においては1980件の認定及びそれに伴う606件の適用（別添（1）に詳述）と試算しており、平成31年度については現在税制改正要望中であるが、措置内容については外部有識者会議等の議論を踏まえつつ検討するとしているため、そのような中で31年度分について示すことは困難な状況。</p> <p>② 「10有効性等①適用数」の注に記載している。</p> <p>③ 整備計画の認定により行われる企業の地方拠点強化件数、地方拠点における安定した良質な雇用者数の増加が、本特例措置による直接的な効果になると考えている。 なお、アンケートについて、今後、手法等について検討をしてみたい。</p> <p>④ 現在税制改正要望中であるが、措置内容については外部有識者会議等の議論を踏まえつつ検討するとしているため、そのような中、現時点では拡充された場合と拡充されなかった場合について示すことは困難な状況。</p>

<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来の効果（平成31年度）が予測されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③・④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--

点検項目(3)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【内閣府の補足説明】欄には、内閣府から送付された文書を引用している。

<平成31年度税制改正要望関係> 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (H30内閣01-2)

(評価実施府省：内閣府)

【基本情報】

制度名 (措置名)	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充 (地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除) (雇用促進税制)										
措置の内容	平成28年度時点	(1) 次の①から④までの要件を満たす場合には、40万円に特定地域基準雇用者数を乗じて計算した金額の税額控除(当期の法人税額の10%(中小企業等では20%)を限度)ができる。 ① 適用年度等において事業主都合による離職者がいないこと。 ② 基準雇用者数が4人以上(中小企業等では2人以上)であること。 ③ 基準雇用者割合が10%以上であること又は前期末の雇用者の数が等であること。 ④ 給与等支給額が比較給与等支給額以上であること。 (2) 地域再生法の認定事業者が上記(1)の要件のうち③以外の要件を満たす場合には、20万円(上記(1)③の要件を満たす場合には50万円)に地方事業所基準雇用者数を乗じて計算した金額の税額控除(上記(1)及び地方活力向上地域において特定建物等取得した場合の税額控除と合計して当期の法人税額の30%を限度)ができる。 (3) 上記(2)の適用を受ける又は受けた地域再生法の認定事業者は、30万円に地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額の税額控除(上記(1)、(2)及び地方活力向上地域において特定建物等取得した場合の税額控除と合計して当期の法人税額の30%を限度)ができる。									
	平成29年度税制改正以後	上記(2)の制度について、地方事業所基準雇用者数のうち特定業務施設における無期かつフルタイムの新規雇用者に係る税額控除額を一人当たり10万円上乗せするとともに、特定業務施設における新規雇用者の総数に占める非正規雇用者数の割合が40%を超える場合には、その超過分に係る税額控除額を一人当たり10万円減額する等の見直しを行った。									
	平成30年度税制改正以後	特定地域基準雇用者数に係る措置(特定地域基準雇用者数に40万円を乗じて計算した金額の税額控除)を廃止									
政策目的	企業の地方拠点の強化及び移転を支援することにより、地方における安定した良質な雇用の創出を通じて、地方への新たな流れを生み出し、東京一極集中を是正及び地域経済の活性化を実現すること。										
評価対象税目	義務対象					努力義務対象					
	法人税	法人住民税									
関係条項	措法第42条の12、第68条の15の2										
要望内容	東京一極集中是正の加速化に向けて、中核・中核都市において事務所等を整備する場合には、措置内容の拡充等を検討する。										
創設年度	H27	過去の政策評価の実績	H27内閣04、H28内閣02、H29内閣01							区分	拡充

【総括表】

	租税特別措置等の適用実態												租税特別措置等によって達成しようとする目標とその実現状況(効果)						
	適用件数 (法人税・件)			(参考)	減収額 (法人税・百万円)			(参考)	減収額 (法人住民税・百万円)			(参考)	目標	「2020年までの5年間で本社機能の一部移転等により強化した企業の地方拠点における雇用者数を4万人増加」					
	将来予測	実績	実績÷将来予測	適用実態調査における適用件数 (法人税・件)	将来予測	実績	実績÷将来予測	適用実態調査における適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	将来予測	実績	実績÷将来予測	適用実態調査における租税特別措置 ごとの影響額(法人 住民税・百万 円)	目標値 (累計) (人)	将来予測		実績		租特の直 接的効果	目標 達成度
														累計	単年度	累計	単年度		
H23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H27	不明	7	-	7	不明	▲3.8	-	不明	▲0.5	-	内訳不明	-	-	-	不明	4,447	不明	-	
H28	1,500	5	0.3%	5	▲7,370.0	▲4.9	0.1%	-	▲950.7	▲0.6	0.1%	内訳不明	-	-	11,560	不明	3,252	不明	-
H29	18	6	33.3%	-	▲73.0	▲30.2	41.4%	-	▲9.4	▲3.9	41.5%	-	不明	不明	-	2,731	不明	-	
H30	1,417	-	-	-	▲6,307.0	-	-	-	▲814.0	-	-	-	不明	19,605	8,045	-	-	-	-
H31	1,351	-	-	-	▲7,170.0	-	-	-	▲924.9	-	-	-	40,000	35,605	16,000	-	-	-	-
H32	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H33	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H34	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H35~ /未定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 内閣01は、評価書に記載されている関係条項別(オフィス減税分、雇用促進税制分)に「点検シート」及び「点検結果表」を作成している。

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充（雇用促進税制）		
税目	法人税、法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の適用数（平成29年度の法人税）について、「雇用促進計画受付件数・達成状況報告件数（厚生労働省）」より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】	① 平成29年度の適用件数（6件（推計））の算定根拠については、別添（2）の「地方拠点強化税制における雇用促進税制に係る推計」のP2を参照。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の適用数（平成31年度の法人税）が予測されていない。 ② 将来の適用数（平成30年度の法人税）について、「1,417件（推計）」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 ③ 将来の適用数（法人税）1,417件（平成30年度）が過去の実績5件（平成28年度）とかなり離れていることについて、その原因が明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】	① 平成31年度の適用数については、現在税制改正要望中であるが、措置内容については外部有識者会議等の議論を踏まえつつ検討するとしているため、そのような中で31年度分について示すことは困難な状況。 ② 別添（1）の「地方拠点強化税制における減収見込み（試算）」を添付する。なお、1,417件は、添付の5枚目のシートの「一般移転型大企業上乗せ部分」20件、「一般移転型中小企業上乗せ部分」180件、「一般拡充型大企業基本部分」87件、「一般拡充型中小企業基本部分」780件、「小規模事業移転型大企業上乗せ部分」6件、「小規模事業移転型中小企業基本部分」54件、「小規模事業拡充型大企業基本部分」26件、「小規模事業拡充型中小企業基本部分」234件、「準地方活力向上地域への移転型事業大企業上乗せ部分」3件、「準地方活力向上地域への移転型事業中小企業上乗せ部分」27件の合計である。それぞれの算出については、4枚目のシートを参照。 ③ 件数が乖離していることについては、 ・整備計画の認定を受けた事業者が、当該年度中に特定業務施設に建設・取得等を終えることができないケースもあり、また実際に整備事業を進めていく過程で、個別

企業における事情変更や利益の有無等の各種要因により税制の適用を断念したケースも見られたこと ・雇用促進税制については、特定業務施設を整備した後に、当該施設において事業年度中に雇用者を増加させた場合に受けられるものであるが、特定業務施設の整備状況に影響を受けるとともに、特定業務施設の整備後、労働者の採用・転勤による特定業務施設における雇用まで、一定程度の期間を要する から、これまで税制の適用に至らなかったケースがあったこと、今後は特定業務施設の整備を終えた企業による採用・転勤が進むと考えられ、税制の適用を受ける企業は増加するものと考えられる。さらに認定事業者に対するアンケート調査などを踏まえて平成30年度税制改正において要件変更等を行ったところであり、今後は、改正内容等についても広く広報・周知を図っていくことで、適用数の増加を図る。	
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ②・③ 補足説明では、別添（1）「＜一般＞KPIとして、地方における企業の拠点強化について年間1500件を計上」、「＜小規模事業＞認定件数を450件と推計」、「＜準地方活力向上地域への移転型事業＞認定件数を30件と推計」の算定根拠が明らかにならず、そのため、将来の適用数（法人税）1,417件（平成30年度）が過去の実績5件（平成28年度）と大きく乖離している原因が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額（平成29年度の法人税及び法人住民税）について、「認定取得企業に対する実績調査等より作成」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】	① 平成29年度の減収額（法人税30.2百万円）の算定根拠については、別添（2）の「地方拠点強化税制における雇用促進税制に係る推計」のP10を参照。なお、法人住民税については、評価書の備考にもあるとおり、法人税に12.9%を乗じて試算している。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額（平成31年度の法人税及び法人住民税）が予測されていない。 ② 将来の減収額（平成30年度の法人税及び法人住民税）について、「推計値」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 ③ 将来の減収額（法人税）6,307百万円（平成30年度）が過去の実績4.9百万円（平成28年度）とかなり離れていることについて、その原因が明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】	① 平成31年度の減収額については、現在税制改正要望中であるが、措置内容については外部有識者会議等の議論を踏まえつつ検討するとしているため、そのような中で31年度分について示すことは困難な状況。 ② 平成29年度の減収額（法人税6,307百万円）の算定根拠については、別添（2）の「地方拠点強化税制における雇用促進税制に係る推計」のP11を参照。なお、法人住民税については、評価書の備考にもあるとおり、法人税に12.9%を乗じて試算している。 ③ 減収額が乖離していることについては、 ・整備計画の認定を受けた事業者が、当該年度中に特定業務施設に建設・取得等を終えることができないケースもあり、また実際に整備事業を進めていく過程で、個別企業における事情変更や利益の有無等の各種要因により税制の適用を断念したケ

<p>ースも見られたこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用促進税制については、特定業務施設を整備した後に、当該施設において事業年度中に雇用者を増加させた場合に受けられるものであるが、特定業務施設の整備状況に影響を受けるとともに、特定業務施設の整備後、労働者の採用・転勤による特定業務施設における雇用まで、一定程度の期間を要するから、これまで税制の適用に至らなかったケースがあったこと、今後は特定業務施設の整備を終えた企業による採用・転勤が進むと考えられ、税制の適用を受ける企業は増加するものと考えられ、それに伴い減収額も増加するものと考えられる。
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>②・③ 補足説明では、別添(2)のP11の減収額の算定の大元として、P3の「KPIで掲げられた目標(5年で地方拠点強化7,500件)から、平成30年度分1,500件に加え、小規模事業450件、準地方活力向上地域30件と仮定する」の算定根拠が明らかにされておらず、そのため減収額が多額になっており、過去の実績4.9百万円(平成28年度)と大きく乖離している原因が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標(2020年までの5年間で、本社機能の一部移転等により強化した企業の地方拠点における雇用者数を4万人増加)に対する過去の効果(平成27年度から29年度まで)が年度ごとに把握されていない。</p> <p>② 達成目標(2020年までの5年間で、本社機能の一部移転等により強化した企業の地方拠点における雇用者数を4万人増加)に対する過去の効果について、「既に10,918人の地方における雇用が生じているところ(計画含む)」と説明されているが、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標(2020年までの5年間で、本社機能の一部移転等により強化した企業の地方拠点における雇用者数を4万人増加)に対する過去の効果について「本税制措置により、既に238件の企業の地方拠点強化が具体的に計画・認定され」と説明されているが、過去の適用数5件(平成28年度)及び6件(平成29年度)は、10件未満であり、前回評価時の将来予測11件(平成28年度)及び18件(平成29年度)の半数以下と想定外に僅少である。そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことを明らかにする必要がある。</p> <p>④ 達成目標(2020年までの5年間で、本社機能の一部移転等により強化した企業の地方拠点における雇用者数を4万人増加)に対する過去の直接的な効果について、過去の効果(10,918人)から他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 都道府県が認定した特定業務施設整備計画における採用や転勤の計画から集計すると、平成27年度4447人、平成28年度3252人、平成29年度2731人となる。</p> <p>② 上記①に加え、平成30年度(6月まで)に認定した計画における488人を加えると、10918人となる。</p> <p>③ (3)③、(5)③の補足説明に記載した理由等から、過去の適用件数は僅少であるが、地方拠点の拡充・移転への事業主のインセンティブとなっていることから、現状においても、本特例措置は達成目標の実現に寄与しているものと考えている。</p> <p>④ 整備計画の認定により行われる企業の地方拠点強化件数、地方拠点における安定した良質な雇用者数の増加が、本特例措置による直接的な効果になると考えている。なお、アンケートについて、今後、手法等について検討してまいります。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、補足説明では、把握された効果の算定根拠(計算式及び計算に用いた数値)が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

<p>②・③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標(2020年までの5年間で、本社機能の一部移転等により強化した企業の地方拠点における雇用者数を4万人増加)に対する将来の効果(平成30年度及び31年度)が年度ごとに予測されていない。</p> <p>② 達成目標(2020年までの5年間で、本社機能の一部移転等により強化した企業の地方拠点における雇用者数を4万人増加)に対する将来の効果について、「既に10,918人の地方における雇用が生じているところ(計画含む)」と説明されているが、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標(2020年までの5年間で、本社機能の一部移転等により強化した企業の地方拠点における雇用者数を4万人増加)に対する将来の直接的な効果について、「既に10,918人から他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されており、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>④ 達成目標(2020年までの5年間で、本社機能の一部移転等により強化した企業の地方拠点における雇用者数を4万人増加)について、本特例措置の拡充を要望しているにもかかわらず、本特例措置が拡充されなかった場合と拡充された場合の将来の効果の違いについて予測されていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 平成30年度においては新規雇用者数8,045人(別添(2)参照)と試算しており、平成31年度については現在税制改正要望中であるが、措置内容については外部有識者会議等の議論を踏まえつつ検討するとしているため、そのような中で平成31年度について示すことは困難な状況。</p> <p>② (6)②のとおり。</p> <p>③ (6)④のとおり。</p> <p>④ 現在税制改正要望中であるが、措置内容については外部有識者会議等の議論を踏まえつつ検討するとしているため、そのような中、現時点では拡充された場合と拡充されなかった場合について示すことは困難な状況。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来の効果(平成31年度)が予測されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③・④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(3)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【内閣府の補足説明】欄には、内閣府から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充
2	対象税目	(法人税:義)(国税3)
	①: 政策評価の対象税目	(法人住民税、法人事業税:義)(地方税3)
	②: 上記以外の税目	(所得税:外、個人住民税:外)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>地域再生法に基づき、都道府県知事から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(以下「整備計画」という。)の認定を受けた法人等が、その認定をした都道府県知事が作成した地域再生計画における地方活力向上地域等内において特定業務施設を整備した場合、以下の課税の特例制度を受けることができる。</p> <p>(1) 特定業務施設を取得等した場合における特別償却又は税額控除制度(オフィス減税)</p> <p>(2) 整備した特定業務施設において雇用を増加させた場合の税額控除制度(雇用促進税制)</p> <p>① オフィス減税 取得等した建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額に対して、 ・移転型事業の場合、25%の特別償却、又は7%の税額控除 ・拡充型事業の場合、15%の特別償却、又は4%の税額控除 ※取得価額が2,000万円以上(中小企業者の場合1,000万円以上)であることが要件</p> <p>② 雇用促進税制</p> <p>① 地方事業所基準雇用者数に係る措置 特定業務施設における当期増加雇用者(注) ※1人あたり</p> <p>(ア) 無期雇用かつフルタイムの新規雇用者数 ⇒1人あたり60万円 (法人全体の雇用者増加率が5%未満(移転型)又は8%未満(拡充型)の場合:30万円)</p> <p>(イ) 新規雇用者数から(ア)の数を控除した数 ⇒1人あたり50万円 (法人全体の雇用者増加率が5%未満(移転型)又は8%未満(拡充型)の場合:20万円)</p> <p>(ウ) 特定業務施設における雇用者増加数から新規雇用者数を控除した数 ⇒1人あたり50万円 (法人全体の雇用者増加率が5%未満(移転型)又は8%未満(拡充型)の場合:20万円)</p> <p>(注)ただし、法人全体の増加雇用者数を上限</p>

		<p>② 地方事業所特別基準雇用者数に係る措置(移転型事業のみ) 特定業務施設における当期増加雇用者1人あたり30万円※の税額控除 ※②は最大3年間継続。ただし、特定業務施設の雇用者数又は法人全体の雇用者数が減少した場合は終了。 ※準地方活力向上地域内の場合は20万円。</p> <p>《要望の内容》 東京一極集中是正の加速化に向けて、中核・中核都市において事務所等を整備する場合には、措置内容の拡充等を検討する。</p> <p>《関係条項》 租税特別措置法(昭和32年法律第26号) 第十条の四の二、第十条の五、第四十二条の十一の三、第四十二条の十二、第六十八条の十五、第六十八条の十五の二</p>
5	担当部局	内閣府 地方創生推進事務局
6	評価実施時期及び分析対象期間	<p>評価実施時期:平成30年7月</p> <p>分析対象期間:平成27年10月2日～平成32年3月31日 (平成27年10月2日…本税制関連の地域再生計画の初認定日)</p>
7	創設年度及び改正経緯	<p>○平成27年度 地方拠点強化税制の創設 (1) オフィス減税の創設 (取得等した建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額に対する特別控除の創設)</p> <p>(2) 雇用促進税制の拡充 (地方拠点強化税制における雇用促進税制の創設)(地域再生法の認定地域再生計画に基づく整備計画の認定事業者に対する特別控除を上乗せ措置として拡充)</p> <p>○平成28年度 地方拠点強化税制の拡充(雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度(所得拡大促進税制)と重複適用を可能とする拡充)</p> <p>○平成29年度 地方拠点強化税制の拡充(オフィス減税の減税率について、移転型事業は7%、拡充型事業は4%(平成27、28年度と同水準)と維持するとともに、雇用促進税制について、質の高い雇用(無期雇用かつフルタイム)に対する控除額の上乗せ等)</p> <p>○平成30年度 適用期間の2年間の延長とともに、支援対象地域に近畿圏中心部及び中部圏中心部を追加。加えて、認定時の要件を雇用者数10人(中小5人)からそれぞれ5人(2人)とする要件の緩和等。</p>
8	適用又は延長期間	適用期間:平成32年3月31日

9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 本税制では、企業の地方拠点の強化及び移転を支援することにより、地方における安定した良質な雇用の創出を通じて、地方への新たな流れを生み出し、東京一極集中を是正及び地域経済の活性化を実現することを目的としている。</p> <p>《政策目的の根拠》 ・地域再生法(平成17年法律第24号) 第1条に「近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生(以下「地域再生」という。)を総合的かつ効果的に推進するため、その基本理念、政府による地域再生基本方針の策定、地方公共団体による地域再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置並びに地域再生本部の設置について定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。」と規定。 第5条に「地域再生を図るための計画」に掲げる事項のひとつとして、企業の地方拠点の強化に関する事業である「地方活力向上地域等特定業務施設整備事業」が位置づけられている。</p> <p>・まち・ひと・しごと創生基本方針 (平成27年6月30日閣議決定、平成28年6月2日、平成29年6月9日、平成30年6月15日改訂) 地方創生のための施策として「企業の地方拠点強化等」が位置づけられている。</p> <p>・まち・ひと・しごと創生総合戦略 (平成26年12月27日閣議決定、平成27年12月24日、平成28年12月22日、平成29年12月22日改訂) 「地方への新しい人の流れをつくる」ための施策として、「企業の地方拠点強化等」が位置づけられている。</p>
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標4 地方創生の推進 施策目標8 地域再生の推進</p>
		③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 2020年までの5年間で、 ・本社機能の一部移転等により強化した企業の地方拠点における雇用者数を4万人増加 ・雇用者数増加のために必要な企業の地方拠点強化の件数を7,500件増加</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 地方における地方拠点が移転・拡充されることによる、安定した良質な雇用の創出を通じて、地方への新たな人の流れを生み出すことが出来る。</p>

10	有効性等	①: 適用数	<p>＜地域再生計画の認定状況等＞</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">地域再生計画の認定 都道府県数</th> <th colspan="3">認定地域再生計画における目標値</th> </tr> <tr> <th>整備計画認定件数</th> <th colspan="2">雇用創出数</th> </tr> <tr> <td>合計数</td> <td>44道府県(51計画)</td> <td>1,645件</td> <td colspan="2">15,414人</td> </tr> </table> <p>(平成30年6月末時点)</p> <p>＜地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定状況等＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度(注)</th> <th>累計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定整備計画数</td> <td>77件</td> <td>81件</td> <td>69件</td> <td>11件</td> <td>238件</td> </tr> <tr> <td>雇用創出人数</td> <td>4,447人</td> <td>3,252人</td> <td>2,731人</td> <td>488人</td> <td>10,918人</td> </tr> <tr> <td>雇用促進計画受付件数</td> <td>26件</td> <td>41件</td> <td>56件</td> <td>4件</td> <td>128件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 認定整備計画数・雇用創出人数については、都道府県から内閣府に報告があったもの。なお、平成30年度に関しては平成30年7月15日までに報告があったもの。 雇用促進計画受付件数は平成30年7月31日までに労働局から報告があったもの</p> <p>＜適用件数＞ ○オフィス減税 平成27年度 4件(特別償却2件、税額控除2件) (「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」) 平成28年度 20件(特別償却4件、税額控除16件) (「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」) 平成29年度 34件(特別償却5件、税額控除29件) (認定取得企業に対する調査より) 平成30年度 606件(特別償却303件、税額控除303件)(推計) (※根拠については、別添(1)参照) 平成31年度 精査中</p> <p>○雇用促進税制 平成27年度 7件(「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」) 平成28年度 5件(「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」) 平成29年度 6件(「雇用促進計画受付件数・達成状況報告件数(厚生労働省)」より推計(平成30年7月末現在)) (※根拠については、別添(2)参照) 平成30年度 1,417件(推計)(※根拠については、別添(2)参照) 平成31年度 精査中</p>						地域再生計画の認定 都道府県数	認定地域再生計画における目標値			整備計画認定件数	雇用創出数		合計数	44道府県(51計画)	1,645件	15,414人			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度(注)	累計	認定整備計画数	77件	81件	69件	11件	238件	雇用創出人数	4,447人	3,252人	2,731人	488人	10,918人	雇用促進計画受付件数	26件	41件	56件	4件	128件
				地域再生計画の認定 都道府県数	認定地域再生計画における目標値																																							
整備計画認定件数	雇用創出数																																											
合計数	44道府県(51計画)	1,645件	15,414人																																									
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度(注)	累計																																							
認定整備計画数	77件	81件	69件	11件	238件																																							
雇用創出人数	4,447人	3,252人	2,731人	488人	10,918人																																							
雇用促進計画受付件数	26件	41件	56件	4件	128件																																							

②	適用額	<p>○オフィス減税 平成 27 年度 380 百万円(特別償却:301 百万円、税額控除 79 百万円) (「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」) 平成 28 年度 1,687 百万円(特別償却:137 百万円、税額控除 1550 百万円) (「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」) 平成 29 年度 1,573 百万円(特別償却:178 百万円、税額控除 1395 百万円) (認定取得企業に対する調査より集計) 平成 30 年度 11,293 百万円(特別償却:9,075 百万円、税額控除 2,218 百万円)(推計) (※根拠については、別添(1)参照) 平成 31 年度 精査中</p> <p>○雇用促進税制 平成 27 年度 3.8 百万円(「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」) 平成 28 年度 4.9 百万円(「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」) 平成 29 年度 30.2 百万円(「雇用促進計画受付件数・達成状況報告件数(厚生労働省)」より推計(平成 30 年 7 月末現在)) 平成 30 年度 6,307 百万円(推計)(※根拠については、別添(1)参照) 平成 31 年度 精査中</p> <p><適用件数や額が僅少である理由> 企業の移転・拡充に際しては、検討開始から立地場所の選定や社内合意などに一定の期間を要するものであり、したがって、税制適用の前提となる地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定までに長時間を要する。 さらに、税制適用を受けるには、事業計画の認定を経て、設備投資を実際に行い、特定業務施設の取得・供用開始の後、最初の会計年度終了時に初めて適用可能となるが、特定業務施設の取得には一定程度の長期間を要すること、また供用開始されたとしても実際に税制の適用を受けるまでには当該事業会計年度終了時となることなど、税制の適用までには長時間を要する。また、実際に整備事業を進めていく過程で、個別企業内の事情変更や利益法人であるか否か等の各種要因により税制適用の利用を断念したケースも見られ、これらも税制の適用件数や額が少なくなっている要因の一つと考えられる。 今後、既に認定を受けた企業において特定業務施設の建設から取得までに至る企業が増加すると考えられることに加え、平成30年度税制改正において認定要件の緩和や対象地域の拡大を行ったことでより本社機能の移転や拡充を検討すること企業の裾野が広がることため、税制適用を受ける企業についても増加するものと考えられる。</p>
---	-----	--

③	減収額	<p>○オフィス減税 (百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27 年度</th> <th>H28 年度</th> <th>H29 年度</th> <th>H30 年度</th> <th>H31 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国税</td> <td>149.7</td> <td>1,582.1</td> <td>1,436.6</td> <td>4,041</td> <td>精査中</td> </tr> <tr> <td>(法人税)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別償却分</td> <td>70.4</td> <td>32.1</td> <td>41.6</td> <td>1,823</td> <td>精査中</td> </tr> <tr> <td>税額控除</td> <td>79.3</td> <td>1,550</td> <td>1395</td> <td>2,218</td> <td>精査中</td> </tr> <tr> <td>地方税</td> <td>27.8</td> <td>14.2</td> <td>203.2</td> <td>1095.6</td> <td>精査中</td> </tr> <tr> <td>(法人住民税)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>10.3</td> <td>5.8</td> <td>202.9</td> <td>521.6</td> <td>精査中</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>17.5</td> <td>8.4</td> <td>0.3</td> <td>574</td> <td>精査中</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>177.2</td> <td>1595.2</td> <td>1776.2</td> <td>5139.6</td> <td>精査中</td> </tr> </tbody> </table> <p>○雇用促進税制 (百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27 年度</th> <th>H28 年度</th> <th>H29 年度</th> <th>H30 年度</th> <th>H31 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国税</td> <td>3.8</td> <td>4.9</td> <td>30.2</td> <td>6,307</td> <td>精査中</td> </tr> <tr> <td>(法人税)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地方税(法人住民税)</td> <td>0.5</td> <td>0.6</td> <td>3.9</td> <td>814</td> <td>精査中</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4.3</td> <td>5.5</td> <td>34.1</td> <td>7,121</td> <td>精査中</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度及び平成 28 年度は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(総務省)」より。 平成 29 年度は、認定取得企業に対する調査より集計。 平成 30 年度は推計値。推計方法については別添(1)参照。 平成 29 年度以降の法人住民税は国税に 12.9%を乗じて試算。 平成 29 年度以降の法人事業税については、特別償却額による所得の減収額に事業税率を乗じて試算。 雇用促進税制における優遇措置は税額控除のみであり、法人の所得に影響しないことから、法人事業税には影響を与えない。 		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	国税	149.7	1,582.1	1,436.6	4,041	精査中	(法人税)						特別償却分	70.4	32.1	41.6	1,823	精査中	税額控除	79.3	1,550	1395	2,218	精査中	地方税	27.8	14.2	203.2	1095.6	精査中	(法人住民税)						法人住民税	10.3	5.8	202.9	521.6	精査中	法人事業税	17.5	8.4	0.3	574	精査中	計	177.2	1595.2	1776.2	5139.6	精査中		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	国税	3.8	4.9	30.2	6,307	精査中	(法人税)						地方税(法人住民税)	0.5	0.6	3.9	814	精査中	計	4.3	5.5	34.1	7,121	精査中
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度																																																																																							
国税	149.7	1,582.1	1,436.6	4,041	精査中																																																																																							
(法人税)																																																																																												
特別償却分	70.4	32.1	41.6	1,823	精査中																																																																																							
税額控除	79.3	1,550	1395	2,218	精査中																																																																																							
地方税	27.8	14.2	203.2	1095.6	精査中																																																																																							
(法人住民税)																																																																																												
法人住民税	10.3	5.8	202.9	521.6	精査中																																																																																							
法人事業税	17.5	8.4	0.3	574	精査中																																																																																							
計	177.2	1595.2	1776.2	5139.6	精査中																																																																																							
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度																																																																																							
国税	3.8	4.9	30.2	6,307	精査中																																																																																							
(法人税)																																																																																												
地方税(法人住民税)	0.5	0.6	3.9	814	精査中																																																																																							
計	4.3	5.5	34.1	7,121	精査中																																																																																							

	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>本税制措置により、既に 238 件の企業の地方拠点強化が具体的に計画・認定され、それに伴い既に 10,918 人の地方における雇用が生じているところ(計画含む)。(※「10 有効性等 ①適用数」参照)</p> <p>引き続き、本税制措置を通じて企業の地方への拠点強化を促進することで、地方における雇用の増加による地方への人の流れをつくり、東京一極集中の是正及び地方活力の活性化に寄与するもの。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本税制措置の効果として、2020 年までの5年間で企業の地方拠点強化の件数を 7,500 件増加、地方拠点における安定した良質な雇用者数について、4万人の増加の効果を見込んでいる。</p> <p>また、具体的な経済効果は以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>オフィス減税</th> <th>雇用促進税制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>8021 百万円</td> <td>18 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>79,808 百万円</td> <td>33 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>69776 百万円</td> <td>186 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>113,108 百万円</td> <td>17,045 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 31 年度</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> </tr> </tbody> </table> <p>※オフィス減税の適用が見込まれる設備投資見込額に、平成 23 年建設部門分析用産業連関表における非住宅建築の生産誘発係数 2.0145 を乗じて算出。</p> <p>※増加雇用者をベースに、未就業入職者の割合は約 31%(平成 29 年雇用動向調査(厚生労働省)より)、平均給与は 422 万円(平成 28 年分 民間給与実態統計調査(国税庁)より)より推計。</p>		オフィス減税	雇用促進税制	平成 27 年度	8021 百万円	18 百万円	平成 28 年度	79,808 百万円	33 百万円	平成 29 年度	69776 百万円	186 百万円	平成 30 年度	113,108 百万円	17,045 百万円	平成 31 年度	精査中	精査中
			オフィス減税	雇用促進税制																
平成 27 年度	8021 百万円	18 百万円																		
平成 28 年度	79,808 百万円	33 百万円																		
平成 29 年度	69776 百万円	186 百万円																		
平成 30 年度	113,108 百万円	17,045 百万円																		
平成 31 年度	精査中	精査中																		
⑤: 税収減を是認する理由等	<p>本税制により多くの企業の地方拠点の強化及び移転が促進されることにより、地方における安定した良質な雇用の創出の促進、ひいては人口減少への対応や我が国の経済活力の維持に資する。</p>																			
11 相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>企業の地方拠点の強化及び移転を推進するためには、事業者にとって大きな負担となる、施設整備や雇用等に伴う初期費用を軽減することが有効であるが、本税制について規定する地域再生法はその目的において、「地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進する」としていることから、個別の事業者の地方拠点の強化及び移転に対して国が補助金を交付するよりも、地方公共団体が行う地域再生計画に沿った地方拠点の強化及び移転に対し本税制を措置する方が、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化という法目的と、より整合的である。</p>																		
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>企業の地方拠点の強化及び移転を推進するため、本税制のほか、以下の「債務保証制度」、「地方税に対する減収補填」がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 債務保証制度は、認定事業者がその認定をした都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域等内 																		

	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>において、特定業務施設を整備するために必要な資金の借入れ又は社債発行に係る債務の保証を(独)中小企業基盤整備機構が行うものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方税に対する減収補填は、財政力指数が一定未満の自治体であっても、認定事業者がその認定をした都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域等内において整備した特定業務施設に係る地方税(事業税、固定資産税、不動産取得税)について、他の自治体並に、課税免除又は不均一課税の措置が講じられるよう、その減収額の一部を補填するものである。
		<p>本税制では、企業の地方拠点の強化及び移転を支援することにより、地方における安定した良質な雇用の創出を通じて、地方への新たな流れを生み出し、東京一極集中を是正及び地域経済の活性化を実現することを目的としている。</p> <p>本税制の拡充によって、地方において更なる安定した良質な雇用の創出と経済の活性化が見込まれることから、本税制の対象となる認定事業者が所在する地方公共団体において、本税制を支援する相当性が認められる。</p>
12	有識者の見解	-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 29 年 7 月(H29 内閣 01)

地方拠点強化税制における減収額見込み(試算)

【減収見込額】

■ 国税 103.5 億円

【内訳】・法人税：オフィス減税40.4億円＋雇用促進税制63.1億円

■ 地方税 19.0 億円

【内訳】・法人住民税：オフィス減税分5.2億円、雇用促進税制分8.1億円
・法人事業税：5.7億円

■ 合計 122.5 億円

試算方法(オフィス減税)

《件数見込み》

<一般>

- ・KPIとして、地方における企業の拠点強化について年間1500件を計上(5年間で7500件)。(①)
- ・認定を受けた地方活力向上地域特定業務施設整備計画のうち、一部は賃貸による整備であることから、オフィス減税が適用される割合を60%(※)と仮定する。
- ・①②より、オフィス減税の適用見込み件数は、 $1500 \times (60/100) = 900$ 件。(③)
- ・また、認定整備計画のうち、移転型事業と拡充型事業の別は200:1300と仮定する。(④)
- ・③④より、移転型事業の適用見込み件数は、 $900 \times (200/1500) = 120$ 件
拡充型事業の適用見込み件数は、 $900 \times (1300/1500) = 780$ 件 となる。

- ・大企業と中小企業の別を1:9と仮定すると、
移転型事業について、大企業12件、中小企業108件
拡充型事業について、大企業78件、中小企業702件
- ・更に、利益法人割合を大企業60%、中小企業50%とすると、適用件数は下記のとおり。
移転型事業について、大企業8件、中小企業54件
拡充型事業について、大企業46件、中小企業352件

(※) (一社)日本ビルディング協会連合会が行った平成26年度ビル実態調査によると、賃貸用ビルと自社用ビルの割合は、全国平均が32.9%、地方圏(三大都市圏以外)が46.6%となり、13.7ポイントの差がある。また、国交省が行った平成25年法人土地・建物基本調査の確報集計によると、全国の全法人における建物所有法人割合は40.8%。これに上記全国と地方圏の差を適用すると、 $40.8 + 13.7 = 54.5\%$ となる。本税制措置のインセンティブが働くことにより、一定の新規設備投資が喚起されることを踏まえ、オフィス減税の適用見込み割合は60%とする。

(※) 試算表上の税額控除額に乘じている有効控除割合は、実際に控除できる割合として90%を乗じている。

(※) 特別償却と税額控除の両方が適用できる場合は同じ割合で利用されると仮定。

<小規模事業>

- ・平成30年度税制改正を踏まえた認定要件緩和等による追加分。便宜上<小規模事業>と記載。認定件数を450件と推計。なお、それ以降の試算方法については<一般>を参照。

<準地方活力向上地域への移転型事業(移転型事業のみ)>

- ・平成30年度税制改正を踏まえた準地方活力向上地域への移転型事業分。認定件数を30件と推計。なお、それ以降の試算については<一般>を参照。

《設備投資見込み額》

【移転型事業】

- ・制度創設時に経産省が実施した、本社機能の移転(一部含む実施した企業からのヒアリング結果は以下のとおり)。
本社機能の一部移転に伴う設備投資額(建物等) 大企業:平均10億円程度/件、中小企業:平均2億円程度/件
- ・当時の1件当たりの設備投資額に対する、現在の1件当たりの設備投資額を、建築着工統計の「事務所」の平均設備投資額から算定すると、
創設時(平成25年度統計):1.53兆÷10,730件≒1.43億円に対し、
直近(平成28年度統計):2.05兆÷11,273件≒1.82億円。よって、 $1.82 \div 1.43 \approx 1.27$
以上より、現在の本社機能の一部移転に伴う設備投資額の見込額は 大企業:平均12.7億円程度/件、中小企業:平均2.5億円程度/件

【拡充型事業】

- ・建築着工統計における「事務所」(本社機能以外の営業所等を含む)の着工件数を元に試算する。
平成28年度年中に全国で着工された事務所11,273件について、工事予定額の総額は約2.05兆円、1件あたりの平均は約1.82億円。(①)

【小規模事業】

- ・設備投資見込み額は計画認定要件の下限である大企業0.2億円、中小企業0.1億円として試算。

オフィス減税 減収見込額 (合計40.4億円)

	設備投資額	件数	特別償却率/ 税額控除率	税率/ 有効控除割合	減収見込額
【一般】【移転型】					
○大企業	(特別償却分) 12.7億円 ×	4件程度 ×	25%	23.4%	= 3.0億円程度
	(税額控除分) 12.7億円 ×	4件程度 ×	7%	90%	= 3.2億円程度
○中小企業	(特別償却分) 2.5億円 ×	27件程度 ×	25%	19.0%	= 3.2億円程度
	(税額控除分) 2.5億円 ×	27件程度 ×	7%	90%	= 4.3億円程度
【一般】【拡充型】					
○大企業	(特別償却分) 1.82億円 ×	23件程度 ×	15%	23.4%	= 1.5億円程度
	(税額控除分) 1.82億円 ×	23件程度 ×	4%	90%	= 1.5億円程度
○中小企業	(特別償却分) 1.82億円 ×	176件程度 ×	15%	19.0%	= 9.1億円程度
	(税額控除分) 1.82億円 ×	176件程度 ×	4%	90%	= 11.5億円程度
【小規模事業】【移転型】					
○大企業	(特別償却分) 0.2億円 ×	1件程度 ×	25%	23.4%	= 0.01億円程度
	(税額控除分) 0.2億円 ×	1件程度 ×	7%	90%	= 0.01億円程度
○中小企業	(特別償却分) 0.1億円 ×	10件程度 ×	25%	19.0%	= 0.05億円程度
	(税額控除分) 0.1億円 ×	10件程度 ×	7%	90%	= 0.06億円程度
【小規模事業】【拡充型】					
○大企業	(特別償却分) 0.2億円 ×	3件程度 ×	15%	23.4%	= 0.02億円程度
	(税額控除分) 0.2億円 ×	3件程度 ×	4%	90%	= 0.02億円程度
○中小企業	(特別償却分) 0.1億円 ×	54件程度 ×	15%	19.0%	= 0.15億円程度
	(税額控除分) 0.1億円 ×	54件程度 ×	4%	90%	= 0.19億円程度
【準地方活力向上地域への移転型事業】					
○大企業	(特別償却分) 12.7億円 ×	1件程度 ×	25%	23.4%	= 0.7億円程度
	(税額控除分) 12.7億円 ×	1件程度 ×	7%	90%	= 0.8億円程度
○中小企業	(特別償却分) 2.5億円 ×	4件程度 ×	25%	19.0%	= 0.5億円程度
	(税額控除分) 2.5億円 ×	4件程度 ×	7%	90%	= 0.6億円程度

試算方法(雇用促進税制)

○減収見込額(雇用促進税制)

＜件数見込み＞

＜一般＞

・KPIとして、地方における企業の拠点強化について年間1500件を計上(5年間で7500件)。(①)

・認定整備計画のうち、移転型事業と拡充型事業の別を200:1300と仮定。(②)

・大企業と中小企業の別を1:9と仮定すると(オフィス減税と同様の仮定)。(①②より、

認定整備計画の件数は、移転型事業について、大企業20件、中小企業180件 拡充型事業について、大企業130件、中小企業1170件。(③)

・ただし、基本部分についてはオフィス減税との併用ができないため、オフィス減税との重複を排除した件数は以下のとおり。(雇用促進税制は3年間利用できるため、オフィス減税を

1回利用すると仮定すると、オフィス減税と重複する確率は1/3のため、機械的に2/3を乗じた)

移転型・・・大企業:基本部分13件、上乗せ部分20件、中小企業:基本部分120件、上乗せ部分180件

拡充型・・・大企業:87件、中小企業780件(基本部分のみ)

＜小規模事業＞

・平成30年度税制改正で改正された認定要件の緩和等による追加。便宜上＜小規模事業＞と記載する。認定件数を450件と推計し、それ以降の試算方法については＜一般＞と

参照のこと。

＜準地方活力向上地域への移転＞

・平成30年度税制改正で追加された準地方活力向上地域への移転型事業については、認定件数を30件と推定。それ以降の試算については＜一般＞を参照。

＜平均適用人数見込み＞

＜一般＞

・基本部分の平均適用人数は、アンケート調査の結果から推計し、次のとおりと仮定。

移転型事業について、大企業24.4人、中小企業6.0人 拡充型事業について、大企業51.3人、中小企業8.9人

・上乗せ部分の平均適用人数は、アンケート調査の結果から推計し、次のとおりと仮定。

移転型事業について、大企業50.7人、中小企業20.6人

＜小規模事業＞

・基本部分の平均適用人数は、アンケート調査の結果から大企業2人、中小企業1人と仮定した。

・上乗せ部分の平均適用人数は、計画認定の要件緩和(大企業10人→5人、中小企業5人→2人)により平均で大企業7人、中小企業3人となるが、最大3年適用されるので、その半

分の大企業10.5人、中小企業4.5人と仮定した。

＜準地方活力向上地域への移転＞

・基本部分、上乗せ部分とも＜一般＞の移転型の人数と同じと仮定した。

＜1人当たりの控除額見込み＞

・基本部分の控除額見込みは、アンケート調査の結果から推計し、次のとおりと仮定。

＜一般＞

移転型事業について、大企業30.5万円、中小企業52.8万円 拡充型事業について、大企業32.9万円、中小企業46.3万円

＜小規模事業＞

移転型事業について、大企業30.0万円、中小企業45.0万円 拡充型事業について、大企業30.0万円、中小企業40.0万円

＜準地方活力向上地域への移転＞

移転型事業について、大企業30.5万円、中小企業52.8万円 拡充型事業について、大企業32.9万円、中小企業46.3万円 ……＜一般＞と同じと仮定した。

地方拠点税制における雇用促進税制に係る推計

1. 雇用促進税制について

(1) 地方拠点強化税制における雇用促進税制（地方事業所基準雇用者数及び地方事業所特別基準雇用者数に係る措置関係）

地域再生法に基づき都道府県知事が認定する「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を実施する事業主が、地方において本社機能を拡充又は移転し雇用者を増加させた場合に、税額控除を行う（平成27年度創設、平成30年度改正）。

(i) 拡充型：地方において本社機能を拡充し雇用者を増加させた場合には、特定業務施設における雇用増加者数に対して、次の金額の合計を税額控除。

(ア) 特定業務施設における無期雇用かつフルタイムの新規雇用者1人当たり60万円（法人全体の雇用者増加率が8%未満の場合：30万円）

(イ) 新規雇用者の数から（ア）の人数を控除した数（当該新規雇用者の数の4割が上限）について1人当たり50万円（同：20万円）

(ウ) 特定業務施設における雇用増加者数から新規雇用者数の数を控除した数について1人当たり50万円（同：20万円）

(ii) 移転型：東京23区から地方に本社機能を移転して整備する場合には、拡充型の税額控除（雇用増加率は5%が基準）に加え、当該特定業務施設における雇用増加者数1人当たり30万円の税額控除。

2. 平成30年度以前の雇用促進税制の適用件数、適用人数等について（1（2）関係）

○ 平成28年度及び平成29年度におけるハローワークにおいて受理した達成状況報告（平成30年7月末時点）及び租特透明化法等による調査報告書における適用実績（国税）から把握できる適用件数等（実績値）は以下のとおり。

		雇用促進計画実施年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
雇用促進 計画受付 件数	① 計画受付件数（件）		23	45	56
	(i) 拡充型		19	39	51
	(ii) 移転型		4	6	5
	② 達成状況報告受付件数（件）		14	24	—
	(i) 拡充型		12	21	—
	(ii) 移転型		2	3	—
(国税) 適用実態 調査	③ 適用件数（件）		7	5	—
	④ 適用減収総額（千円）		3,778	4891	—

出典：「雇用促進計画受付・達成状況報告」（厚生労働省職業安定局）
「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）

○ 平成29年度における公共職業安定所等に提出した雇用促進計画の件数（上記「①計

雇用促進税制 減収見込額(合計63.1億円)

	件数	人数	控除額	有効控除割合	減収見込額
【一般】【移転型】 ○大企業	【基本部分】	13件程度 × 24.4人程度	× 30.5万円程度	× 90%	= 0.9億円程度
	【上乗せ部分】	20件程度 × 50.7人程度	× 30万円	× 90%	= 2.7億円程度
○中小企業	【基本部分】	120件程度 × 6.0人程度	× 52.8万円程度	× 90%	= 3.4億円程度
	【上乗せ部分】	180件程度 × 21.6人程度	× 30万円	× 90%	= 10.0億円程度
【一般】【拡充型】 ○大企業	【基本部分】	87件程度 × 51.3人程度	× 32.9万円程度	× 90%	= 13.2億円程度
	○中小企業	【基本部分】	780件程度 × 8.9人程度	× 46.3万円程度	× 90%
【小規模事業】【移転型】 ○大企業	【基本部分】	4件程度 × 2人程度	× 30万円程度	× 90%	= 0.02億円程度
	【上乗せ部分】	6件程度 × 10.5人程度	× 30万円程度	× 90%	= 0.2億円程度
○中小企業	【基本部分】	36件程度 × 1人程度	× 45万円程度	× 90%	= 0.1億円程度
	【上乗せ部分】	54件程度 × 4.5人程度	× 30万円程度	× 90%	= 0.7億円程度
【小規模事業】【拡充型】 ○大企業	【基本部分】	26件程度 × 2人程度	× 30万円程度	× 90%	= 0.1億円程度
	○中小企業	【基本部分】	234件程度 × 1人程度	× 40万円程度	× 90%
【準地方活力向上地域への移転型事業】 ○大企業	【基本部分】	2件程度 × 24.4人程度	× 30.5万円程度	× 90%	= 0.1億円程度
	【上乗せ部分】	3件程度 × 50.7人程度	× 20万円程度	× 90%	= 0.3億円程度
○中小企業	【基本部分】	18件程度 × 6.0人程度	× 52.8万円程度	× 90%	= 0.5億円程度
	【上乗せ部分】	27件程度 × 21.6人程度	× 20万円程度	× 90%	= 1.0億円程度

画受付件数)以外の件数等は、平成28年度における実績を踏まえて推計している。

○平成30年度における件数等については、税額控除実施法人が1,417件((2)、(3)「税額控除実施法人数」についての平成30年度を参照)と見込んでいることを踏まえている。

<(1)公共職業安定所等に提出した雇用促進計画の件数について>

平成30年度

- ・雇用促進計画の達成状況について公共職業安定所等の確認を受けた計画の件数が1,417件であり(下記参照)、平成27年度と平成28年度における公共職業安定所等に提出した雇用促進計画の件数(合計68件)、平成27年度と平成28年度における達成状況の確認を受けた件数(合計38件)から、 $1,417 \times (68 \text{ 件} / 38 \text{ 件}) = \underline{2,534 \text{ 件}}$
- ・準地方活力向上地域への移転は $30 \text{ 件} \times (68 \text{ 件} / 38 \text{ 件}) = \underline{54 \text{ 件}}$
- ・地方活力向上地域への移転、拡充はそれぞれ、 $(2,534 \text{ 件} - 54 \text{ 件}) \times 200 / 1500 = \underline{331 \text{ 件}}$ 、 $(2,534 \text{ 件} - 54 \text{ 件}) \times 1300 / 1500 = \underline{2,149 \text{ 件}}$

<(1)雇用促進計画の達成状況について公共職業安定所等の確認を受けた当該計画の件数について>

平成29年度

- ・平成29年度の雇用促進計画の受付件数①は56件(拡充型:51件、移転型:5件)
- ・平成28年度の雇用促進計画の受付件数①に対する達成状況報告受付件数②の割合は53.3%(=24件/45件)
- ・平成29年度においてもこの割合(53.3%)で達成状況報告件数が推移すると仮定すると、平成29年度における雇用促進計画の達成状況報告受付件数②(推計値)は30件(=56件×53.3%)(拡充型:27件(51件×53.3%)、移転型:3件(5件×53.3%))

平成30年度

- ・平成30年度における税額控除実施法人を1,417件(下記参照)と見込んでいることから、雇用促進計画の達成状況の確認を受けた件数も1,417件としている。
- ・準地方活力向上地域への移転は30件
- ・地方活力向上地域への移転、拡充はそれぞれ、 $(1,417 \text{ 件} - 30 \text{ 件}) \times 200 / 1500 = \underline{185 \text{ 件}}$ 、 $(1,417 \text{ 件} - 30 \text{ 件}) \times 1300 / 1500 = \underline{1,202 \text{ 件}}$

<(2)、(3)「税額控除実施法人数」について>

平成29年度

- ・平成28年度における雇用促進計画の達成状況報告受付件数②に対する、実際に適用を受けた適用件数③の割合は20.8%(=5件/24件)
- ・平成29年度における適用件数③についてもこの割合(20.8%)で適用件数が積まれるとすると、平成29年度における適用件数③(推計値)は6件(=30件×20.8%)(拡充型:6件(27件×20.8%)、移転型:0件(3件×20.8%))

平成30年度

- ・平成30年度から認められた小規模事業についての要件緩和(便宜上「小規模事業」と記載)、準地方活力向上地域への移転に関する要件緩和(便宜上「準地方活力向上地域」と記載)を考慮した。
- ・KPIで掲げられた目標(5年で地方拠点強化7,500件)から、平成30年度分1,500件に加え、小規模事業450件、準地方活力向上地域30件と仮定する。
- ・移転型:拡充型=200:1,300、大企業:中小企業=1:9とし、オフィス減税との重複を排除(雇用促進税制は3年間利用できるため、オフィス減税を1回利用すると仮定すると、オフィス減税と重複する確率は1/3のため、機械的に2/3を乗じた)すると、KPI分、小規模事業分、準地方活力向上地域分の控除実施件数は以下のとおりとなる。

【KPI分】移転型200(大20、中小180)、拡充型1,300(大130、中小1,170)

・移転型: 200 (上乘せ部分はオフィス減税との併用が可のため)

・拡充型: $130 \times 2 / 3 + 1,170 \times 2 / 3 = \underline{867}$

【小規模事業分】移転型60(大6、中小54)、拡充型390(大39、中小351)

・移転型: 60 (同上)

・拡充型: $39 \times 2 / 3 + 351 \times 2 / 3 = \underline{260}$

【準地方活力向上地域分】移転型のみ(大3、中小27)

・移転型: 30

合計1,417件

<(3)「控除対象地方事業所基準雇用者数①」について>

- 控除対象地方事業所基準雇用者数については、適用見込み企業1社当たりの平均雇用増加数を乗じることで推計すると、以下のとおり。

平成28年度

$5 \text{ 件} \times 5 \text{ 人} (\ast 6) = \underline{25 \text{ 人}}$

(※6) 地方拠点強化税制に係る雇用促進計画の達成状況報告(平成28年度)において、雇用促進税制の適用が見込まれる企業における計画終了時の増加雇用者数(特定業務施設における増加人数と雇用保険一般被保険者の増加数のいずれか少ない数)の平均値は5人

<(3)「控除対象地方事業所基準雇用者数のうち基準雇用者割合が10%以上の要件等を満たす法人に係る数②」について>

- アンケート調査の結果により推計した地方事業所基準雇用者数のうち基準雇用者割合が10%以上の要件等を満たす法人に係る数の割合(31.9%(※8))を用いて推計。

(※8) 平成29年度において内閣府地方創生事務局が実施したアンケート調査(以下「アンケート調査」という)において、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、本社機能を有する業務施設の移転又は拡充を行った企業のうち、税額控除の対象になり得ると考えられる企業(73社)における増加雇用者数(特定業務施設における増加人数と法人全体の増加数のいずれか少ない数)の合計に対する基準雇用者割合が10%以上の要件等を満たすと考えられる企業における増加雇用者数の合計の割合

平成28年度

$25 \text{ 人} \times 31.9\% = \underline{8 \text{ 人}}$

(※11) 厚生労働省「職業安定業務統計」における平成29年度の就職件数に占める無期雇用かつフルタイムの比率。アンケート調査回答企業においても、新規雇用者に占める無期雇用かつフルタイムの比率が一律この割合であるとして推計。

<(3)「控除対象地方事業所基準雇用者数のうち②以外の数 ③」について>

- ①から②を控除して推計。

平成 28 年度

$$25 \text{ 人} - 8 \text{ 人} = \underline{17 \text{ 人}}$$

<(3)「新規雇用者総数 ④」について> **新規雇用者数全体**

- 推計した税額控除実施法人数にアンケート調査の結果により推計した1法人当たりの新規雇用者総数を乗じて推計。

平成 29 年度

$$6 \text{ 件} \times 10.4 \text{ 人} (\text{※9}) = \underline{62 \text{ 人}}$$

(※9) アンケート調査において、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、本社機能を有する業務施設の移転又は拡充を行った企業のうち、税額控除の対象になり得ると考えられる企業(73社)における新規雇用者総数(特定業務施設における新規雇用者数、増加人数、法人全体の増加数のいずれか少ない数)の平均値

<(2)「新規雇用者総数 ①」について>

平成 30 年度

- ・ KPI 分、小規模事業分、準地方活力向上地域分それぞれについて、基本部分が対象となる法人(オフィス減税との重複を排除するため機械的に2/3を乗じたもの、再掲)の数に、アンケート調査で得られた1法人あたりの新規雇用者数を乗じて算出した。(合計 8,045 人)

(計算例) KPI 分の拡充型の中小企業

- ・ トータル 1,500 件のうち拡充型が 1,300 件
- ・ 1,300 件のうち 9 割に当たる 1,170 件が中小企業
- ・ 1,170 件の 2/3 に当たる 780 件が基本部分の対象となる
- ・ 780 件 × 7.2 人(アンケート結果) = 5,616 人

<(3)「控除対象特定新規雇用者数 ⑤」について> **新規雇用者のうち無期雇用かつフルタイム**

- 推計した税額控除実施法人数にアンケート調査の結果により推計した1法人当たりの控除対象特定新規雇用者数を乗じて推計。

平成 29 年度

$$6 \text{ 件} \times 6.5 \text{ 人} (\text{※10}) = \underline{39 \text{ 人}}$$

(※10) アンケート調査において、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、本社機能を有する業務施設の移転又は拡充を行った企業のうち、税額控除の対象になり得ると考えられる企業(73社)における控除対象特定新規雇用者数(特定業務施設における新規雇用者数 × 46.3% (※11)、特定業務施設における増加人数、法人全体の増加数のいずれか少ない数)の平均値

<(2)「特定新規雇用者基礎数 ②」について>

平成 30 年度

- ・ <(2)「新規雇用者総数 ①」について>と同様の方法による。(合計 5,213 人)

<(3)「控除対象特定新規雇用者数のうち基準雇用者割合が10%以上の要件等を満たす法人に係る数⑥」について> **新規雇用者のうち無期雇用かつフルタイムで法人全体の雇用者増加割合が10%**

- アンケート調査の結果により推計した控除対象特定新規雇用者数うち基準雇用者割合が10%以上の要件等を満たす法人に係る数の割合を用いて推計。

平成 29 年度

$$39 \text{ 人} \times 21.9\% (\text{※12} [10\% \text{以上}]) = \underline{9 \text{ 人}}$$

(※12) アンケート調査において、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、本社機能を有する業務施設の移転又は拡充を行った企業のうち、税額控除の対象になり得ると考えられる企業(73社)における控除対象特定新規雇用者数(特定業務施設における新規雇用者数 × 46.3%、特定業務施設における増加人数、法人全体の増加数のいずれか少ない数)の合計に対する基準雇用者割合が10%または8%または5%以上の要件等を満たすと考えられる企業における控除対象特定新規雇用者数の合計の割合

<(2)「うち基準雇用者割合 ≥ 8%の法人に係る数 ③」について>

平成 30 年度

- ・ <(2)「特定新規雇用者基礎数 ②」について>で得られた特定新規雇用者基礎数(KPI分、小規模事業分、準地方活力向上地域分のそれぞれについて、移転型・拡充型、大企業・中小企業の別)に、基準雇用者割合 ≥ 8%となる法人の特定新規雇用者基礎数の割合(アンケート結果)を乗じて算出。(合計 3,132 人)

<(2)「うち5% ≤ 基準雇用者割合 < 8%の法人に係る数 ④」について>

平成 30 年度

- ・ <(2)「うち基準雇用者割合 ≥ 8%の法人に係る数 ③」について>と同様に算出。(合計 545 人)

<(2)「うち基準雇用者割合 < 5%の法人に係る数 ⑤」について>

平成 30 年度

- ・ 特定新規雇用者基礎数(5,213人)から、上記で求めた3,132人、545人を控除すると、1,536人。

<(3)「控除対象特定新規雇用者数のうち⑥以外の数 ⑦」について>

- ⑤から⑥を控除して推計。**新規雇用者のうち無期雇用かつフルタイムで法人全体の雇用**

者増加割合が10%未満

平成 29 年度

39 人 - 9 人 = 30 人

<(2)「対象移転型特定新規雇用者数 ⑥」について>

平成 30 年度

- ・ <(2)「うち 5% ≤ 基準雇用者割合 ≤ 8% の法人に係る数 ④」について> で算出した 545 人のうち、移転型に係る人数 100 人。

<(3)「非特定新規雇用者数 ⑧」について>

- 推計した税額控除実施法人数にアンケート調査の結果により推計した 1 法人当たりの非特定新規雇用者数を乗じて推計。

平成 29 年度

6 件 × 2.8 人 (※13) = 17 人

(※13) アンケート調査において、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、本社機能を有する業務施設の移転又は拡充を行った企業のうち、税額控除の対象になり得ると考えられる企業 (73 社) における新規雇用者総数の平均値 - 控除対象特定新規雇用者数の平均値 - 非特定新規雇用者超過数の平均値

<(2)「対象非特定新規雇用者数 ⑦」について>

平成 30 年度

- ・ <(2)「新規雇用者総数 ①」について> と同様の方法による。(合計 1,954 人)

<(3)「非新規基準雇用者数 ⑨」について>

- 推計した税額控除実施法人数にアンケート調査の結果により推計した 1 法人当たりの非新規基準雇用者数を乗じて推計。

平成 29 年度

6 件 × 13.3 人 (※14) = 80 人

(※14) アンケート調査において、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、本社機能を有する業務施設の移転又は拡充を行った企業のうち、税額控除の対象になり得ると考えられる企業 (73 社) における増加雇用者数 (特定業務施設における増加人数と法人全体の増加数のいずれか少ない数) - 新規雇用者総数 (特定業務施設における新規雇用者数、増加人数、法人全体の増加数のいずれか少ない数) の平均値

<(2)「非新規基準雇用者数 ⑩」について>

平成 30 年度

- ・ <(2)「対象非特定新規雇用者数 ⑦」について> と同様の方法による。(合計 5,762 人)

<(3)「非特定新規雇用者数及び非新規基準雇用者数の合計 ⑩」について>

- ⑧と⑨を合計して推計。

平成 29 年度

17 人 + 80 人 = 97 人

<(2)「対象非特定新規雇用者及び非新規基準雇用者数の合計 ⑨」について>

- ⑦と⑧を合計して推計。

平成 30 年度

1,954 人 + 5,762 人 = 7,716 人

<(3)「非特定新規雇用者数及び非新規基準雇用者数の合計のうち基準雇用者割合が 10% 以上の要件等を満たす法人に係る数 ⑪」について>

- 非特定新規雇用者数と非新規基準雇用者数それぞれについて、基準雇用者割合が 10% 以上の要件等を満たす法人に係る数の割合をアンケート調査結果により推計し、非特定新規雇用者数と非新規基準雇用者数のそれぞれの推計値にこの割合を乗じてこれを合算することにより推計。

平成 29 年度

17 人 × 37.3% (※15) + 80 人 × 34.9% (※16) = 34 人
(97 人 - 34 人 = 63 人 ⑫)

(※15) アンケート調査において、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、本社機能を有する業務施設の移転又は拡充を行った企業のうち、税額控除の対象になり得ると考えられる企業 (73 社) における新規雇用者総数 - 控除対象特定新規雇用者数 - 非特定新規雇用者超過数の合計値に対する基準雇用者割合が 10% 以上の要件等を満たすと考えられる企業における新規雇用者総数 - 控除対象特定新規雇用者数 - 非特定新規雇用者超過数の合計の割合

(※16) アンケート調査において、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、本社機能を有する業務施設の移転又は拡充を行った企業のうち、税額控除の対象になり得ると考えられる企業 (73 社) における増加雇用者数 - 新規雇用者総数の合計値に対する基準雇用者割合が 10% 以上の要件等を満たすと考えられる企業における増加雇用者数 - 新規雇用者総数の合計の割合

<(2)「対象非特定新規雇用者及び非新規基準雇用者数の合計のうち基準雇用者割合 ≥ 8% の法人に係る数 ⑩」について>

平成 30 年度

- ・ <(2)「うち基準雇用者割合 ≥ 8% の法人に係る数 ③」について> に倣って、KPI 分、準地方活力向上地域分の移転型・拡充型、大企業・中小企業のそれぞれについて、対象非特定新規雇用者数と非新規基準雇用者数の合計に、基準雇用者割合 ≥ 8% となる法人の対象非特定新規雇用者数と非新規基準雇用者数の合計の割合 (アンケート結果) を乗じて算出。(合計 4,279 人)

<(2)「対象非特定新規雇用者及び非新規基準雇用者数の合計のうち 5% ≤ 基準雇用者割合 < 8% の法人に係る数 ⑩」について>

- ・ <(2)「対象非特定新規雇用者及び非新規基準雇用者数の合計のうち基準雇用者割合
≧8%の法人に係る数 ⑩」について>と同様に算出。(合計 1,145 人)

<(2)「対象非特定新規雇用者及び非新規基準雇用者数の合計のうち基準雇用者割合
5%の法人に係る数 ⑩」について>

- 合計となる⑨から⑩及び⑪を控除。

$$7,716 \text{ 人 (⑨)} - 4,279 \text{ 人 (⑩)} - 1,145 \text{ 人 (⑪)} = \underline{2,292 \text{ 人}}$$

<(3)「非特定新規雇用者超過数 ⑬」について>

- 推計した税額控除実施法人数にアンケート調査の結果により推計した1法人当たりの非特定新規雇用者超過数を乗じて推計。

平成 29 年度

$$6 \text{ 件} \times 1.1 \text{ 人 (※17)} = \underline{7 \text{ 人}}$$

(※17) アンケート調査において、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、本社機能を有する業務施設の移転又は拡充を行った企業のうち、税額控除の対象になり得ると考えられる企業 (73 社) における非特定新規雇用者超過数 (新規雇用者総数 - 控除対象特定新規雇用者数 - 新規雇用者総数 × 0.4 (0 を下回る場合は 0)) の平均値

<(3)「非特定新規雇用者超過数のうち基準雇用者割合が10%以上の要件等を満たす法人
に係る数⑭」について>

- アンケート調査の結果により推計した非特定新規雇用者超過数うち基準雇用者割合が10%以上の要件等を満たす法人に係る数の割合を用いて推計。

平成 29 年度

$$7 \text{ 人} \times 41.8\% \text{ (※18)} = \underline{3 \text{ 人}}$$

(※18) アンケート調査において、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、本社機能を有する業務施設の移転又は拡充を行った企業のうち、税額控除の対象になり得ると考えられる企業 (73 社) における非特定新規雇用者超過数の合計に対する基準雇用者割合が10%以上及び8%以上の要件等を満たすと考えられる企業における非特定新規雇用者超過数の合計の割合

<(3)「非特定新規雇用者超過数のうち⑭以外の数 ⑮」について>

- ⑬から⑭を控除して推計。

平成 29 年度

$$7 \text{ 人} - 3 \text{ 人} = \underline{4 \text{ 人}}$$

<(3)「地方事業所基準雇用者数に係る措置の雇用者数基準額 (②×50万円)又は (⑥×60
万円+⑩×50万円+⑭×40万円) ⑯」

平成 28 年度

$$8 \text{ 人} \times 50 \text{ 万円} = \underline{4.0 \text{ 百万円}}$$

平成 29 年度

$$9 \text{ 人} \times 60 \text{ 万円} + 34 \text{ 人} \times 50 \text{ 万円} + 3 \text{ 人} \times 40 \text{ 万円} = \underline{23.6 \text{ 百万円}}$$

<(3)「地方事業所基準雇用者数に係る措置の雇用者数基準額 (③×20万円)又は(⑦×30
万円+⑰×20万円+⑱×10万円) ⑰」

平成 28 年度

$$17 \text{ 人} \times 20 \text{ 万円} = \underline{3.4 \text{ 百万円}}$$

平成 29 年度

$$30 \text{ 人} \times 30 \text{ 万円} + 63 \text{ 人} \times 20 \text{ 万円} + 4 \text{ 人} \times 10 \text{ 万円} = \underline{22.0 \text{ 百万円}}$$

<(2)「地方事業所基準雇用者数に係る措置の雇用者数基準額 ⑯～⑱」について>

平成 30 年度

$$\begin{aligned} \cdot \text{⑯} &= \text{③} \times 60 \text{ 万円} + \text{⑩} \times 50 \text{ 万円} \\ &= 3,132 \text{ 人} \times 60 \text{ 万円} + 4,279 \text{ 人} \times 50 \text{ 万円} = \underline{4,019 \text{ 百万円}} \\ \cdot \text{⑰、⑱} &\text{も同様に、⑰} = \underline{423 \text{ 百万円}}、\text{⑱} = \underline{919 \text{ 百万円}} \end{aligned}$$

<(3)「地方事業所特別基準雇用者数 ⑲」について>

- 平成 28 年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」から推計。平成 29 年度及び 30 年度については、推計した移転型の税額控除実施法人数にアンケート調査の結果により推計した1法人当たりの地方事業所特別基準雇用者数 26.3 人 (※19) を乗じて推計。

(※19) アンケート調査において、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、本社機能を有する業務施設の移転を行った企業のうち、税額控除の対象になり得ると考えられる企業 (8 社) における特定業務施設における増加人数の平均値

平成 28 年度

租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書において、地方事業所特別基準雇用者数に係る適用件数が0であることから、0人と推計。

平成 29 年度

$$0 \text{ 件} \times 26.3 \text{ 人} = \underline{0 \text{ 人}}$$

<(2)「地方事業所特別基準雇用者数 ⑲」について>

平成 30 年度

- ・ KPI 分、準地方活力向上地域分それぞれについて、地方拠点での増加人数の平均 (アンケート結果) を 1.5 倍 (上乘せは最大で 3 年続いため、その半分) し、上乘せ部分が対象となる法人数を乗じるにより算出。
- ・ 小規模事業分については、30 年度に人数要件が緩和されたため (大 10→5、中小 5

→2)、大企業については平均で7人、中小企業については平均で3人増加するものと仮定した。

- ・KPI分は大企業1,014人(33.8人(アンケート結果)×1.5×20法人)、中小企業3,699人、準地方活力向上地域分は大企業152人、中小企業555人、小規模事業分は大企業63人、中小企業243人となり、**合計5,726人**。

<(2)「うち地方活力向上地域内にある特定業務施設に係る数 ㉔」について>

平成30年度

- ・上記㉓のうち、KPI分と小規模事業分の合計となるため、**5,019人**。

(以上)

<(2)「うち準地方活力向上地域内にある特定業務施設に係る数 ㉕」について>

平成30年度

- ・上記㉓のうち、準地方活力向上地域分となるため、**707人**。

<(3)「地方事業所特別基準雇用者数に係る措置の雇用者数基準額(㉖×30万円) ㉗」について>

平成28年度

0人 × 30万円 = **0百万円**

平成29年度

0人 × 30万円 = **0百万円**

<(2)「地方事業所特別基準雇用者数に係る措置の雇用者数基準額(㉔×30万円+㉕×20万円) ㉘」について>

平成30年度

5,019人×30万円+707人×20万円 = **1,647百万円**

<(2)、(3)「税額控除額」について>

- 平成29年度については、平成28年度の地方事業所基準雇用者数に係る措置の雇用者数基準額と地方事業所特別基準雇用者数に係る措置の雇用者数基準額の合計の推計値(㉖+㉗+㉘)に対する税額控除額の割合66.2%(=4.9/(4+3.4+0))を地方事業所基準雇用者数に係る措置の雇用者数基準額と地方事業所特別基準雇用者数に係る措置の雇用者数基準額の合計の推計値(㉖+㉗+㉘)に乗じて推計する。

平成29年度

(23.6百万円 + 22.0百万円 + 0円) × 66.2% = **30.2百万円**

- 平成30年度については、有効控除割合を90%として、㉖~㉘及び㉘の合計額に0.9を乗じることにより算出した。

平成30年度

(4,019+423+919+1,647) × 0.9 = **6,307百万円**

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	国家戦略特区における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の延長		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた2018年度から2030年度までの区域面積割合 目標値：16.0%～18.5%、中間目標値：12.8%～14.2%（2024年度））を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。
【内閣府の補足説明】
① 2030年度の達成目標に向けた中間目標値における目標達成時期が2024年度であるため、初期値である2017年度の実績見込みをもとに、要望措置の適用期間の最終年度である2020年度を目標達成時期に置き換えて算出した数値に修正。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額（平成32年度の法人税）について、別紙1において「都市再生緊急整備地域における、(中略)建築物等の平均取得価額は81,450百万円である。(平成29年6月末時点調査)」と説明されているが、「平成29年6月末時点調査」の出典が明らかにされていない。
② 将来の減収額（平成32年度の法人税）について、「346百万円」と算定されているが、適用額の将来予測1,480百万円に平成28年度及び29年度の法人税率（23.4%）を乗じており、算定に誤りがある。
【内閣府の補足説明】
① 出典について追記。また、時点について誤りがあったため修正。
② 法人税率を修正して再計算。
【点検結果】
①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市再開事業の平成24年度から平成32年度までの建設投資累計額 目標値：8兆円～11兆円）に対する過去の効果について、「都市再生に向けた民間都市再開事業と同様に国家戦略特区の区域計画認定が着実に進んでおり、順次実施される民間都市開発事業による建設投資額の増加に寄与している」と説明されているが、定量的に把握されていない。
② 達成目標（都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市再開事業の平成24年度から平成32年度までの建設投資累計額 目標値：8兆円～11兆円）に対する過去の効果について「都市再生に向けた民間都市再開事業と同様に国家戦略特区の区域計画認定が着実に進んでおり、順次実施される民間都市開発事業による建設投資額の増加に寄与している」と説明されているが、過去の適用数は0件（平成27年度から29年度まで）であり、本特例措置が達成目標の実現に寄与したとは考えにくい。また、想定外に僅少ではない理由として「本措置の適用対象となる都市再生プロジェクトは、(中略)事業者や自治体の事情により組成は限られることが想定される。また、(中略)適用年度がずれることがあるため、想定外に僅少となるものではない」と説明されているが、少なくとも過去の効果については適用実績がないため、「増加に寄与している」との説明は不適切と考えられる。
③ 達成目標（都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた2018年度から2030年度までの区域面積割合 目標値：16.0%～18.5%、中間目標値：12.8%～14.2%（2024年度））に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかになっていない。
【内閣府の補足説明】
① 国家戦略特区民間都市再生事業における区域計画の認定済み件数8件を明記するとともに、計画認定により誘発される建設投資額や区域面積割合の増加の効果を含め記載を一部修正。
② 本税制措置（評価対象税目）の適用実績による効果は把握していないものの、認定案件で竣工済みは1件で残りはいずれも建設中であることから、評価対象外税目の適用を含め既に竣工した建設投資額や区域面積割合増加の実績を記載するとともに、認定実績による効果として建設投資額及び区域面積割合の増加に向けた事業実施の誘発には寄与していることを勘案して記載を修正。
③ 達成目標に対する過去の効果は、本税制措置（評価対象税目）の適用実績による効果は把握していないものの、評価対象税目の適用実績はあり、評価対象税目以外では税制措置による建設投資額及び区域面積割合の目標達成に向けた寄与が認められるところであり、竣工した建設投資額や区域面積割合増加の実績を含め記載を修正。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達

成目標に対する過去の効果が年度ごとに把握されておらず、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない上、過去の効果（平成29年度の建設投資額833億円）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。

② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、過去の適用件数が0件（平成27年度から29年度まで）であり、達成目標の実現に寄与したとは考えにくい。この点を課題とする。

③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、達成目標（都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた2018年度から2030年度までの区域面積割合 目標値10.7%～11.3%（2020年度））に対する過去の効果が年度ごとに把握されておらず、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない上、過去の効果（平成29年度の区域面積割合0.1%増加）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標（都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の平成24年度から平成32年度までの建設投資累計額 目標値：8兆円～11兆円）に対する将来の効果（平成30年度から32年度まで）が年度ごとに予測されていない。

② 達成目標（都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の平成24年度から平成32年度までの建設投資累計額 目標値：8兆円～11兆円）に対する将来の効果について「国家戦略特区における認定計画の着実な実施により、およそ0.8%～1.1%程度目標値の達成に寄与すると見込まれる」と説明されているが、予測される将来の適用数2件（平成32年度）は、10件未満と僅少であるため、そのような状況を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与することを明らかにする必要がある。

③ 達成目標（都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の平成24年度から平成32年度までの建設投資累計額 目標値：8兆円～11兆円）に対する将来の直接的な効果（平成32年度）について、「区域計画認定後数年の建設期間を経て、着実に適用される見込みとなっており、本税制措置が都市再生プロジェクトの実施に対するインセンティブになっているものと考えられる」と説明されているが、その根拠が明らかにされていない。

④ 達成目標（都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた2018年度から2030年度までの区域面積割合 目標値：16.0%～18.5%、中間目標値：12.8%～14.2%（2024年度））に対する将来の効果（平成30年度から32年度まで）が年度ごとに予測されていない。

⑤ 達成目標（都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた2018年度から2030年度までの区域面積割合 目標値：16.0%～18.5%、中間目標値：12.8%～14.2%（2024年度））に対する将来の効果について「国家戦略特区における認定計画の着実な実施により、区域面積割合でみると0.3%～0.66%分の増加に寄与すると見込まれる」と説明されているが、予測される将来の適用数2件（平成32年度）は、10件未満と僅少であるため、そのような状況を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与することを明らかにする必要がある。

⑥ 達成目標（都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた2018年度から2030年度までの区域面積割合 目標値：16.0%～18.5%、中間目標値：12.8%～14.2%（2024年度））に対する将来の直接的な効果（平成32年度）について、「区域計画認定後数年の建設期間を経て、着実に適用される見込みとなっており、本税制措置が都市再生プロジェクトの実施に対するインセンティブになっているものと考えられる」と説明されているが、その根拠が明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】

① 以下のとおりであり追記。

(単位:億円)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
建設投資額	11,352	10,076	9,172

出典：都市再生緊急整備地域に存する自治体に対して行うアンケート調査（平成29年4月時点）より抜粋（内閣府）

② 平成32年度の評価対象税目の適用数については2件にとどまるが、認定済み計画に基づく評価対象税目の適用見込み件数について、建設される建物の棟数では現在把握している段階で11件あり、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与すると考えられる。評価対象税目も含め、計画認定で事業実施が誘発される建設投資額の増加効果も含め記載を修正。

③ 達成目標における建設投資累計額について、本特例措置の適用対象年度末における目標値に置き換えるとともに、②で述べた評価対象税目適用見込みも含め、区域計画に基づく都市再生プロジェクトがいずれも竣工時期を明示して建設中であることを追記。将来の直接的な効果（件数）は特区自治体を通じて実施したヒアリングの結果に基づく。建設投資額は①に記載したものを、国家戦略特区の認定計画による対象期間に竣工するものを追記。

④ 年度目標値（参考：平均的に増加すると仮定した場合の試算）
 9.6%～9.8%（2018年度）
 10.2%～10.5%（2019年度）
 10.7%～11.3%（2020年度）

当該目標は、内閣府が自治体に実施した都市再生緊急整備地域内の都市開発事業に関するアンケートを基に作成しており、本アンケートには着手・竣工年が決定している確度の高い案件から、着手時期未定の案件まで含まれている。目標値を設定するにあたり、計画スケジュールが固まっている案件+着手時期未定案件のうち50%実施された場合を16.0%、計画スケジュールが固まっている案件+着手未定案件のうち100%実施された場合を18.5%としており、本特例措置により着手時期未定案件の着手を前倒しすることで目標が達成されると考えている。なお、特定地域は緊急地域の内数であるため区域面積割合への寄与は緊急地域に一本化して記載した。

⑤ 平成32年度の評価対象税目の適用数については2件にとどまるが、認定済み計画に基づく評価対象税目の適用見込み件数について、建設される建物の棟数では現在把握している段階で11件あり、認定計画を着実に実現させるため本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与すると考えられる。

⑥ 達成目標における区域面積割合について、本特例措置の適用対象年度末における目標値に置き換えるとともに、⑤で述べた評価対象税目適用見込みも含め、区域計画に基づく都市再生プロジェクトがいずれも竣工時期を明示して建設中であることを追記。将来の直接的な効果（件数）は特区自治体を通じて実施したヒアリングの結果に基づくが、区域面積割合の効果は④で示したとおり。この中で、計画認定により事業実施が誘発される区域面積割合の増加の効果も含め記載を修正。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

② 「評価対象税目の適用見込み件数について、建設される建物の棟数では現在把握している段階で11件あり、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与すると考えられる」と説明されているが、評価対象税目の適用見込みは本特例措置の効果とは言えず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑤ 「評価対象税目の適用見込み件数について、建設される建物の棟数では現在把握している段階で11件あり、認定計画を着実に実現させるため本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与すると考えられる」と説明されているが、評価対象税目の適用見込み

は本特例措置の効果とは言えず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑥ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【内閣府の補足説明】欄には内閣府から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	国家戦略特区における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税4) (法人住民税:義)(地方税) (法人事業税:義)(地方税) ②: 上記以外の税目 (所得税:外、登録免許税:外) (固定資産税:外、都市計画税:外、不動産取得税:外)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第25条第1項に規定する国家戦略民間都市再生事業を定めた区域計画について内閣総理大臣の認定を受けたことにより、当該事業の実施主体に対して都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第21条第1項の民間都市再生事業計画の認定があったとみなされた場合に適用される租税特別措置法に基づく課税特例。 1. 割増償却(所得税、法人税) 【特別償却率】30%(5年間)※特定都市再生緊急整備地域内は50% 【対象設備】整備される建物及び付属設備 【取得期限】平成31年3月31日 【要件】・地上10階以上又は述べ面積75,000㎡以上(特定都市再生緊急整備地域内は50,000㎡以上)の耐火建築物 ・公共施設用地面積30%以上又は都市居住者等利便増進施設整備費が10億円以上であること。 2. 軽減税率(登録免許税) 【軽減税率】0.4% ⇒ 0.35% (※特定都市再生緊急整備地域内は0.2%) 【対象設備】建築した建築物(建物の保存登記) 【認定期限】平成31年3月31日 【要件】・認定後3年間(一定の場合は5年)以内に建築し、1年以内に登記を受けること ・割増償却の要件を満たすこと 《要望の内容》 措置の適用期限を2年間延長し、平成33年3月31日までとする。 《関係条項》 所得税:租税特別措置法第14の2、令第7の2、規則第6の2 法人税:租税特別措置法第47の2、令第29の5、規則第20の21(連結法人:租税特別措置法第68の35、令第39の64、規則第22の42)
5	担当部局	内閣府地方創生推進事務局
6	評価実施時期及び分析対	評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:平成27年度～32年度

象期間		
7	創設年度及び改正経緯	平成26年度 創設 平成27年度 延長(2年間) 平成29年度 延長(2年間)
8	適用又は延長期間	2年間(平成31年4月1日～33年3月31日)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国家戦略特区において、大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図る。 《政策目的の根拠》 ●国家戦略特別区域法第1条 我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要であることに鑑み、国家戦略特別区域に関し、規制改革その他の施策の総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定め、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。 ●国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定)(国家戦略特区制度の目的・意義) 国家戦略特区は、日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革の突破口である。大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。 ②: 政策体系における政策目的の位置付け 【政策】4 地方創生の推進 【施策】5 国家戦略特区の推進 ③: 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 国家戦略特区における規制改革を活用して「世界と戦える国際都市の形成、国際イノベーション拠点の整備」を図り、国際都市機能の更なる向上を目指す。 このため、次のとおり、国家戦略特区を活用した都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)における都市再開発事業の建設投資額及び区域面積割合の目標値を設定する。 《当該目標の測定指標》 →都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)における都市再開発事業の平成24年度から平成32年度までの建設投資累計額 目標値:8兆円～11兆円 →都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)内の都市開発事業が行われた2018年度から2030年度までの区域面積割合 目標値:16.0%～18.5% ※1 初期値:9.1%(2002年度～2017年度末(2017年度は見込み額)) ※2 要望対象期間末における目標値 10.7%～11.3%(2020年度) ※3 中間目標値:12.8%～14.2%(2024年度)

		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本措置を効果的に活用した優良な民間都市開発を通じ、都市再生プロジェクトの実施を促すインセンティブとなり、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる国際的な事業活動を行う企業が集積することにより、国際都市機能の充実を図ることができ、産業の国際競争力を強化し、国際的な経済活動の拠点を形成していくことにつながる。</p>																					
10	有効性等	<p>①: 適用数</p> <p>○適用件数 (単位: 件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> <th>32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)算定根拠については、別紙1参照。 ※見込みについては、本評価書作成のために平成 30 年7月 12 日に実施した、特区を通じた適用見込案件の事業者ヒアリングによる。 ・租税特別措置の適用実態調査の結果報告書に記載された数値は本措置と同条項にある他の措置と合算されており、本措置の件数のみを抽出できないため、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができないことから、適用見込みについて事業者ヒアリングに基づき把握した情報を用いた。</p> <p><適用数が想定外に僅少となっていないこと></p> <p>本措置の適用対象となる都市再生プロジェクトは、権利調整や計画の策定等に相当の期間を費やすことが多く、国家戦略特区における本規制特別措置により手続を簡素化しても、竣工までには数年の期間を要するため、事業者や自治体の事情により組成は限られることが想定される。</p> <p>また、計画された都市再生プロジェクトにおいて、資材や人材調達などの事情に左右され、工期の影響で建物を事業に供用する適用年度がずれることがあるため、想定外に僅少となるものではない。</p>	年度	平成 27	28	29	30	31	32	区分							適用数	0	0	0	0	0	2
年度	平成 27	28	29	30	31	32																	
区分																							
適用数	0	0	0	0	0	2																	
		<p>②: 適用額</p> <p>○適用額 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> <th>32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>法人税、法人住民税、法人事業税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1,480</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)算定根拠については、別紙1参照。 ※見込みについては、本評価書作成のために平成 30 年7月 12 日に実施した、特区を通じた適用見込案件の事業者ヒアリングによる。 ・租税特別措置の適用実態調査の結果報告書に記載された数値は本措置と同条項にある他の措置と合算されており、本措置の件数のみを抽出できないため、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができないことから、国交省所有データ(建物等平均取得価額等)又は事業者ヒアリングに基づき把握した情報を用いた。</p> <p><適用額が想定外に特定の者に偏っていないこと></p>	年度	平成 27	28	29	30	31	32	区分							法人税、法人住民税、法人事業税	0	0	0	0	0	1,480
年度	平成 27	28	29	30	31	32																	
区分																							
法人税、法人住民税、法人事業税	0	0	0	0	0	1,480																	

		<p>本措置は国家戦略特区における規制の特例措置の一つであり、国、自治体及び実施主体が一体として参加する区域会議で区域計画を策定することから、特定の事業者等が計画策定に関与する前提である。ただし、偏りの弊害を防止するため、国家戦略特区法上、特定事業の内容及び実施主体を公表し、実施主体の追加の申出を受ける仕組みがあり、要件を満たす他者の参画の機会を確保していることから、想定外に特定の者に偏ることはない。</p>																																			
	③: 減収額	<p>○減収額 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> <th>32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>法人税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>343</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>10.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)算定根拠については、別紙1参照。 ※見込みについては、本評価書作成のために平成 30 年7月 12 日に実施した、特区を通じた適用見込案件の事業者ヒアリングによる。 ・租税特別措置の適用実態調査の結果報告書に記載された数値は本措置と同条項にある他の措置と合算されており、本措置の件数のみを抽出できないため、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができないことから、国交省所有データ(建物等平均取得価額等)又は事業者ヒアリングに基づき把握した情報を用いた。 ・法人税について、過去の実績は0百万円であるものの、現在進行中のプロジェクトが順次適用されるため、平成 32 年度については、2 件の適用見込みがあることから記載の数値となっている。 ・なお、前回評価時(H28)の法人税見込額 246 百万円が今回0百万円となっていることについては、事業者の事情により税制措置の活用を見送ったことによる。(評価対象外の税目で適用あり。)</p>	年度	平成 27	28	29	30	31	32	区分							法人税	0	0	0	0	0	343	法人住民税	0	0	0	0	0	24	法人事業税	0	0	0	0	0	10.6
年度	平成 27	28	29	30	31	32																															
区分																																					
法人税	0	0	0	0	0	343																															
法人住民税	0	0	0	0	0	24																															
法人事業税	0	0	0	0	0	10.6																															
	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>国家戦略特区における区域計画の認定により、都市再生特別措置法における民間都市再生事業の計画認定とみなす本特別措置は、国家戦略特区において民間都市再生プロジェクトを促進するものである。この措置内容は都市再生特別措置法に基づく措置と同様であり、本特別措置を契機として、都市再生に向けた民間都市再開発事業について、国家戦略特区の区域計画8件が認定を受けて民間都市開発事業に着手しており、竣工による建設投資額及び区域面積割合の増加に向け事業の推進に寄与する見込みである。現時点では目標達成に向けて、初の認定案件となるプロジェクトが竣工したところ(税制措置は評価対象外の税目で適用あり、平成 29 年度に 833 億円の建設投資額及び区域面積割合 0.1%の増加実績に寄与した)。</p> <p>今後も、認定計画に基づく建築物が順次整備されていくことにより、本特別措置を通じた優良な民間都市再開発事業を推進し、新規計画認定によって施設整備に伴う建設投資累計額や区域面積割合の増加が本税制措置(評価対象外税目を含む)の存在により誘発され、目標達成に向けた効果を出現する見通しである。</p> <p>具体的には、前述 9③に示した目標値の実現のため、都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)における都市再開</p>																																			

		センティブを付与することが可能となり、民間主導の事業を促進し、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を円滑に進めることができる。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>国家戦略特区制度は、政策目的を達成するために規制の特例措置、金融上の支援措置、税制の特例措置が講じられている。それぞれの役割としては、</p> <p>①規制の特例措置は、永年にわたり改革ができていないような、いわゆる「岩盤規制」に突破口を開くことにより、民間の能力が十分に発揮できる世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備し、経済成長につなげるもの。</p> <p>②金融上の支援措置は、新たな成長分野を切り開く先駆的な研究開発や革新的な事業を行うものの資金調達が容易ではないベンチャー企業又は中小企業者を支援するもの。</p> <p>③税制の特例措置は、政策目的の達成に資する特定の事業の実施に対してインセンティブを付与することで民間投資を喚起し、事業実施を促すもの。</p> <p>であり、明確に役割分担がなされている。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 28 年 8 月 (H28 内閣 05)

適用数等及び減収額の算定根拠

○平成31年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
①適用件数	0件	本評価書作成のために平成30年7月12日に実施した、特区を通じた適用見込案件の事業者ヒアリングによる。適用予定は評価対象外の税目のみ)	
②適用額	0百万円	同上	
③減収額	0百万円		④+⑤+⑥
④法人税	—		
⑤法人住民税	—		
⑥法人事業税	—		
⑦所得割	—		
⑧地方法人特別税	—		

○平成32年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
①適用件数	2件	本評価書作成のために平成30年7月12日に実施した、特区を通じた適用見込案件の事業者ヒアリングによる。(評価対象税目の適用予定案件のみ)	
②適用額	1,480百万円	<p>【法人税】</p> <p>都市再生緊急整備地域における、これまでの都市再生促進税制の適用実績・見込のうち、現在指定されている特定都市再生緊急整備地域内の建築物等の平均取得価額は81,450百万円である(平成30年5月末時点の国土交通省による認定事業者向け調査)。</p> <p>また、国土交通省が所有するデータによれば、一般的な都市開発事業の場合、当該建築物等に係る躯体・設備の割合は65:35程度であることから、81,450百万円のうち、建物・設備に係るそれぞれ価格は</p> <p>建物取得価額: 81,450 × 65% = 52,943百万円 設備取得価額: 81,450 × 35% = 28,508百万円となる。</p> <p>上記を基に、事業1計画当たり割増される減価償却額を計算する。</p> <p>建物は50年定額、設備は15年定額とし、 [52,943 × 1/50 (50年定額) + 28,508 × 1/15 (15年定額)] × 50% (割増率)</p>	
③減収額	377.6百万円	343百万円 + 24百万円 + 10.6百万円	④+⑤+⑥
④法人税	343百万円	適用額1,480百万円 × 23.2% (税率)	② × 税率
⑤法人住民税	24百万円	④ × 7%	④ × 税率
⑥法人事業税	10.6百万円	⑦ + ⑧	⑦ + ⑧
⑦所得割	10.3百万円	② × 0.7%	② × 税率
⑧地方法人特別税	0.3百万円	⑦ × 2.9%	⑦ × 税率

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例の延長（特別控除）
税目	法人税、法人住民税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業数を平成33年度までに65社（金融関連企業30社、情報通信関連企業35社）とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。</p> <p>② 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業における雇用者数を平成33年度までに1,694人（金融関連企業770人、情報通信関連企業924人）とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。</p> <p>③ 達成目標（特区における製造品出荷額等を平成33年度までに520億円とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。</p> <p>④ 達成目標（名護市への入込客数を平成33年までに819万人とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。</p> <p>⑤ 達成目標（名護市の農業産出額を平成33年度までに91億円とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。</p> <p>⑥ 達成目標（名護市の漁業生産量を平成33年度までに594トンとする）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①～⑥ 本地域制度については、沖縄振興特別措置法（H24～H33年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である、沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した目標値の達成に向けて各種施策を推進しているところである。本特例措置の測定指標として、同実施計画の目標値を設定しており、同目標値の達成時期は同法の期限であるH33年度に設定しているため、計画期間の途中の目標値を示すことは困難である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～⑥ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（平成30年度から32年度までの法人税）について、政策評価書の本文に記載のない算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が別紙に記載されているとみられるが、本文で引用されておらず、説明に不足がある。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 別紙参照する旨記載しました。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人住民税）が把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（法人税）について、所得控除、投資税額控除及び特別償却の三つの措置ごとの内訳が把握されていない。</p>										
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 評価書を修正済。</p> <p>【投資税額控除】 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成26年度</td> <td>平成27年度</td> <td>平成28年度</td> <td>平成29年度</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0</td> <td>12.6</td> <td>8.7</td> <td>4.4</td> </tr> </table> <p>② 三つの措置ごとに記載しました。</p>		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	法人住民税	0	12.6	8.7	4.4
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度						
法人住民税	0	12.6	8.7	4.4						
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>										

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人住民税）が予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額（法人税）について、所得控除、投資税額控除及び特別償却の三つの措置ごとの内訳が予測されていない。</p>												
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 評価書を修正済。</p> <p>【投資税額控除】 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平年度見込み</td> <td>平成30年度</td> <td>平成31年度</td> <td>平成32年度</td> <td>平成33年度</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>7.2</td> <td>7.2</td> <td>7.2</td> <td>7.2</td> <td>7.2</td> </tr> </table> <p>② 記載済（なお、別紙参照する旨記載しました。）</p>		平年度見込み	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	法人住民税	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2
	平年度見込み	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度							
法人住民税	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2							
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>												

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業数を平成33年度までに65社（金融関連企業30社、情報通信関連企業35社）とする）に対する過去の効果（平成27年度及び28年度）が年度ごとに把握されていない。</p> <p>② 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業数を平成33年度までに65社（金融関連企業30社、情報通信関連企業35社）とする）に対する過去の効果（平成25年度及び29年度）について、「平成25年度から平成29年度までの5年間に、特区内の金融関連産業、情報通信関連産業の立地企業は、34社から42社」と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業における雇用者数を平成33年度までに</p>

<p>1,694人（金融関連企業770人、情報通信関連企業924人）とする）に対する過去の効果（平成27年度及び28年度）が年度ごとに把握されていない。</p> <p>④ 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業における雇用者数を平成33年度までに1,694人（金融関連企業770人、情報通信関連企業924人）とする）に対する過去の効果（平成25年度及び29年度）について、「平成25年度から平成29年度までの5年間に、特区内の金融関連産業、情報通信関連産業の立地企業（中略）の雇用者数も1,042人から1,082人へ増加している」と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかにされていない。</p> <p>⑤ 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業における雇用者数を平成33年度までに1,694人（金融関連企業770人、情報通信関連企業924人）とする）に対する過去の直接的な効果（平成27年度から29年度まで）について、過去の効果（雇用者数も1,042人から1,082人へ増加している）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑥ 達成目標（特区における製造品出荷額等を平成33年度までに520億円とする）に対する過去の効果（平成27年度及び29年度）が年度ごとに把握されていない。</p> <p>⑦ 達成目標（特区における製造品出荷額等を平成33年度までに520億円とする）に対する過去の効果（平成25年度及び28年度）について、「製造品出荷額においても、平成25年度の約368億円から平成28年度には約413億円へと約45億円増加」と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかにされていない。</p> <p>⑧ 達成目標（特区における製造品出荷額等を平成33年度までに520億円とする）に対する過去の直接的な効果（平成27年度から29年度まで）について、過去の効果（製造品出荷額においても、平成25年度の約368億円から平成28年度には約413億円へと約45億円増加）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑨ 達成目標（名護市への入込客数を平成33年までに819万人とする）に対する過去の効果について、「入込客数は平成24年度から緩やかに増加傾向」と説明されているが、定量的に把握されていない。</p> <p>⑩ 達成目標（名護市の農業産出額を平成33年度までに91億円とする）に対する過去の効果について、「農業産出額（中略）についても、県全体に対する名護市の割合が減少傾向にある」と説明されているが、定量的に把握されていない。</p> <p>⑪ 達成目標（名護市の漁業生産量を平成33年度までに594トンとする）に対する過去の効果について、「漁業生産額についても、県全体に対する名護市の割合が減少傾向にある」と説明されているが、定量的に把握されていない。</p> <p>⑫ 達成目標に対する過去の効果について、過去の適用数3件（平成27年度）、2件（平成28年度）及び2件（平成29年度）は、10件未満と僅少であり、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことを明らかにする必要が有る。また、僅少であることの原因が明らかにされていない。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①～④・⑥・⑦・⑨～⑪ 「達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果」を参照する旨記載しました。出典も「達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果」に記載済。29年度については、現時点で公表されていないデータについては記載しておりません。</p> <p>⑤・⑧ 対応困難</p> <p>⑫ 10有効性①適用数において、記載しています。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①～④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>⑤ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑥ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果」を参照する旨記載」との説明では、過去の効果（平成29年度）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑦ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>⑧ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑨～⑪ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消さ</p>

<p>れたが、「達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果」を参照する旨記載」との説明では、各達成目標に対する過去の効果（平成29年度）が把握されておらず、また、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑫ 「制度創設以降緩やかではあるが認定企業が増えてきており、新たな企業立地も進んでいることを踏まえると、今後も制度の活用件数は増加していくものと推測される」との説明では、適用数が僅少であるという実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことを明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
<p>(7) 将来の効果</p> <p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業数を平成33年度までに65社（金融関連企業30社、情報通信関連企業35社）とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業における雇用者数を平成33年度までに1,694人（金融関連企業770人、情報通信関連企業924人）とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標（特区における製造品出荷額等を平成33年度までに520億円とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p> <p>④ 達成目標（名護市への入込客数を平成33年までに819万人とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p> <p>⑤ 達成目標（名護市の農業産出額を平成33年度までに91億円とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p> <p>⑥ 達成目標（名護市の漁業生産量を平成33年度までに594トンとする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①～⑥ 本地域制度については、沖縄振興特別措置法（H24～H33年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である、沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した目標値の達成に向けて各種施策を推進しているところである。本特例措置の達成目標実現への寄与については、同法並びに沖縄振興計画及び実施計画の評価の際に併せて評価されるものであるが、今の段階で税制等をインセンティブとして24社が立地を検討しているところであり、立地企業による雇用創出、設備投資、製造品の出荷等により達成目標の実現に寄与するものと考えられる。また、立地を検討している企業の中には農水産品加工業もあり、加工施設の整備により漁業及び農業産出額の増加に寄与すると考えられる。その他、宿泊業も複数検討されており、宿泊施設の開業により入込客数の増加に寄与するものと考えられる。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果が年度ごとに予測されておらず、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない上、将来の効果（特区内の金融及び情報関連企業数24社）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>②～⑥ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果について定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p>

①～⑥ 達成目標に対する将来の効果について、予測される将来の適用数2件（平成30年度から32年度までの各年度）は、10件未満と僅少であり、そのような状況を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与することが明らかにされていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【内閣府の補足説明】欄には、内閣府から送付された文書を引用している。

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例の延長（特別償却）
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業数を平成33年度までに65社（金融関連企業30社、情報通信関連企業35社）とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。</p> <p>② 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業における雇用者数を平成33年度までに1,694人（金融関連企業770人、情報通信関連企業924人）とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。</p> <p>③ 達成目標（特区における製造品出荷額等を平成33年度までに520億円とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。</p> <p>④ 達成目標（名護市への入込客数を平成33年までに819万人とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。</p> <p>⑤ 達成目標（名護市の農業産出額を平成33年度までに91億円とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。</p> <p>⑥ 達成目標（名護市の漁業生産量を平成33年度までに594トンとする）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①～⑥ 本地域制度については、沖縄振興特別措置法（H24～H33年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である、沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した目標値の達成に向けて各種施策を推進しているところである。本特例措置の測定指標として、同実施計画の目標値を設定しており、同目標値の達成時期は同法の期限であるH33年度に設定しているため、計画期間の途中の目標値を示すことは困難である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～⑥ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（平成30年度から32年度までの法人税）について、政策評価書の本文に記載のない算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が別紙に記載されているとみられるが、本文で引用されておらず、説明に不足がある。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 別紙参照する旨記載しました。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（法人税）について、所得控除、投資税額控除及び特別償却の三つの措置ごとの内訳が把握されていない。</p>															
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 評価書を修正済。</p>															
<p>【特別償却】 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0.3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0.9</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	法人住民税	0	0	0.3	0	法人事業税	0	0	0.9	0
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度											
法人住民税	0	0	0.3	0											
法人事業税	0	0	0.9	0											
<p>② 三つの措置ごとに記載しました。</p>															
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>															

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）が予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額（法人税）について、所得控除、投資税額控除及び特別償却の三つの措置ごとの内訳が予測されていない。</p>																		
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 評価書を修正済。</p>																		
<p>【特別償却】 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平年度見込み</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> <th>平成32年度</th> <th>平成33年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0.4</td> <td>0.4</td> <td>0.4</td> <td>0.4</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> </tr> </tbody> </table>		平年度見込み	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	法人住民税	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	法人事業税	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	平年度見込み	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度													
法人住民税	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4													
法人事業税	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5													
<p>② 記載済（なお、別紙参照する旨記載しました。）</p>																		
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>																		

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業数を平成33年度までに65社（金融関連企業30社、情報通信関連企業35社）とする）に対する過去の効果（平成27年度及び28年度）が年度ごとに把握されていない。</p> <p>② 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業数を平成33年度までに65社（金融関連企業30社、情報通信関連企業35社）とする）に対する過去の効果（平成25年度及び29年度）について、「平成25年度から平成29年度までの5年間に、特区内の金融関連産業、情報通</p>

<p>信関連産業の立地企業は、34社から42社」と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業における雇用者数を平成33年度までに1,694人（金融関連企業770人、情報通信関連企業924人）とする）に対する過去の効果（平成27年度及び28年度）が年度ごとに把握されていない。</p> <p>④ 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業における雇用者数を平成33年度までに1,694人（金融関連企業770人、情報通信関連企業924人）とする）に対する過去の効果（平成25年度及び29年度）について、「平成25年度から平成29年度までの5年間に、特区内の金融関連産業、情報通信関連産業の立地企業（中略）の雇用者数も1,042人から1,082人へ増加している」と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかにされていない。</p> <p>⑤ 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業における雇用者数を平成33年度までに1,694人（金融関連企業770人、情報通信関連企業924人）とする）に対する過去の直接的な効果（平成27年度から29年度まで）について、過去の効果（雇用者数も1,042人から1,082人へ増加している）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑥ 達成目標（特区における製造品出荷額等を平成33年度までに520億円とする）に対する過去の効果（平成27年度及び29年度）が年度ごとに把握されていない。</p> <p>⑦ 達成目標（特区における製造品出荷額等を平成33年度までに520億円とする）に対する過去の効果（平成25年度及び28年度）について、「製造品出荷額においても、平成25年度の約368億円から平成28年度には約413億円へと約45億円増加」と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかにされていない。</p> <p>⑧ 達成目標（特区における製造品出荷額等を平成33年度までに520億円とする）に対する過去の直接的な効果（平成27年度から29年度まで）について、過去の効果（製造品出荷額においても、平成25年度の約368億円から平成28年度には約413億円へと約45億円増加）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑨ 達成目標（名護市への入込客数を平成33年までに819万人とする）に対する過去の効果について、「入込客数は平成24年度から緩やかに増加傾向」と説明されているが、定量的に把握されていない。</p> <p>⑩ 達成目標（名護市の農業産出額を平成33年度までに91億円とする）に対する過去の効果について、「農業産出額（中略）についても、県全体に対する名護市の割合が減少傾向にある」と説明されているが、定量的に把握されていない。</p> <p>⑪ 達成目標（名護市の漁業生産量を平成33年度までに594トンとする）に対する過去の効果について、「漁業生産額についても、県全体に対する名護市の割合が減少傾向にある」と説明されているが、定量的に把握されていない。</p> <p>⑫ 達成目標に対する過去の効果について、過去の適用数0件（平成27年度）、1件（平成28年度）及び0件（平成29年度）は、10件未満と僅少であり、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことを明らかにする必要がある。また、僅少であることの原因が明らかにされていない。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①～④・⑥・⑦・⑨～⑪ 「達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果」を参照する旨記載しました。出典も「達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果」に記載済。29年度については、現時点で公表されていないデータについては記載していません。</p> <p>⑤・⑧ 対応困難</p> <p>⑫ 10有効性①適用数において、記載しています。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①～④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>⑤ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑥ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果」を参照する旨記載」との説明では、過去の効果（平成29年度）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑦ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

<p>⑧ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑨～⑪ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果」を参照する旨記載」との説明では、各達成目標に対する過去の効果（平成29年度）が把握されておらず、また、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑫ 「制度創設以降緩やかではあるが認定企業が増えてきており、新たな企業立地も進んでいることを踏まえると、今後も制度の活用件数は増加していくものと推測される」との説明では、適用数が僅少であるという実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことを明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業数を平成33年度までに65社（金融関連企業30社、情報通信関連企業35社）とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業における雇用者数を平成33年度までに1,694人（金融関連企業770人、情報通信関連企業924人）とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標（特区における製造品出荷額等を平成33年度までに520億円とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p> <p>④ 達成目標（名護市への入込客数を平成33年までに819万人とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p> <p>⑤ 達成目標（名護市の農業産出額を平成33年度までに91億円とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p> <p>⑥ 達成目標（名護市の漁業生産量を平成33年度までに594トンとする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①～⑥ 本地域制度については、沖縄振興特別措置法（H24～H33年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である、沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した目標値の達成に向けて各種施策を推進しているところである。本特例措置の達成目標実現への寄与については、同法並びに沖縄振興計画及び実施計画の評価の際に併せて評価されるものであるが、今の段階で税制等をインセンティブとして24社が立地を検討しているところであり、立地企業による雇用創出、設備投資、製造品の出荷等により達成目標の実現に寄与するものと考えられる。また、立地を検討している企業の中には農水産品加工業もあり、加工施設の整備により漁業及び農業産出額の増加に寄与すると考えられる。その他、宿泊業も複数検討されており、宿泊施設の開業により入込客数の増加に寄与するものと考えられる。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果が年度ごとに予測されておらず、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない上、将来の効果（特区内の金融及び情報関連企業数24社）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>
--

- ②～⑥ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果について定量的に予測されていないため、この点を課題とする。
- ①～⑥ 達成目標に対する将来の効果について、予測される将来の適用数1件（平成30年度から32年度までの各年度）は、10件未満と僅少であり、そのような状況を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与することが明らかでないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【内閣府の補足説明】欄には、内閣府から送付された文書を引用している。

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業数を平成33年度までに65社（金融関連企業30社、情報通信関連企業35社）とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。</p> <p>② 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業における雇用者数を平成33年度までに1,694人（金融関連企業770人、情報通信関連企業924人）とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。</p> <p>③ 達成目標（特区における製造品出荷額等を平成33年度までに520億円とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。</p> <p>④ 達成目標（名護市への入込客数を平成33年までに819万人とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。</p> <p>⑤ 達成目標（名護市の農業産出額を平成33年度までに91億円とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。</p> <p>⑥ 達成目標（名護市の漁業生産量を平成33年度までに594トンとする）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①～⑥ 本地域制度については、沖縄振興特別措置法（H24～H33年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である、沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した目標値の達成に向けて各種施策を推進しているところである。本特例措置の測定指標として、同実施計画の目標値を設定しており、同目標値の達成時期は同法の期限であるH33年度に設定しているため、計画期間の途中の目標値を示すことは困難である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～⑥ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（平成30年度から32年度までの法人税）について、政策評価書の本文に記載のない算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が別紙に記載されているとみられるが、本文で引用されておらず、説明に不足がある。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 別紙参照する旨記載しました。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（法人税）について、所得控除、投資税額控除及び特別償却の三つの措置ごとの内訳が把握されていない。</p>															
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 評価書を修正済。</p>															
<p>【所得控除】 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0</td> <td>0.2</td> <td>2.0</td> <td>2.6</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>0</td> <td>0.6</td> <td>5.8</td> <td>3.7</td> </tr> </tbody> </table>		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	法人住民税	0	0.2	2.0	2.6	法人事業税	0	0.6	5.8	3.7
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度											
法人住民税	0	0.2	2.0	2.6											
法人事業税	0	0.6	5.8	3.7											
<p>② 三つの措置ごとに記載しました。</p>															
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>															

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）が予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額（法人税）について、所得控除、投資税額控除及び特別償却の三つの措置ごとの内訳が予測されていない。</p>																		
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 評価書を修正済。</p>																		
<p>【所得控除】 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平年度 見込み</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> <th>平成32年度</th> <th>平成33年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人住民税</td> <td>4.3</td> <td>3.4</td> <td>3.4</td> <td>4.6</td> <td>5.9</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>6.3</td> <td>4.9</td> <td>4.9</td> <td>6.8</td> <td>8.7</td> </tr> </tbody> </table>		平年度 見込み	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	法人住民税	4.3	3.4	3.4	4.6	5.9	法人事業税	6.3	4.9	4.9	6.8	8.7
	平年度 見込み	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度													
法人住民税	4.3	3.4	3.4	4.6	5.9													
法人事業税	6.3	4.9	4.9	6.8	8.7													
<p>② 記載済（なお、別紙参照する旨記載しました。）</p>																		
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>																		

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業数を平成33年度までに65社（金融関連企業30社、情報通信関連企業35社）とする）に対する過去の効果（平成27年度及び28年度）が年度ごとに把握されていない。</p> <p>② 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業数を平成33年度までに65社（金融関連企業30社、情報通信関連企業35社）とする）に対する過去の効果（平成25年度及び29年度）について、「平成25年度から平成29年度までの5年間に、特区内の金融関連産業、情報通</p>

<p>信関連産業の立地企業は、34社から42社」と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業における雇用者数を平成33年度までに1,694人（金融関連企業770人、情報通信関連企業924人）とする）に対する過去の効果（平成27年度及び28年度）が年度ごとに把握されていない。</p> <p>④ 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業における雇用者数を平成33年度までに1,694人（金融関連企業770人、情報通信関連企業924人）とする）に対する過去の効果（平成25年度及び29年度）について、「平成25年度から平成29年度までの5年間に、特区内の金融関連産業、情報通信関連産業の立地企業（中略）の雇用者数も1,042人から1,082人へ増加している」と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかにされていない。</p> <p>⑤ 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業における雇用者数を平成33年度までに1,694人（金融関連企業770人、情報通信関連企業924人）とする）に対する過去の直接的な効果（平成27年度から29年度まで）について、過去の効果（雇用者数も1,042人から1,082人へ増加している）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑥ 達成目標（特区における製造品出荷額等を平成33年度までに520億円とする）に対する過去の効果（平成27年度及び29年度）が年度ごとに把握されていない。</p> <p>⑦ 達成目標（特区における製造品出荷額等を平成33年度までに520億円とする）に対する過去の効果（平成25年度及び28年度）について、「製造品出荷額においても、平成25年度の約368億円から平成28年度には約413億円へと約45億円増加」と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかにされていない。</p> <p>⑧ 達成目標（特区における製造品出荷額等を平成33年度までに520億円とする）に対する過去の直接的な効果（平成27年度から29年度まで）について、過去の効果（製造品出荷額においても、平成25年度の約368億円から平成28年度には約413億円へと約45億円増加）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑨ 達成目標（名護市への入込客数を平成33年までに819万人とする）に対する過去の効果について、「入込客数は平成24年度から緩やかに増加傾向」と説明されているが、定量的に把握されていない。</p> <p>⑩ 達成目標（名護市の農業産出額を平成33年度までに91億円とする）に対する過去の効果について、「農業産出額（中略）についても、県全体に対する名護市の割合が減少傾向にある」と説明されているが、定量的に把握されていない。</p> <p>⑪ 達成目標（名護市の漁業生産量を平成33年度までに594トンとする）に対する過去の効果について、「漁業生産額についても、県全体に対する名護市の割合が減少傾向にある」と説明されているが、定量的に把握されていない。</p> <p>⑫ 達成目標に対する過去の効果について、過去の適用数3件（平成27年度）、2件（平成28年度）及び2件（平成29年度）は、10件未満と僅少であり、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことを明らかにする必要がある。また、僅少であることの原因が明らかにされていない。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①～④・⑥・⑦・⑨～⑪ 「達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果」を参照する旨記載しました。出典も「達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果」に記載済。29年度については、現時点で公表されていないデータについては記載していません。</p> <p>⑤・⑧ 対応困難</p> <p>⑫ 10有効性①適用数において、記載しています。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①～④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>⑤ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑥ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果」を参照する旨記載」との説明では、過去の効果（平成29年度）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑦ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

<p>⑧ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑨～⑪ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果」を参照する旨記載」との説明では、各達成目標に対する過去の効果（平成29年度）が把握されておらず、また、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑫ 「制度創設以降緩やかではあるが認定企業が増えてきており、新たな企業立地も進んでいることを踏まえると、今後も制度の活用件数は増加していくものと推測される」との説明では、適用数が僅少であるという実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことを明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業数を平成33年度までに65社（金融関連企業30社、情報通信関連企業35社）とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業における雇用者数を平成33年度までに1,694人（金融関連企業770人、情報通信関連企業924人）とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標（特区における製造品出荷額等を平成33年度までに520億円とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p> <p>④ 達成目標（名護市への入込客数を平成33年までに819万人とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p> <p>⑤ 達成目標（名護市の農業産出額を平成33年度までに91億円とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p> <p>⑥ 達成目標（名護市の漁業生産量を平成33年度までに594トンとする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①～⑥ 本地域制度については、沖縄振興特別措置法（H24～H33年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である、沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した目標値の達成に向けて各種施策を推進しているところである。本特例措置の達成目標実現への寄与については、同法並びに沖縄振興計画及び実施計画の評価の際に併せて評価されるものであるが、今の段階で税制等をインセンティブとして24社が立地を検討しているところであり、立地企業による雇用創出、設備投資、製造品の出荷等により達成目標の実現に寄与するものと考えられる。また、立地を検討している企業の中には農水産品加工業もあり、加工施設の整備により漁業及び農業産出額の増加に寄与すると考えられる。その他、宿泊業も複数検討されており、宿泊施設の開業により入込客数の増加に寄与するものと考えられる。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果が年度ごとに予測されておらず、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない上、将来の効果（特区内の金融及び情報関連企業数24社）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>
--

- ②～⑥ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果について定量的に予測されていないため、この点を課題とする。
- ①～⑥ 達成目標に対する将来の効果について、予測される将来の適用数5件（平成30年度及び31年度の各年度）及び7件（平成32年度）は、10件未満と僅少であり、そのような状況を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与することが明らかにされていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【内閣府の補足説明】欄には、内閣府から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税5) (法人住民税、法人事業税:義)(地方税4)
		②: 上記以外の対象税目 (所得税:外、個人住民税:外)
3	要望区分の別	【新規・拡充・延長】【単独】主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>(1) 国税（ア～ウは選択制）</p> <p>ア 所得控除（法人税）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業認定法人の所得×40%×経金特区内従業員数割合に相当する額を損金算入（法人設立後10年間） <p>イ 投資税額控除（法人税）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象設備の取得価額に次の割合を乗じた金額を法人税額から控除 ・1,000万円を超える建物及びその附属設備 8%、100万円を超える機械・装置、特定の器具・備品 15% ・法人税額の20%が上限額、繰越4年、取得価額の上限額20億円、建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定 <p>ウ 特別償却（法人税、所得税）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1,000万円を超える建物及びその附属設備 25%、100万円を超える機械・装置、特定の器具・備品 50% ・取得価額の上限額20億円、建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定 <p>エ エンジェル税制（所得税）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業認定を取得し知事の指定を受けた中小企業者（＝指定会社）へ投資を行った個人に対する租税特別措置 (ア) 指定会社へ投資した年（aとbは選択制） <ul style="list-style-type: none"> a. 「投資額－2,000円」を総所得金額から控除 b. 投資額を他の株式譲渡益から控除 (イ) 指定会社の株式を売却した年 売却により生じた損失を他の株式譲渡益と通算（繰越3年） <p>(2) 地方税</p> <p>ア 個人住民税、法人住民税及び事業税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の法人税及び所得税負担の軽減と同様の効果を適用する。（自動連動）

		<p>《要望の内容》</p> <p>延長要望</p> <p>適用期限を2年間延長し、平成33年3月31日までとする。</p>
		<p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄振興特別措置法 第57条、第57条の2、第58条 ・沖縄振興特別措置法施行令 第26条 ・租税特別措置法 <ul style="list-style-type: none"> 第12条、第37条の13、第37条の13の2、第41条の19、第42条の9、第45条、第60条、第68条の13、第68条の27、第68条の63 ・租税特別措置法施行令 <ul style="list-style-type: none"> 第6条の3、第25条の12、第25条の12の2、第26条の28の3、第27条の9、第28条の9、第36条、第39条の43、第39条の56、第39条の90 ・租税特別措置法施行規則 <ul style="list-style-type: none"> 第5条の14、第18条の15、第18条の15の2、第18条の11、第20条の4、第20条の16、第21条の17の2、第22条の26、第22条の37、第22条の60の2 ・地方税法 第6条
5	担当部局	内閣府 政策統括官（沖縄政策担当）付 産業振興担当参事官室
6	評価実施時期及び分析対象期間	<p>評価実施時期:平成30年8月</p> <p>分析対象期間:平成26年度～平成33年度</p>
7	創設年度及び改正経緯	<p>平成26年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済金融活性化特別地区を創設 ・金融特区を廃止 <p>平成29年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2年間延長
8	適用又は延長期間	2年間（平成31年度～平成32年度）
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠
		<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>金融業や情報通信関連産業をはじめ、沖縄の地理的・優位性や亜熱帯気候である自然的特性を生かした多様な産業の集積を行うことで、「実体経済の基盤となる産業」と「金融産業」を両輪とした沖縄の経済金融の活性化を図り、もって自立型経済の構築を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実</p>

	<p>現に寄与することを目的とする。</p> <p>第五節 経済金融活性化特別地区 (経済金融活性化特別地区の指定)</p> <p>第五十五条 内閣総理大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴いて、産業の集積を促進することにより沖縄における経済金融の活性化を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地区を経済金融活性化特別地区として一を限り指定することができる。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(経済金融活性化特別地区における事業の認定)</p> <p>第五十六条 経済金融活性化特別地区の区域内において設立され、当該区域内において認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受けることができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>○沖縄振興基本方針(平成24年5月11日 内閣総理大臣決定)</p> <p>II 沖縄の振興の意義及び方向</p> <p>2 沖縄振興の方向</p> <p>(1) 沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展</p> <p>アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を生かした産業振興を戦略的に進めていく。</p> <p>特に、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光・リゾート産業、情報通信関連産業に加えて国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより、沖縄の自立を図るとともに、我が国の成長戦略と軌を一にして、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していく。</p> <p>III 沖縄の振興に関する基本的な事項</p> <p>1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項</p> <p>(1) 観光・リゾート産業</p> <p>沖縄のリーディング産業である観光・リゾート産業の持続的な発展に向けて、外国人観光客の誘客拡大と観光の高付加価値化を進める。</p> <p>このため、特に、高い国際競争力を有する魅力ある観光地の形成に向けて、自然環境や風景等の沖縄の魅力を守りつつ、観光関連施設の集積や公共施設の一体的・重点的な整備を促進する。</p> <p>また、国内外を問わず、観光客のニーズの多様化・高度化や量的拡大に対応するため、質の高い人材の育成・確保等の受入体制の整備に努め、文化・芸能、自然環境等沖縄独自の地域資源を活用した滞在型観光の推進や、スポーツ、健康、農業等の他の分野・産業と観光との連携促進を図るとともに、国際会議等いわゆるMICEの誘致・開催を図る。</p>
--	---

	<p>(2) 情報通信関連産業</p> <p>情報通信関連産業は、アジア地域との近接性やリスク分散の観点からも、沖縄が優位性を発揮し得る産業分野であり、今後も戦略的に振興を図っていくことが必要である。</p> <p>このため、沖縄の優位性を活用する企業立地の促進、アジア諸国の企業等との連携の強化、グローバルな競争力を有する人材や企業の育成、クラウド時代への対応、行政分野を含む多分野のIT化の促進等を目指す。</p> <p>(5) 金融業及び金融関連産業</p> <p>金融業及び金融関連産業は、情報通信産業と同様、島しょ県である沖縄の遠隔性を克服し得る産業であり、沖縄の特性を生かした金融サービスの提供が重要である。</p> <p>このため、バックオフィス業務の集積を引き続き図るとともに、情報通信産業との連携による産業の高度化・高付加価値化を図りつつ、新産業分野への民間資金の供給、業務の高度化等に対応する人材の育成等を目指す。</p> <p>(6) 農林水産業</p> <p>沖縄の農林水産業は、亜熱帯の地域特性を生かした甘味資源や園芸作物等の重要な供給機能を果たすとともに、広大な排他的経済水域(EEZ)を抱える離島地域の基幹産業として地域振興や国土の保全に貢献している。このことから、引き続き、沖縄の優位性と地域の特色を生かした持続可能で競争力のある農林水産業の振興、多面的機能を生かした農山漁村の振興を図ることが重要である。</p> <p>このため、台風等の自然災害や病害虫被害を克服しつつ、安全・安心で収益性の高い農林水産物の生産振興と6次産業化の推進や、先駆的で経営感覚の優れた農業経営者の育成・確保と農地集積の推進、優良農地の確保、農林水産物の生産性向上等に資する生産基盤の整備・保全と農林水産技術等の開発・普及の促進、高品質な農林水産物の流通高度化と国内外への販売強化による沖縄ブランドの確立等を図る。また、漁業者に係る安全対策の強化等を図る。</p> <p>12 その他の基本的な事項</p> <p>(3) 北部振興</p> <p>県内で最も所得水準が低い北部地域については、貴重な動植物の生息地となっている豊かな自然環境を保全・活用しつつ、情報通信関連や金融関連の産業振興等を通じて、雇用機会の創出、魅力ある生活環境の整備等を図る。</p>
②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】11 沖縄政策の推進</p> <p>【施策】① 沖縄政策に関する施策の推進</p>
③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>1. 達成目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特区内の金融及び情報関連企業数を平成33年度までに65社(金融関連企業30社、情報通信関連企業35社)とする。 ・特区内の金融及び情報関連企業における雇用者数を平成33年度までに1,694人(金融関連企業770人、情報通信関連企業924人)

		<p>人)とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特区における製造品出荷額等を平成33年度までに520億円とする。 ・名護市への入込客数を平成33年までに819万人とする。 ・名護市の農業産出額を平成33年度までに91億円とする。 ・名護市の漁業生産量を平成33年度までに594トンとする。 <p>2. 測定指標 平成33年度までに 本税制を活用した企業数 22社 上述の企業に伴う雇用者数の増加 374人</p> <p>※本地域制度は、沖縄振興特別措置法に基づいたものであるため、目標達成時期については、同法の期限と合わせ、平成33年度とする。</p> <p>※達成目標については、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画：H24～H33）を推進する活動計画である沖縄21世紀ビジョン実施計画の目標値を用いることとする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本制度の積極的な活用により、経済の基盤となる産業の集積及びそれに伴う新たな雇用創出が見込まれるほか、地域内事業者による設備投資を通じた生産性の向上や観光客の受入れ能力向上等による内発的発展が効果的に見込まれ、沖縄における自立型経済の構築に寄与するものである。</p>
--	--	---

10	有効性等	① 適用数	<p>1. 平成26年度以降の適用数 (単位：件)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得控除</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>特別償却(法人)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税について、平成26年度から平成28年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。</p> <p>※地方税(法人住民税・事業税の自動連動分)について、平成26年度から平成28年度は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。</p> <p>※平成29年度の国税の適用状況については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査。</p> <p>※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。</p> <p>※事業税に地方法人特別税を含んでいる。</p> <p>※算定できないものについては「-」と記載。</p> <p>前回(平成28年度)評価時の将来推計において、所得控除は平成28年度に3件(2千万円)の適用を見込んでいたところ、実際の適用は3件(6千5百万円)となった。また、投資税額控除については見込みを下回ったものの、これまで活用できなかった特別償却で1件の適用があり、制度を活用した設備投資が着実に進んでいる。このため、想定外に僅少とはなっていないものと思料。</p> <p>制度創設以降緩やかではあるが認定企業が増えてきており、新たな企業立地も進んでいることを踏まえると、今後も制度の活用件数は増加していくものと推測される。</p> <p>引き続き制度を誘因として企業誘致を推進するとともに、立地企業への周知によって新たな投資を促し、経済金融の活性化を図っていきたい。</p> <p>2. 今後の適用見込み 平成30年度から平成33年度は、平年度で所得控除7件、投資税額控除2件、特別償却1件の適用を見込む。 (算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。)</p> <p>3. 適用実績増加に向けて実施してきた取組み 平成29年度においては、内閣府と沖縄県が連携し、沖縄税理士会の協力のもと、特区・地域制度のワンストップ相談窓口を開設し、また、「税制活用セミナー」を3回実施した(6月)。</p> <p>また、沖縄県において7月に東京都と大阪府で「沖縄県企業誘致セミナー」を開催するとともに、県外企業を沖縄県内に招聘する「沖縄県投資環境視察ツアー」等での県外企業への周知や、企業個別訪問等により本制度の周知を行った。</p> <p>さらに沖縄県産業振興公社においても、各経済団体や業界団体が主催する説明会等において当該制度の説明を行う(43回)とともに、商工会議所、商工会及び各市町村を通じて制度のリーフレットを配布したところ。</p>	項目	H26	H27	H28	H29 (見込み)	所得控除	0	1	3	3	投資税額控除	0	3	2	2	特別償却(法人)	0	0	1	0	法人住民税	-	-	-	-	事業税	-	-	-	-
項目	H26	H27	H28	H29 (見込み)																													
所得控除	0	1	3	3																													
投資税額控除	0	3	2	2																													
特別償却(法人)	0	0	1	0																													
法人住民税	-	-	-	-																													
事業税	-	-	-	-																													

その結果、平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月までの間に、相談窓口では 579 件（うち経済金融活性化特区は 32 件）の問い合わせがあったほか、名護市では今後の企業立地に向けて 23 件（H30.3 末現在）の相談を受けており、制度をインセンティブとした企業誘致が着実に進んでいる。

<参考①：平成 29 年度県外企業向けセミナーの実績>

	参加人数
企業誘致セミナー	440 人
投資環境視察ツアー	18 人

<参考②：平成 29 年度沖縄振興税制活用セミナー>

	参加人数
沖縄振興税制活用セミナー（北部会場）	35 人
沖縄振興税制活用セミナー（中部会場）	32 人
沖縄振興税制活用セミナー（南部会場）	100 人

※企業以外にも、実際に申告書を作成する税理士の参加も多数確認できた。

<参考③：「ワンストップ相談窓口」における相談件数>

相談内容	件数
制度全般に関すること	158 件
経済金融活性化特区	32 件
その他の制度	389 件
合計	579 件

②：適用額

1. 平成 26 年度以降の適用額

(単位：百万円)

項目	H26	H27	H28	H29 (見込み)
所得控除	0	7	65	84
投資税額控除	0	92	68	34
特別償却（法人）	0	0	11	0
法人住民税	0	13	11	-
事業税	0	1	7	-

※国税について、平成 26 年度から平成 28 年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。
 ※地方税(法人住民税・事業税の自動連動分)について、平成 26 年度から平成 28 年度は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。
 ※平成 29 年度の国税の適用状況については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査。
 ※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。
 ※事業税に地方法人特別税を含んでいる。
 ※算定できないものについては「-」と記載。

2. 今後の適用額見込み

平成 30 年度から平成 33 年度は、平年度で所得控除 143 百万円、投資税額控除 56 百万円、特別償却 11 百万円の適用額を見込む。
 (算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。)

③：減収額

1. 平成 26 年度税制改正後の減収額実績

(単位：百万円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)
所得控除	0	2	15	20
投資税額控除	0	92	68	34
特別償却	0	0	3	0
法人住民税	0	13	11	7
事業税	0	1	7	4
合計	0	108	104	65

※平成 26 年度から平成 28 年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)における活用実績に基づいて試算。平成 29 年度については、沖縄県実施の企業アンケート調査における活用実績に基づいて試算。
 ※地方税について、平成 26 年度から平成 28 年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。
 ※平成 29 年度の法人住民税は、国税の減収額に税率 12.9% 乗じて算定。
 ※平成 29 年度の事業税は、所得控除と特別償却の適用額に税率 4.41% を乗じて算定。

2. 今後の減収額見込み

平成 30 年度から平成 33 年度は、平年度で所得控除 33 百万円、投資税額控除 56 百万円、特別償却 3 百万円、法人住民税 12 百万円、事業税 7 百万円の減収を見込む。
 (国税の算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。)
 (法人住民税は、国税の平年度の減収額に税率 12.9% を乗じた額。)
 (事業税は、所得控除と特別償却の平年度の適用額に税率 4.41% を乗じた額。)

④：効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

1. 政策目的の達成状況

平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間に、特区内の金融関連産業、情報通信関連産業の立地企業は、34 社から 42 社へ、当該企業の雇用者数も 1,042 人から 1,082 人へ増加している。なお、平成 27 年度に名護市に立地する情報・金融関連企業が納付した法人市民税額は約 201 百万円で、名護市の法人市民税額全体の約 4 割に相当し、名護市経済に与える影響は大きい。
 また、製造品出荷額においても、平成 25 年度の約 368 億円から平成 28 年度には約 413 億円へと約 45 億円増加しており、経済活性化が着実に進んでいるものと考えられる。
 なお、観光については、入込客数は平成 24 年度から緩やかに増加傾向であるが、県全体の観光客数の伸びと比較すると低くなっているほか、農業産出額及び漁業生産額についても、県全体に対する名護市の割合が減少傾向にある。観光業、農業及び水産養殖業はこれまで国税適用の実績がなかったことから、適用数を増やすことにより、達成目標の実現に寄与するものと考えられる。
 今後も好調な流れを維持しつつ、県土の均衡ある発展による県民所得の向上を目指し、引き続き多様な産業の集積による経済金融の活性化を図る必要がある。
 (※年度毎の推移については、後述《達成目標に対する租税特別措置

等の直接的効果)を参照。)

2. 所期の目標の実現状況
平成 33 年度
進出後に本税制を活用した企業数 22 社
上述の企業進出に伴う雇用者数の増加 374 人

実現状況：

	平成 28 年度	平成 29 年度
本制度の適用を受けた企業数	6 社	5 社
上述の企業による雇用者数の増加	213 人	157 人

※企業数について、平成 28 年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)から。平成 29 年度は沖縄県調査。
※雇用者数は沖縄県調べ。

3. 所期の目標の変更について
沖縄県では、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興計画(沖縄 21 世紀ビジョン基本計画)において「自立型経済の構築」を政策目的に掲げており、その実施計画(沖縄 21 世紀ビジョン実施計画)において「情報関連企業の立地数及び雇用者数」や「製造品出荷額」などを成果指標とし、各種施策を推進しているところ。
経済金融活性化特区については、産業集積及び設備投資促進による自立型経済の構築を目的としており、上記目標フレームの達成に寄与するものであることから、達成目標は沖縄 21 世紀ビジョン実施計画で定めた上記成果指標へ変更し、前回設定した所期の目標は税制のみの効果を測るものとして測定指標としたい。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》
1. 達成目標の実現状況
①特区内立地企業数及び当該企業による雇用者数
経金特区の創設以降、金融関連産業と情報通信関連産業の立地企業数及び雇用者数は、目標達成に向けて増加してきている状況。
(単位：社、人)

	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	企業	雇用者	企業	雇用者	企業	雇用者	企業	雇用者	企業	雇用者
情報	20	556	26	618	24	594	22	590	27	599
金融	14	486	15	477	16	506	14	456	15	483

※各年度末に立地している企業数及び当該企業における雇用者数。
※名護市調べ。

②特区内製造品出荷額等
特区内製造品出荷額等について、平成 26 年までは約 350 億円前後で推移していたものの、平成 27 年以降は 400 億円を超え増加傾向にある。
(単位：億円)

平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
347.2	368.1	366.4	414.8	414.2

※工業統計調査(沖縄県調査)

※平成 27 年数値については「平成 28 年経済センサス-活動調査-」(経済産業省)を基に沖縄県において推計していることから比較対象としては参考値。

③名護市の農業産出額
(単位：億円)

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
—	—	68	73	73

※「市町村別農業産出額」(農林水産省)

④名護市の漁業生産量
(単位：トン)

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
503	481	420	336	330

※「農林水産統計年報」(沖縄総合事務局)

⑤名護市への入込客数(暦年)
(単位：人)

平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
5,108,180	5,257,616	5,730,528	5,682,299	5,633,231

※名護市観光統計資料(名護市)

2. 制度が延長できない場合の影響
沖縄本島北部圏域は、県内他圏域に比べて 1 人あたり市町村民所得が低く、過疎地域が多く存在する地域である。このため、県土の均衡ある発展に向け、本制度を活用して北部圏域経済の中核的役割を担う名護市へ多様な産業の誘致・集積を図り、雇用創出及び所得向上に向けて取り組んできた。
また、北部振興については公共・非公共事業としても取り組んでおり、道路や港湾等のインフラ整備を実施するなど、北部圏域の自立的発展の条件整備が進められている。
これら取り組みによって北部圏域の活性化に一定の成果を上げてきたものの、当該地域はいまだに他圏域と比較して経済基盤は弱く、均衡ある発展に向けては引き続き整備された産業基盤等を有効利用する企業等を誘致し、地域の雇用を創出しつつ経済を活性化させていく必要がある。
しかしながら、本制度が延長できない場合、名護市への新規立地及び立地企業による設備投資等のインセンティブがなくなり※、定住の重要な条件となる雇用を創出できず、県土の均衡ある発展、ひいては沖縄県の自立型経済構築に支障が出てくるのが懸念される。

※沖縄県が平成 29 年 12 月に実施した「沖縄振興税制に関する企業アンケート調査(経済金融活性化特別地区)」によると、本税制が沖縄への移転や立地の意思決定に影響したと回答した企業の割合は、全体の約 45.4%となっている。
この他、平成 29 年度沖縄県企業誘致セミナー(大阪・東京における来場者アンケート)においても、沖縄の投資環境で関心がある項目に、「特区・地区制度による税制の優遇措置の割合」が、東京、大阪ともに第 1 位となっており、本制度が企業にとって一定のインセンティブとなっているといえる。

	<p>⑤: 税収減を認める理由</p>	<p>本制度は、特区内に金融業や製造業をはじめとする多様な産業の進出を促進し、当該企業の事業拡大を通じて、「金融産業」と「実態経済の基盤となる産業」を車の両輪として集積を促進し、多様なもの・サービスが生み出される経済金融の拠点形成の推進に寄与している。具体的には、本特例措置を活用した企業により157名の雇用が生じているところ。</p> <p>そのため、沖縄県の労働生産性を踏まえると、当該雇用によって特区内の総生産を約9.8億円押し上げる経済効果が生じたものと試算される。</p> <p>・税活用企業による雇用者数: 157人 ・沖縄県の労働生産性: 6,250,983円 →県内総生産の押し上げ効果: 約9.8億円 ※労働生産性は、就業者一人当たりの生産額(名目県内総生産/県内就業者数) (「平成27年度県民経済計算」(沖縄県企画部)より試算)</p> <p>これを踏まえると、本制度は税収減を是認するに足る効果があるものと考えられる。</p>
<p>11 相当性</p>	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>本特例措置は、沖縄県の経済金融の活性化を図るため、金融業、情報通信関連業、製造業等の様々な業種の立地及び設備投資を促すものである。これら様々な企業に効果的にインセンティブを与える手段としては、特定企業を対象とする補助金等よりも、各企業が一定裁量の下で設備投資等に関する経営判断を行うことができる税制措置が的確である。</p> <p>また、本特例措置においては、地域指定・事業認定等のスキームを通して、沖縄の経済金融の拠点形成、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して措置を講じていることから、無差別に適用されることはなく、必要最小限の措置となっている。</p>
	<p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>沖縄県では、本制度のほか、沖縄振興特別推進交付金等の補助事業もあるが、これらの補助事業では地理的不利性の解消や新事業創出のための開発支援、販路拡大・商流構築支援等を行っているのに対し、本制度では事業者の建物取得や設備投資等への支援を行うことで企業立地を促進しており、役割分担を図っている。</p>
	<p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本制度は沖縄県からの要望も踏まえて延長要望するものであり、国税に自動連動する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄県が策定した沖縄振興計画の目標達成にも寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。</p>
<p>12 有識者の見解</p>		-
<p>13 前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p>		平成28年8月(H28内閣03)

経金特区における減収額・適用見込(試算)

平成30年8月
(百万円)

1. 実績値

	事業認定件数 (累計)	所得控除			投資税額控除		特別償却			減収額計	適用額計
		件数	適用額	減収額	件数	適用額(減収額)	件数	適用額	減収額		
平成26年度	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00
平成27年度	4	1	7	2	3	92	0	0	0	94	99.00
平成28年度	5	3	65	15	2	68	1	11	3	86	144.00
平成29年度	5	3	84	20	2	34	0	0	0	54	118.00
合計	7	7	156	37	7	194	1	11	3	234	361.00
平均	1.8	39.0	9.3	1.8	48.5	0.3	2.8	0.8	58.5	90.3	
1件あたりの額	-	22	5.3	-	28	-	11	3	-	-	

※各年度実績は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)に基づく。
 ※法人税率については、平成27年度以降は23.4%として試算。

2. 推計値

仮定① 特区内企業数(金融・情報・製造・農林水産養殖業) 出所: 経済金融活性化計画実施状況報告書(沖縄県)
 過去5年間の伸び率から、年5.7%増加すると試算する。

	企業数(件)	伸び率	平均
平成25年度	190	-	
平成26年度	209	10.0%	
平成27年度	218	4.3%	
平成28年度	238	9.2%	
平成29年度	236	-0.8%	5.7%
増加企業数			
平成30年度	249	13	
平成31年度	263	14	
平成32年度	277	14	
平成33年度	292	15	

仮定② 認定企業数(金融・情報・製造・農林水産養殖業)
 過去5年間の伸び率から、年41.6%増加すると試算する。

	企業数 (累計)(件)	伸び率	平均
平成25年度	-	-	
平成26年度	2	-	
平成27年度	4	100.0%	
平成28年度	5	25.0%	
平成29年度	5	0.0%	41.6%
増加企業数			
平成30年度	7	2	
平成31年度	9	2	
平成32年度	12	3	
平成33年度	16	4	

仮定③ 認定企業は、認定2年後から所得控除を適用する。

仮定④ 所得控除1件あたりの適用額は22百万円とする。

仮定⑤ 立地企業が投資税額控除を適用する割合は0.80%とする。
 投資税額控除 適用平均1.8件/立地企業数平均225.3件((209+218+238+236)/4)

仮定⑥ 投資税額控除1件あたりの適用額は28百万円とする。

仮定⑦ 立地企業が特別償却を適用する割合は0.13%とする。
 特別償却 適用平均0.3件/立地企業数平均225.3件((209+218+238+236)/4)

仮定⑧ 特別償却1件あたりの適用額は11百万円とする。

①~⑧の仮定に基づき試算

(百万円)

	企業数 A (仮定①)	事業認定件数 (累計)B (仮定②)	所得控除C			投資税額控除D		特別償却E			減収額計	適用額計
			件数 (仮定③)	適用額 (22百万/件) (仮定④)	減収額 (※)	件数 (仮定⑤) A*0.80%	適用額 (28百万/件) (仮定⑥)	件数 (仮定⑦) A*0.13%	適用額 (11百万/件) (仮定⑧)	減収額 (※)		
平成30年度	249	7	5	110	25.52	2	56	1	11	2.55	84.07	177.00
平成31年度	263	9	5	110	25.52	2	56	1	11	2.55	84.07	177.00
平成32年度	277	12	7	154	35.73	2	56	1	11	2.55	94.28	221.00
平成33年度	292	16	9	198	45.94	2	56	1	11	2.55	104.49	265.00
30~33合計	-	-	26	572	132.70	8	224	4	44	10.21	366.91	840.00
年平均	-	-	7	143	33	2	56	1	11	3	92	210

※法人税率については、平成30年度以降は23.2%として試算。

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の離島における旅館業用建物等の課税の特例の延長		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（離島地域における旅館業用建物等の立地を促進する（平成33年度までの収容人員数41,325人）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。
【内閣府の補足説明】
① 本特例措置の測定指標は、沖縄振興特別措置法（H24～H33年度）の期限であるH33年度に設定しているが、H32年度の数値は、H33年度目標値とH28年度実績値との差から41,200人と示すことが可能である。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の適用数（平成24年度、25年度、28年度及び29年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）について、「10①適用数」欄の表のとおり説明されているが、本特例措置の地方税は「上記特別償却の軽減となる特例措置と同様の効果を適用する（自動連動）」とされているにもかかわらず、各税目の適用数が一致しないため、その理由を明らかにする必要がある。
【内閣府の補足説明】
① 制度上自動連動となっているが、税制が適用されたかどうかを確認する手段がないことから、アンケート等で回答があったものを記載しているため
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の減収額（平成24年度から29年度までの法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。
② 過去の減収額（法人税）54,400千円（平成29年度）が前回評価時の将来予測8,929千円とかい離していることについて、その原因が明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 事前評価書を修正
- ② 将来予測においては、過去の減収額等を基に算出しているため実際の投資と乖離したものと思慮。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、過去の減収額（平成29年度の法人住民税及び法人事業税）が把握されていないため、この点を課題とする。
- ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額（平成30年度から32年度までの法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。
【内閣府の補足説明】
① 事前評価書を修正
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（離島地域における旅館業用建物等の立地を促進する（平成33年度までの収容人員数41,325人）に対する過去の効果（平成28年度及び29年度）が年度ごとに把握されていない。
② 達成目標（離島地域における旅館業用建物等の立地を促進する（平成33年度までの収容人員数41,325人）に対する過去の効果（平成26年度及び27年度）について、38,188人（平成26年度）及び38,713人（平成27年度）と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかにされていない。
③ 達成目標（離島地域における旅館業用建物等の立地を促進する（平成33年度までの収容人員数41,325人）に対する過去の効果について「離島における旅館等の施設数、収容人員数は増加している」と説明されているが、過去の適用数0件（平成26年度及び27年度）及び1件（平成28年度）は、10件未満であり、前回評価時の将来予測5件（平成26年度から28年度まで）の半数以下と想定外に僅少であり、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことを明らかにする必要がある。また、想定外に僅少であることの原因について「事業初年度の黒字化が困難なことが原因と考えられる」と説明されているが、本特例措置は創設から20年以上経過しており、理由にならないと考えられる。
④ 達成目標（離島地域における旅館業用建物等の立地を促進する（平成33年度までの収容人員数41,325人）に対する過去の効果（収容人員数 平成26年度38,188人及び平成27年度38,713人）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
【内閣府の補足説明】
① 事前評価書を修正（平成28年度が最新の数）
② 事前評価書を修正
③ 対象が沖縄の離島に限られている中で、年間10件の適用実績を上げることは困難である。平成29年度においては沖縄県調査で3件の適用が把握されているなど制度は活用されており、旅館業の立地は促進されているものと思慮される。
④ 対応困難
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消された

<p>が、過去の効果（平成29年度）が推計されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「平成29年度においては沖縄県調査で3件の適用が把握されているなど制度は活用されており、旅館業の立地は促進されているものと思慮される」との説明では、僅少な実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことが明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（離島域における旅館業用建物等の立地を促進する（平成33年度までの収容人員数41,325人））に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 本特例措置については、沖縄振興特別措置法（H24～H33年度）に基づいて推進しているところであり、達成目標実現への寄与については、同法並びに沖縄振興計画及び実施計画の評価の際に併せて評価されるものであるが、沖縄県調査により現時点で見込まれるH30年度以降に新增設予定の宿泊施設数19件と、H26～27年度の実績から導いた宿泊施設1件当たり増加する収容人員数から、約80人の収容人員数の増加が見込まれることから、これがあくまで現時点で同県が把握しているものに限られた数字であることも考慮すると、本特例措置が達成目標に十分寄与すると考えているところである。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「沖縄県調査により現時点で見込まれるH30年度以降に新增設予定の宿泊施設数19件と、H26～27年度の実績から導いた宿泊施設1件当たり増加する収容人員数から、約80人の収容人員数の増加が見込まれる」との説明では、達成目標に対する将来の効果が年度ごとに予測されておらず、「宿泊施設1件当たり増加する収容人員数」の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない上、将来の効果（収容人員数約80人増加）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、達成目標に対する将来の効果について、予測される将来の適用数3件（平成30年度から32年度までの各年度）は、10件未満と僅少であるため、そのような状況を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与することが明らかにされていないため、この点も課題とする。</p>

点検項目(4)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【内閣府の補足説明】欄には、内閣府から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	沖縄の離島における旅館業用建物等の課税の特例の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税6) (法人住民税、事業税:義)(地方税)
		②: 上記以外の税目 (所得税:外、個人住民税:外)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>(1) 国税</p> <p>○特別償却(法人税、所得税)</p> <p>・沖縄の離島地域において、個人又は法人が旅館業の用に供する設備を新設又は増設した場合、当該新増設に係る建物及びその附属設備についての特別償却制度(建物・附属設備8/100)</p> <p>(2) 地方税</p> <p>○法人住民税、個人住民税、事業税</p> <p>・沖縄の離島地域において、上記特別償却の軽減となる特例措置と同様の効果を適用する(自動連動)。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>適用期限を2年間延長し、平成33年3月31日までとする。</p> <p>《関係条項》</p> <p>・沖縄振興特別措置法第93条、94条</p> <p>・租税特別措置法第12条、第45条</p> <p>・租税特別措置法施行令第6条の3、第28条の9</p>
5	担当部局	内閣府政策統括官(沖縄政策担当)付参事官(企画担当)
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:平成29年度～平成33年度
7	創設年度及び改正経緯	平成9年度 制度創設 平成14年度 適用期限5年延長 平成19年度 適用期限5年延長 平成24年度 適用期限5年延長 平成29年度 適用期限2年延長
8	適用又は延長期間	2年間(平成31年度～平成32年度)
9	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>沖縄県の離島の振興については、これまで沖縄振興計画等に基づき、各種基盤整備及び産業振興施策等を推進することにより、相応の成果を上げてきたが、離島の持つ地理的、自然条件等の不利性などから本島との間には依然として格差が存在するほか、若年層の島外流出や高齢化の進行等により地域活力の低下が懸念されるなど、多くの課題を抱えている。</p> <p>離島における若者等の定住を促進し、地域の活性化を図るためには、産業を振興し、就業機会の確保と所得の向上を図る必要があ</p>

		<p>る。離島地域は観光資源が豊富という利点を持ち合わせており、観光・リゾート産業は離島地域の自立的発展の先導的役割を担う産業として重要であることから、当該特例措置を講じることで離島地域における旅館業等の立地を促進する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>厳しい状況にある沖縄県の離島地域において、各種産業活動の活性化を図るため、本特例措置を講ずることにより、事業者の投資を誘発させるインセンティブを与えることが必要である。</p> <p>○沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)(抄)</p> <p>・(目的)</p> <p>第1条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>・(定義)</p> <p>第3条</p> <p>3 離島 沖縄にある島のうち、沖縄島以外の島で政令で定めるものをいう。</p> <p>・(離島の旅館業に係る減価償却の特例)</p> <p>第93条 離島の地域内において旅館業(下宿営業を除く。次条において同じ。)の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合には、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は建設した建物及びその附属設備については、租税特別措置法で定めるところにより、特別償却を行うことができる。</p> <p>・(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)</p> <p>第94条 第9条の規定は、地方税法第6条の規定により、地方公共団体が、離島の地域内において旅館業の用に供する設備を新設し、若しくは増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合若しくは離島の地域内において畜産業、水産業若しくは薪炭製造業を行う個人について、これらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。</p> <p>○沖縄振興基本方針(平成24年5月11日内閣総理大臣決定)</p> <p>Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項</p> <p>9 離島の振興に関する基本的な事項</p> <p>離島地域については、各島が個性豊かな自然や文化等の貴重な財産を有するとともに、我が国の領海及び排他的経済水域(EEZ)等の保全、海上交通の安全の確保、海洋資源の開発及び利用、海洋環境の保全等に重要な役割を担っている地域であり、住民の方々が安心・安全に生活できることが重要である。</p> <p>このため、交通コスト等の低減や、定住促進に不可欠な公営住宅</p>
--	--	---

		<p>等の生活環境基盤の整備、教育・医療・福祉における住民サービスの向上等の定住条件の整備を図るとともに、農商工連携や離島間・本島間との連携・交流等を強化し、各島が有する地域資源を活用して観光・リゾート産業、農林水産業、食品加工業等の振興を図ることで、人口流出の防止、地域経済の活性化による雇用の場の創出、交流人口の拡大を目指す。</p> <p>○沖縄21世紀ビジョン基本計画(平成24年5月) 第3章基本施策 3. 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して (12)離島の特色を生かした産業振興と新たな展開 ア. 観光リゾート産業の振興 豊かな自然環境と共生する観光地の形成や、それぞれの島の独特な文化や趣きなど島々の個性や魅力を生かした着地型観光プログラム等の開発を促進します。 このため、外国人観光客の増大も視野に入れた観光客受入体制の整備や観光人材育成等について地域のニーズに合わせた支援を行うとともに、各離島の魅力やイメージを積極的に発信し、国内外からの認知度を高める取組を強化するなど、新たな離島観光の展開に向けた取組を推進します。 また、観光施設の新設や施設整備の拡充等に対し、税制上の優遇措置を講じるとともに、観光事業者等が行う外国人観光客の増大や観光の高付加価値化などに対応するための施設等の整備を促進します。 さらに、宮古・八重山地域における海外航路・航空路の充実及び外国人受入体制の充実・強化を図るとともに、近隣諸国等からの観光客増大に向けた誘客活動を推進します。</p> <p>○沖縄21世紀ビジョン実施計画改訂版(平成27年4月) 第2章「基本施策」に係る取組 将来像Ⅲ希望と活力にあふれる豊かな島 (12)離島の特色を生かした産業振興と新たな展開 離島の持つ活力の維持・向上に向けて、観光リゾート産業、農林水産業、食品加工業、伝統工芸等、地域に根ざした産業の総合的・一体的な振興を図り、地域経済の活性化、雇用の場の創出、交流人口の増大を目指す。</p> <p>○住みよく魅力ある島づくり計画 第3章 振興施策の展開 第2節 離島の特色を生かした産業振興と新たな展開 1. 観光リゾート産業の振興 (3)観光客の受入体制の整備</p>
	<p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>【政策】11 沖縄政策の推進 【施策】① 沖縄政策に関する施策の推進</p>

	<p>③: 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 離島地域の自立的発展の先導的役割を担う観光リゾート産業等の振興、就労の場の創出等による離島地域の活性化を図るため、離島地域における旅館業用建物等の立地を促進する。</p> <p style="text-align: right;">収容人員数(人)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>当初値(平成26年度)</td> <td style="text-align: right;">38,188</td> </tr> <tr> <td>目標値(平成33年度)</td> <td style="text-align: right;">41,325</td> </tr> <tr> <td>差引</td> <td style="text-align: right;">3,137</td> </tr> </table> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 沖縄の離島の観光産業においては、時期により指標の数値に差が生じやすく通年での目標になじまないため、ピーク時の収容規模が重要である。</p>	当初値(平成26年度)	38,188	目標値(平成33年度)	41,325	差引	3,137																										
当初値(平成26年度)	38,188																																	
目標値(平成33年度)	41,325																																	
差引	3,137																																	
<p>10 有効性等</p>	<p>①: 適用数</p>	<p>1 平成24年度以降の適用数</p> <p style="text-align: right;">(単位:件)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>優遇措置</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別償却</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">6</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税について、平成24年度から平成28年度は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。平成29年度については沖縄県調査(7月時点)。 ※算定できないものについては「-」と記載。</p> <p>2. 今後の適用見込み(国税) 宿泊施設を建設予定の事業者にアンケートを行ったところ、平成29年度においては宿泊施設3件で本制度の活用意向が示されている。また、離島市町村にアンケートを行ったところ、平成30年度以降に新增設予定の宿泊施設が現時点で19件ある。 沖縄県全体の好調な観光需要を背景に、離島の観光客数は伸び続けており、離島におけるインフラ整備も進むことから、今後も観光客数は順調に推移すると思われる。 このため、好調な観光、引き続き周知を強化することで今後も積極的に活用することが見込まれるため、平成29年度の活用見込みをベースにすると、各年度3件程度の適用があるものと見込む。</p> <p>3. 適用実績が僅少な理由(国税) 前回評価時に各年度5件と見込んだにもかかわらず、国税の実績が少ない状況にあるのは、事業初年度の黒字化が困難なことが原因と考えられる。事業者に対して制度活用や設備投資予定の有無を照会したアンケートにおいても、複数の事業者が国税の特別償却制度を活用しなかった理由として、事業初年度が黒字でないことを挙げている。 また、制度そのものに加え、活用可能なケースについての周知が十分でなかった可能性があることから、平成29年度においては市町村とも連携し、周知用チラシ等を新たに作成した上で、具体的な活用ケースなどを示しつつ積極的な周知や内容の充実を図っており、上記2のと</p>	優遇措置	H24	H25	H26	H27	H28	H29	合計	特別償却	1	1	0	0	1	3	6	事業税	1	1	0	0	1	0	2	法人住民税	-	-	-	-	-	-	-
優遇措置	H24	H25	H26	H27	H28	H29	合計																											
特別償却	1	1	0	0	1	3	6																											
事業税	1	1	0	0	1	0	2																											
法人住民税	-	-	-	-	-	-	-																											

おり具体的な活用意向等が示されてきているところである。

4. 適用実績増加に向けて実施してきた取組み
 沖縄特区・地域税制ワンストップ相談窓口と連携し、平成 29 年5月には沖縄コンベンションビューロー賛助会員事業説明会へ出席し、デベロッパーを含む参加者約 300 人に対し周知を行った。また、宮古島市や石垣市等の観光協会、商工会及び立地予定企業を訪問して周知活動を実施した。
 さらに、活用事例やよくある質問、税目毎の問い合わせ先等を記載したパンフレット並びにチラシを作成し、離島市町村や観光協会等関係団体に配布して各事業者への周知依頼を行った。
 その結果、平成 29 年度において複数の事業者の活用が見込まれているほか、平成 30 年度以降のホテル建設においても活用を検討している事業者があるところ。
 今後も沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口や離島市町村と連携して継続的に周知活動を行っていく。

②: 適用額

1 平成 24 年度以降の適用額
 (単位:千円)

優遇措置	H24	H25	H26	H27	H28	H29	合計
特別償却	7,632	71,112	0	0	79,999	232,481	391,224
事業税	944	1,274	0	0	4,945	0	7,163
法人住民税	336	3,137	0	0	2,447	-	5,920

※国税について、平成 26 年度から平成 28 年度は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。平成 29 年度については沖縄県調査。
 ※法人住民税、事業税について、平成 26 年度から平成 28 年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)平成 29 年度については沖縄県調査。
 ※算定できないものについては「-」と記載。

2. 今後の適用額見込み
 平成 24、25、28 年度実績から1件当たりの適用額を 52,914 千円と想定し、今後は平年度で特別償却 158,742 千円の適用を見込む。
 ※平成 24、25、28 年度実績から1件当たりの平均値を算出。
 (7,632+71,112+79,999)/3=52,914

③: 減収額

1. 平成 24 年度以降の減収額
 (単位:千円)

優遇措置	H24	H25	H26	H27	H28	H29	合計
法人税減収額	1,946	18,134	0	0	18,720	54,400	93,200
事業税	944	1,274	0	0	4,945	-	7,163
法人住民税	336	3,137	0	0	2,447	-	5,920

※法人税率については、平成 24 年度から平成 26 年度は 25.5%、平成 27 年度は

23.9%、平成 28 年度以降は 23.4%として試算。
 ※平成 29 年度については、沖縄県調査による見込み(平成 30 年 7 月時点)
 ※法人住民税、事業税について、平成 26 年度から平成 28 年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)平成 29 年度については沖縄県調査に基づく。
 ※算定できないものについては「-」と記載。

2. 今後の減収額見込み
 今後は、平年度法人税 36,828 千円、法人住民税 4,751 千円、事業税 10,636 千円の減収を見込む。
 ※適用見込み額に法人税率(23.2%)を乗じて算出。
 ※法人住民税減収額は法人税額に住民税率(12.9%)を乗じて算出。
 ※事業税減収額は適用額に事業税率(6.7%)を乗じて算出。

④: 効果

1. 政策目的の達成状況
 離島における旅館等の施設数、収容人員数は増加している。
 一方、離島を訪れる観光客も増加し、宿泊施設の需要も増大しており、観光ニーズを取りこぼさず離島振興に繋げていくためにも、政策的に宿泊施設の建設及び改修を後押しすることが必要。
 引き続き、制度の周知を図り、旅館業等建物の立地を促進する。

2. 所期の目標の実現状況

	宿泊施設数(軒)	収容人員数(人)
当初値(平成 26 年度)	1,544	38,188
実績値(平成 27 年度)	1,677	38,713
実績値(平成 28 年度)	1,742	40,669
目標値(平成 33 年度)	1,671	41,325
目標値との差	(目標達成)	2,612

(出典:沖縄県保健医療部衛生業務課調べ)

所期の目標の実現状況を分析すると、宿泊施設数が 133 軒増加したのに対し、収容人員数は 525 人しか増加していない。これは、比較的規模の大きいホテル・旅館の数よりも簡易宿所の数が大きく増加しているためと考えられる(旅館・ホテル:3軒増、簡易宿所:130軒増)。引き続き、収容人員数の目標達成を目指して取り組んでいく。

3. 所期の目標の変更について
 簡易宿所の増等により、施設数と収容人員数の増加率が連動しておらず、施設数のみの再設定が難しいことから、施設数は削除する。
 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

1. 達成目標の実現状況

	収容人員数(人)
当初値(平成26年度)	38,188
実績値(平成27年度)	38,713
実績値(平成28年度)	40,669
目標値(平成33年度)	41,325

	<p>目標値との差 2,612 (出典: 沖縄県保健医療部衛生業務課調べ)</p> <p>2. 制度が延長できなかった場合の影響 沖縄県の入域観光客数は平成 25 年 11 月から 53 ヶ月連続で各月の過去最高を更新し、離島では離島空港の年間旅客数が平成 22 年度の 313 万人から平成 28 年度には 441 万人に増加するなど、国内外からの観光客が急増している。 なお、政府において平成 29 年度に観光立国推進基本法（平成 18 年法律第 117 号）に基づく「観光立国推進基本計画」を閣議決定し、平成 32 年度までに国内旅行消費額を 21 兆円、訪日外国人旅行者数 4,000 万人、訪日外国人旅行消費額を 8 兆円などの目標達成を掲げているところ、沖縄県が今後も多くの観光客を受け入れていくことは、離島の活性化につながるだけでなく、日本全体の経済振興に資するものである。 しかしながら、本制度が延長されない場合、事業者の設備投資や、企業が進出候補地を決定する際の重要な要件を失うこととなり、離島地域における受入機能の不足及び観光満足度の低下が懸念され、離島の産業振興に大きな影響があるものと考えられる。 実際に、事業者に対して行ったアンケートにおいても、今後設備投資を予定している事業者が「優遇税制を受けることを前提に収支計画を策定している」「優遇税制は今後の設備投資に大きな影響がある」と回答しており、制度が企業の設備投資の意思決定に大きな影響を与えていることがうかがえる。 今後も継続的に入域観光客数を増加させつつ、満足度の向上により国際競争力のある観光地を形成していくためには、政策的に投資を呼び込むことが必要である。</p>																							
⑤: 税収減を是認する理由等	<p>(1) これまでの効果 本特例措置制度により離島の旅館等の施設数、収容人員数は順調に増加している。宮古島、八重山圏域、久米島における入込観光客数についても増加傾向にあり、本特例措置制度は、離島地域における産業振興に大きく寄与している。</p> <table border="1"> <tr> <td>入込観光客数</td> <td>八重山圏域</td> <td>宮古島</td> <td>久米島</td> <td>(単位: 人)</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年度</td> <td>1,130,430</td> <td>430,550</td> <td>92,771</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>1,266,778</td> <td>703,054</td> <td>111,509</td> <td></td> </tr> <tr> <td>差 引</td> <td>136,348</td> <td>272,504</td> <td>18,738</td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) 将来の効果 (平成 31 年度～33 年度) 以下のとおり、平成 31 年度から 33 年度までの 3 年間における税収効果は、約 11 億円となり、本租税特別措置制度による税収減見込み額 110 百万円 (36,828 千円×3 年間) を超過している。 将来の観光収入見込額に基づく税収効果 ア. 沖縄の主要離島の観光客数需要見込みは以下のとおり。 (出典: 沖縄県文化観光スポーツ部「沖縄観光推進ロードマップ」)</p> <p style="text-align: right;">(単位: 万人)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成 30 年度</td> <td>平成 33 年度</td> </tr> </table>	入込観光客数	八重山圏域	宮古島	久米島	(単位: 人)	平成 26 年度	1,130,430	430,550	92,771		平成 28 年度	1,266,778	703,054	111,509		差 引	136,348	272,504	18,738			平成 30 年度	平成 33 年度
入込観光客数	八重山圏域	宮古島	久米島	(単位: 人)																				
平成 26 年度	1,130,430	430,550	92,771																					
平成 28 年度	1,266,778	703,054	111,509																					
差 引	136,348	272,504	18,738																					
	平成 30 年度	平成 33 年度																						

		<table border="1"> <tr> <td>・沖縄本島周辺離島</td> <td>24</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>・宮古圏域</td> <td>105</td> <td>145</td> </tr> <tr> <td>・八重山圏域</td> <td>150</td> <td>194</td> </tr> <tr> <td>・久米島</td> <td>12</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>291</td> <td>380</td> </tr> </table> <p>イ. 各主要離島の圏域外客消費単価(平成 28 年度)は以下のとおり。 (出典: 沖縄県文化観光スポーツ部「平成 28 年度観光統計実態調査」) ・宮古圏域: 87,327 円 ・八重山圏域: 89,543 円 ・久米島: 57,077 円</p> <p>上記ア、イより、平成 31 年度から 33 年度までの観光収入の増収見込額は、約 705 億 7 千万円となる。</p> <table border="1"> <tr> <td>・沖縄本島周辺離島: 2万人×48,875 円＝</td> <td>977,500 千円…(※)</td> </tr> <tr> <td>・宮古圏域: 40 万人×78,332 円＝</td> <td>31,332,800 千円</td> </tr> <tr> <td>・八重山圏域: 44 万人×83,615 円＝</td> <td>36,790,600 千円</td> </tr> <tr> <td>・久米島: 3万人×48,875 円＝</td> <td>1,466,250 千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>70,567,150 千円</td> </tr> </table> <p>(※): 本島周辺離島は、久米島の消費単価を使用。</p> <p>ウ. 観光収入見込額に基づく税収効果は以下のとおり。 (出典: 沖縄県文化観光スポーツ部「平成 22 年度観光統計実態調査(観光消費による経済波及効果の推計) 報告書」) ・平成 21 年度の観光消費額 441,789 百万円の税収効果が 21,287 百万円であるので、平成 31 年度から 33 年度までの 3 年間における税収効果は、約 34 億円と試算される。</p> <p>(21,287 百万円/441,789 百万円)×70,567 百万円=3,400 百万円</p>	・沖縄本島周辺離島	24	26	・宮古圏域	105	145	・八重山圏域	150	194	・久米島	12	15	合計	291	380	・沖縄本島周辺離島: 2万人×48,875 円＝	977,500 千円…(※)	・宮古圏域: 40 万人×78,332 円＝	31,332,800 千円	・八重山圏域: 44 万人×83,615 円＝	36,790,600 千円	・久米島: 3万人×48,875 円＝	1,466,250 千円	合計	70,567,150 千円
・沖縄本島周辺離島	24	26																									
・宮古圏域	105	145																									
・八重山圏域	150	194																									
・久米島	12	15																									
合計	291	380																									
・沖縄本島周辺離島: 2万人×48,875 円＝	977,500 千円…(※)																										
・宮古圏域: 40 万人×78,332 円＝	31,332,800 千円																										
・八重山圏域: 44 万人×83,615 円＝	36,790,600 千円																										
・久米島: 3万人×48,875 円＝	1,466,250 千円																										
合計	70,567,150 千円																										
11 相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本制度は、民間事業者が建物等を取得することに対してインセンティブを与えるものであるため、個人の資産形成になじまない補助金ではなく、税制上の措置を講じることが適当である。 また、対象者も沖縄振興特別措置法によって指定された離島において、一定額以上の投資を行った者に限定していることから、無差別に適用されることはなく、必要最小限の措置と考えられる。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>沖縄県では、本制度のほかに一括交付金等を活用して離島の振興に多角的に取り組んでいるが、一括交付金では離島の隔絶性、遠隔性等の地理的不利性解消に向けた事業を行っており、本制度では民間投資の促進による産業活性化を目的としており、役割分担を図っている。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>沖縄県離島振興協議会から、「今後も増加が見込まれる観光需要に対応し、宿泊施設の立地促進を図るため、本制度を延長してほしいこと及び比較的小規模な旅館等に適用できるよう、要件を取得価額 1,000 万円超から 500 万円超に緩和してほしい」との要請を受けてい</p>																										

			る。(平成 30 年4月)
12	有識者の見解		
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 28 年8月 (H28 内閣 04)

<平成31年度税制改正要望関係> 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (H30内閣05)

(評価実施府省：内閣府)

【基本情報】

制度名 (措置名)	地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の拡充・延長 (認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除)										
措置の内容	平成28年度時点	法人が地域再生法の認定地方公共団体が行ったまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金（特定寄附金）を支出した場合には、その支出した特定寄附金の額の20%から地方税法の規定により法人住民税から控除される金額を差し引いた金額（支出した特定寄附金の額の10%を限度）の税額控除（当期の法人税額の5%を限度）ができる。									
	平成29年度税制改正以後	従前どおり									
	平成30年度税制改正以後	従前どおり									
政策目的	地方公共団体の実施する一定の地方創生事業に対して企業が寄附を行うことを促すことにより、地方創生に取り組み地方を応援すること。										
評価対象税目	義務対象					努力義務対象					
	法人税	法人住民税	法人事業税								
関係条項	措法第42条の12の2、第68条の15の3、地方税法附則第8条の2の2、第9条の2の2										
要望内容	地方創生を推進し、企業から地方公共団体への寄附を安定的かつ継続的に確保するため、税制措置の拡充・延長等を図る。 (1) 徹底した運用改善を実施すること。 寄附払込時期の弾力化、基金への積立要件の緩和、地方創生関係交付金と併用した場合のインセンティブ付与、地域再生計画の認定に係る事務手続の簡素化等 (2) 平成31年度までとなっている税額控除の特例措置を5年間（平成36年度まで）延長すること。 制度創設（平成28年度税制改正）時と同様に、国の次期総合戦略の期間（平成32年度～平成36年度）と合わせる。 (3) 特定の寄附に係る税額控除割合を引き上げること。										
創設年度	H28	過去の政策評価の実績	H27内閣（地方創生応援税制の創設（「企業版ふるさと納税」））							区分	拡充・延長

【総括表】

	租税特別措置等の適用実態												租税特別措置等によって達成しようとする目標とその実現状況（効果）														
	適用件数 (法人税・件)				減収額 (法人税・百万円)				減収額 (地方法人二税・地方法人特別税・百万円)				目標①	目標②				目標③									
	(参考)		(参考)		(参考)		(参考)		(参考)		(参考)		「平成36年度までに、本税制措置を活用した地方公共団体の総合戦略における基本目標が十分に達成されること（測定指標：本税制措置を活用した地方公共団体の総合戦略における基本目標・施策のKPIの達成状況）」（平成30年度評価時から）				「平成36年度までに、本税制措置を活用した地方公共団体の総合戦略における基本目標が十分に達成されること（測定指標：本税制措置を活用した地方公共団体の総合戦略における基本目標・施策のKPIの達成状況）」（平成27年度評価時）										
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	目標値	将来予測	実績	租特の直接的効果	目標達成度	目標値(億円)	将来予測	実績	租特の直接的効果	目標達成度	目標値	将来予測	実績	租特の直接的効果	目標達成度
H23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H28	不明	58	-	58	不明	▲6.1	-	89.8%	不明	▲6.7	-	▲6.7	-	-	不明	不明	-	-	-	7.5	不明	-	不明	不明	不明	不明	-
H29	不明	493	-	-	不明	▲50.4	-	-	不明	▲301.1	-	-	-	-	不明	不明	-	-	-	23.3	不明	-	不明	不明	不明	不明	-
H30	542	-	-	-	▲55.5	-	-	-	▲331.2	-	-	-	不明	不明	-	-	-	-	-	25.4	-	-	-	不明	不明	-	-
H31	379	-	-	-	▲38.8	-	-	-	▲231.9	-	-	-	不明	不明	-	-	-	-	-	18.2	-	-	-	不明	不明	-	-
H32	1,440	-	-	-	▲147.5	-	-	-	▲881.1	-	-	-	不明	不明	-	-	-	-	-	70	-	-	-	不明	不明	-	-
H33	1,440	-	-	-	▲147.5	-	-	-	▲881.1	-	-	-	不明	不明	-	-	-	-	-	70	-	-	-	-	-	-	-
H34	1,440	-	-	-	▲147.5	-	-	-	▲881.1	-	-	-	不明	不明	-	-	-	-	-	70	-	-	-	-	-	-	-
H35	1,440	-	-	-	▲147.5	-	-	-	▲881.1	-	-	-	不明	不明	-	-	-	-	-	70	-	-	-	-	-	-	-
H36～ /未定	1,440	-	-	-	▲147.5	-	-	-	▲881.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	425	70	-	-	-	-	-	-

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の拡充・延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（平成36年度までに、本税制措置を活用した地方公共団体の総合戦略における基本目標が十分に達成されること）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 所期の測定指標（本税制措置を活用した地方公共団体の総合戦略における基本目標・施策のKPIの達成状況とする）を削除する合理的な理由が明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 達成目標に係る測定指標については、本税制措置を活用した地方公共団体の総合戦略における基本目標・施策のKPIの達成状況とする。</p> <p>なお、地方公共団体の総合戦略は、国の総合戦略に合わせ5か年の計画となっているものが多く、各地方公共団体自らその進捗の検証を行っている。国としては、毎年度調査を行っていないが、これまでの地方版総合戦略における基本目標の達成状況については、現在調査中（「地方版総合戦略等の進捗状況等に関する調査」（内閣官房実施））であり、その中で企業版ふるさと納税の活用効果についても検証することとしている。</p> <p>また、地方公共団体の総合戦略における基本目標・施策のKPIの達成は、地方創生事業の実施により図られるものであり、本税制においては、民の力を活用した地方創生事業の実施を促進するものであることから、当該測定指標を補完するものとして、地方公共団体が行う地方創生事業に対する寄附額を平成31年度までに累計75億円とする成果目標を設定（平成30年度行政事業レビューシートと同様）しているが、本税制の拡充・延長が行われた場合、当該成果目標は平成36年度までに累計425億円と試算できる（算定根拠については別紙参照）。</p> <p>② ご指摘を踏まえ、所期の測定指標に関する記載を追加する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 「達成目標に係る測定指標については、本税制措置を活用した地方公共団体の総合戦略における基本目標・施策のKPIの達成状況とする。なお、地方公共団体の総合戦略は、国の総合戦略に合わせ5か年の計画となっているものが多く、各地方公共団体自らその進捗の検証を行っている。国としては、毎年度調査を行っていないが、これまでの地方版総合戦略における基本目標の達成状況については、現在調査中（「地方版総合戦略等の進捗状況等に関する調査」（内閣官房実施））であり、その中で企業版ふるさと納税の活用効果についても検証することとしている」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、「本税制の拡充・延長が行われた場合、当該成果目標は平成36年度までに累計425億円と試算できる」との説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（平成28年度）について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
--

<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① ご指摘を踏まえ、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」における適用数を記載する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 平成30年度～平成36年度の各年度の適用件数について、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」に基づく寄附額及び認定地域再生計画に記載されている寄附額をもとに推計を行った（算定根拠については別紙参照）。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（平成29年度の法人税）が把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（平成28年度の法人税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 過去の減収額（平成28年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用額及び影響額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① ご指摘を踏まえ、平成29年度の法人税について、別添のとおり算定し、評価書に反映する。</p> <p>②・③ 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書における「適用額」とは、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第2条第1項第7号によれば、「各法人税関係特別措置の適用を受けた法人がその適用を受けたことにより増加し、又は減少した税額、所得の金額その他の財務省令で定める金額」をいい、企業版ふるさと納税においては、適用額＝減収額であるとのこと（財務省主税局税制第三課租特透明化係に確認済み）であるため、同報告書の適用額を政策評価書の適用額欄及び減収額欄に記載している。</p> <p>また、地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（総務省）における企業版ふるさと納税の適用額については、「道府県税の課税状況等に関する調」及び「市町村税課税状況等の調」における控除額を参考にしており（非公表資料）、現時点でも地方税法に基づき把握される適用額（減収額）を用いているが、法人税の出典と平仄をそろえるため、同報告書を出典として記載する。</p> <p><今回参考としている調査></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」 ・「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（総務省）」 ・「道府県税の課税状況等に関する調（総務省）」 ・「市町村税課税状況等の調（総務省）」 ・「企業版ふるさと納税による税額控除に関する調査（内閣府）」 <p>※ 平成29年度の税額控除額の実績を把握するため、平成30年6月に全地方公共団体向けに調査を実施したものであり、地方税である法人住民税及び法人事業税のみを調査対象としている。平成29年度の法人税については、本調査に基づき、算定している（別添参照）。調査結果については、公表していない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額が予測されていない。
【内閣府の補足説明】
① 平成30年度～平成36年度の各年度の減収額について、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」に基づく寄附額及び認定地域再生計画に記載されている寄附額をもとに推計を行った（算定根拠については別紙参照）。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（平成36年度までに、本税制措置を活用した地方公共団体の総合戦略における基本目標が十分に達成されること）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】
① 達成目標に係る測定指標については、本税制措置を活用した地方公共団体の総合戦略における基本目標・施策のKPIの達成状況とする。 地方公共団体の総合戦略は、国の総合戦略に合わせ5か年の計画となっているものが多く、各地方公共団体自らその進捗の検証を行っている。国としては、毎年度調査を行っていないが、これまでの地方版総合戦略における基本目標の達成状況については、現在調査中（「地方版総合戦略等の進捗状況等に関する調査」（内閣官房実施））であり、その中で企業版ふるさと納税の活用についても検証することとしている。 しかしながら、平成30年度企業版ふるさと納税の利用促進に向けたアンケート（平成30年6月内閣府実施）によると、地方公共団体にとっての企業版ふるさと納税を活用するメリットとして、「民間資金で財源を確保しつつ、地方創生プロジェクトに取り組むことができる」と回答した地方公共団体は91.2%（310団体/340団体（認定申請したことがある地方公共団体））であった。また、同アンケートでは、企業版ふるさと納税を利用して得られた効果として、「観光客入込数（交流人口）の増加等の効果があり、本市の魅力を知ってもらう機会が増えた。」「当該事業を活用したことにより、観光の問い合わせのみならず定住相談も増え、実際にI・Uターン者も確保できた。」「計画の途中だが、現段階ではKPI値は目標を達成しており、交流人口が増加している。」といった声もあったことから、具体的に観光客入込数やUIターン者数といったKPIが達成されるという本税制の効果があつたと認められる。 また、企業版ふるさと納税を活用した寄附を行った企業からは、「企業にできることは限られているが、行政と協力して取り組むことで広がりが出てくる。企業が考えている目的で寄附したお金を使ってもらえるなら、企業としてもメリットは大きい。」「使途が極めて明確な企業版ふるさと納税による寄附は企業としても出しやすいし、役に立っている実感が湧いてくる。」といった声もあったことから、企業と行政が結び付くことにより、事業の質の向上につながっているという本税制の効果があつたと認められる。 内閣府としては、上記のアンケート等から踏まえるに、企業が創業地や工場・支店等の拠点を有する地方公共団体に寄附することにより、観光振興、移住・定住や人材育成・確保などの事業を促進する優れた事例が出てきており、本税制措置を活用した地方公共団体の地方版総合戦略における基本目標の達成に寄与していることから、総合的にも本税制の効果が認められ、今後の推計通り、寄附額が累積で増加していけば、本税制措置を活用した地方公共団体の総合戦略における基本目標・施策のKPIが十分に達成されるものと考えられる。 また、地方公共団体の総合戦略における基本目標・施策のKPIの達成は、地方創生事業の実施により図られるものであり、本税制においては、民の力を活用した地方創生事業の実施を促進するものであることから、当該測定指標を補完するものとして、地方公共団体が行う地方創生事業に対する寄附額を平成31年度までに累計75億円とする成果目標を設定（平成30年度行政事業レビューシートと同様）しているが、本税制の拡充・

延長が行われた場合、当該成果目標は平成36年度までに累計425億円と試算できる（算定根拠については別紙参照）。 平成28・29年度の寄附額の累計は31億円であり、41%程度達成しているところ。 ※地域再生法施行規則第14条第2項の規定に基づく「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」（平成28年度：7.5億円、平成29年度：23.3億円）
【点検結果】
① 「地方公共団体の総合戦略は（中略）本税制措置を活用した地方公共団体の総合戦略における基本目標・施策のKPIが十分に達成されるものと考えられる」との説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する過去の効果が定量的に把握されていないため、この点を課題とする。 また、「地方公共団体の総合戦略における基本目標・施策のKPIの達成は、地方創生事業の実施により図られるものであり、本税制においては、民の力を活用した地方創生事業の実施を促進するものであることから、当該測定指標を補完するものとして、地方公共団体が行う地方創生事業に対する寄附額を平成31年度までに累計75億円とする成果目標を設定（平成30年度行政事業レビューシートと同様）しているが、本税制の拡充・延長が行われた場合、当該成果目標は平成36年度までに累計425億円と試算できる（算定根拠については別紙参照）。平成28・29年度の寄附額の累計は31億円であり、41%程度達成しているところ。地域再生法施行規則第14条第2項の規定に基づく「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」（平成28年度：7.5億円、平成29年度：23.3億円）」との説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、過去の効果（寄附額 平成28年度：7.5億円、平成29年度：23.3億円）から他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、租税特別措置等の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（平成36年度までに、本税制措置を活用した地方公共団体の総合戦略における基本目標が十分に達成されること）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】
① 地方公共団体の総合戦略は、国の総合戦略に合わせ5か年の計画となっているものが多く、各地方公共団体自らその進捗の検証を行っている。国としては、毎年度調査を行っていないが、これまでの地方版総合戦略における基本目標の達成状況については、現在調査中（「地方版総合戦略等の進捗状況等に関する調査」（内閣官房実施））であり、その中で企業版ふるさと納税の活用についても検証することとしている。 しかしながら、平成30年度企業版ふるさと納税の利用促進に向けたアンケート（平成30年6月内閣府実施）によると、地方公共団体にとっての企業版ふるさと納税を活用するメリットとして、「民間資金で財源を確保しつつ、地方創生プロジェクトに取り組むことができる」と回答した地方公共団体は91.2%（310団体/340団体（認定申請したことがある地方公共団体））であった。また、同アンケートでは、企業版ふるさと納税を利用して得られた効果として、「観光客入込数（交流人口）の増加等の効果があり、本市の魅力を知ってもらう機会が増えた。」「当該事業を活用したことにより、観光の問い合わせのみならず定住相談も増え、実際にI・Uターン者も確保できた。」「計画の途中だが、現段階ではKPI値は目標を達成しており、交流人口が増加している。」といった声もあったことから、具体的に観光客入込数やUIターン者数といったKPIが達成されるという本税制の効果があつたと認められる。 また、企業版ふるさと納税を活用した寄附を行った企業からは、「企業にできることは限られているが、行政と協力して取り組むことで広がりが出てくる。企業が考えている目的で寄附したお金を使ってもらえるなら、企業としてもメリットは大きい。」「使途が極めて明確な企業版ふるさと納税による寄附は企業としても出しやすいし、役に立っている実感が湧いてくる。」といった声もあったことから、企業と行政が結び付くことにより、事業の質の向上につながっているという本税制の効果があつたと認められる。

内閣府としては、上記のアンケート等から踏まえるに、企業が創業地や工場・支店等の拠点を有する地方公共団体に寄附することにより、観光振興、移住・定住や人材育成・確保などの事業を促進する優れた事例が出てきており、本税制措置を活用した地方公共団体の地方版総合戦略における基本目標の達成に寄与していることから、総合的にも本税制の効果が認められ、今後の推計通り、寄附額が累積で増加していけば、本税制措置を活用した地方公共団体の総合戦略における基本目標・施策のKPIが十分に達成されるものと考えられる。

本税制の拡充・延長が行われた場合、平成36年度までに累計425億円の寄附額となると推計しており、本税制を活用した地方創生事業の実施の拡大が見込まれる。また、企業による創業地や工場・支店等の拠点を有する地方公共団体への寄附がさらに促進されることにより、企業が地方創生事業に取り組む地方公共団体へ一層貢献することが可能となる（算定根拠については別紙参照）。

【点検結果】

- ① 「内閣府としては、上記のアンケート等から踏まえるに、企業が創業地や工場・支店等の拠点を有する地方公共団体に寄附することにより、観光振興、移住・定住や人材育成・確保などの事業を促進する優れた事例が出てきており、本税制措置を活用した地方公共団体の地方版総合戦略における基本目標の達成に寄与していることから、総合的にも本税制の効果が認められ、今後の推計通り、寄附額が累積で増加していけば、本税制措置を活用した地方公共団体の総合戦略における基本目標・施策のKPIが十分に達成されるものと考えられる」との説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果が定量的に予測されていないため、この点を課題とする。

また、「本税制の拡充・延長が行われた場合、平成36年度までに累計425億円の寄附額となると推計しており、本税制を活用した地方創生事業の実施の拡大が見込まれる。また、企業による創業地や工場・支店等の拠点を有する地方公共団体への寄附がさらに促進されることにより、企業が地方創生事業に取り組む地方公共団体へ一層貢献することが可能となる（算定根拠については別紙参照）」との説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果が定量的に予測されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【内閣府の補足説明】欄には、内閣府から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の拡充・延長
2	① 対象税目	(法人税:義)(国税10) (法人住民税、法人事業税:義)(地方税7)
	② 上記以外の税目	-
3	要望区分等の別	【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【単独・ <u>主管</u> ・ <u>共管</u> 】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>内閣総理大臣が認定した地域再生計画に位置づけられた事業に対して企業が寄附を行った場合に、損金算入措置に加え、平成28年度から平成31年度までの間、法人住民税、事業税、法人税に係る税額控除の措置が講じられている。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>地方創生を推進し、企業から地方公共団体への寄附を安定的かつ継続的に確保するため、税制措置の拡充・延長等を図る。</p> <p>(1) 徹底した運用改善を実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 寄附払込時期の弾力化、基金への積立要件の緩和、地方創生関係交付金と併用した場合のインセンティブ付与、地域再生計画の認定に係る事務手続の簡素化等。 <p>(2) 平成31年度までとなっている税額控除の特例措置を5年間(平成36年度まで)延長すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 制度創設(平成28年度税制改正)時と同様に、国の次期総合戦略の期間(平成32年度～平成36年度)と合わせる。 <p>(3) 特定の寄附に係る税額控除割合を引き上げること。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第42条の12の2、第68条の15の3、附則第90条、第112条 租税特別措置法施行令(昭和32年3月31日政令第43号)第27条の12の2、第39条の45の3、附則第15条、第28条 租税特別措置法施行規則(昭和32年3月31日大蔵省令第15号)第20条の7の2、第22条の29の2 地方税法(昭和25年法律第226号)附則第8条の2の2、第9条の2の2 地方税法施行規則(昭和29年5月13日総理府令第23号)附則第2条の6、第3条の2
5	担当部局	内閣府地方創生推進事務局 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:平成28年度～36年度
7	創設年度及び改正経緯	・平成28年度税制改正において新設

8	適用又は延長期間	5年間(国の次期総合戦略の期間(平成32年度～平成36年度)に合わせる)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠
		<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>地方公共団体の実施する一定の地方創生事業に対して企業が寄附を行うことを促すことにより、地方創生に取り組む地方を応援することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>まち・ひと・しごと創生法(平成二十六年法律第百三十六号)</p> <p>第一章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること(以下「まち・ひと・しごと創生」という。)が重要となっていることに鑑み、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画(以下「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)の作成等について定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置することにより、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とする。</p> <p>(都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略)</p> <p>第九条</p> <p>2 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項</p> <p>(市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略)</p> <p>第十条</p> <p>2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項</p> <p>地域再生法(平成十七年法律第二十四号)</p> <p>第三章 地域再生計画の認定等</p>

	<p>(地域再生計画の認定)</p> <p>第五条</p> <p>4 第二項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。</p> <p>二 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略にまち・ひと・しごと創生法第九条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業又は市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に同法第十条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業であって前号イ又はロに掲げるもののうち、地方公共団体(地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十条第一項の規定による普通交付税の交付を受けないことその他の政令で定める要件に該当する都道府県及び市町村、地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合及び広域連合並びに港湾法第四条第一項の規定による港務局を除く。)が法人からの寄附(当該事業の実施に必要な費用に充てられることが確実であることその他の内閣府令で定める要件に該当するものに限る。)を受け、その実施状況に関する指標を設定することその他の方法により効率的かつ効果的に行うもの(第十三条の二において「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」という。)に関する事項</p> <p>まち・ひと・しごと創生総合戦略(2017 改訂版) (平成 29 年 12 月 22 日閣議決定)</p> <p>IV. 地方創生に向けた多様な支援-「地方創生版・三本の矢」-</p> <p>3. 財政支援の矢</p> <p>(3) 税制</p> <p>志ある個人や企業の「民の力」を地方創生に効果的に活用する観点から、「しごと」と「ひと」の好循環を生み出し、「まち」を活性化することに資する税制の推進を図る。</p> <p>◎地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)[措置済]</p> <p>「地方版総合戦略」に位置付けられた、地方公共団体が行う地方創生のために効果的な事業について、当該事業に対する企業の寄附に係る法人事業税・法人住民税及び法人税の税額控除の優遇措置を 2016 年度に創設した。2017 年 12 月現在、387 事業が認定を受けており、今後も関係省庁と連携した地方公共団体・企業向け広報活動や、経済三団体をはじめとする経済界への周知活動を展開することにより、地方公共団体による更なる制度の活用や地方創生事業への更なる企業の参画を促進する。</p> <p>まち・ひと・しごと創生基本方針 2018 (平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)</p> <p>IV. 地方創生に向けた多様な支援(地方創生版・三本の矢)</p> <p>3. 財政支援</p> <p>平成 28 年度に創設された地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)については、これまでに、企業が創業地や工場・支店等の拠点を有</p>
--	---

	<p>する地方公共団体に寄附することにより、観光振興、移住・定住や人材育成・確保などの事業を促進する優れた事例が出てきている。このような取組を拡大していくため、制度の概要や事例を紹介する動画や優良事例集を作成し、地方公共団体や企業に周知するなど、積極的な PR 活動を行う。また、地方公共団体や企業に対してニーズ等に関する調査を実施し、その結果を踏まえ、必要な措置を講じること等により、一層の活用促進を図る。</p>
②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標4 地方創生の推進 施策目標8 地域再生の推進</p>
③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>下記の観点を踏まえ、平成 36 年度までに、本税制措置を活用した地方公共団体の総合戦略における基本目標が十分に達成されることを目標とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業の創業地や地方創生のプロジェクトに取り組む地方への貢献を促進 地方公共団体が企業に取組をアピールすることで自治体間競争を促進 本社機能の移転促進税制の補完 <p>達成目標に係る測定指標については、本税制措置を活用した地方公共団体の総合戦略における基本目標・施策の KPI の達成状況とする。</p> <p>なお、地方公共団体の総合戦略は、国の総合戦略に合わせ5か年の計画となっているものが多く、各地方公共団体自らその進捗の検証を行っている。国としては、毎年度調査を行っていないが、これまでの地方版総合戦略における基本目標の達成状況については、現在調査中(「地方版総合戦略等の進捗状況等に関する調査」(内閣官房実施))であり、その中で企業版ふるさと納税の活用の効果についても検証することとしている。</p> <p>また、当該測定指標を補完するものとして、地方公共団体が行う地方創生事業に対する寄附額を平成 31 年度までに累計 75 億円とする成果目標を設定しているが、本税制の拡充・延長が行われた場合、当該成果目標は平成 36 年度までに累計 425 億円と試算できる(算定根拠については別紙参照)。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本税制措置により、地方公共団体と企業の間で、地方創生という共通の目標の実現に向けて継続的な協体制が構築され、持続可能な形で地方創生の取組が発展していくことが期待される。</p> <p>また、地方公共団体が、他団体と競い合いながら、より明確な目標設定をした上で、企業の協力を得るための工夫を凝らしていくと考えられる。</p> <p>企業においても、本社機能の移転に至らずとも、本税制措置を活用</p>

10	有効性等	①: 適用数	<p>することにより、地方公共団体の地方創生の取組に積極的に協力することが可能となる。</p> <p>平成 28 年度: 58 件(実績) ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」</p> <p>平成 29 年度: 493 件(実績) ※「企業版ふるさと納税による税額控除に関する調査」</p> <p>平成 30 年度: 542 件(推計) ※「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」に基づく寄附額及び認定地域再生計画に記載されている寄附額をもとに算定(算定根拠については別紙参照)</p> <p>平成 31 年度: 379 件(推計) ※「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」に基づく寄附額及び認定地域再生計画に記載されている寄附額をもとに算定(算定根拠については別紙参照)</p> <p>平成 32 年度～平成 36 年度: 各年度 1,440 件(推計) ※「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」に基づく寄附額及び認定地域再生計画に記載されている寄附額をもとに算定(算定根拠については別紙参照)</p>
		②: 適用額	<p>平成 28 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人税・・・6,095 千円(実績) ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 法人住民税・・・5,559 千円(実績) ※「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」 事業税・・・1,180 千円(実績) ※「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」 <p>平成 29 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人税・・・50,421 千円(推計) ※「企業版ふるさと納税による税額控除に関する調査」に基づき作成(算定根拠については別紙参照) 法人住民税・・・190,280 千円(実績) ※「企業版ふるさと納税による税額控除に関する調査」に基づき作成(算定根拠については別紙参照) 事業税・・・110,846 千円(実績) ※「企業版ふるさと納税による税額控除に関する調査」

			<p>平成 30 年度(推計)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人税・・・55,463 千円 法人住民税・・・209,308 千円 事業税・・・121,930 千円 <p>※「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」に基づく寄附額及び認定地域再生計画に記載されている寄附額をもとに算定(算定根拠については別紙参照)</p> <p>平成 31 年度(推計)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人税・・・38,824 千円 法人住民税・・・146,516 千円 事業税・・・85,352 千円 <p>※「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」に基づく寄附額及び認定地域再生計画に記載されている寄附額をもとに算定(算定根拠については別紙参照)</p> <p>平成 32 年度～平成 36 年度(各年度)(推計)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人税・・・147,531 千円 法人住民税・・・556,761 千円 事業税・・・324,338 千円 <p>※「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」に基づく寄附額及び認定地域再生計画に記載されている寄附額をもとに算定(算定根拠については別紙参照)</p>
		③: 減収額	<p>平成 28 年度(実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人税・・・6,095 千円 ※税額控除であるため、「10 有効性等②適用額」と同額 法人住民税・・・5,559 千円 ※税額控除であるため、「10 有効性等②適用額」と同額 事業税・・・1,180 千円 ※税額控除であるため、「10 有効性等②適用額」と同額 <p>平成 29 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人税・・・50,421 千円(推計) ※税額控除であるため、「10 有効性等②適用額」と同額 法人住民税・・・190,280 千円(実績) ※税額控除であるため、「10 有効性等②適用額」と同額 事業税・・・110,846 千円(実績) ※税額控除であるため、「10 有効性等②適用額」と同額 <p>平成 30 年度(推計)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人税・・・55,463 千円 法人住民税・・・209,308 千円

	<p>・事業税……121,930 千円 ※税額控除であるため、「10 有効性等②適用額」と同額</p> <p>平成 31 年度(推計)</p> <p>・法人税……38,824 千円 ・法人住民税…146,516 千円 ・事業税……85,352 千円 ※税額控除であるため、「10 有効性等②適用額」と同額</p> <p>平成 32 年度～平成 36 年度(各年度)(推計)</p> <p>・法人税……147,531 千円 ・法人住民税…556,761 千円 ・事業税……324,338 千円 ※税額控除であるため、「10 有効性等②適用額」と同額</p>						
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>平成 30 年 8 月現在</p> <table border="0"> <tr> <td>・認定事業数</td> <td>494 事業</td> </tr> <tr> <td>・総事業費</td> <td>1,262 億円</td> </tr> <tr> <td>・寄附額累計(平成 28 年度～平成 29 年度)</td> <td>31 億円</td> </tr> </table> <p>※地域再生法施行規則第 14 条第 2 項の規定に基づく「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」(平成 28 年度: 7.5 億円、平成 29 年度: 23.3 億円)</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>地方公共団体の総合戦略は、国の総合戦略に合わせ5か年の計画となっているものが多く、各地方公共団体自らその進捗の検証を行っている。国としては、毎年度調査を行っていないが、これまでの地方版総合戦略における基本目標の達成状況については、現在調査中(「地方版総合戦略等の進捗状況等に関する調査」(内閣官房実施))であり、その中で企業版ふるさと納税の活用効果についても検証することとしている。</p> <p>しかしながら、平成 30 年度企業版ふるさと納税の利用促進に向けたアンケート(平成 30 年 6 月内閣府実施)によると、地方公共団体にとっての企業版ふるさと納税を活用するメリットとして、「民間資金で財源を確保しつつ、地方創生プロジェクトに取り組むことができる」と回答した地方公共団体は 91.2%(310 団体/340 団体(認定申請したことがある地方公共団体))であった。また、同アンケートでは、企業版ふるさと納税を利用して得られた効果として、「観光客入込数(交流人口)の増加等の効果があり、本市の魅力を知ってもらう機会が増えた。」「当該事業を活用したことにより、観光の問い合わせのみならず定住相談も増え、実際に I・U ターン者も確保できた。」「計画の途中だが、現段階では KPI 値は目標を達成しており、交流人口が増加している。」とい</p>	・認定事業数	494 事業	・総事業費	1,262 億円	・寄附額累計(平成 28 年度～平成 29 年度)	31 億円
・認定事業数	494 事業						
・総事業費	1,262 億円						
・寄附額累計(平成 28 年度～平成 29 年度)	31 億円						

	<p>った声もあったことから、具体的に観光客入込数や U/I ターン者数といった KPI が達成されるという本税制の効果があつたと認められる。</p> <p>また、企業版ふるさと納税を活用した寄附を行った企業からは、「企業にできることは限られているが、行政と協力して取り組むことで広がりが出ている。企業が考えている目的で寄附したお金を使ってもらえるなら、企業としてもメリットは大きい。」「使途が極めて明確な企業版ふるさと納税による寄附は企業としても出しやすいし、役に立っている実感が湧いてくる。」といった声もあったことから、企業と行政が結びつくことにより、事業の質の向上につながっているという本税制の効果があつたと認められる。</p> <p>内閣府としては、上記のアンケート等から踏まえるに、企業が創業地や工場・支店等の拠点を有する地方公共団体に寄附することにより、観光振興、移住・定住や人材育成・確保などの事業を促進する優れた事例が出てきており、本税制措置を活用した地方公共団体の地方版総合戦略における基本目標の達成に寄与していることから、総合的にも本税制の効果が認められ、今後の推計どおり、寄附額が累積で増加していけば、本税制措置を活用した地方公共団体の総合戦略における基本目標・施策の KPI が十分に達成されるものと考えられる。</p> <p>なお、企業版ふるさと納税を活用している地方公共団体からは、地方創生の取組に成果が出てきているが、さらに推進するために制度の改善を図るよう要望があるところ(全国知事会、全国市長会等)であり、こうした要望からも本税制措置が地方公共団体の総合戦略における基本目標・施策の KPI に寄与しているものと考えられる。</p> <p>さらに、測定指標(本税制措置を活用した地方公共団体の総合戦略における基本目標・施策の KPI の達成状況)を補完するものとして、地方公共団体が行う地方創生事業に対する寄附額を平成 31 年度までに累計 75 億円とする成果目標を設定しており、平成 28・29 年度の寄附額の累計は 31 億円(達成率 41%)となっている。</p> <p>本税制の拡充・延長が行われた場合、平成 36 年度までに累計 425 億円の寄附額となると推計しており、本税制を活用した地方創生事業の実施の拡大が見込まれる。また、企業による創業地や工場・支店等の拠点を有する地方公共団体への寄附がさらに促進されることにより、企業が地方創生事業に取り組む地方公共団体へ一層貢献することが可能となる(算定根拠については別紙参照)。</p>																						
	<p>【拡充・延長した場合】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>28 実績</th> <th>29 速報</th> <th>30 見込</th> <th>31 見込</th> <th>32 推計</th> <th>33 推計</th> <th>34 推計</th> <th>35 推計</th> <th>36 推計</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寄附額(億円)</td> <td>7.5</td> <td>23.3</td> <td>25.4</td> <td>18.2</td> <td>70</td> <td>70</td> <td>70</td> <td>70</td> <td>70</td> <td>425</td> </tr> </tbody> </table>		28 実績	29 速報	30 見込	31 見込	32 推計	33 推計	34 推計	35 推計	36 推計	計	寄附額(億円)	7.5	23.3	25.4	18.2	70	70	70	70	70	425
	28 実績	29 速報	30 見込	31 見込	32 推計	33 推計	34 推計	35 推計	36 推計	計													
寄附額(億円)	7.5	23.3	25.4	18.2	70	70	70	70	70	425													

	⑤: 税収減を是認する理由等	企業が地方公共団体の地方創生事業に関与することは、企業の地域貢献への機運及び寄附文化の醸成、事業の質の向上や地方公共団体と企業との新たなパートナーシップの構築、地方公共団体における安定的な財源確保に役立つものである。本要望の実現により、地方創生事業に対する企業の協力が飛躍的に拡大し、減収額を上回る事業費の確保を期待することができる。
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>まち・ひと・しごと創生総合戦略(2017改訂版)(平成29年12月22日閣議決定)では、「まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則」を定めており、その中で、「(1)自立性」として、施策が構造的な問題に対処し、地方公共団体・民間事業者・個人等の自立につながるようなものにし、国の支援がなくなるとも地域・地方の事業が継続する状態を目指すこととしている。</p> <p>国と地方だけではなく、企業を地方創生を実現する上でのステークホルダーとして参画させ、持続可能な地方創生の取組につなげていくという目的を持つ本税制の措置は極めて妥当であるといえることができる。</p> <p>なお、措置の対象は、内閣総理大臣が認定した地域再生計画に位置づけられた事業に限定されていること、また、寄附のうち一定割合は企業負担としていること、さらに、本税制の拡充対象は特定の寄附に限定していることから、必要最小限の措置である。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>-</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本税制の拡充・延長により、企業において、地域貢献への機運及び寄附文化の醸成が図られ、地方公共団体が実施する地方創生事業の質の向上や地方公共団体と企業との新たなパートナーシップの構築に寄与するとともに、地方公共団体においては、安定的な財源確保が可能となる。以上のことから、地方公共団体が協力する相当性が認められる。</p>
12	有識者の見解	
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成27年8月

成果目標（地方創生事業に対する寄附額）

<成果目標：平成31年度末までの寄附額累計75億円>

- 達成目標に係る測定指標を補充するものとして、地方公共団体が行う地方創生事業に対する寄附額を平成31年度までに累計75億円とする成果目標を設定している。

	28 実績	29 速報	30 見込	31 見込	計
寄附額 (千円)	746,927	2,330,193	2,543,394	1,824,146	7,444,660

(※1) 平成28年度、平成29年度の寄附額については、地域再生法施行規則第14条第2項の規定に基づく「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」に基づき算出した。平成29年度は速報値となっている。

(※2) 平成30年度、平成31年度の寄附額については、平成28年度第1回～平成29年度第3回までに認定された地域再生計画に記載されている寄附見込額の合計である。

<拡充・延長された場合>

- 拡充・延長された場合の平成36年度までの寄附額累計について、以下のとおり積算した結果、425億円程度の寄附額を見込んでいる。

(1) 平成28年度、平成29年度の寄附額については、地域再生法施行規則第14条第2項の規定に基づく「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」に基づき算出する（平成29年度は速報値）。

(2) 平成30年度の寄附額については、平成28年度第1回～平成29年度第3回までに認定された地域再生計画に記載されている寄附見込額の合計である。

(3) 平成28年度寄附額（実績）、平成29年度寄附額（速報値）をみると、1年目に地域再生計画を作成し、2年目以降に事業費や寄附額が積み上がることから、拡充・延長された場合にも、同様であると仮定して積算する。

- ・平成31年度については、平成28年度第1回～平成29年度第3回までに認定された地域再生計画に記載されている寄附見込額の合計である。
- ・平成32年度の寄附額（推計）は、以下のとおり算出した。

$$\begin{aligned}
 & (\text{平成29～平成31年度の平均}) \times (\text{平成28年度から平成29年度の伸び率}) \\
 & = 22.3 \text{ (億円)} \times (23.3 \text{ (億円)} / 7.5 \text{ (億円)}) \\
 & = 69.3 \text{ (億円)} \\
 & \div 70 \text{ (億円)} \\
 & \approx 70 \text{ (億円)}
 \end{aligned}$$

(4) 平成32年度～平成36年度は、同額で推移するものとする。

	28 実績	29 速報	30 見込	31 見込	32 推計	33 推計	34 推計	35 推計	36 推計	計
寄附額 (億円)	7.5	23.3	25.4	18.2	70	70	70	70	70	425

平成 29 年度地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）に係る減収額について

○ 「企業版ふるさと納税による税額控除に関する調査」（※1）に基づき、以下のとおり法人税控除額を算出した（※2）。

（※1）平成 29 年度の税額控除額の実績を把握するため、内閣府が平成 30 年 6 月に全地方公共団体向けに調査を実施したものであり、地方税である法人住民税及び法人事業税を調査対象としている。

（※2）本調査で得られた特定寄附金税額控除額（実績）と法人住民税のみで全額控除した場合の金額を比較し、その差額を法人税控除額として算出している。

寄附件数	493	件	a
特定寄附金の額	1,170,981,568	円	b
特定寄附金税額控除額（実績）	294,621,158	円	c
法人住民税	183,775,571	円	d
法人道府県民税法人税割	45,943,893	円	e
法人市町村民税法人税割（推定）	137,831,678	円	f=e×3
法人事業税	110,845,587	円	g
税額控除額（税額控除上限）	351,294,470	円	h=b×0.3
法人住民税	234,196,314	円	i=b×0.2
法人事業税	117,098,157	円	j=b×0.1
（※法人住民税、法人事業税で全額控除したと想定）			
法人税控除額	50,420,743	円	k=i-d
法人事業税控除不能額	6,252,570	円	m=j-g

<平成 29 年度地方創生応援税制減収額>

法人税	50,421 千円
法人住民税	190,280 千円
	<計算式>
	法人住民税控除額+法人税自動影響分（法人税控除額×（道府県民税法人税割 3.2%+市町村民税法人税割 9.7%））
	=183,775,571 円+（50,420,743×12.9%）
	=190,280 千円
法人事業税	110,846 千円

平成 30 年度～平成 36 年度地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）に係る適用件数・適用額・減収額の推計について

○ 平成 30 年度～平成 36 年度における適用件数・適用額・減収額については、[参考]で積算した寄附額の対前年度の伸び率を乗じることで算出する。

年度	28→29	29→30	30→31	31→32	32→33	33→34	34→35	35→36
寄附額の対前年度の伸び率	3.1	1.1	0.7	3.8	1	1	1	1

<適用件数>

(件)

年度	28	29	30	31	32	33	34	35	36	合計
	実績	実績	推計	推計	推計	推計	推計	推計	推計	
件数	58	493	542	379	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	8,672

<適用額>

(千円)

年度	28	29	30	31	32	33	34	35	36	合計
	実績		推計	推計	推計	推計	推計	推計	推計	
法人税	6,095	50,421 推計	55,463	38,824	147,531	147,531	147,531	147,531	147,531	888,458
法人住民税	5,559	190,280 実績	209,308	146,516	556,761	556,761	556,761	556,761	556,761	3,335,468
事業税	1,180	110,846 実績	121,931	85,352	324,338	324,338	324,338	324,338	324,338	1,940,999

<減収額>

・税額控除であるため、適用額と同額

[参考]

<拡充・延長された場合>

○ 拡充・延長された場合の平成36年度までの寄附額累計について、以下のとおり積算した結果、425億円程度の寄附額を見込んでいる。

- (1) 平成28年度、平成29年度の寄附額については、地域再生法施行規則第14条第2項の規定に基づく「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」に基づき算出する（平成29年度は速報値）。
- (2) 平成30年度の寄附額については、平成28年度第1回～平成29年度第3回までに認定された地域再生計画に記載されている寄附見込額の合計である。
- (3) 平成28年度寄附額（実績）、平成29年度寄附額（速報値）をみると、1年目に地域再生計画を作成し、2年目以降に事業費や寄附額が積み上がることから、拡充・延長された場合にも、同様であると仮定して積算する。
 - ・平成31年度については、平成28年度第1回～平成29年度第3回までに認定された地域再生計画に記載されている寄附見込額の合計である。
 - ・平成32年度の寄附額（推計）は、以下のとおり算出した。
 （平成29～平成31年度の平均）×（平成28年度から平成29年度の伸び率）
 =22.3（億円）×（23.3（億円）／7.5（億円））
 =69.3（億円）
 ≒70（億円）
- (4) 平成32年度～平成36年度は、同額で推移するものとする。

	28 実績	29 速報	30 見込	31 見込	32 推計	33 推計	34 推計	35 推計	36 推計	計
寄附額 (億円)	7.5	23.3	25.4	18.2	70	70	70	70	70	425

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の延長（特別控除）
税目	法人税、法人住民税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（平成33年度までに入域観光客数1,200万人）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。</p> <p>② 達成目標（平成33年度までに観光収入1.1兆円）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。</p> <p>③ 達成目標（平成33年度までに観光客一人当たりの平均滞在日数4.5日）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。</p> <p>④ 達成目標（平成33年度までに観光客一人当たりの県内消費額9万3千円）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①～④ 本地域制度については、沖縄振興特別措置法（H24～H33年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である、沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した目標値の達成に向けて各種施策を推進しているところである。本特例措置の測定指標として、同実施計画の目標値を設定しており、同目標値の達成時期は同法の期限であるH33年度に設定しているため、計画期間の途中の目標値を示すことは困難である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（平成30年度の法人税）が予測されていない。</p> <p>② 将来の適用数（平成31年度及び32年度の法人税）について、「観光施設については、年2件適用があるものとして試算」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 評価書を修正</p> <p>② 評価書を修正</p>

【点検結果】

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額が把握されていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 評価書を修正</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人住民税）が予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額（平成30年度から32年度までの法人税）について、その積算過程にある適用額において「今後は、平年度31,368千円の適用を見込む」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 将来の減収額（法人税）31,368千円（平成30年度から32年度まで）が過去の実績0千円（平成28年度）とかけ離れていることについて、その原因が明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 評価書を修正</p> <p>② 評価書を修正</p> <p>③ 投資額の見込みについては、減収補填等の実績から導き出しており、適当なものと思慮</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 補足説明では、将来の減収額（法人税）31,368千円（平成30年度から32年度まで）が過去の実績0千円（平成28年度）とかけ離れている原因が明らかにされおらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（平成33年度までに入域観光客数1,200万人）に対する過去の効果（平成27年度及び28年度）が年度ごとに把握されていない。</p> <p>② 達成目標（平成33年度までに入域観光客数1,200万人）に対する過去の効果（平成29年度）について、「939万人」と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標（平成33年度までに入域観光客数1,200万人）に対する過去の直接的な効果について、過去の効果（939万人）から他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>④ 達成目標（平成33年度までに観光収入1.1兆円）に対する過去の効果（平成27年度及び29年度）が年度ごとに把握されていない。</p> <p>⑤ 達成目標（平成33年度までに観光収入1.1兆円）に対する過去の効果（平成28年度）について、「6,602億9,400万円」と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかにされていない。</p> <p>⑥ 達成目標（平成33年度までに観光収入1.1兆円）に対する過去の直接的な効果について、過去の効果（6,602億9,400万円）から他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑦ 達成目標（平成33年度までに観光客一人当たりの平均滞在日数4.5日）に対する過去</p>
--

<p>の効果（平成27年度及び29年度）が年度ごとに把握されていない。</p> <p>⑧ 達成目標（平成33年度までに観光客一人当たりの平均滞在日数4.5日）に対する過去の効果（平成28年度）について、「3.7日」と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかにされていない。</p> <p>⑨ 達成目標（平成33年度までに観光客一人当たりの平均滞在日数4.5日）に対する過去の直接的な効果について、過去の効果（3.7日）から他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑩ 達成目標（平成33年度までに観光客一人当たりの県内消費額9万3千円）に対する過去の効果（平成27年度及び29年度）が年度ごとに把握されていない。</p> <p>⑪ 達成目標（平成33年度までに観光客一人当たりの県内消費額9万3千円）に対する過去の効果（平成28年度）について、「7万千円」と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかにされていない。</p> <p>⑫ 達成目標（平成33年度までに観光客一人当たりの県内消費額9万3千円）に対する過去の直接的な効果について、過去の効果（7万千円）から他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑬ 達成目標に対する過去の効果について、「ハワイの入域観光客数を超える水準まで増加」等と説明されているが、過去の適用数1件（平成29年度）は、10件未満と想定外に僅少であり、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことを明らかにする必要がある。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①・②・④・⑤・⑦・⑧・⑩・⑪ 評価書を修正 「達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果」を参照する旨記載</p> <p>③・⑥・⑨・⑫ 対応困難</p> <p>⑬ 法人税については投資後すぐの黒字化が困難なため適用件数が少ないが、減収補填等制度は活用されており、目標達成に寄与しているものと思慮。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>④・⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>⑥ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑦・⑧ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>⑨ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑩・⑪ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>⑫ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑬ 補足説明では、僅少な適用実態を踏まえても本特例措置自体が達成目標の実現に十分に寄与したことが明らかにされており、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（平成33年度までに入域観光客数1,200万人）に対する将来の効果が予測されており、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（平成33年度までに観光収入1.1兆円）に対する将来の効果が予測されており、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標（平成33年度までに観光客一人当たりの平均滞在日数4.5日）に対する将来の効果が予測されており、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p>

<p>④ 達成目標（平成33年度までに観光客一人当たりの県内消費額9万3千円）に対する将来の効果が予測されており、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①～④ 本地域制度については、沖縄振興特別措置法（H24～H33年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である、沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した目標値の達成に向けて各種施策を推進しているところである。本特例措置の達成目標実現への寄与については、同法並びに沖縄振興計画及び実施計画の評価の際に併せて評価されるものであるが、沖縄県調査では、H30年度以降に適用が見込まれる投資や適用可否の問い合わせがあった投資を合わせると9件把握しており、過去の活用施設の実績から、入域観光客数7万人の増加、観光収入約5億円の増加、観光客一人当たりの県内消費額約7,000円の増加が見込まれ、それに伴う観光客一人当たりの平均滞在日数の増加も見込まれることから、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するものと考えているところである。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標（平成33年度までに入域観光客数1,200万人）に対する将来の効果が年度ごとに予測されており、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない上、将来の効果（入域観光客数7万人）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されており、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標（平成33年度までに観光収入1.1兆円）に対する将来の効果が年度ごとに予測されており、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない上、将来の効果（観光収入約5億円）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されており、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標（平成33年度までに観光客一人当たりの平均滞在日数4.5日）に対する将来の効果について定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p> <p>④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標（平成33年度までに観光客一人当たりの県内消費額9万3千円）に対する将来の効果が年度ごとに予測されており、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない上、将来の効果（県内消費額約7,000円）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されており、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>①～④ 達成目標に対する将来の効果について、予測される将来の適用数2件（平成30年度から32年度までの各年度）は、10件未満と僅少であり、そのような状況を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与することが明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【内閣府の補足説明】欄には、内閣府から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税11) (法人住民税:義)(地方税8)
		② 上記以外の税目 (事業所税:外)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 (対象地域) 沖縄全県が対象
		(1) 国税 ○投資税額控除(法人税) ・対象施設の新・増設に係る設備の取得価額が1,000万円超の場合、一定割合(機械・装置の取得価額の15%、建物・附属装置・構築物の取得価額の8%)を法人税額から控除。 ・法人税額の20%限度(繰越税額控除4年)、取得価額の上限20億円。 ・対象となる建物附属設備等は、建物と同時取得したものに限られる。 ・対象施設(各施設の要件は租税特別措置法施行規則等で規定) ①スポーツ・レクリエーション施設、②教養文化施設、③休養施設(宿泊施設に附属する温泉保養施設・国際健康管理増進施設を含む)、④集会施設(宿泊施設に附属する会議場施設・研修施設を含む)、⑤政令で定める要件を備え沖縄県知事が指定する販売施設。
		(2) 地方税 ○法人住民税 ・対象地域において、上記法人税負担の軽減となる特例措置と同様の効果を適用する(自動連動)。 ○事業所税 ・那覇市で新設された特定民間観光関連施設について、新設の日から5年間に限り、事業所税の資産割の課税標準を2分の1控除する。
		《要望の内容》 適用期限(平成31年3月31日)を2年間延長する
		《関係条項》 ・沖縄振興特別措置法第8条、第9条 ・租税特別措置法第42条の9、第68条の13

		・租税特別措置法施行令第27条の9、第39条の43 ・租税特別措置法施行規則第20条の4、第22条の26 ・地方税第23条第1項第3号、第292条第1項第3号
5	担当部局	内閣府(沖縄政策担当)付参事官(企画担当)
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:平成24年度～33年度
7	創設年度及び改正経緯	平成10年度 観光振興地域制度を創設 平成14年度 観光振興地域制度に係る地域指定要件及び対象施設要件の緩和 平成19年度 観光振興地域制度に係る対象施設の拡充(対象施設である教養文化施設に文化紹介体験施設を追加) 平成24年度 観光振興地域制度を廃止し、観光地形成促進地域制度を創設 平成26年度 観光地形成促進地域制度に係る対象施設の拡充(宿泊施設内の観光関連施設を追加)及び対象施設の床面積等に係る要件を緩和 平成29年度 観光地形成促進地域制度に係る対象施設から9施設を除外(野球場、陸上競技場、蹴球場、スキー場、体育館、釣り場、遊漁船等利用施設、遊覧船発着場及び図書館)
8	適用又は延長期間	2年間(平成31年度～32年度)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国内外からの観光客の誘客、観光の高付加価値化、観光資源の持続的利用を通じた観光産業の一層の振興により、沖縄の自立型経済の発展を目指す。 《政策目的の根拠》 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)において沖縄の自立的発展に資するとともに沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することとされ、同法に基づく沖縄振興基本方針(平成24年5月11日内閣総理大臣決定)において、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光等を新しいリーディング産業として確立していくことにより沖縄の自立を図るとともに、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していくこととしている。 ■沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)(抄) (目的) 第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。 第三章 産業の振興のための特別措置 (観光地形成促進計画の作成等) 第六条 沖縄県知事は、国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るための計画(以下

		<p>「観光地形成促進計画」という。)を定めることができる。</p> <p>2 観光地形成促進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 計画期間</p> <p>二 国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域(以下「観光地形成促進地域」という。)の区域</p> <p>三 高い国際競争力を有する観光地の形成を図るため沖縄県が観光地形成促進地域において実施しようとする観光関連施設(スポーツ又はレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、販売施設及び宿泊施設をいう。第十条において同じ。)の整備の促進を図るための措置、公共施設の整備その他の措置の内容</p> <p>3～8 (略)</p> <p>(課税の特例)</p> <p>第八条 提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内において特定民間観光関連施設(スポーツ若しくはレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設若しくは集会施設又は販売施設(小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と観光の振興に資する施設とが一体的に設置される施設で政令で定める要件に該当するものであって、当該施設が当該要件に該当するものとして沖縄県知事が指定するものに限る。))であつて、民間事業者が設置及び運営するものをいう。次条において同じ。)を新設し、又は増設した法人が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)</p> <p>第九条 地方税法(昭和三十五年法律第二百二十六号)第六条の規定により、地方公共団体が、提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内において特定民間観光関連施設を新設し、又は増設した者について、当該特定民間観光関連施設に係る事業に対する事業税、当該特定民間観光関連施設の用に供する建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくは当該特定民間観光関連施設の用に供する機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法(昭和三十五年法律第二百一十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降五箇年度におけるものに限る。)のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)</p>
--	--	---

		<p>における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。</p> <p>(資金の確保等)</p> <p>第十条 国及び地方公共団体は、事業者が行う提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内の観光関連施設の整備のために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。</p> <p>■沖縄振興基本方針(平成24年5月11日内閣総理大臣決定)</p> <p>III 沖縄の振興に関する基本的な事項</p> <p>1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項</p> <p>(1)観光・リゾート産業</p> <p>沖縄のリーディング産業である観光・リゾート産業の持続的な発展に向けて、外国人観光客の誘客拡大と観光の高付加価値化を進める。</p> <p>このため、特に、高い国際競争力を有する魅力ある観光地の形成に向けて、自然環境や風景等の沖縄の魅力を守りつつ、観光関連施設の集積や公共施設の一体的・重点的な整備を促進する。</p> <p>また、国内外を問わず、観光客のニーズの多様化・高度化や量的拡大に対応するため、質の高い人材の育成・確保等の受入体制の整備に努め、文化・芸能、自然環境等沖縄独自の地域資源を活用した滞在型観光の推進や、スポーツ、健康、農業等の他の分野・産業と観光との連携促進を図るとともに、国際会議等いわゆるMICEの誘致・開催を図る。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>【政策】11 沖縄政策の推進 【施策】① 沖縄政策に関する施策の推進</p> <p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>・達成目標 平成33年度までに</p> <ul style="list-style-type: none"> 入域観光客数 1,200万人 観光収入 1.1兆円 観光客一人当たりの平均滞在日数 4.5日 観光客一人当たりの県内消費額 9万3千円 <p>・測定指標 平成33年度までに</p> <ul style="list-style-type: none"> 本制度を活用した設備投資 9件 本特例を活用した観光施設への来場者数 70,000人 <p>※本制度は、沖縄振興特別措置法に基づいたものであるため、目標達成時期については、同法の期限と合わせ、平成33年度とする。</p> <p>※達成目標については、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄県が定めた沖縄振興計画(沖縄21世紀ビジョン実施計画)の目標値に基づき設定する。</p>
--	--	--

			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本制度を通じて新たな観光関連施設投資を促すことで、閑散期における観光客増加や、観光満足度の向上によるリピーターの増加が期待され、宿泊者数・人泊数の増大に寄与する。また、魅力ある観光関連施設の増加は、観光客一人当たりの県内消費額増大に寄与し、観光収入の増加、ひいては自立型経済の構築につながるものである。</p> <p>さらに、ホテル等における会議場施設や研修施設の整備が促進されることで、今後沖縄県及び政府が戦略的に取り組むとしている MICE 誘致・開催数が増大し、MICE 施設の利用頻度が増加するとともに、国際コンベンション都市の形成に寄与する。</p>																																													
10	有効性等	① 適用数	<p>1. 税制優遇措置の適用状況</p> <p style="text-align: right;">(単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">H26 年度</th> <th colspan="2">H27 年度</th> <th colspan="2">H28 年度</th> <th colspan="2">H29 年度</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2,218</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>286</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税である投資税額控除の実績は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書</p> <p>※H29 年度(国税)については沖縄県調査。</p> <p>※地方税については沖縄県調査に基づく。</p> <p>○ 適用実績が僅少な理由</p> <p>国税の活用実績がないのは、これらの法人が設立されたばかりで課税対象所得がなかったことが要因であり、今後収益が黒字になった時点で免除申請をすると見込んでいる。今般の入域観光客数の増加を受けて客室稼働率が高水準で推移している現状を踏まえれば、今後は繰越税額控除 4 年間での国税の投資税額控除の活用が見込まれる。</p> <p>また、沖縄県が平成 29 年 10 月に実施した企業調査では、観光地形成促進地域制度の利用意向について「ぜひ利用したい」と「どちらかと言えば利用したい」との回答が 44.5%あった一方、同制度の利用意向について「どちらとも言えない」が 44.4%となっており、制度内容の理解不足が税制の利用意向に影響していると考えられる。このため、今後は更に周知活動に注力するとともに、開業直後のフォローアップを強化し、活用促進を図っていく。</p> <p>2. 適用数の将来予測</p> <p style="text-align: right;">(単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>観光施設</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 観光施設については、沖縄県アンケート等から年 2 件適用があるものとして試算</p>	項目	H26 年度		H27 年度		H28 年度		H29 年度		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	投資税額控除	0	0	0	0	0	0	1	2,218	法人住民税	0	0	0	0	0	0	1	286		H30	H31	H32	H33	観光施設	2	2	2	2
項目	H26 年度		H27 年度		H28 年度		H29 年度																																									
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額																																								
投資税額控除	0	0	0	0	0	0	1	2,218																																								
法人住民税	0	0	0	0	0	0	1	286																																								
	H30	H31	H32	H33																																												
観光施設	2	2	2	2																																												

	② 適用額	<p>1. 平成 26 年度税制改正後の適用額実績</p> <p style="text-align: right;">(単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2,218</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>286</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)なお、平成 29 年度については沖縄県調査を基に記載。</p> <p>※地方税については沖縄県調査に基づく。</p> <p>2. 今後の適用額見込み</p> <p>今後は、平年度 31,368 千円の適用を見込む。</p> <p><適用見込みの算出方法></p> <p>平成 27 年度の固定資産税免除の活用事例をもとに、1 件当たりの取得価額を 196,048 千円、適用額を 15,684 千円と仮定。</p> <p>◆平成 27 年度固定資産税免除実績に基づく取得価格の平均値</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設種別</th> <th>展示施設</th> <th>温泉保養施設</th> <th>平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価格</td> <td>146,786</td> <td>245,310</td> <td>196,048</td> </tr> </tbody> </table> <p>※: 沖縄県調査による。</p>		H26	H27	H28	H29	投資税額控除	0	0	0	2,218	法人住民税	0	0	0	286	施設種別	展示施設	温泉保養施設	平均	取得価格	146,786	245,310	196,048
	H26	H27	H28	H29																					
投資税額控除	0	0	0	2,218																					
法人住民税	0	0	0	286																					
施設種別	展示施設	温泉保養施設	平均																						
取得価格	146,786	245,310	196,048																						
	③ 減収額	<p>1. 平成 26 年度税制改正後の減収額実績</p> <p style="text-align: right;">(単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2,218</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>286</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)なお、平成 29 年度については沖縄県調査を基に記載。</p> <p>※地方税については沖縄県調査に基づく。</p> <p>2. 今後の適用額見込み</p> <p>平年度法人税 31,368 千円、法人住民税 4,046 千円の適用を見込む。(適用見込額根拠については別紙参照)</p> <p>※法人住民税については、法人税額に税率(12.9%)をかけたもの。</p>		H26	H27	H28	H29	法人税	0	0	0	2,218	法人住民税	0	0	0	286								
	H26	H27	H28	H29																					
法人税	0	0	0	2,218																					
法人住民税	0	0	0	286																					

④	効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>1. 政策目的の達成状況 沖縄県の入域観光客数については平成25年11月から53ヶ月連続で各月の過去最高を更新し、世界有数のリゾート地であるハワイの入域観光客数を超える水準まで増加しており（2017年実績で、ハワイ938万人に対し沖縄県939万人）、それに伴い観光収入も増加しているところ（平成28年度実績6602億9400万円、対前年比+9.6%増）。</p> <p>一方で、観光客一人当たりの平均滞在日数については、平成28年実績でハワイが8.9日と1週間を超えるのに対し、沖縄は3.7日にとどまっております。観光客1人当たりの消費額もハワイが約18万5千円に対し、沖縄は7万千円であり、滞在日数の長期化及び1人当たり消費額の増加が課題である。</p> <p>このため、那覇空港第二滑走路やクルーズ船バース等のインフラ整備による受入機能増強と並行して、引き続き本制度の活用により民間投資による新たな観光関連施設の創出等を促し、魅力ある観光リゾート地としての国際競争力を一層高め、観光収入の増加による自立型経済の構築につなげていきたい。</p> <p>（※年度毎の推移については、後述《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》を参照。）</p> <p>2. 所期の目標の実現状況 平成33年度までに ・本制度を活用した設備投資 26件 ・本特例を活用した設備投資に伴う新規雇用者数 393人 実現状況：</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本制度を活用した設備投資</td> <td>0件</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>上述の設備投資に伴う新規雇用者数</td> <td>0人</td> <td>—人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成29年度の件数については、沖縄県調査（平成30年6月実施）。</p> <p>3. 所期の目標の変更について 沖縄県では、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）において「自立型経済の構築」を政策目的に掲げており、その実施計画（沖縄21世紀ビジョン実施計画）において「入域観光客数」「観光収入」及び「平均滞在日数」を成果指標とし、各種施策を推進しているところである。本制度は、新たな観光関連施設投資の促進により魅力ある観光リゾート地を形成し、観光収入を増加させることをもって民間主導の自立型経済の構築を図るものであり、上記目標フレームの達成に寄与するものであるから、達成すべき目標は実施計画で定めた上記成果指標へ変更することとし、前回設定した所期の目標は税制のみの効果を測るものとして測定指標としたい。また、前回設定時は対象施設に宿泊施設の追加を要望していたことから、設備投資見込に宿泊施設が入っているが、今年度要望していないことから宿泊施設を除いた件数としている。</p>		平成28年度	平成29年度	本制度を活用した設備投資	0件	1件	上述の設備投資に伴う新規雇用者数	0人	—人
	平成28年度	平成29年度									
本制度を活用した設備投資	0件	1件									
上述の設備投資に伴う新規雇用者数	0人	—人									

		<p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>1. 達成目標の実現状況</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入域観光客数</td> <td>794万人</td> <td>877万人</td> <td>958万人</td> </tr> <tr> <td>観光収入</td> <td>6,022億円</td> <td>6,603億円</td> <td>6,979億円</td> </tr> <tr> <td>観光客一人当たりの平均滞在日数</td> <td>3.89日</td> <td>3.78日</td> <td>3.68日</td> </tr> <tr> <td>観光客一人当たりの県内消費額</td> <td>75,881円</td> <td>75,297円</td> <td>72,853円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※出展：沖縄県観光要覧、観光統計実態調査 なお、測定指標の状況は先述のとおり。</p> <p>2. 制度が延長できない場合の影響 沖縄県の入域観光客数は平成29年度に約958万人（国内観光客688万7千人、国外観光客269万2千人。前年度比+9.2%）と堅調に増加しており、平成29年実績（暦年）では初めてハワイの入域観光客数を超えるまでになった。</p> <p>政府においても、観光立国推進基本法（平成18年法律第117号）に基づく「観光立国推進基本計画」において、平成32年度までに国内旅行消費額を21兆円、訪日外国人旅行者数4,000万人、訪日外国人旅行消費額を8兆円にするなどの目標を掲げている中、沖縄県が観光リゾート地としての国際競争力を更に高め、今後多くの外国人観光客を受け入れていくことは、沖縄県の自立型経済の構築とともに日本全体の経済振興に資するものである。</p> <p>しかしながら、本制度が延長できない場合、民間投資を呼び込む誘因が減少し、入域観光客数の増加傾向に対して集客施設等の受入体制整備が遅れている現状が改善されず、特定の観光地の混雑化や観光客の満足度低下等により、国際競争力のある観光地形成や観光産業の持続的発展にも大きな影響をもたらすことが懸念される。</p> <p>今後も継続的に入域観光客数を増加させつつ、満足度の向上により国際競争力のある観光地を形成していくためには、政策的に投資を呼び込むことが必要である。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄旅行の満足度（全体） 53.7%（H24）→61.6%（H28） ・沖縄旅行の満足度（施設） 45.1%（H24）→45.4%（H28） <p>沖縄旅行の満足度については向上しつつあるものの、全体の満足度に対して施設の満足度の伸びが低い。冬期や雨天時などの満足度向上が課題である。</p>		平成27年度	平成28年度	平成29年度	入域観光客数	794万人	877万人	958万人	観光収入	6,022億円	6,603億円	6,979億円	観光客一人当たりの平均滞在日数	3.89日	3.78日	3.68日	観光客一人当たりの県内消費額	75,881円	75,297円	72,853円
	平成27年度	平成28年度	平成29年度																			
入域観光客数	794万人	877万人	958万人																			
観光収入	6,022億円	6,603億円	6,979億円																			
観光客一人当たりの平均滞在日数	3.89日	3.78日	3.68日																			
観光客一人当たりの県内消費額	75,881円	75,297円	72,853円																			
⑤	税収減を是認する理由等	<p>国内外の観光客が来訪する新たな観光関連施設が整備され、地域の特色を生かした観光地形成が図られる。これにより、沖縄旅行の満足度が向上し、入域観光客数、観光収入、一人当たりの平均滞在日数、一人当たりの観光消費額の増加に寄与することとなる。</p>																				

		<p>加えて、観光関連施設におけるインバウンド投資等が促進され、魅力ある宿泊施設、レクリエーション施設、販売施設など、地域の特色を生かした観光関連施設が整備されることにより、地域における新規雇用の創出といった経済効果や、MICE や富裕層の誘致等による生産性の高い観光産業への変革等、政府が掲げる観光ビジョンの推進にも寄与する。</p> <p>また、県外客消費額を、測定指標の観光関連施設への来場者数をもとに算出すると、目標としている平成 33 年度には約7億円の県外客消費額を押し上げる効果があると試算され、本制度による約1億円の税収減を是認する効果があるものと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本特例を活用した施設への来場者数 70,000 人 ・県外客消費単価(娯楽・入場費 7,330 円) →県外客消費額の押し上げ効果 753,817 千円 (平年度 17,140 人増加) <p>※県外客消費単価は「平成 28 年度観光統計実態調査」より</p>
11	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例措置は、観光地形成促進地域の区域内において特定民間観光関連施設を新・増設した事業者が新たに機械等を取得等した場合に対象とするものであり、投資を促進するものである。</p> <p>また、自らのリスクを負って投資を行う企業に支援対象を限定している。</p> <p>加えて、補助金は、自己資金による設備投資ではないということに起因する過剰投資や無駄遣い等のモラルハザードを生じる可能性がある。</p> <p>そのため、相対的に考えて、本特例措置は、必要最小限での確な措置となっている。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>沖縄県では、本制度のほか、一括交付金等を活用して国内外観光客やクルーズ船の誘致事業や外国人向けの多言語案内サインの整備等、国際的な観光地形成に向けて多角的に取り組んでいるところ。</p> <p>また、投資回収の面から民間による整備が見込めない施設であり、市町村による一括交付金で整備している体育館、野球場、陸上競技場等8施設については、平成 29 年度税制改正において対象から除外することで役割分担を図った。</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本制度は沖縄県からの要望も踏まえて延長するものであり、国税に自動連動等する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄県が策定した沖縄振興計画の目標達成にも寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。</p>
12	有識者の見解	
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 28 年 8 月 (H28 内閣 06)

沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の延長に関する達成目標の設定根拠

1 観光地形成促進地域制度（投資税額控除）の活用実績

・施設 A 2,218 千円 (平成29年度)

2 施設 A における年間来場者数

・施設 A 1,212人 月平均来場者数より年間来場者数を1,212人と予測。
101人×12ヶ月=1,212人

月別来場者数	(人)								
	H29.11	H29.12	H30.1	H30.2	H30.3	H30.4	H30.5	合計	月平均
施設 A	37	54	114	230	154	56	59	704	101

3 今後の適用見込額

・今後の適用見込額 31,368千円

平成27年度の固定資産税免除の活用事例をもとに、1 件当たりの取得価額を196,048千円、適用額を15,684千円と仮定。今後は毎年度 2 件の適用を見込んでいることから、年間 2 件 (15,684千円×2 件=31,368千円) の適用を見込む。

◆平成27年度固定資産税免除に基づく取得価額の平均値 (千円)

施設種別	展示施設	温泉保養施設	平均
取得価格	146,786	245,310	196,048

適用見込額 (1 件あたり)

= 平均値 × 8 %
= 196,048千円 × 0.08 = 15,684千円

4 測定指標の考え方

<計算式>

$$\frac{\text{投資税額控除の適用を受けた施設の来場者数}}{\text{投資税額控除の適用を受けた施設の数}} \times \text{（今後の適用見込額）}$$

「投資税額控除の適用を受けた施設の来場者数」を「適用を受けた投資税額控除額」で除し、投資税額控除額単価あたりの来場者数を求め、その値に今後の適用見込額を乗じ、来場者の見込数を算出する。

各年度ごとの来場者数 (H30以降は見込み)

年度	29	30	31	32	33	合計
適用件数(件)	1	2	2	2	2	9
適用額(千円)	2,218	31,368	31,368	31,368	31,368	127,690
来場者数(人)	1,212	17,140	17,140	17,140	17,140	69,772

<来場者数見込(単年度)の計算>

$$1,212 \text{人} \div 2,218,000 \text{円} \times 31,368,000 \text{円} \approx 17,140 \text{ (人)}$$

5 測定指標

平成33年度までに

・本制度を活用した施設の来場者数 70,000人 (69,772人 \approx 70,000人)

・税取減を是認する効果

県外客消費単価 (娯楽・入場費7,330円)

→県外客消費額の押し上げ効果 513,100千円 (70,000人 \times 7,330円)

※県外客消費単価は平成28年度観光統計実施調査より

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例の延長（特別控除）
税目	法人税、法人住民税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（情報通信関連企業の立地数を平成33年度までに560社とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。</p> <p>② 達成目標（立地企業による雇用者数を平成33年度までに4.2万人とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。</p> <p>③ 達成目標（ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高を平成33年度までに1,450万円とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①～③ 本地域制度については、沖縄振興特別措置法（H24～H33年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である、沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した目標値の達成に向けて各種施策を推進しているところである。本特例措置の測定指標として、同実施計画の目標値を設定しており、同目標値の達成時期は同法の期限であるH33年度に設定しているため、計画期間の途中の目標値を示すことは困難である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（平成30年度から32年度までの法人税）について、政策評価書の本文に記載のない算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が別紙に記載されているとみられるが、本文で引用されておらず、説明に不足がある。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 別紙参照する旨記載しました。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人住民税）が把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（法人税）について、所得控除及び投資税額控除の二つの措置ごとの内訳が把握されていない。</p>										
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 評価書を修正済。</p>										
<p>【投資税額控除】</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人住民税</td> <td>119.9</td> <td>117.8</td> <td>91.4</td> <td>69.0</td> </tr> </tbody> </table>		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	法人住民税	119.9	117.8	91.4	69.0
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度						
法人住民税	119.9	117.8	91.4	69.0						
<p>② 二つの措置ごとに記載しました。</p>										
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>										

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人住民税）が予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額（法人税）について、所得控除及び投資税額控除の二つの措置ごとの内訳が予測されていない。</p>												
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 評価書を修正済。</p>												
<p>【投資税額控除】</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平年度 見込み</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> <th>平成32年度</th> <th>平成33年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人住民税</td> <td>102.2</td> <td>85.1</td> <td>96.5</td> <td>107.8</td> <td>119.2</td> </tr> </tbody> </table>		平年度 見込み	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	法人住民税	102.2	85.1	96.5	107.8	119.2
	平年度 見込み	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度							
法人住民税	102.2	85.1	96.5	107.8	119.2							
<p>② 二つの措置ごとに記載しました。</p>												
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>												

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（情報通信関連企業の立地数を平成33年度までに560社とする）に対する過去の効果（平成27年度及び28年度）が年度ごとに把握されていない。</p> <p>② 達成目標（情報通信関連企業の立地数を平成33年度までに560社とする）に対する過去の効果（平成29年度）について、「平成30年1月現在の実績：454社」と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標（情報通信関連企業の立地数を平成33年度までに560社とする）に対する過去の直接的な効果（平成27年度及び28年度）について、過去の効果（平成27年度及び28年度の情報通信関連産業の立地数）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>④ 達成目標（立地企業による雇用者数を平成33年度までに4.2万人とする）に対する過去の効果（平成27年度及び28年度）が年度ごとに把握されていない。</p> <p>⑤ 達成目標（立地企業による雇用者数を平成33年度までに4.2万人とする）に対する過去の効果（平成29年度）について、「平成30年1月現在の実績：29,379人」と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかにされていない。</p> <p>⑥ 達成目標（立地企業による雇用者数を平成33年度までに4.2万人とする）に対する過去の直接的な効果（平成27年度から29年度まで）について、過去の効果（立地企業による雇用者数）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑦ 達成目標（ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高を平成33年度までに1,450万円とする）に対する過去の効果（平成29年度）が把握されていない。</p>
--

<p>⑧ 達成目標（ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高を平成33年度までに1,450万円とする）に対する過去の直接的な効果（平成27年度から29年度まで）について、過去の効果（ソフトウェア業における一人当たり年間売上高）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①・②・④・⑤・⑦ 「達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果」を参照する旨記載しました。出典も「達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果」に記載済。29年度については、現時点で公表されていないデータについては記載しておりません。</p> <p>③・⑥ 対応困難（アンケート対象は29年度の立地企業に限定されていません。）</p> <p>⑧ 投資額から売上上の直接的効果を図ることは困難</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>④・⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>⑥～⑧ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

<p>る。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果について定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p>
--

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【内閣府の補足説明】欄には、内閣府から送付された文書を引用している。

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（情報通信関連企業の立地数を平成33年度までに560社とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（立地企業による雇用者数を平成33年度までに4.2万人とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標（ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高を平成33年度までに1,450万円とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①～③ 本地域制度については、沖縄振興特別措置法（H24～H33年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である、沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した目標値の達成に向けて各種施策を推進しているところである。本特例措置の達成目標実現への寄与については、同法並びに沖縄振興計画及び実施計画の評価の際に併せて評価されるものであるが、今の段階で税制等をインセンティブとして66社が立地を検討しており、また、立地企業へのアンケートによると、税制等をインセンティブとして31社が設備投資を検討しているところであり、立地企業による雇用創出、設備投資等により達成目標の実現に寄与するものと考えられる。また、立地しているソフトウェア業を営む企業へのアンケートによると、18社が今後、設備投資を予定しており、設備投資により事業拡大や生産性向上が図られ、ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高の増加が見込まれる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果が年度ごとに予測されておらず、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない上、将来の効果（情報通信関連企業の立地数66社）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果について定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p>

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（情報通信関連企業の立地数を平成33年度までに560社とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。</p> <p>② 達成目標（立地企業による雇用者数を平成33年度までに4.2万人とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。</p> <p>③ 達成目標（ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高を平成33年度までに1,450万円とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①～③ 本地域制度については、沖縄振興特別措置法（H24～H33年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である、沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した目標値の達成に向けて各種施策を推進しているところである。本特例措置の測定指標として、同実施計画の目標値を設定しており、同目標値の達成時期は同法の期限であるH33年度に設定しているため、計画期間の途中の目標値を示すことは困難である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（平成30年度から32年度までの法人税）について、政策評価書の本文に記載のない算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が別紙に記載されているとみられるが、本文で引用されておらず、説明に不足がある。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 別紙参照する旨記載しました。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（法人税）について、所得控除及び投資税額控除の二つの措置ごとの内訳が把握されていない。</p>															
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 評価書を修正済。</p>															
<p>【所得控除】</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	法人住民税	0	0	0	0	法人事業税	0	0	0	0
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度											
法人住民税	0	0	0	0											
法人事業税	0	0	0	0											
<p>② 二つの措置ごとに記載しました。</p>															
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>															

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）が予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額（法人税）について、所得控除及び投資税額控除の二つの措置ごとの内訳が予測されていない。</p>																		
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 評価書を修正済。</p>																		
<p>【所得控除】</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平年度 見込み</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> <th>平成32年度</th> <th>平成33年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0.1</td> <td>0</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>0.2</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>0.2</td> <td>0.2</td> </tr> </tbody> </table>		平年度 見込み	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	法人住民税	0.1	0	0.1	0.1	0.1	法人事業税	0.2	0.1	0.1	0.2	0.2
	平年度 見込み	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度													
法人住民税	0.1	0	0.1	0.1	0.1													
法人事業税	0.2	0.1	0.1	0.2	0.2													
<p>② 二つの措置ごとに記載しました。</p>																		
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>																		

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（情報通信関連企業の立地数を平成33年度までに560社とする）に対する過去の効果（平成27年度及び28年度）が年度ごとに把握されていない。</p> <p>② 達成目標（情報通信関連企業の立地数を平成33年度までに560社とする）に対する過去の効果（平成29年度）について、「平成30年1月現在の実績：454社」と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標（情報通信関連企業の立地数を平成33年度までに560社とする）に対する過去の直接的な効果（平成27年度及び28年度）について、過去の効果（平成27年度及び28年度の情報通信関連産業の立地数）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>④ 達成目標（立地企業による雇用者数を平成33年度までに4.2万人とする）に対する過去の効果（平成27年度及び28年度）が年度ごとに把握されていない。</p> <p>⑤ 達成目標（立地企業による雇用者数を平成33年度までに4.2万人とする）に対する過去の効果（平成29年度）について、「平成30年1月現在の実績：29,379人」と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかにされていない。</p> <p>⑥ 達成目標（立地企業による雇用者数を平成33年度までに4.2万人とする）に対する過去の直接的な効果（平成27年度から29年度まで）について、過去の効果（立地企業による雇用者数）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p>

<p>⑦ 達成目標（ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高を平成33年度までに1,450万円とする）に対する過去の効果（平成29年度）が把握されていない。</p> <p>⑧ 達成目標（ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高を平成33年度までに1,450万円とする）に対する過去の直接的な効果（平成27年度から29年度まで）について、過去の効果（ソフトウェア業における一人当たり年間売上高）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑨ 達成目標に対する過去の効果について、「本制度が一定のインセンティブとなって企業立地や企業の設備投資が進み、新たな雇用創出や情報通信関連産業の高度化による自立型経済の構築が進んでいるものと考えられる」と説明されているが、過去の適用数1件（平成27年度）、0件（平成28年度）及び1件（平成29年度）は、10件未満と僅少であり、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことを明らかにする必要がある。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①・②・④・⑤・⑦ 「達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果」を参照する旨記載しました。出典も「達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果」に記載済。29年度については、現時点で公表されていないデータについては記載していません。</p> <p>③・⑥ 対応困難（アンケート対象は29年度の立地企業に限定されていません。）</p> <p>⑧ 投資額から売上上の直接的効果を図ることは困難</p> <p>⑨ 10有効性①適用数において記載しています。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>④・⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>⑥～⑧ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑨ 「平成26年度税制改正による要件緩和等以降、僅少ながら着実に増加している」との説明では、適用数が僅少であるという実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことを明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--

<p>実現に寄与するものと考えられる。また、立地しているソフトウェア業を営む企業へのアンケートによると、18社が今後、設備投資を予定しており、設備投資により事業拡大や生産性向上が図られ、ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高の増加が見込まれる。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果が年度ごとに予測されておらず、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない上、将来の効果（情報通信関連企業の立地数66社）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果について定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果について定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p> <p>①～③ 達成目標に対する将来の効果について、予測される将来の適用数2件（平成30年度）、3件（平成31年度）及び4件（平成32年度）は、10件未満と僅少であり、そのような状況を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与することが明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【内閣府の補足説明】欄には、内閣府から送付された文書を引用している。

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（情報通信関連企業の立地数を平成33年度までに560社とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（立地企業による雇用者数を平成33年度までに4.2万人とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標（ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高を平成33年度までに1,450万円とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①～③ 本地域制度については、沖縄振興特別措置法（H24～H33年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である、沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した目標値の達成に向けて各種施策を推進しているところである。本特例措置の達成目標実現への寄与については、同法並びに沖縄振興計画及び実施計画の評価の際に併せて評価されるものであるが、今の段階で税制等をインセンティブとして66社が立地を検討しており、また、立地企業へのアンケートによると、税制等をインセンティブとして31社が設備投資を検討しているところであり、立地企業による雇用創出、設備投資等により達成目標の</p>
--

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例の延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税12) (法人住民税、法人事業税:義)(地方税9)
	②: 上記以外の対象税目	(事業所税:外)
3	要望区分の別	【新規・拡充・延長】【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>1. 国税 (情報通信産業振興地域)</p> <p>(1) 投資税額控除 (法人税)</p> <p>ア 対象地域内において情報通信業務用設備を新・増設した青色申告法人は、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額を法人税額から控除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物及び建物附属設備等の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの: 8% ・機械・装置、特定の器具・備品の取得価額の合計額が100万円を超えるもの: 15% <p>イ 法人税額の20%が上限額(繰越4年)、取得価額の上限額20億円</p> <p>ウ 建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定</p> <p>(情報通信産業特別地区)</p> <p>(2) 所得控除 (法人税)</p> <p>ア 情報通信産業特別地区内で営む特定情報通信事業から得られた法人所得について、40%に相当する金額を損金の額に算入(事業認定法人で、法人設立後10年間)</p> <p>※(1)との選択制。</p> <p>2. 地方税 (情報通信産業振興地域・特区)</p> <p>(1) 法人住民税及び事業税</p> <p>ア 上記の法人税負担の軽減と同様の効果を適用する。 (自動連動)</p> <p>(2) 事業所税</p> <p>ア 那覇市内において1,000万円を超える情報通信業務に供す</p>

		<p>る機械等及び1億円を超える建物等を新・増設した法人は、当該事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準の対象床面積のうち、1/2に相当する面積を5年間控除</p> <p>《要望の内容》 延長要望 適用期限を2年間延長し、平成33年3月31日までとする。</p> <p>《関係条項》 沖縄振興特別措置法 第31条、第32条 租税特別措置法 第42条の9、第60条、第68条の13、第68条の63 租税特別措置法施行令 第27条の9、第36条、第39条の43、第39条の90 租税特別措置法施行規則 第20条の4、第21条の17の2、第22条の26、第22条の60の2 地方税法 第23条第1項第3号、第292条第1項第3号 附則第33条 地方税法施行令 附則第16条の2の8</p>
5	担当当局	内閣府 政策統括官(沖縄政策担当)付 産業振興担当参事官室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:平成26年度～平成33年度
7	創設年度及び改正経緯	<p>平成10年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信産業振興地域の創設 <p>平成14年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区の創設 <p>平成19年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区における認定法人の所得控除等の延長・拡充(常時従業員数要件20名以上を10名以上へ緩和) <p>平成24年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区の対象地区にうるま地区(うるま市)を追加。 ・特定情報通信事業に、バックアップセンター、セキュリティデータセンターを追加 等 <p>平成26年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域、地区指定及び事業認定に係る権限の県知事への移譲 ・事業認定に係る常時従業員数要件の緩和(10人→5人) ・特定情報通信事業に、情報通信機器相互接続検証事業を追加 ・投資税額控除の下限取得価額の引き下げ (機械・装置、特定の器具・備品 1,000万円超→100万円超) <p>平成29年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2年間延長
8	適用又は延長期間	2年間(平成31年度～平成32年度)

<p>9 必要性等</p>	<p>① 政策目的及びその根拠</p>	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 沖縄の情報通信関連産業は、日本本土との遠隔性やアジアとの近接性、豊富な若年労働者を有するなどの沖縄の特性を最大限に活かすことで、観光・リゾート産業に並ぶリーディング産業として今後も成長が期待される分野である。 そのような中、AI やIoT などの技術革新によるデータ流通量の増大やサイバーセキュリティの重要性の高まりにより、データを活用してイノベーションを創出する事業やサイバーセキュリティ関連の事業は、今後も成長が見込まれるところである。 このため、沖縄においても、これらの成長著しい事業を営む企業の集積を進めることで、沖縄における情報通信関連産業の高付加価値化を促進し、もって沖縄の自立型経済の発展を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○ 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号） （目的） 第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>（定義） 第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 六 情報通信産業 情報記録物（新聞、書籍等の印刷物を除く。）の製造業、電気通信業、映画、放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成される作品であって録画され、又は録音されるものの制作の事業、放送業（有線放送業を含む。）、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット付随サービス業（インターネットを利用した通信又は情報の処理若しくは提供に関する事業活動であって政令で定めるものを行う業種をいう。）をいう。 七 特定情報通信事業 情報通信産業に属する事業のうち、情報の電磁的流通（符号、音響、影像その他の情報の電磁的方式による発信、伝送又は受信をいう。）の円滑化に資する事業、情報処理の高度化を支援する事業その他の企業等の経営の能率及び生産性の向上を図る事業であって、その事業を実施する企業の立地を図ることが情報通信産業の集積を特に促進するものとして政令で定めるものをいう。 八 情報通信技術利用事業 情報通信産業以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により商品又は役務に関する情報の提供を行う事業その他の政令で定める事業をいう。</p> <p>（情報通信産業振興計画の作成等） 第二十八条 沖縄県知事は、情報通信産業の振興を図るための計画（以下「情報通信産業振興計画」という。）を定めることができる。 2 情報通信産業振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p>
---------------	---------------------	---

		<p>一 略 二 情報通信産業の振興を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域の区域 三 前号の区域内において特定情報通信事業を実施する企業を促進するため必要とされる政令で定める要件を備えている地区を定める場合にあっては、その区域 3～8項 略</p> <p>（情報通信産業特別地区における事業の認定） 第三十条 提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業特別地区の区域において設立され、当該区域内において特定情報通信事業を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受けることができる。 2～4項 略</p> <p>○ 沖縄振興基本方針（平成24年5月11日 内閣総理大臣決定） II 沖縄の振興の意義及び方向 2 沖縄振興の方向 (1) 沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展 アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を生かした産業振興を戦略的に進めていく。 特に、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光・リゾート産業、情報通信関連産業に加えて国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより、沖縄の自立を図るとともに、我が国の成長戦略と軌を一にして、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していく。</p> <p>III 沖縄の振興に関する基本的な事項 1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項 (2) 情報通信関連産業 情報通信関連産業は、アジア地域との近接性やリスク分散の観点からも、沖縄が優位性を発揮し得る産業分野であり、今後も戦略的に振興を図っていくことが必要である。 このため、沖縄の地理的優位性を活用する企業立地の促進、アジア諸国の企業等との連携の強化、グローバルな競争力を有する人材や企業の育成、クラウド時代への対応、行政分野を含む多分野のIT化の促進等を目指す。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け 【政策】11 沖縄政策の推進 【施策】① 沖縄政策に関する施策の推進</p> <p>③ 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 1. 達成目標 ・情報通信関連企業の立地数を平成33年度までに560社とする。 （平成30年1月現在の実績：454社） ・立地企業による雇用者数を平成33年度までに4.2万人とする。 （平成30年1月現在の実績：29,379人）</p>
--	--	--

		<p>・ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高を平成33年度までに1,450万円とする。(平成28年度の実績:1,379万円)</p> <p>※「情報通信関連企業立地数」は、平成2年以降に沖縄県に立地した以下①、②の合計。</p> <p>①本社所在地が県外にある支社・支店・営業所・事業拠点の数 ②県外企業の子会社・関連企業の数</p> <p>2. 測定指標 平成33年度までに</p> <ul style="list-style-type: none"> 進出後に本制度を活用した企業数 37社 進出後に本制度を活用した企業による雇用者数 15,670人 <p>※本制度は、沖縄振興特別措置法に基づいたものであるため、目標達成時期については、同法の期限と合わせ、平成33年度とする。</p> <p>※達成目標については、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄県が定めた沖縄振興計画(沖縄21世紀ビジョン実施計画)の目標値に基づき設定する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本制度を通じて、沖縄県内への情報通信関連企業の立地を促進するとともに、当該進出企業の事業活動や設備投資を後押しすることで、沖縄県内における情報通信産業の集積を促進しその高度化に寄与する。</p> <p>また、更なる情報通信関連産業の集積により、社会基盤としての情報通信技術の活用を通じて、観光産業をはじめとする他の産業への波及効果、ひいては沖縄県の産業振興に寄与することが期待できる。</p>																									
10	有効性等	<p>① 適用数</p> <p>1. 平成26年度税制改正後の適用件数実績 (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26年</th> <th>H27年</th> <th>H28年</th> <th>H29年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得控除</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>13</td> <td>15</td> <td>21</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税について、平成26年度から平成28年度は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。</p> <p>※地方税(法人住民税・事業税の自動連動分)について、平成26年度から平成28年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。</p> <p>※平成29年度の国税の適用状況については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査。</p> <p>※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。また、事業税に地方法人特別税を含んでいる。</p> <p>※算定できないものについては「-」と記載。</p> <p>【補足説明】平成27年度の所得控除の適用件数及び適用金額について 平成27年度の所得控除の実績については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」では0件であるが、認定企業への聞き取り調査等により所得控除の適用を受けていることが確認できた。(別表1、別表4(所得の金額の計算に関する明細書)、別表10(沖縄の認定法人の所得の特別控除に関する明細書)により確認済み)。なお、上記報告書に反映されていない原因は、確定申告に当たり「適用額明細書」の添付が漏れていたためであった。</p>		H26年	H27年	H28年	H29年	所得控除	0	1	0	1	投資税額控除	13	15	21	14	法人住民税	-	-	-	-	事業税	-	-	-	-
	H26年	H27年	H28年	H29年																							
所得控除	0	1	0	1																							
投資税額控除	13	15	21	14																							
法人住民税	-	-	-	-																							
事業税	-	-	-	-																							

		<p>このため、当該認定企業においては、所得控除の適用を受けた当時の確定申告に係る「適用額明細書」の追加提出を行っており、確認のため、税務署の収受印が押印された「適用額明細書」の控えの提供を受けている。</p> <p>2. 今後の適用件数見込み 今後は平年度で所得控除4件、投資税額控除18件の適用を見込む。(算定根拠は別紙「減収額・適用数見込みの試算」参照。)</p> <p>3. 所得控除の適用実績が僅少な理由 前回評価時(平成28年度)の将来推計において、所得控除は平成28年度に適用1件、適用額1百万円を見込んでいたところ、実際の適用は0件となっているが、平成27年度に適用を受けた事業認定企業において、投資税額控除の適用を選択している。</p> <p>また、平成29年度においては、データセンター事業で初の事業認定を行ったことにより、認定企業数は累計で3社となり、適用1件、適用額1百万円を見込んでいることから、平成26年度税制改正による要件緩和等以降、僅少ながら着実に増加している。</p> <p><参考:認定企業数></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">認定法人数</th> <th colspan="2">H26年度</th> <th colspan="2">H27年度</th> <th colspan="2">H28年度</th> <th colspan="2">H29年度</th> </tr> <tr> <th>新規</th> <th>累計</th> <th>新規</th> <th>累計</th> <th>新規</th> <th>累計</th> <th>新規</th> <th>累計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>本制度は、情報通信産業の集積を特に促進する事業を「専業」で行う企業に限定して手厚い優遇措置を講じ、企業誘致を進めてきており、今後も引き続き本制度を企業誘致のインセンティブとして、情報通信関連産業の集積と高度化を図り、自立型経済の構築を着実に推進していきたい。</p> <p>4. 適用実績増加に向けて実施してきた取組み 平成29年度においては、内閣府と沖縄県が連携し、沖縄税理士会の協力のもと、特区・地域制度のワンストップ相談窓口を開設し、併せて、「税制活用セミナー」を3回実施した(6月)。</p> <p>また、沖縄県では、7月に東京都と大阪府で「沖縄県企業誘致セミナー」を開催するとともに、県外企業を沖縄県内に招聘する「沖縄県投資環境視察ツアー」等での県外企業への周知や、企業個別訪問等により本制度の周知を行った。</p> <p>さらに沖縄県産業振興公社においても、各経済団体や業界団体が主催する説明会等において当該制度の説明を行う(43回)とともに、県内情報通信関連団体においても、会員企業向けに同制度の周知活動を実施している。</p> <p>その結果、平成29年4月から平成30年3月までの間に、ワンストップ相談窓口では情報通信産業振興地域・特区に関する問い合わせが36件あったほか、沖縄県では今後の企業立地に向けて81社の情報通信関連企業の相談(平成30年3月末現在)を受けており、制度をインセンティブとした企業誘致が着実に進んでいる。</p> <p><参考①:平成29年度県外企業向けセミナーの実績></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	認定法人数	H26年度		H27年度		H28年度		H29年度		新規	累計	新規	累計	新規	累計	新規	累計		1	1	1	2	0	2	1	3		参加人数		
認定法人数	H26年度			H27年度		H28年度		H29年度																								
	新規	累計	新規	累計	新規	累計	新規	累計																								
	1	1	1	2	0	2	1	3																								
	参加人数																															

	<table border="1"> <tr> <td>企業誘致セミナー</td> <td>440 人</td> </tr> <tr> <td>投資環境視察ツアー</td> <td>18 人</td> </tr> </table> <p><参考②：平成 29 年度沖縄振興税制活用セミナー></p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>参加人数</td> </tr> <tr> <td>沖縄振興税制活用セミナー（北部会場）</td> <td>35 人</td> </tr> <tr> <td>沖縄振興税制活用セミナー（中部会場）</td> <td>32 人</td> </tr> <tr> <td>沖縄振興税制活用セミナー（南部会場）</td> <td>100 人</td> </tr> </table> <p>※企業以外にも、実際に申告書を作成する税理士の参加も多数確認できた。</p> <p><参考③：「ワンストップ相談窓口」における相談件数></p> <table border="1"> <tr> <td>相談内容</td> <td>件数</td> </tr> <tr> <td>制度全般に関する事</td> <td>158 件</td> </tr> <tr> <td>情報特区・振興地域制度</td> <td>36 件</td> </tr> <tr> <td>その他（他制度に関する事を含む）</td> <td>385 件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>579 件</td> </tr> </table> <p><参考④：個別企業訪問実績> 平成 29 年度：27 社</p>	企業誘致セミナー	440 人	投資環境視察ツアー	18 人		参加人数	沖縄振興税制活用セミナー（北部会場）	35 人	沖縄振興税制活用セミナー（中部会場）	32 人	沖縄振興税制活用セミナー（南部会場）	100 人	相談内容	件数	制度全般に関する事	158 件	情報特区・振興地域制度	36 件	その他（他制度に関する事を含む）	385 件	合計	579 件			
企業誘致セミナー	440 人																									
投資環境視察ツアー	18 人																									
	参加人数																									
沖縄振興税制活用セミナー（北部会場）	35 人																									
沖縄振興税制活用セミナー（中部会場）	32 人																									
沖縄振興税制活用セミナー（南部会場）	100 人																									
相談内容	件数																									
制度全般に関する事	158 件																									
情報特区・振興地域制度	36 件																									
その他（他制度に関する事を含む）	385 件																									
合計	579 件																									
②：適用額	<p>1. 平成 26 年度税制改正後の適用額実績 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26 年</th> <th>H27 年</th> <th>H28 年</th> <th>H29 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得控除</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>693</td> <td>860</td> <td>709</td> <td>535</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>120</td> <td>118</td> <td>92</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税について、平成 26 年度から平成 28 年度は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。 ※地方税(法人住民税・事業税の自動連動分)について、平成 26 年度から平成 28 年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。 ※平成 29 年度の国税の適用状況については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査。 ※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。また、事業税に地方法人特別税を含んでいる。 ※算定できないものについては「—」と記載。</p> <p>2. 今後の適用額見込み 今後は、平年度で、所得控除約 4 百万円、投資税額控除約 8 億円の適用を見込む。 (算定根拠は別紙「減収額・適用数見込みの試算」参照。)</p>		H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	所得控除	0	1	0	1	投資税額控除	693	860	709	535	法人住民税	120	118	92	—	事業税	0	0	0	—
	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年																						
所得控除	0	1	0	1																						
投資税額控除	693	860	709	535																						
法人住民税	120	118	92	—																						
事業税	0	0	0	—																						
③：減収額	<p>1. 平成 26 年度税制改正後の減収額実績 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 26 年度</th> <th>平成 27 年度</th> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得控除</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>693</td> <td>860</td> <td>709</td> <td>535</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>120</td> <td>118</td> <td>91</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	所得控除	0	0	0	0	投資税額控除	693	860	709	535	法人住民税	120	118	91	69	事業税	0	0	0	0
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度																						
所得控除	0	0	0	0																						
投資税額控除	693	860	709	535																						
法人住民税	120	118	91	69																						
事業税	0	0	0	0																						

	<table border="1"> <tr> <td>合計</td> <td>813</td> <td>978</td> <td>800</td> <td>604</td> </tr> </table> <p>※平成 26 年度から平成 28 年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」における活用実績に基づいて試算。平成 29 年度については、沖縄県実施の企業アンケート調査における活用実績に基づいて試算。 ※法人住民税について、平成 26 年度から平成 28 年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。 ※平成 29 年度の法人住民税は、国税の減収額に税率 12.9% 乗じて算定。 ※平成 29 年度の事業税は、所得控除の適用額に税率 4.41% 乗じて算定。</p> <p>2. 今後の減収見込み 平成 30 年度から平成 33 年度は、平年度で所得控除 1 百万円、投資税額控除 792 百万円、法人住民税 102 百万、事業税 0 百万の減収を見込む。 (国税の算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。) (法人住民税は、国税の平年度の減収額に税率 12.9% を乗じた額。) (事業税は、所得控除の平年度の適用額に税率 4.41% を乗じた額。)</p>	合計	813	978	800	604
合計	813	978	800	604		
④：効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>1. 政策目的の達成状況 本制度の政策目標のうち情報通信関連企業の立地数とその雇用者数については、平成 20 年 1 月時点の 194 社、16,317 人から、平成 30 年 1 月時点で 454 社、29,379 人となっており、制度の拡充等の変遷とともに着実に増加している。これに伴い、沖縄県の情報通信業の生産額も平成 24 年度以降順調に増加しているところ(参考①)。 また、本県のソフトウェア業における一人当たりの年間売上高についても、平成 25 年度の 844 万円から平成 28 年度の 1,379 万円となっており、制度を活用した設備投資等の増加とともに増加傾向にある。 (※年度毎の推移については、後述《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》を参照。)</p> <p>これらのことから、本制度が一定のインセンティブとなって企業立地や企業の設備投資が進み、新たな雇用創出や情報通信関連産業の高度化による自立型経済の構築が進んでいるものと考えられる。 (なお、平成 29 年度においては、データセンター事業で初の事業認定を行ったことにより、認定企業数は累計で 3 社となり、平成 26 年度税制改正による要件緩和等以降、僅少ながら着実に増加していることから本制度が企業立地等に対して一定のインセンティブとなっている。)</p> <p>しかしながら、前述のソフトウェア業における従業者数一人当たりの年間売上高について全国と比較すると、直近 4 年間の各年において平均値を下回っており、生産性の向上が課題となっている(参考②)。 このため、情報通信関連産業の更なる高度化を促進していくためには、業務効率化や付加価値を高めるための新たな投資を促進するとともに、先進的な IT (情報技術) の活用によるイノベーションを創出する企業の集積により、生産性を向上させていくことが必要である。</p>					

＜参考①：情報通信業の名目県内総生産＞

(単位：百万円)

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
情報通信業の名目県内総生産	182,205	186,945	197,538	206,693

※県民経済計算（内閣府）

＜参考②：ソフトウェア業一人当たり年間売上高（都道府県順位）＞

(単位：百万円)

順位	H25年	H26年	H27年	H28年				
1	東京 2,147	東京 2,260	東京 2,263	東京 3,300				
2	愛知 1,962	千葉 2,207	千葉 2,098	神奈川 2,469				
・	・	・	・	・				
・	・	・	・	・				
28	長崎 1,182	沖縄 1,263	福井 1,267	茨城 1,424				
29	栃木 1,178	鳥取 1,259	徳島 1,261	福井 1,388				
30	山口 1,130	静岡 1,240	島根 1,260	沖縄 1,379				
・	・	・	・	・				
・	・	・	・	・				
36	熊本 1,044	山梨 1,137	沖縄 1,213	岡山 1,231				
・	・	・	・	・				
・	・	・	・	・				
44	沖縄 844	山形 906	奈良 885	山形 1,041				
・	・	・	・	・				
・	・	・	・	・				
平均値	-	1,265	-	1,400	-	1,574		
指数	-	66.7%	-	93.2%	-	86.7%	-	87.6%

※平成25～27年までは特定サービス産業実態調査（経済産業省）

※平成28年は経済センサス（総務省）

※指数について：平均値を100とした場合の沖縄県のソフトウェア業の従業者一人当たりの年間売上高の割合

2. 所期の目標の実現状況

平成33年度

- ・進出後に税を活用した企業数 37社
- ・上述の企業進出に伴う雇用者数の増加 15,670人

実現状況：

	平成28年度	平成29年度
本制度の適用を受けた企業数	21社	15社
上述の雇用者数の増加	3,589人	2,165人

※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」では、適用企業の情報までは公開されないため、雇用者数については、沖縄県が実施したアンケート調査をもとに推計した。

※推計の計算過程

(平成28年度)

- ・沖縄県企業アンケート調査による平成28年度適用企業数とその雇用者数：13社、1,879人（ただし、うち2社については雇用者数不明）
- ・1社当たりの雇用者数：171人（1,879人/11社）

- ・企業アンケート調査で雇用者数を把握できなかった活用企業数：10社
- ・平成28年度において本制度の適用を受けた企業の雇用者数：1,879人+10社×171人=3,589人

(平成29年度)

- ・沖縄県企業アンケート調査による平成29年度適用企業数とその雇用者数：15社、1,877人（ただし、うち2社については雇用者数不明）
- ・1社当たりの雇用者数：144人（1,877人/13社）
- ・企業アンケート調査で雇用者数を把握できなかった活用企業数：2社
- 1,877人+2社×144人=2,165人

3. 所期の目標の変更について

沖縄県では、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）において「自立型経済の構築」を政策目的に掲げており、その実施計画（沖縄21世紀ビジョン実施計画）において「情報関連企業の立地数」及び「情報関連立地企業による雇用者数」を成果指標として、各種施策を推進しているところ。

本制度はこれらの計画の実現に寄与するものであり、情報通信関連産業の集積・高度化を通じて、自立型経済の構築を図っていくものである。このため、達成すべき目標は実施計画で定めた上記成果指標へ変更し、前回設定した所期の目標は税制のみの効果を測るものとして測定指標とした。

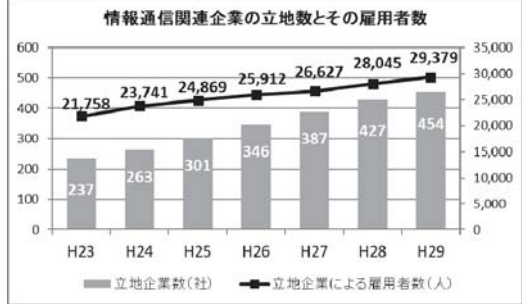
《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

1. 達成目標の実現状況

情報通信関連企業の立地数及びその雇用者数、ソフトウェア業の一人当たりの年間売上高については、目標達成に向けて順調に増加している。特に、立地企業数については、当初（H24年度）の目標値を超える勢いで増加していることから、平成29年度において、沖縄21世紀ビジョン実施計画（後期計画）の策定に当たり、平成33年度の成果目標を上方修正している。（当初目標値：440社、変更後の目標値：560社）

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
立地企業数（社）	346	387	427	454
雇用者数（人）	25,912	26,627	28,045	29,379
ソフトウェア業一人当たりの年間売上高	1,263	1,213	1,379	-
立地企業の増加率（%）	15.0	11.8	10.3	6.3
雇用者数の増加率（%）	4.2	2.8	5.3	4.8
ソフトウェア業一人当たりの年間売上高の増加率（%）	49.6	△4.0	13.7	-

※立地企業数と雇用者数については、沖縄県調査※ソフトウェア業一人当たりの年間売上高については、平成25～27年までは特定サービス産業実態調査（経済産業省）。平成28年は経済センサス（総務省）。



なお、進出後に税を活用した企業数及び当該企業による雇用者数については先述のとおり。

2. 制度が延長できない場合の影響

本制度をインセンティブとした企業立地や設備投資等は着実に増加しており、それに伴い情報通信業の生産額等も順調に増加傾向にあることから、本制度は自立型経済の構築に効果的な施策と言える(参考①)。

また、政府において大胆な税制や予算、規制改革等を総動員することで「Society5.0」*の実現を目指す取組みが進められていると、(新しい経済政策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定))、県内産業においてもAIやIoTなどの技術を活用した新たな試みを実施され、生産性の向上等が進められている(参考②)。

今後もこれら取組みを推進していくためには情報通信関連産業の更なる集積及び高度化は重要な課題であり、引き続き効果的な施策を講じていく必要がある。

しかしながら、本制度が延長できない場合、イノベーション創出のキーとなる情報通信関連企業の立地や、企業の新規取組等に向けた投資インセンティブにマイナスの影響が生じ、結果として他産業の成長にも影響を及ぼし、自立型経済構築の推進力低下が懸念される。

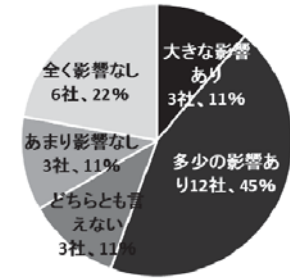
※Society5.0

第4次産業革命(IoT、ビッグデータ、人工知能(AI)、ロボット、シェアリングエコノミー等)のイノベーションを、あらゆる産業や社会生活に取り入れることにより、様々な社会課題を解決する社会のこと。

<参考①：沖縄県への企業立地インセンティブについて>

平成20年度から平成25年度までは年平均約21社が立地したことに対して、平成26年度から平成29年度は年平均約38社が立地していることや、沖縄県が平成29年11月に実施した「沖縄振興税制に関する企業アンケート調査」によると、本税制が沖縄への移転や立地の意思決定に影響したと回答した企業の割合は、全体の約56%となっており、企業にとって一定のインセンティブとなっていることが推察される。

(図1) 沖縄への立地・移転の意思決定への影響の有無



※「沖縄振興税制に関する企業アンケート調査(平成29年11月沖縄県実施)」

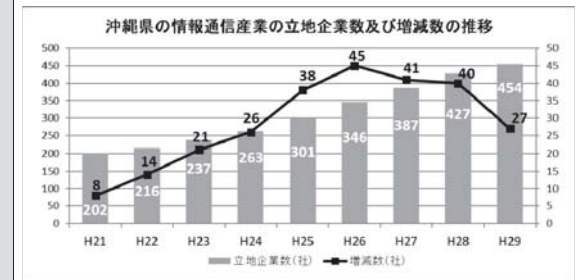
※アンケート対象企業：沖縄県内の情報通信関連企業

※本設問の回答企業数：27社

(図2) 沖縄県の情報通信産業の立地企業数及び増減数の推移

立地増加企業数の平均：

- ・平成21年度から平成25年度：21.4社
- ・平成26年度から平成29年度：38.3社



<参考②：県内産業における実例>

- ・マンゴー栽培 (IT×農業)
 - 温度や湿度、日照時間等を計測するIoTセンサーにより最適な収穫時期を把握することによる品質の向上
- ・海ブドウ養殖 (IT×水産)
 - 水温やPH、酸素量等を測定するIoTセンサーにより最適な量の二酸化炭素の自動供給による品質の向上
- ・ゴミ回収の効率化 (IT×環境)
 - ゴミ箱内に設置したIoTセンサーによりゴミの量をリアルタイムで確認することによるゴミ回収の効率化
- ・ウェブによる遠隔診断 (IT×医療)
 - 多様な疾患データを収集してデータベース化し、ウェブを通じた遠隔診断を支援。将来的にはAIによる診断支援を展開予定

平成 30 年 8 月

情報通信産業特別地区・地域における減収額・適用見込み(試算)

○情報通信産業特別地区・地域における租税特別措置について、今後の減収見込みについて、下記のとおり試算。

1. 適用実績

(単位:件、百万円)

項目	事業認定(累計)	所得控除		投資税額控除		減収額合計
		件数	適用額	件数	適用額(減収額)	
H26年度	1	0	0	13	693	693
H27年度	2	1	1	15	860	860
H28年度	2	0	0	21	709	709
H29年度	3	1	1	14	535	535
合計		1	1	63	2,797	2,797
年平均		1	1	16	699	699
1件あたりの適用額		1		44		

※平成 28 年度までは租税特別措置の適用実態調査結果、平成 29 年度は沖縄県のアンケート調査に基づく。
※法人税率については、平成 26 年度は 25.5%、平成 27 年度は 23.9%、平成 28・29 年度は 23.4%として試算。

2. 適用件数の増加率(投資税額控除)

(単位:件、%)

項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	平均
適用件数	13	15	21	14	16
増加件数	2	2	6	-7	-
増加率	18.2%	15.4%	40.0%	-33.3%	10.1%

※平成 28 年度までは租税特別措置の適用実態調査結果、平成 29 年度は沖縄県のアンケート調査に基づく。

3. 平成 30 年度以降の見込み

(所得控除について)

仮定①:事業認定については、平成 26 年度の要件緩和以降、4 年間で 3 件の事業認定の実績から、1年間で 1件(≒0.75件(3件/4年間))増加見込みとする。

仮定②:認定企業認定の翌々年に所得控除を適用する。

※実績では、事業認定の当年、又は翌年に所得控除を適用していることから、翌々年であれば所得控除を適用する可能性が高いため。

仮定③:適用実績から、所得控除 1 件当たりの適用額は 1 百万円とする。

※ 所得控除額 1 百万円 ÷ 所得控除件数 1 件 = 1 百万円

	⑤: 税収減を是認する理由	<p>本制度は、情報通信関連企業の沖縄への立地を促進し、当該企業の事業活動を通じて、沖縄における情報通信産業の発展や雇用の創出に寄与している。具体的には、本制度を活用した企業立地等に伴って、これまで約 2,200 人の雇用を生んでいるところ。</p> <p>そのため、沖縄県の労働生産性を踏まえ、当該雇用によって県内の総生産を約 135.3 億円押し上げる経済効果が生じたものと試算され、本制度による 535 百万円(平成 29 年度の減収額)の税収減を是認する効果があったものと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税活用企業による雇用者数: 2,165 人 ・沖縄県の労働生産性: 6,250,983 円 → 県内総生産の押し上げ効果: 135.3 億円 <p>※労働生産性は、就業者一人当たりの生産額(名目県内総生産/県内就業者数) (「平成 27 年度県民経済計算」(沖縄県企画部)に基づいて試算)</p> <p>また、当該活用企業による直接的な雇用効果や総生産の押し上げ効果のほか、本制度をインセンティブとして沖縄県内への企業立地も活性化しており、本制度は沖縄県の情報通信関連産業の振興や雇用創出の観点から減収を是認に足る効果がある施策と考えられる。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>情報通信産業振興地域・特区においては、データセンター業、インターネット・サービス・プロバイダ、ソフトウェア業等、多様な業種を(特定)情報通信産業と定義しており、また、その企業規模やビジネス形態等も多様である。これらの企業へ効果的にインセンティブを与え、当該地域への立地や設備投資を促す手段としては、予算の制限や特定の企業を対象とした補助金等ではなく、各企業の経営計画に柔軟に対応でき、対象業種の全ての企業に対し制度が保証されている税制措置が適当であり、本特例措置は妥当と考えられる。</p> <p>また、本制度においては、地域指定・事業認定等のスキームを通じて、産業及び貿易の振興、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して、投資税額控除等の措置を講じていることから、必要最小限の特例措置であると考えられる。</p>
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>沖縄県では本制度のほか、沖縄振興特別推進交付金等の補助事業もあるが、これらの補助事業では新事業創出支援や地理的不利性の解消への支援を行っているのに対し、本制度では事業者による設備投資等への支援を行っており、役割分担を図っている。</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>本制度は沖縄県からの要望を踏まえて要望するものであり、国税に自動連動等する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄県が策定した沖縄振興計画の目標達成にも寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。</p>
12	有識者の見解	-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 28 年 8 月(H28 内閣 09)

(投資税額控除について)

仮定①:適用実績から、現行制度の枠組みでの適用件数の見込みは、過去4年間の適用件数の増加率の平均から、1年度当たり10.1%の割合で増加する。

仮定②:適用実績から、投資税額控除1件当たりの適用額は、過去4年間の適用額の平均から、1件当たり44百万円とする。

○以上の仮定に基づき、各年度の減収額・適用見込みを試算

(単位:件、百万円)

年度	事業認定		所得控除		投資税額控除		減収額 見込み (④+⑥)
	① 件数	② 件数	③ 適用額 (②×1)	④ 減収額 (③×税率)	⑤ 件数	⑥ 適用額 (減収額) ※	
H30年度	4	2	2	0	15	660	660
H31年度	5	3	3	1	17	748	749
H32年度	6	4	4	1	19	836	837
H33年度	7	5	5	1	21	924	925
合計		14	14	3	72	3,168	3,171
平年度		4	4	1	18	792	793

※法人税率については、30年度以降23.2%として試算。

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の延長(特別控除)
税目	法人税、法人住民税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標(平成33年度までに、沖縄県の製造品出荷額(石油製品を除く)を5,600億円に増加させる)を達成すべき時期(目標達成時期)が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。
【内閣府の補足説明】
① 本地域制度については、沖縄振興特別措置法(H24～H33年度)に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画(沖縄21世紀ビジョン基本計画)の推進のための活動計画である、沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した目標値の達成に向けて各種施策を推進しているところである。本特例措置の測定指標として、同実施計画の目標値を設定しており、同目標値の達成時期は同法の期限であるH33年度に設定しているため、計画期間の途中の目標値を示すことは困難である。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の適用数(平成30年度から32年度までの法人税)について、政策評価書の本文に記載のない算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が別紙に記載されているとみられるが、本文で引用されておらず、説明に不足がある。
【内閣府の補足説明】
① 別紙参照する旨記載しました。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の減収額(法人住民税)が把握されていない。
② 過去の減収額(法人税)について、投資税額控除及び特別償却の二つの措置ごとの内訳が把握されていない。

【内閣府の補足説明】

① 評価書を修正済。

【投資税額控除】

(単位：百万円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
法人住民税	61.2	53.7	38.5	65.1

② 二つの措置ごとに記載しました。

【点検結果】

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】					
① 将来の減収額(法人住民税)が予測されていない。					
② 将来の減収額(法人税)について、投資税額控除及び特別償却の二つの措置ごとの内訳が把握されていない。					
【内閣府の補足説明】					
① 評価書を修正済。					
【投資税額控除】					
(単位：百万円)					
	平年度 見込み	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
法人住民税	45.1	45.1	45.1	45.1	45.1
② 二つの措置ごとに記載しました。					
【点検結果】					
①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。					

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標(平成33年度までに、沖縄県の製造品出荷額(石油製品を除く)を5,600億円に増加させる)に対する過去の効果について、「本制度を活用して、より高付加価値な製品を製造する事業者や地域資源等を活かした事業者等による産業の高度化等が進み、沖縄県における製造品出荷額は増加傾向にある」と説明されているが、定量的に把握されていない。
【内閣府の補足説明】
① 「達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果」を参照する旨記載しました。29年度については、公表されていないため記載しておりません。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、過去の効果(平成29年度)が把握されておらず、さらに、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標(平成33年度までに、沖縄県の製造品出荷額(石油製品を除く)を5,600億円に増加させる)に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】
① 本地域制度については、沖縄振興特別措置法(H24～H33年度)に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画(沖縄21世紀ビジョン基本計画)の推進のための活動計画である、沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した目標値の達成に向けて各種施策を推進しているところである。本特例措置の達成目標実現への寄与については、同法並びに沖縄振

興計画及び実施計画の評価の際に併せて評価されるものであるが、平成29年度に計画認定を受けた企業が53社おり、認定を受けた企業による今後の設備投資により生産性が向上し、製造品の効率的な生産が実現することによって、製造品出荷額の増加に寄与するものと考えられる。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果について定量的に予測されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【内閣府の補足説明】欄には、内閣府から送付された文書を引用している。

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の延長 (特別償却)		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標 (平成33年度までに、沖縄県の製造品出荷額 (石油製品を除く) を5,600億円に増加させる) を達成すべき時期 (目標達成時期) が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。
【内閣府の補足説明】
① 本地域制度については、沖縄振興特別措置法 (H24～H33年度) に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画 (沖縄21世紀ビジョン基本計画) の推進のための活動計画である、沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した目標値の達成に向けて各種施策を推進しているところである。本特例措置の測定指標として、同実施計画の目標値を設定しており、同目標値の達成時期は同法の期限であるH33年度に設定しているため、計画期間の途中の目標値を示すことは困難である。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の適用数 (平成30年度から32年度までの法人税) について、政策評価書の本文に記載のない算定根拠 (計算式、計算に用いた数値及びその出典) が別紙に記載されているとみられるが、本文で引用されておらず、説明に不足がある。
【内閣府の補足説明】
① 別紙参照する旨記載しました。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の減収額 (法人住民税及び法人事業税) が把握されていない。
② 過去の減収額 (法人税) について、投資税額控除及び特別償却の二つの措置ごとの内訳が把握されていない。

【内閣府の補足説明】				
① 評価書を修正済。				
【特別償却】				(単位: 百万円)
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
法人住民税	3.8	1.6	0.5	5.5
法人事業税	7.6	4.0	1.6	8.0
② 二つの措置ごとに記載しました。				
【点検結果】				
①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。				

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】					
① 将来の減収額 (法人住民税及び法人事業税) が予測されていない。					
② 将来の減収額 (法人税) について、投資税額控除及び特別償却の二つの措置ごとの内訳が把握されていない。					
【内閣府の補足説明】					
① 評価書を修正済。					
【特別償却】					(単位: 百万円)
	平年度 見込み	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
法人住民税	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2
法人事業税	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2
② 二つの措置ごとに記載しました。					
【点検結果】					
①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。					

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	
① 達成目標 (平成33年度までに、沖縄県の製造品出荷額 (石油製品を除く) を5,600億円に増加させる) に対する過去の効果について、「本制度を活用して、より高付加価値な製品を製造する事業者や地域資源等を活かした事業者等による産業の高度化等が進み、沖縄県における製造品出荷額は増加傾向にある」と説明されているが、定量的に把握されていない。	
【内閣府の補足説明】	
① 達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果」を参照する旨記載しました。29年度については、公表されていないため記載しておりません。なお、適用額が僅少であることについては、10有効性①適用数に記載しました。	
【点検結果】	
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、過去の効果 (平成29年度) が把握されておらず、さらに過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が明らかでないため、この点を課題とする。	

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	
① 達成目標 (平成33年度までに、沖縄県の製造品出荷額 (石油製品を除く) を5,600億円に増加させる) に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかでない。	
【内閣府の補足説明】	
① 本地域制度については、沖縄振興特別措置法 (H24～H33年度) に基づき沖縄県が定め	

<p>た沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である、沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した目標値の達成に向けて各種施策を推進しているところである。本特例措置の達成目標実現への寄与については、同法並びに沖縄振興計画及び実施計画の評価の際に併せて評価されるものであるが、平成29年度に計画認定を受けた企業が53社おり、認定を受けた企業による今後の設備投資により生産性が向上し、製造品の効率的な生産が実現することによって、製造品出荷額の増加に寄与するものと考えられる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果について定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【内閣府の補足説明】欄には、内閣府から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税13) (法人住民税、法人事業税:義)(地方税10)
		②: 上記以外の対象税目 (所得税:外、個人住民税、外、事業所税:外)
3	要望区分の別	【新規・拡充・延長】【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>(1) 国税（アまたはイのいずれかを選択）</p> <p>ア 投資税額控除（法人税）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県知事によって産業高度化・事業革新措置実施計画が認定され、当該事業の用に供する設備を新・増設した青色申告法人は、新・増設に係る取得価額に次の割合を乗じた額を法人税額から控除できる。 (ア) 機械及び装置、器具及び備品の取得価額合計額が100万円を超えるもの：15% (イ) 建物及びその附属設備の取得価額合計額が1,000万円を超えるもの：8% ・控除額限度は法人税額の20%、繰越税額控除4年、取得価額上限は20億円 ・対象となる建物附属設備は、建物と同時取得したものに限定。 <p>イ 特別償却（法人税、所得税）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県知事によって産業高度化・事業革新措置実施計画が認定され、当該事業の用に供する設備を新・増設した青色申告者は、新・増設に係る取得価額に次の割合を乗じた額を、普通償却限度額（または所得税法の規定による償却費）に加え、法人税額（または所得税額）から償却できる。 (ア) 機械及び装置、器具及び備品の取得価額合計額が100万円を超えるもの：34% (イ) 建物及びその附属設備の取得価額合計額が1,000万円を超えるもの：20% ・取得価額の上限度額20億円 ・対象となる建物附属設備は、建物と同時取得したものに限定。

		<p>(2) 地方税</p> <p>ア 個人住民税、法人住民税及び事業税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の法人税及び所得税負担の軽減と同様の効果を適用する。(自動連動) <p>イ 事業所税（那覇市のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県知事によって産業高度化・事業革新措置実施計画が認定され、当該事業の用に供する施設を那覇市に新設した青色申告法人は、次の場合、事業所税のうち、資産割の課税標準となるべき事業所床面積を2分の1として5年間計算。
		<p>《要望の内容》</p> <p>延長要望</p> <p>適用期間を2年間延長し、平成33年3月31日までとする。</p>
		<p>《関係条文》</p> <p>沖縄振興特別措置法 第36条、第37条 租税特別措置法 第12条、第42条の9、第45条、第68条の13、第68条の27 租税特別措置法施行令 第6条の3、第27条の9、第28条の9、第39条の43、第39の56 租税特別措置法施行規則 第20条の4、第20条の16、第22条の26、第22条の37 地方税法 第23条第1項第3号、第292条第1項第3号 附則第33条 地方税法施行令 附則第16条の2の8</p>
5	担当部局	内閣府 政策統括官（沖縄政策担当）付 産業振興担当参事官室
6	評価実施時期及び分析対象期間	<p>評価実施時期:平成30年8月</p> <p>分析対象期間:平成26年度～平成33年度</p>
7	創設年度及び改正経緯	<p>平成14年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業高度化地域の創設 <p>平成19年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5年間延長 <p>平成24年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業高度化地域を廃止し、産業高度化・事業革新促進地域を創設 ・対象地域を13市町村から全市町村に拡大 ・投資税額控除の適用対象の機械等の下限取得価格の引下げ(1,000万円超→500万円超) <p>平成26年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械等下限取得価格の引下げ(500万円超→100万円超) <p>平成29年度</p>

		・ 2年間延長
8	適用又は延長期間	2年間（平成31年度～平成32年度）
9	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 沖縄は、広大な海域や豊富な亜熱帯性生物等の地域資源を有するとともに、世界最高水準の教育・研究機関も立地しており、付加価値の高い製品の開発や新たな事業の創出において高い優位性・潜在性を有している。 このため、産業高度化・事業革新に資する企業や製造業等の集積、当該企業等による設備投資や研究開発等を促進することで、沖縄の優位性・潜在性を活かした産業イノベーションを促進し、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図り、もって沖縄における自立型経済の発展を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号） （目的） 第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自律的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。 （定義） 第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 十 産業高度化・事業革新促進事業 産業高度化（事業者の製品若しくは役務の開発力、生産若しくは役務の提供に関する技術又は経営の能率が向上することをいう。以下同じ。）又は事業革新（沖縄の特産物として相当程度認識されている農林水産物若しくは鉱工業品又は当該鉱工業品の生産に係る技術の活用により新たな事業を創出し、又は新たな需要を相当程度開拓することをいう。以下同じ。）に特に寄与すると認められる業種として政令で定めるものに属する事業をいう。</p> <p>（産業高度化・事業革新促進計画の作成等） 第三十五条 沖縄県知事は、産業高度化及び事業革新を促進するための計画（以下「産業高度化・事業革新促進計画」という。）を定めることができる。 2 産業高度化・事業革新促進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 計画期間 二 産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を促進することにより、その地域における製造業等その他の事業を行う者の産業高度化又は事業革新が相当程度図られると見込まれる地域であつて、当該産業高度化又は事業革新を効果的に図るため必要とされる政令で定める要件を備えているもの（以下「産業高度化・事業革新促進地域」という。）の区域 三 産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を促進する</p>

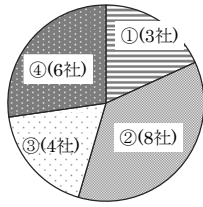
		<p>ため沖縄県が産業高度化・事業革新促進地域において実施しようとする施設の整備その他の措置の内容 3～7 （略）</p> <p>（産業高度化・事業革新措置実施計画の認定等） 第三十五条の三 提出産業高度化・事業革新促進計画に定められた産業高度化・事業革新促進地域の区域内において製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業を営む者は、産業高度化・事業革新措置（製造業等の産業高度化若しくは事業革新に必要な施設の整備その他の措置又は産業高度化・事業革新促進事業に必要な施設の整備その他の措置をいう。以下この条及び次条において同じ。）の実施に関する計画（以下この条において「産業高度化・事業革新措置実施計画」という。）を作成し、当該産業高度化・事業革新措置実施計画が適当である旨の沖縄県知事の認定を申請することができる。 2～7 （略）</p> <p>○沖縄振興基本方針（平成24年5月11日 内閣総理大臣決定）</p> <p>Ⅱ 沖縄の振興の意義及び方向 2 沖縄振興の方向 （1）沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展 アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を生かした産業振興を戦略的に進めていく。 特に、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光・リゾート産業、情報通信関連産業に加えて国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより、沖縄の自立を図るとともに、我が国の成長戦略と軌を一にして、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していく。</p> <p>Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項 1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項 （4）産業イノベーションの推進 沖縄は、広大な海域と豊富な亜熱帯性生物等の地域資源を有するとともに、世界最高水準の教育・研究機関も立地しており、付加価値の高い製品開発や新たな事業を創出する高いポテンシャルを有している。 沖縄のポテンシャルを活用した産業イノベーションを推進し、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図り、沖縄の地域資源を活用した新事業の創出、企業の商品開発力・技術力の向上等を目指す。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】11 沖縄政策の推進 【施策】① 沖縄政策に関する施策の推進</p>

	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>1. 達成目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 33 年度までに、沖縄県の製造品出荷額（石油製品を除く）を 5,600 億円に増加させる。 <p>2. 測定指標</p> <p>平成 33 年度までに以下の目標を達成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本制度を活用した企業数 92 社 ・本制度を活用した設備投資額 360 億円 <p>※本地域制度は沖縄振興特別措置法に基づきことから、目標達成時期を同法期限と合わせて平成 33 年度とする。</p> <p>※達成目標は、沖縄振興特別措置法に基づき沖縄県が策定した沖縄振興計画（沖縄 21 世紀ビジョン実施計画）の目標値を用いることとする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特別措置を通じて、企業の開発力・生産技術の向上や新事業創出等に資する設備投資を誘発するとともに、減税による余力を更なる設備投資や研究開発に活用していくことで、企業のイノベーションが次のイノベーションを呼び、より高付加価値な製品等の創出につながる。</p> <p>また、製造業だけでなく、デザイン業や計量証明業などのものづくり産業を支える、いわゆるサポーティング産業においても、活発な設備投資を促すことで、製造業の高度化や新たな事業創出を促進していく。</p> <p>このように製造業やサポーティング産業の設備投資を通じてイノベーションを活性化させていくことは、県内のものづくり産業の製造品出荷額増加につながり、県内総生産の増加、ひいては民間主導の自立型経済の構築に寄与するものである。</p>																									
<p>10 有効性等</p>	<p>① 適用数</p>	<p>1. 平成 26 年度税制改正後の適用件数実績</p> <p style="text-align: right;">（単位：件）</p> <table border="1" data-bbox="445 1018 913 1150"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26 年度</th> <th>H27 年度</th> <th>H28 年度</th> <th>H29 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>31</td> <td>27</td> <td>20</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>特別償却</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税について、平成 26 年度から平成 28 年度は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）。</p> <p>※地方税（法人住民税・事業税の自動連動分）について、平成 26 年度から平成 28 年度は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）</p> <p>※平成 29 年度国税の適用状況については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査。</p> <p>※事業税に地方法人特別税を含んでいる。</p> <p>※算定できないものについては「-」と記載。</p> <p>2. 今後の適用件数見込み</p> <p>今後は平年度において投資税額控除 25 件、特別償却 4 件程度の適</p>		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	投資税額控除	31	27	20	30	特別償却	4	4	3	7	法人住民税	-	-	-	-	事業税	-	-	-	-
	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度																							
投資税額控除	31	27	20	30																							
特別償却	4	4	3	7																							
法人住民税	-	-	-	-																							
事業税	-	-	-	-																							

		<p>用を見込む。</p> <p>（算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。）</p> <p>3. 特別償却の適用実績が僅少な理由</p> <p>平成 29 年 5 月に沖縄県が実施した企業アンケートによると、特別償却を活用した企業の理由として「適用年度の税額を軽減したい」という回答を選択した企業が多かった（特別償却活用企業 8 社中 6 社選択）。また、過去に実施した企業アンケートにおいても、「適用年度の税負担軽減」が最大の理由であり、その他には「来期以降の業績が見えない」「赤字決算が予想された」などの理由が挙げられている。</p> <p>一方、投資税額控除は法人税を実質的に減額する効果があるため、活用企業では「将来的な節税効果が特別償却よりも有効」との理由が多く、「最大 4 年繰越可能であること」を理由に挙げる企業もある。</p> <p>このように、投資税額控除と特別償却は個々の企業の財務状況・経営状態等に応じ、その時々にも最も効果的な制度が選択されているため、両措置の適用状況に差が生じているものの、当該選択肢の存在も沖縄で投資を行うインセンティブになっており、企業の投資を促進する上で効果的である。</p> <p>【参考】適用実績増加に向けて実施してきた取組み</p> <p>平成 29 年度においては、内閣府と沖縄県が連携し、沖縄税理士会の協力のもと、特区・地域制度のワンストップ相談窓口を開設し、併せて、内閣府との共催により「税制活用セミナー」を 3 回実施した（6 月）。</p> <p>また、沖縄県産業振興公社においても、各経済団体や業界団体が主催する説明会等において当該制度の説明を行う（43 回）とともに、商工会議所、商工会及び各市町村を通じて制度のリーフレットを配布したところ。</p> <p>この結果、平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月までの間に相談窓口では 579 件の問い合わせがあり、うち産業高度化・事業革新促進地域に関しては 216 件で、昨年度（145 件）の約 1.5 倍に増加している。</p> <p>今後も引き続き周知活動を行い、企業の設備投資等を促していく。</p>																									
	<p>② 適用額</p>	<p>1. 平成 26 年度税制改正後の適用額実績</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1" data-bbox="1527 1007 2002 1136"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26 年度</th> <th>H27 年度</th> <th>H28 年度</th> <th>H29 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>354</td> <td>392</td> <td>299</td> <td>505</td> </tr> <tr> <td>特別償却</td> <td>86</td> <td>46</td> <td>18</td> <td>182</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>65</td> <td>55</td> <td>39</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>8</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税について、平成 26 年度から平成 28 年度は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）。</p> <p>※地方税（法人住民税・個人住民税・事業税の自動連動分）は、平成 26 年度から平成 28 年度は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）。</p> <p>※平成 29 年度国税の適用状況については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査。</p> <p>※事業税に地方法人特別税を含んでいる。</p> <p>※算定できないものについては「-」と記載。</p>		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	投資税額控除	354	392	299	505	特別償却	86	46	18	182	法人住民税	65	55	39	-	事業税	8	4	2	-
	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度																							
投資税額控除	354	392	299	505																							
特別償却	86	46	18	182																							
法人住民税	65	55	39	-																							
事業税	8	4	2	-																							

	<p>2. 適用額の偏りについて</p> <p>平成 26 年度から 29 年度に認定した企業を業種別で見ると、製造業の割合が一番多く、次いで電気業の件数が多いが、設備投資額(沖縄県調べ)で見ると電気業の投資額が大きい。</p> <p>これは、島嶼県であり多くの離島を抱える沖縄の地理的・地形的要因により電気の供給コストが高くなるため、社会基盤である電気の安定的かつ適正な供給を確保するために大規模な設備投資を実施する必要がある、他業種と比較して自ずと投資額が高額になっているものである。</p> <p>このため、当該金額の偏りは特定の企業のみにより利便な制度設計になっているために生じるものではない。</p> <p>●措置実施計画の認定状況(平成 26～29 年度)</p> <table border="1" data-bbox="445 536 927 730"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>平成 26 年度</th> <th>平成 27 年度</th> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>件数</th> <th>件数</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業</td> <td>45</td> <td>56</td> <td>50</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>電気業</td> <td>23</td> <td>14</td> <td>17</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>3</td> <td>10</td> <td>4</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>倉庫業</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※認定実績が 1 件のものは除く。</p> <p>●平成 29 年度認定企業の設備投資状況(計画ベース)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業 5,248 百万円(37 件)→1 件あたり約 1 億 42 百万円 ・電気業 2,915 百万円(9 件)→1 件あたり約 3 億 24 百万円 <p>3. 今後の適用額見込み</p> <p>今後は平年度において投資税額控除 350 百万円、特別償却 72 百万円程度の適用を見込む。 (算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。)</p>		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	件数	件数	件数	件数	製造業	45	56	50	37	電気業	23	14	17	9	卸売業	3	10	4	6	倉庫業	3	0	0	1	
	平成 26 年度		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度																										
	件数	件数	件数	件数																											
製造業	45	56	50	37																											
電気業	23	14	17	9																											
卸売業	3	10	4	6																											
倉庫業	3	0	0	1																											
<p>③ 減収額</p>	<p>1. 平成 26 年度税制改正後の減収額実績</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="445 1054 954 1267"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26 年度</th> <th>H27 年度</th> <th>H28 年度</th> <th>H29 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>354</td> <td>392</td> <td>299</td> <td>505</td> </tr> <tr> <td>特別償却</td> <td>22</td> <td>11</td> <td>4</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>65</td> <td>55</td> <td>39</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>8</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>449</td> <td>462</td> <td>344</td> <td>627</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成 26 年度から平成 28 年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」における活用実績に基づいて試算。平成 29 年度については、沖縄県実施の企業アンケート調査における活用実績に基づいて試算。(平成 30 年 6 月実施)</p> <p>※特別償却に係る法人税率は H26 年度 25.5%、H27 年度は 23.9%、平成 28・29 年度は 23.4%として算出。</p>		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	投資税額控除	354	392	299	505	特別償却	22	11	4	43	法人住民税	65	55	39	71	事業税	8	4	2	8	合計	449	462	344	627
	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度																											
投資税額控除	354	392	299	505																											
特別償却	22	11	4	43																											
法人住民税	65	55	39	71																											
事業税	8	4	2	8																											
合計	449	462	344	627																											

	<p>※法人住民税について、平成 26 年度から平成 28 年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。 ※平成 29 年度の法人住民税は、国税の減収額に税率 12.9%乗じて算定。 ※平成 29 年度の事業税は、特別償却の適用額に税率 4.41%を乗じて算定。</p> <p>平成 28 年度の特別償却の減収額実績について、前回評価時の将来予測 34 百万円とかい離しているのは、適用実績が少なく、1 社の投資額によって、推計値が大きく変動するためと考えられる。</p> <p>2. 今後の減収額見込み</p> <p>平成 30 年度から平成 33 年度は、平年度で投資税額控除 350 百万円、特別償却 17 百万円、法人住民税 47 百万円、事業税 3 百万円の減収を見込む。 (国税の算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。) (法人住民税は、国税の平年度の減収額に税率 12.9%を乗じた額。) (事業税は、特別償却の平年度の適用額に税率 4.41%を乗じた額。)</p>									
<p>④ 効果</p>	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>1. 政策目的の達成状況</p> <p>本制度を活用して、より高付加価値な製品を製造する事業者や地域資源等を活かした事業者等による産業の高度化等が進み、沖縄県における製造品出荷額は増加傾向にある。 (※年度毎の推移については、後述《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》を参照。)</p> <p>一方で、県内総生産に占める製造業の割合は平成 27 年度時点で 5.0%(全国平均 20.4%)であり、県内製造業の労働生産性も全国と比較して依然と低い状況(製造業における労働生産性の全国比 0.55)である。</p> <p>このため、引き続き本税制を活用して製造業とサポーティング産業の設備投資を促すことで産業の高度化等による生産性、生産額の向上を後押しし、民間主導の自立型経済の構築に努めていく必要がある。</p> <p>2. 所期の目標の実現状況</p> <p>平成 33 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本制度を活用した企業数 92 社 ・本制度を活用した設備投資額 360 億円 <p>実現状況:</p> <table border="1" data-bbox="1532 1161 2040 1241"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本制度を活用した企業数</td> <td>23 社</td> <td>37 社</td> </tr> <tr> <td>本制度を活用した設備投資額</td> <td>3,253 百万円</td> <td>5,982 百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成 28 年度設備投資額については沖縄県調査(平成 30 年 6 月実施) ※平成 29 年度については、沖縄県調査(平成 30 年 6 月実施)。</p> <p>3. 所期の目標の変更について</p> <p>沖縄県では、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興計画(沖縄 21 世紀ビジョン基本計画)において「自立型経済の構築」を政策目的に掲げており、その実施計画(沖縄 21 世紀ビジョン実施計画)にお</p>		平成 28 年度	平成 29 年度	本制度を活用した企業数	23 社	37 社	本制度を活用した設備投資額	3,253 百万円	5,982 百万円
	平成 28 年度	平成 29 年度								
本制度を活用した企業数	23 社	37 社								
本制度を活用した設備投資額	3,253 百万円	5,982 百万円								

		<p>いて「製造品出荷額（石油製品を除く）」を成果指標として、各種施策を推進しているところである。</p> <p>本制度は企業の設備投資等を促進することで、製造業を中心とする産業高度化により民間主導の自立型経済の構築を図るものであり、上記目標フレームの達成に寄与するものであるから、達成すべき目標は実施計画で定めた上記成果指標へ変更し、前回設定した所期の目標は税制のみの効果を測るものとして測定指標としたい。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>1. 達成目標の実現状況</p> <p>平成29年工業統計調査実績では、沖縄県における製造品出荷額（石油製品を除く）は4,397億円であり、H24年以降増加傾向にあるものの、目標の5,600億円には達していない。</p> <p style="text-align: right;">(単位：億円)</p> <table border="1" data-bbox="448 523 929 611"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24年</th> <th>H25年</th> <th>H26年</th> <th>H27年</th> <th>H28年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造品出荷額 (石油製品除く)</td> <td>3,707</td> <td>3,972</td> <td>4,147</td> <td>4,341</td> <td>4,397</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成29年工業統計調査結果（沖縄県）</p> <p>なお、「本制度を活用した企業数」及び「本制度を活用した設備投資額」の状況は先述のとおり。</p> <p>2. 制度が延長できない場合の影響</p> <p>過去3カ年（平成26～28年度）に産業高度化・事業革新措置実施計画を認定した企業を対象に、平成29年11月に沖縄県が実施したアンケート調査によると、「減税を前提に計画より前倒して投資を実現できた」「減税を前提に計画より大規模または高付加価値な投資が行えた」と回答した企業が半数以上（21社中11社、選択率52%）となっている。これら企業では、新たな設備投資により生産量が倍増するとともに減税額を新たな製品開発の資金に充てて事業を拡充するなどの事例があり、本制度は企業の積極的な設備投資を促進し、県経済を押し上げる効果を有するものと言える。</p> <div data-bbox="448 1042 996 1337" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">  <ul style="list-style-type: none"> ■ ①減税を前提に、計画より前倒して投資を実現できた ■ ②減税を前提に、計画より大規模または高付加価値な投資が行えた □ ③特段の効果はなかった ■ ④その他 </div> <p>※沖縄県実施の企業アンケート調査 ※過去3カ年（平成26～28年度）に産業高度化・事業革新措置実施計画を認定した企業を対象。（回収率42%）</p>		H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	製造品出荷額 (石油製品除く)	3,707	3,972	4,147	4,341	4,397
	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年									
製造品出荷額 (石油製品除く)	3,707	3,972	4,147	4,341	4,397									

		<p>なお、アンケートで「4.その他」を選択した企業においても、本制度利用により予算に余裕ができ、結果的に別の設備投資が行えた等の意見があった。</p> <p>本特例措置が延長されない場合、沖縄県の製造業やサポーターング産業における設備投資に対するインセンティブ措置が失われ、企業の投資意欲が削がれることで、企業が開発力・技術力の向上や新たな事業創出に向けた投資の停滞が懸念される。</p>
	<p>⑤: 税収減を是認する理由</p>	<p>本特例は、企業が開発力・生産技術の向上や地域資源を生かした新事業の創出に向けた工場の整備や機械装置の導入等に対する設備投資を実施するインセンティブ措置として作用している。具体的には、平成28年度から平成29年度までの間に税を活用して年平均46億円の設備投資が実施されている。</p> <p>これにより、平成27年度県民経済計算によると、平成27年度の製造業における県内総生産（生産側、名目）は209,061百万円となっており、平成26年度169,100百万円と比較して39,961百万円増加（増加率23.6%）しているところ。</p> <p>また、設備投資による産業の高度化もあり、沖縄県の製造業における従業員一人当たりの製造品出荷額（石油製品を除く）は、平成25年15.3百万円から平成28年16.5百万円に増加している。（平成29年工業統計調査（沖縄県））</p> <p>このため、本制度は県経済の活性化に大きく寄与するものであり、税収減を是認するに足る効果のあるものと考えられる。</p>
<p>11 相当性</p>	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>本特例措置は、沖縄県のものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図るため、産業高度化又は事業革新に資する事業を対象として、投資を促進するものである。</p> <p>本特例措置を活用する、これらの企業に効果的にインセンティブを与えて設備投資を促す手段としては、特定企業を対象とする補助金等よりも、各企業が一定裁量の下で設備投資等に関する経営判断を行うことができる税制措置の方が適当である。</p> <p>また、本地域制度においては、措置実施計画等の認定等のスキームを通して、沖縄における産業高度化や事業革新、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して投資税額控除等の措置を講じていることから、無差別に適用されることはなく、必要最小限の措置となっている。</p>
	<p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>沖縄県においては、一括交付金等を活用して産学連携の共同研究や新たな製品やサービス等の開発支援事業等を行うことで、高度なものづくり産業の土台となる支援体制の構築に取り組んでおり、本制度では企業の自助努力による高度な設備投資等を後押しし、役割分担を図りつつ、相乗的にものづくり産業の育成・高度化を促し、本県経済振興の一翼を担う移出型産業として成長できるよう支援を行っている。</p> <p>なお、製造業を対象とした制度は他に国際物流拠点産業集積地域及び経済金融活性化特区があるが、これら制度は一定の地域内に特定の産業の集積を図り、それによって国際物流拠点の形成や北部経済の振興を進め、経済の活性化を図るための制度である。</p> <p>一方、産業高度化・事業革新促進地域は、沖縄のポテンシャルを活用した産業イノベーションを推進し、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図り、沖縄の地域資源を活用した</p>

平成 30 年 8 月

産業高度化・事業革新促進地域における減収額・適用見込み(試算)

○産業高度化・事業革新促進地域における租税特別措置について、今後の減収見込みについて、下記の通り試算。

1. 適用実績

(単位:企業数、百万円)

項 目	投資税額控除		特別償却			減収額 合計
	企業数	適用額 (減収額)	企業数	適用額	減収額	
26 年度	31	354	4	86	22	376
27 年度	27	392	4	46	11	403
28 年度	20	299	3	18	4	303
29 年度	30	505	7	182	43	548
合計	108	1,550	18	332	80	1,630
1 件あたりの 適用額	14		18			

※平成 27,28 年度は租税特別措置の適用実態調査結果に基づく。

※法人税率については、平成 26 年度は 25.5%、平成 27 年度は 23.9%、平成 28・29 年度は 23.4%として試算。

2. 計画認定企業数

(単位:企業数、%)

項 目	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	合計	
					4 年	直近 3 年
企業数	41	46	48	41	176	135
増加数	5	5	2	▲7	5	0
増加率	13.9%	12.2%	4.3%	▲14.6%	0.0%	▲5.6%

※沖縄県のアンケート調査に基づく。

		新事業の創出、企業の製品開発力・技術力の向上等を目指すための制度であり、これら制度は目的が異なるものである。
	③: 地方公共団体が協力する相当性	本制度は沖縄県からの要望を踏まえて要望するものであり、国税に自動連動等する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄県が策定した沖縄振興計画の目標達成にも寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 28 年 8 月 (H28 内閣 07)

3. 平成30年度以降の見込み

仮定①:1年度あたり、計画認定企業が0%(過去4年間の増加率)増加する。

仮定②:適用実績から、計画認定企業が投資税額控除を適用する割合は61.4%とする。

※ 投資税額控除件数108件 ÷ 計画認定企業数176件 = 61.4%

仮定③:適用実績から、投資税額控除1件当たりの控除額は14百万円とする。

※ 投資税額控除額1,550百万円 ÷ 投資税額控除件数108件 = 14百万円

仮定④:適用実績から、計画認定企業が特別償却を適用する割合は10.2%とする。

※ 特別償却件数18件 ÷ 計画認定企業数176件 = 10.2%

仮定⑤:適用実績から、特別償却1件当たりの控除額は18百万円とする。

※ 特別償却額332百万円 ÷ 特別償却件数18件 = 18百万円

○以上の仮定に基づき、各年度の減収額・適用見込みを試算。

(単位:企業数、百万円)

年度	計画認定 企業数	投資税額控除		特別償却		減収額 見込み (③+⑥)	
	① (×0%)	② 企業数 (①×61.4%)	③ 適用額 (減収額) (②×14)	④ 企業数 (①×10.2%)	⑤ 適用額 (④×18)		⑥ 減収額 (⑤×税率)
平成30	41	25	350	4	72	17	367
平成31	41	25	350	4	72	17	367
平成32	41	25	350	4	72	17	367
平成33	41	25	350	4	72	17	367
合計	164	100	1,400	16	288	68	1,468
平年度	<u>41</u>	<u>25</u>	<u>350</u>	<u>4</u>	<u>72</u>	<u>17</u>	<u>367</u>

※法人税率については、30年度以降は23.2%として試算。

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の延長（特別控除）
税目	法人税、法人住民税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）を平成33年度までに260社とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。</p> <p>② 達成目標（国際物流拠点産業の雇用者数を平成33年度までに5,400人とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①・② 本地域制度については、沖縄振興特別措置法（H24～H33年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である、沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した目標値の達成に向けて各種施策を推進しているところである。本特例措置の測定指標として、同実施計画の目標値を設定しており、同目標値の達成時期は同法の期限であるH33年度に設定しているため、計画期間の途中の目標値を示すことは困難である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（法人税）11件（平成28年度）及び21件（平成29年度）が前回評価時の将来予測4件（平成28年度）及び8件（平成29年度）と乖離していることについて、その原因が明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 有効性③減収額に記載しました。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（平成30年度から32年度までの法人税）について、政策評価書の本文に記載のない算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が別紙に記載されているとみられるが、本文中引用されておらず、説明に不足がある。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 別紙参照する旨記載しました。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人住民税）が把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（法人税）について、所得控除、投資税額控除及び特別償却の三つの措置ごとの内訳が把握されていない。</p>										
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 評価書を修正済。</p>										
<p>【投資税額控除】</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0.8</td> <td>3.1</td> <td>8.2</td> <td>20.3</td> </tr> </tbody> </table>		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	法人住民税	0.8	3.1	8.2	20.3
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度						
法人住民税	0.8	3.1	8.2	20.3						
<p>② 記載しました。</p>										
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>										

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人住民税）が予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額（法人税）について、所得控除、投資税額控除及び特別償却の三つの措置ごとの内訳が予測されていない。</p>												
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 評価書を修正済。</p>												
<p>【投資税額控除】</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平年度見込み</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> <th>平成32年度</th> <th>平成33年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人住民税</td> <td>26.3</td> <td>21.9</td> <td>24.4</td> <td>28.6</td> <td>30.3</td> </tr> </tbody> </table>		平年度見込み	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	法人住民税	26.3	21.9	24.4	28.6	30.3
	平年度見込み	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度							
法人住民税	26.3	21.9	24.4	28.6	30.3							
<p>② 記載しました。</p>												
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>												

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）を平成33年度までに260社とする）に対する過去の効果について、「近年、本県はアジアに近い地理的優位性や本制度による他に類を見ない税制優遇等により国内外から注目を集めており、産業用製造装置の製造等これまで本県では見られなかった新たな分野の企業や、台湾をはじめ海外での事業展開を積極的に進める企業、地域資源を活用したバイオ関連企業や研究開発型企業が立地し、企業集積は着実に進んでいる」と説明されているが、定量的に把握されていない。</p> <p>② 達成目標（国際物流拠点産業の雇用者数を平成33年度までに5,400人とする）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①・② 「達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果」を参照する旨記載しました。適用件数が11社であることから、特定の者に偏っているわけではない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する過去の効果（平成29年度）が把握されておらず、また、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）を平成33年度までに260社とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（国際物流拠点産業の雇用者数を平成33年度までに5,400人とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①・② 本地域制度については、沖縄振興特別措置法（H24～H33年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である、沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した目標値の達成に向けて各種施策を推進しているところである。本特例措置の達成目標実現への寄与については、同法並びに沖縄振興計画及び実施計画の評価の際に併せて評価されるものであるが、今の段階で税制等をインセンティブとして35社が立地を検討しており、また、立地企業へのアンケートによると、税制活用を前提とした設備投資を行い、雇用の増加や生産拡大を図っているところであり、立地企業による雇用創出、設備投資等により達成目標の実現に寄与するものと考えられる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果が年度ごとに予測されておらず、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない上、将来の効果（国際物流拠点産業の新規立地企業数35社）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果について定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【内閣府の補足説明】欄には、内閣府から送付された文書を引用している。

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の延長（特別償却）		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）を平成33年度までに260社とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。</p> <p>② 達成目標（国際物流拠点産業の雇用者数を平成33年度までに5,400人とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①・② 本地域制度については、沖縄振興特別措置法（H24～H33年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である、沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した目標値の達成に向けて各種施策を推進しているところである。本特例措置の測定指標として、同実施計画の目標値を設定しており、同目標値の達成時期は同法の期限であるH33年度に設定しているため、計画期間の途中の目標値を示すことは困難である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（平成30年度から32年度までの法人税）について、政策評価書の本文に記載のない算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が別紙に記載されているとみられるが、本文で引用されておらず、説明に不足がある。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 別紙参照する旨記載しました。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が把握されていない。</p>
--

<p>② 過去の減収額（法人税）について、所得控除、投資税額控除及び特別償却の三つの措置ごとの内訳が把握されていない。</p>															
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 評価書を修正済。</p>															
<p>【特別償却】</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0</td> <td>1.4</td> <td>0.4</td> <td>4.9</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>0</td> <td>3.8</td> <td>1.2</td> <td>7.2</td> </tr> </tbody> </table>		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	法人住民税	0	1.4	0.4	4.9	法人事業税	0	3.8	1.2	7.2
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度											
法人住民税	0	1.4	0.4	4.9											
法人事業税	0	3.8	1.2	7.2											
<p>② 記載しました。</p>															
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>															

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）が予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額（法人税）について、所得控除、投資税額控除及び特別償却の三つの措置ごとの内訳が予測されていない。</p>																		
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 評価書を修正済。</p>																		
<p>【特別償却】</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平年度 見込み</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> <th>平成32年度</th> <th>平成33年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人住民税</td> <td>5.6</td> <td>4.3</td> <td>5.1</td> <td>6.5</td> <td>6.5</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>8.2</td> <td>6.4</td> <td>7.4</td> <td>9.6</td> <td>9.6</td> </tr> </tbody> </table>		平年度 見込み	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	法人住民税	5.6	4.3	5.1	6.5	6.5	法人事業税	8.2	6.4	7.4	9.6	9.6
	平年度 見込み	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度													
法人住民税	5.6	4.3	5.1	6.5	6.5													
法人事業税	8.2	6.4	7.4	9.6	9.6													
<p>② 記載しました。</p>																		
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>																		

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）を平成33年度までに260社とする）に対する過去の効果について、「近年、本県はアジアに近い地理的優位性や本制度による他に類を見ない税制優遇等により国内外から注目を集めており、産業用製造装置の製造等これまで本県では見られなかった新たな分野の企業や、台湾をはじめ海外での事業展開を積極的に進める企業、地域資源を活用したバイオ関連企業や研究開発型企業が立地し、企業集積は着実に進んでいる」と説明されているが、定量的に把握されていない。</p> <p>② 達成目標（国際物流拠点産業の雇用者数を平成33年度までに5,400人とする）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのが明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①・② 「達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果」を参照する旨記載しました。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する過去の効果（平成29年度）が把握されておらず、また、過去の適用数2件（平成27年度及び28年度）及び5件（平成29年度）は、10件未満と僅少であり、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことが明らかにされておらず、さらに、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）を平成33年度までに260社とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（国際物流拠点産業の雇用者数を平成33年度までに5,400人とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①・② 本地域制度については、沖縄振興特別措置法（H24～H33年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である、沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した目標値の達成に向けて各種施策を推進しているところである。本特例措置の達成目標実現への寄与については、同法並びに沖縄振興計画及び実施計画の評価の際に併せて評価されるものであるが、今の段階で税制等をインセンティブとして35社が立地を検討しており、また、立地企業へのアンケートによると、税制活用を前提とした設備投資を行い、雇用の増加や生産拡大を図っているところであり、立地企業による雇用創出、設備投資等により達成目標の実現に寄与するものと考えられる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果が年度ごとに予測されておらず、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない上、将来の効果（国際物流拠点産業の新規立地企業数35社）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果について定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p> <p>①・② 達成目標に対する将来の効果について、予測される将来の適用数6件（平成30年度）、7件（平成31年度）及び9件（平成32年度）は、10件未満と僅少であり、そのような状況を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与することが明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【内閣府の補足説明】欄には、内閣府から送付された文書を引用している。

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の延長		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）を平成33年度までに260社とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。</p> <p>② 達成目標（国際物流拠点産業の雇用者数を平成33年度までに5,400人とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①・② 本地域制度については、沖縄振興特別措置法（H24～H33年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である、沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した目標値の達成に向けて各種施策を推進しているところである。本特例措置の測定指標として、同実施計画の目標値を設定しており、同目標値の達成時期は同法の期限であるH33年度に設定しているため、計画期間の途中の目標値を示すことは困難である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（平成30年度から32年度までの法人税）について、政策評価書の本文に記載のない算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が別紙に記載されるとみられるが、本文で引用されておらず、説明に不足がある。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 別紙参照する旨記載しました。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が把握されていない。</p>
--

<p>② 過去の減収額（法人税）について、所得控除、投資税額控除及び特別償却の三つの措置ごとの内訳が把握されていない。</p>															
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 評価書を修正済。</p>															
<p>【所得控除】</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0.8</td> <td>2.5</td> <td>3.0</td> <td>6.5</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>1.6</td> <td>6.5</td> <td>8.7</td> <td>9.5</td> </tr> </tbody> </table>		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	法人住民税	0.8	2.5	3.0	6.5	法人事業税	1.6	6.5	8.7	9.5
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度											
法人住民税	0.8	2.5	3.0	6.5											
法人事業税	1.6	6.5	8.7	9.5											
<p>② 記載しました。</p>															
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>															

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）が予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額（法人税）について、所得控除、投資税額控除及び特別償却の三つの措置ごとの内訳が予測されていない。</p>																		
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 評価書を修正済。</p>																		
<p>【所得控除】</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平年度 見込み</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> <th>平成32年度</th> <th>平成33年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人事業税</td> <td>10.2</td> <td>7.7</td> <td>9.9</td> <td>11.0</td> <td>12.1</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>15.0</td> <td>11.3</td> <td>14.6</td> <td>15.0</td> <td>16.6</td> </tr> </tbody> </table>		平年度 見込み	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	法人事業税	10.2	7.7	9.9	11.0	12.1	法人住民税	15.0	11.3	14.6	15.0	16.6
	平年度 見込み	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度													
法人事業税	10.2	7.7	9.9	11.0	12.1													
法人住民税	15.0	11.3	14.6	15.0	16.6													
<p>② 記載しました。</p>																		
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>																		

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）を平成33年度までに260社とする）に対する過去の効果について、「近年、本県はアジアに近い地理的優位性や本制度による他に類を見ない税制優遇等により国内外から注目を集めており、産業用製造装置の製造等これまで本県では見られなかった新たな分野の企業や、台湾をはじめ海外での事業展開を積極的に進める企業、地域資源を活用したバイオ関連企業や研究開発型企業が立地し、企業集積は着実に進んでいる」と説明されているが、定量的に把握されていない。</p> <p>② 達成目標（国際物流拠点産業の雇用者数を平成33年度までに5,400人とする）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①・② 「達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果」を参照する旨記載しました。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する過去の効果（平成29年度）が把握されておらず、また、過去の適用数3件（平成29年度）は、10件未満と想定外に僅少であり、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことが明らかにされておらず、さらに、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）を平成33年度までに260社とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（国際物流拠点産業の雇用者数を平成33年度までに5,400人とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①・② 本地域制度については、沖縄振興特別措置法（H24～H33年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である、沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した目標値の達成に向けて各種施策を推進しているところである。本特例措置の達成目標実現への寄与については、同法並びに沖縄振興計画及び実施計画の評価の際に併せて評価されるものであるが、今の段階で税制等をインセンティブとして35社が立地を検討しており、また、立地企業へのアンケートによると、税制活用を前提とした設備投資を行い、雇用の増加や生産拡大を図っているところであり、立地企業による雇用創出、設備投資等により達成目標の実現に寄与するものと考えられる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果が年度ごとに予測されておらず、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない上、将来の効果（国際物流拠点産業の新規立地企業数35社）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果について定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p> <p>①・② 達成目標に対する将来の効果について、予測される将来の適用数7件（平成30年度）及び9件（平成31年度）は、10件未満と僅少であり、そのような状況を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与することが明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【内閣府の補足説明】欄には、内閣府から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税14) (法人住民税、事業税:義)(地方税11)
	②: 上記以外の対象税目	(所得税:外、関税:外、個人住民税:外、事業所税:外)
3	要望区分の別	【新規・拡充・延長】【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>1. 国税((1)～(3)は選択制)</p> <p>(1) 所得控除(法人税)</p> <p>ア 国際物流拠点産業集積地域の区域内において、特別事業認定を受けた法人の特定国際物流拠点事業に係る法人所得について、40%に相当する金額を損金の額に算入(特別事業認定法人で、法人設立後10年間)</p> <p>(2) 投資税額控除(法人税)</p> <p>ア 国際物流拠点産業集積地域の区域内において国際物流拠点産業の用に供する設備を新・増設した青色申告法人は、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額から法人税額から控除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械及び装置の合計額が100万円を超えるもの15% ・建物及び建物附属設備の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの8% <p>イ 法人税額の20%限度(繰越税額控除4年)、取得価額の上限20億円</p> <p>ウ 対象となる建物附属設備等は建物と同時取得したものに限られる</p> <p>(3) 特別償却(法人税、所得税)</p> <p>ア 国際物流拠点産業集積地域の区域内において国際物流拠点産業の用に供する設備を新・増設した青色申告法人は、普通償却限度額に加えて、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額を償却</p> <ul style="list-style-type: none"> ・100万円を超える機械及び装置 50% ・1,000万円を超える建物等 25% <p>イ 取得価額の上限額20億円</p> <p>ウ 対象となる建物附属設備等は建物と同時取得したものに限られる</p>

		<p>(4) 貿易手続きの簡素化(関税)</p> <p>ア 国際物流拠点産業集積地域内の保税工場等の許可手数料の軽減</p> <p>イ 関税の課税物件の確定に関する特例措置保税工場等において、保税作業により製造した製品を国内に引き取る場合、関税については製品課税又は原料課税のいずれかを選択</p> <p>2. 地方税</p> <p>(1) 法人住民税、個人住民税、事業税</p> <p>ア 上記の法人税及び所得税負担の軽減と同様の効果を適用する。(自動連動)</p> <p>(2) 事業所税</p> <p>ア 那覇市において、国際物流拠点産業の用に供する施設について、新設の日から5年間に限り、事業所税の資産割の課税標準を2分の1控除する。</p>
		<p>《要望の内容》</p> <p>延長要望</p> <p>適用期限を2年間延長し、平成33年3月31日までとする。</p>
		<p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄振興特別措置法 第48条、第49条 ・沖縄振興特別措置法施行令 第21条 ・租税特別措置法 第12条、第42条の9、第45条、第60条、第68条の13、第68条の27、第68条の63 ・租税特別措置法施行令 第6条の3、第27条の9、第28条の9、第36条、第39条の43、第39条の56、第39条の90 ・租税特別措置法施行規則 第21条の17の2、第22条の60の2 ・地方税法 第6条、附則第33条 ・地方税法施行令 附則第16条の2の8
5	担当部局	内閣府 政策統括官(沖縄政策担当) 付 産業振興担当参事官室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:平成26年度～平成33年度
7	創設年度及び改正経緯	平成10年度 ・自由貿易地域 拡充 ・特別自由貿易地域 創設 平成14年度 ・5年間延長 平成19年度 ・5年間延長 平成24年度

		<ul style="list-style-type: none"> ・国際物流拠点産業集積地域 創設 ・自由貿易地域・特別自由貿易地域 廃止 <p>平成 26 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際物流拠点産業集積地域 拡充（対象業種の追加等） <p>平成 29 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2 年間延長
8	適用又は延長期間	2 年間（平成 31 年度～平成 32 年度）
9	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>急成長するアジアの中心に位置する沖縄にとって、地理的優位性を活かすことが可能な国際物流拠点産業は、新たなリーディング産業として大きなポテンシャルを有している。</p> <p>このため、高付加価値型のもづくり企業やリペアセンター等の高機能型物流企業、航空機部品製造業（MRO）等の国際物流拠点産業の集積を図ることで、沖縄における産業及び貿易を振興し、もって沖縄における民間主導の自立型経済の構築を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>十一 国際物流拠点産業 国際物流拠点（国際的な貨物流通の拠点として機能する港湾又は空港をいう。以下同じ。）において積込み又は取卸しがされる物資の流通に係る事業、当該事業の用に供される施設の設置又は運営を行う事業その他の国際物流拠点を中核とした集積が形成され、かつ、当該集積の形成が貿易の振興に寄与すると見込まれる事業であって政令で定めるものをいう。</p> <p>（国際物流拠点産業集積地域の指定）</p> <p>第四十一条 沖縄県知事は、国際物流拠点産業の集積を図るための計画（以下「国際物流拠点産業集積計画」という。）を定めることができる。</p> <p>2 国際物流拠点産業集積計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 計画期間</p> <p>二 関税法第二条第一項第十一号に規定する開港又は同項第十二号に規定する税関空港であって、相当量の貨物を取り扱うものに隣接し、又は近接している地域であり、かつ、国際物流拠点産業の用に供する土地の確保が容易である地域であって、国際物流拠点産業の集積を図ることが沖縄における産業及び貿易の振興に資す</p>

		<p>るため必要とされる地域（以下「国際物流拠点産業集積地域」という。）の区域</p> <p>三 国際物流拠点産業の集積を図るため沖縄県が国際物流拠点産業集積地域において実施しようとする施設の整備その他の措置の内容</p> <p>3～8 項（略）</p> <p>（国際物流拠点産業集積地域における事業の認定）</p> <p>第四十三条 提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において次に掲げる事業を行おうとする者であって政令で定める要件に該当する者は、当該事業をこれらの区域内で行うことが適当である旨の主務大臣の認定を受けることができる。</p> <p>2～5 項（略）</p> <p>○沖縄振興基本方針（平成24年5月11日 内閣総理大臣決定）</p> <p>II 沖縄の振興の意義及び方向</p> <p>2 沖縄振興の方向</p> <p>(1) 沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展</p> <p>アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を生かした産業振興を戦略的に進めていく。</p> <p>特に、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光・リゾート産業、情報通信関連産業に加えて国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより、沖縄の自立を図るとともに、我が国の成長戦略と軌を一にして、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していく。</p> <p>III 沖縄の振興に関する基本的な事項</p> <p>1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項</p> <p>(3) 国際物流拠点産業</p> <p>那覇空港においては国際貨物ハブ化が推進されており、那覇港、中城湾港も含めた沖縄の国際物流拠点を通じ、アジア各都市との間で原材料や部品の機動的な調達、迅速な製品等の供給が可能となっている。</p> <p>こうした国際物流拠点を活用する電気・電子機器や医薬品・健康食品等を製造する高付加価値型のもづくり企業や、e コマース、リペアセンター等の新たな高機能型の物流企業といった臨空・臨港型産業（国際物流拠点産業）の集積を積極的に図るとともに、海外市場等へのビジネス展開支援、空港と港との効率的な連携（シー&エア）の推進、関連するインフラの整備等を旨す。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】11 沖縄政策の推進</p> <p>【施策】①沖縄政策に関する施策の推進</p>

	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>1. 達成目標 平成33年度までに次の目標を達成する。 ・国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）を平成33年度までに260社とする。 ・国際物流拠点産業の雇用者数を平成33年度までに5,400人とする。</p> <p>2. 測定指標 平成33年度までに ・本制度を活用した企業数 30社 ・本制度を活用した企業による雇用者数 870人</p> <p>※本地域制度は、沖縄振興特別措置法に基づいたものであるため、目標達成時期については、同法の期限と合わせ、平成33年度とする。 ※達成目標については、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画：H24～H33）を推進する活動計画である沖縄21世紀ビジョン実施計画の目標値を用いることとする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 国際物流拠点産業集積地域については、那覇空港や那覇港の物流機能向上及び国際貨物便の充実に加え、本税制が後押しをすることで、アジア市場を視野に入れた県外企業の進出が着実に進み、雇用も増加している。具体的には、半導体製造や流量計製造等の高付加価値の製造業、精密機器等のパーツセンターなど、沖縄の貨物ハブ機能を活かした企業の進出が続いており、那覇空港の平成29年現在の国際貨物取扱量（19.7万トン）は、成田、関空、羽田に次ぐ国内第4位となっているところ。 今後は、平成30年度に航空機整備基地、平成31年度末に那覇空港第2滑走路の供用開始が予定されており、更にアジア市場への近接性が高まることから、アジア展開を目的に沖縄への投資を検討している企業を本税制優遇により後押しすることで、効果的に企業誘致を推進することができる。 また、進出した企業が工場・倉庫等の整備や機械装置の導入において税制を活用することで、減税による余力を事業規模拡大や従業員数の増加にあてることが可能となり、沖縄県内の国際物流拠点産業の高付加価値化、ひいては民間主導の自立型経済の構築に寄与する。</p>																																	
<p>10 有効性等</p>	<p>① 適用数</p>	<p>1. 平成26年度税制改正後の適用件数実績 (単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="448 1197 985 1388"> <thead> <tr> <th></th> <th>項目</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">国税</td> <td>所得控除</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>11</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>特別償却</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地方税</td> <td>法人住民税</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税について、平成26年度から平成28年度は「租税特別措置の適用実態調査の結</p>		項目	H26	H27	H28	H29	国税	所得控除	2	3	3	3	投資税額控除	3	3	11	21	特別償却	0	2	2	5	地方税	法人住民税	—	—	—	—	事業税	—	—	—	—
	項目	H26	H27	H28	H29																														
国税	所得控除	2	3	3	3																														
	投資税額控除	3	3	11	21																														
	特別償却	0	2	2	5																														
地方税	法人住民税	—	—	—	—																														
	事業税	—	—	—	—																														

		<p>果に関する報告書」（財務省）。</p> <p>※平成29年度の国税については、沖縄県調査。 ※地方税の自動運動分（法人住民税、事業税）は、平成26年度から平成28年度は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）。</p> <p>※算定できないものについては「—」と記載。</p> <p>2. 今後の適用件数見込み 今後は、平年度で所得控除9件、投資税額控除31件、特別償却8件の適用を見込む。 (算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。)</p> <p>3. 適用実績が僅少な理由 (1) 所得控除 国際物流拠点産業集積地域制度においては、他の業種への波及効果が高い「核」となる業種を「専業」で行う事業者に限って手厚い優遇措置を講じ、企業誘致を進めてきた。 しかし、業種によっては垂直統合が進み、複数の業種を一体的なサービスとして提供することで顧客に付加価値を提供している場合がある。しかしながら、現行制度の要件は、このような現状に即しておらず、企業誘致のインセンティブとして効果が弱まっている面があるが、これまでの周知活動に加え、税理士や企業への個別訪問を積極的に実施していく等、きめ細かな周知に努めて企業誘致の促進を図り、引き続き国際物流拠点の形成を推進していきたい。</p> <p>※沖縄県調査（2017年10月時点、全国、資本金5千万以上）によると、倉庫業を営む企業1,555社のうち、道路貨物運送業を兼業する企業は813社あり、約52%に達する。</p> <p>(2) 投資税額控除・特別償却 平成28年度実績においては、特別償却の件数は前年と同数であるが、投資税額控除は前年度から4倍近く増えている。さらに県が実施した企業アンケートでは、平成29年度は前年度から2倍近くまで増えている。両措置の適用に差があるのは、投資税額控除と特別償却が個々の企業の財務状況・経営状態等に応じ、その時々にも最も効果的な制度が選択されているからであり、適用数が少ないことを以て不要な措置ということではなく、当該選択肢の存在も沖縄で投資を行うインセンティブになっており、企業の投資を促進する上で効果的である。 沖縄振興開発金融公庫が発表した設備投資計画調査結果をはじめとする各種経済指標等によると、企業の投資マインドは今後も高水準で推移することが見込まれることから、引き続き両措置を選択可能なインセンティブとして企業誘致・設備投資等の促進を図り、国際物流拠点の形成を推進していきたい。</p> <p>4. 適用実績増加に向けて実施してきた取組み 平成29年度においては、内閣府と沖縄県が連携し、沖縄税理士会の協力のもと、特区・地域制度のワンストップ相談窓口を開設し、</p>
--	--	--

	併せて、「税制活用セミナー」を3回実施した(6月)。 また、沖縄県では企業向け説明会(展示会出展含む)を県内7回、県外10回、海外5回開催するとともに、企業への個別訪問による説明を19社実施した。 その結果、平成29年4月から平成30年3月までの間に、相談窓口では579件(うち国際物流拠点産業集積地域は72件)の問合わせがあったほか、国際物流拠点産業集積地域での新たな企業立地に向けて126件(分譲地83件、賃貸工場43件)の相談を受けており、制度をインセンティブとした企業誘致が着実に進んでいるところ。																																			
②: 適用額	<p>1. 平成26年度税制改正後の適用額実績</p> <p style="text-align: right;">(単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>項目</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">国税</td> <td>所得控除</td> <td>18</td> <td>72</td> <td>98</td> <td>215</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>5</td> <td>23</td> <td>64</td> <td>157</td> </tr> <tr> <td>特別償却</td> <td>0</td> <td>41</td> <td>14</td> <td>162</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地方税</td> <td>法人住民税</td> <td>2</td> <td>7</td> <td>12</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>2</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税について、平成26年度から平成28年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。 ※平成29年度の国税については、沖縄県調査。 ※地方税の自動運動分(法人住民税、事業税)は、平成26年度から平成28年度は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。 ※算定できないものについては「—」と記載。</p> <p>2. 今後の適用額見込み 今後は、平年度で所得控除339百万円、投資税額控除204百万円、特別償却187百万円の適用を見込む。 (算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。)</p>		項目	H26	H27	H28	H29	国税	所得控除	18	72	98	215	投資税額控除	5	23	64	157	特別償却	0	41	14	162	地方税	法人住民税	2	7	12	—	事業税	2	10	10	—		
	項目	H26	H27	H28	H29																															
国税	所得控除	18	72	98	215																															
	投資税額控除	5	23	64	157																															
	特別償却	0	41	14	162																															
地方税	法人住民税	2	7	12	—																															
	事業税	2	10	10	—																															
③: 減収額	<p>1. 平成26年度税制改正後の減収額実績</p> <p style="text-align: right;">(単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得控除</td> <td>4</td> <td>17</td> <td>23</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>5</td> <td>23</td> <td>64</td> <td>157</td> </tr> <tr> <td>特別償却</td> <td>0</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>2</td> <td>7</td> <td>12</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>2</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>13</td> <td>67</td> <td>112</td> <td>294</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)より算定。 ※平成29年度は平成30年6月の沖縄県調査の適用状況から算定。 ※法人住民税について、平成26年度から平成28年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。</p>		H26	H27	H28	H29	所得控除	4	17	23	50	投資税額控除	5	23	64	157	特別償却	0	10	3	38	法人住民税	2	7	12	32	事業税	2	10	10	17	合計	13	67	112	294
	H26	H27	H28	H29																																
所得控除	4	17	23	50																																
投資税額控除	5	23	64	157																																
特別償却	0	10	3	38																																
法人住民税	2	7	12	32																																
事業税	2	10	10	17																																
合計	13	67	112	294																																

	<p>※平成29年度の法人住民税は、国税の減収額に税率12.9%乗じて算定。 ※平成29年度の事業税は、所得控除と特別償却の適用額に税率4.41%を乗じて算定。</p> <p>減収額実績は前回評価時の減収見込みから大きく増加しているが、対象地域拡大後の2年間の平均値や伸び率を基に算定していることから乖離が生じている。所得控除については、適用企業の業績が過年度よりも向上したことによるもの。投資税額控除については、対象地域における企業集積が進み投資が盛んに行われたことが想定される。特別償却については、前回評価時は実績がなかったことから、適用見込みの算定が行われなかったため。</p> <p>2. 今後の減収見込み 平成30年度から平成33年度は、平年度で所得控除79百万円、投資税額控除204百万円、特別償却43百万円、法人住民税42百万円、事業税23百万円の減収を見込む。 (国税の算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。) (法人住民税は、国税の平年度の減収額に税率12.9%を乗じた額。)の減収を見込む。 (事業税は、所得控除と特別償却の平年度の適用額に税率4.41%を乗じた額。)</p>
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>1. 政策目的の達成状況 沖縄県において国際物流拠点産業は、観光リゾート産業、情報通信関連産業に次ぐ第三のリーディング産業として位置付けている重要な分野である。近年、本県はアジアに近い地理的優位性や本制度による他に類を見ない税制優遇等により国内外から注目を集めており、産業用製造装置の製造等これまで本県では見られなかった新たな分野の企業や、台湾をはじめ海外での事業展開を積極的に進める企業、地域資源を活用したバイオ関連企業や研究開発型企業が立地し、企業集積は着実に進んでいる。 (※年度毎の推移については、後述「達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果」を参照。)</p> <p>また、政府の「農林水産業の輸出力強化戦略」では那覇空港の国際物流ハブ機能を生かした農林水産物輸出拠点化に向けた計画が進められているほか、沖縄を経由した全国特産品のアジアへの販路開拓の動きも活発化している。 こうした関連企業の集積や各方面からの施策・取組の展開により、那覇空港の国際航空貨物取扱量は、平成24年の13.8万トンから平成29年の19.7万トンと約1.43倍に増加しており、国際物流拠点の形成に向けては着実な進展が見られる。 このため、引き続き、本税制を活用して企業の集積及び貿易を振興し、自立型経済の構築に向けて取組を推進していきたい。</p> <p>2. 所期の目標の実現状況 平成33年度 ・本制度を活用した企業数 30社 ・上述の企業進出に伴う雇用者数 870人</p>

実現状況：

	H26	H27	H28	H29
活用企業数(社)	5	8	16	29
雇用者数(人)	80	128	256	464

※平成28年度の企業数は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」、雇用者数は「国際物流特区(旧うるま地区)」内の立地企業における平均従業員数(16人)から試算。
 ※平成29年度については、沖縄県調査。

3. 所期の目標の変更について
 沖縄県では、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興計画(沖縄21世紀ビジョン基本計画)において「自立型経済の構築」を政策目的に掲げており、その実施計画(沖縄21世紀ビジョン実施計画)において「国際物流拠点産業の新規立地数」及び「国際物流拠点産業の雇用者数」を成果指標として、各種施策を推進しているところ。
 本制度は製造業や物流関連業などの国際物流拠点産業を集積することで、雇用創出及び国際物流拠点形成による自立型経済の構築を目指すものであり、上記目標フレームの達成に寄与するものであるから、達成すべき目標は実施計画で定めた上記成果指標へ変更し、前回設定した所期の目標は税制のみの効果を測るものとして測定指標としたい。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》
 1. 達成目標の実現状況
 アジアに近い地理的優位性や他に類を見ない高率な税制優遇措置等、沖縄県のビジネス環境が国内外の企業から大きな注目を集めている。これらによって、近年では付加価値の高い製品を開発する製造業等の立地が進み、国際物流拠点産業集積域における新規企業数・雇用者数は着実に増加しているところ。

(1) 新規立地企業数(累計)
 (単位:社)

	H25	H26	H27	H28
那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区	17	33	59	61
うるま・沖縄地区	37	43	55	65
合計	54	76	114	126

※沖縄県調べ

(2) 新規雇用者数(累計)
 (単位:人)

	H25	H26	H27	H28
那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区	285	420	829	1,066
うるま・沖縄地区	607	599	652	1,031
合計	892	1,019	1,481	2,097

※沖縄県調べ

2. 制度が延長できない場合の影響

県外企業へのアンケート(平成29年度企業誘致セミナー)によると、「沖縄の投資環境で関心のある項目」として、回答者の41%が本税制と回答しており最も関心が高かった。沖縄進出を検討する多くの企業においては本税制の活用を念頭に事業計画を立てており、企業誘致の重要なインセンティブとなっている。

さらに、政府や県外事業者等において、沖縄の国際物流ハブ機能を活用した全国特産品の輸出拡大への取組が進められる中、本県には、物流機能の高度化やアジアと日本の商流を繋ぐ役割が一層求められる。このため、空港や港湾の整備によるインフラ面での機能強化に加え、関連企業の集積や高度化といったソフト面の強化は重要な課題であり、引き続き効果的な施策を講じていく必要がある。

しかしながら、本制度が延長されない場合、商流や物流の拡大を支える企業の集積が遅れ、沖縄を輸出拠点化していく様々な取組の推進力が弱まり、輸出拡大、貿易振興という我が国の重要な政策課題の実現に支障が出てくると懸念される。

⑤ 税収減を是認する理由

本制度は、高付加価値型のものづくり企業や物流企業等の沖縄への進出を促進し、当該企業の事業拡大を通じて、沖縄における国際物流拠点産業の発展や雇用の創出に寄与している。具体的には、本特例措置を活用した企業進出等に伴って、これまで約464人の雇用を生んでいるところ。

そのため、沖縄県の労働生産性を踏まえると、当該雇用によって県内の総生産を、単年度で約29億円、今後4年間(H30~33)で193億円押し上げる経済効果が生じたものと試算され、本制度による339百万円の税収減を是認する効果があったものと考えられる。

- ・単年度の経済効果
 税活用企業による雇用者数：464人
 沖縄県の労働生産性：6,250,983円
 →県内総生産の押し上げ効果：約29億円
 ※労働生産性は、就業者一人当たりの生産額(名目県内総生産/県内就業者数)(「平成27年度県民経済計算」(沖縄県)より試算)
- ・今後4年間の経済効果
 H30：624人×6,250,983円＝39億円
 H31：720人×6,250,983円＝45億円
 H32：848人×6,250,983円＝53億円
 H33：896人×6,250,983円＝56億円
 計 約193億円

※雇用者数は、推計による今後の活用企業数に「国際物流特区(旧うるま地区)」内の立地企業における平均従業員数(16人)乗じて試算。

また、雇用効果や設備投資等による経済波及効果のほか、本制度をインセンティブとして沖縄県内への企業進出も活性化しており、本特例措置は沖縄県の国際物流拠点産業の集積の観点から減収は是認に足る効果のある施策と考えられる。

今後の適用額・減収額の見込み(国際物流拠点産業集積地域)

11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>国際物流拠点産業集積地域においては、道路貨物運送業、卸売業、製造業等、多様な業種を国際物流拠点産業と定義しており、また、その企業規模やビジネス形態等多様である。これらの企業へ効果的にインセンティブを与え、当該地域への立地や設備投資を促す手段としては、予算の制限や特定の企業を対象とした補助金等ではなく、各企業の経営計画に柔軟に対応でき、対象業種の全ての企業に対し制度が保証されている税制措置が適当であり、本特例措置は妥当と考えられる。</p> <p>また、本制度においては、地域指定・事業認定等のスキームを通じて、産業及び貿易の振興、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して、投資税額控除等の措置を講じていることから、必要最小限の特例措置であると考えられる。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>国際物流拠点産業集積地域は、アジアの中心に位置する本県の地理的特性を活かし、国際競争力のある物流拠点の形成に向け、物流機能を活用した高付加価値型のものづくり企業等国際物流拠点産業の集積を積極的に図るための制度である。</p> <p>一方、沖縄振興特別措置法において同じく位置付けられる「産業高度化・事業革新促進地域」は、沖縄のポテンシャルを活用した産業イノベーションを推進し、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図り、沖縄の地域資源を活用した新事業の創出、企業の製品開発力・技術力の向上等を指すための制度であり、両制度は目的が異なるものである。</p> <p>また、沖縄振興特別推進交付金(一括交付金)は、物流量の増加施策や高コストな物流費の軽減策など、沖縄固有の特殊性に基因する今なお残る課題等に取り組むための制度であり、建物や設備等の取得促進により県内での新たな事業展開を後押し、国際物流拠点産業の集積(企業の誘致)を図る本税制とは役割が異なる。</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>本制度は沖縄県からの要望を踏まえて要望するものであり、国税に自動連動等する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄県が策定した沖縄振興計画の目標達成にも寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。</p>
12	有識者の見解	-	
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成28年8月(H28内閣08)	

1. 適用実績

(単位:件、千円)

	所得控除			投資税額控除		特別償却			減収額計	税制適用企業数
	件数	適用額	減収額	件数	適用額(減収額)	件数	適用額	減収額		
H26年度	2	18,405	4,693	3	4,779	0	0	0	9,472	5
H27年度	3	71,926	17,190	3	22,592	2	41,379	9,890	49,672	8
H28年度	3	98,029	22,939	11	63,619	2	13,685	3,202	89,760	16
H29年度	3	215,306	50,382	21	157,161	5	162,132	37,939	245,481	29
合計	11	403,666	95,204	38	248,151	9	217,196	51,031	394,386	58
1件あたり適用額		36,697			6,530		24,133			

※件数・適用額について、H26～H28年度は租税特別措置の適用実態調査、平成29年度は沖縄県実施の企業アンケート結果による。
 ※法人税率は、平成26年度は25.5%、平成27年度は23.9%、平成28年度以後は23.4%として試算。

2. 立地企業数

(単位:件、%)

地域	項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	合計	平均
旧地域(那覇・うるま)	企業数	60	73	74	82	289	
	増加数	6	13	1	8	28	
	増加率	13.2%	21.7%	1.4%	10.8%		11.8%
H26拡大地域	企業数	16	41	52		109	
	増加数	16	25	11		52	
	企業数	76	114	126		316	
合計	増加数	22	38	12		72	

※沖縄県調査による。
 ※「H26拡大地域」においては、適用見込み計算の便宜上、平成26年度以降に新たに立地した企業のみを「企業数」として計上。

3. 今後(平成30年度以降)の見込み(試算)

(1)旧地域 (単位:件、千円)

年度	推計企業数 ①件数	所得控除			投資税額控除		特別償却			合計 (減収額見込)
		②件数 (①×3.8%)	③適用額 (②×36,697)	④減収額 (③×税率)	⑤件数 (①×13.1%)	⑥適用額 (減収額) (⑤×6,530)	⑦件数 (①×3.1%)	⑧適用額 (⑦×24,133)	⑨減収額 (⑧×税率)	
H30年度	92	3	110,091	25,541	12	78,360	3	72,399	16,797	120,698
H31年度	102	4	146,788	34,055	13	84,890	3	72,399	16,797	135,742
H32年度	115	4	146,788	34,055	15	97,950	4	96,532	22,395	154,400
H33年度	128	5	183,485	42,569	17	111,010	4	96,532	22,395	175,974
合計	—	16	587,152	136,220	57	372,210	14	337,862	78,384	586,814
平年度	—	4	146,788	34,055	14	93,053	4	84,466	19,596	146,704

仮定① 1年度あたり、立地企業が11.8%(過去4年間の平均増加率)増加する。

《所得控除》

仮定② 適用実績から、立地企業が「所得控除を活用する割合」は、3.8%とする。
 (所得控除件数11件÷立地企業件数289件=3.8%)
 仮定③ 適用実績から、「所得控除1件あたりの適用額」は、36,697千円とする。
 (所得控除額403,666千円÷所得控除件数11件=36,697千円)
 仮定④ 法人税率は、23.2%として試算。

《投資税額控除》

仮定⑤ 適用実績から、立地企業が「投資税額控除を活用する割合」は、13.1%とする。
 (投資税額控除件数38件÷立地企業件数289件=13.1%)
 仮定⑥ 適用実績から、「投資税額控除1件あたりの適用額」は、6,530千円とする。
 (投資税額控除額248,151千円÷投資税額控除件数38件=6,530千円)

《特別償却》

仮定⑦ 適用実績から、立地企業が「特別償却を活用する割合」は、3.1%とする。
 (特別償却件数9件÷立地企業件数289件=3.1%)
 仮定⑧ 適用実績から、「特別償却1件あたりの適用額」は、24,133千円とする。
 (特別償却額217,196千円÷特別償却件数9件=24,133千円)
 仮定⑨ 法人税率は、23.2%として試算。

(2) 拡大地域 (単位: 件、千円)

年度	推計企業数 ①件数	所得控除		投資税額控除		特別償却			合計 (減収額見込) (④+⑥+⑨)	
		②件数 (①×3.8%)	③適用額 (②×36,697)	④減収額 (③×税率)	⑤件数 (①×13.1%)	⑥適用額 (減収額) (⑤×6,530)	⑦件数 (①×3.1%)	⑧適用額 (⑦×24,133)		⑨減収額 (⑧×税率)
H30年度	109	4	146,788	34,055	14	91,420	3	72,399	16,797	142,272
H31年度	124	5	183,485	42,569	16	104,480	4	96,532	22,395	169,444
H32年度	147	6	220,182	51,082	19	124,070	5	120,665	27,994	203,146
H33年度	147	6	220,182	51,082	19	124,070	5	120,665	27,994	203,146
合計	—	21	770,637	178,788	68	444,040	17	410,261	95,180	718,008
平年度	—	5	192,659	44,697	17	111,010	4	102,565	23,795	179,502

仮定① 那覇空港・那覇港に近隣する拡大地区は、土地需要が高いものの供給できる土地が不足しており、下記の大型開発案件を除き企業数は変動しないと仮定。
 ・那覇港総合物流センター(第1期:平成31年度オープン)15社
 ・豊見城市(与根地区)ロジスティクスパーク(第1期:平成32年度オープン)23社

《所得控除》

仮定② 適用実績から、立地企業が「所得控除を活用する割合」は、3.8%とする。
 (所得控除件数11件÷立地企業件数289件=3.8%)
 仮定③ 適用実績から、「所得控除1件あたりの適用額」は、36,697千円とする。
 (所得控除額403,666千円÷所得控除件数11件=36,697千円)
 仮定④ 法人税率は、23.2%として試算。

《投資税額控除》

仮定⑤ 適用実績から、立地企業が「投資税額控除を活用する割合」は、13.1%とする。
 (投資税額控除件数38件÷立地企業件数289件=13.1%)
 仮定⑥ 適用実績から、「投資税額控除1件あたりの適用額」は、6,530千円とする。
 (投資税額控除額248,151千円÷投資税額控除件数38件=6,530千円)

《特別償却》

仮定⑦ 適用実績から、立地企業が「特別償却を活用する割合」は、3.1%とする。
 (特別償却件数9件÷立地企業件数289件=3.1%)
 仮定⑧ 適用実績から、「特別償却1件あたりの適用額」は、24,133千円とする。
 (特別償却額217,196千円÷特別償却件数9件=24,133千円)
 仮定⑨ 法人税率は、23.2%として試算。

(3) 合計 (単位: 件、千円)

年度	推計企業数 ①件数	所得控除		投資税額控除		特別償却			合計 (減収額見込) (④+⑥+⑨)	税制適用 企業数 (②+⑤+⑦)	
		②件数	③適用額	④減収額	⑤件数	⑥適用額 (減収額)	⑦件数	⑧適用額			⑨減収額
H30年度	201	7	256,879	59,596	26	169,780	6	144,798	33,594	262,970	39
H31年度	226	9	330,273	76,624	29	189,370	7	168,931	39,192	305,186	45
H32年度	262	10	366,970	85,137	34	222,020	9	217,197	50,389	357,546	53
H33年度	275	11	403,667	93,651	36	235,080	9	217,197	50,389	379,120	56
合計	—	37	1,357,789	315,008	125	816,250	31	748,123	173,564	1,304,822	193
平年度	—	9	339,447	78,752	31	204,063	8	187,031	43,391	326,206	

<平成31年度税制改正要望関係> 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (H30内閣10)

(評価実施府省：内閣府)

【基本情報】

Table with columns for 制度名, 措置の内容, 政策目的, 評価対象税目, 関係条項, 要望内容, 創設年度. Includes details on regional economic revitalization measures and evaluation periods.

【総括表】

Large summary table with columns for 租税特別措置等の適用実態 and 租税特別措置等によって達成しようとする目標とその実現状況 (効果). It includes sub-tables for 目標①, 目標②, and 目標③, each with further breakdowns like 目標値, 将来予測, and 実績.

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	地域経済活性化支援機構に係る資本割の特例措置の延長		
税 目	法人事業税		
区 分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図る）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図る）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p> <p>③ 達成目標（事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図る）では、政策目的（事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図る）の実現状況を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>④ 達成目標（事業再生支援は、今後も民業補完の原則の下、民間だけでは利害調整が困難な案件や地域経済に甚大な影響がある案件を対象に実施していく）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>⑤ 達成目標（事業再生支援は、今後も民業補完の原則の下、民間だけでは利害調整が困難な案件や地域経済に甚大な影響がある案件を対象に実施していく）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p> <p>⑥ 新たな達成目標（事業再生支援は、今後も民業補完の原則の下、民間だけでは利害調整が困難な案件や地域経済に甚大な影響がある案件を対象に実施していく）を追加する合理的な理由が明らかにされていない。</p> <p>⑦ 達成目標（経営者保証付債権の買取・整理を通じて経営者の再チャレンジを支援する特定支援については、民間では活用が広がらない分野において先駆的な事例として推進していくとしており、広義の再生支援として近年ニーズが急増している事業承継・事業譲渡型の再生案件も、当該特定支援として対応していく）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>⑧ 達成目標（経営者保証付債権の買取・整理を通じて経営者の再チャレンジを支援する特定支援については、民間では活用が広がらない分野において先駆的な事例として推進していくとしており、広義の再生支援として近年ニーズが急増している事業承継・事業譲渡型の再生案件も、当該特定支援として対応していく）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p> <p>⑨ 新たな達成目標（経営者保証付債権の買取・整理を通じて経営者の再チャレンジを支援する特定支援については、民間では活用が広がらない分野において先駆的な事例として推進していくとしており、広義の再生支援として近年ニーズが急増している事業承継・事業譲渡型の再生案件も、当該特定支援として対応していく）を追加する合理的な理由が明らかにされていない。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①・③ 「事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・</p>

創出を通じた地域経済の活性化を図る」という政策目的を達成するための具体的な取組みとして、「事業再生支援は、今後も民業補完の原則の下、民間だけでは利害調整が困難な案件や地域経済に甚大な影響がある案件を対象に実施していく」と「経営者保証付債権の買取・整理を通じて経営者の再チャレンジを支援する特定支援については、民間では活用が広がらない分野において先駆的な事例として推進していくとしており、広義の再生支援として近年ニーズが急増している事業承継・事業譲渡型の再生案件も、当該特定支援として対応していく」ということを達成目標として設定している。

- ②・⑤・⑧ 目標達成時期については、本年5月の法改正により延長が認められた、機構の業務完了期限である平成38年3月末とする。
- ④ 事業再生支援は、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている事業者の事業の再生を支援することにより地域経済の活性化を図る取組みであるが、事業者の事業再生・経営改善の状況は、経済環境等の予測不可能な事象により変わりうるものであり、当機構の支援方法・スキームも多様であることから、測定指標を具体的に設定することは困難であるが、必要性に応じてしっかり取り組んでいくことで、これまでの再生支援件数は、旧機構（H21.10～H25.3）28件、REVIC（H25.3～H30.7）80件となっているところ、その増加を図っていく。
- ⑥ 数値目標の設定は困難ではあるが、機構の事業再生支援は、民業補完の原則の下、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている事業者の事業の再生を支援することにより地域経済の活性化を図る取組みであり、引き続き、この取組みを進めていくことが重要と考えており、その旨を明記したところ。
- ⑦ 特定支援は、事業者の主債務とその代表者等の保証債務の一体整理を行うことで、経営者保証付債権の買取・整理を通じて代表者等の再チャレンジを支援する取組みだが、事業再生支援と同様に、経済環境等の予測不可能な事象により変わりうるものであり、当機構の支援方法・スキームも多様であることから、測定指標を具体的に設定することは困難であるが、必要性に応じてしっかり取り組んでいくことで、これまでの特定支援件数（H25.3～H30.7）は、79件となっているところ、その増加を図っていく。
- ⑨ 機構の特定支援は、再チャレンジ支援とも呼ばれており、特に事業譲渡型の特定支援は、事業者の主債務と企業の代表者等個人の保証債務を合わせて、機構が弁済計画の策定を支援し、債権買取を行い、スポンサー企業に債権を売却するものであり、実態として事業再生支援と同様の効果が生じることから、事業再生支援と併せて達成目標とすることが適当である。

【点検結果】

- ①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ⑤・⑥ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ⑦ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ⑧・⑨ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。
【内閣府の補足説明】 —
【点検結果】 なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 過去の減収額（平成27年度及び28年度）について、地方税法に基づき把握される影響額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。 ② 過去の減収額100百万円（平成29年度）が前回評価時の将来予測44百万円とかい離していることについて、その原因が明らかにされていない。 ③ 過去の減収額（平成27年度から29年度まで）について、別紙1において、「減収額（法人事業税・資本割）」の算出過程が備考欄で「⑤-③」と説明されているが、減収額は⑤（特例措置がない場合の税額）から①（税額）を減じたものであるため、説明に誤りがある。
【内閣府の補足説明】 ① 「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」で把握される適用額の算定は、特例措置適用前と適用後の資本金の差分である。一方、減収額の算定根拠は別紙1のとおり、「適用前資本金×利率」と「適用後資本金×利率」の差分であるため、報告書で把握される適用額が計算式に直接表れないものの、実質的に同報告書で把握される適用額の考え方を踏襲した計算方法としている。 ② 税率の変更（見込み時：0.21%、実際の税率：0.415%）及び資本金の増加（26年10月に30億円増資）により、前回評価時の将来予測と過去の減収額実績に乖離が生じている。 ③ ご指摘のとおり、「⑤-①」の誤り。
【点検結果】 ①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。
【内閣府の補足説明】 —
【点検結果】 なし。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 達成目標（事業再生支援は、今後も民業補充の原則の下、民間だけでは利害調整が困難な案件や地域経済に甚大な影響がある案件を対象に実施していく）に対する過去の直接的な効果について、「本措置を講じることにより、財務基盤が維持・強化され、当機構は、地域経済の活性化に資する事業活動の支援機能を発揮することができる」と説明されているが、過去の効果（再生支援決定数）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 ② 達成目標（経営者保証付債権の買取・整理を通じて経営者の再チャレンジを支援する特定支援については、民間では活用が広がらない分野において先駆的な事例として推

進していくとしており、広義の再生支援として近年ニーズが急増している事業承継・事業譲渡型の再生案件も、当該特定支援として対応していく）に対する過去の直接的な効果について、「本措置を講じることにより、財務基盤が維持・強化され、当機構は、地域経済の活性化に資する事業活動の支援機能を発揮することができる。」と説明されているが、過去の効果（特定支援決定数）から他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
【内閣府の補足説明】 ①・② 税制上の所要の措置が講じられていたことにより、当機構の業務遂行のための財産基盤の安定や、支援件数の増加に寄与したと考えられるが、税収減の具体的な効果を説明することは困難である。
【点検結果】 ①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 達成目標（事業再生支援は、今後も民業補充の原則の下、民間だけでは利害調整が困難な案件や地域経済に甚大な影響がある案件を対象に実施していく）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。 ② 達成目標（経営者保証付債権の買取・整理を通じて経営者の再チャレンジを支援する特定支援については、民間では活用が広がらない分野において先駆的な事例として推進していくとしており、広義の再生支援として近年ニーズが急増している事業承継・事業譲渡型の再生案件も、当該特定支援として対応していく）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】 ①・② 事業再生支援・特定支援の取組において、税制上の所要の措置が講じられることにより、将来においても当機構の業務遂行のための財産基盤の安定が図られ、支援件数の増加に寄与すると考えられる。なお、足元（30年7月末）においても相談件数は事業再生530件・特定支援886件、うち調整・検討中の件数は事業再生20件・特定支援81件となっており、こうした相談等に対応していくことで、支援件数の増加及び上記目標達成につながると考えられる。
【点検結果】 ①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、達成目標に対する将来の効果が定量的に予測されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【内閣府の補足説明】欄には、内閣府から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	地域経済活性化支援機構に係る資本割の特例措置の延長
2	①: 政策評価の対象税目	(法人事業税・義)(地方税6)
	②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》 (株)地域経済活性化支援機構(以下「当機構」という。)は、事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図るため、平成25年3月に成立・施行した「株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)に基づき、(株)企業再生支援機構(以下「旧機構」という。)を抜本的に改組・機能拡充し、設立された組織である。 平成30年5月23日に「株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律」が公布・施行され、機構の支援・出資決定期限が平成33年3月末、業務完了期限が平成38年3月末にそれぞれ3年間延長された。 当機構について、平成31年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、資本金等の額を銀行法施行令で定める銀行の最低資本金の額(20億円)とする、法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置が認められている。</p> <p>《要望の内容》 上記措置の適用期限を当機構の業務完了により解散するまでの期間(37年度まで)延長する。</p> <p>《関係条項》 地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の12第1項第1号口、附則第9条第11項</p>
5	担当部局	内閣府地域経済活性化支援機構担当室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:平成27年度～37年度
7	創設年度及び改正経緯	前身の企業再生支援機構の創設に際して、平成20年度税制改正要望において本措置を初めて要望し、特例措置が認められた(なお、平成25年度税制改正要望において、平成25年3月に改組した当機構にも引き続き適用されることになった)。 平成26年度税制改正要望において、延長要望を行い、平成31年3月31日まで特例措置の延長が認められた。
8	適用又は延長期間	当機構の業務完了により解散するまでの期間(平成31年度～37年度まで)

9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 ・株式会社地域経済活性化支援機構法(平成21年法律第63号)第1条 株式会社地域経済活性化支援機構は、雇用機会の確保に配慮しつつ、地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の活性化を図り、併せてこれにより地域の信用秩序の基盤強化にも資するようにするため、金融機関、地方公共団体等と連携しつつ、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている中小企業者その他の事業者に対して金融機関等が有する債権の買取りその他の業務を通じた当該事業者の事業の再生の支援及び地域経済の活性化に資する資金供給を行う投資事業有限責任組合の無限責任組合員としてその業務を執行する株式会社の経営管理その他の業務を通じた地域経済の活性化に資する事業活動の支援を行うことを目的とする</p>
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】 6. 地域経済活性化事業等支援政策の推進</p> <p>【施策】 ①「地域経済活性化支援機構法」に基づく地域経済活性化事業の推進</p>
		③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図る。</p> <p>事業再生支援件数及び特定支援件数の増加 事業再生支援は、今後も民業補完の原則の下、民間だけでは利害調整が困難な案件や地域経済に甚大な影響がある案件を対象に実施していく。 このほか、経営者保証付債権の買取・整理を通じて経営者の再チャレンジを支援する特定支援については、民間では活用が広がらない分野において先駆的な事例として推進していくとしており、広義の再生支援として近年ニーズが急増している事業承継・事業譲渡型の再生案件も、当該特定支援として対応していく。 なお、こうした案件は、経済情勢の影響を大きく受けるため、目標の数値化は困難ではあるが、こうした取組みを行うことで、件数を増加させていく。</p> <p>(参考)再生支援件数:旧機構(H21.10～H25.3)28件、REVIC(H25.3～H30.7)80件 特定支援件数:(H25.3～H30.7)79件</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置を講ずることにより、当機構の財務基盤が維持・強化され、地域経済の活性化に資する事業活動の支援機能を発揮することができる。</p>
10	有効性	①: 適用数	当機構のみ

等	②: 適用額	平成 27 年度以降: 24,084,800 千円 資本金額(26,084,800 千円)－特例措置適用後の資本金額(2,000,000 千円)																																			
	③: 減収額	(単位: 百万円) <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>平成 27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30 以降</th> </tr> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>63</td> <td>87</td> <td>100</td> <td>126</td> </tr> </table> <p>(見込み)</p> <p>(注)平成 27～29 年度の算定根拠については、別紙 1 参照。</p> <p>将来の減収額については、平成 31 年度以降の資本移動が現時点では予定されていないことから、平成 30 年度と同じ 126 百万円を予想。</p> <p>(算出根拠) <30 年度> ① 特例措置適用前 資本金額 26,084,800 千円 × 税率(東京都)0.525% = 136,945 千円 ② 特例措置適用後 資本金額 2,000,000 千円 × 税率(東京都)0.525% = 10,500 千円 ①－② = 126,445 千円</p>	年度	平成 27	28	29	30 以降	区分					法人事業税	63	87	100	126																				
	年度	平成 27	28	29	30 以降																																
区分																																					
法人事業税	63	87	100	126																																	
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 平成 30 年 3 月末までに、旧機構及び当機構で 106 件の再生支援決定(うち、81 件支援完了)や 72 件の特定支援決定(うち、39 件支援完了)等を行っており、着実に件数を積み上げることによって、地域経済の活性化に一定の役割を果たしている。</p> <p>(参考 1)各年度の再生支援決定数</p> <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>旧機構</th> <th>平成 25(*)</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> </tr> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>再生支援決定(件数)</td> <td>28</td> <td>10</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>20</td> <td>12</td> </tr> </table> <p>* 平成 25 年 3 月 18 日から平成 26 年 3 月末までの実績</p> <p>(参考 2)各年度の特定支援決定数</p> <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>平成 26(*)</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> </tr> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定支援決定(件数)</td> <td>3</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>28</td> </tr> </table> <p>* 平成 26 年 10 月(特定支援機能が本機構の業務として新たに追加)から 27 年 3 月末までの実績</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置を講じることにより、財務基盤が維持・強化され、当機構は、地域経済の活性化に資する事業活動の支援機能を発揮することができる。 当機構が業務を遂行するためには十分な財産基盤を有していることが望ましく、多額の資本金が必要となるが、資本金等の全額が法人事業税の外形標準課税の対象となった場合、資本割による多額の税負担が生じることになり、業務遂行のための財産基盤が損なわれるおそれ</p>	年度	旧機構	平成 25(*)	26	27	28	29	区分							再生支援決定(件数)	28	10	18	18	20	12	年度	平成 26(*)	27	28	29	区分					特定支援決定(件数)	3	20	21	28
年度	旧機構	平成 25(*)	26	27	28	29																															
区分																																					
再生支援決定(件数)	28	10	18	18	20	12																															
年度	平成 26(*)	27	28	29																																	
区分																																					
特定支援決定(件数)	3	20	21	28																																	

		がある。
	⑤: 租税減を是認する理由等	本措置を講じることにより、財務基盤が維持・強化され、当機構は、地域経済の活性化に資する事業活動の支援機能を発揮することができることから租税減を是認する効果がある。
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本措置を講じることにより、当機構において利益に関わりなく流出する租税公課が減額され、貸借対照表の純資産の部が改善し、財務基盤が維持・強化される。これは、利益に関わりなく流出する租税公課の分を事後的に追加出資や補助金等で手当てするよりも執行コストが小さく妥当である。</p> <p>なお、東日本大震災事業者再生支援機構、民間資金等活用事業推進機構などの公的な機構でも同様の措置が講じられている。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>同一の目的であるほかの措置はない。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>当機構は、全国各地において、事業再生支援や地域活性化支援を行っており、こうした取組みは、地域経済の活性化に資することから、地方公共団体にとっても大きな意義を有するものである。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 25 年 8 月(H25 内閣 02)

(別紙1)

減収額の算定根拠

○平成27年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 税額	5,205,300 円		
② みなし資本額	2,000,000,000 円		
③ 税率	0.260 %	実際の税額①は分割基準により算出しているため、 便宜上の全体税率を割り戻して算出	①÷②
④ 資本額	26,084,800,000 円		
⑤ 特例措置がない場合の税額	67,889,605 円		④×③
⑥ 減収額(法人事業税・資本割)	62,684,305 円		⑤-①

○平成28年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 税額	7,256,700 円		
② みなし資本額	2,000,000,000 円		
③ 税率	0.363 %	実際の税額①は分割基準により算出しているため、 便宜上の全体税率を割り戻して算出	①÷②
④ 資本額	26,084,800,000 円		
⑤ 特例措置がない場合の税額	94,644,784 円		④×③
⑥ 減収額(法人事業税・資本割)	87,388,084 円		⑤-①

○平成29年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 税額	8,302,700 円		
② みなし資本額	2,000,000,000 円		
③ 税率	0.415 %	実際の税額①は分割基準により算出しているため、 便宜上の全体税率を割り戻して算出	①÷②
④ 資本額	26,084,800,000 円		
⑤ 特例措置がない場合の税額	108,287,134 円		④×③
⑥ 減収額(法人事業税・資本割)	99,984,434 円		⑤-①

金融庁

番号	制度名
金融庁	
金融01	火災保険等に係る異常危険準備金制度の拡充及び延長
金融02	協同組織金融機関に係る一括評価金銭債権の割増特例措置の恒久化
金融03	事業用固定資産の減損損失に係る損金算入措置の創設
金融04	投資信託の二重課税調整に係る所要の措置
金融05	承継銀行等に係る資本割の特例措置の延長

<平成31年度税制改正要望関係> 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (H30金融01)

(評価実施府省：金融庁)

【基本情報】

制度名 (措置名)	火災保険等に係る異常危険準備金制度の拡充及び延長 (保険会社等の異常危険準備金) (火災保険等の積立率の特例)						
措置の内容	平成28年度時点	損害保険会社又は損害共済事業を行う特定の協同組合等が、異常災害損失の補填に充てるため、正味収入保険料又は正味収入共済掛金の額に一定の積立率を乗じて計算した金額を準備金として積み立てたときは、積立額の損金算入ができる。					
	平成29年度税制改正以後	従前どおり					
	平成30年度税制改正以後	従前どおり					
政策目的	損害保険会社の経営の健全性を確保することにより、保険契約者に対し円滑かつ確実に保険金を支払うこと。 損害保険会社は、発生の時期・規模の予測が困難な巨大大自然災害に対しても、確実に保険金支払いを行うという社会的使命を担っており、平時において保険料の一定割合を異常危険準備金に積み立てることにより、保険金の支払原資(経営の健全性)を確保する必要がある。						
評価対象税目	義務対象		努力義務対象				
	法人税	法人住民税					
関係条項	措法第57条の5、第68条の55						
要望内容	洗替保証率を40%に引き上げた上で、措置の適用期限を延長する。						
創設年度	S28	過去の政策評価の実績	H22金融07、H24金融03、H27金融01			区分	拡充・延長

【総括表】

	租税特別措置等の適用実態												租税特別措置等によって達成しようとする目標とその実現状況(効果)				
	適用件数 (法人税・件)			(参考) 適用実態調査における適用件数 (法人税(措置全体)・件)	減収額 (法人税・百万円)			(参考) 適用実態調査における適用額の上位10社割合(法人税(措置全体)・%)	減収額 (法人住民税・百万円)			(参考) 適用実態調査における租税特別措置ごとの影響額(法人住民税(措置全体)・百万円)	目標				
													「損害保険会社が、巨大大自然災害発生時においても保険金の支払いを円滑かつ確実に進めることができるような水準まで、異常危険準備金を早期に積み立てること(正味保険料収入の160%)」				
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	目標値 (億円)	将来予測 (億円)	実績 (億円)	租特の直接的効果 (億円)	目標達成度
H23	33	33	100.0%	49	不明	▲9,586.0	-	96.9%	不明	▲1,768.0	-	▲6,718.2	-	-	不明	不明	-
H24	33	17	51.5%	53	不明	▲8,072.0	-	96.7%	不明	▲1,641.0	-	▲5,102.7	-	-	不明	不明	-
H25	33	17	51.5%	56	▲14,190.0	▲13,460.0	94.9%	97.3%	▲2,617.0	▲2,736.0	104.5%	▲5,908.7	-	-	不明	不明	-
H26	33	16	48.5%	60	不明	▲14,270.0	-	96.8%	不明	▲2,901.0	-	▲7,306.3	-	-	不明	不明	-
H27	16	15	93.8%	62	▲2,912.0	▲14,800.0	508.2%	97.6%	▲2,912.0	▲2,300.0	79.0%	▲5,768.7	-	-	2,673	617	-
H28	16	16	100.0%	61	▲14,270.0	▲13,100.0	91.8%	98.7%	▲2,901.0	▲2,100.0	72.4%	▲4,811.0	-	-	3,002	561	-
H29	16	16	100.0%	-	▲14,270.0	▲13,900.0	97.4%	-	▲2,901.0	▲2,200.0	75.8%	-	-	-	3,227	595	-
H30	16	-	-	-	▲14,270.0	-	-	-	▲2,901.0	-	-	-	不明	3,248	-	-	-
H31	不明	-	-	-	不明	-	-	-	不明	-	-	-	不明	3,469	-	-	-
H32	不明	-	-	-	不明	-	-	-	不明	-	-	-	不明	3,691	-	-	-
H33	不明	-	-	-	不明	-	-	-	不明	-	-	-	不明	3,912	-	-	-
H34	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H35~ /未定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	32,031	-	-	-	-

点検結果表

(行政機関名：金融庁)

制度名	火災保険等に係る異常危険準備金制度の拡充及び延長
税 目	法人税、法人住民税
区 分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（巨大自然災害に係る損害保険会社の保険金支払能力を向上させることにより、国民生活と経済社会の安定に資する）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（巨大自然災害に係る損害保険会社の保険金支払能力を向上させることにより、国民生活と経済社会の安定に資する）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p> <p>③ 所期の達成目標（目標値については、正味保険料収入の160%としている（平成27年度評価時））を削除する合理的な理由が明らかにされていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 「10. 有効性等④効果」欄に記載のとおり、達成目標に係る目標値は32,031億円（正味収入保険料×1.6）としている。</p> <p>② 異常危険準備金の残高は今後の異常災害の発生状況に大きく依存するものであり、仮に固定的な目標達成時期を定めた場合には、収支の状況如何にかかわらず積立を行わなければならないことになり、保険会社の経営の安定を損なうことになりかねないため、定めていない。</p> <p>③ 所期の達成目標を削除しているものではなく、「10. 有効性等④効果」欄において「32,031億円（正味収入保険料×1.6）」と引き続き記載している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（平成27年度及び28年度の法人税）が把握されていない。</p> <p>② 過去の適用数（平成29年度の法人税）について、「16社」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 平成27年度・28年度の適用数は、それぞれ15社・16社。</p> <p>② 平成29年度において、火災保険を引き受けており、異常危険準備金制度の適用を受けている損害保険会社で、当該年度において当期積立額を計上している会社数。日本損害保険協会の調査による。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「平成27年度・28年度の適用数は、それぞれ15社・16社」との説明では、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 現在の保険市場の現況に鑑みると新たに参入あるいは撤退する動きはなく、その適用数は大きく変動することはないと想定される。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「その適用数は大きく変動することはないと想定される」との説明では、将来の適用数が定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人税）が税目ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（法人税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 法人税の平成27年度・28年度・29年度の減収額は、それぞれ148億円・131億円・139億円。地方法人税の平成27年度・28年度・29年度の減収額は、いずれも6億円。</p> <p>② 平成27年度・28年度の適用額は、それぞれ1,029億円・935億円。日本損害保険協会による調査を元に、火災保険を引き受けており、異常危険準備金制度の適用を受けている損害保険会社の積立額に「10. 有効性等③減収額※3」記載の税率を乗じて減収額を算出した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 「平成27年度・28年度の適用額は、それぞれ1,029億円・935億円。日本損害保険協会による調査を元に、火災保険を引き受けており、異常危険準備金制度の適用を受けている損害保険会社の積立額に「10. 有効性等③減収額※3」記載の税率を乗じて減収額を算出」と説明されているが、適用額に「10. 有効性等③減収額※3」記載の税率を乗じても減収額の数値にならず、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 評価書の「10. 有効性等④効果」における試算と同様の仮定を置いて試算すると、平成33年度の減収額は194億円（平成29年度の収入保険料を元に、要望が実現した際の経過措置積立率4%、法人税率23.2%・地方法人税率4.4%（いずれも平成30年度の税率）と仮定を置いて算出）。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「評価書の「10. 有効性等④効果」における試算と同様の仮定を置いて試算すると、平成33年度の減収額は194億円」との説明では、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされておらず、また、将来の減収額（平成33年度の法人住民税）が予測されていないため、この点を課題とする。さらに、将来の減収額（平成30年度から32年度までの法人税及び法人住民税）が予測されていないため、この点も課題とする。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（巨大自然災害に係る損害保険会社の保険金支払能力を向上させることにより、国民生活と経済社会の安定に資する）に対する過去の効果が年度ごとに把握されていない。</p> <p>② 達成目標（巨大自然災害に係る損害保険会社の保険金支払能力を向上させることにより、国民生活と経済社会の安定に資する）に対する過去の効果（平成29年度）について、「平成29年度末の異常危険準備金積立残高（無税分）は、多発する台風や集中豪雨等により、3,227億円（積立残高率：正味収入保険料の16.12%）」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標（巨大自然災害に係る損害保険会社の保険金支払能力を向上させることにより、国民生活と経済社会の安定に資する）に対する過去の効果について、「平成29年度末の（中略）早急に回復させる必要が生じている」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 平成27年度・28年度の積立残高は、それぞれ2,673億円・3,002億円（積立残高率：12.6%、15.7%）と増加はしているものの、依然として低い水準となっている。</p> <p>② 異常危険準備金積立残高は、日本損害保険協会による調査を元に、火災保険を引き受けており、異常危険準備金制度の適用を受けている損害保険会社の積立残高を合算して算出している。</p> <p>③ 仮に無税積立率が本則の2%のみであったとした場合における平成27年度から29年度までの積立額は、それぞれ411億円・374億円・397億円（日本損害保険協会による調査における各年の積立額に2/5を乗じて算出）と想定され、これは実績と比較してそれぞれ617億円・561億円・595億円少ないものとなっている。本特例措置に代替する政策手段はなく、各年度の積立額の算出根拠である正味収入保険料はほぼ一定で推移しているため、本特例措置がなかった場合と比較した異常危険準備金積立残高の増加分を直接的な効果とする。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「平成27年度・28年度の積立残高は、それぞれ2,673億円・3,002億円」との説明では、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「異常危険準備金積立残高は、（中略）火災保険を引き受けており、異常危険準備金制度の適用を受けている損害保険会社の積立残高を合算して算出している」との説明では、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

点検項目全てに課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

（注）【金融庁の補足説明】欄には、金融庁から送付された文書を引用している。

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（巨大自然災害に係る損害保険会社の保険金支払能力を向上させることにより、国民生活と経済社会の安定に資する）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 平成30年度末・31年度末・32年度末の積立残高は、それぞれ3,248億円・3,469億円・3,691億円（平成33年度末の積立と同様の仮定を置いて算出）。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「平成30年度末・31年度末・32年度末の積立残高は、それぞれ3,248億円・3,469億円・3,691億円（平成33年度末の積立と同様の仮定を置いて算出）」との説明では、将来の効果（平成33年度）が予測されておらず、さらに算定根拠（計算式、計算に用いた数</p>

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	火災保険等に係る異常危険準備金制度の拡充及び延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税6) (法人住民税:義)(地方税11)
		② 上記以外の税目
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>損害保険会社が、異常災害損失の補てんに充てるため、火災保険等*に係る正味収入保険料に積立率(本則積立率:2%、平成30年度までの経過措置:3%)を乗じて計算される額を異常危険準備金として積み立てたときに損金算入できる。</p> <p>また、正味収入保険料に洗替保証率(30%)を乗じて計算される額までを積み立てることができる。</p> <p>※火災保険等とは、火災・風水害・動産総合・建設工事・賠償責任・積荷・運送の各保険をいう。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>積立率の経過措置分3%を4%に引き上げる(平成30年度末までの経過措置、本則積立率は2%)とともに、延長すること及び洗替保証率を40%に引き上げること。本則積立率適用残高率も同様。</p> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法57条の5、租税特別措置法施行令33条の2、租税特別措置法施行規則21条の12</p>
5	担当部局	金融庁企画市場局総務課保険企画室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:平成27年度～33年度
7	創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> 制度創設 昭和28年度 無税積立率の変遷 昭和28年度:10%、昭和32年度:7%、昭和51年度:5%、昭和53年度:4%、昭和55年度:2%、平成8年度:3%、平成17年度:4%、平成25年度:5%(残高率30%超の場合は2%) 洗替保証率の変遷 昭和28年度:50%(累積限度額)、昭和51年度:35%、平成8年度:34%、平成14年度:32%、平成15年度:30%
8	適用又は延長期間	恒久措置
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠
		<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>損害保険会社の経営の健全性を確保することにより、保険契約者に対し円滑かつ確実に保険金を支払うこと。</p> <p>損害保険会社は、発生の時期・規模の予測が困難な巨大自然災害に対しても、確実に保険金支払いを行うという社会的使命を担ってお</p>

		<p>り、平時において保険料の一定割合を異常危険準備金に積み立てることにより、保険金の支払原資(経営の健全性)を確保する必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>保険会社等は、毎決算期において、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てなければならない。(保険業法第116条等)</p>											
		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>基本政策Ⅱ 利用者の保護と利用者利便の向上 施策1 利用者の利便の向上に適用金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施</p>											
		<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>巨大自然災害に係る損害保険会社の保険金支払能力を向上させることにより、国民生活と経済社会の安定に資する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>損害保険会社の経営の健全性を確保するためには、巨大自然災害発生時においても保険金の支払いを円滑かつ確実に行うことができる必要がある。</p>											
10	有効性等	① 適用数	16社										
		② 適用額	992億円										
		③ 減収額	<p>※平成29年度において、火災保険を引き受けており、異常危険準備金制度の適用を受けている損害保険会社</p> <p>※平成29年度において、火災保険を引き受けており、異常危険準備金制度の適用を受けている損害保険会社積立額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>国税</th> <th>地方税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度</td> <td>▲154億円 (105億円)</td> <td>▲23億円 (16億円)</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>▲137億円 (148億円)</td> <td>▲21億円 (23億円)</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>▲145億円 (195億円)</td> <td>▲22億円 (30億円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 カッコ内は各年度の取崩しに伴う益金算入による増収額。 ※2 火災保険を引き受けており、異常危険準備金制度の適用を受けている損害保険会社の積立額に以下の税率を乗じて「減収額」を算出した。 ※3 「国税」には法人税及び地方法人税の額を、「地方税」には法人住民税(法人税割)の額を記載している。 法人税【国税】の税率は、平成27年度:23.9%、平成28年度以降:23.4%。 地方法人税【国税】の税率(法人税額に乗じる)は、4.4%。 法人住民税(法人税割)【地方税】の税率(法人税額に乗じる)は、平成27年度:15.92%、平成28年度以降:15.93%(日本損害保険協会加盟会社全社の実効税率)。</p>	年度	国税	地方税	平成27年度	▲154億円 (105億円)	▲23億円 (16億円)	平成28年度	▲137億円 (148億円)	▲21億円 (23億円)	平成29年度
年度	国税	地方税											
平成27年度	▲154億円 (105億円)	▲23億円 (16億円)											
平成28年度	▲137億円 (148億円)	▲21億円 (23億円)											
平成29年度	▲145億円 (195億円)	▲22億円 (30億円)											

		<p>巨大自然災害による保険金支払いのための積立金の取崩額や積立後10年を経過した積立金は、益金に算入されることから、長い期間でみると税収減とはならない。</p>
④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>平成29年度末の異常危険準備金積立残高(無税分)は、多発する台風や集中豪雨等により、3,227億円(積立残高率:正味収入保険料の16.12%)となっており、平成27年度から、555億円増加し、積立残高率が3.49%上昇しているものの、依然として低い水準となっている。</p> <p>経営の健全性の観点から必要とされる異常危険準備金の積立残高は、32,031億円(正味収入保険料×1.6(保険業法第4条2項第4号の保険料及び責任準備金の算出方法書に各社が規定))であり、平成29年度末の残高からすると、いつ発生するか予測ができない巨大自然災害に備えるため、準備金残高を早急に回復させる必要がある。</p> <p>過去、無税積立率が2%(昭和55~平成7年度)ないし3%(平成8~16年度)であった時期においては、平成3年度の台風19号襲来時、平成16年度の複数の台風襲来時に大きく取崩しを行い、異常自然災害に対する準備金としての一定の機能を果たしてきた。</p> <p>さらに、異常災害の大規模化・増加等を踏まえ、無税積立率は5%へと平成25年度に引き上げられることとなったが、積立は着実に進捗し、多発する台風や集中豪雨に際して、その準備金としての機能を果たしてきている。このように、災害が大規模化する中で、制度の意義は大きくなっているが、現状を見ると、大幅な取崩しを行ったことにより積立残高率は依然として16.12%と低い水準であり、今後の異常自然災害の発生に対応するために、残高を早急に回復させる必要が生じている。</p> <p>なお、洗替保証率(30%)については、一定程度の無税積立残高を確保することにより、異常災害が発生した場合においても課税所得を安定させる効果が期待されるものである。</p> <p>現行制度の30%(業界全体で6,000億円レベル)については、平成3年度の台風19号、平成16年度の複数の台風、平成23年度の複数の災害への保険金支払いを考慮すれば、十分とは言えない状況となっている。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>平成29年度末の積立残高3,227億円(積立残高率16.12%)に対して、平成31年度~33年度に6%で積み立てた場合、平成33年度末の積立残高[※]は、3,912億円(積立残高率19.54%)程度と予測され、経営の健全性の観点から必要とされる異常危険準備金の積立残高32,031億円(正味収入保険料×1.6)とは大きく乖離している。</p> <p>今年に入ってから大阪北部を震源とする地震、平成30年7月豪雨と巨大自然災害が頻発し、巨大自然災害の再発生も予断を許さない状況にあるなか、異常危険準備金の積立が充分に行われないう状況が継続すると、損害保険会社の財政基盤が著しく毀損するリスク、ひいては保険契約者に適正な保険金を支払うことができなくなるリスクが高くなる。</p> <p>※平成33年度の積立残高は、平成31年度から33年度まで①6%で積立、②各年の正味収入保険料は平成29年度の正味収入保険料と同額とし、③損害率(支払保険金÷正味収入保険料)は直近10年の傾向値(54.88%)、</p>	

			④損害率50%を超える部分を取崩額と仮定を置いて算出。
		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>異常危険準備金を積み立てることにより、平成3年度、平成16年度、平成23年度、平成26年度といった巨大自然災害が発生した年度においても保険金支払いを確実なものとしており、準備金積立時における一時的な税収減を是認する効果があったものと考えられる。</p> <p>なお、巨大自然災害による保険金支払いのための積立金の取崩額や積立後10年を経過した積立金は、益金に算入されることから、長い期間でみると税収減とはならない。</p> <p>また、本措置により保険金を円滑に一般企業等に支払うことは、巨大自然災害時における税収減をカバーするなど、被災した国民の生活の再建、早期安定化に寄与するとともに、わが国の経済社会の発展に資するものである。</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>異常危険準備金の積立額の一部について損金算入を可能とする本措置は、損害保険会社等の早期・計画的な異常危険準備金の積立に寄与するものであり、安定的な納税を確保するためにも本措置は妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>異常危険準備金については、保険業法に基づき、各事業年度の積立に係る最低限の義務付けを行っているが、必要な積立残高に早期に達するためには、より積極的な積立を行っていくことが必要であることから、本措置による支援が必要である。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>全国各地で生じる異常災害に対し、被災者の生活及び経済活動の復旧に必要な円滑かつ確実な保険金の支払いに資するものであることから、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成27年8月

点検結果表

(行政機関名：金融庁)

制度名	協同組織金融機関に係る一括評価金銭債権の割増特例措置の恒久化		
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区 分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（協同組織金融機関の自己資本の充実、経営基盤の安定化を通して、地域経済の活性化及び地域金融システムの安定化を図る）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（協同組織金融機関の自己資本の充実、経営基盤の安定化を通して、地域経済の活性化及び地域金融システムの安定化を図る）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p> <p>③ 達成目標（協同組織金融機関の自己資本の充実、経営基盤の安定化を通して、地域経済の活性化及び地域金融システムの安定化を図る）では、政策目的（協同組織金融機関の自己資本を充実させることにより、経営の健全化を図り、もって地域経済の活性化及び地域金融システムの安定化を図る）の実現状況を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>【金融庁の補足説明】</p> <p>①～③ 本特例措置は、地域の中小企業等に対する安定的な資金供給に寄与するものであり、その効果の把握に当たっては、自己資本比率及び貸出残高の増加率の状況が指標となるものと考えられる。しかしながら、自己資本比率等は中小企業等の資金需要、経済状況、各金庫、組合の経営状況及びこれらを踏まえた各金庫、組合の経営判断に影響を受けるものであることから、達成すべき水準・時期・適切な達成目標を定量的に示すことは困難。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（平成27年度の法人税）が把握されていない。</p> <p>② 過去の適用数（平成28年度の法人税）について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p> <p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 一昨年度の要望書への記載どおり、平成27年度の適用数は415。</p> <p>② 過去の実績だけでなく、今年度の適用見込数等も含め、機動的に適用数を把握するとともに、各業界毎の内訳を把握するため、信用金庫、信用組合、労働金庫に対するヒアリングにより適用実績等を聴取。なお、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報においては、金融庁の税制改正要望の対象外となる法人が含まれており、政策評価に当たって対象法人のみの適用数及び適用額を記載することが望ましいと考えるもの。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（平成31年度から33年度までの法人税）が年度ごとに予測されていない。</p>

<p>い。</p> <p>② 将来の適用数（平成30年度の法人税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>【金融庁の補足説明】</p> <p>①・② 信用金庫、信用組合及び労働金庫へのヒアリングにより、適用数を把握。平成31年度から33年度までの適用数の推計は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度：404 ・平成32年度：404 ・平成33年度：404 <p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
--

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（平成27年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）が把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（平成28年度及び29年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 過去の減収額（平成28年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用額及び影響額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p> <p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 一昨年度の要望書の記載どおり、平成27年度の減収額は以下のとおり（単位：百万円）。</p> <p>（法人税）▲3,074、（法人住民税）▲397、（法人事業税）▲744</p> <p>中小企業等の貸倒引当金の特例について、「租特特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（28年度）を基に試算した減収額」として73億円程度とされている。</p> <p>②・③ 金融庁の税制改正要望が対象としているのは信用金庫、信用組合及び労働金庫（対象法人合計：421（平成30年度））であるが、同特例の対象には、金融庁が対象としている以外の法人も多く含まれており（租特特別措置等に係る政策評価の点検シートによれば、平成28年度の適用件数は約9,000件）、政策評価に当たって対象法人のみの減収額を記載することが望ましいと考えるもの。</p> <p>従って、信用金庫、信用組合及び労働金庫にヒアリングを実施。</p> <p>減収額算出に係る算式は以下のとおり。</p> <p>（法人税）＝ 割増分（一括評価金銭債権の10%）×19%</p> <p>（法人住民税）＝ 法人税×12.9%</p> <p>（事業税）＝ 割増分×4.6%</p> <p>（地方法人特別税）＝ 事業税×43.2%</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「（法人税）＝ 割増分（一括評価金銭債権の10%）×19%」、「（事業税）＝ 割増分×4.6%」との説明では、算定根拠（「割増分」の計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
--

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（平成31年度から33年度までの法人税、法人住民税及び法人事業税）が予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額（平成30年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>

<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>①・② 信用金庫、信用組合及び労働金庫へのヒアリングによると、平成31年度から33年度までの減収額の推計は以下のとおり（単位：百万円）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成31年度：(国税) ▲3,028、(地方税) ▲1,381 (法人住民税：375、事業税702、地方法人特別税304) 平成32年度：(国税) ▲3,028、(地方税) ▲1,381 (法人住民税：375、事業税702、地方法人特別税304) 平成33年度：(国税) ▲3,028、(地方税) ▲1,381 (法人住民税：375、事業税702、地方法人特別税304) <p>上記減収額算出に係る算式は以下のとおり。</p> <p>(法人税) = 割増分 (一括評価金銭債権の10%) × 19%</p> <p>(法人住民税) = 法人税 × 12.9%</p> <p>(事業税) = 割増分 × 4.6%</p> <p>(地方法人特別税) = 事業税 × 43.2%</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「(法人税) = 割増分 (一括評価金銭債権の10%) × 19%」、「(事業税) = 割増分 × 4.6%」との説明では、算定根拠(「割増分」の計算に用いた数値)が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 本特例措置により、協同組織金融機関の内部留保の充実が図られることを通して、地域の中小企業等に対する安定的な資金供給の確保が図られる。また、中小企業等に対する資金供給が増加していることを踏まえれば、本特例措置が地域経済の活性化及び地域金融システムの安定化という目標達成に不可欠なものと考えられる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、中でも(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(注)【金融庁の補足説明】欄には、金融庁から送付された文書を引用している。

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標(協同組織金融機関の自己資本の充実、経営基盤の安定化を通して、地域経済の活性化及び地域金融システムの安定化を図る)に対する過去の直接的な効果について、自己資本比率の増加率で説明されているが、過去の効果(信用金庫、信用組合の中小企業等に対する資金供給の現状)から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>② 過去の効果(信用金庫、信用組合の中小企業等に対する資金供給の現状)が、達成目標(協同組織金融機関の自己資本の充実、経営基盤の安定化を通して、地域経済の活性化及び地域金融システムの安定化を図る)の達成にどのように寄与するのか明らかにされていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 本特例措置は、地域の中小企業等に対する安定的な資金供給に寄与しており、その効果の把握に当たっては、自己資本率及び貸出残高の状況を測定指標としたもの。しかしながら、自己資本比率等は本措置による影響のほか、中小企業等の資金需要、経済状況、各金庫、組合の経営状況及びこれらを踏まえた各金庫、組合の経営判断により影響を受けるものであることから、本特例措置による直接的な効果を把握することは困難である。</p> <p>② 協同組織金融機関の中小企業等に対する貸出残高の増加により、中小企業に対し安定的な資金供給が行われていることを踏まえれば、地域経済の活性化及び地域金融システムの安定化という目標は達成されているものと判断できると考えられる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標(協同組織金融機関の自己資本の充実、経営基盤の安定化を通して、地域経済の活性化及び地域金融システムの安定化を図る)に対する将来の効果が予測されおらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。</p>
--

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	協同組織金融機関に係る一括評価金銭債権の割増特例措置の恒久化
2	対象税目	(国税10)(法人税:義) (地方税13)(法人住民税:義、法人事業税:義)
	① 政策評価の対象税目 ② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 協同組織金融機関の一括評価金銭債権の繰入限度額については、同債権の合計額に貸倒実績率又は法定繰入率(3/1000)を乗じて計算した金額の10%割増した金額とすることを可能とするもの。
		《要望の内容》 貸倒引当金繰入限度額の割増特例措置(100分の110)を恒久化すること、少なくとも現行の割増率を維持の上、適用期限(平成31年3月末)を延長すること。
		《関係条項》 租税特別措置法 第57条の9、第68条の59 租税特別措置法施行令第33条の7、第39条の86
5	担当部局	金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:平成28年度～平成30年度
7	創設年度及び改正経緯	本措置は昭和41年に設置されて以来25回にわたって延長され52年存続してきた。なお、直近では平成29年度税制改正要望で2年間の延長(平成31年3月31日まで)が認められたところ。
8	適用又は延長期間	恒久措置とする。
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 協同組織金融機関は、中小企業等、一般の金融機関から融資を受けにくい立場にある者が構成員となり、相互扶助の理念に基づき、これらの者が必要とする資金の融通を受けられるようにすることを目的として設立されたものである。 そのため、協同組織金融機関の自己資本を充実させることにより、経営の健全化を図り、もって地域経済の活性化及び地域金融システムの安定化を図る。 《政策目的の根拠》 協同組織金融機関は、相互扶助・非営利という特性を活かしながら、地域密着型金融の担い手として、地域経済の再生・活性化等のために、その推進を図っていく必要がある。 【根拠】 ・未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定) 3. 中小企業小規模事業者の生産性革命の更なる強化 (3)新たに講ずべき具体的施策 iv) 中小企業支援機関の強化 「金融機関が、過度に担保・保証に依存せず事業性評価や生産性向上

			に向けた経営支援に十分に取組むよう、…金融仲介機能の適切な発揮を促す。」 ・中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針等														
		② 政策体系における政策目的の位置付け	I-3 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施														
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 協同組織金融機関は、資本調達手段に制限のない株式会社である銀行と異なり、資本調達手段が限定されており、課税後利益の積み上げによるほか内部留保を充実させる手段が限定されていることから、本措置により、協同組織金融機関の自己資本の充実、経営基盤の安定化を通して、地域経済の活性化及び地域金融システムの安定化を図る。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 協同組織金融機関の中小企業等に対する債権回収の不安を軽減し、経営の安定、強化を図ることに資する等、協同組織金融機関の抱える問題を解消する効果が期待されるものであり、ひいては中小企業等への安定的な資金供給を可能とし、地域経済の活性化に寄与する。														
10	有効性等	① 適用数	○適用法人数(信用金庫、信用組合、労働金庫及び各連合会の合計数) <table border="1"> <tr> <td></td> <td>28年度</td> <td>29年度</td> <td>30年度(見込)</td> </tr> <tr> <td>適用法人数</td> <td>414</td> <td>408</td> <td>404</td> </tr> </table> (注)金融庁調べ		28年度	29年度	30年度(見込)	適用法人数	414	408	404						
			28年度	29年度	30年度(見込)												
		適用法人数	414	408	404												
② 適用額	○適用額(信用金庫、信用組合、労働金庫及び各連合会の合計数) (単位:百万円) <table border="1"> <tr> <td></td> <td>28年度</td> <td>29年度</td> <td>30年度(見込)</td> </tr> <tr> <td>割増適用額</td> <td>32,946</td> <td>27,288</td> <td>27,349</td> </tr> </table> (注)金融庁調べ		28年度	29年度	30年度(見込)	割増適用額	32,946	27,288	27,349								
	28年度	29年度	30年度(見込)														
割増適用額	32,946	27,288	27,349														
③ 減収額	○減収額(信用金庫、信用組合、労働金庫及び各連合会の合計数) (単位:百万円) <table border="1"> <tr> <td></td> <td>28年度</td> <td>29年度</td> <td>30年度(見込)</td> </tr> <tr> <td>法人税</td> <td>3,768</td> <td>2,889</td> <td>2,901</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>486</td> <td>373</td> <td>375</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>912</td> <td>699</td> <td>702</td> </tr> </table> (注)金融庁調べ		28年度	29年度	30年度(見込)	法人税	3,768	2,889	2,901	法人住民税	486	373	375	法人事業税	912	699	702
	28年度	29年度	30年度(見込)														
法人税	3,768	2,889	2,901														
法人住民税	486	373	375														
法人事業税	912	699	702														

	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 信用金庫、信用組合の中小企業等に対する資金供給の現状 〈中小企業向け貸出残高〉</p> <p style="text-align: right;">(単位:兆円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>信用金庫</th> <th>信用組合</th> <th>国内銀行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25年12月</td> <td>41.3</td> <td>9.7</td> <td>173.2</td> </tr> <tr> <td>26年12月</td> <td>42.1</td> <td>10.0</td> <td>176.8</td> </tr> <tr> <td>27年12月</td> <td>42.8</td> <td>10.2</td> <td>182.4</td> </tr> <tr> <td>28年12月</td> <td>44.0</td> <td>10.5</td> <td>188.3</td> </tr> <tr> <td>29年12月</td> <td>45.3</td> <td>11.0</td> <td>196.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)データは「2018年版中小企業白書」による。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 ○自己資本比率の増加率(信用金庫、信用組合、労働金庫及び各連合会の値を加重平均)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> <th>30年度(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>増加率</td> <td>+0.043%</td> <td>+0.034%</td> <td>+0.034%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)金融庁調べ</p>		信用金庫	信用組合	国内銀行	25年12月	41.3	9.7	173.2	26年12月	42.1	10.0	176.8	27年12月	42.8	10.2	182.4	28年12月	44.0	10.5	188.3	29年12月	45.3	11.0	196.9		28年度	29年度	30年度(見込)	増加率	+0.043%	+0.034%	+0.034%
	信用金庫	信用組合	国内銀行																															
25年12月	41.3	9.7	173.2																															
26年12月	42.1	10.0	176.8																															
27年12月	42.8	10.2	182.4																															
28年12月	44.0	10.5	188.3																															
29年12月	45.3	11.0	196.9																															
	28年度	29年度	30年度(見込)																															
増加率	+0.043%	+0.034%	+0.034%																															
11 相当性	⑤ 租税減を是認する理由等	<p>(分析対象期間:平成28年度～平成30年度) 協同組織金融の内部留保の増加を通じて、その経営の健全性に寄与することとなり、地域の中小企業等への資金供給に貢献することが見込まれるとともに、地域金融システムの安定化及び地域経済の活性化に資することとなる。</p>																																
	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本措置は、協同組織金融機関の自己資本を充実させ、中小企業等に対する円滑な資金供給を通じ、地域経済の活性化及び地域金融システムの安定化等に貢献するものであるほか、一般の金融機関から融資を受けにくい立場にある中小企業及び個人への金融仲介機能を提供することを通して、協同組織金融機関の本来的な役割を果たすことにつながる。</p>																																
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>中小企業等、景気変動に経営状況が左右されやすい者が主な顧客であるため、協同組織金融機関の貸倒れリスクも景気変動に大きく影響を受ける傾向にある。本措置は、資金調達手段の限られる協同組織金融機関が内部留保の充実を図るために有効であり、急激な景気変動への対応に資するものである。</p>																																
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>協同組織金融の内部留保の増加を通じて、その経営の健全性に寄与することとなり、地域の中小企業等への資金供給に貢献することが見込まれるとともに、地域金融システムの安定化及び地域経済の活性化に資することとなる。</p>																																
12	有識者の見解	-																																
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成28年8月																																

点検結果表

(行政機関名：金融庁)

制度名	事業用固定資産の減損損失に係る損算入措置の創設		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（協同組織金融機関による地方創生やさらなる金融仲介機能の発揮を図る）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（協同組織金融機関による地方創生やさらなる金融仲介機能の発揮を図る）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p> <p>③ 達成目標（協同組織金融機関による地方創生やさらなる金融仲介機能の発揮を図る）では、政策目的（協同組織金融機関の自己資本の充実や拠点運営網等の経営資源の維持・確保等を図ることにより、地方創生やさらなる金融仲介機能の発揮を目的とする）の実現状況を十分に明らかにすることができない。</p> <p>【金融庁の補足説明】</p> <p>①～③ 本特例措置は、地域の中小企業等に対する安定的な資金供給に寄与するものであり、その効果の把握に当たっては、自己資本比率の状況が指標となるものと考えられる。しかしながら、自己資本比率は中小企業等の資金需要、経済状況、各金庫、組合の経営状況及びこれらを踏まえた各金庫、組合の経営判断に影響を受けるものであることから、達成すべき水準・時期・適切な達成目標を定量的に示すことは困難。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--

(2) 過去の適用数（参考）

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（平成28年度及び29年度の法人税）について記載されているが、本特例措置は平成31年度から新設されるものであるため、説明に誤りがある。</p> <p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 各業界毎の内訳を把握するため、信用金庫、信用組合、労働金庫に対するヒアリングにより、仮に適用された時の推計値を聴取したもの。なお、過去の推計値の記載については、政策評価に当たって、将来の推計を把握する上で記載することが望ましいと考えた。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p> <p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 信用金庫、信用組合及び労働金庫にヒアリングを実施。平成31年度から33年度までの適用数の推計は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度：36 ・平成32年度：36

・平成33年度：36
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額（参考）

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（平成28年度及び29年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）について記載されているが、本特例措置は平成31年度から新設されるものであるため、説明に誤りがある。</p> <p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 各業界毎の内訳を把握するため、信用金庫、信用組合、労働金庫に対するヒアリングにより、仮に適用された時の推計値を聴取したもの。なお、過去の推計値の記載については、政策評価に当たって、将来の推計を把握する上で記載することが望ましいと考えた。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
--

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p> <p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 信用金庫、信用組合及び労働金庫へのヒアリングによると、平成31年度から33年度までの減収額の推計は以下のとおり（単位：百万円）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度：(国税) ▲239、(地方税) ▲108 (法人住民税：30、事業税55、地方法人特別税24) ・平成32年度：(国税) ▲239、(地方税) ▲108 (法人住民税：30、事業税55、地方法人特別税24) ・平成33年度：(国税) ▲239、(地方税) ▲108 (法人住民税：30、事業税55、地方法人特別税24) <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「信用金庫、信用組合及び労働金庫へのヒアリングによると、平成31年度から33年度までの減収額の推計は以下のとおり（以下略）」との説明では、減収額の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>
--

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（協同組織金融機関による地方創生やさらなる金融仲介機能の発揮を図る）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p> <p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 本特例措置により、協同組織金融機関の内部留保の充実が図られることを通して、地域の中小企業等に対する安定的な資金供給の確保が図られることを踏まえれば、本特例措置が地域経済の活性化及び地域金融システムの安定化という目標達成に不可欠なものと考えられる。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--

点検項目(1)、(5)及び(7)に課題があり、その中でも(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(注)【金融庁の補足説明】欄には、金融庁から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	事業用固定資産の減損損失に係る損金算入措置の創設
2	対象税目	(国税12)(法人税:義) (地方税3)(法人住民税:義、法人事業税:義)
	① 政策評価の対象税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 —
		《要望の内容》 地方（町村）に所在する信用金庫及び信用組合の事業用固定資産について、会計上で減損損失を計上した場合に、損金算入を可能とする措置を講じること。
		《関係条項》 法人税法第33条第2項、法人税法施行令第68条第1項第3号
5	担当部局	金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:平成28年度～平成30年度
7	創設年度及び改正経緯	—
8	適用又は延長期間	少なくとも5年以上とする。
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 協同組織金融機関は、地域の住民や中小・零細企業等が構成員となり、相互扶助の理念に基づいて、これらの者が必要とする資金の融通等を受けられるようにすることを目的として設立された地域金融機関であり、地域における金融の中核を担っている。 そのため、地域金融の中核としての役割をさらに発揮すべく、本政策により、協同組織金融機関の自己資本の充実や拠点運営網等の経営資源の維持・確保等を図ることにより、地方創生やさらなる金融仲介機能の発揮を目的とする。
		《政策目的の根拠》 協同組織金融機関は、相互扶助・非営利という特性を活かしながら、地域密着型金融の担い手として、地域経済の再生・活性化等のために、その推進を図っていく必要がある。 【根拠】 ・未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定) 3. 中小企業小規模事業者の生産性革命の更なる強化 (3)新たに講ずべき具体的施策 iv) 中小企業支援機関の強化 「金融機関が、過度に担保・保証に依存せず事業性評価や生産性向上に向けた経営支援に十分に取組むよう、…金融仲介機能の適切な

		「発揮を促す。」 ・中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針等														
		② 政策体系における政策目的の位置付け I-3 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施														
		③ 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 協同組織金融機関による地方創生やさらなる金融仲介機能の発揮を図る。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 協同組織金融機関の事業用固定資産の減損処理を無税化することにより、経営の安定、強化を図ることに資する等、協同組織金融機関の抱える問題を解消する効果が期待されるものであり、ひいては中小企業等への安定的な資金供給を可能とし、地方創生に寄与する。														
10	有効性等	① 適用数 ○適用法人数(信用金庫、信用組合の合計。)														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> <th>30年度(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用法人数</td> <td>29</td> <td>33</td> <td>36</td> </tr> </tbody> </table> (注)金融庁調べ		28年度	29年度	30年度(見込)	適用法人数	29	33	36						
			28年度	29年度	30年度(見込)											
		適用法人数	29	33	36											
② 適用額 ○適用額(信用金庫、信用組合、各連合会の合計。)																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> <th>30年度(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>963</td> <td>1,447</td> <td>1,204</td> </tr> </tbody> </table> (注)金融庁調べ		28年度	29年度	30年度(見込)	適用額	963	1,447	1,204								
	28年度	29年度	30年度(見込)													
適用額	963	1,447	1,204													
		③ 減収額 ○減収額(信用金庫、信用組合、各連合会の合計。)														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> <th>30年度(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>191</td> <td>275</td> <td>229</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>24</td> <td>36</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>44</td> <td>66</td> <td>55</td> </tr> </tbody> </table> (注)金融庁調べ		28年度	29年度	30年度(見込)	法人税	191	275	229	法人住民税	24	36	30	法人事業税	44
	28年度	29年度	30年度(見込)													
法人税	191	275	229													
法人住民税	24	36	30													
法人事業税	44	66	55													
		④ 効果 《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 — 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 ○自己資本比率の増加率(信用金庫、信用組合及び各連合会の値を加重平均)														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> <th>30年度(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>増加率</td> <td>+0.009%</td> <td>+0.023%</td> <td>+0.021%</td> </tr> </tbody> </table> (注)金融庁調べ		28年度	29年度	30年度(見込)	増加率	+0.009%	+0.023%	+0.021%						
	28年度	29年度	30年度(見込)													
増加率	+0.009%	+0.023%	+0.021%													

		⑤ 税込減を是認する理由等	(分析対象期間:平成 28 年度～平成 30 年度) 協同組織金融の内部留保の増加を通じて、その経営の健全性に寄与することとなり、地域の中小企業等への資金供給に貢献することが見込まれるとともに、地方創生及びさらなる金融仲介機能の発揮に資することとなる。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、協同組織金融機関の自己資本を充実させ、中小企業等に対する円滑な資金供給を通じ、地方創生に貢献するものであるほか、一般の金融機関から融資を受けにくい立場にある中小企業及び個人への金融仲介機能を提供することを通して、協同組織金融機関の本来的な役割を果たすことにつながる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	協同組織金融機関においては、人口減少による地域経済の縮小などの影響を受け、事業用固定資産の減損損失が発生し、収益を圧迫している。固定資産の減損損失は、売却処分等による場合のみ損金算入が認められているが、本措置は、売却処分等することなく損金算入することができるようになるため、地域拠点運営網を確保する手段として有効であり、地方創生及びさらなる金融仲介機能の発揮に資するものである。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	協同組織金融の内部留保の増加を通じて、その経営の健全性に寄与することとなり、地域の中小企業等への資金供給に貢献することが見込まれるとともに、地方創生及びさらなる金融仲介機能の発揮に資することとなる。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表

(行政機関名：金融庁)

制度名	投資信託の二重課税調整に係る所要の措置
税目	法人税、法人住民税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（公募投資信託等に係る内外二重課税を排除すること）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（公募投資信託等に係る内外二重課税を排除すること）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 本要望は、現行の投資信託等に係る内外二重課税の調整方法（所得税法176条第3項、第4項、租税特別措置法第67条の15第4項等）が一定の場合には認められていなかった状況に鑑み、平成30年税制改正において二重課税調整が措置されたもの。 したがって、本要望の性質上、制度改正により目標が達成されるため、定量的な目標は設定できない。</p> <p>② 上記のとおり、制度改正により目標が達成されるものであることから、平成30年税制改正において定められた本制度改正の施行日（平成32年1月）が達成すべき時期となる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 外国税の支払いがある投資信託等に投資を行う投資家の数及び支払外国税の額等を把握する上で役立つ有効なデータはないため、適用者数を定量的に予測することは困難。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が税目ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額（平成31年度から33年度まで）が年度ごとに予測されていない。</p> <p>③ 将来の減収額について、「50億円」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>①・② 二重課税調整措置の見直しが行われた結果、実際に徴収される税額が減少することがあったとしても、それは本来徴収されるべき税金が現行制度化で徴収されていた（すなわち、二重課税が解消されていない）にすぎず、そのことをもって減収と考えるべきではない（本来徴収されるべきでなかった税金の額については、精査中）。</p>

③ 30年税制改正により措置された方法による試算。
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（公募投資信託等に係る内外二重課税を排除すること）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 将来の効果は、本特例措置が施行されることが達成目標であるため、本特例措置が目標達成に十分に寄与することは明らか。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目全てに課題があり、中でも(3)将来の適用数及び(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(注)【金融庁の補足説明】欄には、金融庁から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	投資信託の二重課税調整に係る所要の措置	
2	① 政策評価の対象税目	(国税 21)(法人税:義) (地方税 16)(法人住民税:義)	
	② 上記以外の税目	所得税	
3	要望区分等の別	【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【 <u>単独</u> ・ <u>主管</u> ・ <u>共管</u> 】	
4	内容	《現行制度の概要》 公募投資信託等が海外の資産に投資している場合、そこから得られる配当等に対して外国で課税(外国税)。この公募投資信託等が国内の投資家に分配金を支払う際には、国内で源泉所得税が課されるが、内外二重課税を排除するため、30年度税制改正において、上記の外国税を控除する仕組みが措置されたところ。 《要望の内容》 当該調整措置の施行(平成32年1月)が円滑に行われるよう、所要の措置を講じるよう求めるもの。 また、投資法人が保有する外国子会社にも二重課税とならないよう調整措置を講じるよう求めるもの。 《関係条項》 租税特別措置法9条の3の2(上記条文の適用対象となる金融商品の分類の根拠法令は以下の通り。) 【集団投資信託】 ○(国内籍):所得税法176条③ ○(外国籍):所得税法180条の2③ 【4ピークル】 ○特定目的会社:租税特別措置法67条の14 ○投資法人:租税特別措置法67条の15 ○特定目的信託:租税特別措置法68条の3の2 ○特定投資信託:租税特別措置法68条の3の3	
	担当部局	金融庁総合政策局総合政策課	
	6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:-
	7	創設年度及び改正経緯	・平成10年 租税特別措置法第67条の14(特定目的会社に係る課税の特例)創設 ・平成10年 租税特別措置法第67条の15(投資法人に係る課税の特例)創設 ・平成12年 租税特別措置法第68条の3の2(特定目的信託に係る受託法人の課税の特例)創設

8	適用又は延長期間	恒久措置とする	
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国内外の投資に係る税の中立性を維持すること 《政策目的の根拠》 「金融税制研究会 論点整理」(平成22年7月29日) ・海外から我が国への投資を促進すべき。その阻害要因については、可能な限り除去すべき ・投資の選択にゆがみを与えない税制が第一段階の目標なのではないか ・個人が対象となる金融・証券税制は、効率的かつ簡素で継続性のある税制であるべき
		② 政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ—3.市場の機能強化、インフラの整備、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
	③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 公募投資信託等に係る内外二重課税を排除すること。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置による国際的二重課税を排除することにより、国内外の投資に係る税の中立性を維持することに寄与する。	
	④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 本措置による国際的二重課税の排除により、国内外の投資に係る税の中立性を維持することが可能となる。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 諸外国においては、公募投資信託等を経由して支払った外国税を、投資家が支払う所得税から控除できるなど、内外二重課税に関する所要の措置が講じられているところであり、平成30年度改正で認められた内外二重課税の調整措置を円滑に施行するための措置を講ずること、海外投資の環境整備が図られる。	
10	有効性等	① 適用数	外国税の支払がある投資家に適用が見込まれる。
		② 適用額	—
		③ 減収額	50億円
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 本措置による国際的二重課税の排除により、国内外の投資に係る税の中立性を維持することが可能となる。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 諸外国においては、公募投資信託等を経由して支払った外国税を、投資家が支払う所得税から控除できるなど、内外二重課税に関する所要の措置が講じられているところであり、平成30年度改正で認められた内外二重課税の調整措置を円滑に施行するための措置を講ずること、海外投資の環境整備が図られる。

		⑤ 税収減を是認する理由等	内外二重課税の調整方法を見直すものであり、租税特別措置によることが妥当である。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	内外二重課税の調整方法を見直すものであり、租税特別措置によることが妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		事前評価：平成 29 年 8 月

点検結果表

(行政機関名：金融庁)

制度名	承継銀行等に係る資本割の特例措置の延長		
税目	法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（金融機関破綻時におけるセーフティネット機能を十全に発揮し、ひいては金融システムを安定させること）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（金融機関破綻時におけるセーフティネット機能を十全に発揮し、ひいては金融システムを安定させること）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>①・② 本租税特別措置により達成しようとする目標は、「金融機関破綻時におけるセーフティネット機能を十全に発揮し、ひいては金融システムを安定させること」である。金融システムの安定は、その時々の経済状況や、破綻する金融機関の数・資産規模等を踏まえて、総合的に判断されるものと考えられる。したがって、達成すべき水準（目標値）を定量的に示すことは困難である。また、達成すべき時期（目標達成時期）を示すことも困難である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（平成30年度から33年度まで）について、「将来的にも整理回収機構1社が適用を受ける見込みである」と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 承継銀行について、将来の適用数が予測されていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 「機構は、(略) 整理回収業務 (略) を目的の一つとする一の銀行と整理回収業務に関する協定 (略) を締結」するものとされる（預金保険法附則第7条第1項）。</p> <p>② 承継銀行は、内閣総理大臣が「被管理金融機関の業務承継 (略) のため承継銀行を活用する必要があると認めるとき」に、設立されるものである（預金保険法第91条）。したがって、将来の適用数を予測することは困難である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

題とする。

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（平成26年度から29年度まで）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 協定銀行の法人事業税の減収額の計算根拠は、以下のとおりである。</p> <p>平成26年度：10,000百万円 × 0.21%（東京都適用税率） = 21百万円</p> <p>平成27年度：10,000百万円 × 0.315%（同上） = 31.5百万円</p> <p>平成28年度：10,000百万円 × 0.525%（同上） = 52.5百万円</p> <p>平成29年度：10,000百万円 × 0.525%（同上） = 52.5百万円</p> <p>※10,000百万円…資本金等の額（12,000百万円）－特例措置適用後の課税標準（2,000百万円）</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（平成31年度から33年度までの協定銀行）が年度ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額（平成30年度）について、「52.5百万円（協定銀行）」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 将来の減収額（承継銀行）が予測されていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>①・② 仮に、協定銀行の資本金等の額及び東京都適用税率が、いずれも平成29年度と同一のままであるとすれば、平成30年度から33年度までの各年度における協定銀行に係る法人事業税の減収額の予測は、以下のとおりである。</p> <p>10,000百万円 × 0.525%（東京都適用税率） = 52.5百万円</p> <p>③ 承継銀行は、内閣総理大臣が「被管理金融機関の業務承継 (略) のため承継銀行を活用する必要があると認めるとき」に、設立されるものである（預金保険法第91条）ため、将来の適用数を予測することは困難である。また、承継銀行の資本金等の額は、その設立後も、増資によって増加し得る。したがって、将来の減収額を予測することは困難である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（金融機関破綻時におけるセーフティネット機能を十全に発揮し、ひいては金融システムを安定させること）に対する過去の効果について、「法人事業税の資本割の特例措置により、承継銀行等の安定的な財産基盤が確保され、金融機関破綻時におけるセーフティネット機能の十全な発揮、ひいては金融システムの安定に寄与している。将来的にも同様である」と説明されているが、定量的に把握されていない。</p> <p>② 達成目標（金融機関破綻時におけるセーフティネット機能を十全に発揮し、ひいては金融システムを安定させること）に対する過去の効果について、「法人事業税の資本割の特例措置により、承継銀行等の安定的な財産基盤が確保され、金融機関破綻時におけるセーフティネット機能の十全な発揮、ひいては金融システムの安定に寄与している。</p>
--

<p>将来的にも同様である」と説明されているが、過去の適用数1件（平成27年度から29年度までの協定銀行。同時期の承継銀行は0件）は、10件未満と僅少であり、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことを明らかにする必要がある。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 本租税特別措置により達成しようとする目標は、「金融機関破綻時におけるセーフティネット機能を十分に発揮し、ひいては金融システムを安定させること」である。金融システムの安定は、その時々々の経済状況や、破綻する金融機関の数・資産規模等を踏まえて、総合的に判断されるものと考えられる。したがって、達成目標に対する過去の効果について、定量的に把握することは困難である。</p> <p>② 承継銀行及び協定銀行の性質を踏まえると、本租税特別措置が、その達成目標である「金融機関破綻時におけるセーフティネット機能を十分に発揮し、ひいては金融システムを安定させること」の実現に十分に寄与したか否かを、その適用数によって判断するのは適当でないと考えられる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 「適用数によって判断するのは適当でない」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(注)【金融庁の補足説明】欄には、金融庁から送付された文書を引用している。

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（金融機関破綻時におけるセーフティネット機能を十分に発揮し、ひいては金融システムを安定させること）に対する将来の効果について、「法人事業税の資本割の特例措置により、承継銀行等の安定的な財産基盤が確保され、金融機関破綻時におけるセーフティネット機能の十分な発揮、ひいては金融システムの安定に寄与している。将来的にも同様である」と説明されているが、定量的に予測されていない。</p> <p>② 達成目標（金融機関破綻時におけるセーフティネット機能を十分に発揮し、ひいては金融システムを安定させること）に対する将来の効果について、「法人事業税の資本割の特例措置により、承継銀行等の安定的な財産基盤が確保され、金融機関破綻時におけるセーフティネット機能の十分な発揮、ひいては金融システムの安定に寄与している。将来的にも同様である」と説明されているが、予測される将来の適用数1件（協定銀行。承継銀行は予測されていない）は10件未満と僅少であるため、そのような状況を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与することを明らかにする必要がある。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 本租税特別措置により達成しようとする目標は、「金融機関破綻時におけるセーフティネット機能を十分に発揮し、ひいては金融システムを安定させること」である。金融システムの安定は、その時々々の経済状況や、破綻する金融機関の数・資産規模等を踏まえて、総合的に判断されるものと考えられる。したがって、達成目標に対する将来の効果について、定量的に予測することは困難である。</p> <p>② 承継銀行及び協定銀行の性質を踏まえると、本租税特別措置が、その達成目標である「金融機関破綻時におけるセーフティネット機能を十分に発揮し、ひいては金融システムを安定させること」の実現に十分に寄与するか否かを、その適用数によって判断するのは適当でないと考えられる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 「適用数によって判断するのは適当でない」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(3)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	承継銀行等に係る資本割の特例措置の延長
2	① 政策評価の対象税目	法人事業税 (地方税 18)(法人事業税:義)
	② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 承継銀行及び協定銀行(以下「承継銀行等」という。)については、平成 31 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、資本金等の額を銀行法に規定する銀行の最低資本金の額(20 億円)とみなす資本割の特例措置が講じられている。
		《要望の内容》 上記の特例措置の延長(当分の間)を要望する。
		《関係条項》 地方税法附則第 9 条第 2 項
5	担当部局	金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 30 年 8 月 分析対象期間:-
7	創設年度及び改正経緯	平成 16 年度 協定銀行に係る資本割の特例措置 創設 平成 16 年度 承継銀行に係る資本割の特例措置 創設 平成 21 年度 協定銀行に係る資本割の特例措置の延長(5年間) 平成 21 年度 承継銀行に係る資本割の特例措置の延長(5年間) 平成 26 年度 承継銀行等に係る資本割の特例措置の延長(5年間) ※ 平成 26 年度の税制改正要望より、地方税法の同じ条項に該当する租税特別措置であるため、2つの税制改正要望を1つにまとめて要望している。
8	適用又は延長期間	当分の間の延長とする。
9	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備を図り、預金者の保護及び信用秩序の維持を目的とするものである。
		《政策目的の根拠》 預金保険法 (目的) 第1条 この法律は、預金者等の保護及び破綻金融機関に係る資金決済の確保を図るため、金融機関が預金等の払戻しを停止した場合に必要な保険金等の支払と預金等債権の買取りを行うほか、破綻金融機関に係る合併等に対する適切な資金援助、金融整理管財人による管理及び破綻金融機関の業務承継その他の金融機関の破綻の処理に関する措置、特定回収困難債権の買取りの措置、金融危機への対応の措置並びに金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置等の制度を確立し、もつて信用秩序の維持に資することを目的とする。

		② 政策体系における政策目的の位置付け	I-2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 金融機関破綻時におけるセーフティネット機能を十全に発揮し、ひいては金融システムを安定させること。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 承継銀行等が法人事業税の資本割の特例措置による税負担の軽減を受け、安定的な財産基盤を確保することにより、金融機関破綻時において円滑に破綻処理等を行うことに寄与する。
		10 有効性等	① 適用数 【承継銀行】 平成 16 年度から平成 22 年度までは第二日本承継銀行が適用を受けている。承継銀行は、平成 30 年 8 月現在においては存在しないが、必要な場合には内閣総理大臣の決定を受けて預金保険機構により適時に設立される。 【協定銀行】 平成 16 年度から平成 30 年度までは整理回収機構が適用を受けている。将来的にも整理回収機構 1 社が適用を受ける見込みである。
		② 適用額	【承継銀行】 各年度「資本金等の額(※1)-課税標準(20 億円)」である。 (※1)21.2 億円(平成 16 年度から平成 22 年度まで) 【協定銀行】 各年度「資本金等の額(※2)-課税標準(20 億円)」である。 (※2)120 億円(平成 24 年度から)
		③ 減収額	実績は以下の通りである。 【承継銀行】 平成 20 年度 0.2 百万円 平成 21 年度 0.2 百万円 平成 22 年度 0.2 百万円 【協定銀行】 平成 26 年度 21 百万円 平成 27 年度 31.5 百万円 平成 28 年度 52.5 百万円 平成 29 年度 52.5 百万円 平成 30 年度 52.5 百万円 承継銀行等の資本金等の額は、将来的に、業務の増加・追加等に伴い、増資によって増加しうる。こうした性格上、将来の減収額を見通すことは困難である。

		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>法人事業税の資本割の特例措置により、承継銀行等の安定的な財産基盤の確保を通じた預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備が図られ、預金者の保護及び信用秩序の維持に寄与している。将来的にも同様である。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>法人事業税の資本割の特例措置により、承継銀行等の安定的な財産基盤が確保され、金融機関破綻時におけるセーフティネット機能の十全な発揮、ひいては金融システムの安定に寄与している。将来的にも同様である。</p> <p>特例措置が延長されず課税された場合、税負担のため承継銀行等の財産基盤が不安定となり、円滑な破綻処理のための態勢が維持できず、預金者の保護及び信用秩序の維持が困難となる可能性がある。</p>
		⑤ 租税減を是認する理由等	<p>法人事業税の資本割の特例措置により、承継銀行等の税負担が軽減され、安定的な財産基盤が確保される。これを通じて円滑な破綻処理のための態勢整備が図られ、預金者の保護及び信用秩序の維持に寄与している。将来的にも同様である。</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>承継銀行は、破綻金融機関の業務を引き継ぎ、かつ、引き継いだ業務を暫定的に維持・継続し、預金者の保護及び信用秩序の維持を図ることを目的としており、重要な公的使命を負っている。また、協定銀行の業務は、破綻金融機関等の貸付債権などを適正・迅速に回収し、公的資金すなわち国民負担の最小化に寄与する重要な公的使命を負っている。</p> <p>本措置は、承継銀行等の税負担を軽減し、上記業務の円滑な遂行に寄与するものであり、他の政策手段(規制等)では実現困難である。本措置は、預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備を図り、預金者の保護及び信用秩序の維持を図るとの政策目的に合致するものである。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>他の支援措置や義務付け等は存在しない。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>承継銀行等に対する法人事業税の資本割の特例措置の延長を行うことで、承継銀行等の安定的な財産基盤の確保を通じて円滑な破綻処理のための態勢整備を図ることができ、破綻金融機関に係る地域における信用秩序の維持及び金融システムの安定に寄与することから、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 25 年 8 月

復興庁

番号	制度名
復興庁	
復興01	公共施設の整備のために帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合等の特例措置の創設
復興02	土地等の集約化のために帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合の特例措置の創設

点検結果表

(行政機関名：復興庁)

制度名	公共施設の整備のために帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合の特例措置の創設		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税、所得税、個人住民税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（空き地・空き家等の有効かつ適切な利用の促進を図ることにより、居住環境の向上、まちの機能の維持増進等の生活環境の整備を実施）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（空き地・空き家等の有効かつ適切な利用の促進を図ることにより、居住環境の向上、まちの機能の維持増進等の生活環境の整備を実施）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p>
<p>【復興庁の補足説明】</p> <p>① 本施策の目標は、居住環境の向上、まちの機能の維持増進等の生活環境の整備等の定性的なものであり、定量的な目標値を定めることも検討したが、いずれも本来の目標と乖離した内容となることから、定性的な目標にとどめることとした。なお、目標が達成されているかについては、自治体への調査等により、定性的に把握する予定。</p> <p>② 上記のとおり、そもそも目標値を設定することが困難であることから、達成すべき時期を設定することは無意味であると考えます。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（所得税及び個人住民税）が税目ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の適用数について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかになっていない。</p>
<p>【復興庁の補足説明】</p> <p>① 1件の適用で、全ての特例（所得税・個人住民税・法人税・法人住民税・法人事業税等）が適用されることから、税目ごとに件数を記載する必要はなく、まとめて記載している。</p> <p>② 将来の適用数については、自治体からのヒアリングに基づくものであって、計算式等を用いて算出するものではない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が税目ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかになっていない。</p> <p>③ 将来の減収額（平成31年度）について、「6.9万円」と算定されているが、将来の減収額6.9百万円（平成32年度）及び10.4百万円（平成33年度）と乖離しており、算定に誤りがある。</p>
--

<p>【復興庁の補足説明】</p> <p>① 修正させていただいた。</p> <p>② 別紙のとおり。</p> <p>③ 修正させていただいた。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）が予測されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（空き地・空き家等の有効かつ適切な利用の促進を図ることにより、居住環境の向上、まちの機能の維持増進等の生活環境の整備を実施）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。</p>
<p>【復興庁の補足説明】</p> <p>① 本施策の将来の効果を予測する項目はないが、「達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果」がこれに当たると考える。なお、本施策はこれまで実施したものではないことから、「政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況」を記載することは不可能である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(5)及び(7)に課題があり、その中でも(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(注)【復興庁の補足説明】欄には、復興庁から送付された文書を引用している。

公共施設の整備のために帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合等における
所得税・法人税・住民税・法人住民税の特例措置創設に係る減収見込額の試算について

1 特例の対象となることが見込まれる件数の推計

【推計の考え方】

○ 現在、帰還環境整備推進法人として認定されているまちづくり会社は、大熊町の（一社）おおくままちづくり会社のみ。

他方、先進的に空き地・空き家対策に取り組む（一社）葛尾むらづくり公社を有する葛尾村や、帰還環境整備推進法人制度の創設を要望し、現在、当該制度の活用に向けてまちづくり会社を設立している双葉町も、まもなく、帰還環境整備推進法人を認定する見込み。したがって、直近で帰還環境整備推進法人として活動する法人は3社となる見込み。

○ 上記3町村における公共施設の整備は、各町村からの聴き取りを踏まえ、各市町村1年当たり1箇所程度となる見込み。その際、利用するのは空き地となる見込み。

○ 公共施設の整備に当たって必要となる土地の延面積の平均については、「平成30年版地方財政白書（平成28年度決算）」から推計。市町村立の公共施設の延面積の平均は、1件当たり、 $11,686 \text{ 千m}^2 / 3,166 \text{ 箇所} \approx 3.7 \text{ 千m}^2$ と推計。

市民会館、公会堂等の公共施設の延面積について（平成28年度）

	都道府県立	市町村立	合計
箇所数	188	3,166	3,354
延面積（千㎡）	2,468	11,686	14,155

「平成30年版地方財政白書（平成28年度決算）」第112表 文化及び体育施設の状況（公立分）から作成

○ 公共施設の整備に当たって必要となる土地の価格については、「平成30年地価公示標準地の公示価格等（平成30年1月1日時点）」のなかで、今回の特例の対象となる田村市、南相馬市、川俣町、広野町及び檜葉町の住宅地の1㎡当たりの価格から、1.78万円と推計。

したがって、公共施設の整備に当たって必要となる土地の価格は、 $3.69 \text{ 千m}^2 \times 1.78 \text{ 万円} = 6,568 \text{ 万円} \approx \underline{6,600 \text{ 万円}}$ と推計。

2 減収見込額の試算

【試算の前提】

○ 帰還環境整備推進法人は、市町村による帰還環境整備推進法人の認定の遅れの可能性が高いことを踏まえ、税制特例創設当初の平成31年度から平成32年度までは2法人とし、平成33年度から3法人となると仮定する。

○ 適用見込件数は、1を基に、平成31年度：2件（各市町村1件）、平成32年度：2件（各市町村1件）、平成33年度：3件（各市町村1件）と仮定する。

○ 法人税及び法人住民税については、平成32年3月31日までは課税停止となっているため、今回の減収見込の試算は行わないこととする。

【試算】

所得税

○ 1件当たりの所得税の減収額の計算式：

$$2,000 \text{ 万円以下の部分に対する軽減税率による減収} + \text{特別控除による減収} \\ = 2,000 \text{ 万円} \times 5\% + 1,500 \text{ 万円} \times 15\% = 325 \text{ 万円}$$

○ 所得税の次年度以降（平年度）減収見込額：

$$\text{平成31年度減収見込額} : (2,000 \text{ 万円} \times 5\% + 1,500 \text{ 万円} \times 15\%) \times 2 \text{ 件} = 650 \text{ 万円} \quad \dots \text{A}$$

$$\text{平成32年度減収見込額} : (2,000 \text{ 万円} \times 5\% + 1,500 \text{ 万円} \times 15\%) \times 2 \text{ 件} = 650 \text{ 万円} \quad \dots \text{B}$$

$$\text{平成33年度減収見込額} : (2,000 \text{ 万円} \times 5\% + 1,500 \text{ 万円} \times 15\%) \times 3 \text{ 件} = 975 \text{ 万円} \quad \dots \text{C}$$

$$\text{平成31～33年度減収見込額} : \text{A} + \text{B} + \text{C} = 2,275 \text{ 万円} \quad \dots \text{D}$$

$$\text{平年度減収見込額} : \text{D} \div 3 \approx \underline{758.3 \text{ 万円}}$$

住民税

○ 1件当たりの住民税の減収額の計算式：

$$2,000 \text{ 万円以下の部分に対する軽減税率による減収} \\ = 2,000 \text{ 万円} \times 1\% = 20 \text{ 万円}$$

○ 住民税の次年度以降（平年度）減収見込額：

$$\text{平成31年度減収見込額} : 2,000 \text{ 万円} \times 2 \text{ 件} \times 1\% = 40 \text{ 万円} \quad \dots \text{E}$$

$$\text{平成32年度減収見込額} : 2,000 \text{ 万円} \times 2 \text{ 件} \times 1\% = 40 \text{ 万円} \quad \dots \text{F}$$

$$\text{平成33年度減収見込額} : 2,000 \text{ 万円} \times 3 \text{ 件} \times 1\% = 60 \text{ 万円} \quad \dots \text{G}$$

$$\text{平成31年度～平成33年度減収見込額} : \text{E} + \text{F} + \text{G} = 140 \text{ 万円} \quad \dots \text{H}$$

$$\text{平年度減収見込額} : \text{H} \div 3 \approx \underline{46.7 \text{ 万円}}$$

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	公共施設の整備のために帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合等の特例措置の創設
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (所得税:外、法人税:義)(国1) (個人住民税:外、法人住民税:義、法人事業税:義)(地1)
		②: 上記以外の税目 登録免許税、都市計画税、固定資産税、不動産取得税
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 —
		《要望の内容》 帰還環境整備推進法人が、地域利便の増進に寄与する施設の整備のために、空き地・空き家等を取得し、公共施設を整備した場合において、1,500万円の特別控除制度等を適用する。
		《関係条項》 租税特別措置法第34条の2、第65条の4、第68条の75、第31条の2、第62条の3、第68条の68 地方税法附則第34条の2
5	担当部局	復興庁 原子力災害復興班
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:3年間(平成31年4月1日～平成34年3月31日)
7	創設年度及び改正経緯	—
8	適用又は延長期間	3年間(平成31年4月1日～平成34年3月31日)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 原子力災害により、かつて避難指示が出されていた区域(以下「避難指示解除区域」という。)や、現在整備が進む特定復興再生拠点区域等において、空き地・空き家等の有効かつ適切な利用の促進を図ることにより、居住環境の向上、まちの機能の維持増進等の生活環境の整備を図り、もって原子力災害により避難した住民の帰還を推進する。 《政策目的の根拠》 ○原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針 1. 避難指示の解除と帰還に向けた取組を拡充する (3) 避難指示解除に向けた取組と解除後の生活支援策の充実 ② 帰還する方々への生活環境整備及び当面帰還できない方々への支援 ○福島復興再生基本方針 第2部 避難指示・解除区域の復興及び再生 第2 避難解除等区域の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項 1 避難解除等区域の復興及び再生の基本的考え方 5 帰還環境整備推進法人の帰還環境整備事業への参画

		②: 政策体系における政策目的の位置付け	復興庁政策評価体系(※平成30年度復興庁政策評価実施計画の別紙)施策(3)原子力災害からの復興に係る施策の推進
		③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 空き地・空き家等の有効かつ適切な利用の促進を図ることにより、居住環境の向上、まちの機能の維持増進等の生活環境の整備を実施。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本特例措置の対象となる公共施設が整備される件数 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡しようとするインセンティブが働き、その促進が図られることで、居住環境の向上、都市機能の維持増進等の生活環境の整備が図られる。
		10 有効性等	①: 適用数 平成31年度:2件 平成32年度:2件 平成33年度:3件
		②: 適用額 平成31年度:132百万円 平成32年度:132百万円 平成33年度:198百万円	
		③: 減収額	平成31年度:所得税:6.5百万円、個人住民税:0.4百万円 平成32年度:所得税:6.5百万円、個人住民税:0.4百万円 平成33年度:所得税:9.8百万円、個人住民税:0.6百万円
		④: 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 — 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 公共施設が整備されることにより、居住環境の向上、まちの機能の維持増進等の生活環境の整備が実現する。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 本特例措置が新設されなかった場合、土地等を譲渡しようとするインセンティブが働かず、土地等の取得に係る交渉に時間を要することとなることから、住環境の向上、都市機能の維持増進等の生活環境の整備が大幅に遅れるおそれがある。
		⑤: 税収減を是認する理由等	帰還環境整備推進法人制度と類似する制度である、都市再生特別措置法に基づく都市再生推進法人制度においても同様の租税特別措置が講じられており、効率的かつ円滑な土地等の取得を可能とするためには、租税特別措置を講ずることが妥当である。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、一般の住民や民間事業者等に対して帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡するインセンティブを与えることにより、空き地・空き家等に係る取引を促進しようとするものであり、租税特別措置を講ずることが妥当である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	予算措置は、住民の帰還に向けて、公共施設の整備促進、居住環境の改善等のための支援措置等を通じて、主に市町村によるまちづくりの取組を促進しようとするものである。一方、本措置は、一般の住民

		や民間事業者等に対して帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡するインセンティブを与えることにより、空き地・空き家等に係る取引を促進しようとするものである。
	③：地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表

(行政機関名：復興庁)

制度名	土地等の集約化のために帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合の特例措置の創設
税目	法人税、法人住民税、法人事業税、所得税、個人住民税
区分	■新設 □拡充 □延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（空き地・空き家等の有効かつ適切な利用の促進を図ることにより、居住環境の向上、まちの機能の維持増進等の生活環境の整備を実施）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（空き地・空き家等の有効かつ適切な利用の促進を図ることにより、居住環境の向上、まちの機能の維持増進等の生活環境の整備を実施）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p>
<p>【復興庁の補足説明】</p> <p>① 本施策の目標は、居住環境の向上、まちの機能の維持増進等の生活環境の整備等の定性的なものであり、定量的な目標値を定めることも検討したが、いずれも本来の目標と乖離した内容となることから、定性的な目標にとどめることとした。なお、目標が達成されているかについては、自治体への調査等により、定性的に把握する予定。</p> <p>② 上記の通り、そもそも目標値を設定することが困難であることから、達成すべき時期を設定することは無意味であると考え。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（所得税及び個人住民税）が税目ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の適用数について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかになっていない。</p>
<p>【復興庁の補足説明】</p> <p>① 1件の適用で、全ての特例（所得税・個人住民税・法人税・法人住民税・法人事業税等）が適用されることから、税目ごとに件数を記載する必要はなく、まとめて記載している。</p> <p>② 将来の適用数については、自治体からのヒアリングに基づくものであって、計算式等を用いて算出するものではない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が税目ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかになっていない。</p>
<p>【復興庁の補足説明】</p> <p>① 修正させていただいた。</p> <p>② 別紙のとおり。</p>

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）が予測されていないため、この点を課題とする。
- ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（空き地・空き家等の有効かつ適切な利用の促進を図ることにより、居住環境の向上、まちの機能の維持増進等の生活環境の整備を実施）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。</p>
<p>【復興庁の補足説明】</p> <p>① 本施策の将来の効果を予測する項目はないが、「達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果」がこれに当たると考える。なお、本施策はこれまで実施したものではないことから、「政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況」を記載することは不可能である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(5)及び(7)に課題があり、その中でも(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(注)【復興庁の補足説明】欄には、復興庁から送付された文書を引用している。

土地等の集約化のために帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合における
所得税・法人税・住民税・法人住民税の特例措置創設に係る減収見込額の試算について

1 特例の対象となることが見込まれる件数の推計

【推計の考え方】

- 現在、帰還環境整備推進法人として認定されているまちづくり会社は、大熊町の（一社）おおくままちづくり公社のみ。
他方、先進的に空き地・空き家対策に取り組む（一社）葛尾むらづくり公社を有する葛尾村や、帰還環境整備推進法人制度の創設を要望し、現在、当該制度の活用に向けてまちづくり会社を設立している双葉町も、まもなく、帰還環境整備推進法人を認定する見込み。したがって、直近で帰還環境整備推進法人として活動する法人は3社となる見込み。
- 上記3町村において土地等の集約化を行う見込みのある箇所は、各町村からの聴き取りを踏まえると、3年で各町村1箇所程度となる見込み。その際、利用するのは空き地となる見込み。
- 土地等の集約化を行うにあたって対象となる土地については、「平成 25 年住宅・土地統計調査」の持ち家の平均敷地面積から 281 m²と推計。
- 土地等の集約化を行うに当たって必要となる土地等の価格については、「平成 30 年地価公示標準地の公示価格等（平成 30 年 1 月 1 日時点）」のなかで、今回の特例の対象となる田村市、南相馬市、川俣町、広野町及び檜葉町の住宅地の 1 m²当たりの価格から、1.78 万円と推計。
したがって、土地等の集約化を行うに当たって必要となる土地等の価格は、1 件当たり、 $281 \text{ m}^2 \times 1.78 \text{ 万円} = 500.2 \text{ 万円} \approx \underline{500 \text{ 万円}}$ と推計。

2 減収見込額の試算

【試算の前提】

- 帰還環境整備推進法人は、市町村による帰還環境整備推進法人の認定の遅れの可能性が高いことを踏まえ、税制特例創設当初の平成 31 年度から平成 32 年度までは 2 法人とし、平成 33 年度から 3 法人となると仮定する。
- 適用見込件数は、土地等の集約化をするにあたって、4 つの土地等が必要となると

仮定した上で、1 を基に、平成 31 年度：4 件、平成 32 年度：4 件、平成 33 年度：4 件と仮定する。

- 特例を適用するに当たっては、今回の特例の趣旨を踏まえ、所有権の移転登記がなされると仮定する。
- 法人税及び法人住民税については、平成 32 年 3 月 31 日までは課税停止となっているため、今回の減収見込の試算は行わないこととする。

【試算】

所得税

- 1 件当たりの所得税の減収額の計算式：
 $2,000 \text{ 万円以下の部分に対する軽減税率による減収} + \text{特別控除による減収}$
 $= 500 \text{ 万円} \times 5\% = 25 \text{ 万円}$
- 所得税の次年度以降（平年度）減収見込額：
平成 31 年度減収見込額：500 万円 \times 4 件 \times 5% = 100 万円 ……A
平成 32 年度減収見込額：500 万円 \times 4 件 \times 5% = 100 万円 ……B
平成 33 年度減収見込額：500 万円 \times 4 件 \times 5% = 100 万円 ……C

平成 31～33 年度減収見込額：A + B + C = 300 万円 ……D
平年度減収見込額：D \div 3 = 100 万円

住民税

- 1 件当たりの住民税の減収額の計算式：
 $2,000 \text{ 万円以下の部分に対する軽減税率による減収}$
 $= 500 \text{ 万円} \times 1\% = 5 \text{ 万円}$
- 住民税の次年度以降（平年度）減収見込額：
平成 31 年度減収見込額：500 万円 \times 4 件 \times 1% = 20 万円 ……E
平成 32 年度減収見込額：500 万円 \times 4 件 \times 1% = 20 万円 ……F
平成 33 年度減収見込額：500 万円 \times 4 件 \times 1% = 20 万円 ……G

平成 31～33 年度減収見込額：E + F + G = 60 万円 ……H
平年度減収見込額：H \div 3 = 20 万円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	土地等の集約化のために帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合の特例措置の創設
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (所得税:外、法人税:義)(国3) (個人住民税:外、法人住民税:義、法人事業税:義)(地3)
		②: 上記以外の税目 登録免許税、都市計画税、固定資産税、不動産取得税
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 —
		《要望の内容》 複数の空き地等を集約し、その価値を向上することで、民間による活用を促進するため、帰還環境整備推進法人が土地等を取得した場合において、1,500万円の特別控除制度等を適用する。
		《関係条項》 租税特別措置法第34条の2、第65条の4、第68条の75、第31条の2、第62条の3、第68条の68 地方税法附則第34条の2
5	担当部局	復興庁 原子力災害復興班
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:3年間(平成31年4月1日～平成34年3月31日)
7	創設年度及び改正経緯	—
8	適用又は延長期間	3年間(平成31年4月1日～平成34年3月31日)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 原子力災害により、かつて避難指示が出されていた区域(以下「避難指示解除区域」という。)や、現在整備が進む特定復興再生拠点区域等において、空き地・空き家等の有効かつ適切な利用の促進を図ることにより、居住環境の向上、まちの機能の維持増進等の生活環境の整備を図り、もって原子力災害により避難した住民の帰還を推進する。 《政策目的の根拠》 ○原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針 1. 避難指示の解除と帰還に向けた取組を拡充する (3) 避難指示解除に向けた取組と解除後の生活支援策の充実 ② 帰還する方々への生活環境整備及び当面帰還できない方々への支援 ○福島復興再生基本方針 第2部 避難指示・解除区域の復興及び再生 第2 避難解除等区域の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項 1 避難解除等区域の復興及び再生の基本的考え方 5 帰還環境整備推進法人の帰還環境整備事業への参画

		②: 政策体系における政策目的の位置付け	復興庁政策評価体系(※平成30年度復興庁政策評価実施計画の別紙)施策(3)原子力災害からの復興に係る施策の推進
		③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 空き地・空き家等の有効かつ適切な利用の促進を図ることにより、居住環境の向上、まちの機能の維持増進等の生活環境の整備を実施。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本特例措置の対象となる公共施設が整備される件数 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡しようとするインセンティブが働き、その促進が図られることで、居住環境の向上、都市機能の維持増進等の生活環境の整備が図られる。
10	有効性等	①: 適用数	平成31年度:4件 平成32年度:4件 平成33年度:4件
		②: 適用額	平成31年度:20百万円 平成32年度:20百万円 平成33年度:20百万円
		③: 減収額	平成31年度:所得税1.0百万円、個人住民税0.2百万円 平成32年度:所得税1.0百万円、個人住民税0.2百万円 平成33年度:所得税1.0百万円、個人住民税0.2百万円
		④: 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 — 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 複数の空き地等が集約し、その価値を向上することにより、土地等の取引が活発化し、居住環境の向上、まちの機能の維持増進等の生活環境の整備が実現する。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 本特例措置が新設されなかった場合、土地等を譲渡しようとするインセンティブが働かず、土地等の取得に係る交渉に時間を要することから、住環境の向上、都市機能の維持増進等の生活環境の整備が大幅に遅れるおそれがある。
		⑤: 税収減を是認する理由等	帰還環境整備推進法人制度と類似する制度である、都市再生特別措置法に基づく都市再生推進法人制度においても同様の租税特別措置が講じられており、効率的かつ円滑な土地等の取得を可能とするためには、租税特別措置を講ずることが妥当である。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、一般の住民や民間事業者等に対して帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡するインセンティブを与えることにより、空き地・空き家等に係る取引を促進しようとするものであり、租税特別措置を講ずることが妥当である。

	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	予算措置は、住民の帰還に向けて、公共施設の整備促進、居住環境の改善等のための支援措置等を通じて、主に市町村によるまちづくりの取組を促進しようとするものである。一方、本措置は、一般の住民や民間事業者等に対して帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡するインセンティブを与えることにより、空き地・空き家等に係る取引を促進しようとするものである。
	③: 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

総務省

番号	制度名
総務省	
総務01	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却

点検結果表

(行政機関名：総務省)

制度名	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【総務省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の適用数（平成29年度の法人税）について、農林水産物等販売業の平成29年度の推計値が「0」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【総務省の補足説明】	① 過疎対策室が本年7月に過疎地域で製造業、旅館業等を営んでいると思われる事業者（抽出した500事業者）に対して行ったアンケート調査（以下「事業者アンケート」という。）において、平成28年1月から平成30年5月までの間における本特例措置の適用実績を調査したところ、平成29年度の農林水産物等販売業の適用実績が0件との結果であったため、当該年度の推計値を0件としたものである。 上記の内容を事前評価書に追記した。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【総務省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。
-------------------------	---------------------------------------

【総務省の補足説明】

① 下記の内容を事前評価書に追記した。
《法人住民税、法人事業税》

年度	地方税の影響額（千円）		
	法人住民税	法人事業税	
		事業税	地方法人特別税
平成26年度	79,853	73,803	71,221
平成27年度	29,628	41,219	28,063
平成28年度	34,677	48,484	50,503
平成29年度	48,053	54,502	49,929
平成30年度	37,453	48,068	42,832
平成31年度	40,061	50,351	47,755
平成32年度	41,856	50,974	46,839

※下線を付した年度は、推計値を記入している。

○実績の計上根拠について

平成26年度～28年度の影響額は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（平成28年第190回国会提出、平成29年第193回国会提出及び平成30年第196回国会提出）による。平成29年度以降の影響額については、この報告書がまだ発表されていないため、推計としている。

○推計値の算出方法

- ・平成29年度：平成26年度～28年度の3年平均
(少数点以下四捨五入。以下同じ。)
- ・平成30年度：平成27年度～29年度（見込み）の3年平均。
- ・平成31年度：平成28年度～30年度（見込み）の3年平均。
- ・平成32年度：平成29年度（見込み）～31年度（見込み）の3年平均。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。
【総務省の補足説明】	① 点検項目（4）過去の減収額①の補足説明により、課題は解消されたと考えている。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 達成目標（過疎地域における製造業や旅館業等の設備投資を促進し、過疎地域の雇用の増大を図る（本特例の適用期間中（平成31年度～32年度）の本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数568人）に対する過去の効果（平成27年度及び28年度）が年度ごとに把握されていない。 ② 達成目標（過疎地域における製造業や旅館業等の設備投資を促進し、過疎地域の雇用の増大を図る（本特例の適用期間中（平成31年度～32年度）の本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数568人）に対する過去の効果（平成29年度）について、「平成30年7月の豪雨災害により、被災した8市は今回の調査の対象外としたため、8市の29年度の実績については、過去の調査3か年分（平成26から28年度までの実績）における当該
-------------------------	---

8市の新規雇用者の実績（計25人）から推計（25人/3年≒8人）し、計上している」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

③ 達成目標（過疎地域における製造業や旅館業等の設備投資を促進し、過疎地域の雇用の増大を図る（本特例の適用期間中（平成31年度～32年度）の本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数568人）に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数（平成26年度における旅館業1件及びコールセンター0件、27年度における旅館業2件及びコールセンター0件並びに28年度における旅館業2件及びコールセンター0件）は、10件未満と僅少であり、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことを明らかにする必要がある。また、僅少であることの原因が明らかにされていない。

④ 達成目標（過疎地域における製造業や旅館業等の設備投資を促進し、過疎地域の雇用の増大を図る（本特例の適用期間中（平成31年度～32年度）の本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数568人）に対する過去の直接的な効果（平成27年度から29年度まで）について、過去の効果（本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

⑤ 「10④効果」欄における「○目標値（9③）の算出方法」において、「平成30年度の過疎対策室調査では、29年度に本特例の適用が確認された件数（事業所の数）は69件」と説明されているが、平成29年度の適用数の推計値は70件と算定されており、説明に誤りがある。

【総務省の補足説明】

① 過疎対策室が本年6月に過疎市町村に対して行った調査（以下「過疎対策室調査」という。）によれば、平成27年度及び平成28年度において本特例措置を活用した設備投資に係る新規雇用者数は、それぞれ185人、132人である。
上記の内容を事前評価書に追記した。

② 西日本豪雨により被災した8市における新規雇用者数の推計については、過疎対策室調査で把握した当該8市の平成26年度から28年度までの実績（計25人）から推計（25人÷3年≒8人）したものである。
なお、当該3か年度における8市の新規雇用者の内訳（実績）は、以下のとおりである。
平成26年度（計8人）
内訳：岐阜県関市（8人）
平成27年度（計10人）
内訳：広島県府中市（10人）
平成28年度（計7人）
内訳：岐阜県関市（7人）
上記の内容を事前評価書に追記した。

③ 本特例措置の対象となる設備について、製造業は建物及び附属設備のほか機械及び装置も対象となっているが、一方で、旅館業については、建物及び附属設備のみが対象となっているところ、ホテルや旅館といった建物は日々の営業に不可欠なものであり、2,000万円を超える新增設が頻繁に行われることが少ないことが旅館業の適用件数が僅少になっている要因と考えている。
また、コールセンター業については、平成22年の過疎地域自立促進特別措置法（以下「過疎法」という。）の改正の際、100人規模の雇用の確保が図られることや、専門知識など高度な技術を必ずしも必要としない人材の雇用が生まれることなどが期待できると考えられたため、本特例措置の対象事業に追加されたものであるが、実際には、コールセンターの業務に必要な人員を過疎地域で確保することが困難であったことや、事業所の建物を新增設するのではなく賃貸形式で確保するケースが多かったことなどの理由により適用実績がなかったことから、平成29年度以降は対象業種から除外されているものである。
一方、本特例措置は、過疎地域の雇用にとって重要な製造業を中心に年間70件程度の安定的な適用実績があるところ、地域の雇用を増やすためには、設備投資を行った事業者において当該設備投資に伴う雇用の発生という効果に加え、当該事業者の設備投資から波及して地域内の他の事業者で雇用創出効果が発生することが必要である。特に後者

については、当該地域における基盤産業（当該市町村における当該業種に係る雇用者の割合が全国平均以上の業種）の雇用者を増やすことが地域全体の雇用者の増大に資すると言われており（地域の雇用・産業創造チャート（総務省統計局））、このような基盤産業を育成するための設備投資を促していくことが当該地域全体の雇用の増加に繋がると考えられるが、過疎対策室が行った調査によれば、平成29年度に本特例の適用があった69の事業所のうち、46の事業所が所在する市町村において基盤産業となっている業種の事業所であり、当該46の事業所から225人の雇用が創出されたことを踏まえれば、本特例措置は達成目標の実現に十分に寄与していると言える。

上記の内容を事前評価書に追記した

④ 事業者アンケートの結果、平成28年1月から平成30年5月までの間に本特例措置を活用したと回答した事業者は31事業者であり、そのうち本特例措置の活用が雇用の増大にどの程度の影響があったかを尋ねる設問に「①影響があった」と答えたのは12事業者、「②あまり影響はなかった」と答えたのは17事業者、「③全く影響はなかった」と答えたのは2事業者であった。このことから、「①影響があった」と答えた12社において平成28年1月から平成30年5月までの間に新規雇用した110人については全員が、「②あまり影響はなかった」と答えた17事業者において同時期に新規雇用した177人についてはその半数が直接的な効果により新規雇用された人数であるものと考え、本特例措置を活用した全事業者（31事業者）の合計で287人を新規雇用した実績との比率を算出し（（110人+177人×0.5）/287人≒0.7）、それを過疎対策室調査で把握した平成27～29年度に本特例措置を活用した設備投資に係る新規雇用者数に乗算することで、各年度における本特例措置の直接的な効果による新規雇用者数を把握した。

年 度	本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数（人数）	
		うち直接的効果があったとみなされる新規雇用者数（左欄×0.7）
平成27年度	185	130
平成28年度	132	92
平成29年度	260	182

⑤ 「10有効性①適用数」の平成29年度の推計（70事業者）は、財務省がとりまとめている「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」から推計しているが、同報告書では本特例措置を適用したことに伴う新規雇用者数は把握できないという課題がある。

このため、過疎対策室調査により、本特例措置を適用したことに伴う新規雇用者数を把握しているところ。平成29年度は、69事業者が本特例措置の適用に伴い252人を雇用したという結果が得られたため、「10④効果」欄における「○目標値（9③）の算出方法」では、過疎対策室調査の結果である適用数の69件を引用し雇用者数の目標値を設定したものであり、誤りではない。

いずれにしても財務省がとりまとめている報告書と過疎対策室調査では調査時期や調査項目等で異なるため、両者で若干の差異が生じることはやむを得ないものと考えている。

上記の説明を事前評価書に追記した。

【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、本特例措置のうち旅館業については、適用数が僅少であるという実態を踏まえても達成目標の実現に十分に寄与したことを明らかにされていないため、この点を課題とする。
- ④・⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（過疎地域における製造業や旅館業等の設備投資を促進し、過疎地域の雇用の増大を図る（本特例の適用期間中（平成31年度～32年度）の本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数568人））に対する将来の効果について、予測される将来の適用数（平成30年度における旅館業2件及び農林水産物等販売業2件、31年度における旅館業2件及び農林水産物等販売業2件並びに32年度における旅館業2件及び農林水産物等販売業2件）は、10件未満と僅少であるため、そのような状況を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与することを明らかにする必要がある。</p> <p>② 達成目標（過疎地域における製造業や旅館業等の設備投資を促進し、過疎地域の雇用の増大を図る（本特例の適用期間中（平成31年度～32年度）の本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数568人））に対する将来の効果（平成30年度から32年度まで）について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p>
<p>【総務省の補足説明】</p> <p>① 点検項目（6）過去の効果③の補足説明で述べたとおり、本特例措置の対象となる設備について、製造業は建物及び附属設備のほか機械及び装置も対象となっているが、一方で、旅館業については、建物及び附属設備のみが対象となっているところ、ホテルや旅館といった建物は日々の営業に不可欠なものであり、2,000万円を超える新增設が頻繁に行われることが少ないことが旅館業の適用件数が僅少になっている要因と考えている。</p> <p>一方、本特例措置は、過疎地域の雇用にとって重要な製造業を中心に年間70件程度の安定的な適用実績があるところ、地域の雇用を増やすためには、設備投資を行った事業者において設備投資に伴う雇用の発生という効果に加え、当該事業者の設備投資から波及して地域内の他の事業者で雇用創出効果が発生することが必要である。特に後者については、当該地域における基盤産業（当該市町村における当該業種に係る雇用者の割合が全国平均以上の業種）の雇用者を増やすことが地域全体の雇用者の増大に資すると言われており（地域の産業・雇用創造チャート（総務省統計局））、このような基盤産業を育成するための設備投資を促していくことが当該地域全体の雇用の増加に繋がると考えられる。この点、過疎対策室が行った調査によれば、平成29年度に本特例措置の適用があった69の事業所のうち、46の事業所が所在する市町村において基盤産業となっている業種の事業所であり、当該46の事業所から225人の雇用が創出されたことを踏まえれば、本特例措置は、将来においても達成目標の実現に十分に寄与するものと考えている。</p> <p>なお、農林水産物等販売業は、多くの過疎地域において身近な産業であるところ、近年では、いわゆる6次産業化など、地場産品を地域振興につなげる試みが各地で取り組まれており、農林水産物等販売業の設備投資を促し、過疎地域の産品を活かした産業を振興させ、当該地域全体の雇用の増加につなげることができると考えられることから、平成29年の過疎法改正により、対象事業に追加したところである。</p> <p>この点、事業者アンケートでは、農林水産物等販売業について、法改正から1年余しか経過していない中でありながら、1件の適用見込みが確認されたことから、平成30年度以降の適用実績は、当該アンケートの結果も踏まえて2件と推計しているものである。</p> <p>いずれにしても、農林水産物等販売業を含め、本特例措置の対象業種を営む事業者に対する周知を徹底し、達成目標の実現に寄与するよう努めてまいり所存である。</p> <p>② 過疎対策室では、本特例措置の効果を把握するため、過疎対策室調査に加えて、事業者アンケートを実施している。</p> <p>事業者アンケートでは、事業者が本特例措置を活用したことによって、どの程度雇用や経営状況に影響があったかについて尋ねるほか、本特例措置を活用していない事業者についても、活用しない理由を尋ねることで、本特例措置の効果を含めた事後検証を行っている。</p> <p>なお、本特例措置の効果を事前に予測することは困難であることから、御指摘を踏まえ、今回実施した事業者アンケートの内容や調査方法等を改善した上で、事後的に本特例措置の効果を把握する調査を実施し、本特例措置がなかった場合と比較した分</p>

析等を行うこととしたい。

<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明では、本特例措置のうち旅館業及び農林水産物等販売業については、適用数が僅少であるという実態を踏まえても達成目標の実現に十分に寄与したことを明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
--

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【総務省の補足説明】欄には、総務省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義) (国税1) (法人住民税、法人事業税:義)
		②: 上記以外の税目 (所得税、個人住民税:外)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 法人又は個人が、平成 31 年 3 月 31 日までに、過疎地域内に取得価額の合計が 2,000 万円を超える生産等設備を新增設して一定の事業の用に供した場合、建物・機械等の資産について特別償却を認める措置。 ○対象事業及び特別償却対象設備 ・製造業…機械及び装置、建物及び附属設備 ・旅館業…建物及び附属設備 ・農林水産物等販売業…機械及び装置、建物及び附属設備 ○特別償却率:機械及び装置…10/100、建物及び附属設備…6/100
		《要望の内容》 適用期限を2年間延長し、平成 33 年 3 月 31 日までとする。
		《関係条項》 過疎地域自立促進特別措置法第 30 条 租税特別措置法第 12 条、第 45 条、第 68 条の 27
5	担当部局	自治行政局地域自立応援課過疎対策室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 30 年8月 分析対象期間:平成 26 年度～32 年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和 45 年創設 平成2年度:旅館業(ホテル営業、旅館業及び簡易宿所営業)の追加 平成 12 年度:過疎地域自立促進特別措置法施行 適用期限の5年延長。対象事業にソフトウェア業を追加。 平成 17 年度:適用期限の2年延長 平成 19 年度:適用期限の2年延長 平成 21 年度:適用期限の1年延長 平成 22 年度:過疎地域自立促進特別措置法の延長 適用期限の1年延長。対象事業からソフトウェア業を除外し、情報通信技術利用事業を追加。 平成 23 年度:適用期限の2年延長 平成 25 年度:適用期限の2年延長 平成 27 年度:適用期限の2年延長 平成 29 年度:過疎地域自立促進特別措置法の改正 適用期限の2年延長。対象事業から情報通信技術利用事業を除外し、農林水産物等販売業を追加。
8	適用又は延長期間	2年間(平成 31 年4月 1 日～平成 33 年3月 31 日)

9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 過疎対策については、昭和 45 年以来、4次にわたる議員立法により過疎法が制定されており、現行法は、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成を目的としている。 過疎法では、過疎地域自立促進のための対策の目標の一つとして、産業を振興し、安定的な雇用を増大することが定められており、そのために、国は必要な施策を総合的に講ずる責務を有している。 その施策の一つとして、過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の特例が定められている。 過疎地域では引き続き人口減少と、著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられるところであり、本制度は、過疎地域における製造業や旅館業等の設備投資を促進し、過疎地域の雇用の増大を図ることを政策目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 【過疎地域自立促進特別措置法】 ○第1条 この法律は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。 ○第3条 過疎地域の自立促進のための対策は、第一条の目的を達成するため、地域における創意工夫を尊重し、次に掲げる目標に従って推進されなければならない。 一 産業基盤の整備、農林漁業経営の近代化、中小企業の育成、企業の導入及び起業の促進、観光の開発等を図ることに より、産業を振興し、あわせて安定的な雇用を増大すること。 ○第4条 国は、第一条の目的を達成するため、前条各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずるものとする。 ○第 30 条 過疎地域内において製造の事業、農林水産物等販売業(過疎地域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。以下同じ。)又は旅館業(下宿営業を除く。以下同じ。)の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合において、当該新設又は増設により、当該過疎地域内における雇用の増大に寄与すると認められるときは、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置(製造の事業又は農林水産物等販売業の用に供するものに限る。以下同じ。)並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法の定めるところにより、特別償却を行うことができる。</p>
---	------	---------------	--

		<p>【「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(平成 30 年6月 15 日閣議決定)】 第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組 6. 地方創生の推進 (5)これからの時代にふさわしい国土の均衡ある発展 人口減少が深刻な過疎地域や半島、離島・奄美などの条件不利地域については、近隣地域との調和ある発展や交流・連携を図りつつ、生活機能を確保する小さな拠点や地域運営組織の形成を推進し、交通基盤の維持等を図るとともに、地域資源や創意工夫を活かした自立的な地域社会の構築による、維持・活性化を目指す。</p> <p>【過疎地域自立促進特別措置法の改正に係る決議(平成 22 年3月)】 ○衆議院総務委員会 「過疎対策の推進による過疎地域の自立促進に関する件」</p> <p>(前略)政府は、過疎対策の推進に当たって次の事項の実現を図り、過疎地域の自立促進に万全を期すべきである。 一～三(略) 四 過疎地域の置かれた現状を踏まえ、今後は特に、地域医療の確保、就業機会の創出、生活交通の確保、情報通信環境の整備、子育ての支援、地域間交流の促進等が積極的に実施されるようにすること。 五～六(略)</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>平成 31 年度概算要求における政策体系図 【基本計画(平成 29 年9月策定)】 Ⅱ. 地方行財政 2. 地域振興(地域力創造)</p>
③	達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 過疎地域自立促進特別措置法の目的は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することであり、過疎地域の自立促進のため、産業を振興し安定的な雇用を増大させることが達成目標の一つとなっている。国はその目的を達成するため必要な施策を講ずることとなっており、本特例により、過疎地域における製造業や旅館業等の設備投資を促進し、過疎地域の雇用の増大を図ることを目標とする。</p> <p>○測定指標 ・過疎地域における本特例を活用した設備投資に伴う新規雇用者数</p> <p>○目標値:本特例の適用期間中(平成 31 年度～32 年度)の本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数 568 人(根拠)10④の本特例の効果の見込みに基づく。</p>

		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置を講じることにより、過疎地域における製造業や旅館業等の設備投資が促進され、雇用機会の拡大を図ることができる。 また、農林水産物等販売業は、多くの過疎地域において身近な産業であるところ、近年では、いわゆる6次産業化など、地場産品を地域振興につなげる試みが各地で取り組まれており、本特例により、農林水産物等販売業の設備投資を促し、過疎地域の産品を活かした産業を振興させ、雇用の増加につなげることができるものと考えている。 本特例の政策目標は、過疎地域の雇用の増大であり、上記の達成目標の実現が、すなわち政策目的の実現につながるものである。</p>																																																					
10	有効性等	<p>①: 適用数</p> <table border="1" data-bbox="1523 422 2072 710"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="5">適用件数(件)</th> </tr> <tr> <th>製造業</th> <th>旅館業</th> <th>コールセンター</th> <th>農林水産物等販売業</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 26 年度</td> <td>71</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>-</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>66</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>-</td> <td>68</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>66</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>-</td> <td>68</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>68</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>0</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>67</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>平成 31 年度</td> <td>67</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>平成 32 年度</td> <td>67</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>71</td> </tr> </tbody> </table> <p>※下線を付した年度は、推計値を記入している。</p> <p>○実績の計上根拠について 件数は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成 28 年第 190 回国会提出、平成 29 年第 193 回国会提出及び平成 30 年第 196 回国会提出)による。ただし、平成 29 年度以降の適用件数については、この報告書がまだ発表されていないため、推計としている。(※)</p> <p>※ 農林水産物等販売業の適用件数については、平成 30 年度に過疎対策室が、過疎地域で製造業、旅館業及び農林水産物等販売業を営んでいると思われる事業所(抽出した 500 事業所)を対象に実施したアンケート調査(以下「事業者アンケート」という。)の結果に基づき、算出した。(回答率 39.0%) この事業者アンケートの結果、農林水産物等販売業を営む事業所が、平成 30 年1月～5月の間に設備投資を行い、本特例を活用する見込みがあると回答した事例が1件あったため、平成 30 年度以降の農林水産物等販売業の適用件数については、アンケートの回答率(39.0%)を踏まえ、1年間に2件と推計した。</p> <p>○推計値の算出方法 (1)製造業、旅館業 ・平成 29 年度:平成 26 年度～28 年度の3年平均(少数点以下四捨五入。以下同じ。) ・平成 30 年度:平成 27 年度～29 年度(見込み)の3年平均。 ・平成 31 年度:平成 28 年度～30 年度(見込み)の3年平均。 ・平成 32 年度:平成 29 年度(見込み)～31 年度(見込み)の3年平均。</p>	年度	適用件数(件)					製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業	合計	平成 26 年度	71	1	0	-	72	平成 27 年度	66	2	0	-	68	平成 28 年度	66	2	0	-	68	平成 29 年度	68	2	-	0	70	平成 30 年度	67	2	-	2	71	平成 31 年度	67	2	-	2	71	平成 32 年度	67	2	-	2	71
年度	適用件数(件)																																																						
	製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業	合計																																																		
平成 26 年度	71	1	0	-	72																																																		
平成 27 年度	66	2	0	-	68																																																		
平成 28 年度	66	2	0	-	68																																																		
平成 29 年度	68	2	-	0	70																																																		
平成 30 年度	67	2	-	2	71																																																		
平成 31 年度	67	2	-	2	71																																																		
平成 32 年度	67	2	-	2	71																																																		

	<p>(2) 農林水産物等販売業</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年度～32 年度: 事業者アンケートの結果を踏まえ、1 年間の適用件数を 2 件と推計 <p>○ 想定外に僅少であるか否かについて 平成 27 年度実績 (68 件) 及び平成 28 年度実績 (68 件) は、前回評価 (平成 28 年 8 月) における見込み (平成 27 年度 (74 件)、平成 28 年度 (74 件)) と比較して、想定外に僅少であるとは言えない。</p>					
②: 適用額	適用額 (特別償却限度額) (千円)					
	年度	製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業	合計
	平成 26 年度	1,794,632	15,531	0	-	1,810,168
	平成 27 年度	855,341	13,228	0	-	868,571
	平成 28 年度	1,105,191	28,317	0	-	1,133,511
	平成 29 年度	1,251,721	19,025	-	0	1,270,746
	平成 30 年度	1,070,751	20,190	-	11,000	1,101,941
	平成 31 年度	1,142,554	22,511	-	11,000	1,176,065
	平成 32 年度	1,155,009	20,575	-	11,000	1,186,584
		<p>※ 平成 26～28 年度の実績は、単位未満の端数処理のため、合計と内訳の計が一致しない。 ※ 下線を付した年度は、推計値を記入している。</p> <p>○ 実績の計上根拠について 適用額は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成 28 年第 190 回国会提出、平成 29 年第 193 回国会提出及び平成 30 年第 196 回国会提出) による。ただし、平成 29 年度以降の適用額については、この報告書がまだ発表されていないため、推計としている。(※)</p> <p>※ 農林水産物等販売業の適用額については、事業者アンケート調査の結果に基づき、算出した。 事業者アンケート調査の結果、農林水産物等販売業を営む事業所が、平成 30 年 1 月～5 月の間に 55,000 千円の設備投資を行い、本特例を活用する見込みがあると回答した事例が 1 件あった。 なお、当該調査は平成 28 年 1 月から平成 30 年 5 月までの間における本特例措置の適用実績を調査するものであり、平成 29 年度の農林水産物等販売業の適用実績は 0 件との結果であったため、当該年度の推計値を 0 件としている。 また、適用額については、事業者アンケート調査で把握した上記の事例の実績額 (平成 30 年度に 55,000 千円の機械の購入) に、特別償却率 (機械及び装置 10/100) を乗じた金額 (55,000 千円 × 10/100 = 5,500 千円) を算出し、1 年間の適用件数 (2 件 (推計)) を乗じて算出した。</p>				

	<p>○ 推計値の算出方法</p> <p>(1) 製造業、旅館業</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年度: 平成 26 年度～28 年度の 3 年平均 (少数点以下四捨五入。以下同じ。) 平成 30 年度: 平成 27 年度～29 年度 (見込み) の 3 年平均。 平成 31 年度: 平成 28 年度～30 年度 (見込み) の 3 年平均。 平成 32 年度: 平成 29 年度 (見込み) ～31 年度 (見込み) の 3 年平均。 <p>(2) 農林水産物等販売業</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年度～32 年度: 事業者アンケートの結果を踏まえ、1 年間の適用件数 2 件 × 5,500 千円と推計 <p>○ 特例の対象の偏在性について 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成 28 年第 190 回国会提出、平成 29 年第 193 回国会提出及び平成 30 年第 196 回国会提出) によれば、別紙 1 のとおり、多数の業種で適用実績があり、本特例の適用が一部の業種に偏っているということはない。 また、過疎対策室が平成 30 年度に過疎市町村を対象に行った調査 (以下「過疎対策室調査」という。) によれば、平成 29 年度実績は、本特例を適用した法人事業所が確認された団体は 48 市町村であり、都道府県で見ると 25 道県にまたがっており、地域的にも偏りはない。</p>					
③: 減収額	法人税の減収額 (千円)					
	年度	製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業	合計
	平成 26 年度	457,631	3,960	0	-	461,591
	平成 27 年度	204,426	3,161	0	-	207,587
	平成 28 年度	258,615	6,626	0	-	265,241
	平成 29 年度	292,903	4,452	-	0	297,355
	平成 30 年度	248,414	4,684	-	2,552	255,650
	平成 31 年度	265,073	5,223	-	2,552	272,848
	平成 32 年度	267,962	4,773	-	2,552	275,287
		<p>※ 下線を付した年度は、推計値を記入している。</p> <p>○ 実績の計上根拠について 減収額は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成 28 年第 190 回国会提出、平成 29 年第 193 回国会提出及び平成 30 年第 196 回国会提出) による。平成 29 年度適用件数については、この報告書がまだ発表されていないため、推計としている。</p> <p>○ 法人税の減収額の算出方法 前述の 10②の適用額 (特別償却限度額) に、基本税率 (平成 26 年度: 25.5%、平成 27 年度: 23.9%、平成 28 年度～29 年度: 23.4%、</p>				

平成 30 年度:23.2%、平成 31 年度～32 年度:23.2%(見込み))を乗じて算出(小数点以下四捨五入)。

《法人住民税、法人事業税》

年度	地方税の影響額(千円)		
	法人住民税	法人事業税	
		事業税	地方法人特別税
平成 26 年度	79,853	73,803	71,221
平成 27 年度	29,628	41,219	28,063
平成 28 年度	34,677	48,484	50,503
平成 29 年度	48,053	54,502	49,929
平成 30 年度	37,453	48,068	42,832
平成 31 年度	40,061	50,351	47,755
平成 32 年度	41,856	50,974	46,839

※下線を付した年度は、推計値を記入している。

○実績の計上根拠について
平成 26 年度～28 年度の影響額は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(平成 28 年第 190 回国会提出、平成 29 年第 193 回国会提出及び平成 30 年第 196 国会提出)による。平成 29 年度以降については、この報告書がまだ発表されていないため、推計としている。

○推計値の算出方法
・平成 29 年度:平成 26 年度～28 年度の3年平均(少数点以下四捨五入。以下同じ。)
・平成 30 年度:平成 27 年度～29 年度(見込み)の3年平均。
・平成 31 年度:平成 28 年度～30 年度(見込み)の3年平均。
・平成 32 年度:平成 29 年度(見込み)～31 年度(見込み)の3年平均。

④: 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

年度 (平成)	実績			見込み	目標値	
	27	28	29		31	32
本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数(人)	185	132	260 (うち推計8人)	284	284	284

(注) 1 平成 27～29 年度の実績は過疎対策室調査により把握(※)
2 平成 30 年度は見込み値。
3 平成 31 年度以降は目標値

※ 平成 30 年 7 月の豪雨災害により、被災した8市は今回の調

査の対象外としたため、8市の平成 29 年度の実績については、過去の調査 3 か年分(平成 26～28 年度実績)における当該8市の新規雇用者の実績(計 25 人)から推計(25 人/3 年≒8 人)し、計上している。

当該3か年度における8市の新規雇用者の内訳(実績)は、以下のとおりである。

平成 26 年度(計8人)
内訳: 岐阜県関市(8人)

平成 27 年度(計 10 人)
内訳: 広島県府中市(10人)

平成 28 年度(計7人)
内訳: 岐阜県関市(7人)

【平成 30 年度過疎対策室調査の対象外とした 8 市】
・広島県: 呉市、尾道市、府中市、東広島市、三原市、江田島市
・岐阜県: 関市
・愛媛県: 大洲市

○目標値(9③)の算出方法
(目標値:本特例の適用期間中(平成 31 年度～32 年度)の本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数 568 人)
平成 30 年度の過疎対策室調査では、平成 29 年度(本特例の適用が確認された件数(事業所の数)は 69 件、本特例を活用した設備投資に係る増加雇用人数は 252 人であり、推計 8 人を加えて、平成 29 年度の新規雇用者数の実績を 260 人とした。
平成 30 年度の見込み及び平成 31 年度以降の目標値は、過疎対策室調査で把握した平成 29 年度の適用件数に対する増加雇用人数の比率(252 人/69 件≒4 人)を、10①の適用件数に当てはめて算出した(小数点以下四捨五入)。
なお、当該評価書で適用件数等の記載に引用している「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」では、本特例措置を適用したことに伴う新規雇用者数が把握できないため、当室で実施している過疎対策室調査の結果(適用件数 69 件、新規雇用者数 252 人)を引用している。

○所期の目標の達成状況
前回の事前評価(平成 28 年8月)では、平成 29 年度～30 年度における本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数を 1,530 人と見込んでいたが、平成 30 年度に行った過疎対策室調査に基づく実績を踏まえると 544 人の見込みとなっている。
所期の目標との乖離が見られるが、この原因としては、所期の目標が、平成 26 年度に特例を活用して設備投資を行った事業者の実績(新規雇用者数 711 人、適用額 1,810,168 千円、適用件数 72 件)を基に推計されたものであるところ、直近の推計(H29 年度実績:新規雇用者数 260 人、適用額 1,270,746 千円、適用件数 70 件)と比較すると、適用件数には大きな変化がないものの、一方で、適用額は平成 26 年度の7割程度に留まっており、事業者の設備投資が相対的に減ったことに伴い、雇用創出効果が想定よりも発現していな

		<p>いものと推察される。</p> <p>○旅館業、コールセンター業の適用件数が僅少である理由 旅館業及びコールセンター業に係る過去の適用数(平成26年度における旅館業1件及びコールセンター0件、27年度における旅館業2件及びコールセンター0件並びに28年度における旅館業2件及びコールセンター0件)は、10件未満と僅少になっている。 その理由としては、本特例措置の対象となる設備について、製造業は建物及び附属設備のほか機械及び装置も対象となっているが、一方で、旅館業については、建物及び附属設備のみが対象となっているところ、ホテルや旅館といった建物は日々の営業に不可欠なものであり、2,000万円を超える新增設が頻繁に行われることが少ないことが旅館業の適用件数が僅少になっている要因と考えている。 また、コールセンター業については、平成22年の過疎地域自立促進特別措置法の改正の際、100人規模の雇用の確保が図られることや、専門知識など高度な技術を必ずしも必要としない人材の雇用が生まれることなどが期待できると考えられたため、本特例措置の対象事業に追加されたものであるが、実際には、コールセンターの業務に必要な人員を過疎地域で確保することが困難であったことや、事業所の建物を新增設するのではなく賃貸形式で確保するケースが多かったことなどの理由により、適用実績がなかったことから、平成29年度以降は対象業種から除外されているものである。</p> <p>○農林水産物等販売業の適用件数見込みが僅少となっている理由 農林水産物等販売業は、多くの過疎地域において身近な産業であるところ、近年では、いわゆる6次産業化など、地場産品を地域振興につなげる試みが各地で取り組まれており、農林水産物等販売業の設備投資を促し、過疎地域の産品を活かした産業を振興させ、当該地域全体の雇用の増加につなげることができると考えられることから、平成29年の過疎法改正により、対象事業に追加したところである。 この点、事業者アンケートでは、農林水産物等販売業について、法改正から1年余しか経過していない中でありながら、1件の適用見込みが確認されたことから、平成30年度以降の適用実績は、当該アンケートの結果も踏まえて2件と推計しているものである。 いずれにしても、農林水産物等販売業を含め、本特例措置の対象業種を営む事業者に対する周知を徹底し、達成目標の実現により寄与するよう努めてまいる所存である。</p> <p>○適用件数が僅少となる業種があっても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与すると考える理由 本特例措置は、過疎地域の雇用にとって重要な製造業を中心にこれまでも年間70件程度の安定的な適用実績があるところ、地域の雇用を増やすためには、設備投資を行った事業者において設備投資に伴う雇用の発生という直接的な効果に加え、当該事業者の設備投資から波及して地域内の他の事業者で雇用創出効果が発生することが必要である。特に後者については、当該地域における基盤産業(当該市町村における当該業種に係る雇用者の割合が全国平均以上の業種)の雇用者を増やすことが地域全体の雇用者の増大に資すると言われており(地域の産業・雇用創造チャート(総務省統計局))、このような基盤産業を育成するための設備投資を促し</p>
--	--	--

		<p>ていくことが、当該地域全体の雇用の増加に繋がると考えられる。過疎対策室が行った調査によれば、平成29年度に本特例措置の適用があった69の事業所のうち、46の事業所が所在する市町村において基盤産業となっている業種の事業所であり、当該46の事業所から225人の雇用が創出されたことを踏まえれば、本特例措置は達成目標の実現に十分に寄与するものと考えている。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 一般に、過疎地域に設備投資する企業は、中小規模のものが多く、財務的に余裕があるケースは少ないものと考えられる。そうした中、本特例により、設備投資直後の資金繰りが緩和され、その結果、事業者の設備投資が促進される効果が期待できる。これにより、過疎地域における当該事業者の操業の継続、拡大又は新規の事業者の設備投資を後押しし、ひいては当該過疎地域における雇用の維持・増加につながるものと考えている。 また、事業者アンケート調査によれば、近年、本特例を適用した事業者からは、特別償却によって、財務的に余裕ができたことにより、設備投資のほか人件費への投資も可能になったなどの回答があったところであり、本特例は企業の設備投資に一定程度寄与していることが確認できた。(事業者アンケートの結果の概要は、別紙2のとおり。) なお、今回の事業者アンケートを実施する際には本特例の概要資料を同封して制度の周知を図っている。また、各種会議等の場においても、本特例について積極的に周知に努めている。</p> <p>※ 本特例措置の効果を事前に予測することは困難であることから、今回実施した事業者アンケートの内容や調査方法を改善した上で、事後的に本特例措置の効果を把握する調査を実施し、本特例措置がなかった場合と比較した分析等を行うこととしたい。</p> <p>○租税特別措置が延長されなかった場合の影響 過疎地域における民間企業等の設備投資を促すには、過疎地域における設備投資に対して税制上の特別措置を講じることが有効かつ必要であり、仮に本特例が延長されない場合、上記のような過疎地域における雇用創出効果が全く期待できなくなる。</p>
	⑤: 租税減を是認する理由等	<p>《租税減を是認するような効果の有無》 著しい高齢化と人口減少が進む過疎地域においては、雇用の場の確保が重要な課題となっている。過疎地域において企業等が設備投資を行うことで、過疎地域における雇用の維持・確保につながるという社会的意義があり、前述のように雇用増大の効果が期待できることから、減収を是認する効果があると言える。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例措置は、事業者の設備投資を促し、雇用を増大させる目的で過疎地域自立促進特別措置法第30条に規定されたものである。なお、本特例措置は、課税の繰延べであるので、減収額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国の負担は少ない。課税の繰延べによって、初期投資の負担が軽減される本特例措置は、過疎地域における設備投資のインセンティブとなり、過疎地域の雇用の増加という政策目</p>

		<p>的において効果が見込まれる。</p> <p>補助金の場合は、公共性の高い事業を目的とするのが一般的であり、営利活動を目的とする事業者の資産形成に資するようなものについて補助金を交付することは適当でないと考えられる。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>地域経済の好循環拡大に向けて、ローカル10,000プロジェクト(地域の資源と資金を活用し、雇用吸収力の大きい地域密着型企業を全国各地で立ち上げるため、交付金により自治体の初期投資の補助を支援)などを実施している。</p> <p>ローカル10,000プロジェクトは、本特例と異なり、特定の業種を支援するものではなく、自治体、地域金融機関、民間事業者等の連携による事業の創造を支援するものである。</p> <p>本特例と併せて、これらの多面的な支援措置により、地域経済の振興と拡大に取り組んでいる。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成28年8月【H28 総務01】

適用業種が偏っていないことについての補足説明

租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書から

(平成28年第190国会提出、平成29年第193国会提出及び平成30年第196国会提出)

過疎地域における工業用機械等の特別償却

(単位:千円)

業種	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	合計		合計		合計	
	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額
農林水産業	0	0	0	0	2	18,090
鉱業	2	44,928	0	0	0	0
建設業	4	58,871	4	47,781	1	1,549
製造業	48	669,981	54	703,510	56	1,020,191
食料品製造業	7	192,358	10	56,638	7	75,073
繊維工業	0	0	1	23,151	2	45,584
木材、木製品製造業	3	35,761	1	29	0	0
家具、装備品製造業	0	0	0	0	0	0
パルプ、紙、紙製品製造業	0	0	1	1,071	0	0
新聞業、出版業又は印刷業	2	3,039	0	0	1	9,407
化学工業	0	0	5	27,482	3	34,758
石油製品製造業	0	0	0	0	0	0
石炭製品製造業	0	0	0	0	0	0
ゴム製品製造業	2	19,392	2	31,011	1	647
皮革、同製品製造業	0	0	0	0	0	0
窯業又は土石製品製造業	2	35,566	1	58,573	2	85,476
鉄鋼業	1	20,839	0	0	1	69,883
非鉄金属製造業	0	0	2	99,300	2	61,608
金属製品製造業	12	84,243	10	43,903	13	132,872
機械製造業	7	175,041	7	44,184	8	208,938
産業用電気機械器具製造業	4	28,537	3	68,761	2	91,845
民生用電気機械器具電球製造業	1	1,305	0	0	1	5,035
通信機械器具製造業	1	4,665	3	34,641	3	16,945
輸送用機械器具製造業	5	59,809	7	201,641	6	84,820
理化学機械器具等製造業	0	0	0	0	1	4,115
光学機械器具等製造業	0	0	0	0	0	0
時計、同部品製造業	0	0	0	0	0	0
その他の製造業	1	9,419	1	13,118	3	93,178
卸売業	6	305,574	3	8,679	3	50,881
小売業	2	6,103	0	0	0	0
料理飲食旅館業	1	15,531	2	13,228	2	28,317
金融保険業	0	0	0	0	0	0
不動産業	3	583,955	1	1,177	2	2,276
運輸通信公益事業	2	103,943	1	87,824	0	0
サービス業	3	12,812	3	6,370	1	1,820
その他	1	8,465	0	0	1	10,384
合計	72	1,810,168	68	868,571	68	1,133,511

※ 評価書の集計では、「料理飲食旅館業」に計上されているものを「旅館業」に計上し、それ以外については、全てを「製造業」として計上している。

(別紙2)

事業者アンケートの結果の概要

《事業者アンケートの概要》

- ・ 調査対象
過疎法に定める「過疎地域」に所在する事業所（500 事業者を抽出）
- ・ 実施時期
平成 30 年 7 月 6 日（金）～27 日（金）
- ・ 送付数（事業所単位）
500
- ・ 回答数
195
- ・ 回答率
39.0%

《事業者アンケートの結果》

- 平成 28 年 1 月から平成 30 年 5 月までの間に過疎地域に係る特別償却制度を活用したと回答した事業者は 31 事業者であった。
- 特別償却制度を活用した事業所に対し、制度の活用が雇用の増大にどの程度の影響があったかを尋ねる設問に対し、「①影響があった」と答えたのは 12 事業者であった。
- 上記で「①影響があった」と答えた事業者からは、「制度を活用し、キャッシュに余裕が生まれることで、経営の安定度を高められる」という意見や、「増産のための設備投資や雇用など経営上の意思決定の自由度を高められる」などの意見があった。
- 雇用創出効果としては、平成 28 年 1 月から平成 30 年 5 月までの間に特別償却制度を活用した事業者に対し、新增設を行ったことに伴い増加した雇用者数を尋ねたところ、31 事業者の合計で 287 人の雇用者の増につながったとの回答が得られた。
- 特別償却制度を活用しなかった事業者に対し、制度を活用しなかった理由を尋ねたところ、「親会社が特別償却を採用しておらず、会計処理の統一を求められているため」などの意見があった。
- また、今回の事業者アンケートをきっかけに本特例を知ったという事業者も見受けられたところであるが、今回のアンケートを実施する際に同封した本特例制度の概要資料を見て、制度の活用を検討したいという意見も寄せられた。

文部科学省

番号	制度名
文部科学省	
文科01	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた税制上の所要の措置
文科02	文化財保存活用支援団体に対する重要文化財等の譲渡に係る譲渡所得の課税の特例等の拡充

点検結果表

(行政機関名：文部科学省)

制度名	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた税制上の所要の措置
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（来日する大会関係者の活動に対して、税制面で必要な措置を講じ、円滑な準備及び運営を実現する）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（来日する大会関係者の活動に対して、税制面で必要な措置を講じ、円滑な準備及び運営を実現する）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p> <p>③ 達成目標（来日する大会関係者の活動に対して、税制面で必要な措置を講じ、円滑な準備及び運営を実現する）では、政策目的（来日する大会関係者の活動に対して、税制面で必要な措置を講じ、円滑な準備及び運営を実現する）の実現状況を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【文部科学省の補足説明】</p> <p>①～③ 税制面で必要な措置が講じられない場合、一部の大会関係者に二重課税が発生する可能性があるなど、大会関係者間の課税の公平性・均一性が保たれない恐れがある。オリパラ基本方針にある国の役目として「大会の円滑な準備及び運営の実現」とあり、また、多くの大会関係者は2年ごとに行われる大会の度に各国を転々として活動を行っており、開催国の税制に左右されずに居住地においてのみ課税されることを望んでいる。課税面での混乱がなく、大会が無事に終了することが本措置の達成目標であるため、目標値を定量的に示すことは難しい。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p>
<p>【文部科学省の補足説明】</p> <p>① 税制改正要望時に提出した試算をもとに、適用件数及び適用額を記載した（評価書参照）。 なお、大会終了後の大会関係者の活動内容が未定のため、平成33年度（2021）については未定。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「大会終了後の大会関係者の活動内容が未確定のため、平成33年度については未定」との説明では、平成33年度の適用数が明らかにされておらず、また、平成31年度及び32年度の適用数について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
--

【文部科学省の補足説明】

① 税制改正要望時に提出した試算をもとに減収見込み額を記載した（評価書参照）。
なお、大会終了後の大会関係者の活動内容が未定のため、平成33年度（2021）については未定。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「大会終了後の大会関係者の活動内容が未確定のため、平成33年度については未定」との説明では、平成33年度の減収額が明らかにされておらず、また、平成31年度及び32年度の減収額について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（来日する大会関係者の活動に対して、税制面で必要な措置を講じ、円滑な準備及び運営を実現する）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p>
<p>【文部科学省の補足説明】</p> <p>① 現時点で将来の効果を数値化して示すことは出来ないものの、税制面で必要な措置が講じられなかった場合、一部の大会関係者に二重課税が発生する可能性があるなど、大会関係者等の間において、課税の公平性や均一性が確保されないこととなり、2020東京大会の円滑な準備及び運営の実現というオリパラ基本方針が遵守できなくなる恐れがあるため、本措置は達成目標の実現に十分に寄与するものである。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目全てに課題があり、その中でも(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(注)【文部科学省の補足説明】欄には、文部科学省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた税制上の所要の措置
2	対象税目	(法人税：義)(国税2)
	①：政策評価の対象税目	(法人住民税、法人事業税：義)(地方税1)
	②：上記以外の税目	所得税、個人住民税
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 —
		《要望の内容》 平成32年に予定されている東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「2020年東京大会」という。)の開催に伴い、国際オリンピック委員会(IOC)、国際パラリンピック委員会(IPC)関係者をはじめ、選手、放送関係者等の個人・団体の関係者について、2020年東京大会の円滑な準備及び運営の趣旨を踏まえ、関連する所得を法人税の課税所得としないこと等、税制上の所要の措置を講じる。
		《関係条項》 ・法人税法(昭和40年法律第34号)第138条、第141条 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第23条第1項第4号、第72条の23第1項第3号、第292条第1項第4号
5	担当部局	スポーツ庁 オリンピック・パラリンピック課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：平成30年8月 分析対象期間：平成31年4月1日～平成33年12月31日
7	創設年度及び改正経緯	—
8	適用又は延長期間	平成31年4月1日～平成33年12月31日
9	必要性等	①：政策目的及びその根拠
		《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 来日する大会関係者の活動に対して、税制面で必要な措置を講じ、円滑な準備及び運営を実現する。
		《政策目的の根拠》 平成25年9月のIOC総会において、2020年東京大会の開催が決定された。オリンピック・パラリンピック競技大会は、スポーツに関する世界的な大会であり、国民に感動を与え、スポーツへの意欲・関心を高めるとともに、活力ある健全な社会の形成に寄与することが期待される。2020年東京大会の円滑な開催は、スポーツ振興の観点から極めて重要である。
		・平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成二十七年六月三日法律第三十三号)第1条〔抜粋〕 「東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会が大規模かつ国家的に特に重要なスポーツの競技会であることに鑑み、大会の円滑な準備及び運営に資するため、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の設置及び基本方針の策定等に

		<p>ついて定めるとともに、国有財産の無償使用等の特別の措置を講ずるものとする。」 ・2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針(平成27年11月27日閣議決定) 2 (3) 政府一体となった取組と関係機関との密接な連携の推進〔抜粋〕 「国は、大会の円滑な準備及び運営の実現に向けて、各府省に分掌されている関連施策を一体として確実に実行するとともに、大会組織委員会、東京都及び競技会場が所在する地方公共団体と密接な連携を図り、オールジャパンでの取組を推進するため、必要な措置を講ずる。」</p>								
	②：政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 11 スポーツの振興 施策目標 11-2 スポーツを通じた活力があり「きずな」の強い社会の実現</p>								
	③：達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 来日する大会関係者の活動に対して、税制面で必要な措置を講じ、円滑な準備及び運営を実現する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 2020年東京大会に際しては、IOC・IPC関係者をはじめ、選手、放送関係者等多くの個人・団体(以下、「大会関係者等」)の関与・来訪が予想される。大会関係者等が我が国の国内源泉所得を有する場合には、所得の性質等により、我が国で法人税等を課税されることがあり得る。その際に、その大会関係者等が、当該所得についてその居住地国でも課税を受けることにより、国際的三重課税が発生する可能性がある。</p> <p>我が国は平成30年3月1日現在で、123か国・地域との間で租税条約を締結し、国際的三重課税の排除に努めている。しかし、我が国が締結している租税条約は、全ての国・地域を網羅するものではないため、ほぼ世界中の国・地域からの参加が見込まれる2020年東京大会においては、参加国それぞれとの租税条約の有無及び内容によって不均衡が生じる。そのため、大会関係者等 について、課税の公平性・均一性を確保する観点から、開催地である我が国において特別な対応が求められる。</p> <p>税制上の所要の措置を講じることで、各大会を通じたオリンピック関連者等の公平性を担保し、2020年東京大会の円滑な準備及び運営を実現することにより、大会に参加する選手及びスタッフ等が最高のパフォーマンスを発揮できるように体制を整える。</p>								
10	有効性等	<p>①：適用数</p> <p>大会関係者が日本でPEを有すると認定され、その大会関連活動から得る所得がPE帰属所得と認定されたとの仮定に基づく試算。 (単位：社)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>31年度</td> <td>32年度</td> <td>33年度</td> </tr> <tr> <td>適用数</td> <td>1</td> <td>54</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>※ 大会終了後の大会関係者の活動内容が未確定のため、33年度については未定。</p>		31年度	32年度	33年度	適用数	1	54	—
	31年度	32年度	33年度							
適用数	1	54	—							

	② 適用額	大会関係者が日本でPEを有すると認定され、その大会関連活動から得る所得がPE帰属所得と認定されたとの仮定に基づく試算。 (単位:百万円)															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>31年度</th> <th>32年度</th> <th>33年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>29</td> <td>2,320</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		31年度	32年度	33年度	適用額	29	2,320	—							
		31年度	32年度	33年度													
	適用額	29	2,320	—													
	※ 大会終了後の大会関係者の活動内容が未確定のため、33年度については未定。																
③ 減収額	大会関係者が日本でPEを有すると認定され、その大会関連活動から得る所得がPE帰属所得と認定されたとの仮定に基づく試算。 (単位:百万円)																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>31年度</th> <th>32年度</th> <th>33年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>7</td> <td>594</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>1</td> <td>69</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>4</td> <td>296</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		31年度	32年度	33年度	法人税	7	594	—	法人住民税	1	69	—	法人事業税	4	296	—
	31年度	32年度	33年度														
法人税	7	594	—														
法人住民税	1	69	—														
法人事業税	4	296	—														
	※ 大会終了後の大会関係者の活動内容が未確定のため、33年度については未定。																
④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 — 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 税制上の所要の措置を講じることで、各大会を通じたオリンピック関連者等の公平性を担保し、2020年東京大会の円滑な準備及び運営を実現することにより、大会に参加する選手及びスタッフ等が最高のパフォーマンスを発揮できるように体制を整える。																
⑤ 税収減を是認する理由等	国際的三重課税の排除等に伴い、大会関係者等に対する我が国の課税の公平性が確保され、2020年東京大会の円滑な準備及び運営に資する。																
11 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	各国で開催された過去のオリンピック・パラリンピック競技大会においても同様の国際的三重課税の排除等の措置が講じられており、各大会を通じたオリンピック関連者間の公平性を担保するために、本要望は妥当である。															
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	税制改正要望以外にも2020年東京大会の着実な開催に向けて、「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」にのっとり、各種の取組が行われている。															
	③ 地方公共団体が協力する相当性	2020年東京大会を我が国において開催することは、単に競技力向上のみならず、広く国民・市民のスポーツへの関心を高め、地域の活性化につながるものである。															
12 有識者の見解		—															
13 前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—															

点検結果表

(行政機関名：文部科学省)

制度名	文化財保存活用支援団体に対する重要文化財等の譲渡に係る譲渡所得の課税の特例等の拡充
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標（文化財保存活用支援団体への重要文化財等の譲渡を促進することにより、民間の団体を含めた地域社会総がかりによる文化財の保存・活用を図り、文化財の次世代への確実な継承や、文化財を核とした地域活性化の実現に寄与する）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。

② 達成目標（文化財保存活用支援団体への重要文化財等の譲渡を促進することにより、民間の団体を含めた地域社会総がかりによる文化財の保存・活用を図り、文化財の次世代への確実な継承や、文化財を核とした地域活性化の実現に寄与する）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。

③ 所期の達成目標（国民共通の貴重な財産である重要文化財等について、所有者等による管理が適切でない場合には、個人・法人から博物館等の設置・管理を行う地方独立行政法人への移転の促進を図ることにより、その散逸・滅失等を防ぎ、保存・活用を適切に行うこと）から新たな達成目標（文化財保存活用支援団体への重要文化財等の譲渡を促進することにより、民間の団体を含めた地域社会総がかりによる文化財の保存・活用を図り、文化財の次世代への確実な継承や、文化財を核とした地域活性化の実現に寄与する）へ変更する合理的な理由が明らかでない。

④ 達成目標（文化財保存活用支援団体への重要文化財等の譲渡を促進することにより、民間の団体を含めた地域社会総がかりによる文化財の保存・活用を図り、文化財の次世代への確実な継承や、文化財を核とした地域活性化の実現に寄与する）では、政策目的（法人が重要文化財等を譲渡した場合に係る所得の特別控除について、当該特別控除の対象となる譲渡先の対象に文化財保存活用支援団体を追加することで、文化財保存活用支援団体への文化財の譲渡を促進する。これにより、民間の団体を含めた地域社会総がかりによる文化財の保存・活用を図り、次世代への確実な継承や、文化財を核とした地域活性化の実現に寄与する）の実現状況を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。

【文部科学省の補足説明】

① 本評価の対象である重要文化財・史跡名勝天然記念物として指定された土地については、権利者が複数いることも多く、保存・活用の状況も一律ではないため、達成すべき水準を定量的に示すことは困難。

② 次回の本税制評価を実施する5年後をめどに目標達成時期を定めることを検討。

③ 国等や文化財保存活用支援団体への譲渡を推進すべき状況の例として、所有者等による管理が適切でない場合や、所有者等のみでの保存・活用が困難な場合等を想定している点においては前回の地方独法への対象拡充時と変わらないが、今回の法改正において文化財保存活用支援団体を新たに規定した意図並びに本税制特例の対象拡充を要望する意図を、「民間の団体を含めた地域社会総がかりでの文化財の保存・活用を図る」としているため、達成目標の記載としてこの文言を使用した。

④ 本特例の対象となる重要文化財等は、「我が国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものである」（文化財保護法第3条）とされており、その確実な継承を図る必要がある。一方、文化財保護法においては基本的に所有者等がその管理等の責務を負うこととされており、昨年度国等への譲渡の相談が400件あったように、高齢化等により所有者のみではその維持・管理が困難な状況が多くみられる。本税制の特例により、支援団体への譲渡が促進されることで、所有者だけでは維持管理困難な文化財等の保存・活用を促進し、文化

財の次世代への確実な継承を目指すものである。

【点検結果】

①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする

③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の適用数が把握されていない。

【文部科学省の補足説明】

① 【拡充前の対象における過去適用数※値は推計値】

- ・平成25年度 6件
- ・平成26年度 6件
- ・平成27年度 6件
- ・平成28年度 6件
- ・平成29年度 6件

【拡充前の対象における過去適用額】

○史跡名勝天然記念物として指定された土地に係る法人からの譲渡（史跡等購入費に係る国庫補助の実績を参考にして計算）（建造物は法人への譲渡実績なし）

平成29年度

- ① 95,000,000円
- ② 6,302,000円
- ③ 97,759,000円
- ④ 31,859,000円
- ⑤ 247,041,000円
- ⑥ 91,300,000円

史跡名勝天然記念物の売却額について、②を除く5つの史跡名勝天然記念物については2,000万円以上、②は630.2万円であることから、以下のとおり。

適用額（税率をかける前の減税対象額）

= (2,000万円（控除上限限度額）×5件） + (630.2万円—630.2万円×5%（取得費））

= 10,599万円 ※小数点以下四捨五入（百万円単位：106百万円）

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分と思われる点が解消されたが、過去の適用数について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。また、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていないため、この点を課題とする。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の適用数（平成30年度、31年度及び33年度の法人税）が年度ごとに予測されていない。

【文部科学省の補足説明】

① 本評価の対象である重要文化財・史跡名勝天然記念物として指定された土地については、権利者が複数いることも多く、保存・活用の状況も一律ではないうえに、文化財保存活用支援団体は市町村が指定する団体であり、年度ごとのばらつきが予測されるため、年度ごとの予測は困難。

<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額が把握されていない。</p>
<p>【文部科学省の補足説明】</p> <p>① 【拡充前の対象における過去減収額】</p> <p>○史跡名勝天然記念物として指定された土地に係る法人からの譲渡（史跡等購入費に係る国庫補助の実績を参考にして計算）（建造物は法人への譲渡実績なし）</p> <p>平成29年度</p> <p>① 95,000,000円</p> <p>② 6,302,000円</p> <p>③ 97,759,000円</p> <p>④ 31,859,000円</p> <p>⑤ 247,041,000円</p> <p>⑥ 91,300,000円</p> <p>中小企業以外の法人として仮定し、23.2%の税率とする。</p> <p>減収額（法人税）</p> <p>=10,599万円×23.2%（中小企業以外の法人）</p> <p>=2,459万円 ※小数点以下四捨五入（百万円単位：25百万円）</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分と思われる点が解消されたが、過去の減収額（平成27年度及び28年度の法人税並びに27年度から29年度までの法人住民税及び法人事業税）が把握されておらず、また、過去の減収額（平成29年度の法人税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。さらに、過去の減収額（平成29年度の法人税）について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（平成30年度、31年度及び33年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）が年度ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額（平成32年度の法人税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【文部科学省の補足説明】</p> <p>① 本評価の対象である重要文化財・史跡名勝天然記念物として指定された土地については、権利者が複数いることも多く、保存・活用の状況も様様ではないうえに、文化財保存活用支援団体は市町村が指定する団体であり、年度ごとのばらつきが予測されるため、年度ごとの予測は困難。</p> <p>②（別添のとおり）</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（文化財保存活用支援団体への重要文化財等の譲渡を促進することにより、民間の団体を含めた地域社会総がかりによる文化財の保存・活用を図り、文化財の次世代への確実な継承や、文化財を核とした地域活性化の実現に寄与する）に対する過去の効果について、「重要文化財等については、国・地方公共団体等に対して個人又は法人が譲渡した場合、譲渡所得の課税の特例等の措置の対象となっており、これにより重要文化財等の次世代への確実な継承が図られている」と説明されているが、定量的に把握されていない。</p>
<p>【文部科学省の補足説明】</p> <p>① 昨年度においては重要文化財、史跡名勝天然記念物として指定された土地だけで293件（推計値）の国・地方公共団体等への譲渡がなされており（個人・法人から国等への譲渡全体）、所有者だけでは保存・活用が困難な文化財について次世代への確実な継承が図られていると言える。本税制優遇措置により、所有者が国等へ譲渡を行う際の心理的阻害要因を軽減していると考えられる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分と思われる点が解消されたが、達成目標に対する過去の効果が年度ごとに把握されておらず、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）を明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（文化財保存活用支援団体への重要文化財等の譲渡を促進することにより、民間の団体を含めた地域社会総がかりによる文化財の保存・活用を図り、文化財の次世代への確実な継承や、文化財を核とした地域活性化の実現に寄与する）に対する将来の効果について、「重要文化財等については、国・地方公共団体等に対して個人又は法人が譲渡した場合、譲渡所得の課税の特例等の措置の対象となっており、これにより重要文化財等の次世代への確実な継承が図られている」と説明されているが、定量的に予測されていない。</p> <p>② 達成目標（文化財保存活用支援団体への重要文化財等の譲渡を促進することにより、民間の団体を含めた地域社会総がかりによる文化財の保存・活用を図り、文化財の次世代への確実な継承や、文化財を核とした地域活性化の実現に寄与する）に対する将来の効果について「重要文化財等については、国・地方公共団体等に対して個人又は法人が譲渡した場合、譲渡所得の課税の特例等の措置の対象となっており、これにより重要文化財等の次世代への確実な継承が図られている」と説明されているが、予測される将来の適用数2件（平成32年度）は、10件未満と僅少であるため、そのような状況を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与することを明らかにする必要がある。</p>
<p>【文部科学省の補足説明】</p> <p>① 本特例の対象となる重要文化財等は、「我が国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものである」（文化財保護法第3条）とされており、その確実な継承を図る必要がある。一方、文化財保護法においては基本的には所有者等がその管理等の責務を負うこととされており、昨年度国等への譲渡の相談が400件あったように、高齢化等により所有者のみではその維持・管理が困難な状況が多くみられる。本税制の特例により、支援団体への譲渡が促進されることで、所有者だけでは維持管理困難な文化財等の保存・活用を促進し、文化財の次世代への確実な継承を目指すものである。</p> <p>② 本税制の特例による、文化財保存活用支援団体への譲渡予測は現段階では2件であるが、税制面の措置とあわせて、さまざまな制度整備・支援を行うことで、支援団体への譲渡が促進されることが期待される。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目全てに課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【文部科学省の補足説明】欄には、文部科学省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	文化財保存活用支援団体に対する重要文化財等の譲渡に係る譲渡所得の課税の特例等の拡充
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税3) (法人住民税、法人事業税:義)(地方税6)
	②: 上記以外の税目	所得税、個人住民税
3	要望区分等の別	【新設(拡充)延長】 【単独】主管・共管
4	内容	《現行制度の概要》 -
		《要望の内容》 個人又は法人が、重要文化財等を国・地方公共団体等に譲渡した場合に係る譲渡所得の課税の特例等について、当該特例等の対象となる譲渡先として、市町村が指定する文化財保存活用支援団体を追加し、以下のとおりの措置を講じる。なお、いずれも国が認定した文化財保存活用地域計画に記載された、公開等の事業の用に供する重要文化財等の譲渡に限る。 ① 個人が重要文化財（動産又は建造物）を文化財保存活用支援団体に譲渡した場合、所得税を非課税 ② 個人又は法人が重要文化財・史跡名勝天然記念物として指定された土地を文化財保存活用支援団体に譲渡した場合、2000万円を上限に、所得税について特別控除、法人税について損金算入 ※本評価は、②法人税についての事前評価。
		《関係条項》 租税特別措置法 第34条第2項第4号、第40条の2第1項、第65条の3第1項第4号
5	担当部局	文化庁伝統文化課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年度8月 分析対象期間:5年間
7	創設年度及び改正経緯	昭和45年度 国及び地方公共団体に対し史跡名勝天然記念物として指定された土地を売り渡した際の譲渡所得の特別控除の創設 昭和50年度 土地譲渡に係る特別控除・損金算入の上限を2,000万円に引き上げ 平成13年度 独立行政法人国立博物館等に売り渡した場合への拡充 平成26年度 国、地方公共団体に加え、地方独立行政法人(博物館

		相当施設を設置・管理するものに限る)に売り渡した場合への拡充
8	適用又は延長期間	恒久措置要望
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠
		《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 法人が重要文化財等を譲渡した場合に係る所得の特別控除について、当該特別控除の対象となる譲渡先を対象に文化財保存活用支援団体を追加することで、文化財保存活用支援団体への文化財の譲渡を促進する。これにより、民間の団体を含めた地域社会総がかりによる文化財の保存・活用を図り、次世代への確実な継承や、文化財を核とした地域活性化の実現に寄与する。 《政策目的の根拠》 ○文化財保護法（昭和25年法律第214号）（抄） 第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。 ○未来投資戦略2018（平成30年6月15日） iii) 文化芸術資源を活用した経済活性化 ② 文化芸術資源を核とした地域活性化 ・地域における文化財の総合的な保存・活用を積極的に進め、魅力ある地域づくりに活かす自治体に対し、市町村の文化財保存活用地域計画に基づく情報発信、人材育成等の取組を支援する。 ○文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について（第一次答申）（平成29年12月8日文化審議会） 文化財やその所有者に最も身近な行政主体である市町村の単位で、地域住民と緊密に連携しながら、消滅の危機にある文化財の掘り起こしを含め、文化財を総合的に把握し、ここから多様な発想を得て地域一体で計画的に保存・活用に取り組んでいくことが極めて重要である。…その具体的な施策推進の基盤として、文化財に関するマスタープランの策定・推進を制度化することが必要である。また、マスタープランの趣旨を踏まえた公共に資する民間の活動を奨励していくことも重要である。 エ. 民間の推進主体となる団体の位置付け (イ) 団体の業務内容と市町村への業務報告等 団体の業務内容は、地域計画に記載された文化財の保存・活用のための措置に合致する業務であり、その内容は地域の計画に応じて異なるものであるが、所有者等からの文化財管理・修理等の相談、地域の文化財の総合的な保存・活用に関する事業の実施や事業への参加、自ら文化財を取得した上での管理、調査研究の実施などが想定される。 ○文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成30年法律第42号) (文化財保存活用支援団体の指定) 第百九十二条の二 市町村の教育委員会は、法人その他これに準ずるものとして文部科学省令で定める団体であつて、次条に規定

		<p>する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、文化財保存活用支援団体(以下この節において「支援団体」という。)として指定することができる。</p> <p>2 市町村の教育委員会は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。</p> <p>3 支援団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村の教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>4 市町村の教育委員会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。 (支援団体の業務) 第百九十二条の三 支援団体は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を行うこと。</p> <p>二 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を図るための事業を行う者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。</p> <p>三 文化財の所有者の求めに応じ、当該文化財の管理、修理又は復旧その他その保存及び活用のために必要な措置につき委託を受けること。</p> <p>四 文化財の保存及び活用に関する調査研究を行うこと。</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために必要な業務を行うこと。</p>	
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 12 文化による心豊かな社会の実現 施策目標 12-2 文化財の保存及び活用の充実</p>	
	③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 文化財保存活用支援団体への重要文化財等の譲渡を促進することにより、民間の団体を含めた地域社会総がかりによる文化財の保存・活用を図り、文化財の次世代への確実な継承や、文化財を核とした地域活性化の実現に寄与する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 所有者から文化財保存活用支援団体への重要文化財等の譲渡の促進を図ることにより、その散逸・滅失を防ぐとともに、国の認定を受けた文化財保存活用地域計画に基づく取組の確実な実行が期待でき、文化財を核とした地域活性化に資する。</p>	
10	有効性等	①: 適用数	2020年度までの見込み: 約2件(別紙参照)
		②: 適用額	33百万円(別紙参照)
		③: 減収額	国税: 8百万円、地方税: 5百万円(別紙参照)

		④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 重要文化財等については、国・地方公共団体等に対して個人又は法人が譲渡した場合、譲渡所得の課税の特例等の措置の対象となっており、これにより重要文化財等の次世代への確実な継承が図られているところ。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 文化財保存活用支援団体への重要文化財等の譲渡を促進することにより、民間の団体を含めた地域社会総がかりによる文化財の保存・活用を図り、次世代への確実な継承や、文化財を核とした地域活性化の実現に寄与する。</p>
		⑤: 税収減を是認する理由等	<p>今回の要望は、文化財の所有者から文化財保存活用支援団体に文化財を譲渡するインセンティブを与えるものであり、国の認定を受けた文化財保存活用地域計画に基づく文化財の計画的な保存・活用が期待されることから妥当な措置である。</p>
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例により、民間の団体を含めた地域社会総がかりによる文化財の保存・活用が図られるほか、国の認定を受けた文化財保存活用地域計画に基づく取組の推進や、文化財を核とした地域活性化への貢献が期待されるため。また、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく歴史的風致維持向上計画に定められた重点地区における公共・公用施設の整備に関する事業の用に供する土地等を、個人又は法人が地方公共団体又は歴史的風致維持向上支援法人に譲渡する場合、当該個人又は法人の譲渡所得の特別控除が措置されていることに鑑みても、税制上の所要の措置を講ずることが適当である。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>地方公共団体による文化財保存活用地域計画の策定支援は平成30年度から先行して実施しているところ。 本要望措置と合わせて実施することにより、法人が所有する文化財の譲渡と、譲渡された文化財に係る地域計画に基づく公開活用等の実施を一体的に支援することが可能となり、文化財の計画的な保存・活用の一層の促進が期待される。</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	-
12	有識者の見解		-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成25年10月(H25 文科)

別紙

=1,220 千円

＜減収見込み額の積算根拠について＞

法人事業税減収見込み額：2,431 千円+1,220 千円=3,651 千円

減収見込み額計：988 千円+3,651 千円=4,639 千円

「文化財保存活用支援団体に対する重要文化財等の譲渡に係る譲渡所得の課税の特例等の拡充」

○法人住民税について

減収見込み額＝[法人税減収額：A（1件あたりの法人税の減収見込み額）×B（目標認定計画件数）
×C（1計画あたり、1年当たりの譲渡件数）]×12.9%

Bについて

・認定計画件数見込み：100件

Cについて

(1) 1年間で有償譲渡された重要文化財等の割合：重要文化財約0.2%、土地約1.1%

(2) 1計画あたりの重要文化財等の件数：重要文化財約7件、土地約3件

(3) 1計画あたりの重要文化財（建造物）、史跡名勝天然記念物として

指定された土地の譲渡件数：3×0.011＝0.033件（C'）

Aについて

■重要文化財・史跡名勝天然記念物として指定された土地に係る所得の特別控除

①重要文化財

・1件当たりの評価額：30,056千円（過去5年間の実績値の平均）

・法人税の減収見込み額は

20,000千円×23.2/100（中小法人以外の普通法人）＝4,640千円

②史跡名勝天然記念物

・1件当たりの評価額：64,303千円（過去4年間における地方公共団体への譲渡実績により推計）

・法人税の減収見込み額は

20,000千円×23.2/100（中小法人以外の普通法人）＝4,640千円

⇒重要文化財、史跡名勝天然記念物の平均：4,640千円（A''）

法人税減収見込み額：4,640千円（A''）×100（B）×0.033（C''）×1/2＝7,656千円

法人住民税減収見込み額：7,656千円×0.129＝988千円

○法人事業税について

減収見込み額＝法人事業税所得割の減収額（D）＋法人事業税付加価値割の減収額（E）

Dについて ※外形及び外形外法人に適用するものとする

D＝法人事業税の所得割減収額＋地方法人特別税の減収額

＝20,000千円×3.8%＋20,000千円×3.8%×219.9%

＝2,431千円

Eについて ※外形及び外形外法人に適用するものとする

E＝20,000千円×0.61%

＜減収見込み額の積算根拠について＞

「文化財保存活用支援団体に対する重要文化財等の譲渡に係る譲渡所得の課税の特例等の拡充」

○法人税について

減収見込み額＝A（1件あたりの法人税の減税見込み額）×B（目標認定計画件数）×C（1計画あたり、1年当たりの譲渡件数）

Bについて

- ・認定計画件数見込み：100件

Cについて

- （1）1年間で有償譲渡された重要文化財等の割合：重要文化財約0.2%、土地約1.1%
- （2）1計画あたりの重要文化財等の件数：重要文化財約7件、土地約3件
- （3）1計画あたりの重要文化財（建造物）、史跡名勝天然記念物として
指定された土地の譲渡件数： $3 \times 0.011 = 0.033$ 件（C''）

Aについて

■重要文化財・史跡名勝天然記念物として指定された土地に係る所得の特別控除

①重要文化財

- ・1件当たりの評価額：30,056千円（過去5年間の実績値の平均）
- ・法人税の減収見込み額
 $20,000 \text{ 千円} \times 23.2 / 100$ （中小法人以外の普通法人）＝4,640千円

②史跡名勝天然記念物

- ・1件当たりの評価額：64,303千円（過去4年間における地方公共団体への譲渡実績により推計）
- ・法人税の減収見込み額
 $20,000 \text{ 千円} \times 23.2 / 100$ （中小法人以外の普通法人）＝4,640千円

⇒重要文化財、史跡名勝天然記念物の平均：4,640千円（A''）

法人税減収見込み額：4,640千円（A''）×100（B）×0.033（C''）×1/2（譲渡件数の半分が法人からと仮定）＝7,656千円

厚生労働省

番号	制度名
厚生労働省	
厚労01	医療に係る消費税問題の抜本的な解決に向けた新たな措置
厚労02	障害福祉サービスに係る、社会医療法人等に対する認定要件（収入要件）の見直し
厚労03	高額な医療用機器に係る特別償却制度の適用期限の延長
厚労04	国民健康保険団体連合会が行う診療報酬等の審査支払業務等の非課税化
厚労05	理容師・美容師養成施設の修得者課程に係る非課税措置の創設
厚労06	生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長
厚労07	公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長
厚労08	訪日外国人に係る、社会医療法人等に対する認定要件（診療費要件）の見直し

点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	医療に係る消費税問題の抜本的な解決に向けた新たな措置		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（医療機関における一定の固定資産の取得を租税特別措置等により支援することで、質が高く効率的な医療の提供への取組を推進する）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（医療機関における一定の固定資産の取得を租税特別措置等により支援することで、質が高く効率的な医療の提供への取組を推進する）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 本措置は控除対象外消費税の負担（第21回医療経済実態調査等から病院、一般診療所、歯科診療所、保険薬局の診療報酬での消費税相当額の補てん不足の累計額を推計：745億円）を解消することを目標としている。</p> <p>② 医療に係る消費税問題は、消費税導入時（平成元年）から生じており、早急な解決が求められていることから、達成時期を示すことは馴染まない。そのため、達成すべき時期を示すことは適切ではない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 医療機関等の設備投資に関する調査結果報告書より1施設あたりの調査対象期間中（5事業年（度）または3事業年（度））における投資件数を推計すると、病院：490件、一般診療所：13件、歯科診療所：7件、薬局：5件が見込まれる。適用数については対象や措置の範囲などの設定による。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 設備機器の償却が進んだ分（使い切った分）、設備投資の買い換えを実施しなければ、技術進歩に対応した経営が維持できない。医療機関等の設備投資規模は、個々の医療機関ごとにみれば提供する医療サービスや病床規模によって異なるが、全国平均としては、少なくとも「減価償却費程度の復元」をしていると考えられる。第21回医療経済実態調査報告より推計すると、減価償却費は約2兆4,800億円、うち消費税額は約1,820億円（8%）であるが、影響額については対象や措置の範囲などの設定による。</p>

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（医療機関における一定の固定資産の取得を租税特別措置等により支援することで、質が高く効率的な医療の提供への取組を推進する）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかになっていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 将来の効果は「達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果」に記載している。本措置の実現により、控除対象外消費税の負担については、新規の設備投資等に係る特別償却・税額控除により軽減の効果が見込まれ、達成目標の実現に十分に寄与する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果について、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目全てに課題があり、その中でも(3)将来の適用数及び(5)将来の減収額が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(注)【厚生労働省の補足説明】欄には、厚生労働省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	医療に係る消費税問題の抜本的な解決に向けた新たな措置
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税(国税3) 法人住民税、法人事業税(地方税2)
		②: 上記以外の税目 消費税、地方消費税、所得税、固定資産税、不動産取得税
3	要望区分等の別	【新設】 【単独】
4	内容	《現行制度の概要》 —
		《要望の内容》 医療に係る消費税等の税制のあり方については、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見、特に高額な設備投資にかかる負担が大きいとの指摘等も踏まえ、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ検討を行い、平成31年度税制改正に際し、この税制上の問題の抜本的な解決に向けて、個別の医療機関等の補てんの過不足について、新たな措置を講ずる。
		《関係条項》 —
5	担当部局	厚生労働省医政局総務課、医薬・生活衛生局総務課、老健局老人保健課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、保険局医療課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:平成29年度
7	創設年度及び改正経緯	—
8	適用又は延長期間	平成33年3月31日まで
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国民に必要な医療を提供するという高い公共性を有している医療機関等が、安定した経営を確保すること。 《政策目的の根拠》 医療法において、国民の健康の保持に寄与するため、国及び地方公共団体の責務として「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る」ことが規定されている。(医療法第1条の3) 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならないとされており、医療機関等の安定した経営が求められる。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 基本目標1 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供

		できる体制を整備すること
	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 医療に係る消費税等については、特に高額な設備投資にかかる負担が大きいとの指摘等も踏まえ、医療機関における一定の固定資産の取得を租税特別措置等により支援することで、質が高く効率的な医療の提供への取組を推進する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 新規の設備投資等に係る特別償却・税額控除により、医療機関等における投資に係る費用を軽減することができ、ひいては質が高く効率的な医療の提供につながるため、当該措置は有効である。
10	有効性等	①: 適用数 設備投資等は、全く実施しない年もあれば、複数の設備投資を購入する施設もあるため、推計は困難。 (参考)平成28年10月1日時点での医療施設数:178,911施設
		②: 適用額 前述の適用数とあわせて、適用額においても、設備にも様々な種類があり、その特定の種類でも価格帯がそれぞれ異なってくるため、推計は困難。
	③: 減収額 前述の通り、推計は困難。	
	④: 効果 《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 新規の設備投資等に係る特別償却・税額控除により、医療機関等における投資に係る費用を軽減することができ、結果として、消費税の負担軽減の効果が見込まれる。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 新規の設備投資等に係る特別償却・税額控除により、医療機関等における投資に係る費用を軽減することができ、結果として、消費税の負担軽減の効果が見込まれる。 本租税特別措置等が実現しない場合、平成31年10月には消費税率が現行の8%から10%に引き上がるため、これまで以上に医療機関等の消費税負担が大きくなる。	
	⑥: 税収減を是認する理由等	医療機関等における消費税負担においては、これまで診療報酬での補てんで対応してきたが、特に高額な設備投資等の仕入れに係る消費税相当分は、例えば、単年度の診療報酬では賅いきれない面もあるため、医療機関等の安定した経営を確保するためにも、全国あまねく効果が行き渡る税での対応が妥当。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 医療機関等における消費税負担の大きな要因となっている設備投資は、質が高く効率的な医療を提供するという目標のためには必要であるが、全国あまねく政策効果が行き渡り、かつ負担を軽減することができる税制による措置を講ずることが適当。

	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>医療機関等が利用できる設備投資促進税制として、取得価額 500 万円以上の一定の医療機器を対象とした特別償却制度があるが、既存の特別償却制度は、医療を行う上で必要不可欠な医療用機器について、医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な機器の新規取得、買い換えなど、その普及促進及び充実化を図り、安心して安全な最新の医療技術を広く提供することで、地域において良質かつ適切な医療を提供することを目的としており、本制度の趣旨とは異なる。</p> <p>また、独立行政法人福祉医療機構は、民間金融機関が融資しない場合、建築資金に対して低利融資を行っている。</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	障害福祉サービスに係る、社会医療法人等に対する認定要件（収入要件）の見直し
税目	法人税、法人住民税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（特定医療法人等の事業範囲を広げることで地域において必要な医療・福祉を提供できる体制を整備する）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（特定医療法人等の事業範囲を広げることで地域において必要な医療・福祉を提供できる体制を整備する）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p> <p>③ 所期の達成目標（特定医療法人等の事業範囲を広げることで地域において必要な医療・介護を提供できる体制を整備する）から新たな達成目標（特定医療法人等の事業範囲を広げることで地域において必要な医療・福祉を提供できる体制を整備する）へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>①・② 目標としては、特定医療法人の事業範囲を広げた結果としての、障害福祉サービスの現在の事業量からの伸びを今後、把握することにより、水準設定とすることとしたい。（現在の特定医療法人提出の証明申請書類や業務報告書では障害福祉サービスの事業量の記載を求めているため、水準を設定することが困難。）</p> <p>③ 平成30年3月30日閣議決定の「障害者基本計画(第4次)」において、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築が求められるなど、地域の必要とする要望に特定医療法人が一定の役割を担えるよう目標を「医療・介護」から「医療・福祉」とした。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 当該要件緩和は現存の特定医療法人が、8割超要件の存在により、障害福祉サービスへの取組を萎縮していることを解決するものである。障害福祉サービスに取り組む医療法人における収入額割合も一般に低く、この要件緩和で新たに認定が可能となる法人はないと考えている。</p>

<p>そのため、現状維持で将来予測を行っている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額が把握されていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 追記しました。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 追記しました。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（特定医療法人等の事業範囲を広げることで地域において必要な医療・福祉を提供できる体制を整備する）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① (1)のとおり、現在の特定医療法人提出の証明申請書類や業務報告書では障害福祉サービスの事業量の記載を求めているため、過去の効果の把握が困難。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（特定医療法人等の事業範囲を広げることで地域において必要な医療・福祉を提供できる体制を整備する）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① (1)のとおり、現在の特定医療法人提出の証明申請書類や業務報告書では障害福祉サービスの事業量の記載を求めているため、将来の目標値の設定が困難。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(6)過去の効果が把握されておらず、(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(注) 【厚生労働省の補足説明】欄には、厚生労働省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	障害福祉サービスに係る、社会医療法人等に対する認定要件(収入要件)の見直し
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税(国税 4) 法人住民税(地方税 10)
		②: 上記以外の税目 (不動産取得税)(固定資産税)(都市計画税)(特別土地保有税) 【参考 特定医療法人以外の法人関係】 (所得税)(事業税)(消費税)(地方消費税)(相続税)(贈与税)
3	要望区分等の別	【拡充】【単独】
4	内容	《現行制度の概要》 特定医療法人について、法人税の税率を19%とする。
		《要望の内容》 特定医療法人の承認要件の見直しを行う(全収入金額の100分の80を超えなければならない社会保険診療収入等の事業収入の内容に障害福祉サービスの給付を加える。)
		《関係条項》 租税特別措置法第67条の2、第68条の100 租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準(厚生労働省告示) 地方税法第73条の4第1項第3号の2、第348条第2項第9号の2、第702条第2項
5	担当部局	医政局医療経営支援課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:平成26年度～平成33年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和39年度制度創設 平成29年度 承認要件の見直しを行う(全収入金額の100分の80を超えなければならない社会保険診療収入等の事業収入の内容に、助産による収入、予防接種による収入、介護保険収入を加える。同時に承認要件に経理に関する要件を加える。)
8	適用又は延長期間	制度終了時まで
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 社会保険診療報酬、介護保険報酬と並び、社会保障における重要な役割を担う障害福祉サービス等報酬を特定医療法人等の承認要件で、社会保険診療収入等と同様の取扱いにすることにより、特定医療法人が承認要件を満たさなくなる懸念なく障害福祉サービスに取組むことで、地域における障害者への一層の支援を図る。
		《政策目的の根拠》 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)

		地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律(平成24年法律第51号)
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	(基本目標Ⅰ)安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施策大目標1)地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること (施策目標1)日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること (施策目標2)効率的かつ質の高い医療を提供するために病床機能の分化・連携を推進するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること (基本目標Ⅱ)障害のある人も障害のない人も地域とともに生活し、活動する社会づくりを推進すること。 (施策大目標)必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を総合的に支援すること。 (施策目標1)障害者の地域における生活を総合的に支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること。
	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 特定医療法人等の事業範囲を広げることで地域において必要な医療・福祉を提供できる体制を整備する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 現行の特定医療法人の事業範囲の拡充により地域における医療・福祉の充実が図られる。
10	有効性等	①: 適用数 特定医療法人 (H26年度)(H27年度)(H28年度) <実績> 230件 233件 216件 (H29年度)(H30年度)(H31年度)(H32年度)(H33年度) <推計> 216件 216件 216件 216件 216件 ※ H26～H28年度の件数は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(第196国会提出)による。 ※ H29年度以降の件数は、特定医療法人数が近時、微減傾向にあることから推計に当たりH28年度実績値を据え置いて推計した。
		②: 適用額 特定医療法人(単位:百万円) (H26年度)(H27年度)(H28年度) <実績> 44,531 43,440 39,155 (H29年度)(H30年度)(H31年度)(H32年度)(H33年度) <推計> 39,155 39,155 39,155 39,155 39,155 ※ H26～H28年度の金額は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(第196国会提出)による。

		※ H29 年度以降の金額は、特定医療法人数が近時、微減傾向にあることから推計に当たり H28 年度実績値を据え置いて推計した。																		
③: 減収額	特定医療法人(単位:百万円)																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26 年度</th> <th>H27 年度</th> <th>H28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>▲2,895</td> <td>▲2,129</td> <td>▲1,723</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>▲ 373</td> <td>▲ 275</td> <td>▲ 222</td> </tr> </tbody> </table>		H26 年度	H27 年度	H28 年度	法人税	▲2,895	▲2,129	▲1,723	法人住民税	▲ 373	▲ 275	▲ 222							
	H26 年度	H27 年度	H28 年度																	
法人税	▲2,895	▲2,129	▲1,723																	
法人住民税	▲ 373	▲ 275	▲ 222																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29 年度</th> <th>H30 年度</th> <th>H31 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>▲1,723</td> <td>▲1,645</td> <td>▲1,645</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>▲ 222</td> <td>▲ 212</td> <td>▲ 115</td> </tr> </tbody> </table>		H29 年度	H30 年度	H31 年度	法人税	▲1,723	▲1,645	▲1,645	法人住民税	▲ 222	▲ 212	▲ 115							
	H29 年度	H30 年度	H31 年度																	
法人税	▲1,723	▲1,645	▲1,645																	
法人住民税	▲ 222	▲ 212	▲ 115																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H32 年度</th> <th>H33 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>▲1,645</td> <td>▲1,645</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>▲ 115</td> <td>▲ 115</td> </tr> </tbody> </table>		H32 年度	H33 年度	法人税	▲1,645	▲1,645	法人住民税	▲ 115	▲ 115										
	H32 年度	H33 年度																		
法人税	▲1,645	▲1,645																		
法人住民税	▲ 115	▲ 115																		
	<p>(法人税は 〔②の適用額×(基準税率－優遇税率)]…A にて算出 法人住民税は [A × 地方税率)] にて算出)</p> <p>(参考)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30～H33</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準税率</td> <td>25.5%</td> <td>23.9%</td> <td>23.4%</td> <td>23.4%</td> <td>23.2%</td> </tr> <tr> <td>優遇税率</td> <td>19.0%</td> <td>19.0%</td> <td>19.0%</td> <td>19.0%</td> <td>19.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>地方税率 H26 年度～H30 年度 12.9% H31 年度～H33 年度 7.0%</p>		H26	H27	H28	H29	H30～H33	基準税率	25.5%	23.9%	23.4%	23.4%	23.2%	優遇税率	19.0%	19.0%	19.0%	19.0%	19.0%	
	H26	H27	H28	H29	H30～H33															
基準税率	25.5%	23.9%	23.4%	23.4%	23.2%															
優遇税率	19.0%	19.0%	19.0%	19.0%	19.0%															
		※ 当該承認要件の緩和は、既存の特定医療法人が不安なく、将来的に障害福祉サービスに取り組めるようにするものであり、既存の特定医療法人の税収を減じるものではない。																		
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定医療法人は公的な運営をすることなどを要件に承認されており、また、その医療施設についても基準が設けられ、一定規模の病院又は救急事業を行うなど、その地域において担う役割は、公的病院、社会医療法人に準ずる立場にある。 現在、医療法人は宿泊型自律訓練事業の 46.4%を担っている。 <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該承認要件の緩和により、特定医療法人が将来的に、積極的な障害福祉サービスへの取組を進められる。 																			

		⑤: 税収減を是認する理由等	— ※ 当該承認要件の緩和は、既存の特定医療法人が不安なく、将来的に障害福祉サービスに取り組めるようにするものであり、既存の特定医療法人の税収を減じるものではない。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	・ 特定医療法人は、承認要件を満たさない場合、承認取消となることから、障害福祉サービスに積極的な取組がなされていない現状であり、この解決のためには要件の見直しが必要である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③: 地方公共団体が協力する相当性	・ 地域医療、地域福祉の充実のための施策であるため。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 29 年度事前評価2

点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	高額な医療用機器に係る特別償却制度の適用期限の延長		
税 目	法人税		
区 分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の普及促進を図ることで、地域において良質かつ適切な医療を提供する）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の普及促進を図ることで、地域において良質かつ適切な医療を提供する）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p> <p>③ 達成目標（医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の普及促進を図ることで、地域において良質かつ適切な医療を提供する）では、政策目的（本制度は医療を行う上で必要不可欠な医療用機器について、医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な機器の新規取得、買い換えなど、その普及促進及び充実化を図り、安心で安全な最新の医療技術を広く提供することで、地域において良質かつ適切な医療を提供することを目的としている）の実現状況を十分に明らかにすることができない。</p> <p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>①～③ 本措置は、医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の普及促進を図ることで、地域において良質かつ適切な医療を提供することを目標として、昭和54年から継続的に継続していることから、本来は恒久措置とすべきものである。しかし、本措置を恒久措置としてしまうと、告示指定している高度な医療機器が時代にそぐわない医療機器として残り続ける可能性があることから、適用期限を設定して、高度な医療の提供という観点から、対象機器の見直しをすることとしているものである。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 適用数の実績値があるのはH28までのため、H29を推計している（H29は701件）。H29はH27とH28の平均値としているため、H30を算出すると、H28とH29の平均値で702件となる。※H31以降も算出すると同様の試算となる。</p>

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 法人税減収見込みを基に作成した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 減収額の元となる特別償却額の実績値があるのはH28までのため、H29を推計している（H29の減収見込額は502,333千円）。H29はH27とH28の特別償却額の平均値を元に推計しているため、H30を算出すると、H28とH29の特別償却額の平均値を元に506,044千円となる。※H31以降も算出すると同様の試算となる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。また、「H31以降も算出すると同様の試算となる」との説明では、平成31年度及び32年度の特別償却額が明らかにされておらず、将来の減収額（平成31年度及び32年度）が年度ごとに予測されていないため、これらの点を課題とする。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の普及促進を図ることで、地域において良質かつ適切な医療を提供する）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかになっていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 租税特別措置の適用実態調査報告において、本制度の適用実績が示されており一定の効果はあるものの、医療の質は定量的には測れないため、達成目標への寄与度を測ることは困難。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の普及促進を図ることで、地域において良質かつ適切な医療を提供する）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかになっていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 本措置は、医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の普及促進を図ることで、地域において良質かつ適切な医療を提供することを目標として、昭和54年から継続的に継続していることから、本来は恒久措置とすべきものである。</p>

しかし、本措置を恒久措置としてしまうと、告示指定している高度な医療機器が時代にそぐわない医療機器として残り続ける可能性があることから、適用期限を設定して、高度な医療の提供という観点から、対象機器の見直しをすることで、より良い医療機器を提供することができるため、目標の実現に寄与するものである。
【点検結果】 ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(6)過去の効果が把握されておらず、(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(注)【厚生労働省の補足説明】欄には、厚生労働省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	高額な医療用機器に係る特別償却制度の適用期限の延長		
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税(国税6)		
		②: 上記以外の税目 所得税		
3	要望区分等の別	【延長】【単独】		
4	内容	《現行制度の概要》 医療保健業を営む個人又は法人が、取得価格500万円以上の高額な医療用機器(高度な医療の提供に資するもの又は医薬品医療機器等法に規定する「高度管理医療機器」、「管理医療機器」又は「一般医療機器」の指定を受けてから2年以内のもの)を取得した場合に、取得価格の12%の特別償却が受けられる。		
		《要望の内容》 現行制度を対象機器の見直しを行った上で、平成31年度以降も2年間延長する。		
		《関係条項》 租税特別措置法第12条の2第1項第1号、第45条の2第1項第1号、第68条の29第1項第1号		
5	担当部局	厚生労働省医政局総務課		
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:平成27年~平成29年		
7	創設年度及び改正経緯	昭和54年創設以降、償却率・取得価格の下限を見直しながら2年毎に延長。		
		年度	償却率	取得価格の下限
		昭和54年(創設)	25%	800 千円
		昭和56年	20%	1,100 千円
		昭和58年	18%	1,400 千円
		昭和60年	16%	同上 千円
		昭和62年	同上	1,600 千円
		平成元年	15%	同上 千円
		平成3年	同上	1,800 千円
		平成4年	同上	2,000 千円
		平成5年	同上	2,200 千円
		平成6年	14%	同上 千円
		平成7年	12%	2,400 千円
		平成9年	14%	4,000 千円
平成11年	同上	同上 千円		
平成13年	同上	同上 千円		
平成15年	同上	5,000 千円		

		平成17年	同上	同上	千円
		平成19年	同上	同上	千円
		平成21年 ※1	同上	同上	千円
		平成23年 ※2	12%	同上	千円
		平成25年 ※3	同上	同上	千円
		平成27年 ※3	同上	同上	千円
		平成29年 ※3	同上	同上	千円
		※1 平成21年度延長においては、対象とする医療機器等を、高度な医療の提供に資するもの又は医薬品医療機器等法に規定する「高度管理医療機器」、「管理医療機器」又は「一般医療機器」の指定を受けてから2年以内のものに限定。 ※2 平成23年度延長においては、償却率の見直しと併せて、対象とする機器の見直しも実施。 ※3 平成25年度、平成27年度及び平成29年度延長においては、対象とする機器の見直しを実施。			
8	適用又は延長期間	平成31年4月1日から平成33年3月31日まで			
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 本制度は医療を行う上で必要不可欠な医療用機器について、医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な機器の新規取得、買い換えなど、その普及促進及び充実化を図り、安心で安全な最新の医療技術を広く提供することで、地域において良質かつ適切な医療を提供することを目的としている。 《政策目的の根拠》 医療法において、国民の健康の保持に寄与するため、国及び地方公共団体の責務として「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る」ことが規定されている。(医療法第1条の3) 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。		
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること		
		③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の普及促進を図ることで、地域において良質かつ適切な医療を提供する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 高額な医療用機器の特別償却により、医療機関の経費負担の軽減が図られることにより、医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の新規取得、買い換えが促進され、地域において良質かつ適切な医療が提供される。		
10	有効性等	①: 適用数	平成27年度 (法人税) 699件 (所得税) 237件	平成28年度 (法人税) 702件 (所得税) 235件	平成29年度 (法人税) 701件 (所得税) 234件

		※「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」「医療経済実態調査結果」「医療施設調査結果」等より推計、詳細は別添参照
	② 適用額	平成 27 年度 (法人税) 2,078 百万円 (所得税) 704 百万円 平成 28 年度 (法人税) 2,216 百万円 (所得税) 743 百万円 平成 29 年度 (法人税) 2,147 百万円 (所得税) 723 百万円 ※「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」「医療経済実態調査結果」「医療施設調査結果」等より推計、詳細は別添参照
	③ 減収額	平成 27 年度 (法人税) 497 百万円 (所得税) 175 百万円 (住民税) 64 百万円 (事業税) 137 百万円 平成 28 年度 (法人税) 519 百万円 (所得税) 183 百万円 (住民税) 67 百万円 (事業税) 146 百万円 平成 29 年度 (法人税) 502 百万円 (所得税) 179 百万円 (住民税) 65 百万円 (事業税) 142 百万円 ※「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」「医療経済実態調査結果」「医療施設調査結果」等より推計、詳細は別添参照
	④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 平成 30 年 7 月に実施した四病院団体協議会へのアンケート調査の結果、124 病院のうち、31 病院で本制度が利用されているが、地域において良質かつ適切な医療を提供するためには、まだまだ利用されていないものと考えられる。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 地域において良質かつ適切な医療を提供する医療機関(病院)において、全国の4分の1程度ではあるものの本制度が利用されており、一定の効果はあるものと考えられる。 なお、平成 28 年 7 月に実施した前回のアンケート調査では、118 病院のうち、39 病院で本制度が利用されている。
	⑤ 税収減を是認する理由等	高額な医療用機器の特別償却により、医療機関の経費負担の軽減が図られ、医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の新規取得、買い換えが促進される。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 国民に良質かつ適切な医療を提供するためには、医学医術の進歩に応じて、高度又は先進的な医療用機器の新規取得、買い換えを促進する必要があるため、医療機関の経費負担の軽減が図られる本施策は効果的である。 また、一定金額以上の高額な医療用機器の購入者に対し、幅広く支援を行うために、税制による優遇措置を行うことが妥当である。
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—

	③: 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 28 年 8 月

高額な医療用機器の特別償却制度 適用実績、減収見込額推計

(単位：千円)

【平成27年度】

経営体	区分	減価償却額① (医療機器)	施設数②	③ (①×②)	500万円以上の 医療機器割合④	基準額 (③×④)	⑤合計に 占める割合	特別償却額⑥	基準税率	減収見込額	基準税率 (住民税)	基準税率 (事業税)	法人住民税	法人事業税	
医療法人	病院	18,876	5,737	108,291,612	89.8%	97,245,868	74.7%	2,077,722	23.9%	496,576	3.2%	-	都道府県	15,890	-
	診療所	1,875	40,220	75,412,500	38.5%	29,033,813					9.7%	-	市町村	48,189	-
	歯科	1,524	12,880	19,629,120	41.1%	8,067,568					12.9%	6.6%	合計	64,058	137,130
個人	病院	5,944	266	1,581,104	89.8%	1,419,831	25.3%	703,700	16.1%	113,296					
	診療所	1,398	43,324	60,566,952	38.5%	23,318,277									
	歯科	910	55,244	50,272,040	41.1%	20,661,808									61,222
合計	30,527	157,671	315,753,328		179,747,165	100.0%									671,094

【適用件数の推計】

適用件数	⑤合計に 占める割合	推計件数
法人税	74.7%	237
所得税	25.3%	237

【別表1】平成27年所得

課税所得	区分 (所得階級)	所得税負担率
病院	16,980 1000～ 2000万円	16.1%
診療所	10,103 500～ 1000万円	8.7%
歯科	6,189	

【平成28年度】

経営体	区分	減価償却額① (医療機器)	施設数②	③ (①×②)	500万円以上の 医療機器割合④	基準額 (③×④)	⑤合計に 占める割合	特別償却額⑥	基準税率	減収見込額	基準税率 (住民税)	基準税率 (事業税)	法人住民税	法人事業税	
医療法人	病院	18,566	5,754	106,828,764	89.8%	95,932,230	74.9%	2,215,726	23.4%	518,480	3.2%	-	都道府県	16,591	-
	診療所	1,743	41,140	71,707,020	38.5%	27,607,203					9.7%	-	市町村	50,293	-
	歯科	1,720	13,393	23,035,960	41.1%	9,467,780					12.9%	6.6%	合計	66,884	146,238
個人	病院	6,489	240	1,557,360	89.8%	1,399,509	25.1%	742,520	16.1%	119,546					
	診療所	1,379	42,770	58,979,830	38.5%	22,707,235									
	歯科	911	54,930	50,041,230	41.1%	20,566,946								63,857	
合計	30,808	158,227	312,150,164		177,679,903	100.0%									701,889

【適用件数の推計】

適用件数	⑤合計に 占める割合	推計件数
法人税	74.9%	235
所得税	25.1%	235

【別表2】平成28年所得

課税所得	区分 (所得階級)	所得税負担率
病院	16,000 1000～ 2000万円	16.1%
診療所	10,103 500～ 1000万円	8.6%
歯科	6,435	

【平成29年度】

経営体	区分	減価償却額① (医療機器)	施設数②	③ (①×②)	500万円以上の 医療機器割合④	基準額 (③×④)	⑤合計に 占める割合	特別償却額⑥	基準税率	減収見込額	基準税率 (住民税)	基準税率 (事業税)	法人住民税	法人事業税	
医療法人	病院	18,721	5,754	107,720,634	89.8%	96,733,129	75.0%	2,146,724	23.4%	502,333	3.2%	-	都道府県	16,075	-
	診療所	1,809	41,140	74,422,260	38.5%	28,652,570					9.7%	-	市町村	48,726	-
	歯科	1,622	13,393	21,723,446	41.1%	8,928,336					12.9%	6.6%	合計	64,801	141,684
個人	病院	6,217	240	1,492,080	89.8%	1,339,888	25.0%	723,110	16.1%	116,421					
	診療所	1,389	42,770	59,407,530	38.5%	22,871,899									
	歯科	911	54,930	50,041,230	41.1%	20,566,946								82,911	
合計	30,669	158,227	314,807,180		179,092,765	100.0%									681,685

*施設数は、平成28年10月 現在分のものを採用

*減収見込額、特別償却額は、平成27年度と平成28年度の平均値を使用

【適用件数の推計】適用件数は平成27、28年度の平均値

適用件数	⑤合計に 占める割合	推計件数
法人税	75.0%	234
所得税	25.0%	234

【別表3】平成27、28年所得の平均値

課税所得	区分 (所得階級)	所得税負担率
病院	15,993 1000～ 2000万円	16.1%
診療所	10,103 500～ 1000万円	8.7%
歯科	6,312	

【出典】
*第2回医療経済実態調査結果（減価償却費（医療機器）、課税所得）
*医療施設設置結果（施設数）
*医療機関等の設備投資に関する調査結果（500万円以上の医療機器割合）
*国税特別償却法の適用率調査結果（特別償却額、適用件数）
*申告所得税課税実態調査結果（区分（所得階級）、所得税負担率）

点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	国民健康保険団体連合会が行う診療報酬等の審査支払業務等の非課税化		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（審査支払業務等の委託手数料を非課税化することで、審査業務の更なる高度化・効率化のための原資を調達しやすい制度とする）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（審査支払業務等の委託手数料を非課税化することで、審査業務の更なる高度化・効率化のための原資を調達しやすい制度とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p> <p>③ 達成目標（審査支払業務等の委託手数料を非課税化することで、審査業務の更なる高度化・効率化のための原資を調達しやすい制度とする）では、政策目的（審査支払業務等の委託手数料を非課税化することで、審査業務の更なる高度化・効率化のための原資を調達しやすい制度とする）の実現状況を十分に明らかにすることができない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 審査業務の更なる高度化・効率化のための原資については、今後の制度改正への対応等の現時点では見積困難な資金に備えたものも含まれるため、達成すべき水準を定量的に示すことは困難と考えている。</p> <p>② 審査業務の更なる高度化・効率化は、今後継続的に必要となるものであるため、達成すべき時期を示すことは困難と考えている。</p> <p>③ 指摘を踏まえ、評価書を修正した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 達成目標の一部が削除されているが、政策目的が達成目標と同一の内容であり、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 現在は、実費弁償の範囲内で委託手数料を設定しており、実態として非課税の範囲内で対応していることから、適用数の将来の推計を記載することは困難。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 現在は、実費弁償の範囲内で委託手数料を設定しており、実態として非課税の範囲内で対応していることから、減収額を記載することは困難。</p>

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（審査支払業務等の委託手数料を非課税化することで、審査業務の更なる高度化・効率化のための原資を調達しやすい制度とする）に対する将来の効果が予測されず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかになっていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 指摘を踏まえ、評価書を修正した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目全てに課題があり、中でも(3)将来の適用数、(5)将来の減収額及び(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(注)【厚生労働省の補足説明】欄には、厚生労働省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	国民健康保険団体連合会が行う診療報酬等の審査支払業務等の非課税化
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税(国税8) 法人住民税、法人事業税(地方税4)
		②: 上記以外の税目 -
3	要望区分等の別	【新設】【単独】
4	内容	《現行制度の概要》 -
		《要望の内容》 国民健康保険団体連合会においては、今後、審査業務の更なる高度化・効率化に取り組む必要があるところ、その財源は審査支払業務等に係る委託手数料から積み立てる必要があるが、審査支払業務等は課税対象であるため、これらの投資に向けた原資を柔軟かつ迅速に調達しにくい構造になっている。そこで、審査支払業務等の委託手数料を非課税化することで、審査業務の更なる高度化・効率化のための原資を調達しやすい制度とする。
		《関係条項》 法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第13号及び法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第5条第10号
5	担当部局	厚生労働省保険局国民健康保険課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間: -
7	創設年度及び改正経緯	-
8	適用又は延長期間	恒久措置
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国民健康保険団体連合会においては、今後、審査業務の更なる高度化・効率化に取り組む必要があるところ、その財源は審査支払業務等に係る委託手数料から積み立てる必要があるが、審査支払業務等は課税対象であるため、これらの投資に向けた原資を柔軟かつ迅速に調達しにくい構造になっている。そこで、審査支払業務等の委託手数料を非課税化することで、審査業務の更なる高度化・効率化のための原資を調達しやすい制度とする。
		《政策目的の根拠》 「経済財政運営と改革の基本方針2017」(平成29年6月9日閣議決定)において、「社会保険診療報酬支払基金について、(略)業務効率化の範囲を基本として、国保連等とともに保険者等のビッグデータの利活用の支援など、質が高く効果的なサービス提供に寄与するよう取組を進める」、「健康・医療・介護のビッグデータを連結し、医療機関や保険者、研究者、民間等が活用できるようにするとともに、国民の健

		康管理にも役立つ「保健医療データプラットフォーム」や、自立支援等の効果が科学的に裏付けられた介護を実現するため、必要なデータを収集・分析するためのデータベースについて、2020年度(平成32年度)の本格運用開始を目指す」とこととされている。 また、平成29年7月に策定された「支払基金業務効率化・高度化計画・改革工程表」(厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金)において、「国民健康保険団体連合会においても同時並行的に支払基金の改革と整合的かつ連携して取組みを進める」とこととされており、これに基づき、審査業務のさらなる高度化・効率化に取り組むための原資を、柔軟かつ迅速に調達する必要がある。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け (基本目標) 1 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施策大目標) 3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること (施策目標) 3-1 医療情報化の体制整備の普及を推進すること
		③: 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 審査支払業務等の委託手数料を非課税化することで、審査業務の更なる高度化・効率化のための原資を調達しやすい制度とする。
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 審査支払業務等の委託手数料を非課税化することで、審査業務の更なる高度化・効率化のための原資を調達しやすい制度となる。
10	有効性等	①: 適用数 - ※ 現在は、実費弁償の範囲内で委託手数料を設定しており、実態として非課税の範囲内で対応していることから、適用数の将来の推計を記載することは困難
		②: 適用額 - ※ 現在は、実費弁償の範囲内で委託手数料を設定しており、実態として非課税の範囲内で対応していることから、適用額の将来の推計を記載することは困難
		③: 減収額 - ※ 現在は、実費弁償の範囲内で委託手数料を設定しており、実態として非課税の範囲内で対応していることから、減収額を記載することは困難
		④: 効果 《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 審査業務の更なる高度化・効率化のための原資を調達しやすい環境が整備されること 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 審査支払業務等の委託手数料を非課税化することで、審査業務の更なる高度化・効率化のための原資を調達しやすい環境が整備される。

		⑤: 税収減を是認する理由等	審査支払業務等の委託手数料を非課税化することで、審査業務の更なる高度化・効率化のための原資を調達しやすい制度となる。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	審査支払業務等の委託手数料を非課税化することで、審査業務の更なる高度化・効率化のための原資を調達しやすい制度となる。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	-
		③: 地方公共団体が協力する相当性	審査支払業務等の委託手数料を非課税化することで、審査業務の更なる高度化・効率化のための原資を調達しやすい制度となる。
12	有識者の見解		-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		-

点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	理容師・美容師養成施設の修得者課程に係る非課税措置の創設		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（理美容師養成施設への修得者課程の設置を促進し、理容師又は美容師のいずれか一方の養成施設を卒業した者が他方の資格を取得しやすくする）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（理美容師養成施設への修得者課程の設置を促進し、理容師又は美容師のいずれか一方の養成施設を卒業した者が他方の資格を取得しやすくする）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p> <p>③ 達成目標（理美容師養成施設への修得者課程の設置を促進し、理容師又は美容師のいずれか一方の養成施設を卒業した者が他方の資格を取得しやすくする）では、政策目的（修得者課程に法人税・事業税等の非課税措置を講ずることで、理容師・美容師養成施設における修得者課程の設置を促進し、理容師・美容師のいずれか一方の養成施設を卒業した者が他方の資格を取得しやすくする）の実現状況を十分に明らかにすることができない。</p> <p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 達成すべき水準は、理容師・美容師のいずれか一方の養成施設を卒業した者が、希望に応じて他方の資格を取得しやすい環境を整備することである。</p> <p>② 時期にかかわらず、理容師・美容師のいずれか一方の養成施設を卒業した者が、希望に応じて他方の資格を取得しやすい環境を整備することが必要であり、引き続き整備する。</p> <p>③ 理容師・美容師の両方の資格を有する者を増やすこと目的は、国民が理容・美容の両サービスを受けやすくすることにより、国民にとっての利便性を向上させることにあるが、現時点において、理容・美容のサービス供給が公衆衛生上の問題を引き起こしかねないような状況（＝供給が著しく過少な状態）にあるわけではないことから、国が数値目標を設定して積極的に需給をコントロールしなければならないような状況ではなく、基本は市場原理に委ねつつ、利便性の向上を図る観点からの環境整備を行うこととどめておくことが適切であると考えている。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p> <p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 対象となる養成施設数については、財務当局と調整中であり、技術的・専門的知識が必要なことから相当の時間を要するため、現時点での予測は困難。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p> <p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 減収額については、財務当局と調整中であり、技術的・専門的知識が必要なことから相当の時間を要するため、現時点での予測は困難。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（理美容師養成施設への修得者課程の設置を促進し、理容師又は美容師のいずれか一方の養成施設を卒業した者が他方の資格を取得しやすくする）に対する将来の効果が予測されおらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。</p> <p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 修得者課程の場合、通常課程の場合と比べて修業期間が短く、短期間での資格取得が可能となる。修得者課程が非課税となることで、養成施設における修得者課程の設置が進み、理容師・美容師のいずれか一方の養成施設を卒業した者が、希望に応じて他方の資格を取得しやすい環境が整うことが想定される。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果について定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p>
--

点検項目全てに課題があり、その中でも(3)将来の適用数及び(5)将来の減収額が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(注)【厚生労働省の補足説明】欄には、厚生労働省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	理容師・美容師養成施設の修得者課程に係る非課税措置の創設
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税(国税12) 法人住民税・法人事業税(地方税(自動連動))(地方税8)
		②: 上記以外の税目 事業所税
3	要望区分等の別	【新設】【単独】
4	内容	《現行制度の概要》 理容師等養成施設において行う技芸の教授については、通常課程(昼間・夜間課程2年以上、通信課程3年以上)は非収益事業として法人税が非課税とされている。
		《要望の内容》 平成30年3月から新設された修得者課程(昼間・夜間課程1年以上、通信課程1.5年以上)についても、法人税非課税措置を要望する。
		《関係条項》 法人税 (法人税法第2条第13号、法人税法施行令第5条第30号二、法人税法施行規則第8条第1号) 法人住民税 (地方税法第25条第1項及び第2項、地方税法施行令第7条の4) 法人事業税 (地方税法第72条の5第1項、地方税法施行令第15条)
5	担当部局	厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:—
7	創設年度及び改正経緯	—
8	適用又は延長期間	—
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 修得者課程に法人税・事業税等の非課税措置を講ずることで、理容師・美容師養成施設における修得者課程の設置を促進し、理容師・美容師のいずれか一方の養成施設を卒業した者が他方の資格を取得しやすくする。 《政策目的の根拠》 規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定) 「理容師又は美容師のいずれか一方の資格を持った者が他方の資格を取得しやすくするため、専門家による検討の場を設けて検討を行い、結論を得た上で所要の措置を講ずる。」
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること

		施策目標1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること
		③: 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 理美容師養成施設への修得者課程の設置を促進し、理容師又は美容師のいずれか一方の養成施設を卒業した者が他方の資格を取得しやすくする。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 修得者課程に法人税・事業税等の非課税措置を講ずることで、理容師・美容師養成施設における修得者課程の設置が進み、理容師・美容師のいずれか一方の養成施設を卒業した者が他方の資格を取得するために他方の資格の養成課程を履修しやすくなるので、当該措置は有効である。
		①: 適用数 精査中
		②: 適用額 精査中
10	有効性等	③: 減収額 精査中
		④: 効果 《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 精査中 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 精査中
		⑤: 税収減を是認する理由等 修得者課程に法人税・事業税等の非課税措置を講ずることで、理容師・美容師養成施設における修得者課程の設置が進み、理容師・美容師のいずれか一方の養成施設を卒業した者が他方の資格を取得するために他方の資格の養成課程を履修しやすくなる。
		①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 全国の理美容師養成施設に修得者課程の設置を促進し、理容師・美容師のいずれか一方の養成施設を卒業した者が他方の資格を取得しやすくするためには、全国あまねく効果がいきわたる税制による措置を講ずることが適当である。
11	相当性	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 理美容師法施行規則等の改正により、理容師または美容師のいずれか一方の養成施設を卒業した者が修得者課程を履修する場合は、平成30年10月より試験の課目の一部が免除される。
		③: 地方公共団体が協力する相当性 —
12	有識者の見解	規制改革推進会議の委員は、理容師または美容師のいずれか一方の資格を持った者が他方の資格を取得しやすくするため、所要の措置を講ずるべきとの見解を、平成27年6月に示している。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

<平成31年度税制改正要望関係> 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (H30厚労06)

(評価実施府省：厚生労働省)

【基本情報】

制度名 (措置名)	生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長 (共同利用施設の特別償却)										
措置の内容	平成28年度時点	生活衛生同業組合又は生活衛生同業小組合が、共同利用施設の取得等をした場合には、取得価額の6%の特別償却ができる。									
	平成29年度税制改正以後	取得価額要件を200万円以上(改正前：100万円以上)に引上げ									
	平成30年度税制改正以後	従前どおり									
政策目的	生活衛生同業組合等が振興事業として共同利用施設事業を行う場合につき、税制上の特別措置を設けることにより、零細な営業者が大半を占める生活衛生関係営業者の協業化等による合理化、省力化等を推進し、生産性を向上させ、もって営業者の経営基盤の強化を図る。										
評価対象税目	義務対象			努力義務対象							
	法人税										
関係条項	措法第44条の3、第68条の24										
要望内容	措置の適用期限を平成33年3月31日まで2年間延長する。										
創設年度	S55	過去の政策評価の実績	H22厚労16、H23厚労09、H24厚労15、H26厚労09、H28厚労03							区分	延長

【総括表】

	租税特別措置等の適用実態												租税特別措置等によって達成しようとする目標とその実現状況(効果)				
	適用件数 (法人税・件)			(参考) 適用実態調査における適用件数 (法人税・件)	減収額 (法人税・百万円)			(参考) 適用実態調査における適用額の上位10社割合(法人税・%)	減収額 (地方法人二税・地方法人特別税・百万円)			(参考) 適用実態調査における租税特別措置ごとの影響額(地方法人二税・地方法人特別税・百万円)	目標				
													「生活衛生関係営業の業況DIをプラスに転じさせる」				
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	目標値	将来予測	実績	租特の直接的効果	目標達成度
H23	不明	2	-	1	▲1.9	▲2.2	115.8%	-	不明	不明	-	▲0.2	不明	不明	不明	不明	-
H24	不明	2	-	0	▲10.0	▲0.9	9.0%	-	不明	不明	-	-	不明	不明	不明	不明	-
H25	不明	1	-	0	不明	▲0.1	-	-	不明	不明	-	-	不明	不明	不明	不明	-
H26	不明	4	-	0	不明	▲7.8	-	-	不明	不明	-	-	不明	不明	不明	不明	-
H27	不明	0	-	0	不明	▲0	-	-	不明	▲0	-	-	不明	不明	不明	不明	-
H28	2	0	0.0%	0	▲3.0	▲0	0.0%	-	不明	▲0	-	-	不明	不明	不明	不明	-
H29	2	1	50.0%	-	▲3.0	▲4.9	163.3%	-	不明	▲1.5	-	-	不明	不明	不明	不明	-
H30	1	-	-	-	▲0.0	-	-	-	▲0.0	-	-	-	不明	不明	-	-	-
H31	1	-	-	-	▲1.7	-	-	-	▲0.5	-	-	-	不明	不明	-	-	-
H32	1	-	-	-	▲1.7	-	-	-	▲0.5	-	-	-	不明	不明	-	-	-
H33	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H34	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H35~ /未定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	±0以上	-	-	-	-

点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長		
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（生活衛生同業組合等における共同利用施設数の増加を通じ、個々の事業者の経営基盤の強化を図る。ただし、ひとつの指標として、今後、生活衛生関係営業の業況D Iがプラスに転じることが必要である）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。
【厚生労働省の補足説明】
① 生活衛生関係営業の業況D Iがプラスに転じ、経営基盤の強化が図られるためには、多くの事業者が課題として挙げる人材不足や後継者不足が解消されるとともに、生産性の向上が必要であり、これら諸課題解決のために現在実施中の施策に一定の効果が現れるには、少なくとも7年が必要。
【点検結果】
① 「これら諸課題解決のために現在実施中の施策に一定の効果が現れるには、少なくとも7年が必要」との説明では、達成目標を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の適用数（平成27年度及び28年度）について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】
① 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書では、平成27年度、平成28年度とも実績は0件であった。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【厚生労働省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の減収額が把握されていない。

【厚生労働省の補足説明】

① 平成27～28年度は適用実績0件であった。平成29年度は関係団体への調査結果より、共同利用施設の設置が確認されたことを踏まえ見込数を記載したものである。減収見込額は4.9百万円（25.8百万円×19%）

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、過去の減収額（法人税）0百万円（平成28年度）が前回評価時の将来予測3.0百万円とかい離していることについて、その原因が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額が予測されていない。
【厚生労働省の補足説明】
① 平成30～32年度の減収見込額は特別償却実施見込額×19%により以下のとおり算出。 平成30年度 0.04百万円 平成31年度 1.7百万円 平成32年度 1.7百万円
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、将来の減収額（法人税）1.7百万円（平成31年度）が過去の実績0百万円（平成28年度）とかい離していることについて、その原因が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（生活衛生同業組合等における共同利用施設数の増加を通じ、個々の事業者の経営基盤の強化を図る。ただし、ひとつの指標として、今後、生活衛生関係営業の業況D Iがプラスに転じることが必要である）に対する過去の効果について、「共同利用施設の取得の促進により、国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の経営基盤の安定・強化が図られ、企業収益の改善、国内民間需要の回復、雇用情勢の改善に寄与している」と説明されているが、定量的に把握されていない。
② 達成目標（生活衛生同業組合等における共同利用施設数の増加を通じ、個々の事業者の経営基盤の強化を図る。ただし、ひとつの指標として、今後、生活衛生関係営業の業況D Iがプラスに転じることが必要である）に対する過去の効果について、過去の適用数は0件（平成27年度及び28年度）であり、本特例措置が達成目標の実現に寄与したとは考えにくい。
【厚生労働省の補足説明】
①・② 生活衛生関係営業の業況D Iの推移は把握しているものの、過去5年以上マイナスが続いている。ただし、2011年4～6月期が▲33.8%に対し、2018年4～6月期が▲13.4%となるなど、7年前に比べ約20ポイント上昇しており、回復傾向である。また、生活衛生関係営業では5年連続で設備投資割合が上昇しており、内需創出に寄与していると思料される。（日本政策金融公庫『生活衛生関係営業の景気動向等調査特別調査結果2018年1～3月期』）
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「2011年4～6月期が▲33.8%に対し、2018年4～6月期が▲13.4%となるなど、7年前に比べ約20ポイント上昇しており、回復傾向である」との説明では、達成目標に対する過去の効果（平成27年度から29年度まで）が年度ごとに把握されておらず、また、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。
② 補足説明では、過去の適用数が0件（平成27年度及び28年度）であることを踏まえて

も、本特例措置が達成目標の実現に十分寄与したことが明らかにされていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（生活衛生同業組合等における共同利用施設数の増加を通じ、個々の事業者の経営基盤の強化を図る。ただし、ひとつの指標として、今後、生活衛生関係営業の業況DIがプラスに転じる必要がある）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】
① 生活衛生同業組合等における共同利用施設の設置により、個々の事業者の生産性が高まり、ひいては経営強化に繋がる。更なる設備投資をはじめとした内需の創出が期待される。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果について、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【厚生労働省の補足説明】欄には、厚生労働省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税(国税13)
	②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【延長】【単独】
4	内容	《現行制度の概要》 生活衛生同業組合(出資組合に限る。)及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設(一の共同利用施設の取得価額が200万円以上のものに限る。)に係る特別償却制度
		《要望の内容》 適用期限を2年間延長し、平成33年3月31日までとする。
		《関係条項》 ・租税特別措置法第44条の3、第68条の24 ・租税特別措置法施行令第28条の5、第39条の52
		《関係事項》
5	担当部局	厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:平成27～32年度
7	創設年度及び改正経緯	創設年度 昭和55年 期限切れごとに延長要望(直近は平成29年度税制改正)
8	適用又は延長期間	2年間(平成31年度～平成32年度)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 生活衛生同業組合等は、国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、営業者が自主的に衛生措置の基準を遵守し、及び衛生施設の改善向上を図るための組織であり、営業者の営業の振興の計画的推進、経営の健全化等を目的としている。 生活衛生同業組合等は、厚生労働大臣が定める業種ごとの営業の振興に関する指針(振興指針)に基づき、営業者の営業の振興に必要な事業(振興事業)に関する計画(振興計画)を作成し、厚生労働大臣の認定を受けることができる。 本税制は、生活衛生同業組合等が振興事業として共同利用施設事業を行う場合につき、税制上の特別措置を設けることにより、零細な営業者が大半を占める生活衛生関係営業者の協業化等による合理化、省力化等を推進し、生産性を向上させ、もって営業者の経営基盤の強化を図るものである。 《政策目的の根拠》 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条の5
		②: 政策目的に おける政策 目的の位置 付け

10	有効性等	①: 適用数	基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること 施策目標1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること
		②: 適用額	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 生活衛生同業組合等における共同利用施設数の増加を通じ、個々の営業者の経営基盤の強化を図る。ただし、ひとつの指標として、今後、生活衛生関係営業の業況DIがプラスに転じる必要がある。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 生活衛生関係営業(全産業569万事業所のうち19.7%、全従業員6,179万人のうち11.2%)は国民生活と極めて密着し、我が国の地域経済の基盤となる産業であり、かつ、雇用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活を支える役割など多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしている。 一方、その大半が、経営基盤が脆弱な中小零細事業者であるところ、規制緩和の流れの中で、零細な生活衛生関係営業者がチェーンストアをはじめとする大企業との熾烈な競争に生き残るためには、協業化等により合理化及び省力化を進め、生産性の一層の向上を図るとともに、労働環境の改善及び福利厚生充実等を強力に推進する必要がある。 現在の生活衛生関係営業の業況判断DIは低調(▲24.4=株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」平成28年1-3月期)で、経営状況は依然として厳しく、このような状況下において、小規模や事業体である同営業が、地域経済においてその役割を果たすためには、少子・高齢化、環境、節電、衛生水準の向上等の同営業を取り巻く課題に対して、共同で対応する必要性がますます高まっている。 このため、零細で資金繰りに苦しむ事業者の設備投資に係る当座の負担を軽減するため、引き続き、通常の減価償却限度額とは別枠で償却できる本特別償却制度により、生活衛生同業組合等の設備投資(共同利用施設取得)を誘因する必要がある。
		①: 適用数	27年度:0施設、28年度:0施設、29年度:1施設 30年度:1施設、31年度:1施設、32年度:1施設 (※)平成31年度～32年度は平成28年度～30年度の実績及び見込み(関係団体へのアンケート調査の結果)を平均し算出。 中小零細事業者たる生活衛生関係営業者は、生産性の向上、経営コスト低減等のため、引き続き事業の共同化・協業化を図る必要があるが、事業収益の低迷等により、業況判断DIがマイナスに留まる中、相当の費用を要する共同利用施設などの設備投資を近年見合わせざるを得ない状況にある。
		②: 適用額	(対象施設数)(特別償却対象設備取得額)(特別償却実施見込額) 27年度 0 - - 28年度 0 - - 29年度 1 430百万円 25.8百万円

		<p>30年度 1 4百万円 0.2百万円 31年度 1 145百万円 8.7百万円 32年度 1 145百万円 8.7百万円 (※)平成31年度～32年度は平成28年度～30年度の実績及び見込み(関係団体へのアンケート調査の結果)を平均し算出。</p>
	③ 減収額	<p>減収見込額(法人税) (法人住民税) (法人事業税) 27年度 — — — 28年度 — — — 29年度 4.9百万円 0.6百万円 0.9百万円 30年度 0.04百万円 0.01百万円 0.01百万円 31年度 1.7百万円 0.2百万円 0.3百万円 32年度 1.7百万円 0.2百万円 0.3百万円 (※)平成31年度～32年度は平成28年度～30年度の実績及び見込み(関係団体へのアンケート調査の結果)を平均し算出。 減収見込額は、法人税は特別償却実施見込額×19%により算出。法人住民税率 12.9%、法人事業税率 3.4%で算出</p>
	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 生活衛生関係営業の業況 DI がマイナスに留まる中、共同利用施設などの設備投資を見合わせざるを得ない状況にある(▲32.2=株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」平成 30 年 1-3 月期)。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 共同利用施設の取得の促進により、国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の経営基盤の安定・強化が図られる。</p>
	⑤ 税収減を是認する理由等	<p>本税制措置を活用した共同利用施設の取得の促進により、国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の経営基盤の安定・強化が図られ、企業収益の改善、国内民間需要の回復や雇用情勢の改善に寄与している。今後も、本措置活用により、組合の事業支援を通じた営業者の経営基盤の強化(税収の増大)に寄与する。</p>
11	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等 生活衛生関係営業(全産業569万事業所のうち19.7%、全従業者6,179万人のうち11.2%)は国民生活と極めて密着し、我が国経済の基盤かつ雇用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活を支える役割など多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしているが、その営業の大半の経営基盤が脆弱であることに鑑みれば、中小零細事業者対策という視点からその持続的な発展の確保することは、特に重要である。共同利用施設の特別償却制度は、高度な経営技術を持つ大企業の参入による価格競争に伴う深刻な影響や経営悪化など経済構造の変化に対応し、生活衛生関係営業の経営の安定と消費者利益の擁護を図るため、昭和 54 年の環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正により条文化され、昭和 55 年に創設されたものであるが、今日においても、大規模な量販店やチェーンストアの増加が相次ぐなど生活衛生関係営業を取り巻く環境は総じて厳しいことから、地域の</p>

		セーフティネットとしての役割をこれからも果たしていくためにも、引き続き政策税制としての役割を維持していくことに妥当性がある。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	類似する他の支援措置は存在しない。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解	<p>『生活衛生関係営業の振興に関する検討会第4次報告書(平成 24 年 7 月とりまとめ公表)』において、①収益の悪化・資金調達の難しさを背景に設備投資に慎重にならざるを得ないこと、②中小零細事業者対策という視点が重要であること、③大規模な量販店やチェーンストア等の増加が相次ぎ生活衛生関係営業を取り巻く経営環境が厳しいこと、④東日本大震災の発生を受けて復旧・復興等の必要が高まっていること、等を踏まえ、対象設備を政策効果の高い重点4分野(少子高齢化・買い物弱者対策に資する設備、環境・エコ・清潔・快適に資する設備、震災復興・節電に資する設備、安全・安心の確保に資する設備)に重点化した上で、現行の政策税制としての役割を維持することが必要とされ、これら報告の提言や改革の方向性を踏まえ、平成25年度税制改正大綱において、適切に対応するよう指摘されている。 また、平成 24 年 7 月に、「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会」が開催され、『生活衛生関係営業の節電行動の徹底を図るための基本的な考え方(平成 24 年 7 月 19 日答申)』において、節電につながる共同工場や共同営業施設、共同蓄電設備などの共同利用施設の設置が可能な場合には、積極的に活用するよう指摘されている。</p>
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成29年8月

点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長		
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（健康被害及び環境汚染の防止のため、テトラクロロエチレン溶剤を含む溶剤に係る活性炭吸着回収装置の導入割合を前年度より引き上げる）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（健康被害及び環境汚染の防止のため、テトラクロロエチレン溶剤を含む溶剤に係る活性炭吸着回収装置の導入割合を前年度より引き上げる）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>①・② テトラクロロエチレン溶剤を含む溶剤に係る活性炭吸着回収装置の導入割合を前年度より引き上げることを達成目標としており、平成24年度は73.0%、平成26年度は75.2%、平成28年度は78.9%の導入割合となっており定量的な評価は可能である。なお、導入割合の調査を行った時期が目標達成時期となり、前回の導入割合より引き上がっているか評価することとなる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数について、「平成27年度～29年度については、一般社団法人日本産業機械工業会業務用洗濯機部会「機械出荷統計」による出荷台数からテトラクロロエチレン溶剤に対応するドライクリーニング機に占める割合（82.5%）の出荷台数を算出し、黒字企業割合（約30%）を乗じた推計値を算出」と説明されているが、本特例措置は特別償却であるため、黒字企業割合を算定根拠に含める算定方法は適切ではない。</p> <p>② 過去の適用数（平成27年度及び28年度）について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p> <p>なお、過去の適用数の把握については、前回評価時において「租特透明化法等による法人のみでは判断できないこと及び根拠条文中の適用対象については、当公害防止用設備のみではないため、そのまま利用することは困難であると考えられる」との補足説明がなされていたが、本特例措置の要望省庁は厚生労働省のみであるため、ほかに本特例措置の対象設備があるということであれば、その設備に係る適用実績も厚生労働省において把握した上で本特例措置の適用状況等を明らかにする必要がある。</p> <p>③ 租特透明化法に基づき把握される過去の適用数3件（平成28年度）が前回評価時の将来予測11件と乖離していることについて、その原因が明らかにされていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>①・② ご指示のとおり、租特透明化法に基づき把握される過去の実績による適用数に修正した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、過去の適用数7件（平成29年度）を算出するに当たり、黒字企業割合を算定式に含めることについて、合理的な理由が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

<p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数について、「平成30～32年度については、過去3カ年の実績から推計値を算出」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 一般社団法人日本産業機械工業会業務用洗濯機部会「機械出荷統計」による出荷台数の過去3カ年の平均値を算出し、テトラクロロエチレン溶剤に対応するドライクリーニング機に占める割合の出荷台数を算出し、黒字企業割合を乗じて算出したもの。特別償却は黒字企業に限定されるものではないが、法人税の減収対象となり得る台数を算出するために黒字企業割合を乗じたもの。特別償却に係る全数調査は行っていないため、取得数として判断可能な基礎資料として、出荷台数を用いたもの。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 黒字企業割合を算定式に含めることについて、合理的な理由が明らかにされておらず、また、平成31年度及び32年度の出荷台数が過去3年の平均値と一致していないため、この点を課題とする。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（平成27年度から29年度までの法人税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 過去の減収額について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用額及び影響額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p> <p>なお、過去の減収額の把握については、前回評価時において「租特透明化法等による法人のみでは判断できないこと及び根拠条文中の適用対象については、当公害防止用設備のみではないため、そのまま利用することは困難であると考えられる」との補足説明がなされていたが、本特例措置の要望省庁は厚生労働省のみであるため、ほかに本特例措置の対象設備があるということであれば、その設備に係る適用実績も厚生労働省において把握した上で本特例措置の適用状況等を明らかにする必要がある。</p> <p>④ 過去の減収額118万円（平成29年度の法人税）が前回評価時の将来予測249万円と乖離していることについて、その原因が明らかにされていない。</p> <p>⑤ 過去の減収額（平成27年度の法人税）について、「135万円」と算定されているが、前回評価時の実績は192万円となっており、算定に誤りがある。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に基づき法人税を、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」に基づき法人住民税、法人事業税を記載</p> <p>② 平成27～28年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」及び「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」に基づき算出。平成29年度は出荷台数をもとに適用台数を算出し、適用額を推計したもの。</p> <p>③ 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」及び「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」により把握される適用数を計上した。</p> <p>④ 前回評価時は11台の適用を見込んでいたが、見込誤りだったため修正を行った。</p> <p>⑤ 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に基づき、改めて算定を行った。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

② 過去の減収額（平成27年度及び28年度の法人税）について、「平成27～28年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（中略）に基づき算出」とあるが、算出結果に誤りがあるため、この点を課題とする。
③～⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。 ② 将来の減収額（平成30年度から32年度までの法人税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 法人税、法人住民税、法人事業税を記載 ② 法人税：取得価格×償却率（8%）×法人税率（15%） 法人住民税：法人税減収額×法人住民税率（12.9%） 法人事業税：取得価格×償却率（8%）×法人事業税率（3.4%）</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（健康被害及び環境汚染の防止のため、テトラクロロエチレン溶剤を含む溶剤に係る活性炭吸着回収装置の導入割合を前年度より引き上げる）に対する過去の効果について、「クリーニング業者の大部分は経営基盤が脆弱な小規模零細事業者である上に依然として厳しい経営環境が続いている中、公害への対策等直接的に利益に結びつかない設備投資（指定物質等回収設備を含むドライクリーニング機の取得）については消極的になりがちなかで、ドライクリーニング機が出荷されていることから本税制措置を講ずることに有効性はある」と説明されているが、定量的に把握されていない。 ② 達成目標（健康被害及び環境汚染の防止のため、テトラクロロエチレン溶剤を含む溶剤に係る活性炭吸着回収装置の導入割合を前年度より引き上げる）に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される過去の適用数3件（平成28年度）は、10件未満であり、前回評価時の将来予測11件の半数以下と想定外に僅少であり、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことを明らかにする必要がある。また、想定外に僅少であることの原因が明らかにされていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 導入割合について追記し修正を加えた。 ② 導入台数は僅少ではあるが、導入割合は前回より上回っており、本特例措置の効果はあると史料される。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、達成目標に対する過去の効果（平成27年度及び29年度）が年度ごとに把握されておらず、また、過去の効果（平成28年度）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。 ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、想定外に僅少であることの原因が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（健康被害及び環境汚染の防止のため、テトラクロロエチレン溶剤を含む溶</p>
--

<p>剤に係る活性炭吸着回収装置の導入割合を前年度より引き上げる）に対する将来の効果について、「クリーニング業者の大部分は経営基盤が脆弱な小規模零細事業者である上に依然として厳しい経営環境が続いている中、公害への対策等直接的に利益に結びつかない設備投資（指定物質等回収設備を含むドライクリーニング機の取得）については消極的になりがちなかで、ドライクリーニング機が出荷されていることから本税制措置を講ずることに有効性はある」と説明されているが、定量的に予測されていない。 ② 達成目標（健康被害及び環境汚染の防止のため、テトラクロロエチレン溶剤を含む溶剤に係る活性炭吸着回収装置の導入割合を前年度より引き上げる）に対する将来の効果について、予測される将来の適用数8件（平成31年度）は、10件未満と僅少であるため、そのような状況を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与することを明らかにする必要がある。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 導入割合について追記し修正を加えた。 ② 導入台数は僅少ではあるが、導入割合は前回より上回っており、本特例措置の効果はあると史料される。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(2)、(3)、(4)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【厚生労働省の補足説明】欄には、厚生労働省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税(国税14)
		②: 上記以外の税目 所得税
3	要望区分等の別	【延長】【単独】
4	内容	《現行制度の概要》 公害防止用設備(テトラクロロエチレン溶剤を使用する活性炭吸着回収装置内蔵型のドライクリーニング機)に係る特例措置
		《要望の内容》 適用期限を2年間延長し、平成33年3月31日までとする。
		《関係条項》 ・租税特別措置法第11条、第43条、第68条の16 ・租税特別措置法施行令第5条の8、第28条、第39条の49 ・租税特別措置法第11条第1項及び第43条第1項の規定の適用を受ける機械その他の減価償却資産及び期間を指定する件
5	担当部局	厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:平成27~32年度
7	創設年度及び改正経緯	創設年度 平成5年
		平成9年度税制改正 2年間延長
		平成11年度税制改正 2年間延長
		平成13年度税制改正 1年間延長
		平成14年度税制改正 2年間延長
		平成16年度税制改正 2年間延長
		平成18年度税制改正 1年間延長
		平成19年度税制改正 2年間延長
		平成21年度税制改正 2年間延長
		平成23年度税制改正 1年間延長
平成24年度税制改正 2年間延長		
平成26年度税制改正 2年間延長		
平成28年度税制改正 1年間延長		
平成29年度税制改正 2年間延長		
8	適用又は延長期間	2年間(平成31年度~平成32年度)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 クリーニング業において、環境面から望ましい活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の導入(買替えを含む。)促進を図り、もって公害防止対策の円滑な推進を図る。

		《政策目的の根拠》 大気汚染防止法施行令附則第3項、土壌汚染対策法施行令第1条第14号
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること 施策目標1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること
	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 健康被害及び環境汚染の防止のため、テトラクロロエチレン溶剤を含む溶剤に係る活性炭吸着回収装置の導入割合を前年度より引き上げる。 (直近3回の調査時点での導入割合) 平成24年度 73.0% 平成26年度 75.2% 平成28年度 78.9% 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 テトラクロロエチレンについては危険有害性(蒸気を吸入すると急性中毒を起こすほか、哺乳動物に対する発がん性を有している)があるため、健康被害及び環境保全の防止の観点から、全てのドライクリーニング機に活性炭吸着回収装置の導入を促進していくことが必要であるが、クリーニング業者の大部分は経営基盤が脆弱な小規模零細事業者であり、公害への対策等直接的に利益に結びつかない設備投資(活性炭吸着回収装置の取得)については消極的になりがちであることから、租税特別措置法の特例措置により政策的にインセンティブを講じることで公害防止用設備の取得を促進することが可能となり、環境基準を満たす施設数の増加に寄与する。今後も、本措置活用により、公害防止用設備の取得を通じた負の外部性(健康被害・環境汚染)の解消に寄与。
10	有効性等	①: 適用数 テトラクロロエチレン溶剤を含む溶剤を使用する活性炭吸着回収装置内蔵型のドライクリーニング機 (適用台数) 平成27年度 3台 平成28年度 4台 (出荷台数) (適用台数) 平成29年度 29台 7台 平成30年度 32台 8台 平成31年度 32台 8台 平成32年度 32台 8台 (※) ・平成27~28年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より計上 ・平成29年度は一般社団法人日本産業機械工業会業務用洗濯機部

	<p>会「機械出荷統計」による出荷台数から、テトラクロロエチレン溶剤に対応するドライクリーニング機に占める割合(82.5%)の出荷台数を算出し、黒字企業割合(約30%)を乗じた推計値を算出。</p> <p>・平成30～32年度の出荷台数については、平成27年度～29年度の一般社団法人日本産業機械工業会業務用洗濯機部会「機械出荷統計」による出荷台数から平均値を算出し、テトラクロロエチレン溶剤に対応するドライクリーニング機に占める割合(82.5%)の出荷台数を算出し、黒字企業割合(約30%)を乗じた推計値を算出。</p>
②: 適用額	<p>テトラクロロエチレン溶剤を含む溶剤を使用する活性炭吸着回収装置内蔵型のドライクリーニング機</p> <p>(適用台数) (適用額)</p> <p>平成27年度 3台 580万円</p> <p>平成28年度 4台 1,347万円</p> <p>(出荷台数)(適用台数)(取得価格)(適用額)</p> <p>平成29年度 29台 7台 9,800万円 784万円</p> <p>平成30年度 32台 8台 11,200万円 896万円</p> <p>平成31年度 32台 8台 11,200万円 896万円</p> <p>平成32年度 32台 8台 11,200万円 896万円</p> <p>(※)</p> <p>・平成27～28年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より計上</p> <p>・平成29～32年度は、ドライクリーニング機1機当たりの平均取得価格は1,400万円である。</p>
③: 減収額	<p>テトラクロロエチレン溶剤を含む溶剤を使用する活性炭吸着回収装置内蔵型のドライクリーニング機</p> <p>減収額 (法人税)(法人住民税)(法人事業税)</p> <p>平成27年度 136万円 19.8万円 33.8万円</p> <p>平成28年度 254万円 41.2万円 83.3万円</p> <p>平成29年度 118万円 15.2万円 26.7万円</p> <p>平成30年度 135万円 17.3万円 30.4万円</p> <p>平成31年度 135万円 17.3万円 30.4万円</p> <p>平成32年度 135万円 17.3万円 30.4万円</p> <p>(※)</p> <p>・平成27～28年度については、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用額に基づき計上</p> <p>・法人税率は15%、法人住民税率12.9%、法人事業税率3.4%で算出</p>
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>テトラクロロエチレン溶剤を含む溶剤に係る活性炭吸着回収装置の導入割合は平成28年度で78.9%に達している。平成30年度調査の速報値では79.3%と僅かではあるが前回は上回っている。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>クリーニング業者の大部分は経営基盤が脆弱な小規模零細事業者である上に依然として厳しい経営環境が続いている中、公害への対策等直接的に利益に結びつかない設備投資(指定物質等回収設備を含むドライクリーニング機の取得)については消極的になりがちで、ドライクリーニング機が出荷されていることから本税制措置を講ずることに有効性はある。</p>

	⑤: 租税減を是認する理由等	<p>テトラクロロエチレンについては危険有害性(蒸気を吸入すると急性中毒を起こすほか、哺乳動物に対する発がん性を有している)があるため、健康被害及び環境保全の観点から、全てのドライクリーニング機に活性炭吸着回収装置の導入を促進していくことが必要であるが、クリーニング業者の大部分は経営基盤が脆弱な小規模零細事業者であり、公害への対策等直接的に利益に結びつかない設備投資(活性炭吸着回収装置の取得)については消極的になりがちであることから、租税特別措置法の特例措置により政策的にインセンティブを講じることで公害防止用設備の取得を促進することが可能となり、環境基準を満たす施設数の増加に寄与する。今後も、本措置活用により、公害防止用設備の取得を通じた負の外部性(健康被害・環境汚染)の解消に寄与する。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>クリーニング業は国民生活と極めて密着し、我が国経済の基盤かつ雇用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活を支える役割など多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしている。</p> <p>一方、その営業の大半の経営基盤が脆弱であり、健康被害や環境汚染といった外部不経済への対策など、直接的に利益に結びつかない設備投資(テトラクロロエチレン溶剤を含む溶剤を使用する活性炭吸着回収装置内蔵型のドライクリーニング機の取得)に関する資金的余力がない状況にある。</p> <p>したがって、引き続き本政策税制により政策的にインセンティブを講じることで公害防止用設備の取得を促進することは妥当である。</p>
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>類似する他の支援措置は存在しない。</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>—</p>
12	有識者の見解	<p>—</p>
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	<p>平成29年8月</p>

点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	訪日外国人に係る、社会医療法人等に対する認定要件（診療費要件）の見直し
税目	法人税、法人住民税
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（地域における医療提供体制を維持する）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（地域における医療提供体制を維持する）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p> <p>③ 政策目的（この緩和措置の創設により、医療機関は訪日外国人から費用に見合った診療費を請求できることとなり、医療機関の経営が安定する）に対する達成目標（地域における医療提供体制を維持する）の寄与について、「特定医療法人等が認定取消の懸念なく、訪日外国人に医療を適切な費用を徴収して提供できるようになることは、地域医療提供体制の長期的な安定に資する」と説明されているが、どのように政策目的に寄与するのか明らかにされていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 目標としては、医療機関における訪日外国人の受入状況についての確な把握方法を今後、検討することで水準設定としていきたい（現在、訪日外国人の受診は一部の地域、一部の医療機関に偏っているが、今後、訪日外国人の急増により全国的な問題となることから、現状から水準を設定することは困難。）。</p> <p>② 修正いたします。</p> <p>③ 修正いたします。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>②・③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 社会医療法人の将来の適用数が予測されていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 社会医療法人については、租税特別措置法の適用を要望していないため、誤解を招かないよう「4 内容」の記載を修正しました。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 追記しました。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（地域における医療提供体制を維持する）に対する将来の効果が予測されおらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 追記しました。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果について、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【厚生労働省の補足説明】欄には、厚生労働省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	訪日外国人に係る、社会医療法人等に対する認定要件(診療費要件)の見直し
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税(国税16) 法人住民税(地方税18)
		②: 上記以外の税目 (不動産取得税)(固定資産税)(都市計画税) 【参考 特定医療法人以外の法人関係】 (所得税)(事業税)(消費税)(地方消費税)(相続税)(贈与税)
3	要望区分等の別	【新設】【主管】
4	内容	《現行制度の概要》 —
		《要望の内容》 訪日外国人に対する医療は自由診療となる。優遇税制を受ける特定医療法人等においては、その承認要件等で、自費診療等においても、社会保険診療に準ずる額を請求することとされている。特定医療法人において、この承認要件を、訪日外国人に対する診療において緩和することを要望する。
		《関係条項》 特定医療法人：租税特別措置法第67条の2第1項、第68条の100、租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準 地方税法第73条の4第1項第3号の2、第348条第2項第9号の2、第702条2第2項
5	担当部局	医政局総務課医療国際展開推進室・医政局総務課・医政局医療経営支援課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：平成30年8月 分析対象期間：平成26年度～平成33年度
7	創設年度及び改正経緯	—
8	適用又は延長期間	恒久措置
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 この緩和措置の創設により、医療機関は訪日外国人から費用に見合った診療費を請求できることとなり、医療機関の経営が安定する。 《政策目的の根拠》 現在、訪日外国人は増加傾向にあり、2017年では24,039,700人であった(独立行政法人国際観光振興機構による推計)。こうした状況で、医療機関は訪日外国人に医療を提供する必要性に迫られている。 しかし、訪日外国人の診療のためには、医療通訳や多言語に対応した院内案内、医療従事者への外国人対応研修等を準備する必要があり、医療機関は通常の診療に比して多くの費用を負担する必要がある。 医療機関の安定的な経営のためには、訪日外国人等から費用に見合った額を請求することが妥当である。そのため、

		「自費診療においても、社会保険診療に準ずる額を請求しなければならない」という、特定医療法人等の非課税要件を緩和する必要がある。										
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること										
		③: 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 地域における医療提供体制を維持する(2020年までに地域の特定医療法人が混乱なく訪日外国人にも医療を提供できる。) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 訪日外国人が急増することが予想される2020年までに特定医療法人が混乱なく訪日外国人にも医療を提供できることで、医療機関の経営の安定に資する。										
10	有効性等	①: 適用数 特定医療法人 (H29年度)(H30年度)(H31年度)(H32年度)(H33年度) <推計> 216件 216件 216件 216件 216件 ※ H29年度以降の件数は、特定医療法人数が近時、微減傾向にあることから、H28年度に租税特別措置により法人税の軽減を受けた特定医療法人の件数の実績値を据え置いて推計した。 参考 (H26年度)(H27年度)(H28年度) <実績> 230件 233件 216件 H26～H28年度の件数は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(第196国会提出)による。										
		②: 適用額 特定医療法人(単位:百万円) (H29年度)(H30年度)(H31年度)(H32年度)(H33年度) <推計> 39,155 39,155 39,155 39,155 39,155 ※ H29年度以降の金額は、特定医療法人数が近時、微減傾向にあることから、H28年度に租税特別措置により法人税の軽減を受けた特定医療法人の適用実績値を据え置いて推計した。 参考 (H26年度)(H27年度)(H28年度) <実績> 44,531 43,440 39,155 H26～H28年度のコストは、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(第196国会提出)による。										
		③: 減収額 特定医療法人(単位:百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H31年度</th> <th>H32年度</th> <th>H33年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>▲1,645</td> <td>▲1,645</td> <td>▲1,645</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>▲115</td> <td>▲115</td> <td>▲115</td> </tr> </tbody> </table> (法人税は		H31年度	H32年度	H33年度	法人税	▲1,645	▲1,645	▲1,645	法人住民税	▲115
	H31年度	H32年度	H33年度									
法人税	▲1,645	▲1,645	▲1,645									
法人住民税	▲115	▲115	▲115									

		〔②の適用額×(基準税率23.2%-優遇税率19.0%)〕…A にて算出 法人住民税は〔A×地方税率(1.0%+6.0%)〕 にて算出)
	④: 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 2019年のラグビーワールドカップ、2020年のオリンピック・パラリンピック以降さらに増大する訪日外国人観光客に医療を提供していくに際し、日本人と同程度の診療費の請求を医療機関に求めることは、その経営基盤に影響を与えるものと予想される。訪日外国人にその費用に見合った負担を求めていくことで医療機関の経営の安定が実現すると考えられる。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 医療機関が、訪日外国人に対して、費用に見合った額を請求し、経営が安定する。
	⑤: 税収減を是認する理由等	— ※ 当該承認要件の緩和は、既存の特定医療法人が不安なく、将来的に訪日外国人の診療に積極的に取り組めるようにするものであり、既存の特定医療法人の税収を減じるものではない。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 特定医療法人は、承認要件を満たさない場合、承認取消となることから、訪日外国人の診療において、損失を甘受し、診療している現状であり、この解決のためには要件の見直しが必要である。
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
	③: 地方公共団体が協力する相当性	地域医療提供体制の長期的な安定に資するとともに、観光立国にふさわしい観光客の受入体制を整備することで、地域経済の活性化に資する。
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

農林水産省

番号	制度名
農林水産省	
農水01	農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却
農水02	中小企業等の貸倒引当金の特例等（①農業協同組合等関係）
農水03	中小企業等の貸倒引当金の特例等（②森林組合等関係）
農水04	中小企業等の貸倒引当金の特例等（③漁業協同組合等関係）
農水05	振興山村において農林水産物加工施設等を取得した場合の割増償却

<平成31年度税制改正要望関係> 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (H30農水01)

(評価実施府省：農林水産省)

【基本情報】

制度名 (措置名)	農業競争力強化支援法に基づき(事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却 (事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却)				
措置の内容	平成28年度時点	-			
	平成29年度税制改正以後	青色申告書を提出する法人で農業競争力強化支援法の認定事業再編事業者であるものが、その認定事業再編計画に係る実施期間内に、事業再編促進機械等の取得等をして、これをその法人の事業再編促進対象事業の用に供した場合には、その用に供した日以後5年以内の日を含む各事業年度において、その事業再編促進機械等の普通償却限度額の40%（建物及びその附属設備並びに構築物については、45%）相当額の割増償却ができる。			
	平成30年度税制改正以後	従前どおり			
政策目的	農業競争力強化支援法に基づき、農業生産関連事業者において事業の再編等により経営体質の強化を図り、良質で低廉な農業資材の供給や農産物流通等の合理化といった農業者の努力だけでは実現できない構造的な課題を解決するための施策を講ずることにより、農業の競争力の強化を図る。				
評価対象税目	義務対象		努力義務対象		
	法人税	法人住民税	法人事業税		
関係条項	措法第46条の2、第68条の33				
要望内容	措置の適用期限を平成33年3月31日まで2年間延長する。				
創設年度	H29	過去の政策評価の実績	H28農水（認定事業再編事業者を対象とする割増償却の特例）	区分	延長

【総括表】

	租税特別措置等の適用実態												租税特別措置等によって達成しようとする目標とその実現状況（効果）					
	適用件数 (法人税・件)			(参考)	減収額 (法人税・百万円)			(参考)	減収額 (地方法人二税・地方法人特別税・百万円)			(参考)	目標 「設備投資や事業再編による農業資材の供給体制の合理化を進めることにより、資材価格の維持・低減を図ることし、平成35年度までに資材を2.5%低減（平成32年度までに資材費を0.5%低減）させる」					
				適用実態調査における適用件数の上位10社割合（法人税・%）				適用実態調査における租税特別措置ごとの影響額（地方法人二税・地方法人特別税・百万円）										
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	目標値	将来予測	実績	租特の直接的効果	目標達成度	
H23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H29	-	1	-	-	-	▲0.0	-	-	-	▲0.0	-	-	-	-	-	0.0%	0.0%	-
H30	17	-	-	-	▲97.5	-	-	-	▲66.3	-	-	-	-	-	不明	-	-	-
H31	51	-	-	-	▲544.3	-	-	-	▲337.5	-	-	-	-	▲0.2%	▲0.2%	-	-	-
H32	85	-	-	-	▲991.1	-	-	-	▲614.8	-	-	-	-	▲0.5%	▲0.3%	-	-	-
H33	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H34	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H35～ /未定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	▲2.5%	-	-	-	-

点検結果表

(行政機関名：農林水産省)

制度名	農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【農林水産省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【農林水産省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【農林水産省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。 ② 過去の減収額（平成29年度の法人税）について、「事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告」と説明され4万円とされているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。
【農林水産省の補足説明】	① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）について、評価書等に記載。 ② 過去の減収額について、農業競争力強化支援法に基づく計画認定事業者からの実績報告であり170千円（適用額）×23.4%（法人税額）である。
【点検結果】	①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。 ② 将来の減収額（平成30年度から32年度までの法人税）について、算定根拠（計算に用いた数値の出典）が明らかにされていない。
【農林水産省の補足説明】	① 将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）について、評価書等に記載。 ② 将来の減収額について、対象設備及び取得額は、本特例措置の活用を検討している事業者からの事前相談やヒアリング等による聞き取りの結果であり、償却方法は定額法、償却率は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第8」によるものである。「適用額」については、「取得価額」を記載していたため、「割増償却に係る所得減収額」に評価書等を修正。
【点検結果】	①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 達成目標（設備投資や事業再編による農業資材の供給体制の合理化を進めることにより、資材価格の維持・低減を図ることとし、平成35年度までに資材費を2.5%低減（平成32年度までに資材費を0.5%低減）させる）に対する過去の効果について、「平成29年度において本特例措置の適用を受けた事業者においては、新たな設備の導入により処理能力及び品質の向上が図られ、それにより農業者との長期契約が拡大し、経営の安定に寄与した」と説明されているが、定量的に把握されていない。
【農林水産省の補足説明】	① 本措置は平成29年度から始まった措置であり、本措置の効果である資材費の低減については、本措置の適用が広がる平成31年度から低減効果が発揮されると見込んでいる。平成29年度の適用数は1件であるため、資材費の低減効果は出ていないが、平成29年度において本特例措置の適用を受けた事業者の状況を見ると、国産農産物の調達量が27%増加（28年度16,000トン→29年度20,295トン）するとともに、工場稼働率が4%向上（28年度75%→29年度78%）と、経営の安定に本措置は寄与したと考えられるため、その旨評価書に追記。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 達成目標（設備投資や事業再編による農業資材の供給体制の合理化を進めることにより、資材価格の維持・低減を図ることとし、平成35年度までに資材費を2.5%低減（平成32年度までに資材費を0.5%低減）させる）に対する将来の効果について、「平成30年度においても、対象となる事業全体で約100億円の設備投資が見込まれているが、これにより事業者の生産能力が向上し、農業者への安定供給や資材費の低減に繋がるものと考えられる」と説明されているが、定量的に予測されていない。
【農林水産省の補足説明】	① 本措置は平成29年度から始まった措置であり、措置の効果である資材費の低減については、措置の適用が広がる平成31年度から資材費の低減効果が発揮されると見込んでいることから、平成31年度0.2%、平成32年度0.3%の資材費低減効果及びその算定根拠を評価書に記載。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「平成31年度（単年度）0.2%」「平成32年度（単年度）0.3%」との説明では、達成目標に対する将来の効果（平成30年度）が予測されていないため、この点を課題とする。

点検項目(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【農林水産省の補足説明】欄には、農林水産省から送付された文書を引用している。

(5) 将来の減収額

② 将来の減収額（平成30年度から32年度までの法人税）について、算定根拠（計算に用いた数値の出典）が明らかにされていない。

(回答)

以下に各年度に係る算定根拠の詳細を記載する。

また、「適用額」については、「取得額」を記載していたため、評価書、積算資料を修正する。

(平成30年度減収額)

○建物、建物附属設備、構築物

$225 \text{ 百万円 (取得額)} \times 0.027 \text{ (償却率)} \times 6 \text{ 件} = 36.5 \text{ 百万円}$

$409 \text{ 百万円 (取得額)} \times 0.042 \text{ (償却率)} \times 1 \text{ 件} = 17.2 \text{ 百万円}$

・上記の内訳

耐用年数38年の建物・建物附属設備(工場建屋など6件)

$80 \text{ 百万円} + 70 \text{ 百万円} + 300 \text{ 百万円} + 300 \text{ 百万円} + 300 \text{ 百万円} + 300 \text{ 百万円}$

$= 1,350 \text{ 百万円}$

$1,350 \text{ 百万円} \div 6 \text{ 件} = 225 \text{ 百万円 (1件当たり取得額)}$

耐用年数24年の構築物(配送作業場1件)

409百万円(1件当たり取得額)

○機械装置

$946.3 \text{ 百万円 (取得額)} \times 0.1 \text{ (償却率)} \times 8 \text{ 件} = 757 \text{ 百万円}$

$1,862 \text{ 百万円 (取得額)} \times 0.125 \text{ (償却率)} \times 1 \text{ 件} = 232.8 \text{ 百万円}$

・上記の内訳

耐用年数10年の機械装置(食品製造機械など8件)

$70 \text{ 百万円} + 80 \text{ 百万円} + 3,000 \text{ 百万円} + 3,120 \text{ 百万円} + 100 \text{ 百万円} + 450 \text{ 百万円} + 450 \text{ 百万円}$
 $+ 300 \text{ 百万円} = 7,570 \text{ 百万円}$

$7,570 \text{ 百万円} \div 8 \text{ 件} = 946.3 \text{ 百万円 (1件当たり取得額)}$

耐用年数8年の機械装置(農業用資材製造機械1件)

1,862百万円(1件当たり取得額)

(平成31年度減収額)

○建物、建物附属設備、構築物

$2,150.8 \text{ 百万円 (取得額)} \times 0.027 \text{ (償却率)} \times 13 \text{ 件} = 754.9 \text{ 百万円}$

$700 \text{ 百万円 (取得額)} \times 0.033 \text{ (償却率)} \times 1 \text{ 件} = 23.1 \text{ 百万円}$

$1,340 \text{ 百万円 (取得額)} \times 0.042 \text{ (償却率)} \times 2 \text{ 件} = 112.6 \text{ 百万円}$

・上記の内訳

耐用年数 38 年の建物・建物附属設備(工場建屋など 13 件)

2,200 百万円+150 百万円+4,000 百万円+4,160 百万円+6,000 百万円+6,000 百万円+
50 百万円+60 百万円+200 百万円+190 百万円+150 百万円+150 百万円+4,650 百万円=
27,960 百万円

27,960 百万円÷13 件=2,150.8 百万円 (1 件当たり取得額)

耐用年数 31 年の建物・建物附属設備(製品貯蔵施設 1 件)

700 百万円 (1 件当たり取得額)

耐用年数 24 年の構築物(加工処理場など 2 件)

2,200 百万円+480 百万円=2,680 百万円

2,680 百万円÷2 件=1,340 百万円 (1 件当たり取得額)

○機械装置

2,326.1 百万円(取得額)×0.1(償却率)×14 件=3,256.5 百万円

1,112.5 百万円(取得額)×0.125(償却率)×4 件=556.3 百万円

・上記の内訳

耐用年数 10 年の機械装置(調理加工機械など 14 件)

4,300 百万円+4,300 百万円+4,300 百万円+4,300 百万円+4,220 百万円+250 百万円+4,000
百万円+4,000 百万円+900 百万円+90 百万円+210 百万円+1,000 百万円+426 百万円+
270 百万円=32,566 百万円

32,566 百万円÷14 件=2,326.1 百万円 (1 件当たり取得額)

耐用年数 8 年の機械装置(農業用資材製造機械など 4 件)

50 百万円+400 百万円+2,000 百万円+2,000 百万円=4,450 百万円

4,450 百万円÷4 件=1,112.5 百万円 (1 件当たり取得額)

※1 対象設備及び取得額は、当該税制の活用を検討している事業者からの事前相談やヒアリング等による聞き取り。

※2 いずれについても、償却方法は定額法にて試算。

償却率は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第 8 による。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却
2	対象税目	① 政策評価の対象税目 法人税:義(国税2) 法人住民税、法人事業税:義(自動運動)
		② 上記以外の税目 所得税:外
3	要望区分等の別	【新設・拡充(延長)】 (単独・主管・共管)
4	内容	《現行制度の概要》 農業競争力強化支援法の認定を受けた事業再編計画に記載された事業再編促進設備等を構成する機械装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得等をした場合、当該資産について5年間40%（建物及びその附属設備並びに構築物は45%）を割増償却
		《要望の内容》 適用期限を2年間延長する。
		《関係条項》 所得税 租税特別措置法第13条の2 法人税 租税特別措置法第46の2、第68条の33
5	担当部局	農林水産省生産局技術普及課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:平成29年度～平成32年度
7	創設年度及び改正経緯	平成29年度創設
8	適用又は延長期間	平成31年4月1日から平成33年3月31日まで
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国農業を将来にわたって持続的に発展させるため、農業構造改革を推進する一方で、農業の更なる成長を目指すためには、農業者に良質で低廉な農業資材が供給されることや、農産物の品質等が適切に評価された上で効率的に流通・加工が行われること等、農業者の努力では解決できない構造的な問題に対処することが必要不可欠。 このため、平成28年11月に改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン」等に基づき、国の責務や国が講ずべき施策等を明確化し、良質かつ低廉な農業資材の供給と農産物流通等の合理化の実現を図ることによって、農業の競争力の強化の取組を支援していくため、国が農業資材事業及び農産物流通等事業について、規制や規格の見直しをはじめとする事業環境の整備、適正な競争の下で高い生産性を確保するための事業再編又は事業参加の促進、さらには、農業資材の調達先や農産物の出荷先を比較して選択する際の価格等の情報を入手し易くする措置等を講ずることとし、これらを内容とする「農業競争力強化支援法」が、平成29年5

		<p>月19日に可決・成立し、同年8月1日より施行された。</p> <p>本法律に基づき、農業生産関連事業者において事業の再編等により経営体質の強化を図り、良質で低廉な農業資材の供給や農産物流通等の合理化といった農業者の努力だけでは実現できない構造的な課題を解決するための施策を講ずることにより、農業の競争力の強化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 「農業競争力強化支援法」(抜粋) (平成29年5月19日法律第35号) 第1条 この法律は、我が国の農業が将来にわたって持続的に発展していくためには、経済社会情勢の変化に対応してその構造改革を推進すること併せて、良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化の実現を図ることが重要であることに鑑み、これらに関し、国の責務及び国が講ずべき施策等を定め、当該施策の一環として事業再編又は事業参加を促進するための措置を講ずること等により、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援し、もって農業及び農業生産関連事業の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定) 第2 具体的施策 [4]「地域」「コミュニティ」「中小企業」が変わる 1. 農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現 (3)新たに講ずべき具体的施策 i) 農業改革の加速 ②バリューチェーン全体での付加価値の向上 イ) 生産資材改革の更なる推進 ・農業競争力強化支援法に基づき、農業生産資材の価格引下げと農業及び生産資材関連産業の国際競争力の強化を目指し、生産資材業界の再編等を進める。</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針 2018」 (平成30年6月15日閣議決定) 第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組 5 重要課題への取組 (4)分野別の対応 ① 農林水産新時代の構築 ・農業者の所得向上を図るため、農業者が自由に経営展開できる環境の整備と農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決していく。</p> <p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 1 食料の安定供給の確保</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	

		<p>2 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》 生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓 需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革</p>
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 農業競争力強化支援法に基づく良質かつ低廉な農業資材の供給等の実現を図るための施策の一環として設備投資や事業再編を促進するための措置を講ずること等により、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援する。 設備投資や事業再編による農業資材の供給体制の合理化を進めることにより、資材価格の維持・低減を図ることとし、平成35年度までに資材費を2.5%低減（平成32年度までに資材費を0.5%低減）させる。</p> <p>（目標の算定根拠） 平成28年度米における10a当たりの資材費 18,719円 （農業経営統計調査 平成28年度米生産費の肥料費 9,313円＋農業薬剤費 7,464円＋その他諸材料費 1,942円＝18,719円）</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 （測定指標） 設備投資や事業再編による経営の合理化に伴う資材価格への反映として米10a当たりの資材費</p> <p>（達成目標実現による寄与） 農業資材にかかる経営の合理化が図られることにより、生産量の増加、収益力の向上、製造コストの低減等へとつながり、それが資材価格へと反映され、資材費の低減が期待される。また、これにより、農業者のコスト負担が減少するため、経営の安定に寄与する</p> <p>なお、農業競争力強化支援法の施行が平成29年8月1日であり、同法の認定計画のうち終了した計画は現時点ではない。</p>
10	有効性等	<p>① 適用数</p> <p>《本措置を利用した適用数》 （適用数） 平成29年度 1件 ※農業競争力強化支援法が施行（平成29年8月）されてから平成30年3月31日（8ヶ月間）までに適用を受けた件数。</p> <p>《今後の適用見込み》 平成30年度 17件 平成31年度 51件 平成32年度 85件</p>

		<p>※農業生産関連事業者による農業資材等に関する事業再編・参入の取組を推進するため、関係団体や事業者へのヒアリング、相談対応を行っているところであり、これら推進活動における各事業者からの活用見込み等をもとに推計。</p> <p>※別添1参照</p> <p>平成29年度実績は当該特例の措置直後となる農業競争力強化支援法が施行されてから8ヶ月間の実績であるが、その後もほぼ月に1件のペースで認定が行われているため、本実績の値を以て、適用数が僅少とは言えない。</p>
	② 適用額	<p>《適用額》 平成29年度 0.2百万円 ※農業競争力強化支援法が施行（平成29年8月）されてから平成30年3月31日（8ヶ月間）までに適用を受けた額。</p> <p>《今後の見込み》 平成30年度 420.1百万円 平成31年度 2,346百万円 平成32年度 4,271.9百万円 ※農業生産関連事業者による農業資材等に関する事業再編・参入の取組を推進するため、関係団体や事業者へのヒアリング、相談対応を行っているところであり、これら推進活動における各事業者からの活用見込み等をもとに推計。 ※別添1参照</p> <p>本特例措置は、農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた事業者を対象としており、特定の者に偏った利用とはなっていないと考えられる。</p>
	③ 減収額	<p>《減収額》 平成29年度 7.1万円 ※農業競争力強化支援法が施行（平成29年8月）されてから平成30年3月31日（8ヶ月間）までに適用を受けたものの減収額。</p> <p>《今後の見込み》 平成30年度 163.8百万円 平成31年度 881.8百万円 平成32年度 1,605.9百万円 ※農業生産関連事業者による農業資材等に関する事業再編・参入の取組を推進するため、関係団体や事業者へのヒアリング、相談対応を行っているところであり、これら推進活動における各事業者からの活用見込み等をもとに推計。 ※別添1参照</p>
	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 農業競争力強化支援法の施行は平成29年8月1日であるが、平成29年度には5件の事業再編計画の認定が行われ、新たな設備投資や事業再編が進められているところであり、事</p>

	<p>業者の経営体質の強化に効果を上げている。 なお、各年産にかかる米の資材費(生産費)は例年10月頃明らかとなる予定。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 農業競争力強化支援法の施行が平成29年8月1日であり、同法の認定計画のうち終了した計画は現時点ではないが、平成29年度において本特例措置の適用を受けた事業者においては、新たな設備の導入により処理能力及び品質の向上が図られ、それにより農業者との長期契約が拡大し、経営の安定に寄与したところ(※1)。平成30年度においても、対象となる事業全体で約100億円の設備投資が見込まれているが、これにより事業者の生産能力が向上し、農業者への安定供給や資材費の低減に繋がるものと考えられる(※2)。</p> <p>※1 当該事業者における国産農産物の調達量が27%増加(28年度16,000トン→29年度20,295トン)するとともに、工場稼働率が4%向上(28年度75%→29年度78%)した。 (出典：計画認定事業者からの実施状況報告)</p> <p>※2 年度ごとの資材費低減見込み 平成31年度(単年度)0.2% 農業経営統計調査の平成28年度米生産費の肥料費 +農業薬剤費+その他諸材料費=18,719円 $18,719円 \times 0.2\% = 37円$(31年度低減額)</p> <p>平成32年度(単年度)0.3% 農業経営統計調査の平成28年度米生産費の肥料費 +農業薬剤費+その他諸材料費=18,719円 $18,719円 \times 0.3\% = 56円$(32年度低減額)</p> <p>※ 農業競争力強化支援法により設備投資や業界再編を進め、農業資材の供給体制の合理化を図ることにより、平成35年度までに資材費を2.5%低減(平成25年度資材費18,875円/10a(農業経営統計調査の平成25年度米生産費の肥料費9,500円/10a+農業薬剤費7,555円/10a+その他諸材料費1,820円/10a)→平成28年度資材費18,719円/10a(低減率▲0.8%)。本割合での概ね2倍の低減(▲0.8%×5/3×2=▲2.5)を目指す。)させることとしているが、制度運用開始間もない平成31年度及び平成32年度については、各事業者において制度の理解や取組の検討に時間を要するものと考えられることから取組は低調に推移し、年度を経るごとに伸長するものと見込み、それぞれの低減率を0.2%及び0.3%と推計。</p> <p>本特例措置は、農業競争力強化支援法による認定事業再編計画に基づく取組が対象であるため、法施行直後である平成</p>
--	--

	<p>29年度については、各事業者において取組検討に時間を要したことから適用数は大きな数字とはならなかったものの、設備投資や事業再編のインセンティブとなるものであることから本特例措置を延長し、農業者の努力だけでは解決できない農業資材価格の引き下げ等という構造的な課題に対し支援し、農業競争力の強化を図ることが重要である。</p> <p>仮に本特例措置が延長されない場合、経営環境が厳しい農業生産関連事業者が多い中で、設備投資や事業再編の意欲が減退し、良質で低廉な農業資材の供給等が阻害され、農業の競争力強化に支障をきたすこととなる。</p> <p>⑤ 税収減を是認する理由等</p> <p>平成29年度に農業競争力強化支援法の計画申請があったものの約半数で本特例措置が活用されることとなっており、設備投資のための有効な措置として機能している。</p> <p>また、本特例措置の適用件数(減収額)に対する経済波及効果を試算したところ、以下のとおりとなり、経済波及効果が減収額を上回るため、本特例措置には税収減を是認できる効果があると考えられる。</p> <p>＜経済波及効果の試算＞ 6.3百万円(設備の取得価額)を設備投資額とし、その8割(寄与率)の5百万円を投資額とした上で、産業連関表を使用して経済波及効果を算出した。</p> <p>平成29年度(実績) 減収額 7.1百万円 投資額 5百万円 経済波及効果 9百万円</p> <p>平成30年度(見込み) 減収額 163.8百万円 投資額 8,958百万円 経済波及効果 16,416百万円</p> <p>平成31年度(見込み) 減収額 881.8百万円 投資額 63,643百万円 経済波及効果 118,976百万円</p> <p>平成32年度(見込み) 減収額 1,605.9百万円 投資額 118,328百万円 経済波及効果 221,536百万円</p> <p>※経済波及効果の算出には、「平成23年農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表」の逆行列係数(100部門)を使用。 ※経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添2参照。 ※寄与度について、本特例措置の適用を受けた事業者及び活用を計画している認定事業者に聞き取りを行ったところ、税制措置による設備投資の押し上げ(下支え)効果として約8割の企業で投資判断を後押ししたとの回答があったため、寄与率を8割と仮定して効果を算出した。</p>
--	--

11	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本特例措置については、農業生産関連事業者が事業の再編等により経営体質の強化を図り、良質で低廉な農業資材の供給等を実現できるようにしていくために、今後も事業再編計画を主務大臣が認定した場合に限り、適用することとしている。</p> <p>農業資材等の業界における企業経営をみると、一般的に利益率が低く資金繰りが厳しい状況であるとともに、国内需要が頭打ちで、今後大幅に売上を拡大できる見込みがないといった事情から、設備投資に踏み切れず設備の老朽化が進み、結果として事業再編が進まない状況にある。</p> <p>こうした業界の事業再編を進めていく上では、特に資金面での対応が重要であることから、設備投資の際のキャッシュフローの改善に寄与する本措置のような税制措置が政策手段として妥当である。</p> <p>また、農業関連事業には、多くの生産資材や農産品目があるが、これらに関連する各事業者の資金状況や受給の状況などにより設備投資は左右される。このため、対象者、対象設備が限定される補助金や財投融資ではなく、適用条件が一般的な設備の取得であり、対象者を特定しない税制措置による支援が妥当である。</p> <p>本特例措置と同一の目的及び対象要件で交付される補助金等の予算上の措置及び財投による融資制度等は存在しない。</p> <p>農業は地域経済において基礎的かつ中心的な役割を担っており、農業者への良質で低廉な農業資材の供給等に繋がる農業生産関連事業者の事業再編を支援することは、農業の競争力の強化に繋がるものであり、地域経済の活性化に貢献するため。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 29 年 2 月

○減税見込額積算資料

1. 減税見込額等の積算

(1) 適用実績

農業競争力強化支援法の施行が平成 29 年 8 月 1 日のため、28 年度までは実績なし。
平成 29 年度について、

- ① 対象者数：94,009（事業再編対象事業者数）
- ② 適用件数：1（事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告）
- ③ 減収額：7.1 万円（法人税減収額は、事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告。法人住民税及び法人事業税は下記の算出のとおり。）

○法人住民税

4 万円（法人税減収額）×12.9%（税率）＝5 千円

○法人事業税

0.2 百万円（割増償却による所得減収額）×3.8%（税率）＝0.0076 百万円（所得割減収額）
0.0076 百万円×219.9%（地方法人特別税率）＝0.0167 百万円（地方法人特別税減収額）
0.2 百万円×0.61%（付加価値割税率）＝0.0012 百万円（付加価値割減収額）
合計 0.026 百万円

※法人税減収額及び割増償却による所得減収額については、事業者からの実績報告による。

(2) 適用見込み

(平成 30 年度推計)

- ① 対象者数：94,009（事業再編対象事業者数）
- ② 適用件数：30 年度新規分 16（認定事業再編計画や対象事業者とのヒアリング等（導入設備や投資額）による聞き取り結果）
29 年度からの継続分 1（事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告）
- ③ 減収額：163.8 百万円

a 30 年度新規分に係る普通償却限度額

建物、建物附属設備、構築物
225 百万円（取得額）×0.027（償却率）×6 件＝36.5 百万円
409 百万円（取得額）×0.042（償却率）×1 件＝17.2 百万円
合計＝53.7 百万円

機械装置

946.3 百万円（取得額）×0.1（償却率）×8 件＝757 百万円
1,862 百万円（取得額）×0.125（償却率）×1 件＝232.8 百万円
合計＝989.8 百万円

b 減収額

30 年度新規分

53.7 百万円（普通償却額）×45%（割増償却率）×23.2%＝5.6 百万円…A
989.8 百万円（普通償却額）×40%（割増償却率）×23.2%＝91.9 百万円…B
29 年度からの継続分＝4 万円…C

A+B+C=97.5 百万円 (法人税減収額)

○法人住民税

97.5 百万円 (法人税減収額) ×12.9% (税率) =12.6 百万円

○法人事業税

420.1 百万円 (割増償却による所得減収額) ×3.8% (税率) =16 百万円 (所得割減収額)
 16 百万円×219.9% (地方法人特別税税率) =35.1 百万円 (地方法人特別税減収額)
 420.1 百万円×0.61% (付加価値割税率) =2.6 百万円 (付加価値割減収額)
 合計 53.7 百万円

※割増償却による所得減収額については、平成 29 年度及び平成 30 年度の合計

(平成 31 年度推計)

- ① 対象者数：94,009 (事業再編対象事業者数)
- ② 適用件数：31 年度新規分 34 (認定事業再編計画や対象事業者とのヒアリング等 (導入設備や投資額) による聞き取り結果)
 30 年度からの継続分 16 (認定事業再編計画や対象事業者とのヒアリング等 (導入設備や投資額) による聞き取り結果)
 29 年度からの継続分 1 (事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告)
- ③ 減収額：881.8 百万円

a 31 年度新規分に係る普通償却限度額

建物、建物附属設備、構築物

2,150.8 百万円 (取得額) ×0.027 (償却率) ×13 件=754.9 百万円
 700 百万円 (取得額) ×0.033 (償却率) ×1 件=23.1 百万円
 1,340 百万円 (取得額) ×0.042 (償却率) ×2 件=112.6 百万円
 合計=890.6 百万円

機械装置

2,326.1 百万円 (取得額) ×0.1 (償却率) ×14 件=3,256.5 百万円
 1,112.5 百万円 (取得額) ×0.125 (償却率) ×4 件=556.3 百万円
 合計=3,812.8 百万円

b 減収額

31 年度新規分

890.6 百万円 (普通償却額) ×45% (割増償却率) ×23.2%=93 百万円…D
 3,812.8 百万円 (普通償却額) ×40% (割増償却率) ×23.2%=353.8 百万円…E
 30 年度からの継続分=97.5 百万円…F
 29 年度からの継続分=4 万円…G

D+E+F+G=544.3 百万円 (法人税減収額)

○法人住民税

544.3 百万円 (法人税減収額) ×7% (税率) =38.1 百万円

○法人事業税

2,346 百万円 (割増償却による所得減収額) ×3.8% (税率) =89.1 百万円 (所得割減収額)
 89.1 百万円×219.9% (地方法人特別税税率) =196 百万円 (地方法人特別税減収額)
 2,346 百万円×0.61% (付加価値割税率) =14.3 百万円 (付加価値割減収額)
 合計 299.4 百万円

※割増償却による所得減収額については、平成 29 年度から平成 31 年度までの合計

(平成 32 年度推計)

平成 32 年度新規分については、平成 31 年度推計値と同数とした。

- ① 対象者数：94,009 (事業再編対象事業者数)
- ② 適用件数：32 年度新規分 34 (平成 31 年度推計値と同数と見込む)
 31 年度からの継続分 34 (認定事業再編計画や対象事業者とのヒアリング等 (導入設備や投資額) による聞き取り結果)
 30 年度からの継続分 16 (認定事業再編計画や対象事業者とのヒアリング等 (導入設備や投資額) による聞き取り結果)
 29 年度からの継続分 1 (事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告)
- ③ 減収額：1,605.9 百万円

32 年度新規分=446.8 百万円
 31 年度からの継続分=446.8 百万円
 30 年度からの継続分=97.5 百万円
 29 年度からの継続分=4 万円
 計 =991.1 百万円 (法人税減収額)

○法人住民税

991.1 百万円 (法人税減収額) ×7% (税率) =69.4 百万円

○法人事業税

4,271.9 百万円 (割増償却による所得減収額) ×3.8% (税率) =162.3 百万円 (所得割減収額)
 162.3 百万円×219.9% (地方法人特別税税率) =357 百万円 (地方法人特別税減収額)
 4,271.9 百万円×0.61% (付加価値割税率) =26.1 百万円 (付加価値割減収額)
 合計 545.4 百万円

※割増償却による所得減収額については、平成 29 年度から平成 32 年度までの合計

※償却率は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第 8 による。

2. 適用実績及び適用見込み

	29 年度 実績	30 年度 見込み	31 年度 見込み	32 年度 見込み
適用件数 (件)	1	17	51	85
適用額 (百万円)	0.2	420.1	2,346	4,271.9
減収額合計 (百万円)	0.071	163.8	881.8	1,605.9

※平成 32 年度新規分については、平成 31 年度推計と同数とした。

別添2

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
29年度	生活関連産業用機械 (5)	その他の機械 (0)	建築・建設補修 (0)
30年度	生活関連産業用機械 (1,165)	その他の機械 (6,386)	建築・建設補修 (1,407)
31年度	生活関連産業用機械 (10,082)	その他の機械 (27,082)	建築・建設補修 (26,479)
32年度	生活関連産業用機械 (18,999)	その他の機械 (47,778)	建築・建設補修 (51,551)

点検結果表

(行政機関名：農林水産省)

制度名	中小企業等の貸倒引当金の特例等 (①農業協同組合等関係)		
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区 分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（農協等の財務基盤を強化する）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（農協等の財務基盤を強化する）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p> <p>③ 達成目標（農協等による農業者等への安定的な資金供給を確保し、農業・農村分野の金融機能の維持を図る）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>④ 達成目標（農協等による農業者等への安定的な資金供給を確保し、農業・農村分野の金融機能の維持を図る）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p> <p>⑤ 達成目標（農協による農産物の買取販売を通じて農業所得の向上を図る）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>⑥ 達成目標（農協による農産物の買取販売を通じて農業所得の向上を図る）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p> <p>⑦ 新たな達成目標（農協による農産物の買取販売を通じて農業所得の向上を図る）を追加する合理的な理由が明らかにされていない。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>①～⑦ 農業、農村分野の融資については、自然条件、疫病等の影響を受けやすく、また、地域の営農類型が同種の場合が多い中で、協同組合の地区が限られていることから、貸倒れが年度間で不均衡に発生する。</p> <p>災害や疫病が発生した場合、発生地域の農協においては、貸倒れが集中的に発生する等のため、財務基盤を高める必要が生じることから、本特例措置が引き続き必要であると考えており、こうした個々の農協の実情を考慮せず、一律に定量的に達成目標を設定することは困難と考えている。</p> <p>なお、⑦については『農林水産業・地域の活力創造プラン（平成26年6月24日改訂、農林水産業・地域の活力創造本部）』や『農協・農業委員会に関する改革の推進について（平成26年6月、自由民主党農林水産戦略調査会・農林部会、自由民主党農業委員会・農業生産法人に関する検討P.T、自由民主党新農政における農協の役割に関する検討P.T、公明党農林水産部会）』において、「単位農協は、農産物の買取販売を段階的に拡大するなど、適切なリスクを取りながらリターンを大きくすることを旨とする。」とされたことから、前回（平成29年度税制改正要望）から、「農協による農産物の買取販売」についても達成目標としているところ。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～⑥ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑦ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>—</p>

<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（平成27年度から29年度までの法人住民税及び法人事業税）について、「地方農政局及び都道府県等を通じて実施した調査（農協は総合農協、連合会は信連、共済連、経済連等を対象）により「H27」、「H28」及び「H29」の実績を聴取し、集計した結果」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>① 「H27」、「H28」及び「H29」の実績については、各農業協同組合等から聴取した計数を合算しただけであるが、各農業協同組合等から聴取した計数を一つ一つ足し上げるだけの計算式を示す必要はないと考える。</p> <p>また、「地方農政局及び都道府県等を通じて実施した調査（農協は総合農協、連合会は信連、共済連、経済連等を対象）により「H27」、「H28」及び「H29」の実績を聴取し、集計した結果」との説明は、調査対象先を明らかにしたものであり、農協と連合会を別にして実績をまとめることを表したものではない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（農協等の財務基盤を強化する）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（農協等による農業者等への安定的な資金供給を確保し、農業・農村分野の金融機能の維持を図る）に対する過去の効果（平成27年度及び28年度の「農協系統の農業関連貸付金残高」及び「農協系統の農業向け新規貸付額」）について、それぞれ「農林中央金庫ディスクロージャー誌、農林中金総合研究所公表資料」及び「農林中央金庫調べ」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標（農協等による農業者等への安定的な資金供給を確保し、農業・農村分野の</p>

<p>金融機能の維持を図る)に対する過去の効果(平成29年度の「農協系統の農業関連貸付金残高」)について、「平成27年度実績及び平成28年度実績を基に伸び率を推定して算定」と説明されているが、算定根拠(計算式及び計算に用いた数値)が明らかにされていない。</p> <p>④ 達成目標(農協等による農業者等への安定的な資金供給を確保し、農業・農村分野の金融機能の維持を図る)に対する過去の直接的な効果について、「景気等の経済環境、農業者からの融資ニーズ、金融規制の厳格化など、本特例措置が措置されているか否かの要素だけで決まるものではないことから、本特例の効果を定量的に示すことは困難」と説明されているが、過去の効果(「農協系統の農業関連貸付金残高の推移」及び「農協系統の農業向け新規貸付額」)から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑤ 達成目標(農協による農産物の買取販売を通じて農業所得の向上を図る)に対する過去の効果(平成29年度の農協の農産物の買取販売額)が把握されていない。</p> <p>⑥ 達成目標(農協による農産物の買取販売を通じて農業所得の向上を図る)に対する過去の効果(平成26年度から28年度までの農協の農産物の買取販売額)について、「総合農協統計表」参照と説明されているが、算定根拠(計算式及び計算に用いた数値)が明らかにされていない。</p> <p>⑦ 達成目標(農協による農産物の買取販売を通じて農業所得の向上を図る)に対する過去の直接的な効果について、「景気等の経済環境、農業者からの融資ニーズ、金融規制の厳格化など、本特例措置が措置されているか否かの要素だけで決まるものではないことから、本特例の効果を定量的に示すことは困難」と説明されており、過去の効果(農協の農産物の買取販売額)から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>①～⑦ 本措置の適用を受ける農協等において、自己資本の充実が図られ、リスク担保力が強化されることにより一定の融資・買取販売が行われ、その実績が伸びてきたことは、本措置の効果の一端が表れたものと評価している。</p> <p>本特例措置の効果の把握については、系統金融機関の農業関連貸付金残高等、民間組織が保有するデータに依拠しているが、仮に、外部要因等を除くなど、さらなる精緻化を図ろうとする場合には、個々の融資等に関する詳細なデータ等の提出を求めることとなり、これは現実的に困難と考えている。</p> <p>また、自然災害や疫病の発生など、毎年度その要因が変わり得るものであり、そうした要因も含めた上で、統一的な手法によって直接的な効果を把握・比較することは困難と考えている。</p> <p>なお、「農協系統の農業関連貸付金残高の推移」のデータの根拠等については、別紙1のとおり。(推計値を一部修正している。)</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>②・③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>④～⑦ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標(農協等の財務基盤を強化する)に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標(農協等による農業者等への安定的な資金供給を確保し、農業・農村分野の金融機能の維持を図る)に対する将来の効果(農協系統の農業関連貸付金残高)について、「平成27年度実績及び平成28年度実績を基に伸び率を推定して算定」と説明されているが、算定根拠(計算式及び計算に用いた数値)が明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標(農協等による農業者等への安定的な資金供給を確保し、農業・農村分野の金融機能の維持を図る)に対する将来の効果(農協系統の農業関連貸付金残高)につい</p>
--

<p>て、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>④ 達成目標(農業者等への安定的な資金供給を確保し、農業・農村分野の金融機能の維持を図る)に対する将来の効果(農協系統の農業向け新規貸付額)が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p> <p>⑤ 達成目標(農協による農産物の買取販売を通じて農業所得の向上を図る)に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p> <p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>①～⑤ 本措置の適用を受ける農協等において、自己資本の充実が図られ、リスク担保力が強化されることにより一定の融資・買取販売が行われ、その実績が伸びていくことにより、本措置の効果の一端が表れるものと評価している。</p> <p>本特例措置の効果の把握については、系統金融機関の農業関連貸付金残高等、民間組織が保有するデータに依拠しているが、仮に、外部要因等を除くなど、さらなる精緻化を図ろうとする場合には、個々の融資等に関する詳細なデータ等の提出を求めることとなり、これは現実的に困難であると考えている。</p> <p>また、自然災害や疫病の発生など、毎年度その要因が変わり得るものであり、そうした要因も含めた上で、統一的な手法によって直接的な効果を把握・比較することは困難と考えている。</p> <p>なお、「農協系統の農業向け新規貸付額」については、経営体の大規模化や6次産業化の進展に伴い、増額傾向で推移しており、この傾向は今後も継続するものと考えている。「農協系統の農業向け新規貸付額」の将来予測については、別紙2のとおり。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑤ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、中でも(6)過去の効果が把握されておらず、(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(注)【農林水産省の補足説明】欄には、農林水産省から送付された文書を引用している。

(別紙1)

農協系統の農業関連貸付金残高の推移

(単位:億円)

年度	合計	うち農業関連(割合)
H27	469,405	20,609 (4.4%)
H28	406,333	25,749 (6.3%)
H29(推計)	351,884	32,161 (9.1%)
H30(推計)	304,732	40,169 (13.2%)
H31(推計)	263,898	50,171 (19.0%)
H32(推計)	228,536	62,664 (27.4%)

※1 H27、H28は、農林中央金庫ディスクロージャー誌、農林中金総合研究所公表資料から転記

※2 H29以降の数値は、H27からH28の数値の伸び率(合計:▲13.4%、うち農業関連: +24.9%)を、前年度の実績値又は推計値に乗じて算出。

(別紙2)

農協系統の農業向け新規貸付額

(単位:億円)

年度	農林中金	信連	農協	合計
H27	281	665	1,589	2,535
H28	592	779	2,079	3,450
H29	451	1,026	2,409	3,886
H30(推計)	587	1,095	2,694	4,376
H31(推計)	661	1,233	3,033	4,927
H32(推計)	744	1,388	3,416	5,548

※1 H27～H29の値は、農林中央金庫調べの数値を転記

※2 H30以降の値は、合計値について、直近の新規貸付額(H28⇒H29)の伸び率(+12.6%)を、前年度の実績値又は推計値に乗じて算出。

※3 H30以降の農林中金、信連、農協ごとの内訳額は、※2で算出した合計額を、それぞれの新規融資額の3カ年平均額の割合で按分。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	中小企業等の貸倒引当金の特例等(①農業協同組合等関係)
2	① 政策評価の対象税目	法人税:義(国税13) 法人住民税、法人事業税:義(地方税11)
	② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【延長】 【単独】
4	内容	《現行制度の概要》 期末資本金が1億円以下の中小企業等については、貸倒引当金の繰入限度額の計算は、貸倒実績率又は法定繰入率によることができることとされているが、農業協同組合等については、さらに法定繰入率の10%増しとすることができる。
		《要望の内容》 適用期限を2年間延長し、平成33年3月31日までとする。
		《関係条項》 租税特別措置法第57条の9、第68条の59
5	担当部局	農林水産省経営局協同組織課／金融調整課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年5～8月 分析対象期間:平成27～32年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和41年度創設 昭和55年度:割増率の引下げ(20%→16%)以後適用期限2年延長 平成10年度:適用期限3年間延長 平成12年度:対象法人から中小企業を除外 以後適用期限2年延長 平成24年度:割増率の引下げ(16%→12%) 適用期限3年延長 平成27年度:適用期限2年延長 平成29年度:割増率の引下げ(12%→10%) 適用期限2年延長
		平成31年4月1日～平成33年3月31日
8	適用又は延長期間	平成31年4月1日～平成33年3月31日
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 天候等の影響を受け易く、貸倒れが不均衡に発生する農業融資の特性を踏まえ、農協の財務基盤を高めることにより、貸付や農産物の買取販売の拡大に係るリスク担保力を強化し、農業・農村分野における金融機能等の維持・強化を図る。
		《政策目的の根拠》 ○食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号) (農業の持続的な発展) 第4条 農業については、その有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じてこれらが効率的に組み合わせられた望ましい農業構造が確立されるとともに、農業の自然循環機能(農業生産活動が自然界における生物を介する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。以下同じ。)が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない。 ○ 農林水産業・地域の活力創造プラン

		<p>Ⅲ 政策の展開方向</p> <p>5 農業の成長産業化に向けた農協・農業委員会等に関する改革の推進</p> <p>(1)農協改革</p> <p>単位農協は、農産物の有利販売と生産資材の有利調達に重点を置いて事業運営を行う必要がある。</p> <p>このため、単位農協が、 ・「農産物の買取販売」を数値目標を定めて段階的に拡大するなど、適切なリスクを取りながらリターンを大きくすることを目指す。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》</p> <p>農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》</p> <p>力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保等</p>
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>農協等の財務基盤を強化することにより、農業者等への安定的な資金供給を確保し、農業・農村分野の金融機能の維持を図るとともに、農協による農産物の買取販売を通じて農業所得の向上を図る。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>農協等の協同組合は、課税後利益の積上げによるほか、自己資本を充実させる手段が少ない中で、本税制措置により、財務基盤を高め、貸付等に係るリスク担保力を強化することにより、意欲ある農業者による経営の特性に応じた資金調達の円滑化及び農産物の買取販売の強化が図られている。</p>

10	有効性等	① 適用数	<p>適用数について、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」定められた適用実態調査の結果に関する報告書においては、農業協同組合等の減税額を特定することが困難であることから、農業協同組合等を対象に利用状況調査を実施することにより把握した。</p> <p>(単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30 (推計)</th> <th>H31 (推計)</th> <th>H32 (推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用数</td> <td>692</td> <td>698</td> <td>669</td> <td>655</td> <td>643</td> <td>625</td> </tr> <tr> <td>(参考)調査回答数</td> <td>716</td> <td>709</td> <td>697</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 地方農政局及び都道府県等を通じて実施した調査(農協は総合農協、連合会は信連、共済連、経済連等を対象)により「H27」、「H28」及び「H29」の実績を聴取し、集計した結果。</p> <p>※ 「H30(推計)」、「H31(推計)」、「H32(推計)」については、それぞれの過去3年(例えば、「H30(推計)」については、「H27」、「H28」、「H29(推計)」の3ヶ年)の適用数を基に伸び率を推定して推計。下記の推計においては、便宜的に整数で表示したり、小数点第3位までしか表示していないことから、推計式と推計結果にズレが生じる(「H32(推計)」の推計結果)</p> <p><「H30(推計)」の適用数の推計></p> $H29 \times (H29 + H28 + H27) \div (H28 + H27 + H26)$ $\rightarrow 669 \times (669 + 698 + 692) \div (698 + 692 + 714)$ $\rightarrow 669 \times 0.979 \approx 655$ <p><「H31(推計)」の適用数の推計></p> $H30(推計) \times (H30(推計) + H29 + H28) \div (H29 + H28 + H27)$ $\rightarrow 655 \times (655 + 669 + 698) \div (669 + 698 + 692)$ $\rightarrow 655 \times 0.982 \approx 643$ <p><「H32(推計)」の適用数の推計></p> $H31(推計) \times (H31(推計) + H30(推計) + H29) \div (H30(推計) + H29 + H28)$ $\rightarrow 643 \times (643 + 655 + 669) \div (655 + 669 + 698)$ $\rightarrow 643 \times 0.973 \approx 625$ <p>○適用数が想定外に僅少となっていないか 適用数が調査回答数と近似(H28:98.4%、H29:96.0%)しており、また、今回整理した適用数と前回評価(平成28年8月)時における適用数(推計)を比較しても大きな乖離は見られないことから、適用数が想定外に僅少であるという状況ではない。</p> <p><参考 適用件数の状況> (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>今回</td> <td>731</td> <td>714</td> <td>692</td> <td>698</td> <td>669</td> <td>*655</td> <td>*643</td> <td>*625</td> </tr> <tr> <td>前回</td> <td>731</td> <td>714</td> <td>692</td> <td>*684</td> <td>*669</td> <td>*655</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ *を付したものは推計値</p>	年度	H27	H28	H29	H30 (推計)	H31 (推計)	H32 (推計)	適用数	692	698	669	655	643	625	(参考)調査回答数	716	709	697	-	-	-	年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	今回	731	714	692	698	669	*655	*643	*625	前回	731	714	692	*684	*669	*655	-	-
		年度	H27	H28	H29	H30 (推計)	H31 (推計)	H32 (推計)																																											
適用数	692	698	669	655	643	625																																													
(参考)調査回答数	716	709	697	-	-	-																																													
年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32																																											
今回	731	714	692	698	669	*655	*643	*625																																											
前回	731	714	692	*684	*669	*655	-	-																																											
② 適用額	<p>適用額について、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」定められた適用実態調査の結果に関する報告書においては、農業協同組合等の減税額を特定することが困難であることから、農業協同組合等を対象に利用状況調査を実施することにより把握した。</p> <p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30 (推計)</th> <th>H31 (推計)</th> <th>H32 (推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>12,583</td> <td>11,517</td> <td>8,856</td> <td>11,449</td> <td>10,621</td> <td>10,033</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H27	H28	H29	H30 (推計)	H31 (推計)	H32 (推計)	適用額	12,583	11,517	8,856	11,449	10,621	10,033																																				
年度	H27	H28	H29	H30 (推計)	H31 (推計)	H32 (推計)																																													
適用額	12,583	11,517	8,856	11,449	10,621	10,033																																													

		<p>※ 地方農政局及び都道府県等を通じて実施した調査(農協は総合農協、連合会は信連、共済連、経済連等を対象)により「H27」、「H28」及び「H29」の実績を聴取し、集計した結果。</p> <p>※ 「H30(推計)」、「H31(推計)」及び「H32(推計)」の数値に係る算定根拠は別紙1</p> <p>○適用額が想定外に特定の者に偏っていないか 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成30年第196回国会提出)によれば、別紙2のとおり、多数の業種で適用実績があり、本特例の適用が一部の業種に偏っているということはない。(金融保険業については、他の業種に比べて適用額が大きくなっているが、これは、金融保険業が与信を業務の中心とする業種であることによるものであると考えられる。)</p>																																										
③ 減収額	<p>減収額について、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」定められた適用実態調査の結果に関する報告書においては、農業協同組合等の減税額を特定することが困難であることから、農業協同組合等を対象に利用状況調査を実施することにより把握した。</p> <p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30 (推計)</th> <th>H31 (推計)</th> <th>H32 (推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>2,392</td> <td>2,188</td> <td>1,683</td> <td>2,175</td> <td>2,018</td> <td>1,906</td> </tr> <tr> <td>地方法人税</td> <td>105</td> <td>96</td> <td>74</td> <td>96</td> <td>89</td> <td>196</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>309</td> <td>282</td> <td>217</td> <td>281</td> <td>260</td> <td>133</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>579</td> <td>530</td> <td>407</td> <td>527</td> <td>489</td> <td>652</td> </tr> <tr> <td>地方法人特別税</td> <td>250</td> <td>229</td> <td>176</td> <td>228</td> <td>211</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 地方農政局及び都道府県等を通じて実施した調査(農協は総合農協、連合会は信連、共済連、経済連等を対象)により「H27」、「H28」及び「H29」の実績を聴取し、集計した結果。</p> <p>※ 「H30(推計)」、「H31(推計)」及び「H32(推計)」の数値に係る算定根拠は別紙1</p>	年度	H27	H28	H29	H30 (推計)	H31 (推計)	H32 (推計)	法人税	2,392	2,188	1,683	2,175	2,018	1,906	地方法人税	105	96	74	96	89	196	法人住民税	309	282	217	281	260	133	法人事業税	579	530	407	527	489	652	地方法人特別税	250	229	176	228	211	-	
年度	H27	H28	H29	H30 (推計)	H31 (推計)	H32 (推計)																																						
法人税	2,392	2,188	1,683	2,175	2,018	1,906																																						
地方法人税	105	96	74	96	89	196																																						
法人住民税	309	282	217	281	260	133																																						
法人事業税	579	530	407	527	489	652																																						
地方法人特別税	250	229	176	228	211	-																																						
④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 次の図表(農協系統の農業関連貸付金残高の推移)のとおり、農協系統の貸付金残高のうち農業関連向けの融資割合は増加しており、また、農協系統による農業向け新規貸付額及び農協の農産物の買取販売高について平成27年度から平成29年度にかけて伸びを見せており、一定程度効果があるものと考えられる。</p> <p><農協系統の農業関連貸付金残高の推移> (単位:億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th colspan="2">うち農業関連(割合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27</td> <td>469,405</td> <td>20,609 (4.4%)</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>406,333</td> <td>25,749 (6.3%)</td> </tr> <tr> <td>H29(推計)</td> <td>351,884</td> <td>32,161 (9.1%)</td> </tr> <tr> <td>H30(推計)</td> <td>304,732</td> <td>40,169 (13.2%)</td> </tr> <tr> <td>H31(推計)</td> <td>263,898</td> <td>50,171 (19.0%)</td> </tr> <tr> <td>H32(推計)</td> <td>228,536</td> <td>62,664 (27.4%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 農林中央金庫ディスクロージャー誌、農林中金総合研究所公表資料 ※ 平成29年度から平成32年度までは、平成27年度実績及び平成28年度実績を基に伸び率を推定して算定</p>	年度	合計		うち農業関連(割合)		H27	469,405	20,609 (4.4%)	H28	406,333	25,749 (6.3%)	H29(推計)	351,884	32,161 (9.1%)	H30(推計)	304,732	40,169 (13.2%)	H31(推計)	263,898	50,171 (19.0%)	H32(推計)	228,536	62,664 (27.4%)																				
年度	合計																																											
	うち農業関連(割合)																																											
H27	469,405	20,609 (4.4%)																																										
H28	406,333	25,749 (6.3%)																																										
H29(推計)	351,884	32,161 (9.1%)																																										
H30(推計)	304,732	40,169 (13.2%)																																										
H31(推計)	263,898	50,171 (19.0%)																																										
H32(推計)	228,536	62,664 (27.4%)																																										

(別紙1)

			<p><農協系統の農業向け新規貸付額> (単位:億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林中金</td> <td>281</td> <td>592</td> <td>451 (160%)</td> </tr> <tr> <td>信連</td> <td>665</td> <td>779</td> <td>1,026 (154%)</td> </tr> <tr> <td>農協</td> <td>1,589</td> <td>2,079</td> <td>2,409 (152%)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,535</td> <td>3,450</td> <td>3,886 (153%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 括弧内は平成 27 年度比を示している。 ※ 農林中央金庫調べ</p> <p><農協の農産物の買取販売額> (単位:億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農産物の買取販売額</td> <td>1,509</td> <td>1,540</td> <td>1,690</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 農林水産省「総合農協統計表」</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 農業向け貸付額や農協の農産物の買取販売高については、景気等の経済環境、農業者からの融資ニーズ、金融規制の厳格化など、本特例措置が措置されているか否かの要素だけで決まるものではないことから、本特例の効果を定量的に示すことは困難であるが、前述のとおり、農業向け貸付額や農協の農産物の買取販売高は伸びを見せている。</p>	年度	H27	H28	H29	農林中金	281	592	451 (160%)	信連	665	779	1,026 (154%)	農協	1,589	2,079	2,409 (152%)	合計	2,535	3,450	3,886 (153%)	年度	H26	H27	H28	農産物の買取販売額	1,509	1,540	1,690
			年度	H27	H28	H29																									
			農林中金	281	592	451 (160%)																									
信連	665	779	1,026 (154%)																												
農協	1,589	2,079	2,409 (152%)																												
合計	2,535	3,450	3,886 (153%)																												
年度	H26	H27	H28																												
農産物の買取販売額	1,509	1,540	1,690																												
⑤: 租税減を是認する理由等	<p>農業協同組合等の自己資本の充実が図られ、リスク担保力を強化することにより、意欲ある多様な農業者による経営の特性に応じた資金調達の円滑化及び農業所得の向上を図ることができる。</p>																														
11 相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>農業協同組合等の自己資本の充実が図られ、リスク担保力を強化することにより、意欲ある多様な農業者による経営の特性に応じた資金調達の円滑化及び農協の農産物の買取販売の強化が図られるようになる。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>他の支援措置や義務付け等はない。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>農業協同組合等の貸倒引当金の割増引当を行うことにより、債権回収のリスクを分散させ経営基盤の強化を図り、農業協同組合等の財務基盤を高めることにより、農業者等への安定的な資金供給を可能とし、また農協の買取販売の強化による農業所得の向上を図ることにより山村地域の主要産業である農業の経済活性化を促進することができる。</p>																														
12	有識者の見解	—																													
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 29 年度税制改正要望時(平成 28 年 8 月)																													

1. 減税見込額等の積算

※ 下記においては、百万円単位で記載しているが、実際の推計は円単位で行っているため、計算結果にズレが生じる。また、伸び率については小数点第3位までしか表示していないため、計算結果にズレが生じる。

平成 30 年度見込み

平成 27 年度実績、平成 28 年度実績及び平成 29 年度実績からその伸び率を推定して当期繰入額や繰入限度額を算定。特例適用額は、繰入限度額に割増繰入率を乗じたものから繰入限度額を除することにより推計。

(1) 農業協同組合

- ① $172,885 \text{ 百万円} \times (172,885 \text{ 百万円} + 189,036 \text{ 百万円} + 208,764 \text{ 百万円}) / (189,036 \text{ 百万円} + 208,764 \text{ 百万円} + 235,548 \text{ 百万円})$
 $\approx 172,885 \text{ 百万円} \times 0.901 \approx 155,780 \text{ 百万円}$ (平成 30 年度当期繰入額(見込み))
- ② $65,113 \text{ 百万円} \times (65,113 \text{ 百万円} + 65,264 \text{ 百万円} + 65,333 \text{ 百万円}) / (65,264 \text{ 百万円} + 65,333 \text{ 百万円} + 67,718 \text{ 百万円})$
 $\approx 65,113 \text{ 百万円} \times 0.987 \approx 64,258 \text{ 百万円}$ (平成 30 年度繰入限度額(見込み))
- ③ $(64,258 \text{ 百万円} \times 1.10) - 64,258 \text{ 百万円} \approx 6,426 \text{ 百万円}$ (平成 30 年度特例適用額(見込み))

(2) 農業協同組合連合会・農林中央金庫

- ① $81,456 \text{ 百万円} \times (81,456 \text{ 百万円} + 87,768 \text{ 百万円} + 68,092 \text{ 百万円}) / (87,768 \text{ 百万円} + 68,092 \text{ 百万円} + 81,993 \text{ 百万円})$
 $\approx 81,456 \text{ 百万円} \times 0.998 \approx 81,272 \text{ 百万円}$ (平成 30 年度当期繰入額(見込み))
- ② $58,698 \text{ 百万円} \times (58,698 \text{ 百万円} + 64,584 \text{ 百万円} + 82,759 \text{ 百万円}) / (64,584 \text{ 百万円} + 82,759 \text{ 百万円} + 93,399 \text{ 百万円})$
 $\approx 58,698 \text{ 百万円} \times 0.856 \approx 50,237 \text{ 百万円}$ (平成 30 年度繰入限度額(見込み))
- ③ $(50,237 \text{ 百万円} \times 1.10) - 50,237 \text{ 百万円} \approx 5,024 \text{ 百万円}$ (平成 30 年度特例適用額(見込み))

(3) 減税試算額

- ・特例適用額 $6,426 \text{ 百万円} + 5,024 \text{ 百万円} \approx 11,449 \text{ 百万円}$
- ・減税額 (法人税) $11,449 \text{ 百万円} \times 0.19 \text{ (法人税率)} \approx 2,175 \text{ 百万円}$
- ・減税額 (地方法人税) $2,175 \text{ 百万円} \times 0.044 \text{ (地方法人税率)} \approx 96 \text{ 百万円}$
- ・減税額 (法人住民税) $11,449 \text{ 百万円} \times 0.19 \text{ (法人税率)} \times 0.129 \text{ (法人住民税)} \approx 281 \text{ 百万円}$
- ・減税額 (法人事業税) $11,449 \text{ 百万円} \times 0.046 \text{ (法人事業税率)} \approx 527 \text{ 百万円}$
- ・減税額 (地方法人特別税) $527 \text{ 百万円} \times 0.432 \text{ (地方法人特別税率)} \approx 228 \text{ 百万円}$

平成 31 年度見込み

平成 28 年度実績、平成 29 年度実績及び平成 30 年度見込みからその伸び率を推定して当期繰入額や繰入限度額を算定。特例適用額は、繰入限度額に割増繰入率を乗じたものから繰入限度額を除することにより推計。

(1) 農業協同組合

- ① $155,780 \text{ 百万円} \times (155,780 \text{ 百万円} + 172,885 \text{ 百万円} + 189,036 \text{ 百万円}) / (172,885 \text{ 百万円} + 189,036 \text{ 百万円} + 208,764 \text{ 百万円})$
 $\approx 155,780 \text{ 百万円} \times 0.907 \approx 141,317 \text{ 百万円}$ (平成 31 年度当期繰入額(見込み))
- ② $64,258 \text{ 百万円} \times (64,258 \text{ 百万円} + 65,113 \text{ 百万円} + 65,264 \text{ 百万円}) / (65,113 \text{ 百万円} + 65,264 \text{ 百万円} + 65,333 \text{ 百万円})$
 $\approx 64,258 \text{ 百万円} \times 0.995 \approx 63,905 \text{ 百万円}$ (平成 31 年度繰入限度額(見込み))
- ③ $(63,905 \text{ 百万円} \times 1.10) - 63,905 \text{ 百万円} \approx 6,391 \text{ 百万円}$ (平成 31 年度特例適用額(見込み))

(2) 農業協同組合連合会・農林中央金庫

- ① $81,272 \text{ 百万円} \times (81,272 \text{ 百万円} + 81,456 \text{ 百万円} + 87,768 \text{ 百万円}) / (81,456 \text{ 百万円} + 87,768 \text{ 百万円} + 68,092 \text{ 百万円})$
 $\approx 81,272 \text{ 百万円} \times 1.056 \approx 85,785 \text{ 百万円}$ (平成 31 年度当期繰入額(見込み))
- ② $50,237 \text{ 百万円} \times (50,237 \text{ 百万円} + 58,698 \text{ 百万円} + 64,584 \text{ 百万円}) / (58,698 \text{ 百万円} + 64,584 \text{ 百万円} + 82,759 \text{ 百万円})$
 $\approx 50,237 \text{ 百万円} \times 0.842 \approx 42,307 \text{ 百万円}$ (平成 31 年度繰入限度額(見込み))
- ③ $(42,307 \text{ 百万円} \times 1.10) - 42,307 \text{ 百万円} \approx 4,231 \text{ 百万円}$ (平成 31 年度特例適用額(見込み))

(3) 減税試算額

- ・特例適用額 $6,391 \text{ 百万円} + 4,231 \text{ 百万円} \approx 10,621 \text{ 百万円}$
- ・減税額 (法人税) $10,621 \text{ 百万円} \times 0.19 \text{ (法人税率)} \approx 2,018 \text{ 百万円}$
- ・減税額 (地方法人税) $2,018 \text{ 百万円} \times 0.044 \text{ (地方法人税率)} \approx 89 \text{ 百万円}$
- ・減税額 (法人住民税) $10,621 \text{ 百万円} \times 0.19 \text{ (法人税率)} \times 0.129 \text{ (法人住民税)} \approx 260 \text{ 百万円}$
- ・減税額 (法人事業税) $10,621 \text{ 百万円} \times 0.046 \text{ (法人事業税率)} \approx 489 \text{ 百万円}$
- ・減税額 (地方法人特別税) $489 \text{ 百万円} \times 0.432 \text{ (地方法人特別税率)} \approx 211 \text{ 百万円}$

(別紙1)

平成32年度見込み

平成29年度実績、平成30年度見込み及び平成31年度見込みからその伸び率を推定して当期繰入額や繰入限度額を算定。特例適用額は、繰入限度額に割増繰入率を乗じたものから繰入限度額を除することにより推計。

① 農業協同組合

- ① 141,317 百万円 × (141,317 百万円 + 155,780 百万円 + 172,885 百万円) / (155,780 百万円 + 172,885 百万円 + 189,036 百万円)
 ≒ 141,317 百万円 × 0.908 ≒ 128,291 百万円 (平成32年度当期繰入額(見込み))
- ② 63,905 百万円 × (63,905 百万円 + 64,258 百万円 + 65,113 百万円) / (64,258 百万円 + 65,113 百万円 + 65,264 百万円)
 ≒ 63,905 百万円 × 0.993 ≒ 63,459 百万円 (平成32年度繰入限度額(見込み))
- ③ (63,459 百万円 × 1.10) - 63,459 百万円 ≒ 6,346 百万円 (平成32年度特例適用額(見込み))

② 農業協同組合連合会・農林中央金庫

- ① 85,785 百万円 × (85,785 百万円 + 81,272 百万円 + 81,456 百万円) / (81,272 百万円 + 81,456 百万円 + 87,768 百万円)
 ≒ 85,785 百万円 × 0.992 ≒ 85,106 百万円 (平成32年度当期繰入額(見込み))
- ② 42,307 百万円 × (42,307 百万円 + 50,237 百万円 + 58,698 百万円) / (50,237 百万円 + 58,698 百万円 + 64,584 百万円)
 ≒ 42,307 百万円 × 0.872 ≒ 36,876 百万円 (平成32年度繰入限度額(見込み))
- ③ (36,876 百万円 × 1.10) - 36,876 百万円 ≒ 3,688 百万円 (平成32年度特例適用額(見込み))

③ 減税試算額

- ・特例適用額 6,346 百万円 + 3,688 百万円 ≒ 10,033 百万円
- ・減税額(法人税) 10,033 百万円 × 0.19 (法人税率) ≒ 1,906 百万円
- ・減税額(地方法人税) 1,906 百万円 × 0.103 (地方法人税率) ≒ 196 百万円
- ・減税額(法人住民税) 10,033 百万円 × 0.19 (法人税率) × 0.07 (法人住民税率) ≒ 133 百万円
- ・減税額(法人事業税) 10,033 百万円 × 0.066 (法人事業税率) ≒ 662 百万円

2. 適用実績及び適用見込み

(単位: 件、百万円)

区 分	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度 (見込み)	31年度 (見込み)	32年度 (見込み)	
対象者数	740	716	709	697	683	673	661	
適用法人数	714	692	698	669	655	643	625	
当期繰入額	317,541	276,856	276,804	254,341	237,052	227,102	213,397	
損金算入額 (割増繰入限度額)	183,250	167,415	145,492	136,562	125,944	116,834	110,368	
特例適用額	12,922	12,583	11,517	8,856	11,449	10,621	10,033	
減税見込額	法人税	2,421	2,392	2,188	1,683	2,175	2,018	1,906
	地方法人税	—	105	96	74	96	89	196
	法人住民税	425	309	282	217	281	260	133
	法人事業税	465	579	530	407	527	489	662
	地方法人特別税	367	250	229	176	228	211	—

- ※ 割増繰入率については、平成28年度以前は12%、平成29年度以降は10%として算定している。
- ※ 地方法人税の推計においては、平成30年度見込み及び平成31年度見込みは税率を4.4%、平成32年度見込みは税率を10.3%として算定している。
- ※ 法人住民税の推計においては、平成30年度見込み及び平成31年度見込みは税率を12.9%、平成32年度見込みは税率を7%として算定している。
- ※ 法人事業税の推計においては、平成30年度見込み及び平成31年度見込みは税率を4.6%、平成32年度見込みは税率を6.6%として算定している。

(別紙2)

租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書から
 (平成28年2月国会提出、平成29年2月国会提出、平成30年2月国会提出)

<中小企業等の貸倒引当金の特例>

業種	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	件数	適用額 (千円)	件数	適用額 (千円)	件数	適用額 (千円)
農林水産業	718	657,727	746	650,043	763	817,528
鉱業	40	95,148	40	41,902	38	41,386
建設業	222	1,367,159	216	1,010,020	231	836,891
製造業	487	1,277,944	487	1,215,053	496	1,054,109
食料品製造業	97	142,529	88	129,519	90	119,043
繊維工業	38	128,628	32	140,271	33	140,746
木材、木製品製造業	82	38,480	83	42,047	82	43,671
家具、装備品製造業	11	5,051	10	5,516	8	2,253
パルプ、紙、紙製品製造業	9	160,054	7	17,973	6	14,248
新聞業、出版業又は印刷業	76	158,517	78	188,279	75	161,080
化学工業	9	211,314	6	183,986	6	130,813
石油製品製造業	5	2,807	4	1,450	4	2,774
石炭製品製造業	0	0	0	0	1	130
ゴム製品製造業	4	67,044	4	71,886	4	29,815
皮革、同製品製造業	1	1,695	2	1,731	2	1,720
窯業又は土石製品製造業	61	146,543	60	135,741	54	102,672
鉄鋼業	6	2,234	6	11,959	5	8,321
非鉄金属製造業	2	687	2	756	2	680
金属製品製造業	21	24,250	17	55,241	20	55,052
機械製造業	15	11,434	12	8,872	15	9,425
産業用電気機械器具製造業	4	275	4	11,148	4	746
民生用電気機械器具電球製造業	2	690	1	2,181	0	0
通信機械器具製造業	2	5,124	2	4,779	3	4,941
輸送用機械器具製造業	6	45,727	9	48,076	7	50,379
理化学機械器具等製造業	1	248	1	14	3	155
光学機械器具等製造業	1	189	1	31	0	0
時計、同部品製造業	0	0	0	0	0	0
その他の製造業	34	124,414	58	153,587	72	175,436
卸売業	1,177	8,906,155	1,169	4,743,704	1,170	4,588,926
小売業	706	3,371,771	712	3,130,572	712	2,848,467
料理飲食旅館業	66	238,700	61	178,076	71	206,874
金融保険業	1,997	431,644,469	1,966	432,311,687	1,945	439,965,702
不動産業	157	465,141	164	146,443	160	176,507
運輸通信公益事業	291	351,249	311	329,026	304	318,552
サービス業	1,736	3,352,424	1,731	2,537,232	1,838	2,623,330
その他	1,203	10,504,901	1,245	8,053,748	1,327	7,682,900
合計	8,800	462,232,793	8,848	454,347,510	9,055	461,161,177

点検結果表

(行政機関名：農林水産省)

制度名	中小企業等の貸倒引当金の特例等 (②森林組合等関係)
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税
区 分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【農林水産省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【農林水産省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の適用数(平成31年度及び32年度の法人税)について、それぞれ「569組合」、「565組合」と算定されているが、算定に誤りがある。
【農林水産省の補足説明】	① 算定方法の説明箇所を修正。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【農林水産省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額(平成31年度及び32年度の法人税)について、ともに「14百万円」と説明されているが、算定根拠(計算式及び計算に用いた数値)が明らかにされていない。
-------------------------	--

【農林水産省の補足説明】

① 算定方法の説明箇所の修正。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標(森林所有者の負託に応え得る財務、組織基盤を有する中核組合が、平成32年度までに都道府県内の7割程度となる)に対する過去の効果(平成27年度から29年度まで)について、それぞれ50%、50%、51%と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

なお、過去の直接的効果について、本特例措置に係る適用一組合当たりの減収額は、約1.7万円(平成29年度の法人税の減収額1,000万円及び同年度の適用数577件から算出)であり、これを踏まえて本特例措置の達成目標(森林所有者の負託に応え得る財務、経済基盤を有する中核組合が、平成32年度までに都道府県内の7割程度となること)に対する直接的効果を明らかにする必要がある。

【農林水産省の補足説明】

① 中核組合となるための経営基盤強化には、本税制の効果以外にも経営マネジメント手法の見直し等様々な要素が組み合わさっていることから、達成目標に係る本税制のみの直接的効果を示すことは現時点では困難。

なお、今後、本措置の効果を検証する手段として、アンケート等の手法も含め効果的な方法を検討していきたい。

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標(森林所有者の負託に応え得る財務、組織基盤を有する中核組合が、平成32年度までに都道府県内の7割程度となる)に対する将来の効果(平成30年度から32年度)について、51%、51%、52%と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。

なお、将来の直接的効果について、本特例措置に係る適用一組合当たりの減収額は、約2.4万円(平成32年度の法人税の減収額1,400万円及び同年度の適用数565件から算出)であり、これを踏まえて本特例措置の達成目標(森林所有者の負託に応え得る財務、経済基盤を有する中核組合が、平成32年度までに都道府県内の7割程度となること)に対する直接的効果を明らかにする必要がある。

【農林水産省の補足説明】

① 中核組合となるための経営基盤強化には、本税制の効果以外にも経営マネジメント手法の見直し等様々な要素が組み合わさっていることから、達成目標に係る本税制のみの直接的効果を示すことは現時点では困難。

なお、今後、本措置の効果を検証する手段として、アンケート等の手法も含め効果的な方法を検討していきたい。

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【農林水産省の補足説明】欄には、農林水産省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	中小企業等の貸倒引当金の特例等(②森林組合等関係)
2	対象税目	① 政策評価の対象税目 法人税:義(国税14) 法人事業税:義、法人住民税:義(地方税12)
		② 上記以外の税目
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 本則:法人税法(昭和40年法律第34号)第52条第2項 内国法人が、所有する金銭債権に対し損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、過去3年間の実績により算出した繰入限度額の範囲内で損金に算入することができる。 特例:租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第57条の9、第68条の59 中小企業等(森林組合等を含む)の繰入限度額の算出は、貸倒実績率又は法定繰入率(卸売・小売業1%、金融業0.3%等。一括評価債権に限る。)のどちらかの選択適用が認められ、さらに森林組合等については、選択した繰入限度額のさらに10%割増の範囲内で損金に算入できる。
		《要望の内容》 本制度の適用期限の2年延長 (1)対象者 森林組合等 (2)特例措置 森林組合等の協同組織等については貸倒引当金の繰入限度額の10%割増引当ができる。 ※ 森林組合等:森林組合、森林組合連合会を指す。
		《関係条項》 法人税法(昭和40年法律第34号)第52条第2項 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第57条の9、第68条の59
5	担当部局	林野庁林政部経営課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年4月~8月 分析対象期間:平成27年度から平成32年度
7	創設年度及び改正経緯	創設:昭和41年度 昭和55年度 繰入限度額の割増を20%から16%に引下げ 平成10年度 資本金1億円超の内国法人(公益法人及び協同組合等は除く)については法定繰入率を廃止 平成12年度 16%割増の特例を公益法人及び協同組合等に限定 平成24年度 繰入限度額の割増を16%から12%に引下げ 平成29年度 繰入限度額の割増を12%から10%に引下げ
8	適用又は延長期間	平成31年4月~平成33年3月

9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 本措置により、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合等の経営の健全化、基盤強化を図り、適切な森林整備の推進及び林業・山村地域の活性化、及び森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展に資することを目的とする。
			《政策目的の根拠》 ○森林・林業基本法(昭和三十九年法律第六十一号) (林業の持続的かつ健全な発展) 第三条 林業については、森林の有する多面的機能の発揮に重要な役割を果たしていることにかんがみ、林業の担い手が確保されるとともに、その生産性の向上が促進され、望ましい林業構造が確立されることにより、その持続的かつ健全な発展が図られなければならない。 (望ましい林業構造の確立) 第十九条 国は、効率的かつ安定的な林業経営を育成し、これらの林業経営が林業生産の相当部分を担う林業構造を確立するため、地域の特性に応じ、林業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、機械の導入その他林業経営基盤の強化の促進に必要な施策を講ずるものとする。 (林業生産組織の活動の促進) 第二十二条 国は、地域の林業における効率的な林業生産の確保に資するため、森林組合その他の委託を受けて森林の施業又は経営を行う組織等の活動の促進に必要な施策を講ずるものとする。 ○森林・林業基本計画(平成28年5月24日閣議決定) 第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 2 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策 (1)望ましい林業構造の確立 ①効率的かつ安定的な林業経営の育成 効率的かつ安定的な林業経営の育成に向けて、引き続き、意欲あるものによる森林経営計画の作成と長期的な施業の受委託等を推進し、同計画に基づく低コストでの効率的な施業の実行の定着を図る。 このため、森林所有者への働きかけや施業の受委託等関係情報の提供、林業事業者の登録・評価、施業集約化に向けた先事例の他地域への普及を推進する。このほか、林業経営基盤の強化等のため、金融・税制上の措置の活用等を進める。 6 団体の再編整備に関する施策 森林組合の合併や経営基盤の強化、内部牽制機能の確保や法令遵守意識の徹底による業務執行体制の強化、体質の改善に向けた指導を行う。

	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>〔大目標〕 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>〔中目標〕 4 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</p> <p>〔政策分野〕 18 林業の持続的かつ健全な発展</p>
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本措置により、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合等の経営の健全化、基盤強化を図る。</p> <p>「森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会向けの総合的な監督指針」(平成30年3月27日付け29林政経第359号 林野庁長官通知)において、森林所有者の負託に応え得る財務、組織基盤を有する中核組合が、平成32年度までに都道府県内の7割程度となるよう努めることとしており、本措置を活用し、その達成を図ることとする。</p> <p>※ 中核組合：森林組合のうち、健全な財務基盤と的確な経営判断のできる体制が整備され、森林所有者の負託に応えうる自立的経営を実現できる森林組合として都道府県知事から認定を受けた組合。(別添1)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 森林組合は、組合員等からの委託を受け、民有林の植林、下刈、間伐等の面積の約6割の森林整備を実行するなど組合員の林業経営を助長するだけでなく、地域における林業や森林管理の中心的担い手としての役割と、山村地域における主要な雇用の確保主体としての役割等も担っており、特に経営基盤が安定している中核組合を育成することは、地域の森林整備が一層推進されることにより、森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展に寄与することが期待される。</p> <p>中核組合に位置づけられるためには、累積欠損金が生じていないこと、健全な財務基盤に資する一定の出資規模が確保されていることなどが必須の要件であり、本措置により貸倒リスクへの対応力を広く維持・強化することにより、森林組合等の経営の健全化・基盤強化を通じた経営化の安定に寄与する。</p>
10 有効性等	① 適用数	対象組合数(うち貸倒引当金計上組合) 適用組合数 適用率 (単位：％、組合)

年度区分	H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (推計)	H31 (推計)	H32 (推計)
対象組合数	689	677	675	670	666	660	656	651
貸倒引当金計上組合数	596	595	586	592	577	572	569	565
適用組合数	596	595	586	592	577	572	569	565
適用率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

※ 平成30年度推計値
 ・対象組合数：対象者である森林組合の合併状況を把握し、H25からH29年度の増減比を基に推計値を記載している。

$$H30:666 \text{ 組合}(H29)-(689 \text{ 組合}(H25)-666 \text{ 組合}(H29)) \div 4 = 660 \text{ 組合}$$
 ・貸倒引当金計上組合数：前年度の対象組合数と貸倒引当金計上組合数の比率で算出。

$$577 \text{ 組合}(H29 \text{ 貸倒引当金計上組合数}) \div 666 \text{ 組合}(H29 \text{ 対象組合数}) \times 660 \text{ 組合}(H30 \text{ 対象組合数}) = 572 \text{ 組合}$$
 ※ 平成31～32年度推計値については、平成30年度推計値と同様の推計方法により値を記載している。
 例
$$H31:660 \text{ 組合}(H30)-(677 \text{ 組合}(H26)-660 \text{ 組合}(H30)) \div 4 = 656 \text{ 組合}$$
 ※ 出典：「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」(林野庁林政部経営課)
 ※ 林業者について把握するのは困難であるため、森林組合等の法人税の調査を行ったところである。
 適用組合数については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書において、森林組合等を特定することが困難である。
 また、地方税の適用額については、「地方税法」に定められた地方税法における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書において、森林組合等を特定することが困難である。
 このため、森林組合等における適用組合数を把握する必要性があり、「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」を独自に調査したところである。
 全国の森林組合等が適用対象者であることから、一部の地域や森林組合等適用者に偏りはない。

② 適用額	国税の減収額については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書において、森林組合等を特定することが困難である。このため、森林組合等における適用組合数を把握する必要性があり、「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」を独自に調査したところである。
-------	--

		(単位:百万円)																											
年度	H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (推計)	H31 (推計)	H32 (推計)																					
適用額	86	70	122	53	52	76	76	76																					
<p>※ 算定根拠は別添2参照。 ※ 平成 30 年度推計値については、3カ年(平成 27～29 年度)実績の平均値を推計値として記載している。 ※ 平成 31～32 年度推計値については、平成 30 年度推計値と同様の推計方法により値を記載している。 ※ 出典:「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」(林野庁林政部経営課) ※ 林業者について把握するのは困難であるため、森林組合等の法人税の推計を行った。 ※ 林業者について把握するのは困難であるため、森林組合等の法人住民税、法人事業税、地方法人特別税の推計を行った。</p>																													
③ 減収額	<p>国税の減収額については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書において、森林組合等を特定することが困難である。このため、森林組合等における適用組合数を把握する必要性があり、「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」を独自に調査したところである。</p> <p>[国税] (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H25 (実績)</th> <th>H26 (実績)</th> <th>H27 (実績)</th> <th>H28 (実績)</th> <th>H29 (実績)</th> <th>H30 (推計)</th> <th>H31 (推計)</th> <th>H32 (推計)</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減税見込額</td> <td>18</td> <td>15</td> <td>23</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>14</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 算定根拠は別添2参照。 ※ 平成 30 年度推計値については、3カ年(平成 27～29 年度)実績の平均値を推計値として記載している。 ※ 平成 31～32 年度推計値については、平成 30 年度推計値と同じ値を記載している。 ※ 出典:「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」(林野庁林政部経営課) ※ 林業者について把握するのは困難であるため、森林組合等の法人税の推計を行った。</p> <p>地方税の減収額については、「地方税法」に定められた地方税法における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書において、森林組合等を特定することが困難である。このため、森林組合等における適用組合数を把握する必要性があり、「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」を独自に調</p>									年度	H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (推計)	H31 (推計)	H32 (推計)		減税見込額	18	15	23	10	10	14	14	14	
年度	H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (推計)	H31 (推計)	H32 (推計)																					
減税見込額	18	15	23	10	10	14	14	14																					

		[地方税]																																															
		(単位:百万円)																																															
年度	H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (推計)	H31 (推計)	H32 (推計)																																									
法人住民税	3	2	3	1	1	2	2	2																																									
法人事業税	2	2	6	2	2	3	3	3																																									
地方法人特別税	2	1	3	1	1	1	1	1																																									
減税見込額計	7	5	12	4	4	6	6	6																																									
<p>※ 算定根拠は別添3参照。 ※ 平成 30 年度推計値については、3カ年(平成 27～29 年度)実績の平均値を推計値として記載している。 ※ 平成 31～32 年度推計値については、平成 30 年度推計値と同じ値を記載している。 ※ 出典:「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」(林野庁林政部経営課) ※ 林業者について把握するのは困難であるため、森林組合等の法人住民税、法人事業税、地方法人特別税の推計を行った。</p>																																																	
④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 貸倒引当金を計上する森林組合等の全てが本措置を適用し、貸倒リスクが軽減されることにより、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合等の経営の健全化・基盤強化が図られ、今後も中核組合の育成による目標の達成を目指す。 また、当該租税特別措置の活用により、財務、組織基盤の優れた、中核組合の割合は着実に増加している。これらは適切な森林整備の推進や林業・山村地域の活性化につながり森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展に寄与することが期待される。</p> <p>[本特例措置による貸倒引当金の繰入増加額]</p> <p>(単位:%,百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度区分</th> <th>H25 (実績)</th> <th>H26 (実績)</th> <th>H27 (実績)</th> <th>H28 (実績)</th> <th>H29 (実績)</th> <th>H30 (推計)</th> <th>H31 (推計)</th> <th>H32 (推計)</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸倒引当金の繰入増加額(A)</td> <td>86</td> <td>70</td> <td>122</td> <td>53</td> <td>52</td> <td>76</td> <td>76</td> <td>76</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額(B)</td> <td>802</td> <td>660</td> <td>1,142</td> <td>498</td> <td>486</td> <td>709</td> <td>709</td> <td>709</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A/B</td> <td>10.7%</td> <td>10.6%</td> <td>10.7%</td> <td>10.6%</td> <td>10.7%</td> <td>10.7%</td> <td>10.7%</td> <td>10.7%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									年度区分	H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (推計)	H31 (推計)	H32 (推計)		貸倒引当金の繰入増加額(A)	86	70	122	53	52	76	76	76		貸倒引当金繰入額(B)	802	660	1,142	498	486	709	709	709		A/B	10.7%	10.6%	10.7%	10.6%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	
年度区分	H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (推計)	H31 (推計)	H32 (推計)																																									
貸倒引当金の繰入増加額(A)	86	70	122	53	52	76	76	76																																									
貸倒引当金繰入額(B)	802	660	1,142	498	486	709	709	709																																									
A/B	10.7%	10.6%	10.7%	10.6%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%																																									

※ 算定根拠は別添2参照。
 ※ 平成 30 年度推計値については、3力年(平成 27~29 年度)実績の平均値を記載している。
 ※ 平成 31~32 年度推計値については、平成 30 年度推計値と同様の推計方法により値を記載している。
 ※ 出典:「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」(林野庁林政部経営課)

[森林組合における中核組合の割合]

(単位:%)

年度	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (実績)	H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (実績)	H28 (実績)
中核組合の割合	44	47	48	49	48	48	50 (84%)

年度	H29 (推計)	H30 (推計)	H31 (推計)	H32 (推計)	H33 (推計)
中核組合の割合	50 (85%)	51 (82%)	51 (78%)	52 (78%)	52 (74%)

※ 算出根拠は別添4参照。
 ※ 下段()については、所期の目標に対する達成度合の実績値及び推定値。

なお、前回要望時に目標としていた中核組合の割合増加は、平成 22 年度時点の 44%を平成 32 年度末時点で7割とし、平成 29 年度時点で 59%とするものであったが、実績は 50%にとどまると推計されている。

しかしながら、中核組合の基準例として、① 累積欠損金等が生じていないこと、② 健全な財務基盤に資する一定の出資規模(払込済出資金4千万円以上)が確保されていること、③事業総利益に占める事業管理費が適正(事業管理費が事業総利益の範囲内)の項目があり、それらの状況を見てみると、

① 欠損金計上組合の割合 H23:18% → H28:12%
 ② 払込済出資金4千万円以上の組合の割合 H23:61% → H28:64%
 ③ 事業管理費が事業総利益の範囲内である組合の割合 H23:71% → H28:81% ※出典「森林組合統計」

となっており、本特例措置が経営基盤の強化のために一定の効果があつたと考えられる。

また、中核組合の割合が、推計では平成 32 年度で 52%にとどまっているところであり、目標達成の実現に向け、引き続き中核組合の育成に取り組む必要がある。こうした中、中核組合については、健全な財務基盤等を有していることが必須条件となっており、健全な財務基盤を維持するため、債権回収のリスクを軽減できる本特例措置を適用しているところであり、本措置の効果としては、平成 29 年度では、対象となる森林組合等 666 組合のうち、577 組合が貸倒引当金を計上し、全てが 10%割増の特例の適用を受けている。

金額では 14 百万円のコスト(国税と地方税の合計減収額)により 52 百万円分の貸倒リスクへの対応力が強化され、平成 30 年度以降も 76 百万円分の強化が見込まれる。

地域における森林整備と管理の中核的な役割を担う森林組合等において、例年約 11%の貸倒引当金の積増しをすることによる貸倒リスクが軽減されたことで、森林組合の経営の健全化・基盤強化が図られ、今後も中核組合の育成による目標の達成に寄与するものとおもわれる。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》
 中核組合となるための経営基盤強化には、本税制の効果以外にも経営マネジメント手法の見直し等様々な要素が組み合わさっており、達成目標に係る本税制のみの直接的効果を示すことは困難であるが、前述のとおり、森林組合の経営の健全化・基盤強化が図られることにより中核組合の基準を達成することに寄与している。

⑤ 税収減を是認する理由等

本措置の効果として、平成 29 年度では、対象となる森林組合等 666 組合のうち、577 組合が貸倒引当金を計上し、全てが 10%割増の特例の適用を受けている。金額では 14 百万円のコスト(国税と地方税の合計減収額)により 52 百万円分の貸倒れリスクへの対応力が強化されている。

このように、過去及び将来において、税収減を是認できる効果がある。

(単位:組合、百万円)

区分	年度	H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (推計)	H31 (推計)	H32 (推計)
対象組合数		689	677	675	670	666	660	656	651
適用組合数		596	595	586	592	577	572	569	565
貸倒引当金計上組合数		596	595	586	592	577	572	569	565
減収見込額	国税	18	15	23	10	10	14	14	14
	地方税	7	5	12	4	4	6	6	6
	計	25	20	35	14	14	20	20	20
貸倒引当金の繰入増加額		86	70	122	53	52	76	76	76

※ 算定根拠は別添2及び別紙3参照。
 ※ 平成 30 年度推計値については、対象者である森林組合の合併状況を把握し、前年との増減比を適用組合数に乗じた推計値を記載している。
 ※ 平成 31~32 年度推計値については、平成 30 年度推計値と同様の推計方法により値を記載している。
 ※ 出典:「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」(林野庁林政部経営課)
 ※ 林業者について把握するのは困難であるため、森林組合等の法人税の調査を行ったところである。

都道府県において中核組合を位置付ける場合の基準例

1 組織体制に関する基準例

- ① 的確な経営判断能力を有する常勤理事として1名以上が配置されていること
- ② 適正な事業実施に必要な常勤役員として7名以上が確保されていること

2 事業実施に関する基準例

- ① 累積欠損金等が生じていないこと（累積欠損金等がある場合にはその解消が確実に見込まれること）
- ② 健全な財務基盤に資する一定の出資規模（払込済出資金4千万円以上）が確保されていること
- ③ 事業総利益に占める事業管理費が適正（事業管理費が事業総利益の範囲内）であること

「森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会向けの総合的な監督指針」(平成30年3月27日付け林野庁長官通知)

			<p>適用組合数については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書において、森林組合等を特定することが困難である。</p> <p>また、地方税の適用額については、「地方税法」に定められた地方税法における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書において、森林組合等を特定することが困難である。</p> <p>このため、森林組合等における適用組合数を把握する必要性があり、「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」を独自に調査したところである。</p>
11	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本措置は、他の支援措置や予算措置もなく適切な措置といえる。</p> <p>また、森林所有者等への販売・購買事業等を支えている森林組合等の貸倒リスクへの対応力を広く維持・強化するためには、本措置による対応が効率的かつ効果的である。</p> <p>なお、各事業年度終了時において所有する金銭債権の額は予め予測できないことから、補助金等では予算を適切に手当することは不可能であり、その他の手段での公平な措置は困難である。</p> <p>本措置は、森林組合等の貸倒引当金の割増引当を行うことにより、債権回収のリスクを軽減させ経営基盤の強化を図ることを可能とし、森林所有者である組合員の負託に応えた積極的な事業展開の促進に資する重要かつ効率的な措置であり、予算措置や融資制度もなく唯一の支援措置である。</p> <p>また、各事業年度終了時において所有する金銭債権の額は予め予測できないことから、補助金等では予算を適切に手当することは不可能であり、その他の手段での公平な措置は困難である。</p> <p>なお、森林組合等の経営基盤の安定に大きなインセンティブとなり、中核組合への移行が図られる。</p> <p>森林組合法(昭和53年法律第36号)第119条において、都道府県の地区を越えない森林組合等の所管行政庁は当該都道府県知事とされている。</p> <p>また、森林組合等の貸倒引当金の割増引当を行うことにより、債権回収のリスクを軽減させ経営基盤の強化を図ることを目的とし、効率的かつ安定的な林業経営の育成が図られ、地域における林業ないし森林管理や過疎・高齢化の進んだ山村地域における主要な雇用の推進等山村地域の経済活性化を促進する。</p>
12	有識者の見解		
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成28年8月(H28 農水 06)

別添2

減税見込額積算資料(国税)

1. 減税見込額等の積算

(1) 特例分繰入額

		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (実績)	3年平均
① 森林組合	特例適用額(実数)(百万円)※ ¹	91	34	32	
	調査回収率(%)※ ²	83%	86%	81%	
	特例適用額(百万円)※ ³	110	40	40	63
② 森林組合連合会	特例適用額(実数)(百万円)※ ¹	13	13	12	
	調査回収率(%)※ ²	100%	96%	87%	
	特例適用額(百万円)※ ³	13	13	12	13
計(①+②)					(ア)76

〔算出過程:①及び②の3年平均値を合計〕

① 森林組合 (91百万円/83%+34百万円/86%+32百万円/81%)/3 ≒ 63百万円※³

② 森林組合連合会 (13百万円/100%+13百万円/96%+12百万円/87%)/3 ≒ 13百万円※³

③ 計(①+②) (63百万円+13百万円) ≒ 76百万円※³

※1 特例適用額(実数)は、各都道府県を通じ毎年実施している森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査の集計値(実数)(林野庁調べ)である。

※2 調査方法については、抽出調査であり、調査母数が全数となるよう換算するために調査回収率を把握している。

※3 計算の過程において小数点以下の実数を使用しており計が一致しない場合がある。

(2) 国税減税額試算

平成30年度

① 特例適用額 (ア) 76百万円

② 特例適用減税額 (ア) 76百万円×19%(法人税額:19%) ≒ 14百万円…(ア)'

③ 減税見込額 (ア)' ≒ 14百万円

同様に過去の減税額を計算

平成29年度 減税見込額 52百万円×19% ≒ 10百万円

平成28年度 減税見込額 53百万円×19% ≒ 10百万円

平成27年度 減税見込額 122百万円×19% ≒ 23百万円

2. 適用実績及び適用見込み

(単位:百万円)

区分	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度 (推計)	31年度 (推計)	32年度 (推計)
対象組合数	689	677	675	670	666	660	656	651
適用組合数	596	595	586	592	577	572	569	565
準備金積立額 (当期繰入額)	1,734	1,553	1,827	1,448	1,293	1,523	1,523	1,523
損金算入額 (10%割増繰入額)	802	660	1,142	498	486	709	709	709
特例適用額	86	70	122	53	52	76	76	76
減税見込額	18	15	23	10	10	14	14	14

※1) 対象組合数については、対象となる森林組合及び森林組合連合会の数の合計である。

※2) 適用組合数は、税制特例措置利用状況等調査の集計値(実数)(林野庁調べ)である。

※3) 適用組合の推計値については、対象者である森林組合の合併状況を把握し、前年との増減比を適用組合に乗じた推計値を記載している。

※4) 平成30年度以降については、推計としている。対象組合数、適用組合数を除き各区分とも、同じ値としている。

※5) 計算の過程において小数点以下の実数を使用しており計が一致しない場合がある。

別添3

減税見込額積算資料(地方税)

1. 減税見込額等の積算

(1) 特例分繰入額

		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (実績)	3年平均
① 森林組合	特例適用額(実数)(百万円)※ ¹	91	34	32	
	調査回収率(%)※ ²	83%	86%	81%	
	特例適用額(百万円)※ ³	110	40	40	63
② 森林組合連合会	特例適用額(実数)(百万円)※ ¹	13	13	12	
	調査回収率(%)※ ²	100%	96%	87%	
	特例適用額(百万円)※ ³	13	13	12	13
計(①+②)					(イ)76

〔算出過程:①及び②の3年平均値を合計〕

③ 森林組合 (91百万円/83%+34百万円/86%+32百万円/81%)/3 ≒ 63百万円※³

④ 森林組合連合会 (13百万円/100%+13百万円/96%+12百万円/87%)/3 ≒ 13百万円※³

⑤ 計(①+②) (63百万円+13百万円) ≒ 76百万円※³

※1 特例適用額(実数)は、各都道府県を通じ毎年実施している森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査の集計値(実数)(林野庁調べ)である。

※2 調査方法については、抽出調査であり、調査母数が全数となるよう換算するために調査回収率を把握している。

※3 計算の過程において小数点以下の実数を使用しており計が一致しない場合がある。

(2) 国税減税額試算

平成30年度

④ 特例適用額 (ア) 76百万円

⑤ 特例適用減税額 (ア) 76百万円×19%(法人税額:19%) ≒ 14百万円…(ア)'

⑥ 減税見込額 (ア)' ≒ 14百万円

(3) 地方税減税額試算

平成30年度

① 法人住民税額 (ウ) 14百万円×12.9% ≒ 2百万円

② 法人事業税額 (エ) 76百万円×4.6% ≒ 3百万円

③ 地方法人特別税 (オ) 3百万円×43.2% ≒ 1百万円

④ 減税見込額 (ウ)+(エ)+(オ) ≒ 6百万円

同様に過去の減税額を計算

法人住民税額

平成29年度 10百万円×12.9% ≒ 1百万円 平成28年度 10百万円×12.9% ≒ 1百万円 平成27年度 23百万円×12.9% ≒ 3百万円

法人事業税額

平成29年度 52百万円×4.6% ≒ 2百万円 平成28年度 53百万円×4.6% ≒ 2百万円 平成27年度 123百万円×4.6% ≒ 6百万円

地方法人特別税

平成29年度 2百万円×43.2% ≒ 1百万円 平成28年度 2百万円×43.2% ≒ 1百万円 平成27年度 6百万円×43.2% ≒ 3百万円

減税見込額

平成29年度 1+2+1 = 4百万円 平成28年度 1+2+1 = 4百万円 平成27年度 3+6+3 = 12百万円

2. 適用実績及び適用見込み

(単位:百万円)

区 分	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度 (推計)	31年度 (推計)	32年度 (推計)
対象組合数	689	677	675	670	666	660	656	651
適用組合数	596	595	586	592	577	572	569	565
準備金積立額 (当期繰入額)	1,734	1,553	1,827	1,448	1,293	1,523	1,523	1,523
損金算入額 (10%割増繰入額)	802	660	1,142	498	486	709	709	709
特例適用額	86	70	122	53	52	76	76	76
国税減税見込額	18	15	23	10	10	14	14	14
減 税 見 込 額	法人住民税	3	2	3	1	1	2	2
	法人事業税	2	2	6	2	2	3	3
	地方法人特別税	2	1	3	1	1	1	1
	合 計	7	5	12	4	4	6	6

※1)対象組合数については、対象となる森林組合及び森林組合連合会の数の合計である。

※2)適用組合数は、税制特例措置利用状況等調査の集計値(実数)(林野庁調べ)である。

※3)適用組合の推計値については、対象者である森林組合の合併状況を把握し、前年との増減比を適用組合に乗じた推計値を記載している。

※4)平成 30 年度以降については、推計としている。対象組合数、適用組合数を除き各区分とも、同じ値としている。

※5)平成 28 年度(推計)以降は税率が変更されている。

※6)計算の過程において小数点以下の実数を使用しており計が一致しない場合がある。

森林組合における中核組合の割合算出資料

1. 中核組合の割合算出根拠

H22 年度から H28 年度の中核組合の割合

森林組合は各年度の対象組合数から森林組合連合会 46 組合を除いたもの。

H22 中核組合 299 組合÷森林組合 679 組合=44%

H23 中核組合 316 組合÷森林組合 672 組合=47%

H24 中核組合 317 組合÷森林組合 660 組合=48%

H25 中核組合 314 組合÷森林組合 644 組合=49%

H26 中核組合 306 組合÷森林組合 631 組合=48%

H27 中核組合 305 組合÷森林組合 629 組合=48%

H28 中核組合 309 組合÷森林組合 624 組合=50%

※出典：「森林組合統計」(林野庁林政部経営課)

中核組合の年間増加数の算出

H26 から H28 までの過去 3 年間の中核組合が増加割合の平均
(309 組合-306 組合) / 3 = 1 組合 (年間中核組合増加数)

2. 中核組合の割合見込み

区分	H29 (推計)	H30 (推計)	H31 (推計)	H32 (推計)
森林組合数	621	615	611	606
うち中核組合数	310	311	312	313
割合 (%)	50	51	51	52

※ 森林組合数は各年度の対象組合数から森林組合連合会 45 組合を除いたもの。

点検結果表

(行政機関名：農林水産省)

制度名	中小企業等の貸倒引当金の特例等 (③漁業協同組合等関係)
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税、地方法人特別税
区 分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（貸倒リスクへの対応力の維持・強化を図り、計画的な経営改善の取組を促進し、漁業者の安定的な生産活動を支え地域社会の中核的役割を担う漁業協同組合等の経営の健全化・基盤強化を図る）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（貸倒リスクへの対応力の維持・強化を図り、計画的な経営改善の取組を促進し、漁業者の安定的な生産活動を支え地域社会の中核的役割を担う漁業協同組合等の経営の健全化・基盤強化を図る）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p> <p>③ 達成目標（漁業協同組合による漁獲物の販売事業を通じて漁業所得の向上を図る）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>④ 達成目標（漁業協同組合による漁獲物の販売事業を通じて漁業所得の向上を図る）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p> <p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>①・② 本租税特別措置の達成目標について、達成時期や達成すべき水準を定量的に示すのは困難であるが、漁業協同組合等の経営の健全化・基盤強化を通じた漁業経営の安定を実現することを政策目的としており、この措置の適用を受けた漁協は、リスク担保力及び販売事業取扱高が強化され、柔軟な経営判断が図られ、その結果としてほとんどの漁協等において目標が達成されるものと考えている。</p> <p>③ 経営基盤強化には、本税制の効果以外にも経営判断等様々な要素が組み合わさっていることから、達成目標に係る水準（目標値）を定量的に示すことは困難。</p> <p>④ 経営基盤強化には、本税制の効果以外にも経営判断等様々な要素が組み合わさっていることから、達成時期（目標達成時期）を示すことは困難。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①～④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p> <p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>—</p> <p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p> <p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>—</p>
--

<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p> <p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>—</p> <p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。</p> <p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>① 将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）を税目ごとに算定する。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
--

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（貸倒リスクへの対応力の維持・強化を図り、計画的な経営改善の取組を促進し、漁業者の安定的な生産活動を支え地域社会の中核的役割を担う漁業協同組合等の経営の健全化・基盤強化を図る）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p> <p>なお、過去の効果について、本特例措置に係る適用一組合当たりの減収額は、約10.8万円（平成29年度の法人税の減収額6,300万円及び同年度の適用数581件から算出）であり、これを踏まえて本特例措置が達成目標（貸倒リスクへの対応力の維持・強化を図り、計画的な経営改善の取組を促進し、漁業者の安定的な生産活動を支え地域社会の中核的役割を担う漁業協同組合等の経営の健全化・基盤強化を図る）にどのように寄与するのかが明らかにする必要がある。</p> <p>② 達成目標（漁業協同組合による漁獲物の販売事業を通じて漁業所得の向上を図る）に対する過去の直接的な効果（漁業協同組合の販売事業取扱高）について、「本特例措置が措置されているか否かの要素だけで決定するものではないことから、本特例の効果を定量的に示すことは困難」と説明されているが、過去の効果（漁業協同組合の販売事業取扱高）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>① 本措置の効果を定量的に把握することは困難であるが、本措置は、漁業協同組合等の経営の健全化・基盤強化を通じた漁業経営の安定を実現することを政策目的としており、この措置の適用を受けた漁協は、リスク担保力及び販売事業取扱高が強化され、柔軟な経営判断が図られるなど、達成目標の実現に寄与していると考えている。</p> <p>② 経営基盤強化には、本税制の効果以外にも経営判断等様々な要素が組み合わさっていることから、達成目標に係る本税制のみの直接的効果を示すことは現時点では困難。</p> <p>なお、今後、本措置の効果を検証する手段として、アンケート等の手法も含め効果的な方法を検討していきたい。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「この措置の適用を受けた漁協は、リスク担保力及び販売事業取扱高が強化され、柔軟な経</p>
--

営判断が図られるなど、達成目標の実現に寄与していると考えている」との説明では、適切な測定指標を用いて効果が定量的に把握されていないため、この点を課題とする。
 ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（貸倒リスクへの対応力の維持・強化を図り、計画的な経営改善の取組を促進し、漁業者の安定的な生産活動を支え地域社会の中核的役割を担う漁業協同組合等の経営の健全化・基盤強化を図る）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。 なお、将来の効果について、本特例措置に係る適用一組合当たりの減収額は、約14万円（平成32年度の法人税の減収額8,300万円及び同年度の適用数592件から算出）であり、これを踏まえて本特例措置が達成目標（貸倒リスクへの対応力の維持・強化を図り、計画的な経営改善の取組を促進し、漁業者の安定的な生産活動を支え地域社会の中核的役割を担う漁業協同組合等の経営の健全化・基盤強化を図る）にどのように寄与するのかが明らかにする必要がある。</p> <p>② 達成目標（漁業協同組合による漁獲物の販売事業を通じて漁業所得の向上を図る）に対する将来の直接的な効果（漁業協同組合の販売事業取扱高）について、「本特例措置が措置されているか否かの要素だけで決定するものではないことから、本特例の効果を定量的に示すことは困難」と説明されており、将来の効果（漁業協同組合の販売事業取扱高）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>① 本措置の効果を定量的に把握することは困難であるが、本措置は、漁業協同組合等の経営の健全化・基盤強化を通じた漁業経営の安定を実現することを政策目的としており、この措置の適用を受けた漁協は、リスク担保力及び販売事業取扱高が強化され、柔軟な経営判断が図られるなど、達成目標の実現に寄与していると考えている。</p> <p>② 経営基盤強化には、本税制の効果以外にも経営判断等様々な要素が組み合わさっていることから、達成目標に係る本税制のみの直接的効果を示すことは現時点では困難。 なお、今後、本措置の効果を検証する手段として、アンケート等の手法も含め効果的な方法を検討していきたい。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「この措置の適用を受けた漁協は、リスク担保力及び販売事業取扱高が強化され、柔軟な経営判断が図られるなど、達成目標の実現に寄与していると考えている」との説明では、適切な測定指標を用いて効果が定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【農林水産省の補足説明】欄には、農林水産省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	中小企業等の貸倒引当金の特例等(③漁業協同組合等関係)												
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税:義(国税15) 法人事業税、法人住民税:義、地方法人特別税:外(地方税13)												
		②: 上記以外の税目												
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独】 主管・共管】												
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>期末資本金が1億円以下の中小企業等については、貸倒引当金の繰入限度額の計算は、貸倒実績率又は法定繰入率によることができることとされているが、漁業協同組合については、さらに繰入限度額を10%増しとすることができる。</p> <p>(法定繰入率)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>法定繰入率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>卸・小売業者</td> <td>10/1000</td> </tr> <tr> <td>製造業</td> <td>8/1000</td> </tr> <tr> <td>金融・保険業</td> <td>3/1000</td> </tr> <tr> <td>割賦販売小売業</td> <td>13/1000</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>6/1000</td> </tr> </tbody> </table> <p>《要望の内容》 漁業協同組合等の貸倒引当金に係る措置について2年間(平成32年度末まで)延長</p> <p>《関係条項》 租税特別措置法第57条の9、第68条の59</p>	業種	法定繰入率	卸・小売業者	10/1000	製造業	8/1000	金融・保険業	3/1000	割賦販売小売業	13/1000	その他	6/1000
業種	法定繰入率													
卸・小売業者	10/1000													
製造業	8/1000													
金融・保険業	3/1000													
割賦販売小売業	13/1000													
その他	6/1000													
5	担当部局	水産庁漁政部水産経営課												
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年4月~8月 分析対象期間:平成25年度~平成32年度												
7	創設年度及び改正経緯	昭和41年度創設 昭和55年度繰入限度額の割増を20%から16%に引下げ 平成10年度資本金1億円超の内国法人(公益法人及び協同組合等は除く)については法定繰入率を廃止 平成12年度16%割増の特例を公益法人及び協同組合等に限定 平成24年度繰入限度額の割増を16%から12%に引下げ 平成29年度繰入限度額の割増を12%から10%に引下げ												
8	適用又は延長期間	平成31年4月~平成33年3月												

9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 漁業協同組合等の経営の健全化・基盤強化を通じた漁業経営の安定</p> <p>《政策目的の根拠》 水産基本計画(平成29年4月閣議決定)II4(2)において「漁業経営体の減少により、漁協の組合員も減少している中で、漁協系統組織がその役割を十分に発揮するために経営・事業基盤の強化が必要」としており、水産施策上も必要な措置である。</p>																										
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>[大目標] 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>[中目標] 水産物の安定供給と水産業の健全な発展</p> <p>[政策分野] 漁業経営の安定</p>																										
		③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本措置により、貸倒リスクへの対応力の維持・強化を図り、計画的な経営改善の取組を促進し、漁業者の安定的な生産活動を支え地域社会の中核的役割を担う漁業協同組合等の経営の健全化・基盤強化を図るとともに、漁業協同組合による漁獲物の販売事業を通じて漁業所得の向上を図る。 なお、目標としていた「平成30年度に漁協の繰越欠損金総額を213億円まで削減する」ことについては、すでに平成28年度実績で168億円まで解消し、目標は達成しているため、漁業協同組合等の経営の健全化・基盤強化を図るための新たな目標として「漁業協同組合の販売事業の取扱高」に変更した。</p> <p>[繰越欠損金総額] (単位: 億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>25年度 (実績)</th> <th>26年度 (実績)</th> <th>27年度 (実績)</th> <th>28年度 (実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繰越欠損金総額</td> <td>294</td> <td>253</td> <td>205</td> <td>168</td> </tr> </tbody> </table> <p>※繰越欠損金総額の実績は、「水産業協同組合統計表」の集計値(実数)。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 [測定指標: 漁業協同組合の販売事業の取扱高] (単位: 億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>25年度 (実績)</th> <th>26年度 (実績)</th> <th>27年度 (実績)</th> <th>28年度 (実績)</th> <th>29年度 (見込)</th> <th>30年度 (見込)</th> <th>31年度 (見込)</th> <th>32年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>販売事業の取扱高</td> <td>10,483</td> <td>10,913</td> <td>11,336</td> <td>11,087</td> <td>11,112</td> <td>11,178</td> <td>11,126</td> <td>11,139</td> </tr> </tbody> </table> <p>※販売事業の取扱高の実績は、「水産業協同組合統計表」の実数。平成29年度以降の見込額は、直近3カ年の平均値。</p> <p>[達成目標実現による寄与] 漁業は、天候や海況等の自然条件、水産資源の変動、漁獲規制、更には漁の好・不漁による魚価の変動等を受けるため、収入が不安定であり、また、漁協等の購買事業の対象である燃油及び餌料価格も外的要因により変動しやすいため、経営も不安定である。そのため、漁業は貸倒れが発生しやすい状</p>	区分	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (実績)	繰越欠損金総額	294	253	205	168	区分	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)	販売事業の取扱高	10,483	10,913	11,336	11,087	11,112	11,178
区分	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (実績)																									
繰越欠損金総額	294	253	205	168																									
区分	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)																					
販売事業の取扱高	10,483	10,913	11,336	11,087	11,112	11,178	11,126	11,139																					

		<p>況にある。</p> <p>また、自己資本の充実、組合員からの出資金の受入れの他は内部留保の積上げによらざるを得ないという協同組合としての特性を有している。</p> <p>このような中で、本措置がない場合は、漁業者の所得向上に直結する販売事業等の取組に慎重となり、又は貸倒れが発生した場合の資本の減少により漁業者に対する円滑な事業の提供に影響が生じるおそれがあるが、本措置による財務基盤の強化により、リスク負担力が強化され、販売事業等の円滑な取組みに寄与することができている。</p>																											
10	有効性等	<p>①: 適用数 (単位: 組合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>25年度 (実績)</th> <th>26年度 (実績)</th> <th>27年度 (実績)</th> <th>28年度 (実績)</th> <th>29年度 (実績)</th> <th>30年度 (見込)</th> <th>31年度 (見込)</th> <th>32年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用組</td> <td>664</td> <td>606</td> <td>607</td> <td>608</td> <td>581</td> <td>599</td> <td>596</td> <td>592</td> </tr> <tr> <td>合数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※算定根拠は別添1参照。</p> <p>適用組合数については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書において、漁業協同組合等を特定することが困難であることから「漁業協同組合等に係る税制特例措置等の利用状況調査」を独自に実施した。</p>	区分	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)	適用組	664	606	607	608	581	599	596	592	合数								
区分	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)																					
適用組	664	606	607	608	581	599	596	592																					
合数																													
		<p>②: 適用額 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>25年度 (実績)</th> <th>26年度 (実績)</th> <th>27年度 (実績)</th> <th>28年度 (実績)</th> <th>29年度 (実績)</th> <th>30年度 (見込)</th> <th>31年度 (見込)</th> <th>32年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>377</td> <td>348</td> <td>551</td> <td>622</td> <td>329</td> <td>501</td> <td>484</td> <td>438</td> </tr> </tbody> </table> <p>※算定根拠は別添1参照。</p> <p>適用額については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書において、漁業協同組合等を特定することが困難であることから「漁業協同組合等に係る税制特例措置等の利用状況調査」を独自に実施した。</p>	区分	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)	適用額	377	348	551	622	329	501	484	438									
区分	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)																					
適用額	377	348	551	622	329	501	484	438																					
		<p>③: 減収額 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>25年度 (実績)</th> <th>26年度 (実績)</th> <th>27年度 (実績)</th> <th>28年度 (実績)</th> <th>29年度 (実績)</th> <th>30年度 (見込)</th> <th>31年度 (見込)</th> <th>32年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額 (国税)</td> <td>72</td> <td>66</td> <td>105</td> <td>118</td> <td>63</td> <td>95</td> <td>92</td> <td>83</td> </tr> <tr> <td>減収額 (地方税)</td> <td>37</td> <td>35</td> <td>50</td> <td>57</td> <td>29</td> <td>45</td> <td>44</td> <td>39</td> </tr> </tbody> </table> <p>※算定根拠は別添1及び2参照。</p> <p>減収額については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書において、漁業協同組合等を特定することが困難であることから「漁業協同組合等に係る税制特例措置等の利用状況調査」を独自に実施した。</p>	区分	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)	減収額 (国税)	72	66	105	118	63	95	92	83	減収額 (地方税)	37	35	50	57	29	45	44	39
区分	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)																					
減収額 (国税)	72	66	105	118	63	95	92	83																					
減収額 (地方税)	37	35	50	57	29	45	44	39																					

	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 < 漁業協同組合の販売事業取扱高の推移 ></p> <p style="text-align: right;">(単位: 億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>25年度 (実績)</th> <th>26年度 (実績)</th> <th>27年度 (実績)</th> <th>28年度 (実績)</th> <th>29年度 (見込)</th> <th>30年度 (見込)</th> <th>31年度 (見込)</th> <th>32年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>販売事業 の取扱高</td> <td>10,483</td> <td>10,913</td> <td>11,336</td> <td>11,087</td> <td>11,112</td> <td>11,178</td> <td>11,126</td> <td>11,139</td> </tr> </tbody> </table> <p>※販売事業の取扱高の実績は、「水産業協同組合統計表」の実数。平成29年度以降の見込額は、直近3カ年の平均値。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 漁協の販売事業の取扱高については、本特例措置が措置されているか否かの要素だけで決定するものではないことから、本特例の効果を定量的に示すことは困難であるが、実績として、漁協の販売事業の取扱高は比較的安定した数値を示している。</p>	区分	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)	販売事業 の取扱高	10,483	10,913	11,336	11,087	11,112	11,178	11,126	11,139
区分	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)												
販売事業 の取扱高	10,483	10,913	11,336	11,087	11,112	11,178	11,126	11,139												
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>漁業協同組合等の自己資本の充実が図られ、リスク担保力を強化することにより、漁業者の所得向上に直結する販売事業等の円滑な取組みが図られるようになる。</p>																		
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>漁業者への販売・購買事業等を行っている漁業協同組合等の貸倒リスクへの対応力を維持・強化するためには、本措置による対応が効率的かつ効果的である。</p> <p>なお、各事業年度終了時において所有する金銭債権の額は予め予測できないことから、補助金等で予算を手当することは難しく、その他の手段での公平な措置は困難である。</p> <p>仮に本措置が延長されなかった場合、本措置を適用する貸倒引当金を計上する漁業協同組合等の貸倒リスクが増加し、販売事業の強化等による漁業者の所得向上への取組と漁業者の安定的な生産活動の維持に支障が生じる。</p>																		
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>なし</p>																		
	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第127条において、都道府県の地区を超えない漁業協同組合等への指導・監督は都道府県の自治事務(信用事業実施組合については法定受託事務)とされている。</p> <p>また、漁業協同組合等の経営の健全化・基盤強化は、漁業等の振興及び地域の活性化にも貢献する。</p>																		
12	有識者の見解	<p>なし</p>																		
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	<p>平成28年8月(H28 農水07)</p>																		

別添1

税制措置の適用実績及び適用見込み

制度名	中小企業等の貸倒引当金の特例（③漁業協同組合等関係）
税目	法人税
根拠法	措法57の9、68の59

1 適用実績及び適用見込み

	25年度 実績	26年度 実績	27年度 実績	28年度 実績	29年度 実績	30年度 見込	31年度 見込	32年度 見込
適用の範囲 (法人)	2,163	2,138	2,120	2,112	2,101	2,091	2,081	2,071
適用件数 (法人)	664	606	607	608	581	599	596	592
減収額合計 (百万円)	72	66	105	118	63	95	92	83
1件あたり 減収額(百万円)	0.1	0.1	0.2	0.2	0.1	0.2	0.2	0.1

2 適用実績の出典及び適用見込みの積算根拠

(1) 適用実績

- ① 対象者数：漁業協同組合、水産加工業協同組合及び漁業協同組合連合会の総数である。
- ② 適用件数：本特例措置を利用した組合数（実数）である。
- ③ 減収額：同上（(a当期割増特例繰入額 - b当期繰入限度額) × c法人税率）
※ 12%を超える割増繰入分を除いて算出。

[平成25年度]

漁業協同組合	1,514 - 1,352 = 162百万円
漁業協同組合連合会	346 - 309 = 37百万円
水産加工業協同組合	19 - 17 = 2百万円
信用漁業協同組合連合会	1,640 - 1,464 = 176百万円
合計	377百万円
	× 19% = 72百万円

[平成26年度]

漁業協同組合	1,556 - 1,389 = 167百万円
漁業協同組合連合会	305 - 272 = 33百万円
水産加工業協同組合	20 - 18 = 2百万円
信用漁業協同組合連合会	1,362 - 1,216 = 146百万円
合計	348百万円
	× 19% = 66百万円

[平成27年度]

漁業協同組合	3,749 - 3,347 = 402百万円
漁業協同組合連合会	205 - 183 = 22百万円
水産加工業協同組合	13 - 12 = 1百万円
信用漁業協同組合連合会	1,177 - 1,051 = 126百万円
合計	551百万円
	× 19% = 105百万円

[平成28年度]

漁業協同組合	3,176 - 2,836 = 340百万円
漁業協同組合連合会	1,197 - 1,069 = 128百万円
水産加工業協同組合	10 - 9 = 1百万円
信用漁業協同組合連合会	1,425 - 1,272 = 153百万円
合計	622百万円
	× 19% = 118百万円

[平成29年度]

漁業協同組合	1,689 - 1,535 = 154百万円
漁業協同組合連合会	772 - 701 = 71百万円
水産加工業協同組合	17 - 15 = 2百万円
信用漁業協同組合連合会	1,132 - 1,030 = 102百万円
合計	329百万円
	× 19% = 63百万円

(2) 適用見込み

- ① 対象者数：平成30年度～平成32年度は、平成27年度～平成29年度の平均減少数（10組合／1年度）を基に算出。
- ② 適用件数：平成30年度～平成32年度は、直近3カ年の平均値
- ③ 減収額：同上

[平成30年度]

$$(105 + 118 + 63) / 3 = 95 \text{ 百万円}$$

[平成31年度]

$$(118 + 63 + 95) / 3 = 92 \text{ 百万円}$$

[平成32年度]

$$(63 + 95 + 92) / 3 = 83 \text{ 百万円}$$

※ 平年度減税見込額（平成31年度（見込）及び平成32年度（見込）の平均）= 88百万円

別添2

税制措置の適用実績及び適用見込み

制度名	中小企業等の貸倒引当金の特例（③漁業協同組合等関係）
税目	法人住民税・法人事業税・法人特別税
根拠法	法法52、措法57の9、68の59 地法51、72の24の7、314の4

1 適用実績及び適用見込み

	25年度 実績	26年度 実績	27年度 実績	28年度 実績	29年度 実績	30年度 見込	31年度 見込	32年度 見込
適用の範囲 (法人)	2,163	2,138	2,120	2,112	2,101	2,091	2,081	2,071
適用件数 (法人)	664	606	607	608	581	599	596	592
減収額合計 (百万円)	37	35	50	57	29	45	44	39
1件あたり 減収額(百万円)	0.1	0.1	0.1	0.1	0.05	0.1	0.1	0.1

2 適用実績の出典及び適用見込みの積算根拠

(1) 適用実績

- ① 対象者数：漁業協同組合（以下「漁協」）、水産加工業協同組合（以下「加工協」）及び漁業協同組合連合会（以下「漁連」）の総数である。
- ② 適用件数：本特例措置を利用した組合数（実数）である。
- ③ 減収額：漁協、加工協及び漁連に対する調査による本特例措置を適用した繰入限度額及び当該年度に適用された法人税額から減税見込額を推計。

[平成25年度]

○法人住民税
72百万円（国税の減税額）× 17.3% = 12百万円

○法人事業税
377百万円（特例措置による所得額の減額）× 3.6% = 14百万円

○法人特別税
14百万円（法人事業税の減税額）× 81% = 11百万円

合計 37百万円

[平成26年度]

○法人住民税
66百万円（国税の減税額）× 17.3% = 11百万円

○法人事業税
348百万円（特例措置による所得額の減額）× 3.6% = 13百万円

○法人特別税
13百万円（法人事業税の減税額）× 81% = 11百万円

合計 35百万円

[平成27年度]

○法人住民税
105百万円（国税の減税額）× 12.9% = 14百万円

○法人事業税
551百万円（特例措置による所得額の減額）× 4.6% = 25百万円

○法人特別税
25百万円（法人事業税の減税額）× 43.2% = 11百万円

合計 50百万円

[平成28年度]

○法人住民税
118百万円（国税の減税額）× 12.9% = 15百万円

○法人事業税
622百万円（特例措置による所得額の減額）× 4.6% = 29百万円

○法人特別税
29百万円（法人事業税の減税額）× 43.2% = 13百万円

合計 57百万円

[平成29年度]

○法人住民税
63百万円（国税の減税額）× 12.9% = 8百万円

○法人事業税
329百万円（特例措置による所得額の減額）× 4.6% = 15百万円

○法人特別税
15百万円（法人事業税の減税額）× 43.2% = 6百万円

合計 29百万円

(2) 適用見込み

- ① 対象者数：平成30年度～平成32年度は、平成27年度～平成29年度の平均減少数（年間10組合）を基に算出。
- ② 適用件数：平成30年度～平成32年度は、直近3ヶ年の平均値。
- ③ 減収額：同上

[平成30年度]

○法人住民税
(14 + 15 + 8) / 3 = 12.33百万円

○法人事業税
(25 + 29 + 15) / 3 = 23.00百万円

○法人特別税
(11 + 13 + 6) / 3 = 10.00百万円

合計 45 百万円

[平成31年度]

○法人住民税
(15 + 8 + 12) / 3 = 11.67百万円

○法人事業税
(29 + 15 + 23) / 3 = 22.33百万円

○法人特別税
(13 + 6 + 10) / 3 = 9.67百万円

合計 44 百万円

別添2

[平成32年度]

○法人住民税	(8 + 12 + 12) / 3 =	10.67百万円
○法人事業税	(15 + 23 + 22) / 3 =	20.00百万円
○法人特別税	(6 + 10 + 10) / 3 =	8.67百万円
	合計	39 百万円

※平年度減税見込額（平成31年度（見込）及び平成32年度（見込）の平均）
= 42百万円

点検結果表

(行政機関名：農林水産省)

制度名	振興山村において農林水産物加工施設等を取得した場合の割増償却		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【農林水産省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【農林水産省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【農林水産省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。
【農林水産省の補足説明】	① 評価書に内容を追記する。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。 ② 将来の減収額（法人税）について、「平成30年度～平成32年度の各年度の減収額は、平成29年度までに産業振興施策促進事項を策定済みの13市町村に記載された目標投資
-------------------------	---

額より、投資1件あたりの減収額を14.4万円と推計し、各年度の税制特例措置の適用件数を乗じて算出した」と説明されているが、投資1件当たりの減収額の算定根拠（計算式及びその出典）が明らかにされていない。

【農林水産省の補足説明】

- ① 点検項目（4）過去の減収額の①の補足に記載のとおりここで法人住民税及び法人事業税の将来の減収額を記載する。
② 「投資1件当たりの減収額の算定根拠」は別紙1として添付。計算式を評価書に追記し、その出典についても評価書に追記する。

【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

- 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
- ① 達成目標（租税特別措置の対象事業種を規定する産業振興施策促進事項を取りまとめ予定の市町村が、平成31年度中に31市町村、32年度中に24市町村となっていることから、1市町村当たり平均1.8名の新規雇用者が生じると想定し、2年間で98名程度雇用が創出されること）に対する過去の効果（平成28年度及び29年度）が年度ごとに把握されていない。
- ② 達成目標（租税特別措置の対象事業種を規定する産業振興施策促進事項を取りまとめ予定の市町村が、平成31年度中に31市町村、32年度中に24市町村となっていることから、1市町村当たり平均1.8名の新規雇用者が生じると想定し、2年間で98名程度雇用が創出されること）に対する過去の直接的な効果（平成27年度から29年度までの雇用増加数）について、それぞれ「43人」、「52人」、「30人」と説明されているが、過去の効果（雇用増加数）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
- ③ 平成28年度の評価書「9③効果・収減是認効果」欄に「平成29年度、平成30年度の投資については、各種支援策と組み合わせて実施されることが想定され、本税制のみの効果による雇用者数の増加とは言い切れない。そのため、本税制の適用を受けた事業者を対象に事後調査を行い、税制特例措置があった場合と無かった場合の雇用者数の差により、本税制措置の直接的な効果を把握する予定である」という記述があるが、把握された直接的な効果を明らかにさせたい。

【農林水産省の補足説明】

- ① 評価書に年度毎に追記。
②・③ 本税制の適用を受けた事業者がいる市町村に事後調査を行い、本措置の適用を受けた場合と受けなかった場合の新規雇用者数を聞き取ったところ、平成29年度は、本措置の提言を受けたことによる新規雇用者数は、1名、仮に適用を受けなかった場合の新規雇用者数は0名であった。
また、平成30年度はまだ実績が把握できないことから、本税制特例措置の要件となる産業振興施策促進事項の策定数を基にした推計値を評価書に記載する。

【点検結果】

- ①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果

- 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
- ① 達成目標（租税特別措置の対象事業種を規定する産業振興施策促進事項を取りまとめ予定の市町村が、平成31年度中に31市町村、32年度中に24市町村となっていることから、1市町村当たり平均1.8名の新規雇用者が生じると想定し、2年間で98名程度雇用が創出されること）に対する将来の効果（平成31年度及び32年度）が年度ごとに予測されていない。
- ② 達成目標（租税特別措置の対象事業種を規定する産業振興施策促進事項を取りまとめ予定の市町村が、平成31年度中に31市町村、32年度中に24市町村となっていることから、1市町村当たり平均1.8名の新規雇用者が生じると想定し、2年間で98名程度雇用が

<p>創出されること)に対する将来の直接的な効果(平成30年度から32年度までの雇用増加数)について、それぞれ「28人」、「55人」、「43人」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにはされていない。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>① 「将来の効果」に「本税制の活用を予定して新規投資を行い、新規雇用を行ったものの赤字計上となったため課税対象とならず本税制を活用出来なかった事例」が含まれているかどうかは想定できないことから削除する。</p> <p>② 本措置における直接的な効果としての雇用者数を把握するのは困難であるが、本税制特例措置の要件となる産業振興施策促進事項の策定数を基にした推計は、平成31年度が55人、平成32年度が43人であり、本税制特例措置の要件となる産業振興施策促進事項の策定数が増加し、産業振興施策促進事項の策定見込み数全てが本措置の適用を受けると見込んでいることから、目標は達成されると考えられる。</p> <p>なお、平成31年度、平成32年度の投資については、各種施策と組み合わせて実施されることが想定され、本税制のみによる雇用者の増加とは言い切れない。そのため、本税制の適用を受けた事業者を対象に事後調査を行い、税制特例措置を受けた場合と無かった場合の雇用者の差により本税制特例措置の直接的な効果を把握する予定である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

点検の過程において、全ての課題が解消され、分析・説明の内容が一定水準に達している評価書と考えられる。

(注)【農林水産省の補足説明】欄には、農林水産省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	振興山村において農林水産物加工施設等を取得した場合の割増償却																		
2	① 政策評価の対象税目	(国税18)法人税:義 法人住民税、法人事業税:義(自動運動)																		
	② 上記以外の税目	(国税18)所得税:外																		
3	要望区分等の別	【新設・拡充(延長)】 【単独(主管)共管】																		
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>山村振興法(昭和40年法律第64号)に基づく振興山村において、市町村が山村振興計画に産業振興を促進する上で必要な事項(産業振興施策促進事項)を関係大臣(農林水産・総務・国土交通)の同意を得て記載した場合、当該計画で定める区域(かつ振興山村地域内)において、個人又は法人(中小企業者:資本金1億円以下)が、機械・装置、建物等・構築物を取得して対象事業(地域資源を活用する製造業・農林水産物等販売業)の用に供したときは、5年間の割増償却(償却限度額:機械・装置:普通償却限度額の24%、建物・附属設備、構築物:普通償却限度額の36%)ができる。</p> <p>【対象事業種・取得価格要件】</p> <p>○地域資源を活用する製造業</p> <table border="1"> <tr> <td>個人及び資本金5,000万円以下の法人</td> <td>資本金5,000万円超の法人</td> </tr> <tr> <td>取得価格500万円以上</td> <td>取得価格1,000万円以上</td> </tr> </table> <p>○農林水産物等販売業</p> <table border="1"> <tr> <td>個人及び法人</td> </tr> <tr> <td>取得価格500万円以上</td> </tr> </table> <p>《要望の内容》</p> <p>本税制特例措置は、4年前の改組により地域資源を活用した内発的な産業の育成を目指し農林水産物等販売業を対象に加えるとともに、これらの事業者は、地場の中小企業が主であり、設備投資額も小さいことから最低取得価格を引き下げて、さらに5年間の割増償却としたところ。</p> <p>税制特例を受ける前提条件となる産業振興施策促進事項の作成数は、27年度1件、28年度4件、29年度8件と増加傾向にあることから、今後の適用件数の増加が見込まれるため、2年間の延長を要望するもの。</p> <p>※法改正前後の税制特例の主な変更点は以下のとおり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>法改正前</th> <th>法改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 対象事業種</td> <td>・製造業 ・旅館業</td> <td>・地域資源を活用する製造業 ・農林水産物販売業</td> </tr> <tr> <td>② 取得価格</td> <td>2,000万円超</td> <td>500万円以上(資本金5,000万円以下) 1,000万円以下(資本金5,000万円超)</td> </tr> <tr> <td>③ 租税措置内容</td> <td>特別償却</td> <td>割増償却</td> </tr> </tbody> </table>	個人及び資本金5,000万円以下の法人	資本金5,000万円超の法人	取得価格500万円以上	取得価格1,000万円以上	個人及び法人	取得価格500万円以上		法改正前	法改正後	① 対象事業種	・製造業 ・旅館業	・地域資源を活用する製造業 ・農林水産物販売業	② 取得価格	2,000万円超	500万円以上(資本金5,000万円以下) 1,000万円以下(資本金5,000万円超)	③ 租税措置内容	特別償却	割増償却
個人及び資本金5,000万円以下の法人	資本金5,000万円超の法人																			
取得価格500万円以上	取得価格1,000万円以上																			
個人及び法人																				
取得価格500万円以上																				
	法改正前	法改正後																		
① 対象事業種	・製造業 ・旅館業	・地域資源を活用する製造業 ・農林水産物販売業																		
② 取得価格	2,000万円超	500万円以上(資本金5,000万円以下) 1,000万円以下(資本金5,000万円超)																		
③ 租税措置内容	特別償却	割増償却																		

		《関係条項》 租税特別措置法第12条、第45条、第68条の27
5	担当部局	農林水産省 農村振興局 農村政策部 地域振興課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:平成27年4月～平成33年3月
7	創設年度及び改正経緯	平成21年度 創設 平成23年度 適用期限の2年延長 対象業種からソフトウェア業を除外 平成25年度 適用期限の2年延長 平成27年度 特別償却から割増償却へ改組 適用期限を2年延長し、対象事業種を製造業及び旅館業から地域資源を活用する製造業及び農林水産物等販売業に見直し 平成29年度 適用期限の2年延長
8	適用又は延長期間	平成31年4月～平成33年3月(2ヶ年)
9	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 振興山村は、我が国の国土面積の約5割、森林面積の約6割を占めるなど、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている。一方、地勢等地理的条件は特に厳しく、人口の減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、コミュニティが失われつつある。このため、地域資源を活用する事業者の立地や設備投資を促し、地域における雇用の増大等を通じて、地域のコミュニティの維持・再生を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○山村振興法(昭和40年5月11日法律第64号)第3条第3号 (略)地域の特性を生かした農林産物の加工業及び販売業等の導入(略)を図ることにより、産業を振興し、併せて安定的な雇用を増大する。</p> <p>○地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年12月3日法律第67号)第1条 農林水産物等及び農山漁村に存在する土地、水その他の資源を有効に活用した農林漁業者等による事業の多角化及び高度化、新たな事業の創出等に関する施策並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興、農山漁村その他の地域の活性化及び消費者の利益の増進を図る(略)</p> <p>○農林水産業・地域の活力創造プラン(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定、平成29年12月8日改訂) II 基本的考え方 森林などの地域資源や地場産品を核として雇用を創出し地域で経済が循環する仕組みの確立にチャレンジするなど、農山漁村の潜在力を発揮するための施策を府省連携して進めていく。 III 政策の展開方向 7. 人口減少社会における農山漁村の活性化</p>

		<p>高齢化や人口減少が都市に先駆けて進行している農山漁村については、小規模集落が増加するなど集落機能が低下しつつある。(略)地域で受け継がれてきた「食」をはじめとする豊かな資源を活用して新たな需要を発掘する(略)。</p> <p>また、地域で受け継がれてきた豊かな資源を活用した農林水産業の振興や6次産業化等の推進によって、農山漁村への就業を促進し、地域の雇用・所得を生み出すことで、地域の活性化が図られる。特に、(略)中山間地域をはじめとする条件不利地域においては、地域の特色を活かした多様な取組をきめ細かく推進する。</p> <p>○食料・農業・農村基本計画(平成27年3月31日閣議決定)</p> <p>第3 食料、農業および農林に関し総合的かつ計画的に構ずべき施策</p> <p>3. 農村の振興に関する施策</p> <p>(2)多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出</p> <p>農村の豊かな地域資源を最大限活用した新たな価値の創出や農業関連産業の導入等を通じて、農村全体の雇用の確保と所得の向上を促進する。こうした取組を通じて、これまで農村の域外に流出していた経済的な価値を域内で循環させる地域内経済循環を進めるとともに、将来的には、地域間での経済的なネットワークを強化し、広域的な経済圏域への発展を目指す。</p> <p>① 地域の農産物等を活かした新たな価値の創出</p> <p>地域の農業者が、自ら生産した農産物をそのまま出荷するだけでなく、その副産物も含め、消費者や実需者のニーズに対応して、加工、直売等を行い高付加価値化を図るほか、地域の特性に応じて、観光農園、農家レストランや農家民宿等の多様な取組と融合した事業展開を図るなど、地域資源を最大限活用し、農業を起点として新たな価値を創出する6次産業化を推進する。</p> <p>こうした取組を進めるに当たっては、農業者が主体となった取組に加え、多様な関係者と連携しながら行う地域ぐるみの取組を促進することにより、その相乗効果を地域全体に波及させ、地域の活性化を図る。</p> <p>(中略)</p> <p>④ 農村への農業関連産業の導入等による雇用と所得の創出</p> <p>食品製造業など農業関連産業の農村への導入等を通じた、農村における雇用と所得の創出を促進するための環境整備を図る。また、関係府省の連携の下、農村への農業関連産業の誘致等による就業機会の拡大に関する総合的な施策の在り方について検討する。</p> <p>農産物等の地域資源の活用などにより、ビジネスとしての事業活動と地域の課題解決に一体的に取り組む、いわゆる「社会的企業」(ソーシャル・ビジネス)など、農業・農村の活性化に貢献する新たな取組を進めるための環境整備を推進する。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>[大目標]</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p>

	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>[中目標]</p> <p>農村の振興</p> <p>[政策分野]</p> <p>地域コミュニティ機能の発揮等による地域資源の維持・継承等</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>租税特別措置の対象事業種を規定する産業振興施策促進事項を取りまとめ予定の市町村が、平成31年度中に31市町村、32年度中に24市町村となっていることから、1市町村当たり平均1.8名の新規雇用者が生じると想定し、2年間で98名程度雇用が創出されることを目標とする。</p> <p>(前回要望時:平成29年度中に12市町村、30年度中に16市町村となっていることから1市町村当たり平均2.5名の新規雇用者が生じると想定し、2年間で70名程度雇用が創出されることを目標とした。)</p> <p>(目標とする新規雇用者数の算定根拠)</p> <p>① 平成30年3月までに産業振興施策促進事項を策定した13市町村において、産業振興施策促進事項に記載した目標とする新規雇用数は88人、投資件数は47件である。</p> <p>② 振興山村での投資1件当たりの新規雇用数は、下式より1.8人/件となる。</p> <p>(式) 88(新規雇用数計:人) ÷ 47(投資数:件) = 1.8人/件</p> <p>③ 平成30年度に農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課で実施した「振興山村における設備投資実績等に関する調査」(以下、設備投資実績等調査という。)によると、産業振興施策促進事項を取りまとめ予定の市町村数は、平成31年度は31市町村、平成32年度は24市町村であり、それぞれ最低1件の投資があると想定(1市町村=1件)した場合、新規雇用数は、平成31年度は55人(1.8人/件×31市町村)、平成32年度は43人(1.8人/件×24市町村)の増加が見込まれ、2年間で98人の新規雇用が創出されると推計される。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>(測定指標):振興山村市町村における本特別措置を起因とした個人、中小企業者の新規雇用者数</p> <p>(達成目標実施による寄与)</p> <p>① 経済波及効果の発現</p> <p>地域資源を活用した産業への投資が促進されることにより、税制特例措置の対象となる個人、中小企業者において新たな雇用が創出されるほか、原料を供給する地域内の農家等の販売機会の増加をもたらす、販売単価の上昇等の効果が期待される。</p> <p>(販売単価の上昇の例としては、平成27年度に鳥取県八頭町の農家レストランにおいて規格外の農作物を地元の農家から購入し、新たな農家の収入源となっている例、平成29年度に熊本県八代市の米の乾燥調整設備等の導入により米のブランド化に取り組むことで今後、農家レストランや直売所を設置し、地元の米や野菜の販売マージンが省かれ販売単価を上昇させるといった例がある。)</p> <p>② 定住人口の増加</p> <p>振興山村地域内に新たな雇用が生み出されることにより、人口の流</p>
--	--------------------------	---

			<p>出を防ぐとともに、就職に伴い都市部から移住者の増加が期待される。</p> <p>③ 地域コミュニティの活性化 地域資源を活用した経済活動が成り立ち、自立した地域経済が実現することで、地域を再評価する機運が醸成され、地域コミュニティの活性化に寄与するものと考えられる。</p>														
10	有効性等	① 適用数	<p>平成 27 年 3 月に山村振興法が改正され、税制特例措置の内容が変更されたことから、平成 27 年度（実績）から本税制特例措置の延長要望期限である平成 32 年度（見込）までの適用数を下表に記載した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27 年度 (実績)</th> <th>H28 年度 (実績)</th> <th>H29 年度 (実績)</th> <th>H30 年度 (見込)</th> <th>H31 年度 (見込)</th> <th>H32 年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用数 (件)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1</td> <td>15</td> <td>32</td> <td>44</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（設備投資実績等調査より推計）</p> <p>【平成 27～29 年度】(実績) H27～28 年度は租特法の適用実態報告書のデータ(法人税のみ)を記載。 H29 年度に産業振興施策促進事項を策定した 13 市町村への聞き取りによる。(熊本県八代市において米のブランド化による乾燥・精米機等の設備投資が行われ、本税制特例措置を活用)</p> <p>【平成 30 年度】(見込) 平成 29 年度までに産業振興施策促進事項を策定した 13 市町村、当該が実施した調査等で平成 30 年度中に産業振興施策促進事項を策定予定とした 16 市町村を合わせた 29 市町村において、少なくとも 1 件の投資が行われると見込み、そのうち約 54% (7/13) の 15 件の投資が税制特例措置の適用を受けると想定した。 ※適用件数は平成 30～32 年度に産業振興施策促進事項を策定する市町村において、少なくとも 1 件の投資があるとし、そのうち、平成 27～29 年度に産業振興施策促進事項を策定した 13 件のなかで、平成 30 年度までに設備投資を実施若しくは予定している事業者が 7 件あることから、平成 30 年度以降は、累計策定市町村のうち、約 54% (7/13) の事業者が税制特例措置を利用すると仮定した。さらに、割増償却を 5 年間適用するものとして、下表のとおり適用件数を整理した。</p> <p>【平成 31～32 年度】(見込) 当該で実施した設備投資実績等調査において、産業振興施策促進事項を作成予定とした 31 市町村(31 年度)、24 市町村(32 年度)に加えて、29 年度までに産業振興施策促進事項を策定した 13 市町村と平成 30 年度に産業振興施策促進事項を策定見込みとしている 16 市町村を合わせた 60 市町村(31 年度)、83 市町村(32 年度)において少なくとも 1 件の投資が行われると見込み、そのうち 54% (7/13) が適用を受けると想定した。</p>		H27 年度 (実績)	H28 年度 (実績)	H29 年度 (実績)	H30 年度 (見込)	H31 年度 (見込)	H32 年度 (見込)	適用数 (件)	—	—	1	15	32	44
	H27 年度 (実績)	H28 年度 (実績)	H29 年度 (実績)	H30 年度 (見込)	H31 年度 (見込)	H32 年度 (見込)											
適用数 (件)	—	—	1	15	32	44											

各年度の租税特別措置の適用予定数と投資数 (件数)						
適用年度 投資年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
H27 年度	1	1	1	1	1	—
H28 年度	—	4	4	4	4	4
H29 年度	—	—	8	8	8	8
H30 年度	—	—	—	16	16	16
H31 年度	—	—	—	—	31	31
H32 年度	—	—	—	—	—	24
(投資件数)	1	5	13	29	60	83
(適用件数)	(実績)	(実績)	(実績)			
54%:7/13	0	0	1	15	32	44

なお、振興山村は経済規模が小さいため、適用数は大きな数字ではないが、投資者を限定するものではないことから、特定の者のみが適用者となる偏りはないものと考えられる。

また、平成 27～29 年度の適用数が「1」に留まった要因は以下のことが考えられる。法改正当初の平成 27～28 年度は、産業振興施策促進事項の策定にあたっては、その指針となる都道府県における山村振興基本方針の改定、その後、同基本方針の内容に沿って、新たな山村振興計画の策定作業が必要であったが、その策定に時間を費やしたことから税制特例措置適用の要件となる産業振興施策促進事項の策定が 5 市町村に留まったことが影響していると考えられる。平成 29 年度については、山村振興基本方針、山村振興計画及び産業振興施策促進事項それぞれの策定数も増加しているが、平成 29 年度の産業振興施策促進事項の策定を行った 8 市町村のうち 5 市町村は平成 29 年度末の策定であったことが少なからず影響しているものと考えられる。

このことから平成 30 年度以降は、適用数も増加すると予測している。

なお、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第 196 回国会提出)」には、現行の税制となった平成 29 年度以降の記載がないことから、数値の引用はしていない。

② 適用額 (単位:百万円)						
	H27 年度 (実績)	H28 年度 (実績)	H29 年度 (実績)	H30 年度 (見込)	H31 年度 (見込)	H32 年度 (見込)
適用額	—	—	0.4	9.3	19.8	27.3

（農林水産省 地域振興課調べ）

【平成 27～28 年度】(実績)
 H27～28 年度は租特法の適用実態報告書のデータ(法人税のみ)を記載。
 【平成 29 年度】(実績)
 平成 29 年度に産業振興施策促進事項を策定した市町村及び事業者への聞き取りによる。(熊本県八代市から聞き取り調査を行い前掲の適用数と同様に把握した。)

		<p>・1,868.4万円(投資額)÷10年(耐用年数)×24%(割増償却率)=44.8万円 取得した機械装置の種別:米の乾燥調整設備一式 耐用年数10年:減価償却資産の耐用年数に関する省令別表より</p> <p>【平成30～32年度】(見込) 平成30年度～平成32年度の各年度の適用額は、平成29年度までに産業振興施策促進事項を策定済みの13市町村に記載された目標投資額(法人と個人の区別していない)より、投資1件あたりの適用額を62万円※と推計し、前掲の適用数を乗じて、以下のとおり算出した。 ※ 投資1件あたりの適用額の算定根拠は、別紙1を参照</p> <p style="text-align: center;">平成30年度 15件 × 62万円/件 = 930万円 平成31年度 32件 × 62万円/件 = 1,984万円 平成32年度 44件 × 62万円/件 = 2,728万円</p>														
③: 減収額	【法人税】	<p>平成30～32年度の各年度の減収額は、産業振興施策促進事項を策定済みの13市町村より、1投資当たりの減収額14.4万円※を推定し、各年度の税制特例措置の適用件数を乗じて算出した。 ※ 1投資当たりの減収額の算定根拠は、別紙1を参照。</p> <p style="text-align: center;">(単位:百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27 年度 (実績)</th> <th>H28 年度 (実績)</th> <th>H29 年度 (実績)</th> <th>H30 年度 (見込)</th> <th>H31 年度 (見込)</th> <th>H32 年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">0.1</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">6</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(農林水産省地域振興課調べ)</p> <p>【平成27～28年度】(実績) H27～28年度は租特法の適用実態報告書のデータ(法人税のみ)を記載。</p> <p>【平成29年度】(実績) 平成29年度に産業振興施策促進事項を策定した市町村及び事業者への聞き取りによる。(熊本県八代市から聞き取り調査を行い前掲の適用額、適用数と同様に把握した。)</p> <p style="text-align: center;">・1,868.4万円(投資額)÷10年(耐用年数)×24%(割増償却率) ×23.2%(法人税率)=10.5万円</p> <p>【平成30～32年度】(見込) 平成30年度～平成32年度の各年度の減収額は、平成29年度までに産業振興施策促進事項を策定済みの13市町村に記載された目標投資額より、投資1件あたりの減収額を14.4万円※と推計し、各年度の税制特例措置の適用件数を乗じて、以下のとおり算出した。 ※ 投資1件あたりの減収額の算定根拠は、別紙1を参照 (対象物あたりの投資額/法定耐用年数×割増償却率×法人税率=14.4万円)</p> <p style="text-align: center;">平成30年度 15件 × 14.4万円/件 = 216万円 平成31年度 32件 × 14.4万円/件 = 461万円</p>		H27 年度 (実績)	H28 年度 (実績)	H29 年度 (実績)	H30 年度 (見込)	H31 年度 (見込)	H32 年度 (見込)	減収額	—	—	0.1	2	5	6
	H27 年度 (実績)	H28 年度 (実績)	H29 年度 (実績)	H30 年度 (見込)	H31 年度 (見込)	H32 年度 (見込)										
減収額	—	—	0.1	2	5	6										

		<p style="text-align: center;">平成32年度 44件 × 14.4万円/件 = 634万円 【法人住民税、法人事業税】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="3">地方税の影響額(千円)</th> </tr> <tr> <th>法人住民税</th> <th colspan="2">法人事業税</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>事業税</th> <th>地方法人特別税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td style="text-align: center;">14</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td style="text-align: center;">279</td> <td style="text-align: center;">58</td> <td style="text-align: center;">25</td> </tr> <tr> <td>平成31年度</td> <td style="text-align: center;">595</td> <td style="text-align: center;">124</td> <td style="text-align: center;">54</td> </tr> <tr> <td>平成32年度</td> <td style="text-align: center;">818</td> <td style="text-align: center;">171</td> <td style="text-align: center;">74</td> </tr> </tbody> </table> <p>※下線を付した年度は、推計値を記入。</p> <p>○実績の計上根拠について 平成27年度～28年度の影響額は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(平成29年第193回国会提出及び平成30年第196回国会提出)による。平成29年度以降については、この報告書がまだ発表されていないため、推計としている。</p> <p>○推計値の算出方法 【法人住民税】=減収額×住民税率12.9%(都道府県税+市町村民税)) 【法人事業税】 ○事業税=減収額×法人事業税率(2.7%) ○地方法人特別税=事業税×地方法人特別税の税率(43.2%) ・平成29年度(1件) 【法人住民税】105(千円)×0.129=14(千円) 【法人事業税】 投資額:1,868(千円) ○法人事業税:105×0.027=3 ○法人地方特別税=3×0.432=1 ・平成30年度(15件) 【法人住民税】2,160(千円)×0.129=279(千円) 【法人事業税】 ○法人事業税:2,160(千円)×0.027=58(千円) ○法人地方特別税=58(千円)×0.432=25(千円) ・平成31年度(32件) 【法人住民税】4,610(千円)×0.129=595(千円) 【法人事業税】 ○法人事業税:4,610(千円)×0.027=124(千円) ○法人地方特別税=124(千円)×0.432=54(千円) ・平成32年度(44件) 【法人住民税】6,340(千円)×0.129=818(千円) 【法人事業税】 ○法人事業税:6,340(千円)×0.027=171(千円) ○法人地方特別税=171(千円)×0.432=74(千円)</p>	年度	地方税の影響額(千円)			法人住民税	法人事業税				事業税	地方法人特別税	平成27年度	0	0	0	平成28年度	0	0	0	平成29年度	14	3	1	平成30年度	279	58	25	平成31年度	595	124	54	平成32年度	818	171	74
年度	地方税の影響額(千円)																																				
	法人住民税	法人事業税																																			
		事業税	地方法人特別税																																		
平成27年度	0	0	0																																		
平成28年度	0	0	0																																		
平成29年度	14	3	1																																		
平成30年度	279	58	25																																		
平成31年度	595	124	54																																		
平成32年度	818	171	74																																		

④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 [達成目標の実現状況](分析対象期間:平成27年度～平成32年度) (単位:人)						
	区分	27 (実績)	28 (実績)	29 (実績)	30 (見込)	31 (見込)	32 (見込)
	雇用増加数	43	52	30	28	55	43
	(農林水産省 地域振興課調べ)						
	※本税制の活用を予定して新規投資を行い新規雇用を行ったものの赤字計上となったため課税対象とならず本税制を活用出来なかった事例を含む。						
	平成29年度に熊本県八代市の米の乾燥調整設備等の導入により米のブランド化に取り組み、税制を活用することで初期投資が軽減され、新規雇用者を1名雇用。 そのほか、産業振興施策促進事項を策定した市町村への聞き取り調査により平成27年度に鳥取県八頭町の農家レストランで43人、平成28年度に52人、平成29年度に30人新規雇用者数を確認したところ。 平成30年度の新規雇用者数(見込)は、1投資当たりの新規雇用者(雇用増加者)数が、前掲の「8 必要性等」の「③ 達成目標及びその実現による寄与」に示した1.8人/件であることから、前掲の「9 有効性等」の「①適用数等」に整理した表「各年度の租税特別措置の適用件数と投資件数」の平成30年度の投資件数16件に乗じて、28人(16件×1.8人/件)とした。 前回評価時の平成29年度、平成30年度の目標(各年度の新規雇用者数30名・40名)については、平成29年度は目標を達成し、平成30年度は岡山県西栗倉村では、家具製造工場での設備投資による新規雇用者数の増加等が見込まれるため目標を達成できる見込みであり、本租税特別措置による効果が発現するものと考えられる。 (前回(28年度)要望時における税制特例措置の直接的効果の比較) 平成29年度における税制特例措置があった場合の雇用者数は、1名(熊本県八代市)、無かった場合の雇用者数は0名であった。(市町村への聞き取り調査による。)平成30年度については、28名の直接的効果を見込んでいるところ。						
	《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 ○雇用効果の状況 (目標とする新規雇用者数の算定根拠) ① 平成30年3月までに産業振興施策促進事項を策定した13市町村において、産業振興施策促進事項に記載した目標とする新規雇用数は88人、投資件数は47件である。 ② 振興山村での投資1件当たりの新規雇用数は、下式より1.8人/件となる。 (式) 88(新規雇用者数計:人) ÷ 47(投資数:件) = 1.8人/件 ③ 平成30年度に農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課で実施した「振興山村における設備投資実績等に関する調査」(以下、設備投資実績等調査という。)によると、産業振興施策促進事項を取りまとめ予定の市町村数は、平成31年度は31市町村、平成32年度は24市町村であり、それぞれ最低1件の投資があると想定(1市町村=1件)した場合、新規雇用数は、平成31年度は55人(1.8人/件×31市町村)、平成32年度は43						

	人(1.8人/件×24市町村)の増加が見込まれ、2年間では98人の新規雇用が創出されると推計。 振興山村における民間事業者等の設備投資による税制特例措置の適用を受けた新規雇用者数(推計)は、平成31年度が55人、平成32年度が43人であり、本税制特例措置の要件となる産業振興施策促進事項の策定数が増加し、税制の適用数も同様に見込んでいることから、目標は達成されると考えられる。 平成31年度:55人 平成32年度:43人 (根拠) 平成31年度:1.8人/件 × 31市町村 = 55人 平成32年度:1.8人/件 × 24市町村 = 43人 なお、平成31年度、平成32年度の投資については、各種施策と組み合わせで実施されることが想定され、本税制のみによる雇用者の増加とは言い切れない。そのため、本税制の適用を受けた事業者を対象に事後調査を行い、税制特例措置を受けた場合と無かった場合の雇用者の差により本税制特例措置の直接的な効果を把握する予定である。 [租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響](分析対象期間:平成27年4月～平成33年3月) 近年、振興山村では人口減少が進行しており、1985年比で総人口が約6割に減少しているのみならず、年少人口(0～14歳)が同年比で約4割に減少(99万人→43万人)し、高齢化と人口減少が同時に進んでいる状態である。このため、現時点で対策を取らなければ、振興山村は、人口減少に歯止めがかからず、存続することが困難となることが確実である。 また、このような危機的な状態にある振興山村の基礎自治体は、財政力指数が0.3未満である自治体が約9割(当該市町村の区域全体が振興山村地域に指定されている全部山村のデータ)となっており単体で施策を講じることが難しい状態にある。振興山村は全国に点在しており、局所的ではない全国的な課題であることから、基礎自治体、都道府県、国が連携しながら問題に当たることが必要である。 以上を踏まえれば、政府は、人口減少が進む振興山村地域において、地域内に立地する民間事業者の事業拡大を支援し雇用の創出を図ることが必要である。 振興山村市町村の中でも、より厳しい状況にある市町村においては、職員数が少なく一人の職員が多様な業務を抱える状況にあり、山村振興計画の更新が遅れる原因ともなっている。こうした事情から、支援を必要とする地域ほど、税制措置を活用するための山村振興計画の更新等に時間を要しており、本税制措置が延長されなかった場合、これらの地域に支援策が行き渡らなくなり、人口減少や高齢化を加速させてしまう可能性が高い。 こうした事態を回避するためにも、本税制の特別措置を2年間延長することが、必要である。
--	--

		<p>本税制措置は、人口減少が進む振興山村地域を対象とするため、適用数が大きな数字とはならないものの必要不可欠であり、今回の特例措置を延長し、地域内の個人、中小企業者の設備投資等を促し、地域コミュニティの活性化を図ることが重要である。</p>																									
⑤ 税収減を是認する理由等	(分析対象期間:平成27年度～平成32年度)	<p>本税制特例措置は、振興山村における個人、中小企業者に設備投資のインセンティブを与えるものであり、設備投資に伴う経済波及効果が期待される。本税制特例措置に係る経済波及効果は、下表のとおりであり、いずれの年度においても経済波及効果が、減収額に国債の最低金利保証(0.05%)を乗じた額を上回っており、本特例措置を是認する経済効果があると考えられる。</p> <p>○設備投資に係る減収額及び経済波及効果 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27～29年度 (実績)</th> <th>H30年度 (見込)</th> <th>H31年度 (見込)</th> <th>H32年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資額</td> <td>18.6</td> <td>524</td> <td>1,014</td> <td>785</td> </tr> <tr> <td>寄与率</td> <td>4.3%</td> <td>4.3%</td> <td>4.3%</td> <td>4.3%</td> </tr> <tr> <td>減収額 × 0.05% (減収額)</td> <td>0.005 (0.1)</td> <td>0.1 (2)</td> <td>0.2 (4)</td> <td>0.3 (6)</td> </tr> <tr> <td>本税制措置の経済波及効果 (投資額に寄与率を乗じて税制に係る額のみ の経済波及効果とした。)</td> <td>1.2</td> <td>37.8</td> <td>73.3</td> <td>56.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>※減収額、投資額の算定根拠は別紙2参照 ※経済波及効果は、「平成23年農林漁業及び関連産業を中心とした産業関連表」を使用し、投資実態を勘案して部門を選定して算出した。(別紙3参照) ※表中の「本税制措置の経済波及効果」は、本税制措置の効果に限定するため、投資額の経済波及効果を算定した上で、寄与率を乗じて求めた値とした。 ※寄与率は、投資額に占める5ヶ年の租税特別措置による減税合計額として、平成29年度に投資を行い本税制措置の適用としている事業者から次式のとおり把握した (式) (50万円 + 0万円 + 30万円) ÷ 1,868.4万円 ≒ 4.3% (国税減税額) (県税減税額) (町税減税額) (投資額) (寄与率)</p> <p>※本税制特例措置による減収額は、「割増償却」によるものであることから、国が失う損失は、「機会費用」と考えられるため、経済波及効果との比較は、減収額に国債の最低金利保証利率(0.05%)を乗じた額とした。</p> <p>(補足) 平成29年度の投資額は、平成29年度に産業振興施策促進事項を策定した熊本県八代市への聞き取りによる。(1,864万円)</p>		H27～29年度 (実績)	H30年度 (見込)	H31年度 (見込)	H32年度 (見込)	投資額	18.6	524	1,014	785	寄与率	4.3%	4.3%	4.3%	4.3%	減収額 × 0.05% (減収額)	0.005 (0.1)	0.1 (2)	0.2 (4)	0.3 (6)	本税制措置の経済波及効果 (投資額に寄与率を乗じて税制に係る額のみ の経済波及効果とした。)	1.2	37.8	73.3	56.7
	H27～29年度 (実績)	H30年度 (見込)	H31年度 (見込)	H32年度 (見込)																							
投資額	18.6	524	1,014	785																							
寄与率	4.3%	4.3%	4.3%	4.3%																							
減収額 × 0.05% (減収額)	0.005 (0.1)	0.1 (2)	0.2 (4)	0.3 (6)																							
本税制措置の経済波及効果 (投資額に寄与率を乗じて税制に係る額のみ の経済波及効果とした。)	1.2	37.8	73.3	56.7																							

			<p>平成30～32年度の投資額は、当課で実施した設備投資実績等調査で産業振興施策促進事項を取りまとめ予定とした市町村数に1投資当たりの投資額を乗じて算定した。</p> <p>平成30年度 16件 × 3,272万円 = 52,352万円 平成31年度 31件 × 3,272万円 = 101,432万円 平成32年度 24件 × 3,272万円 = 78,528万円</p>
11 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、振興山村地域で幅広く利用されている資源を活用する事業(地域資源を活用した製造業、農林水産物等販売業)を対象とするものであり、特定の対象事業者に偏りを生じるといった公平性を欠く施策ではない。</p> <p>また、対象業種の事業者のうち、自発的に設備投資を行うことで事業を充実させる意欲のある法人又は個人に限定して適用されるものであり、不特定多数への無秩序な支援ではない。</p> <p>また、他の手段と比較した場合、 ① 補助金は、地方公共団体等が定住のための生活環境施設や地域間交流のための拠点施設等を整備する公共性の高い事業を行うためのものであり、事業者による建物の取得など、個人の資産形成に資するものにはなじまないこと ② 融資は、償還期間内に返済することが必要であるなど心理面での負担感が強いこと</p> <p>以上の理由から、本特例の方が国・事業者の双方にとって負担の少ない適切な措置である。</p> <p>本税制特例措置が延長されない場合には、振興山村において中・小規模の事業者へのインセンティブがなくなることから、事業者の活動も低調となり、振興山村の人口減少にも歯止めがかからず、存続が困難となる場合も生じると考えられる。</p> <p>以上を踏まえれば、特例措置の延長により、地域内で事業を行う者による経済活動を促すことが必要である。</p>	
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>平成27年度から実施している「山村活性化支援交付金」は、 ① 地域の未利用資源や地場産品などを地域ぐるみで活用するための組織作りや人材育成 ② 農林業の生産活動を基礎とした山村の協働や共助の促進に 取り組み を行う市町村を支援するもの。</p> <p>一方、本税制特例措置は、個々の事業者の振興山村への立地や設備投資を促すインセンティブを与える優遇措置である。</p> <p>このように、両者は、山村活性化支援交付金により組織作りや人材育成等といった地域振興の基礎的要件の確立を支援し、その中から実際に農林水産物等の販売を行う動きが生じた際の設備投資を本税制特例で支援するといった補完関係にある。</p>	

【別紙 1】

		③ 地方公共団体が協力する相当性	該当なし。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 28 年 8 月 (H28 農水 09)

産業振興施策促進事項に記載された投資額より推計した減収額一覧

対象地域	対象事業	対象物	対象物当たりの投資額	投資当たりの投資額	法定耐用年数	新増償却率	普通償却額 ①	新増償却額 ②	法人税率	1対象物当たり 減収額	1投資当たり 減収額
鳥取県八頭町	農家レストラン	機械	19,000万円	67,000万円	10年	24.0%	1,800万円	456万円	23.2%	106	204
		建物	48,000万円		41年	36.0%	1,171万円	421万円	23.2%	98	
鳥取県八頭町	竹製品製造	機械	8,000万円	8,000万円	10年	24.0%	800万円	192万円	23.2%	45	45
		建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	
		地球資源を活用した製造業	500万円		8年	24.0%	63万円	15万円	23.2%	3	3
		建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0
愛知県豊田市	地球資源を活用した製造業	機械	500万円	500万円	8年	24.0%	63万円	15万円	23.2%	3	3
		建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0
		地球資源を活用した製造業	500万円		8年	24.0%	63万円	15万円	23.2%	3	3
		建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0
愛知県岡崎市	農林水産物等販	機械	500万円	500万円	17年	24.0%	29万円	7万円	23.2%	2	2
		建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0
		地球資源を活用した製造業	500万円		10年	24.0%	50万円	12万円	23.2%	3	3
		建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0
熊本県小国町	農林水産物等販	機械	500万円	500万円	10年	24.0%	50万円	12万円	23.2%	3	3
		建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0
		地球資源を活用した製造業	3,000万円		10年	24.0%	300万円	72万円	23.2%	17	17
		建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0
熊本県阿蘇市	地球資源を活用した製造業	機械	5,000万円	5,000万円	10年	24.0%	900万円	120万円	23.2%	28	28
		建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0
	地球資源を活用した製造業	機械	3,000万円	3,000万円	8年	24.0%	375万円	90万円	23.2%	21	21
		建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0
	地球資源を活用した製造業	機械	3,000万円	3,000万円	8年	24.0%	375万円	90万円	23.2%	21	21
		建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0
	地球資源を活用した製造業	機械	3,000万円	3,000万円	8年	24.0%	375万円	90万円	23.2%	21	21
		建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0
	農林水産物等販	機械	0万円	3,000万円	10年	24.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0
		建物	3,000万円		20年	36.0%	150万円	54万円	23.2%	13	13
	農林水産物等販	機械	0万円	11,000万円	10年	24.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0
		建物	11,000万円		22年	36.0%	500万円	180万円	23.2%	42	42
	地球資源を活用した製造業	機械	5,000万円	5,000万円	10年	24.0%	500万円	120万円	23.2%	28	28
		建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0
	地球資源を活用した製造業	機械	4,800万円	4,800万円	10年	24.0%	480万円	115万円	23.2%	27	27
		建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0
農林水産物等販	機械	1,200万円	1,200万円	10年	24.0%	120万円	29万円	23.2%	7	7	
	建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0	
岩手県久慈市	地球資源を活用した製造業	機械	500万円	500万円	10年	24.0%	50万円	12万円	23.2%	3	3
		建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0
	農林水産物等販	機械	600万円	600万円	10年	24.0%	60万円	15万円	23.2%	1	1
		建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0
熊本県八代市	農林水産物等販	機械	600万円	600万円	10年	24.0%	60万円	15万円	23.2%	1	1
		建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0
	農林水産物等販	機械	600万円	600万円	10年	24.0%	60万円	15万円	23.2%	1	1
		建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0
	農林水産物等販	機械	600万円	600万円	10年	24.0%	60万円	15万円	23.2%	1	1
		建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0
	地球資源を活用した製造業	機械	600万円	600万円	10年	24.0%	60万円	15万円	23.2%	1	1
		建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0
宮城県丸森町	地球資源を活用した製造業	機械	500万円	500万円	10年	24.0%	50万円	12万円	23.2%	3	3
		建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0
	農林水産物等販	機械	500万円	500万円	10年	24.0%	50万円	12万円	23.2%	3	3
		建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0
熊本県球磨村	地球資源を活用した製造業	機械	500万円	500万円	10年	24.0%	50万円	12万円	23.2%	3	3
		建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0
	農林水産物等販	機械	500万円	500万円	10年	24.0%	50万円	12万円	23.2%	3	3
		建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0
熊本県五木村	地球資源を活用した製造業	機械	500万円	500万円	10年	24.0%	50万円	12万円	23.2%	3	3
		建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0
	農林水産物等販	機械	500万円	500万円	10年	24.0%	50万円	12万円	23.2%	3	3
		建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0
熊本県あさぎり町	地球資源を活用した製造業	機械	2,000万円	2,000万円	10年	24.0%	200万円	48万円	23.2%	11	11
		建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0
	地球資源を活用した製造業	機械	2,000万円	2,000万円	10年	24.0%	200万円	48万円	23.2%	11	11
		建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0
岡山県西栗倉村	地球資源を活用した製造業	機械	2,000万円	2,000万円	8年	24.0%	250万円	60万円	23.2%	14	14
		建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0
	地球資源を活用した製造業	機械	2,000万円	2,000万円	9年	24.0%	222万円	55万円	23.2%	12	12
		建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0
	地球資源を活用した製造業	機械	2,000万円	2,000万円	8年	24.0%	250万円	60万円	23.2%	14	14
		建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0
	地球資源を活用した製造業	機械	2,000万円	2,000万円	10年	24.0%	200万円	48万円	23.2%	11	11
		建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0
	地球資源を活用した製造業	機械	2,000万円	2,000万円	10年	24.0%	200万円	48万円	23.2%	11	11
		建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0
	地球資源を活用した製造業	機械	2,000万円	2,000万円	10年	24.0%	200万円	48万円	23.2%	11	11
		建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0
	地球資源を活用した製造業	機械	2,000万円	2,000万円	8年	24.0%	250万円	60万円	23.2%	14	14
		建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0
	地球資源を活用した製造業	機械	1,000万円	1,000万円	9年	24.0%	111万円	27万円	23.2%	6	6
		建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0
地球資源を活用した製造業	機械	800万円	800万円	8年	24.0%	100万円	24万円	23.2%	6	6	
	建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0	
地球資源を活用した製造業	機械	500万円	500万円	10年	24.0%	50万円	12万円	23.2%	3	3	
	建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0	
三重県いなべ市	地球資源を活用した製造業	機械	2,000万円	2,000万円	10年	24.0%	200万円	48万円	23.2%	11	11
		建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0
	農林水産物等販	機械	2,000万円	2,000万円	10年	24.0%	200万円	48万円	23.2%	11	11
		建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0
件の投資平均		機械	1,889万円	3,272万円			119万円	31万円		7万円	14.4万円
		建物	1,383万円								

【別紙2】

■投資額の算定根拠				
	(投資1件あたりの投資額)		(投資数)	(投資額)
H30年度	3,272 万円 ×		16 件	= 52,352 万円
H31年度	3,272 万円 ×		31 件	= 101,432 万円
H32年度	3,272 万円 ×		24 件	= 78,528 万円
■適用額の算定根拠				
	(投資1件あたりの適用額)		(適用数)	(適用額)
H30年度	62 万円 ×		15 件	= 930 万円
H31年度	62 万円 ×		32 件	= 1,984 万円
H32年度	62 万円 ×		44 件	= 2,728 万円
■減収額の算定根拠				
	(投資1件あたりの減収額)		(適用数)	(減収額)
H30年度	14.4 万円 ×		15 件	= 216 万円
H31年度	14.4 万円 ×		32 件	= 461 万円
H32年度	14.4 万円 ×		44 件	= 634 万円

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

(別紙3)

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
21年度			
22年度			
23年度			
24年度			
25年度			
26年度			
27年度	生活関連産業用機械 (0)	建築・建設補修 (0)	
28年度	生活関連産業用機械 (0)	建築・建設補修 (0)	
29年度	生活関連産業用機械 (18.7)	建築・建設補修 (0)	
30年度	生活関連産業用機械 (302.2)	建築・建設補修 (221.3)	
31年度	生活関連産業用機械 (585.6)	建築・建設補修 (428.7)	
32年度	生活関連産業用機械 (453.4)	建築・建設補修 (331.9)	

經濟産業省

番号	制度名
経済産業省	
経産01	新事業開拓事業者投資損失準備金の延長及び拡充
経産02	地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（地域未来投資促進税制）の拡充及び延長
経産03	探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除の拡充及び延長
経産04	中小企業者等の法人税率の特例の延長
経産05	事業承継ファンドから出資を受けた場合の法人税等の特例
経産06	保険会社等の異常危険準備金の延長
経産07	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の延長及び拡充
経産08	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の拡充及び延長
経産09	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長
経産10	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）の拡充及び延長
経産11	中小企業等の貸倒引当金の特例の延長
経産12	ガス供給業に係る託送料金を控除する収入割の特例措置

<平成31年度税制改正要望関係> 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (H30経産01)

(評価実施府省：経済産業省)

【基本情報】

制度名 (措置名)	新事業開拓事業者投資損失準備金の延長及び拡充 (新事業開拓事業者投資損失準備金)										
措置の内容	平成28年度時点	特定新事業開拓投資事業計画の認定を受けた投資事業有限責任組合の組合財産となる新事業開拓事業者の株式(設立又は増資により取得をするものに限る。)の取得をした場合に、その価格の低落による損失に備えるため、帳簿価額の80%を準備金として積み立てたときは、積立額の損金算入ができる。									
	平成29年度税制改正以後	平成29年4月1日以後に認定を受けた計画に係る投資事業有限責任組合の組合財産となる新事業開拓事業者の株式について、準備金の積立限度額を株式の帳簿価額の50%に引き下げる等の見直しを行った。									
	平成30年度税制改正以後	従前どおり									
政策目的	ベンチャーファンドに出資する法人に税制優遇措置を講じ、ベンチャーファンドを通じたベンチャー企業への資金供給の円滑化を図ることで、我が国における新事業の創出を図る。										
評価対象税目	義務対象			努力義務対象							
	法人税	法人住民税	法人事業税								
関係条項	措法第55条の2、第68条の43の2										
要望内容	地方への資金循環を促し、地方におけるエコシステムの構築を図り、地方へのリスクマネー供給を加速化し、地方発の有望ベンチャー企業の創出を図るため、認定ベンチャーファンドの投資先要件など所要の見直しを行うとともに、措置の適用期限を平成33年3月31日まで2年間延長する。										
創設年度	H26	過去の政策評価の実績	H25経産03、H28経産07、H29経産02							区分	拡充・延長

【総括表】

	租税特別措置等の適用実態												租税特別措置等によって達成しようとする目標とその実現状況(効果)						
	(参考)				(参考)				(参考)				目標						
	適用件数 (法人税・件)			適用実態調査における適用件数 (法人税・件)	減収額 (法人税・百万円)			適用実態調査における適用額の上位10社割合(法人税・%)	減収額 (地方法人二税・地方法人特別税・百万円)			適用実態調査における租税特別措置ごとの影響額(地方法人二税・地方法人特別税・百万円)	目標値 (百万円)	(認定ファンドの)投資実績額			累計		目標達成度
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	租税の直接的効果	将来予測	実績		
H23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H26	不明	0	-	0	不明	▲0	-	-	不明	▲0	-	-	-	-	0	不明	-	0	
H27	不明	2	-	2	不明	▲4.0	-	-	不明	▲4.0	-	▲1.7	-	-	516	不明	-	516	
H28	不明	8	-	8	▲813.0	▲50.0	6.2%	-	▲822.0	▲63.0	7.7%	▲25.0	-	-	3,551	不明	-	4,067	
H29	48	12	25.0%	-	▲430.0	▲182.0	42.3%	-	▲520.0	▲220.0	42.3%	-	-	6,014	6,072	不明	-	10,139	
H30	38	-	-	-	▲329.0	-	-	-	▲223.0	-	-	-	-	5,364	-	-	15,503	-	
H31	45	-	-	-	▲370.0	-	-	-	▲252.0	-	-	-	-	5,684	-	-	21,187	-	
H32	52	-	-	-	▲241.0	-	-	-	▲163.0	-	-	-	25,901	3,118	-	-	24,305	-	
H33	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,800	-	-	27,105	-	
H34	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28,700	1,731	-	-	28,836	-	
H35～ /未定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	新事業開拓事業者投資損失準備金の延長及び拡充		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標（法人投資家からベンチャーファンドへの資金供給を促すことにより、ベンチャー企業への投資を活性化させ、成長するベンチャー企業の育成・新事業の創出を目指す（数値目標：制度開始後、本制度を活用した投資累計額（平成34年度まで）：287億円）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。

【経済産業省の補足説明】

① 数値目標は、平成29年8月時点で既に認定を行ったファンドについては実際の組成額をベースに試算。また、当該時点以降については、平成29年度及び平成30年度に10億円規模のファンドを各3件新たに認定すると仮定し、試算しているものであるため、下表にて、平成32年度に達成すべき投資額を試算。

ファンド	(百万円)	組成額	投資可能額	実績		見込		見込		見込		見込	
				H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
認定1号	1600	1280	0	129	118	516	516	—	—	—	—	—	—
認定2号	7500	6000	—	381	1890	1243	1243	1243	—	—	—	—	—
認定3号	6200	4960	—	6	772	1394	1394	1394	—	—	—	—	—
認定4号	2000	1600	—	—	0	400	400	400	400	—	—	—	—
認定5号	1800	1440	—	—	522	229	229	229	229	—	—	—	—
認定6号	2000	1600	—	—	249	337	337	337	337	—	—	—	—
認定7号	2025	1620	—	—	—	324	324	324	324	324	—	—	—
認定8号	5000	4000	—	—	—	800	800	800	800	800	—	—	—
認定9号	1820	1456	—	—	—	291	291	291	291	291	—	—	—
認定見込10号	1000	800	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—	—
認定見込11号	1000	800	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—	—
認定見込12号	1000	800	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—	—
認定見込13号	1000	800	—	—	—	160	160	160	160	160	160	—	—
認定見込14号	1000	800	—	—	—	160	160	160	160	160	160	160	—
認定見込15号	1000	800	—	—	—	160	160	160	160	160	160	160	—
合計	35945	28756	0	516	3551	6014	6494	5978	3341	2375	480	—	—

※7.8.9号ファンドについては認定日が28年度末であるため、29年を投資開始年に設定。

(出所) 実施状況報告書より経済産業省作成
全体投資可能額28,756百万円-H33・34投資見込額2,855百万円=約259億円

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の適用数（平成27年度から29年度までの法人税）について、算定根拠（出典）が明らかにされていない。

② 過去の適用数（法人税）8件（平成28年度）が前回評価時の将来予測28件とかい離していることについて、その原因が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

① 認定ファンドの決算後に毎年提出される実施状況報告書において、ベンチャー投資を行ったファンドの有限責任組合員の数を計上。

② 本税制の適用には、無限責任組合員の決算期及びその直後の各有限責任組合員の決算期において株式を保有し続けている必要があるところ、認定4～6号ファンドにおいてはファンド運営の最初の年度であったため、株式の取得時期・有限責任組合員・無

限責任組合員の決算期の相違及び投資金額の大小による制度利用の経営判断により、当該制度を利用した有限責任組合員は少数となった。

【点検結果】

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の適用数（平成32年度の法人税）が予測されていない。

② 将来の適用数（平成30年度の法人税）について、「投資開始予定の既認定ファンドのLP14社、及び認定予定ファンド2本のLP各5社（既認定ファンドのLP数より推計）を追加し、推計」と説明されているが、「LP14社」及び「LP各5社」の算定根拠（推計の計算式、推計に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

③ 将来の適用数（平成31年度の法人税）について、「認定予定ファンド2本のLP各5社（上記と同様に推計）を追加し、推計。適用LP数については、1～9号ファンドと10～14号ファンドを分けた上で推計」し、「適用LP数（社）=43社」と算定されているが、「10①適用数」欄の数値「(45)」と異なっており、算定に誤りがある。

【経済産業省の補足説明】

①

年度	H32
ベンチャー企業への投資を行ったLP数（社）	(118)
適用LP数（社）	(52)

適用LP数（社）=52社
〔81×32%=26社〕
〔37×70%=26社〕

② 「既認定ファンドのLP14社」は平成29年度に認定した第10号ファンドのLP数であり、「認定予定ファンドのLP各5社」は以下の計算式のとおり。
20億規模の1～9号ファンドのLP数合計81社より平均利用可能社数9社
10億規模の10号ファンドのLP数7社
10億規模ファンドのLP数を推計するため、9社を半分にした上で、7社との平均を算出すると5社となる。

③ 適用LP43社は45社の誤りのため、訂正を行った。
適用LP数（社）=45社
〔81×32%=26社〕
〔27×70%=19社〕

【点検結果】

①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の減収額（平成27年度から29年度までの法人税）について、「損金算入額から国税減収額、地方税減収額の算出はそれぞれの年度の税率を使用して算出」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされていない。

② 過去の減収額（平成28年度及び29年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）が前回評価時の同年度の将来予測と下記のとおりかき離していることについて、その原因が明らかにされていない。

平成28年度	法人税	法人住民税	法人事業税
過去の減収額	50百万円	6百万円	57百万円
前回評価時の予測（平成29年度）	813百万円	18百万円	158百万円
過去の減収額	182百万円	23百万円	197百万円
前回評価時の予測	430百万円	55百万円	465百万円

【経済産業省の補足説明】

① 計算には以下の数字を使用。(将来については、直近の数値と同じとして推定)

法人税率
 平成27年度23.9%
 平成28年度23.4%
 平成29年度23.2%
 平成30年度23.2%
 平成31年度23.2%

地方税率
 法人住民税の減収額＝法人税 × 12.9%
 法人事業税の減収額＝所得割(収入割)の減収額(特別税含む)＋付加価値割の減収額
 所得割の減収額＝損金算入額×5.7%
 (平成29年度5.5%、平成30年度3.8%)
 地方法人特別税の減収額＝所得割減収額×358.1%
 (平成29年度349.1%、平成30年度219.9%)
 付加価値割の減収額＝損金算入額×0.67%
 (平成29年度、平成30年度0.61%)

② 本税制の適用には、無限責任組員の決算期及びその直後の各有限責任組員の決算期において株式を保有し続けている必要があるところ、認定4～6号ファンドにおいてはファンド運営の最初の年度であったため、株式の取得時期・有限責任組員・無限責任組員の決算期の相違及び投資金額の大小による制度利用の経営判断により、当該制度を利用した有限責任組員は少数となったため、前回評価時の将来予測とかけ離れた。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、減収額の算定基礎である適用額(平成29年度の法人税)について、「損金算入限度額に対する損金算入額の割合」の推計過程が明らかにされていないため、この点を課題とする。

② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の減収額(平成32年度の法人税、法人住民税及び法人事業税)が予測されていない。

② 将来の減収額(平成30年度及び31年度の法人税、法人住民税及び法人事業税)について、「損金算入額から国税減収額、地方税減収額の算出はそれぞれの年度の税率を使用して算出」と説明されているが、算定根拠(計算に用いた数値)が明らかにされていない。

③ 将来の適用額(平成31年度の法人税)について、「1～9号ファンドの損金算入額」と「10～12号ファンドの損金算入額」と「12～14号ファンドの損金算入額」の推計の和を合計損金算入額と算定されているが、12号ファンドについて二重に算入されており、算定に誤りがある。

【経済産業省の補足説明】

① () は推計による。(百万円)

年度	H32
新規認定ファンド数	10億規模 (2)
認定ファンド数(累計)	(16)
投資実績額(単年度)	(3118)
投資実績(累計)	(24305)
投資実績額	(3118)
算入限度額	(2350)
損金算入額	(1038)

【平成32年度】

損金算入割合については、周知期間が充分にあったことにより32%で頭打ちと推定。ただし、10～16号ファンドについては既認定ファンドである10号ファンドへのヒアリングにより70%で計算。

1～9号ファンド損金算入限度額 1598百万円
 損金算入額(推計) 1598×32%=511百万円

10～12号ファンド損金算入限度額 240百万円
 損金算入額(推計) 240×70%=168百万円

13～16号ファンド損金算入限度額 512百万円
 損金算入額(推計) 512×70%=358百万円

合計損金算入額(推計) 1038百万円
 合計減収額(国税) 1038百万円×法人税23.2%=241百万円
 合計減収額(地方税) 164百万円
 法人住民税 国税減収額241百万円×12.9%=31百万円
 法人事業税 所得割 損金算入額1038百万円×3.8%=39百万円
 地方法人特別税 所得割39百万円×219.9%=87百万円
 付加価値割 損金算入額1038百万円×0.61%=6百万円
 (端数調整により計算が合わない箇所がある)

② 税率は(4) 過去の減収額【補足説明】に記載。
 損金算入額の限度は、下表より推定。

ファンド	(百万円)		実績		実績		実績		見込		見込		見込		見込	
	組成額	投資可能額	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36			
認定1号	1600	1280	0	129	118	218	407	407	—	—	—	—	—			
認定2号	7500	6000	—	381	1890	1590	1069	1069	—	—	—	—	—			
認定3号	6200	4960	—	6	772	1362	1410	1410	—	—	—	—	—			
認定4号	2000	1600	—	—	0	0	320	320	320	320	320	—	—			
認定5号	1800	1440	—	—	522	200	239	239	239	—	—	—	—			
認定6号	2310	1848	—	—	249	1360	79	79	79	—	—	—	—			
認定7号	2025	1620	—	—	—	856	191	191	191	191	—	—	—			
認定8号	5000	4000	—	—	—	486	878	878	878	878	—	—	—			
認定9号	1820	1456	—	—	—	—	291	291	291	291	291	—	—			
認定10号	1000	800	—	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—			
認定見込11号	1000	800	—	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—			
認定見込12号	1000	800	—	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—			
認定見込13号	1000	800	—	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—			
認定見込14号	1000	800	—	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—			
認定見込15号	1000	800	—	—	—	—	—	160	160	160	160	160	—			
認定見込16号	1000	800	—	—	—	—	—	160	160	160	160	160	—			
合計	37255	29804	0	516	3551	6072	5364	5684	3118	2800	1731	640	320			

※実際の投資開始年度より5年を投資期間と設定

(出所) 実施状況報告書より経済産業省作成。
 各ファンドの投資開始年度より5年間を投資期間と推定し、組成額から一般的な年間運用費である組成額の2割を引いた額を投資可能額とし、投資可能額より毎年提出される実施状況報告書による投資実績を引いた額を、残りの投資年数で除した数を、平成30年度以降の各ファンドの各年度の投資額として算出し、損金算入限度額はその推定投資額に各ファンドの損金算入率を乗し算出している。損金算入率は認定1～9号及び認定見込13～16号ファンドにおいては80%、認定10号及び認定見込11～12号ファンドにおいては50%としている。

③ 「12～14号ファンドの損金算入額」は「13～14号ファンドの損金算入額」の誤りのため、訂正を行った。
【点検結果】
 ①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
 ① 達成目標（法人投資家からベンチャーファンドへの資金供給を促すことにより、ベンチャー企業への投資を活性化させ、成長するベンチャー企業の育成・新事業の創出を目指す（数値目標：制度開始後、本制度を活用した投資累計額（平成34年度まで）：287億円）に対する過去の効果について、「本税制措置を受ける法人投資家から出資を受けたベンチャーファンドが組成され、専門的な経営ノウハウを有するベンチャーキャピタルから、事業拡張期にあるベンチャー企業への資金・経営ノウハウの提供が行われ、ベンチャー企業の育成が進んでいる」と説明されているが、定量的に把握されていない。
 ② 達成目標（法人投資家からベンチャーファンドへの資金供給を促すことにより、ベンチャー企業への投資を活性化させ、成長するベンチャー企業の育成・新事業の創出を目指す（数値目標：制度開始後、本制度を活用した投資累計額（平成34年度まで）：287億円）に対する過去の効果について「本税制措置を受ける法人投資家から出資を受けたベンチャーファンドが組成され、専門的な経営ノウハウを有するベンチャーキャピタルから、事業拡張期にあるベンチャー企業への資金・経営ノウハウの提供が行われ、ベンチャー企業の育成が進んでいる」と説明されているが、過去の適用数2件（平成27年度）及び8件（平成28年度）は、10件未満であり、平成28年度については前回評価時の将来予測28件の半数以下と想定外に僅少であり、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことを明らかにする必要がある。また、想定外に僅少であることの原因が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

①

ファンド 組成額	(百万円) 投資可能額	実績											
		H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	
認定1号	1600	1280	0	129	118	218	407	407	—	—	—	—	—
認定2号	7500	6000	—	381	1890	1590	1069	1069	—	—	—	—	—
認定3号	6200	4960	—	6	772	1362	1410	1410	—	—	—	—	—
認定4号	2000	1600	—	0	0	320	320	320	320	320	—	—	—
認定5号	1800	1440	—	—	522	200	239	239	239	—	—	—	—
認定6号	2310	1848	—	—	249	1360	79	79	79	—	—	—	—
認定7号	2025	1620	—	—	856	191	191	191	191	—	—	—	—
認定8号	5000	4000	—	—	486	878	878	878	878	—	—	—	—
認定9号	1820	1456	—	—	—	291	291	291	291	291	—	—	—
認定10号	1000	800	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—	—
認定見込11号	1000	800	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—	—
認定見込12号	1000	800	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—	—
認定見込13号	1000	800	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—	—
認定見込14号	1000	800	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—	—
認定見込15号	1000	800	—	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—
認定見込16号	1000	800	—	—	—	—	—	160	160	160	160	160	—
合計	37255	29804	0	516	3551	6072	5364	5684	3118	2800	1731	640	320

※実際の投資開始年度より5年間を投資期間と想定

各ファンドの投資開始年度より5年間を投資期間と推定し、組成額から一般的な年間運用費である組成額の2割を引いた額を投資可能額とし、投資可能額より毎年提出される実施状況報告書による投資実績を引いた額を、残りの投資年数で除した数を、平成30年度以降の各ファンドの各年度の投資額として算出している。

年間投資額（国内）との比較による本税制の効果測定

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
認定ファンド投資額（億円）	—	—	0	5.16	35.51	60.72	(53.64)	(56.84)	(31.18)
国内向け投資金額（億円）	495	718	740	874	1092	1354	(1354)	(1354)	(1354)

（出所）VEC「ベンチャー白書2016」「ベンチャーキャピタル投資動向調査（2017年度速報）」及び実施状況報告書

※（ ）は推計値

※国内向け投資額見込みについては上昇傾向にあるため最新年度の数字を使用

本税制の認定ファンドにより投資のあった企業数

	H27	H28	H29	H30	H31	H32
投資先企業数（延べ）（社）	14	35	61	(84)	(89)	(49)

（出所）実施状況報告書より経済産業省作成
 ※（ ）は推計値。
 過年度の投資額と投資先企業数の割合を平均し、その割合を利用し算出。
 $14 \div 5.16 = \text{約} 2.71$
 $35 \div 35.1 = \text{約} 1.00$
 $61 \div 60.72 = \text{約} 1.00$
 三か年平均は $(2.7 + 1.0 + 1.0) \div 3 = \text{約} 1.57$
 H30推計 $53.64 \times 1.57 = 84$ 社
 H31推計 $56.84 \times 1.57 = 89$ 社
 H32推計 $31.18 \times 1.57 = 49$ 社

以上より、本税制措置を受ける法人投資家から出資を受けたベンチャーファンドが組成され、専門的な経営ノウハウを有するベンチャーキャピタルから、事業拡張期にあるベンチャー企業への資金・経営ノウハウの提供が行われ、ベンチャー企業の育成が進んでいると言える。
 ② ①及び(4) 過去の減収額【補足説明】②において説明している。

【点検結果】
 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、租税特別措置等の直接的な効果が把握されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。
 ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、僅少な適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことが明らかにされていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
 ① 達成目標（法人投資家からベンチャーファンドへの資金供給を促すことにより、ベンチャー企業への投資を活性化させ、成長するベンチャー企業の育成・新事業の創出を目指す（数値目標：制度開始後、本制度を活用した投資累計額（平成34年度まで）：287億円）に対する将来の効果について、「本税制措置を受ける法人投資家から出資を受けたベンチャーファンドが組成され、専門的な経営ノウハウを有するベンチャーキャピタルから、事業拡張期にあるベンチャー企業への資金・経営ノウハウの提供が行われ、ベンチャー企業の育成が進んでいる」と説明されているが、定量的に把握されていない。

【経済産業省の補足説明】
 ① (6) 過去の効果【補足説明】①において説明している。

【点検結果】
 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。

点検項目(4)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

（注）【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	新事業開拓事業者投資損失準備金の延長及び拡充
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (国税6、地方税11(自動運動)) (法人税:義、法人住民税:義、事業税、義)
	②: 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>本税制措置は、青色申告書を提出する法人(以下「法人投資家」という。)が、産業競争力強化法第17条に規定する特定新事業開拓投資事業計画について、平成31年3月31日までに経済産業大臣の認定を受けた投資事業有限責任組合(以下「認定組合」という。)に出資をし、同組合が同法第2条第5項に規定する新事業開拓事業者(いわゆるベンチャー企業)の株式を取得した場合において、各事業年度終了時における帳簿価額の50%以下(平成28年度以前の認定については80%)の金額を損失準備金として積み立てて、その積み立てた額を損金算入することができるものである。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>本税制措置は、事業拡張期のベンチャー企業への資金供給拡大のため、経営・技術指導を行うベンチャーファンドへ出資する企業に対し税制優遇措置を講ずることで、投資インセンティブを付与するものである。</p> <p>地方において投資ファンドが組成される事例も散見されるものの、地方におけるリスクマネーは依然として停滞している。このため、地方への資金循環を促し、地方におけるエコシステムの構築を図り、地方へのリスクマネー供給を加速化し、地方発の有望ベンチャー企業の創出を図るため、認定ベンチャーファンドの投資先要件など所要の見直しを行うとともに、平成30年度末(平成31年3月31日)に到来する適用期限を2年延長する。</p> <p>《関係条項》</p> <p>法人税(租税特別措置法第55条の2、第68条の43の2 租税特別措置法施行令第32条の3 租税特別措置法施行規則第21条の2)</p> <p>地方税第23条第1項第3号、第72条の23第1項、第292条第1項第3号</p>
5	担当部局	経済産業省 経済産業政策局 産業創造課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年9月 分析対象期間:平成27年度～平成32年度
7	創設年度及び改正経緯	平成26年度 創設 平成29年度 拡充・1年間延長(地方投資促進の観点から地方投資

		要件を追加し、資金的な要件を緩和) 平成30年度 1年間延長
8	適用又は延長期間	2年間(平成31年4月1日～平成32年3月31日)
9	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>ベンチャーファンドに出資する法人に税制優遇措置を講じ、ベンチャーファンドを通じたベンチャー企業への資金供給の円滑化を図ることで、我が国における新事業の創出を図る。なお、地方経済の活性化、東京一極集中の是正のためには地方におけるリスクマネー供給を促す必要がある。</p> <p>産業競争力強化に向けた施策として「日本再興戦略」改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)において、「経済にインパクトのある新陳代謝を引き起こすには、ベンチャー企業による新産業の創出が極めて重要」とされている。また、「ベンチャー・チャレンジ2020」(平成28年4月19日 日本経済再生本部決定)においても、「イノベーション・ベンチャーの創出に向けた既存プレーヤーからのヒト・モノ・カネ等の積極的な投資を実現し、民間による自立的なイノベーションエコシステムの構築を進めていく」とされている。加えて、「第四次産業革命に向けたリスクマネー供給に関する研究会取りまとめ」(2018年6月29日)においても、「今後の課題は、地方のスタートアップを発掘し、資金を循環させ、事業化をサポートするエコシステムの整備」とされている。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>経済産業 新陳代謝</p> <p>○日本再興戦略改訂2015(平成27年6月30日)</p> <p>一. 日本産業再興プラン</p> <p>1. 産業の新陳代謝の促進</p> <p>iii)ベンチャー支援</p> <p>○ベンチャー・チャレンジ2020 (平成28年4月19日 日本経済再生本部決定)</p> <p>3. 我が国ベンチャーを巡る課題と今度の対応の方向性</p> <p>(2)民間による自立的なイノベーションエコシステムの構築支援</p> <p>4. 新たな目標設定とPDCAサイクルの構築</p> <p>※ベンチャー企業へのVC投資額の対名目GDP比を2022年までに倍増とすることを旨とする (現状:0.028%(2012-14年の3か年平均)(内閣府「国民経済計算」、VEC「ベンチャー白書」より)</p> <p>○日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定)</p> <p>Ⅲイノベーション・ベンチャー創出力の強化、チャレンジ精神にあふれる人材の創出等</p> <p>1. イノベーション・ベンチャー創出力の強化</p> <p>(2)新たに講ずべき具体的施策</p> <p>iv)「ベンチャー・チャレンジ2020」の実現</p> <p>○第四次産業革命に向けたリスクマネー供給に関する研究会取りまとめ(2018年6月29日)</p> <p>4. リスクマネー供給先</p> <p>(1)有望なスタートアップを生み出す、エコシステムの構築</p>

10	有効性等	②: 政策体系における政策目的の位置付け	経済産業 新陳代謝																	
		③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 法人投資家からベンチャーファンドへの資金供給を促すことにより、ベンチャー企業への投資を活性化させ、成長するベンチャー企業の育成・新事業の創出を目指す。</p> <p>【数値目標】 制度開始後、本制度を活用した投資累計額(平成34年度まで):287億円 ※数値目標の設定について、平成29年8月時点で既に認定を行ったファンドについては実際の組成額をベースに試算。また、当該時点以降については、平成29年度及び平成30年度に10億円規模のファンドを各3件新たに認定すると仮定し、試算。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制措置により、事業会社・金融機関等の法人がベンチャーファンドを通じてベンチャー企業へ出資することは、事業拡張期にあるベンチャー企業の市場の獲得、製品・サービスの量産体制の確立、販路の拡大をもたらし、我が国におけるベンチャー企業の育成に寄与する。</p>																	
	①: 適用数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ベンチャー企業への投資を行ったLP数(社)</td> <td>40</td> <td>68</td> <td>74</td> <td>(98)</td> <td>(108)</td> </tr> <tr> <td>適用LP数(社)</td> <td>2</td> <td>8</td> <td>(12)</td> <td>(38)</td> <td>(45)</td> </tr> </tbody> </table> <p>()は推計による。</p> <p>○平成27、28年は実績による。 ○投資を行ったLPより税制適用LPを推計する割合は、損金算入額と同様に経年により利用者が増加すると仮定(※損金算入は、投資を実行した年度のファンドの決算期の後に訪れる決算期に初めて可能となり損金算入可能となる時期に差異がある、また、投資案件は年々増加していくため。)し、③減収額の欄に記載する損金算入限度額から損金算入額を推計する割合を使用。</p> <p>【平成29年度】 74×16%=12社 【平成30年度】 投資開始予定の既認定ファンドのLP14社、及び認定予定ファンド2本のLP各5社(既認定ファンドのLP数より推計)を追加し、推計。 74+14+5+5=98社 98×32%=38社 【平成31年度】 認定予定ファンド2本のLP各5社(上記と同様に推計)を追加し、推計。適用LP数については、1~9号ファンドと10~14号ファンドを分けた上で推計。</p>	年度	H27	H28	H29	H30	H31	ベンチャー企業への投資を行ったLP数(社)	40	68	74	(98)	(108)	適用LP数(社)	2	8	(12)	(38)	(45)
年度	H27	H28	H29	H30	H31															
ベンチャー企業への投資を行ったLP数(社)	40	68	74	(98)	(108)															
適用LP数(社)	2	8	(12)	(38)	(45)															

		98+5+5=108社 適用LP数(社)=45社 (81×32%=26社) (27×70%=19社)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	②: 適用額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規認定ファンド数</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>6</td> <td colspan="3">10億規模</td> </tr> <tr> <td>認定ファンド数(累計)</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>(12)</td> <td>(14)</td> </tr> <tr> <td>投資実績額(単年度)</td> <td>0</td> <td>516</td> <td>3551</td> <td>6072</td> <td>(5364)</td> <td>(5684)</td> </tr> <tr> <td>投資実績(累計)</td> <td>0</td> <td>516</td> <td>4067</td> <td>10139</td> <td>(15503)</td> <td>(21187)</td> </tr> <tr> <td>算入限度額</td> <td>0</td> <td>413</td> <td>2841</td> <td>4857</td> <td>(4147)</td> <td>(4403)</td> </tr> <tr> <td>損金算入額</td> <td>0</td> <td>15</td> <td>212</td> <td>(777)</td> <td>(1418)</td> <td>(1598)</td> </tr> </tbody> </table> <p>()は推計による。(百万円)</p> <p>○平成30、31年度は、過去の平均である2ファンドをそれぞれ認定すると仮定。 ○投資実績については以下のとおり推計。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ファンド</th> <th>組立額</th> <th>投資可能額</th> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>見込</th> <th>見込</th> <th>見込</th> <th>見込</th> <th>見込</th> <th>見込</th> <th>見込</th> <th>見込</th> </tr> <tr> <th></th> <th>(百万円)</th> <th>(百万円)</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> <th>H34</th> <th>H35</th> <th>H36</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定1号</td> <td>1800</td> <td>1200</td> <td>0</td> <td>129</td> <td>116</td> <td>216</td> <td>407</td> <td>407</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>認定2号</td> <td>7500</td> <td>6900</td> <td>-</td> <td>381</td> <td>1390</td> <td>1590</td> <td>1069</td> <td>1069</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>認定3号</td> <td>6200</td> <td>4960</td> <td>-</td> <td>6</td> <td>772</td> <td>1362</td> <td>1410</td> <td>1410</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>認定4号</td> <td>2000</td> <td>1600</td> <td>-</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>320</td> <td>320</td> <td>320</td> <td>320</td> <td>320</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>認定5号</td> <td>1800</td> <td>1440</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>522</td> <td>200</td> <td>239</td> <td>239</td> <td>239</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>認定6号</td> <td>2310</td> <td>1848</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>249</td> <td>1360</td> <td>79</td> <td>79</td> <td>79</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>認定7号</td> <td>2025</td> <td>1620</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>856</td> <td>191</td> <td>191</td> <td>191</td> <td>191</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>認定8号</td> <td>5000</td> <td>4000</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>486</td> <td>878</td> <td>878</td> <td>878</td> <td>878</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>認定9号</td> <td>1820</td> <td>1456</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>291</td> <td>291</td> <td>291</td> <td>291</td> <td>291</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>認定10号</td> <td>1000</td> <td>800</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>認定見込11号</td> <td>1000</td> <td>800</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>認定見込12号</td> <td>1000</td> <td>800</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>認定見込13号</td> <td>1000</td> <td>800</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>認定見込14号</td> <td>1000</td> <td>800</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>認定見込15号</td> <td>1000</td> <td>800</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>認定見込16号</td> <td>1000</td> <td>800</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>37255</td> <td>29804</td> <td>0</td> <td>516</td> <td>3551</td> <td>6072</td> <td>5364</td> <td>5684</td> <td>3118</td> <td>2800</td> <td>1731</td> <td>640</td> <td>320</td> </tr> </tbody> </table> <p>※実際の投資開始年度より5年を投資期間と設定</p> <p>○損金算入限度額に対する損金算入額の割合は、平成27年度は4%、平成28年度は8%。 【平成29年度】 経年により利用が増加すると仮定し、その損金算入限度額に対する損金算入額の割合は平成27、28年度の増加傾向より16%と推定。 4857×16% = 777百万円 【平成30年度】 損金算入割合は同様に増加と推定し32%と推定。ただし、10~12号ファンドは既認定ファンドである10号ファンドへのヒアリングにより70%の割合を使用。 1~9号ファンド損金算入限度額 3907百万円 損金算入額(推計) 3907×32%=1250百万円 10~12号ファンド損金算入限度額 240百万円 損金算入額(推計) 240×70%=168百万円 合計損金算入額(推計) 1418百万円</p>	年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	新規認定ファンド数	1	2	6	10億規模			認定ファンド数(累計)	1	3	9	10	(12)	(14)	投資実績額(単年度)	0	516	3551	6072	(5364)	(5684)	投資実績(累計)	0	516	4067	10139	(15503)	(21187)	算入限度額	0	413	2841	4857	(4147)	(4403)	損金算入額	0	15	212	(777)	(1418)	(1598)	ファンド	組立額	投資可能額	実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込	見込	見込	見込	見込		(百万円)	(百万円)	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	認定1号	1800	1200	0	129	116	216	407	407	-	-	-	-	-	認定2号	7500	6900	-	381	1390	1590	1069	1069	-	-	-	-	-	認定3号	6200	4960	-	6	772	1362	1410	1410	-	-	-	-	-	認定4号	2000	1600	-	0	0	320	320	320	320	320	-	-	-	認定5号	1800	1440	-	-	522	200	239	239	239	-	-	-	-	認定6号	2310	1848	-	-	249	1360	79	79	79	-	-	-	-	認定7号	2025	1620	-	-	-	856	191	191	191	191	-	-	-	認定8号	5000	4000	-	-	-	486	878	878	878	878	-	-	-	認定9号	1820	1456	-	-	-	-	291	291	291	291	291	-	-	認定10号	1000	800	-	-	-	-	160	160	160	160	160	-	-	認定見込11号	1000	800	-	-	-	-	160	160	160	160	160	-	-	認定見込12号	1000	800	-	-	-	-	160	160	160	160	160	-	-	認定見込13号	1000	800	-	-	-	-	-	160	160	160	160	160	-	認定見込14号	1000	800	-	-	-	-	-	160	160	160	160	160	-	認定見込15号	1000	800	-	-	-	-	-	-	160	160	160	160	160	認定見込16号	1000	800	-	-	-	-	-	-	-	160	160	160	160	合計	37255	29804	0	516	3551	6072	5364	5684	3118	2800	1731	640	320
年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
新規認定ファンド数	1	2	6	10億規模																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
認定ファンド数(累計)	1	3	9	10	(12)	(14)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
投資実績額(単年度)	0	516	3551	6072	(5364)	(5684)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
投資実績(累計)	0	516	4067	10139	(15503)	(21187)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
算入限度額	0	413	2841	4857	(4147)	(4403)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
損金算入額	0	15	212	(777)	(1418)	(1598)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
ファンド	組立額	投資可能額	実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込	見込	見込	見込	見込																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	(百万円)	(百万円)	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
認定1号	1800	1200	0	129	116	216	407	407	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
認定2号	7500	6900	-	381	1390	1590	1069	1069	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
認定3号	6200	4960	-	6	772	1362	1410	1410	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
認定4号	2000	1600	-	0	0	320	320	320	320	320	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
認定5号	1800	1440	-	-	522	200	239	239	239	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
認定6号	2310	1848	-	-	249	1360	79	79	79	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
認定7号	2025	1620	-	-	-	856	191	191	191	191	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
認定8号	5000	4000	-	-	-	486	878	878	878	878	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
認定9号	1820	1456	-	-	-	-	291	291	291	291	291	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
認定10号	1000	800	-	-	-	-	160	160	160	160	160	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
認定見込11号	1000	800	-	-	-	-	160	160	160	160	160	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
認定見込12号	1000	800	-	-	-	-	160	160	160	160	160	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
認定見込13号	1000	800	-	-	-	-	-	160	160	160	160	160	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
認定見込14号	1000	800	-	-	-	-	-	160	160	160	160	160	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
認定見込15号	1000	800	-	-	-	-	-	-	160	160	160	160	160																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
認定見込16号	1000	800	-	-	-	-	-	-	-	160	160	160	160																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
合計	37255	29804	0	516	3551	6072	5364	5684	3118	2800	1731	640	320																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	

	<p>【平成31年度】 損金算入割合については、周知期間が充分にあったことにより32%で頭打ちと推定。ただし、10～14号ファンドについては既認定ファンドである10号ファンドへのヒアリングにより70%で計算。 1～9号ファンド損金算入限度額 3907百万円 損金算入額(推計) 3907×32%=1250百万円 10～12号ファンド損金算入限度額 240百万円 損金算入額(推計) 240×70%=168百万円 13～14号ファンド損金算入限度額 256百万円 損金算入額(推計) 256×70%=179百万円 合計損金算入額(推計) 1598百万円</p>																																																																																																																																																																																																																																																																										
②: 減収額	<p>(百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額【国税】</td> <td>4</td> <td>50</td> <td>(182)</td> <td>(329)</td> <td>(370)</td> </tr> <tr> <td>減収額【地方税】</td> <td>4</td> <td>63</td> <td>(220)</td> <td>(223)</td> <td>(252)</td> </tr> <tr> <td>うち 法人住民税</td> <td>0</td> <td>6</td> <td>(23)</td> <td>(42)</td> <td>(48)</td> </tr> <tr> <td>うち 法人事業税</td> <td>4</td> <td>57</td> <td>(197)</td> <td>(181)</td> <td>(204)</td> </tr> </tbody> </table> <p>()は推計による。端数調整により計算が合わない箇所がある。</p> <p>○損金算入額から国税減収額、地方税減収額の算出はそれぞれの年度の税率を使用して算出。</p>		H27	H28	H29	H30	H31	減収額【国税】	4	50	(182)	(329)	(370)	減収額【地方税】	4	63	(220)	(223)	(252)	うち 法人住民税	0	6	(23)	(42)	(48)	うち 法人事業税	4	57	(197)	(181)	(204)																																																																																																																																																																																																																																												
	H27	H28	H29	H30	H31																																																																																																																																																																																																																																																																						
減収額【国税】	4	50	(182)	(329)	(370)																																																																																																																																																																																																																																																																						
減収額【地方税】	4	63	(220)	(223)	(252)																																																																																																																																																																																																																																																																						
うち 法人住民税	0	6	(23)	(42)	(48)																																																																																																																																																																																																																																																																						
うち 法人事業税	4	57	(197)	(181)	(204)																																																																																																																																																																																																																																																																						
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 本税制措置を受ける法人投資家から出資を受けたベンチャーファンドが組成され、専門的な経営ノウハウを有するベンチャーキャピタルから、事業拡張期にあるベンチャー企業への資金・経営ノウハウの提供が行われ、ベンチャー企業の育成が進んでいる。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 平成29年度末までで投資額合計は10,139百万円であり、目標287億円の約35%を達成、今後の見込みは以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ファンド</th> <th colspan="2">(百万円)</th> <th colspan="4">実績</th> <th colspan="4">見込</th> <th colspan="4">見込</th> </tr> <tr> <th>組成額</th> <th>投資可能額</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> <th>H34</th> <th>H35</th> <th>H36</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定1号</td> <td>1600</td> <td>1280</td> <td>0</td> <td>129</td> <td>118</td> <td>218</td> <td>407</td> <td>407</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>認定2号</td> <td>7500</td> <td>6000</td> <td>—</td> <td>381</td> <td>1890</td> <td>1590</td> <td>1069</td> <td>1069</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>認定3号</td> <td>6200</td> <td>4960</td> <td>—</td> <td>6</td> <td>772</td> <td>1362</td> <td>1410</td> <td>1410</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>認定4号</td> <td>2000</td> <td>1600</td> <td>—</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>320</td> <td>320</td> <td>320</td> <td>320</td> <td>320</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>認定5号</td> <td>1800</td> <td>1440</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>522</td> <td>200</td> <td>239</td> <td>239</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>認定6号</td> <td>2310</td> <td>1848</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>249</td> <td>1360</td> <td>79</td> <td>79</td> <td>79</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>認定7号</td> <td>2025</td> <td>1620</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>856</td> <td>191</td> <td>191</td> <td>191</td> <td>191</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>認定8号</td> <td>5000</td> <td>4000</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>486</td> <td>878</td> <td>878</td> <td>878</td> <td>878</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>認定9号</td> <td>1820</td> <td>1456</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>291</td> <td>291</td> <td>291</td> <td>291</td> <td>291</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>認定10号</td> <td>1000</td> <td>800</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>認定見込11号</td> <td>1000</td> <td>800</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>認定見込12号</td> <td>1000</td> <td>800</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>認定見込13号</td> <td>1000</td> <td>800</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>認定見込14号</td> <td>1000</td> <td>800</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>認定見込15号</td> <td>1000</td> <td>800</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>認定見込16号</td> <td>1000</td> <td>800</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>37255</td> <td>29804</td> <td>0</td> <td>516</td> <td>3551</td> <td>6072</td> <td>5364</td> <td>5684</td> <td>3118</td> <td>2800</td> <td>1731</td> <td>640</td> <td>320</td> </tr> </tbody> </table> <p>※実際の投資開始年度より5年を投資期間と設定</p>	ファンド	(百万円)		実績				見込				見込				組成額	投資可能額	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	認定1号	1600	1280	0	129	118	218	407	407	—	—	—	—	—	認定2号	7500	6000	—	381	1890	1590	1069	1069	—	—	—	—	—	認定3号	6200	4960	—	6	772	1362	1410	1410	—	—	—	—	—	認定4号	2000	1600	—	0	0	320	320	320	320	320	—	—	—	認定5号	1800	1440	—	—	522	200	239	239	—	—	—	—	—	認定6号	2310	1848	—	—	249	1360	79	79	79	—	—	—	—	認定7号	2025	1620	—	—	856	191	191	191	191	—	—	—	—	認定8号	5000	4000	—	—	486	878	878	878	878	—	—	—	—	認定9号	1820	1456	—	—	—	291	291	291	291	291	—	—	—	認定10号	1000	800	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—	—	認定見込11号	1000	800	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—	—	認定見込12号	1000	800	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—	—	認定見込13号	1000	800	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—	—	認定見込14号	1000	800	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—	—	認定見込15号	1000	800	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—	—	認定見込16号	1000	800	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—	—	合計	37255	29804	0	516	3551	6072	5364	5684	3118	2800	1731	640	320
ファンド	(百万円)		実績				見込				見込																																																																																																																																																																																																																																																																
	組成額	投資可能額	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36																																																																																																																																																																																																																																																														
認定1号	1600	1280	0	129	118	218	407	407	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																														
認定2号	7500	6000	—	381	1890	1590	1069	1069	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																														
認定3号	6200	4960	—	6	772	1362	1410	1410	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																														
認定4号	2000	1600	—	0	0	320	320	320	320	320	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																														
認定5号	1800	1440	—	—	522	200	239	239	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																														
認定6号	2310	1848	—	—	249	1360	79	79	79	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																														
認定7号	2025	1620	—	—	856	191	191	191	191	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																														
認定8号	5000	4000	—	—	486	878	878	878	878	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																														
認定9号	1820	1456	—	—	—	291	291	291	291	291	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																														
認定10号	1000	800	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																														
認定見込11号	1000	800	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																														
認定見込12号	1000	800	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																														
認定見込13号	1000	800	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																														
認定見込14号	1000	800	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																														
認定見込15号	1000	800	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																														
認定見込16号	1000	800	—	—	—	160	160	160	160	160	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																														
合計	37255	29804	0	516	3551	6072	5364	5684	3118	2800	1731	640	320																																																																																																																																																																																																																																																														

	⑤: 租税減免を認める理由等	我が国法人が本税制措置を利用して、目利き能力のあるベンチャーキャピタルが運営するベンチャーファンドへ出資することは、ベンチャー企業の成長、我が国産業における新規事業やイノベーションの創出に資するものであり、有効なものであるといえる。
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>法人投資家によるベンチャー投資の促進は、その性質上予算措置で個別に手当てするべきものではない。地域経済の実情を考慮する法律の認定を受けたベンチャーファンドに対する投資に限定した上で、投資家を限定することなく租税特別措置によって実施することは妥当である。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>エンジェル税制 個人投資家を対象とする現行のエンジェル税制は、創業後初期のベンチャー企業に対する投資を想定しているものであるが、本税制措置は、主に事業拡張期にあるベンチャー企業に対する、事業会社からベンチャーファンドを通じた投資を促進するもの。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本税制措置の対象税目には地方税も含まれるが、ベンチャー企業が事業を拡大させ成長を遂げることは、地域経済の活性化に繋がるため、地方公共団体が協力することは妥当である。</p>
12	有識者の見解	特になし。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成29年9月 H29 経産 02

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（地域未来投資促進税制）の拡充及び延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税、所得税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に対する経済的効果を及ぼす事業を集中的に支援することによって、地域の成長発展の基盤強化を図る）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に対する経済的効果を及ぼす事業を集中的に支援することによって、地域の成長発展の基盤強化を図る）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p> <p>③ 所期の達成目標（地域経済を牽引する地域中核企業等による未来投資を支援し、地域中核企業による地域の強みを活かした事業拡大を支援することで、地域経済の活性化を図る）から新たな達成目標（地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に対する経済的効果を及ぼす事業を集中的に支援することによって、地域の成長発展の基盤強化を図る。）へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。</p> <p>④ 達成目標（地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に対する経済的効果を及ぼす事業を集中的に支援することによって、地域の成長発展の基盤強化を図る）では、政策目的（地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に対する経済的効果を及ぼす事業を集中的に支援することによって、地域の成長発展の基盤強化を図る）の実現状況を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下、「地域未来投資促進法」という。）においては、同法により実現しようとする政策目的として、「地域未来投資促進法を活用し3年間で2,000社程度の支援を目指す。」（「未来投資促進戦略2018」（平成30年6月15日閣議決定））としているため、事前評価書に上記について追記した。</p> <p>② ①のとおり、同法により実現しようとする政策目的として、「地域未来投資促進法を活用し3年間で2,000社に対する支援を行う」（「未来投資促進戦略2018」（平成30年6月15日閣議決定））としているため、事前評価書に上記について追記した。</p> <p>③ 前回要望時においては、前身となる「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」の改正内容について検討中の段階であったところ、平成29年7月31日より地域未来投資促進法が施行されているため、同法により実現しようとする政策目的に合わせて修正を行ったものである。</p> <p>④ 政策目的の実現のため、地域未来投資促進法により、地域経済牽引事業者に対して、予算、税制、金融、規制緩和等の政策手段を通じて重点的に支援を行うこととしており、3年間で2,000社程度の支援を目指すこととしている。当該施策の一つとして、地域未来投資促進税制においては、地域の成長発展の基盤強化に特に資する事業に対して、課税の特例措置によって地域における積極的な投資を促すことを目標としていることから、事前評価書の達成目標を修正する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（法人税）が定量的に把握されていない。</p> <p>② 過去の適用数（所得税）が把握されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 地域未来投資促進税制の適用を受けるためには、地域未来投資促進法第24条に基づき、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受ける必要があることから、確認実績に基づく推計を行い、事前評価書に追記した。推計方法については別紙参照。</p> <p>② 本制度は、個人事業主への適用を排除していないが、平成29年度における個人事業主による事業についての主務大臣の確認実績がないことから、適用件数は0件とする。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 地域未来投資促進税制の適用を受けるためには、地域未来投資促進法第24条に基づき、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受ける必要があることから、確認実績に基づく推計を行い、事前評価書に追記した。推計方法については別紙参照。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）が定量的に把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（所得税）が把握されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 地域未来投資促進税制の適用を受けるためには、地域未来投資促進法第24条に基づき、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受ける必要があることから、確認実績に基づく推計を行い、事前評価書に追記した。推計方法については別紙参照。</p> <p>② 本制度は、個人事業主への適用を排除していないが、平成29年度における個人事業主による事業についての主務大臣の確認実績がないことから、適用件数は0件とする。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 地域未来投資促進税制の適用を受けるためには、地域未来投資促進法第24条に基づき、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受ける必要があることから、確認実績に基づく推計を行い、事前評価書に追記した。推計方法については別紙参照。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に対する経済的効果を及ぼす事業を集中的に支援することによって、地域の成長発展の基盤強化を図る）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 地域未来投資促進法では、政策目的である、「3年間で2,000社を支援」の達成のため、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域への経済的効果が大きい事業を「地域経済牽引事業」とし、都道府県知事等が承認した地域経済牽引事業に対して、予算、税制、金融、規制緩和等の政策手段を通じて重点的に支援している。</p> <p>その中で、地域未来投資促進税制においては、地域の成長発展の基盤強化に特に資する事業に対して、課税の特例措置によって地域における積極的な投資を促すことを目標としている。</p> <p>(2)のとおり、実際の適用数について把握することは困難であるが、平成29年度において88件の事業計画について税制を活用した設備投資が行われていると推計され、地域未来投資促進法の施行後、制度の活用が進みつつあると想定される。</p> <p>このため、「地域経済牽引事業計画の承認件数：869件」及び「課税特例の適用に関する主務大臣の確認件数：363件」については、政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況として適切な指標であると考ええる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、過去の効果（地域経済牽引事業計画の承認件数：869件）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、租税特別措置等の直接的な効果が把握されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に対する経済的効果を及ぼす事業を集中的に支援することによって、地域の成長発展の基盤強化を図る）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 地域未来投資促進法は、政策目的である、「3年間で2,000社を支援」の達成のため、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に相当の経済的効果を及ぼす事業を「地域経済牽引事業」とし、都道府県知事等が承認した地域経済牽引事業に対して、予算、税制、金融、規制緩和等の政策手段を通じて重点的に支援している。</p> <p>その中で、地域未来投資促進税制においては、地域の成長発展の基盤強化に特に資する事業に対して、地域における積極的な投資を促すことを目標としている。</p> <p>また、承認地域経済牽引事業者が希望する支援措置としては、本税制の活用ニーズが最も高まっているところであり、本税制は地域の成長発展の基盤強化に特に資する事業について設備投資を促進する効果を有し、達成目標の実現に十分に寄与するものである。</p> <p>達成目標に対する将来の効果として、地域経済牽引事業の前提となる、市町村及び都道府県が策定する基本計画について、平成30年7月30日時点で190件の同意を行っているところ、各基本計画に記載された付加価値額創出目標は合計2兆1,657億円となっており、今後策定されるものも含め、地域未来投資促進法を活用した高い付加価値の創出が見込まれている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果が定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p>

(別紙)

適用件数及び減収額試算に関する補足資料

地域未来投資促進法施行後一年間（平成29年7月31日～平成30年7月30日）に主務大臣の確認を行った実績を基に推計を行った。

1. 過去の適用数

- 平成29年度（推計値）： $137 \times (0.7 \times 0.4 + 0.6 \times 0.6) = 88$ 件
※平成29年度における確認件数は137件
※当該年度に課税の特例の適用を受ける事業者数を、資本金1億円を超える法人（大企業）については7割、資本金1億円以下の法人（中小企業）については6割と仮定。
※適用を受ける大企業と中小企業の割合を4:6と仮定。

2. 将来の適用数

- 平成30年度（推計値）： $363 \times (0.7 \times 0.4 + 0.6 \times 0.6) = 232$ 件
※施行後1年間における確認件数（363件）を単年度の確認件数と仮定。
- 平成31年度（推計値）： $327 \times (0.7 \times 0.4 + 0.6 \times 0.6) = 209$ 件
※平成31年度における確認件数は平成30年度に比べ1割程度減少すると仮定。
- 平成32年度（推計値）： $294 \times (0.7 \times 0.4 + 0.6 \times 0.6) = 188$ 件
※平成32年度における確認件数は平成31年度に比べ1割程度減少すると仮定。

3. 過去の減収額

(1) 法人税額

- 平成29年度（推計値）：22億円

(内訳)

①特別償却：5.8億円

大企業 $11.5 \times 5 \times 0.7 \times 0.4 \times 0.234 + 7.4 \times 4 \times 0.7 \times 0.2 \times 0.234 = 4.7$ (億円)
中小企業 $1.5 \times 7 \times 0.6 \times 0.4 \times 0.234 + 2.8 \times 7 \times 0.6 \times 0.2 \times 0.234 = 1.1$ (億円)

②税額控除：15.8億円

大企業 $11.5 \times 45 \times 0.7 \times 0.04 \times 0.7 + 7.4 \times 36 \times 0.7 \times 0.02 \times 0.7 = 12.8$ (億円)
中小企業 $1.5 \times 63 \times 0.6 \times 0.04 \times 0.7 + 2.8 \times 63 \times 0.6 \times 0.02 \times 0.7 = 3.1$ (億円)

※大企業、中小企業の、設備類型ごとの取得額及び取得件数を以下のとおり仮定。

大企業：機械装置・器具備品…11.5億円、50件、建物等…7.4億円、40件

中小企業：機械装置・器具備品…1.5億円、70件、建物等…2.8億円、70件

※特別償却と税額控除について、利用予定割合をそれぞれ1:9と仮定。

※税額控除について、控除限度額の上限から、控除額は税額控除限度額の7割と仮定。

(2) 法人住民税

- 平成29年度（推計値）： $9.0 \times 0.129 \approx 1$ (億円)

※法人税額については、(1)から、大企業の税額控除分を減じる。

(3) 法人事業税

- 平成29年度（推計値）：1億円

外形法人

法人事業税（所得割）： $20.2 \times 0.007 = 0.14$ (億円)

地方法人特別税： $0.14 \times 4.142 = 0.58$ (億円)

付加価値割： $20.2 \times 0.012 = 0.24$ (億円)

外形外法人

法人事業税（所得割）： $4.87 \times 0.067 = 0.33$ (億円)

地方法人特別税： $0.33 \times 0.432 = 0.14$ (億円)

※(1)における特別償却限度額（大企業20.2億円、中小企業4.87億円）の推計額を特例による減収額とし、法人事業税（所得割）、地方法人特別税、法人事業税（付加価値割）それぞれについて、企業規模ごとに算出。

4. 将来の減収額

(1) 法人税

- 平成30年度（推計値）：57億円

(内訳)

①特別償却：15.0億円

大企業 $11.5 \times 13 \times 0.7 \times 0.4 \times 0.232 + 7.4 \times 10 \times 0.7 \times 0.2 \times 0.232 = 12.1$ (億円)

中小企業 $1.5 \times 18 \times 0.6 \times 0.4 \times 0.232 + 2.8 \times 18 \times 0.6 \times 0.2 \times 0.232 = 2.9$ (億円)

②税額控除：41.5億円

大企業 $11.5 \times 119 \times 0.7 \times 0.04 \times 0.7 + 7.4 \times 92 \times 0.7 \times 0.02 \times 0.7 = 33.5$ (億円)

中小企業 $1.5 \times 165 \times 0.6 \times 0.04 \times 0.7 + 2.8 \times 165 \times 0.6 \times 0.02 \times 0.7 = 8.0$ (億円)

※大企業、中小企業の、設備類型ごとの取得額及び取得件数を以下のとおり仮定。

大企業：機械装置・器具備品…11.5億円、132件、建物等…7.4億円、102件

中小企業：機械装置・器具備品…1.5億円、183件、建物等…2.8億円、183件

- 平成31年度（推計値）：53億円

(内訳)

①特別償却：13.7億円

大企業 $11.5 \times 12 \times 0.7 \times 0.4 \times 0.232 + 7.4 \times 9 \times 0.7 \times 0.2 \times 0.232 = 11.1$ (億円)

中小企業 $1.5 \times 16 \times 0.6 \times 0.4 \times 0.232 + 2.8 \times 16 \times 0.6 \times 0.2 \times 0.232 = 2.6$ (億円)

②税額控除：39.2 億円

大企業 $11.5 \times 11 \times 0.7 \times 0.05 \times 0.8 + 7.4 \times 8 \times 0.7 \times 0.03 \times 0.8 = 4.5$ (億円)
 $11.5 \times 96 \times 0.7 \times 0.04 \times 0.7 + 7.4 \times 75 \times 0.7 \times 0.02 \times 0.7 = 27.1$ (億円)
 中小企業 $1.5 \times 15 \times 0.6 \times 0.05 \times 0.8 + 2.8 \times 15 \times 0.6 \times 0.03 \times 0.8 = 1.1$ (億円)
 $1.5 \times 133 \times 0.6 \times 0.04 \times 0.7 + 2.8 \times 133 \times 0.6 \times 0.02 \times 0.7 = 6.5$ (億円)

※設備類型ごとに、取得件数は平成 30 年度に比べ 1 割程度減少すると仮定。

※税額控除について、拡充による付加的要件を満たす事業者を 1 割程度と想定。付加的要件を満たす場合、控除割合を、機械装置・器具備品については 5%、建物等については 3%とする。また、この場合、控除額は税額控除限度額の 8 割と仮定する。

・平成 32 年度（推計値）：48 億円

(内訳)

①特別償却：12.4 億円

大企業 $11.5 \times 11 \times 0.7 \times 0.4 \times 0.232 + 7.4 \times 8 \times 0.7 \times 0.2 \times 0.232 = 10.14$ (億円)
 中小企業 $1.5 \times 14 \times 0.6 \times 0.4 \times 0.232 + 2.8 \times 14 \times 0.6 \times 0.2 \times 0.232 = 2.26$ (億円)

②税額控除：35.3 億円

大企業 $11.5 \times 10 \times 0.7 \times 0.05 \times 0.8 + 7.4 \times 8 \times 0.7 \times 0.03 \times 0.8 = 4.2$ (億円)
 $11.5 \times 86 \times 0.7 \times 0.04 \times 0.7 + 7.4 \times 67 \times 0.7 \times 0.02 \times 0.7 = 24.3$ (億円)
 中小企業 $1.5 \times 13 \times 0.6 \times 0.05 \times 0.8 + 2.8 \times 13 \times 0.6 \times 0.03 \times 0.8 = 1.0$ (億円)
 $1.5 \times 120 \times 0.6 \times 0.04 \times 0.7 + 2.8 \times 120 \times 0.6 \times 0.02 \times 0.7 = 5.8$ (億円)

※設備類型ごとに、取得件数は平成 31 年度に比べ 1 割程度減少すると仮定。

※税額控除について、拡充による付加的要件を満たす事業者を 1 割程度と想定。付加的要件を満たす場合、控除割合を、機械装置・器具備品については 5%、建物等については 3%とする。また、この場合、控除額は税額控除限度額の 8 割と仮定する。

(2) 法人住民税

・平成 30 年度（推計値）：23.1 × 0.129 ≒ 3 億円

・平成 31 年度（推計値）：20.9 × 0.129 ≒ 3 億円

・平成 32 年度（推計値）：18.9 × 0.129 ≒ 2 億円

※設備類型ごとに、取得件数は毎年度 1 割程度減少すると仮定。

(3) 法人事業税

・平成 30 年度（推計値）：4 億円

(内訳)

外形法人（大企業）

法人事業税（所得割）： $52.2 \times 0.007 = 0.37$ (億円)

地方法人特別税： $0.37 \times 4.142 = 1.53$ (億円)

付加価値割： $52.2 \times 0.0120 = 0.63$ (億円)

外形外法人（中小企業）

法人事業税（所得割）： $12.53 \times 0.067 = 0.84$ (億円)

地方法人特別税： $0.84 \times 0.432 = 0.36$ (億円)

※平成 30 年度特別償却限度額（大企業：52.2 億円、中小企業：12.53 億円）の推計値を特例による減収額とし、法人事業税（所得割）、地方法人特別税、法人事業税（付加価値割）それぞれについて、企業規模ごとに算出。

・平成 31 年度（推計値）：3 億円

(内訳)

外形法人

法人事業税（所得割）： $48.0 \times 0.007 = 0.34$ (億円)

地方法人特別税： $0.34 \times 4.142 = 1.41$ (億円)

付加価値割： $48.0 \times 0.0120 = 0.58$ (億円)

外形外法人

法人事業税（所得割）： $11.13 \times 0.067 = 0.75$ (億円)

地方法人特別税： $0.75 \times 0.432 = 0.32$ (億円)

※平成 31 年度特別償却限度額（大企業：48 億円、中小企業：11.13 億円）の推計値を特例による減収額とし、法人事業税（所得割）、地方法人特別税、法人事業税（付加価値割）それぞれについて、企業規模ごとに算出。

※設備類型ごとに、取得件数は平成 30 年度に比べ 1 割程度減少すると仮定。

・平成 32 年度（推計値）：3 億円

(内訳)

外形法人

法人事業税（所得割）： $43.7 \times 0.007 = 0.31$ (億円)

地方法人特別税： $0.31 \times 4.142 = 1.27$ (億円)

付加価値割： $43.7 \times 0.0120 = 0.52$ (億円)

外形外法人

法人事業税（所得割）： $9.74 \times 0.067 = 0.65$ (億円)

地方法人特別税： $0.65 \times 0.432 = 0.28$ (億円)

※平成 32 年度特別償却限度額（大企業：43.7 億円、中小企業：9.74 億円）を特例による減収額とし、法人事業税（所得割）、地方法人特別税、法人事業税（付加価値割）それぞれについて、企業規模ごとに算出。

※設備類型ごとに、取得件数は平成 31 年度に比べ 1 割程度減少すると仮定。 以上

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(地域未来投資促進税制)の拡充及び延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた承認地域経済牽引事業を行う承認地域経済牽引事業者が、当該承認地域経済牽引事業の用に供する施設・設備を新設・増設した場合に、当該新設・増設に伴い新たに取得等した機械装置・器具備品については取得価額の40%の特別償却又は4%の税額控除、建物及びその附属設備・構築物については取得価額の20%の特別償却又は2%の税額控除ができることとする。ただし、税額控除額の上限は法人税額の20%とする。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>(1) 措置の適用期限を2年間延長し、平成33年3月31日までとする。</p> <p>(2) 付加的な要件として、一定割合以上の賃上げ等に加え、要件を満たす事業者については、税額控除額及び税額控除限度額を深堀りする。</p> <p>①税額控除額について、機械装置・器具備品については5%、建物及びその附属設備・構築物については3%とする。</p> <p>②税額控除限度額について、上限額を20%から40%に引き上げる。</p> <p>※その他、東京一極集中への対応等の動向を踏まえ、所要の措置を検討する。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条の4、第42条の11の2、第68条の14の3 ・租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第27条の11の2、第39条の44の3 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第23条第1項4号、第292条第1項第4号、附則第8条第5項、附則第8条第6項
5	担当部局	経済産業省地域経済産業グループ地域企業高度化推進課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年8月

		分析対象期間:平成29年度~32年度
7	創設年度及び改正経緯	平成29年度 創設
8	適用又は延長期間	2年間(平成31年4月1日~33年3月31日)
9	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に対する経済的効果を及ぼす事業を集中的に支援することによって、地域の成長発展の基盤強化を図る。地域未来投資促進法を活用し、当面3年間で2,000社程度の支援を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(地域未来投資促進法)(平成19年法律第40号)第1条</p> <p>地域における産業の集積、観光資源、特産物、技術、人材、情報その他の自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域内の取引の拡大、受注の機会の増大その他の地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすものである地域経済牽引事業の促進のために地方公共団体がその地域の経済社会情勢を踏まえつつ行う主体的かつ計画的な取組を効果的に支援するための措置を講ずることにより、地域の成長発展の基盤強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>○「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定)</p> <p>3.中小企業・小規模事業者の生産性革命の更なる強化</p> <p>(3)新たに講ずべき具体的施策</p> <p>vi)地域中核・成長企業の投資拡大・生産性向上、地域での戦略的取組</p> <p>地域未来投資促進法を活用し3年間で2,000社程度の支援を目指す。</p> <p>○「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)</p> <p>第3章 生産性革命 1.中小企業・小規模事業者等の生産性革命</p> <p>(5)地域中核企業等による地域経済の活性化</p> <p>地域未来投資促進法を活用し、全国で幅広く地域経済牽引事業が実施されるよう、3年で2,000社程度の支援を目指す。各省連携により、具体的案件を掘り起こし、予算、金融、規制の特例等の支援策について必要な強化を図り、研究開発、設備投資など、地域経済牽引事業を集中的・効果的に支援する。</p> <p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>中小企業・地域経済 地域産業</p> <p>③: 達成目標及びその実現による寄与</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>政策目的を達成するため、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に相当の経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業に対して、予算、税制、金融、規制緩和等の政策手段を通じて重点的に支援を行い、当面3年間で2,000社程度の支援を目指す。地域未来投資促進税制においては、地域の成長発展の基盤強化に特に資する事業に対して、課税の特例措置によって地域における積極的な投資を促</p>

			す。
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 地域経済を牽引する事業者による積極的な設備投資等を促すことを通じて、地域経済の活性化に寄与する。
10	有効性等	①: 適用数	○適用件数 ＜法人税＞ 平成 29 年度(推計値):88 件(※) 平成 30 年度(推計値):232 件(※) 平成 31 年度(推計値):209 件(※) 平成 32 年度(推計値):188 件(※) (※)課税特例の適用に関する主務大臣の確認を受けた件数等の実績に基づき、経済産業省において試算。 ＜所得税＞ 平成 29 年度(推計値):0 件(※) 平成 30 年度(推計値):0 件(※) 平成 31 年度(推計値):0 件(※) 平成 32 年度(推計値):0 件(※) (※)課税特例の適用に関する主務大臣の確認を受けた件数等の実績に基づき、経済産業省において試算。 (参考)地域未来投資促進法の施行状況 都道府県及び市町村が策定した計画への同意件数:190 件(平成 30 年 7 月 30 日まで) 地域経済牽引事業計画の承認件数:869 件(平成 30 年 8 月 3 日まで) 課税特例の適用に関する主務大臣の確認件数:363 件(平成 30 年 7 月 30 日まで)
		②: 適用額	○適用額 ＜法人税＞ 平成 29 年度(推計値):784 億円(※) 平成 30 年度(推計値):2,063 億円(※) 平成 31 年度(推計値):1,857 億円(※) 平成 32 年度(推計値):1,671 億円(※) (※)課税特例の適用に関する主務大臣の確認を受けた件数等の実績に基づき、経済産業省において試算。 ＜所得税＞ 平成 29 年度(推計値):0 件(※) 平成 30 年度(推計値):0 件(※) 平成 31 年度(推計値):0 件(※) 平成 32 年度(推計値):0 件(※) (※)課税特例の適用に関する主務大臣の確認を受けた件数等の実績に基づき、経済産業省において試算。

		③: 減収額	○減収額 ＜法人税＞ 平成 29 年度(推計値):22 億円(※) 平成 30 年度(推計値):57 億円(※) 平成 31 年度(推計値):53 億円(※) 平成 32 年度(推計値):48 億円(※) (※)課税特例の適用に関する主務大臣の確認を受けた件数等の実績に基づき、経済産業省において試算。 ＜法人住民税＞ 平成 29 年度(推計値):1 億円(※) 平成 30 年度(推計値):3 億円(※) 平成 31 年度(推計値):3 億円(※) 平成 32 年度(推計値):2 億円(※) (※)課税特例の適用に関する主務大臣の確認を受けた件数等の実績に基づき、経済産業省において試算。 ＜法人事業税＞ 平成 29 年度(推計値):1 億円(※) 平成 30 年度(推計値):4 億円(※) 平成 31 年度(推計値):3 億円(※) 平成 32 年度(推計値):3 億円(※) (※)課税特例の適用に関する主務大臣の確認を受けた件数等の実績に基づき、経済産業省において試算。
		④: 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 地域経済牽引事業計画の承認件数:869 件(平成 30 年 8 月 3 日まで) 課税特例の適用に関する主務大臣の確認件数:363 件(平成 30 年 7 月 30 日まで) 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 承認地域経済牽引事業者の希望する支援措置としては、地域未来投資促進税制の活用へのニーズが最も高い。地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについての主務大臣の確認件数は、平成 30 年 7 月 30 日時点で 363 件となっている。
		⑤: 税収減を是認する理由等	施行日(平成 29 年 7 月 31 日)から平成 30 年 7 月 30 日までに、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受け、課税の特例措置の対象となる承認地域経済牽引事業は 363 件であり、地域における投資が進みつつある。本税制を延長するとともに、賃上げ等を実現しつつ、地域経済を牽引する企業について支援を強化することにより、地域の成長発展の基盤の更なる強化が見込まれる。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	地方公共団体が基本計画を策定し、これに沿った地域経済牽引事業計画に基づく、地域の成長発展の基盤強化に特に資する事業について課税の特例措置を講じることは、地域未来投資促進法に基づく「地域経済牽引事業の促進のために地方公共団体がその地域の経済社会情勢を踏まえつつ行う主体的かつ計画的な取組を効果的に支援

		するための措置」として妥当である。
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>地域未来投資促進法に基づき、地域経済牽引事業に対して、予算、税制、金融、規制緩和などの政策手段を講じて集中的な支援を行うこととしている。具体的な支援措置としては、本税制のほか、地方税の課税免除又は不均一課税に対する措置、日本政策金融公庫による融資制度等を設けている。</p> <p>地方税の課税免除又は不均一課税に対する措置は、財政力指数が一定未満の地方公共団体が地方税(固定資産税、不動産取得税)について課税免除等の措置をした場合に、その減収額の一部を補填するものである。また、地域の中小企業・小規模事業者の取組を支援するため、日本政策金融公庫において融資制度を創設したものであり、支援対象及び手法が異なっている。</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>本税制は、地方公共団体が基本計画を策定し、これに沿った地域経済牽引事業計画に基づく、地域の成長発展の基盤強化に特に資する事業について課税の特例措置を講じるものであり、本税制を活用することによって本税制を活用することによって、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に対する経済的効果を及ぼす事業に関する設備投資が促されることから、地方公共団体が協力する相当性を有する。</p>
12	有識者の見解	
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 28 年 8 月 (H28 経産 16)

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除の拡充及び延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税、所得税、個人住民税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標（我が国企業による探鉱・開発事業のための投資活動の促進を図ることにより、自主開発比率（金属鉱物資源にあつては自給率）の向上を図る）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。

② 達成目標（我が国企業による探鉱・開発事業のための投資活動の促進を図ることにより、自主開発比率（金属鉱物資源にあつては自給率）の向上を図る）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。

③ 所期の達成目標（「石油及び天然ガスの自主開発比率を2030年までに40%以上に引き上げる」、「自主開発鉱石（銅鉱石）の輸入を推進する（2030年までに自給率80%）」及び「自主開発鉱石（鉄鉱石）の輸入を推進する（2030年までに自給率80%）」から新たな達成目標（我が国企業による探鉱・開発事業のための投資活動の促進を図ることにより、自主開発比率（金属鉱物資源にあつては自給率）の向上を図る）へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

① 達成目標については、鉱種ごとに、達成すべき水準（目標値）が異なることから、「政策の達成目標」欄については、「我が国企業による探鉱・開発事業のための投資活動の促進を図ることにより、自主開発比率（金属鉱物資源にあつては自給率）の向上を図る」という記載にとどめ、「政策目標の達成状況」欄において、鉱種ごとの達成すべき水準（目標値）を定量的に記載することとしていたが、御指摘を踏まえ、「政策の達成目標」欄に追記する。

なお、鉱種ごとの達成すべき水準（目標値）は、以下のとおり。

（石油・天然ガス）
我が国の石油・天然ガスの安定供給を確保するため、2030年までに自主開発比率40%以上を達成する。
（非鉄金属）
我が国の鉱物資源安定供給を確保するため、自主開発鉱石の輸入を推進する（鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年までに80%以上に引き上げる。）
（ウラン）
我が国の資源安定供給を確保するため、ウラン鉱山の自主開発比率を高める。
（鉄鉱石）
我が国の鉱物資源安定供給を確保するため、中期的に自主開発比率を30%程度に上昇させる。
（石炭）
我が国の石炭安定供給を確保するため、2030年において中期的に自主開発比率60%以上を目指す。

② 達成目標については、鉱種ごとに、達成すべき時期（目標達成時期）が異なることから、「政策の達成目標」欄については、「我が国企業による探鉱・開発事業のための投資活動の促進を図ることにより、自主開発比率（金属鉱物資源にあつては自給率）の向上を図る」という記載にとどめ、「政策目標の達成状況」欄において、鉱種ごとの達成すべき時期（目標達成時期）を定量的に記載することとしていたが、御指摘を踏まえ、「政策の達成目標」欄に追記する。

なお、鉱種ごとの達成すべき時期（目標達成時期）は、以下のとおり。

（石油・天然ガス）

我が国の石油・天然ガスの安定供給を確保するため、2030年までに自主開発比率40%以上を達成する。
（非鉄金属）
我が国の鉱物資源安定供給を確保するため、自主開発鉱石の輸入を推進する（鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年までに80%以上に引き上げる。）
（ウラン）
我が国の資源安定供給を確保するため、ウラン鉱山の自主開発比率を高める。
（鉄鉱石）
我が国の鉱物資源安定供給を確保するため、中期的に自主開発比率を30%程度に上昇させる。
（石炭）
我が国の石炭安定供給を確保するため、2030年において中期的に自主開発比率60%以上を目指す。

③ 達成目標については、鉱種ごとに、達成すべき水準（目標値）及び達成すべき時期（目標達成時期）が異なることから、「政策の達成目標」欄については、「我が国企業による探鉱・開発事業のための投資活動の促進を図ることにより、自主開発比率（金属鉱物資源にあつては自給率）の向上を図る」という記載にとどめ、「政策目標の達成状況」欄において、鉱種ごとの達成すべき水準（目標値）及び達成すべき時期（目標達成時期）を定量的に記載することとした。

なお、鉱種ごとの達成すべき水準（目標値）及び達成すべき時期（目標達成時期）は、以下のとおり所期の達成目標から変更はない。

また、
（石油・天然ガス）
我が国の石油・天然ガスの安定供給を確保するため、2030年までに自主開発比率40%以上を達成する。
（非鉄金属）
我が国の鉱物資源安定供給を確保するため、自主開発鉱石の輸入を推進する（鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年までに80%以上に引き上げる。）
（ウラン）
我が国の資源安定供給を確保するため、ウラン鉱山の自主開発比率を高める。
（鉄鉱石）
我が国の鉱物資源安定供給を確保するため、中期的に自主開発比率を30%程度に上昇させる。
（石炭）
我が国の石炭安定供給を確保するため、2030年において中期的に自主開発比率60%以上を目指す。

なお、鉱物資源（レアメタル）の自給率に関する定量目標については、安定供給確保に支障があることからエネルギー基本計画の改定に合わせて廃止された。なお、実績についても同様の理由から、従前より非公開としている。

ウラン、鉄鉱石、石炭については、前回までは、要望書のみに記載していたが、今回から事前評価書にも記載するようになった。なお、石炭については、エネルギー基本計画の改定に伴い、目標年次（2030年）を追加している。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「ウラン鉱山の自主開発比率を高める」との説明では、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていないため、この点を課題とする。

② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、目標達成時期が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていないため、この点を課題とする。

③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（所得税及び個人住民税）が税目ごとに把握されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 所得税及び個人住民税の評価は義務対象ではないものの、本特例措置の効果を検証するため、可能な限り把握に努めている。しかし、有価証券報告書等の情報から鉱業を行っている者を一定程度把握できる法人と異なり、個人に対しては鉱業を行っている端緒を把握することが困難であることから、法人と同様なアンケートの実施等による過去の適用数の把握は困難である。そのため国税庁による申告所得税標本調査 第10表 租税特別措置法関連項目により適用数等を把握することとしている。他方、政策評価を実施した期間において当該資料に本特別措置の適用数等は記載されていないことから標本調査において集計できないほど僅少であり、今後も同様の傾向であると評価している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（所得税及び個人住民税）が税目ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の適用数（平成31年度から33年度までの法人税（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）について、「前3年度の平均値（推計）」と説明され、平成31年度から順に「34、36、35」と算定されているが、正しくは「32、33、33」ではないか。また、将来の適用数（平成32年度及び33年度の法人税（新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費）について、「前3年度の平均値（推計）」と説明され、32年度から順に「24、24」と算定されているが、正しくは「22、22」ではないか。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 所得税及び個人住民税の評価は義務対象ではないものの、本特例措置の効果を検証するため、可能な限り把握に努めている。しかし、有価証券報告書等の情報から鉱業を行っている者を一定程度把握できる法人と異なり、個人に対しては鉱業を行っている端緒を把握することが困難であることから、法人と同様なアンケートの実施等による将来の適用数の把握は困難である。そのため国税庁による申告所得税標本調査 第10表 租税特別措置法関連項目により適用数等を把握することとしている。他方、政策評価を実施した期間において当該資料に本特別措置の適用数等は記載されていないことから標本調査において集計できないほど僅少であり、今後も同様の傾向であると評価している。</p> <p>② 将来の適用数（平成31年度から33年度までの法人税（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）については、事業者からの聞き取り調査により、国内鉱業者に準ずるものの要件見直しにより、新たに2社が海外探鉱準備金を利用できるようになると仮定し、前3年度の平均値（推計）に、拡充分として2件を加えている。具体的な考え方は、以下のとおり。</p> <p>平成31年度：（平成28年度から30年度の平均値）32.4件＋拡充効果2件＝34.4件 平成32年度：（平成29年度から31年度の平均値）33.6件＋拡充効果2件＝35.6件 平成33年度：（平成30年度から32年度の平均値）33.1件＋拡充効果2件＝35.1件</p> <p>また、将来の適用数（平成32年度及び33年度の法人税（新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費）については、事業者からの聞き取り調査により、国内鉱業者に準ずるものの要件見直しにより、新たに2社が海外探鉱準備金を利用できるようになると仮定し、前3年度の平均値（推計）に、拡充分として1件を加えている（平成31年度は、海外探鉱準備金の積み立て初年度のため、海外新鉱床探鉱費の拡充効果は計上していない。）。具体的な考え方は、以下のとおり。</p> <p>平成32年度：（平成29年度から31年度の平均値）22.0件＋拡充効果2件＝24.0件 平成33年度：（平成30年度から32年度の平均値）21.7件＋拡充効果2件＝23.7件</p>

<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
--

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（所得税、個人住民税、法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（平成26年度から28年度までの法人税）について、「平成26～28年度：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）を基に試算（実績推計）」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 所得税及び個人住民税の評価は義務対象ではないものの、本特例措置の効果を検証するため、可能な限り把握に努めている。しかし、有価証券報告書等の情報から鉱業を行っている者を一定程度把握できる法人と異なり、個人に対しては鉱業を行っている端緒を把握することが困難であることから、法人と同様なアンケートの実施等による過去の減収額の把握は困難である。そのため国税庁による申告所得税標本調査 第10表 租税特別措置法関連項目により適用数等を把握することとしている。他方、政策評価を実施した期間において当該資料に本特別措置の適用数等は記載されていないことから標本調査において集計できないほど僅少であり、今後も同様の傾向であると評価している。</p> <p>② 過去の減収額（平成26年度から28年度までの法人税）については、各年度の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における法人税関係特別措置の適用実態調査結果を基に各年度の法人税率を乗じて試算したもの。適用実態調査については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成22年3月成立）」の規定により法人が提出する適用額明細書に基づいている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（所得税、個人住民税、法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額（平成31年度から33年度までの法人税（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）について、「前3年度の平均値（推計）」と説明され、平成31年度から順に「151億円、146億円、146億円」と算定されているが、正しくは「149億円、145億円、144億円」ではないか。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 所得税及び個人住民税の評価は義務対象ではないものの、本特例措置の効果を検証するため、可能な限り把握に努めている。しかし、有価証券報告書等の情報から鉱業を行っている者を一定程度把握できる法人と異なり、個人に対しては鉱業を行っている端緒を把握することが困難であることから、法人と同様なアンケートの実施等による将来の減収額の把握は困難である。そのため国税庁による申告所得税標本調査 第10表 租税特別措置法関連項目により減収額等を把握することとしている。他方、政策評価を実施した期間において当該資料に本特別措置の適用数等は記載されていないことから標本調査において集計できないほど僅少であり、今後も同様の傾向であると評価している。</p> <p>② 将来の減収額（平成31年度から33年度までの法人税（探鉱準備金又は海外探鉱準備</p>

金))については、事業者からの聞き取り調査により、国内鉱業者に準ずるものの要件見直しにより、新たに2社が海外探鉱準備金を利用できることと仮定し、前3年度の平均値(推計)に拡充分として1.9億円(2社の鉱業所得(見込み)の合計20.6億円×積立率40%×税率23.20%)を加えている。具体的な考え方は、以下のとおり。
 平成31年度:(平成28年度から30年度の平均値)148.9億円+拡充効果1.9億円=150.8億円
 平成32年度:(平成29年度から31年度の平均値)144.5億円+拡充効果1.9億円=146.4億円
 平成33年度:(平成30年度から32年度の平均値)144.1億円+拡充効果1.9億円=146.0億円

また、将来の減収額(平成32年度及び33年度の法人税(新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費))については、事業者からの聞き取り調査から、国内鉱業者に準ずるものの要件見直しによって新たに2社が海外探鉱準備金を利用できることと仮定し、前3年度の平均値(推計)に、拡充分として1.4億円(2社の新鉱床探鉱費(見込み)の合計6.2億円×税率23.20%)を加えている(平成31年度は、海外探鉱準備金の積み立て初年度のため、海外新鉱床探鉱費の拡充効果は計上していない)。具体的な考え方は、以下のとおり。
 平成32年度:(平成29年度から31年度の平均値)46.3億円+拡充効果1.4億円=47.7億円
 平成33年度:(平成30年度から31年度の平均値)46.0億円+拡充効果1.4億円=47.4億円

【点検結果】
 ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
 ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
 ① 達成目標(我が国企業による探鉱・開発事業のための投資活動の促進を図ることにより、自主開発比率(金属鉱物資源にあつては自給率)の向上を図る)に対する過去の効果(平成27年度及び29年度)が年度ごとに把握されていない。
 ② 租特透明化法に基づき把握される上位10社の適用額合計の割合94.3%(平成27年度の探鉱準備金又は海外探鉱準備金)及び95.9%(平成28年度の探鉱準備金又は海外探鉱準備金)並びに98.9%(平成27年度の新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費)及び99.4%(平成28年度の新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費)は、8割超であり、想定外に特定の者に偏っているにもかかわらず、その原因が明らかにされておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標(我が国企業による探鉱・開発事業のための投資活動の促進を図ることにより、自主開発比率(金属鉱物資源にあつては自給率)の向上を図る)の実現に十分に寄与したことが明らかにされていない。
 ③ 達成目標(我が国企業による探鉱・開発事業のための投資活動の促進を図ることにより、自主開発比率(金属鉱物資源にあつては自給率)の向上を図る)に対する過去の直接的な効果(平成28年度)について、「石油・天然ガスにおける取崩額に対する探鉱投資額の比率は概ね4割程度(中略)金属鉱物における取崩額に対する探鉱投資額の比率は、概ね8割程度(中略)本制度の延長及び拡充により、自給率は更に向上すると見込まれる」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

【経済産業省の補足説明】
 ① 達成目標に対する年度ごとの効果は、以下のとおり。

		平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
石油・天然ガス (注1)	自主開発比率 (注2)	23.3	24.7	27.2	27.4	26.6
鉱物資源 (ベースメタル)	自給率 (注3)	55.2	54.9	50.5	49.8	50.9
鉄鉱石	自主開発比率	17.6	17.2	17.2	12.5	12.3
ウラン	自主開発比率	18.5	15.0	33.8	38.3	32.2
石炭	自主開発比率	54.9	60.9	63.1	61.1	調査中

(注1) 石油・天然ガスの自主開発比率については、平成22年6月のエネルギー基本計画における「自主開発比率」指標見直しにともない、原油(輸入分)に加え、原油(国産分)と天然ガス(輸入・国産分)を追加。
 (注2) 石油・天然ガスの自主開発比率
 = (我が国企業の権益下にある原油・天然ガスの引取量+国内生産量)
 ÷ (原油・天然ガスの輸入量+国内生産量)
 (注3) 鉱物資源(ベースメタル)の自給率は、金属需要に占める、我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量に国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量を加えたものの割合。
 ② 資源開発は、巨額な資金とリードタイムを必要とする上、多大なリスクを包含するという事業特性から、相対的に事業規模の大きな企業がその役割を担わざるを得ない。一方で、非金属鉱業は、相対的に事業規模が小さい企業がその役割を担っており、両者が混在した中で、適用額を比較した場合、租特透明化法に基づき把握される上位10社の適用額合計の割合が圧倒的に大きくなってしまふのはやむを得ない傾向である。
 資本金階級別の適用件数で見つた場合には、探鉱準備金又は海外探鉱準備金で言えば、100億円超の企業が34%(10社/29社)、1億円以下の企業が38%(11社/29社)となっており、特定の者に偏っているわけではないと考える。

	1億円以下	10億円以下	100億円以下	100億円超	合計
探鉱準備金又は 海外探鉱準備金	11社 410,846	2社 337,820	6社 4,155,931	10社 63,641,452	29社 68,546,050
新鉱床探鉱費又は 海外新鉱床探鉱費	4社 112,684	0社 0	4社 311,456	10社 22,796,524	18社 23,220,665
	28,171	0	77,864	2,279,652	1,290,037

出典:「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)
 上欄:適用企業数、中欄:適用額(千円)、下欄:1社あたり適用額(千円)
 ③ 探鉱準備金及び新鉱床探鉱費の特別控除・海外探鉱準備金及び海外新鉱床探鉱費の特別控除は、海外投資等損失準備金と合わせ、資源開発促進税制全体として、我が国企業による探鉱・開発事業のための投資活動の促進を図ることにより、自主開発比率(金属鉱物資源にあつては自給率)の向上を図る効果を有するものである。
 資源開発促進税制のうち、本特例措置は、減耗控除制度という別名が表すとおり、鉱山操業に伴い減耗していく鉱床を新たな探鉱活動により補填すること、持続的な鉱山経営を後押しすることにより、石油・天然ガス、金属鉱物資源等の安定供給確保を目指した制度である。従って、本特例措置単独の効果としては、新鉱床の獲得を後押しし、鉱山操業を継続させることで自給率低下を抑制することにより、自主開発比率(自給率)の維持・向上に寄与するものである。
 本特例措置の直接的な効果を試算するため、減耗控除の利用状況以外の条件が似通った非鉄金属鉱業者であつて、本特例措置を利用した者と国内鉱業者に準ずるものの要件を満たさず、本特例措置を利用できなかった者を比較した場合、本特例措置を利用

<p>した者は、本特例措置を利用できなかった者よりも1割程度探鉱費を多く支出できていることが判明した（注1）。事業者からの聞き取り調査により、探鉱活動の効果を探鉱費用1億円あたり0.7トン程度としたとき（注2）、本特例措置の直接的な効果は、少なくとも探鉱費用1億円あたり0.07トン程度と試算できる。平成28年度の新鉱床探鉱費は232億円であったことから、本特例措置の直接的な効果としては、16.4トン分（1鉱山の約2.7年分の延命効果に相当）である。</p> <p>なお、企業からのヒアリング結果では、「探鉱準備金は、経営状況が厳しい時においても持続的な探鉱を継続するために不可欠な制度」、「資源獲得競争が激化する中、国際的なイコールフットイングの観点からも（注3）、本制度の役割は大きい」等、本税制があることによる効果の声が得られている。</p> <p>（注1）平成20年度～29年度、本特例措置を継続的に利用できた社と国内鉱業者に準ずるものの要件を満たさず、同期間中、一度も本特例措置を利用できなかった者を比較。事業規模の影響をなくするため、同期間中の探鉱費総額を平成20年度の探鉱費で除して試算した。</p> <p>（注2）事業者からの聞き取り調査により、過去10年間の探鉱活動による可採鉱量の増加量及び同期間中の探鉱費用から推計。</p> <p>（注3）例えば、米国では、資源の生産活動から得られる売上の一部を所得から控除する制度が存在。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 「本特例措置の直接的な効果を試算するため（中略）本税制があることによる効果の声が得られている」との説明では、過去の効果（石油・天然ガス、鉱物資源（ベースメタル）、ウラン、鉄鉱石及び石炭の自主開発比率（金属鉱物資源にあつては自給率）の向上）から、他の政策手段や経済上性等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（我が国企業による探鉱・開発事業のための投資活動の促進を図ることにより、自主開発比率（金属鉱物資源にあつては自給率）の向上を図る）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかわからにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 探鉱準備金及び新鉱床探鉱費の特別控除・海外探鉱準備金及び海外新鉱床探鉱費の特別控除は、海外投資等損失準備金と合わせ、資源開発促進税制全体として、我が国企業による探鉱・開発事業のための投資活動の促進を図ることにより、自主開発比率（金属鉱物資源にあつては自給率）の向上を図る効果を有するものである。</p> <p>資源開発促進税制のうち、本特例措置は、減耗控除制度という別名が表すとおり、鉱山操業に伴い減耗していく鉱床を新たな探鉱活動により補填することで、持続的な鉱山経営を後押しすることにより、石油・天然ガス、金属鉱物資源等の安定供給確保を目指した制度である。従って、本特例措置単独の効果としては、新鉱床の獲得を後押しし、鉱山操業を継続させることで自給率低下を抑制することにより、自主開発比率（自給率）の維持・向上に寄与するものである。</p> <p>本特例措置の直接的な効果を試算するため、減耗控除の利用状況以外の条件が似通った非鉄金属鉱業者であつて、本特例措置を利用した者と国内鉱業者に準ずるものの要件を満たさず、本特例措置を利用できなかった者を比較した場合、本特例措置を利用した者は、本特例措置を利用できなかった者よりも1割程度探鉱費を多く支出できていることが判明した（注1）。事業者からの聞き取り調査により、探鉱活動の効果を探鉱費用1億円あたり0.7トン程度としたとき（注2）、本特例措置の直接的な効果は、少なくとも探鉱費用1億円あたり0.07トン程度と試算できる。平成31年度以降も毎年200億円程度の探鉱費支出が見込まれていることから、本特例措置の直接的な効果としては、毎年14.2トン分（1鉱山の約2.4年分の延命効果に相当）である。</p>

<p>近年、品位低下や鉱量枯渇により、生産量が減退していく鉱山が増加しつつある中、本特例措置が鉱山の継続的かつ安定的な操業には不可欠である。鉱山操業を継続させることで自給率低下を抑制することにより、資源開発促進税制全体として、自主開発比率（自給率）の向上を可能せしめるものであることから、本特例措置が達成目標の実現に不可欠である。</p> <p>（注1）平成20年度～29年度、本特例措置を継続的に利用できた社と国内鉱業者に準ずるものの要件を満たさず、同期間中、一度も本特例措置を利用できなかった者を比較。事業規模の影響をなくするため、同期間中の探鉱費総額を平成20年度の探鉱費で除して試算した。</p> <p>（注2）事業者からの聞き取り調査により、過去10年間の探鉱活動による可採鉱量の増加量及び同期間中の探鉱費用から推計。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「鉱山操業を継続させることで自給率低下を抑制することにより、資源開発促進税制全体として、自主開発比率（自給率）の向上を可能せしめる」との説明では、達成目標に対する将来の効果が定量的に予測されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目全てに課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

（注）【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除の拡充及び延長
2	対象税目	(国税 16・地方税 13(自動運動))(法人税:義、所得税:外、法人住民税:義、法人事業税:義、個人住民税:外)
	①: 政策評価の対象税目	
	②: 上記以外の税目	-
3	要望区分等の別	【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>国内鉱業者等が、新たな探鉱活動の支出に備えるために所得等の一部を準備金として積立て、その準備金を実際に探鉱費として支出した場合に、一定額の特別控除を認める鉱業所得の課税の特例制度。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>適用期限を3年間延長し、平成34年3月31日までとする。</p> <p>また、資源の安定供給確保を着実に進めるとともに、鉱山経営の多様化を踏まえ、海外探鉱準備金制度について、国内鉱業者に準ずるものに係る要件について所要の見直しを行う。</p> <p>(海外探鉱準備金制度の見直し内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内鉱業者に準ずるものに係る要件について、国外子会社が保有する海外鉱山から我が国への鉱石引取比率による要件を追加する。 なお、引き続き国外子会社への出資比率についても、昨今の情勢を踏まえて適切な割合を要件として求めることとする。 <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人税 [探鉱準備金又は海外探鉱準備金] 租税特別措置法第58条、同法施行令第34条、同法施行規則第21条の15 [新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費] 租税特別措置法第59条、同法施行令第35条、同法施行規則第21条の16 法人税(連結法人) [探鉱準備金又は海外探鉱準備金] 租税特別措置法第68条の61、同法施行令第39条の88、同法施行規則第22条の59 [新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費] 租税特別措置法第68条の62、同法施行令第39条の89、同法施行規則第21条の16(読替規定)

		<p>・所得税</p> <p>[探鉱準備金] 租税特別措置法第22条、同法施行令第14条、同法施行規則第9条</p> <p>[新鉱床探鉱費の特別控除] 租税特別措置法第23条、同法施行令第15条、同法施行規則第9条の2</p>
5	担当部局	経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部鉱物資源課
6	評価実施時期及び分析対象期間	<p>評価実施時期:平成30年8月</p> <p>分析対象期間:平成27年4月1日～平成34年3月31日</p>
7	創設年度及び改正経緯	<p>昭和40年度 「探鉱準備金と新鉱床探鉱費の特別控除」制度創設(3年間)</p> <p>昭和43年度 延長(2年間)</p> <p>昭和45年度 延長(1年間)</p> <p>昭和46年度 延長(3年間)</p> <p>昭和49年度 延長(3年間)</p> <p>昭和50年度 拡充(海外探鉱準備金及び海外新鉱床探鉱費の特別控除)</p> <p>昭和51年度 縮減(準備金収入金額基準:15%→14%)</p> <p>昭和52年度 延長(3年間)</p> <p>縮減(準備金収入金額基準:14%→13%)</p> <p>昭和55年度 延長(3年間)</p> <p>昭和58年度 延長(3年間)</p> <p>昭和61年度 延長(3年間)</p> <p>平成元年度 延長(3年間)</p> <p>平成4年度 延長(3年間)</p> <p>平成7年度 延長(3年間)</p> <p>平成10年度 延長(3年間)</p> <p>縮減(準備金収入金額基準:13%→12%)</p> <p>平成13年度 延長(3年間)</p> <p>平成16年度 延長(3年間)</p> <p>平成19年度 延長(3年間)</p> <p>平成22年度 延長(3年間)</p> <p>平成25年度 延長(3年間)</p> <p>拡充(国内鉱業者に準ずる者)</p> <p>縮減(海外探鉱準備金所得金額基準:50%→40%)</p> <p>平成28年度 延長(3年間)</p> <p>拡充(準備金積立据置期間の延長:3年→5年)</p>
8	適用又は延長期間	平成31年4月1日～平成34年3月31日(3年間)

<p>9 必要性等</p>	<p>①: 政策目的及びその根拠</p>	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 石油・天然ガス及び金属鉱物資源等は、国民生活や産業基盤に様々な形で活用される重要な基礎物資であり、現代社会では必要不可欠なものである。しかしながら、資源の乏しい我が国はそのほとんどを海外から輸入していることに加え、国際市況の不安定化、探鉱・開発の複雑化・高度化、供給国の政情不安等、極めて脆弱な供給構造を抱えている。こうした脆弱性を克服するため、石油・天然ガス及び金属鉱物資源等の長期かつ持続的に安定供給を確保する。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○「エネルギー基本計画(第5次)」(平成30年7月3日閣議決定) 第2章. 2030年に向けた基本的な方針と政策対応 第1節. 基本的な方針 2. “多層化・多様化した柔軟なエネルギー需給構造”の構築と政策の方向 (5)海外の情勢変化の影響を最小化するための国産エネルギー等の開発・導入の促進による自給率の改善 …海外の資源権益の獲得も含めて、石油・天然ガスや石炭における自主開発比率(輸入量及び国内生産量に占める、我が国企業の権益に関する引取量及び国内生産量の割合)の目標などを必要に応じて設定することは有効である。 第2節. 2030年に向けた政策対応 1. 資源確保の推進 (1)化石燃料の自主開発の促進と強靱な産業体制の確立 資源のほぼ全量を海外からの輸入に依存する我が国において、資源の安定的かつ低廉な調達を行うためには、国際市場から調達するのみならず、我が国企業が海外での資源権益を確保し、直接その操業に携わることで、生産物の引取りを行う、いわゆる自主開発の推進を図ることが極めて重要である。… …石油・天然ガス・石炭の安定供給に向け、上流権益の確保に、継続的に取り組んでいくとともに、諸外国との競争に負けない、強靱な産業体制を確立していくことが必要である。このため、石油・天然ガスの自主開発比率(2016年度は27%)を2030年に40%以上に引き上げること、石炭の自主開発比率(2016年度は61%)は2030年に60%を維持することを目指す。… (5)鉱物資源の安定供給確保 …JOGMECによるリスクマネー供給機能や、開発・企業買収に対する支援のあり方について検討の上、必要な措置を講ずるとともに、コバルト等が偏在するアフリカへの資源外交の強化等に取り組み、総力を挙げて鉱物資源の安定供給の確保の強化に取り組む。… …我が国産業に不可欠な金属鉱物について、急激な価格高騰や需給のひっ迫に際しても安定供給が確保されるよう、このような取組と上流開発を併せて、鉱物資源(ベースメタル)の自給率(2016年度は50%)を2030年に80%以上に引き上げることを目指す。…</p>
---------------	----------------------	---

	<p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>○「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定) 第2. 具体的施策 I. 「Society 5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」等 [2]経済活動の「糧」が変わる 1. エネルギー・環境 (3)新たに講ずべき具体的施策 i) エネルギー転換・脱炭素化に向けたイノベーションの推進 ・電動車の車載用電池について、平成37年の全固体蓄電池、平成42年の革新型蓄電池等の実用化を見据えた研究開発、鉱物の安定供給を進める。</p> <p>○「インフラシステム輸出戦略(平成30年度改訂版)」(平成30年6月7日経協インフラ戦略会議決定) 第1章. 総論 (インフラ輸出、経済協力、資源確保の一体的推進) …近年の資源価格低迷等の環境変化を踏まえ、リスクマネーの供給拡大等を通じた我が国企業の資源開発投資に対する支援の強化や、柔軟かつ透明性の高い国際的なLNG市場の実現等による、エネルギー・鉱物資源の海外からの安定的かつ安価な供給確保にも、官民一体となって取り組む必要があり、インフラシステム輸出や経済協力と連携して進める必要がある。… 第2章. 具体的施策 4. 幅広いインフラ分野への取組み (2)エネルギー・資源分野との連携 …自国資源に乏しい我が国としては、資源の安定的かつ安価な供給を中長期的に確保すべく、大幅に強化されたJOGMECによるリスクマネーの供給や、資源国との包括的かつ互恵的な協力関係を強化するための積極的な資源外交の展開等を通じて、我が国の資源開発企業の投資を強力に後押しする。…</p> <p>○「資源確保戦略」(平成24年6月パッケージ型インフラ海外展開関係) 第1章. 総論 1. 世界的な資源確保競争の激化など資源・エネルギーを巡る国際情勢は益々厳しさを増している。資源の太宗を海外に依存している我が国にとって、産業基盤の維持・強化、経済の繁栄、国民生活の安寧のために、その安定的かつ安価な供給の確保に向けた体制の構築や取組の強化がより一層不可欠となっている。</p> <p>エネルギー・環境 資源・燃料</p>
--	-----------------------------	--

	<p>③: 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国企業による探鉱・開発事業のための投資活動の促進を図ることにより、自主開発比率(金属鉱物資源にあっては自給率)の向上を図る。 (石油・天然ガス) 我が国の石油・天然ガスの安定供給を確保するため、2030年までに自主開発比率40%以上を達成する。 (非鉄金属) 我が国の鉱物資源安定供給を確保するため、自主開発鉱石の輸入を推進する(鉱物資源(ベースメタル)の自給率を2030年までに80%以上に引き上げる。) (ウラン) 我が国の資源安定供給を確保するため、ウラン鉱山の自主開発比率を高める。 (鉄鉱石) 我が国の鉱物資源安定供給を確保するため、中期的に自主開発比率を30%程度に上昇させる。 (石炭) 我が国の石炭安定供給を確保するため、2030年において中期的に自主開発比率60%以上を目指す。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国の石油・天然ガス及び金属鉱物資源等の資源安定供給を確保するため、我が国の自主開発比率(金属鉱物資源にあっては自給率(※))を引き上げる。 ※自給率: 金属需要に占める、我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量に国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量を加えたものの割合。</p>																																																		
<p>10 有効性等</p>	<p>①: 適用数</p>	<p>○適用数 (単位: 件数)</p> <table border="1" data-bbox="448 917 978 1101"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> <th>32</th> <th>33</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>探鉱準備金又は海外探鉱準備金</td> <td>40</td> <td>36</td> <td>29</td> <td>35</td> <td>33</td> <td>34</td> <td>36</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費</td> <td>26</td> <td>25</td> <td>18</td> <td>23</td> <td>22</td> <td>21</td> <td>24</td> <td>24</td> </tr> </tbody> </table> <p>○利用業種 平成28年度における利用業種については、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="448 1173 978 1412"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業種名</th> <th colspan="2">適用企業数</th> </tr> <tr> <th>探鉱準備金又は海外探鉱準備金</th> <th>新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉱業</td> <td>18社</td> <td>12社</td> </tr> <tr> <td>石油製品製造業</td> <td>1社</td> <td>1社</td> </tr> <tr> <td>化学工業</td> <td>0社</td> <td>0社</td> </tr> <tr> <td>窯業又は土石製品製造業</td> <td>8社</td> <td>2社</td> </tr> <tr> <td>非鉄金属製造業</td> <td>1社</td> <td>2社</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>0社</td> <td>0社</td> </tr> </tbody> </table>	年度	26	27	28	29	30	31	32	33	探鉱準備金又は海外探鉱準備金	40	36	29	35	33	34	36	35	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費	26	25	18	23	22	21	24	24	業種名	適用企業数		探鉱準備金又は海外探鉱準備金	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費	鉱業	18社	12社	石油製品製造業	1社	1社	化学工業	0社	0社	窯業又は土石製品製造業	8社	2社	非鉄金属製造業	1社	2社	卸売業	0社	0社
年度	26	27	28	29	30	31	32	33																																												
探鉱準備金又は海外探鉱準備金	40	36	29	35	33	34	36	35																																												
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費	26	25	18	23	22	21	24	24																																												
業種名	適用企業数																																																			
	探鉱準備金又は海外探鉱準備金	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費																																																		
鉱業	18社	12社																																																		
石油製品製造業	1社	1社																																																		
化学工業	0社	0社																																																		
窯業又は土石製品製造業	8社	2社																																																		
非鉄金属製造業	1社	2社																																																		
卸売業	0社	0社																																																		

	<p>②: 適用額</p>	<table border="1" data-bbox="1534 170 2080 215"> <tr> <td>その他</td> <td>1社</td> <td>1社</td> </tr> <tr> <td>総数</td> <td>29社</td> <td>18社</td> </tr> </table> <p>※出典: ①平成26~28年度: 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)(実績) ②平成29~33年度: 前3年度の平均値(推計)</p> <p>(単位: 億円)</p> <table border="1" data-bbox="1534 335 2080 518"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> <th>32</th> <th>33</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>探鉱準備金又は海外探鉱準備金</td> <td>693</td> <td>465</td> <td>685</td> <td>614</td> <td>588</td> <td>637</td> <td>619</td> <td>617</td> </tr> <tr> <td>新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費</td> <td>230</td> <td>147</td> <td>232</td> <td>203</td> <td>194</td> <td>210</td> <td>208</td> <td>208</td> </tr> </tbody> </table> <p>※出典: ①平成26~28年度: 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)(実績) ②平成29~33年度: 前3年度の平均値(推計)</p>	その他	1社	1社	総数	29社	18社	年度	26	27	28	29	30	31	32	33	探鉱準備金又は海外探鉱準備金	693	465	685	614	588	637	619	617	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費	230	147	232	203	194	210	208	208
その他	1社	1社																																	
総数	29社	18社																																	
年度	26	27	28	29	30	31	32	33																											
探鉱準備金又は海外探鉱準備金	693	465	685	614	588	637	619	617																											
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費	230	147	232	203	194	210	208	208																											
	<p>③: 減収額</p>	<p>(単位: 億円程度)</p> <table border="1" data-bbox="1534 606 2080 790"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> <th>32</th> <th>33</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>探鉱準備金又は海外探鉱準備金</td> <td>166</td> <td>109</td> <td>162</td> <td>146</td> <td>139</td> <td>151</td> <td>146</td> <td>146</td> </tr> <tr> <td>新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費</td> <td>58</td> <td>28</td> <td>55</td> <td>47</td> <td>43</td> <td>48</td> <td>48</td> <td>47</td> </tr> </tbody> </table> <p>※出典: ①平成26~28年度: 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)を基に試算(実績推計) ②平成29~33年度: 前3年度の平均値(推計)</p>	年度	26	27	28	29	30	31	32	33	探鉱準備金又は海外探鉱準備金	166	109	162	146	139	151	146	146	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費	58	28	55	47	43	48	48	47						
年度	26	27	28	29	30	31	32	33																											
探鉱準備金又は海外探鉱準備金	166	109	162	146	139	151	146	146																											
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費	58	28	55	47	43	48	48	47																											

④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 (石油・天然ガス) 我が国の石油・天然ガスの安定供給を確保するため、2030年までに自主開発比率40%以上を達成する。 〔石油・天然ガスの自主開発比率〕 平成25年度 平成28年度 23.3%(達成率58.3%) 27.4%(達成率68.5%)</p> <p>(非鉄金属) 我が国の鉱物資源安定供給を確保するため、自主開発鉱石の輸入を推進する(鉱物資源(ベースメタル)の自給率を2030年までに80%以上に引き上げる。) 〔鉱物資源(ベースメタル)の自給率〕 平成25年度 平成28年度 55.2%(達成率69.0%) 49.8%(達成率62.3%) ※平成27年度以降、品位低下により我が国製錬所への受け入れ基準を満たさなくなり、鉱石引取権はあるものの輸入できなくなった自主開発鉱石が増加したため、直近の自給率が低下している。</p> <p>(ウラン) 我が国の資源安定供給を確保するため、ウラン鉱山の自主開発比率を高める。 〔ウランの自主開発比率〕 平成25年 平成28年 18.5% 38.3%</p> <p>(鉄鉱石) 我が国の鉱物資源安定供給を確保するため、中期的に自主開発比率を30%程度に上昇させる。 〔鉄鉱石の自主開発比率〕 平成25年 平成28年 17.6%(達成率58.7%) 12.5%(達成率41.7%)</p> <p>(石炭) 我が国の石炭安定供給を確保するため、2030年において中期的に自主開発比率60%以上を目指す。</p>
-------	--

		<p>〔石炭の自主開発比率〕 平成25年度 平成28年度 54.9%(達成率91.5%) 61.1%(達成率101.8%) ※28年度は61.1%となったが、引き続き自主開発比率を維持し2030年において60%以上達成を目指す。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置により、探鉱開発投資が促進されることで自主開発比率の向上につながり、我が国石油・天然ガス及び金属鉱物資源等の安定供給確保に寄与する。 石油・天然ガスにおける取崩額に対する探鉱投資額の比率は概ね4割程度となっている。また、石油・天然ガスの自主開発比率は、平成28年度には27.4%と順調に伸びており、本税制による措置は有効であると考えられる。また、延長及び拡充の結果、今後も本制度の活用による自主開発比率の維持・向上が見込まれる。 金属鉱物における取崩額に対する探鉱投資額の比率は、概ね8割程度となっている。また、我が国の鉱物資源(ベースメタル)の自給率は平成28年度49.8%であり、品位低下により我が国製錬所への受け入れ基準を満たさなくなり、鉱石引取権はあるものの輸入できなくなった自主開発鉱石が増加したため、直近の自給率が低下したものの、中長期トレンドでは上昇傾向を示しており、本制度は有効であると考えられる。また、本制度の延長及び拡充により、自給率は更に向上すると見込まれる。</p>
⑤: 税収減を是認する理由等		<p>本制度は鉱業の特殊性に鑑み、探鉱費への支出を条件に所得控除を認めるものであり、我が国企業が継続的に探鉱・開発を進め、我が国への資源の安定供給を図る上で必要不可欠な制度であるとともに、鉱山操業の持続により地域経済、雇用の維持も図られることから、国民の納得できる必要最小限の措置となっている。</p>

11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>補助金等の予算措置は、申請から交付に至るまでの時間を要するとともに交付決定がなされるかどうか不確定で予見可能性が低い。一方、本制度は税法上の要件を満たすことによって利用できる制度であり、準備金から探鉱費を支出することにより、特別控除が受けられることから、企業の探鉱投資を誘導、促進させる制度として補助金等よりも中立で予見可能性があることから、政策手段としての確。</p> <p>また、本制度は鉱業の特殊性に鑑み、探鉱費への支出を条件に所得控除を認めるものであり、我が国企業が継続的に探鉱・開発を進め、我が国への資源の安定供給を図る上で必要不可欠な制度であるとともに、鉱山操業の持続により地域経済、雇用の維持も図られることから、国民の納得できる必要最小限の措置となっている。</p> <p>なお、自主開発比率等は長期的には増加傾向にあるものの、開発から時間が経過し、例えば、非鉄金属鉱山では品位の低下により輸入できなくなった自主開発鉱石が増加傾向にあるなどの懸念があることから、石油・天然ガス及び金属鉱物資源の安定供給を確保するためには、本制度により企業の探鉱投資を誘導・促進することで、2030年に向けて引き続き自主開発比率等の向上を図ることが必要。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>本制度は、鉱業経営の基盤であるが、操業の継続に伴い漸次減耗していく鉱床を新たな探鉱活動により補填（＝鉱業資本を回収）することを可能とし、我が国企業による継続的に探鉱・開発を円滑に進めていく上で必要不可欠な制度である。</p> <p>本制度以外の税制措置としては、海外投資等損失準備金がある。海外投資等損失準備金は、リスクが高く、かつ、巨額の資金を要する探鉱開発事業に投資を行う者に損失に備えた準備金の積立て及びその損金算入を認め、リスクの軽減及びキャッシュフローの改善を図るものであり、民間の探鉱開発投資を促進する上で基盤となるものである。</p> <p>なお、減耗控除における海外自主開発法人への出資について、海外投資等損失準備金制度の適用は租税特別措置法上認められていない(措置法第58条第14項)。</p> <p>予算措置では、特にリスクが高いと考えられる案件等、一部のプロジェクトについて、(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構の出資等により、民間の出資負担を軽減することにより、民間の探鉱開発投資を支援するものであり、以下がある。</p> <p>石油・天然ガス海外探鉱等事業への出資・債務保証(出資金) 金属鉱物海外探鉱等事業への出融資・債務保証 海外ウラン探鉱支援事業(補助金)</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成28年8月(H27 経産 07)

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	中小企業者等の法人税率の特例の延長
税目	法人税、法人住民税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高める）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高める）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p> <p>③ 達成目標（中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高める）では、政策的（中小企業者等に係る法人税の軽減税率について、その期限の2年間の延長を行い、中小企業者等の経営基盤を強化する）の実現状況を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>④ 達成目標（地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>⑤ 達成目標（地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p> <p>⑥ 達成目標（地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する）では政策的（中小企業者等に係る法人税の軽減税率について、その期限の2年間の延長を行い、中小企業者等の経営基盤を強化する）の実現状況を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>⑦ 所期の達成目標（中小企業者等に係るキャッシュフローの改善）を削除する合理的な理由が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 中小企業の経営基盤の現状や成長力の高低が表される指標として一つの指標を特定することは困難であるが、本税制措置が2008年のリーマンショックを受けて創設された経緯を踏まえれば、中小企業を取り巻く業況や資金繰り、売上高等の水準がリーマンショック前の水準に持続的に回復しているかどうかの一つの目標値となりうる。それらの指標を見てみると、2018年4月-6月期の業況判断DIは-14、資金繰りDIは-11.3となっている。また、中小企業全体の売上高については、リーマンショック前の水準に比して-30兆円程度で推移しており、中小企業の業況についてリーマンショック前の水準まで持続的に回復していると判断しきれない状況と考えられる。加えて、本税制措置が目標とする経営基盤や成長力の強化については、定量的な指標に加えて中小企業を取り巻く経営環境などの定性的な事情も加味した上でその実績を検討すべきであるところ、目下、海外経済の不確実性や人手不足、労働生産性の伸び悩みや後継者難等を背景とした先行き不透明感が指摘されており、定量的な指標のみで目標が達成されているか判断することが難しい措置であると考えられる。</p> <p>② 達成時期については、可能な限り早期に実現することを目標としている。</p> <p>③ 中小企業を取り巻く業況や資金繰り、売上高等の水準がリーマンショック前のそれに持続的に回復しているかどうかの一つの目標値となりうる。他方、本税制措置が目標とする経営基盤や成長力の強化については、定量的な指標に加えて中小企業を取り巻く経営環境などの定性的な事情も加味した上でその実績を検討すべきであるところ、目下、海外経済の不確実性や人手不足、労働生産性の伸び悩みや後継者難等を背景とした先行き不透明感が指摘されており、定量的な指標のみで目標が達成されているか判断することが難しい側面もある。</p> <p>④ 中小企業を取り巻く業況や資金繰り、売上高等の水準がリーマンショック前のそれに持続的に回復しているかどうかの一つの目標値となりうる。</p>

<p>⑤ 達成時期については、可能な限り早期に実現することを目標としている。</p> <p>⑥ 中小企業を取り巻く業況や資金繰り、売上高等の水準がリーマンショック前のそれに持続的に回復しているかどうかの一つの目標値となりうる。</p> <p>⑦ 中小企業のキャッシュフローについては経営基盤といった概念に内包されるものと考えており、キャッシュフローの改善も含め、中小企業の経営基盤の強化を図っていくものと考えている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～⑥ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑦ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（平成29年度の法人税）が把握されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 平成29年度の適用数については、888,592件と見込んでいる（平成28年度と同様の適用数が平成29年度においても見込まれるものと仮定）。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 将来の適用数については、措置の延長を要望している平成32年度までの間、各年888,592件の適用を見込んでいる（平成28年度と同様の適用件数が平成32年度まで見込まれるものと仮定）。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人住民税）が把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（平成29年度の法人税）が把握されていない。</p> <p>③ 過去の減収額（法人税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 平成26年度 ⇒ 約152億円 平成27年度 ⇒ 約164億円 平成28年度 ⇒ 約176億円 ※ 国税減収見込額に0.129（法人住民税率）を乗じて算出</p> <p>② 平成29年度の法人税額の減収については、平成28年度と同様、約1,361億円と見込んでいる。法人住民税の額については、①と同様の算出方法によれば、約176億円と見込んでいる。</p> <p>③ 平成29年度の適用数について、平成28年度と同程度の適用が見込まれると仮定しているため、減収額の見込みについても、平成28年度の減収実績が平成29年度においても見込まれるものと仮定。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 補足説明では、平成24年度から28年度までの算定根拠が明らかにされておらず、分</p>

析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額が予測されていない。
【経済産業省の補足説明】
① 約1,361億円の減収が生ずるものと見込んでいる（平成28年度と同様の減収額が平成32年度まで見込まれるものと仮定）。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来の減収額（法人住民税）が予測されていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高める）に対する過去の効果について、定量的に把握されていない。
② 達成目標（地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するの不明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】
① 本税制措置には年間約32万円の法人税負担を軽減するという効果があるが、中小企業の自己資本比率の推移から本税制措置の効果を検討すると、リーマンショック前の水準である2007年度の26.8%から2009年度は24.6%まで落ち込んだが、その後は回復して2016年度は34.8%まで改善してきており、中小企業の経営基盤の強化に一定程度の役割を果たしているものと考えられる。他方で、中小企業全体の売上高について見てみると、リーマンショック前の水準に比して-30兆円程度で推移しており、中小企業の業況についてリーマンショック前の水準まで持続的に回復していると判断しきれない状況と考えられ、引き続き本税制措置による支援が必要。
② 本税制措置には年間約32万円の法人税負担を軽減するという効果があるが、中小企業の自己資本比率の推移から本税制措置の効果を検討すると、リーマンショック前の水準である2007年度の26.8%から、2016年度は34.8%まで改善してきており、中小企業の経営基盤の強化に一定程度の役割を果たしているものと考えられる。他方で、中小企業全体の売上高について見てみると、リーマンショック前の水準に比して-30兆円程度で推移しており、中小企業の業況についてリーマンショック前の水準まで持続的に回復していると判断しきれない状況と考えられ、引き続き本税制措置による支援が必要。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、過去の効果（平成27年度及び29年度）が年度ごとに把握されておらず、また、過去の効果（中小企業の自己資本比率）から他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、租税特別措置等の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。
② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、過去の効果が定量的に把握されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高める）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するの不明らかにされていない。
② 達成目標（地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する）に對

する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するの不明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】
① 過去、本税制措置の効果もあって自己資本比率は改善しておきており、引き続き本税制措置が講じられることとなれば、今後も一定程度自己資本比率の改善効果が見込まれる。他方で、売上高について見てみると、近時回復傾向にあるものの、リーマンショック前の水準に比して-30兆円程度で推移しており、中小企業の業況についてリーマンショック前の水準まで持続的に回復していると判断しきれない状況と考えられ、引き続き本税制措置による支援が必要。
② 過去、本税制措置の効果もあって自己資本比率は改善してきており、引き続き本税制措置が講じられることとなれば、今後も一定程度自己資本比率の改善効果が見込まれる。他方で、売上高について見てみると、近時回復傾向にあるものの、リーマンショック前の水準に比して-30兆円程度で推移しており、中小企業の業況についてリーマンショック前の水準まで持続的に回復していると判断しきれない状況と考えられ、引き続き本税制措置による支援が必要。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、将来の効果が定量的に予測されていないため、この点を課題とする。
② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、中でも(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(注)【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	中小企業者等の法人税率の特例の延長
2	①: 政策評価の対象税目	(国税18・地方税14(自動連動))(法人税:義、法人住民税:義)
	②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 中小企業者等に係る法人税について、年 800 万円以下の所得金額の部分については税率を 15%に軽減する。 《要望の内容》 適用期限を 2 年間延長する。 《関係条項》 法人税法第 66 条 租税特別措置法第 42 条の 3 の 2、第 68 条の 8 租税特別措置法施行令第 27 条の 3 の 2、第 39 条の 38 の 2
	担当部局	経済産業省中小企業庁事業環境部財務課
	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 30 年 8 月 分析対象期間:平成 27 年～平成 32 年
	創設年度及び改正経緯	平成 21 年度改正 創設 (本則 22%・租特 18%) 平成 23 年度改正 拡充 (本則 22%→19%、租特 18%→15%) 平成 27 年度改正 延長 (租特 19%→15%) 平成 29 年度改正 延長 (租特 19%→15%)
8	適用又は延長期間	平成 31 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日まで(2 年間)
9	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業は、我が国経済の基盤であり、地域経済の柱として多くの雇用を担う存在であることから、その活性化や競争力の向上を図るため、中小企業者等に係る法人税の軽減税率について、その期限の2年間の延長を行い、中小企業者等の経営基盤を強化する。 《政策目的の根拠》 中小企業基本法第 26 条(自己資本の充実)では、「国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け
	③: 達成目標及	《租税特別措置等により達成しようとする目標》

	びその実現による寄与	<p>中小企業を取り巻く事業環境の先行きが不透明な中、厳しい経営環境の下で経営を行っている中小企業を支援するため、軽減税率引下げを含めた中小企業政策を一体的に展開することにより、中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国経済の緩やかな回復基調の中、中小企業の資金繰りも改善しつつあるが、いまだ厳しい状況。 海外経済の不確実性や人手不足、労働生産性の伸び悩みや後継者難等、先行きの見通しは極めて不透明な状態。こうした状況下においてキャッシュフローの改善や財務基盤の安定を図るためにも、軽減税率の引下げが必要。</p>	
10	有効性等	①: 適用数	<p>所得を有する全ての中小企業者等が適用対象となる(平成 28 年度「会社標本調査」によると、利益計上法人数は約 97 万社)。 ※参考:過去 5 年間の適用件数 ・平成 24 年度:704,491 件 ・平成 25 年度:744,488 件 ・平成 26 年度:793,337 件 ・平成 27 年度:843,278 件 ・平成 28 年度:888,592 件 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」等 平成 29 年度の適用数については、888,592 件と見込んでいる。また、平成 30 年度から平成 32 年度までの間、同数の適用を見込んでいる(平成 28 年度と同様の適用数が平成 32 年度まで継続的に見込まれるものと仮定)。</p>
		②: 適用額	<p>・平成 24 年度:24,979 億円 ・平成 25 年度:27,112 億円 ・平成 26 年度:29,396 億円 ・平成 27 年度:31,838 億円 ・平成 28 年度:34,021 億円 (出典:租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書)</p>
		③: 減収額	<p>・平成 24 年度(19%→15%):999 億円 ・平成 25 年度(19%→15%):1,084 億円 ・平成 26 年度(19%→15%):1,176 億円 ・平成 27 年度(19%→15%):1,274 億円 ・平成 28 年度(19%→15%):1,361 億円 (出典:租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書) 平成 29 年度の減収額については、1,361 億円と見込んでいる。また、平成 30 年度から平成 32 年度までの間、同額の減収を見込んでいる(平成 28 年度と同様の適用数及び減収が平成 32 年度まで継続的に見込まれるものと仮定)。</p>

	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>我が国経済の緩やかな回復基調の中、中小企業の資金繰りも改善しつつあるが、いまだ厳しい状況。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>平成 28 年度においては約 90 万者が利用。幅広い業種で利用されており、設備投資や賃上げなどの原資となる資金繰りの改善等の効果が期待できる。</p> <p>本税制措置が無くなった場合、設備投資や賃上げへの悪影響が懸念される。地域経済を支える中小企業の経営基盤を支える本税制措置は引き続き重要。</p>
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>平成 28 年度においては約 90 万者が利用。幅広い業種で利用されており、設備投資や賃上げなどの原資となる資金繰りの改善等の効果が期待できる。</p> <p>本税制措置が無くなった場合、設備投資や賃上げへの悪影響が懸念される。設備投資や賃上げなどの原資となる資金繰りの状況について、回復傾向にあるものの依然として厳しい状況。地域経済を支える中小企業の経営基盤を支える本税制措置は引き続き重要。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例は、経営環境の変化に特に影響を受けやすく、資金繰りの圧迫懸念がある中小企業者等の経営基盤強化を図るため、黒字企業のキャッシュフローを改善すると同時に、現状では 6 割を超える赤字企業に対しても、将来黒字化を達成した暁にはその法人税負担が軽減されることから、黒字化達成のインセンティブとなる。このように本特例は、政策手段としての確であると言える。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>本特例と同様の政策目的に係る税制上の支援措置は存在しない。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本特例は、経営環境の変化に特に影響を受けやすく、資金繰りの圧迫懸念がある中小企業者等の経営基盤強化を図るため、黒字企業のキャッシュフローを改善すると同時に、現状では 6 割を超える赤字企業に対しても、将来黒字化を達成した暁にはその法人税負担が軽減されることから、黒字化達成のインセンティブとなる。このように本特例は、地域に所在する中小企業の経営基盤強化等を通じ、地域経済の活性化に資するものである。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 28 年 8 月 (H28 経産 11)

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	事業承継ファンドから出資を受けた場合の法人税等の特例
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（事業承継ファンドを通じた事業承継を促進する）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（事業承継ファンドを通じた事業承継を促進する）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p> <p>③ 達成目標（事業承継ファンドを通じた事業承継を促進する）では、政策的（事業承継ファンドを通じた事業承継を促進する）の実現状況を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 平成29年7月に中小企業庁が発表した「中小企業の事業承継に関する集中実施機関（事業承継5か年計画）」において、目指すべき姿として、「地域の事業を次世代にしっかりと引き継ぐとともに、事業承継を契機に後継者がベンチャー型事業承継などの経営革新等に積極的にチャレンジしやすい環境を整備」とされている。なお、事業承継ファンドを通じた事業承継は事業の売り手と買い手の交渉の中で進展するものであり、取引が成立するかどうかは案件ごとの特性や事業の評価額に大きく左右されるものであるから、定量的な水準を設定することは困難である。</p> <p>② 今後5年間で30万人以上の経営者が70歳を迎えるとされている中、その6割が後継者未定であることから、可能な限り速やかに上記の環境整備を進める必要がある。</p> <p>③ 事業承継ファンドを通じた事業承継は事業の売り手と買い手の交渉の中で進展するものであり、取引が成立するかどうかは案件ごとの特性や事業の評価額に大きく左右されるものであるから、定量的な水準を設定することは困難である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 本税制措置に係る減収件数を予測するためには、事業承継ファンドの数や平均投資先数及び平均投資金額、投資を受けた会社の資本構成（大企業にその発行済み株式を何割程度保有されるか）や事業承継ファンドから出資を受けた後の中小企業向け税制の利用見込み等の諸元が必要であるが、それら諸元の係数を試算して将来の減収件数を算出することは、それらの諸元に係る情報の性質からして極めて困難であるものの、報道等より確認できた2017年度における事業承継ファンドの設立実績から、法の認定を受けうるファンドを推計すると、1年間で11のファンドが認定を受けると推定される。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「報道等より確認できた2017年度における事業承継ファンドの設立実績から、法の認定を受けうるファンドを推計すると、1年間で11のファンドが認定を受けると推定される」との説明では、将来の適用数が年度ごとに予測されておらず、また算定根拠（計算</p>

式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 本税制措置に係る減収額を予測するためには、事業承継ファンドの数や平均投資先数及び平均投資金額、投資を受けた会社の資本構成（大企業にその発行済み株式を何割程度保有されるか）や事業承継ファンドから出資を受けた後の中小企業向け税制の利用見込み等の諸元が必要であるが、それら諸元の係数を試算して将来の減収額を算出することは、それらの諸元に係る情報の性質からして極めて困難であるものの、減収額は約1.3億円と推計される（(3)①に記載の11のファンドから、1ファンド当たり3社へ投資がなされ（ファンドへの出資事業者への聴取結果に基づき推計）、そのすべてがみなし大企業特例の規定に抵触すると仮定。また、1社当たりの租特による減収額は適用実態調査に基づき約1,067万円と算出、利益計上法人の割合は平成28年度会社標準調査に基づき36.2%と設定し減収額を算出した。）。</p> <p style="text-align: center;">（減収額試算）</p> <p style="text-align: center;">11（ファンド）×3社（投資先企業数）×1,067万（1社当たりの減収額）×0.362（利益計上法人割合）=1,27億円≒1.3億円</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、将来の減収額（法人税）が年度ごとに予測されておらず、「1社当たりの租特による減収額」の算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。また、将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（事業承継ファンドを通じた事業承継を促進する）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 事業承継ファンドから、租税特別措置におけるみなし大企業に係る規定により円滑な投資活動が行えなかったとの声がある。本税制措置が講じられれば、ファンドはより一層の投資活動を行えることから、ファンドによる事業の磨き上げ及びファンドを通じた事業承継の促進に相当程度貢献することが見込まれる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「本税制措置が講じられれば、ファンドはより一層の投資活動を行えることから、ファンドによる事業の磨き上げ及びファンドを通じた事業承継の促進に相当程度貢献することが見込まれる」との説明では、達成目標に対する将来の効果について、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目全てに課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【経済産業省の補足説明】欄には経済産業省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	事業承継ファンドから出資を受けた場合の法人税等の特例
2	①: 政策評価の対象税目	(国税19・地方税6(自動連動))(法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義)
	②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 大規模法人による出資割合が一定以上となる場合、出資を受けた中小企業は中小企業税制が適用されない制度となっている。
		《要望の内容》 一定の要件を満たす事業承継ファンドから出資を受けた際も中小企業税制の適用を可能とする要件緩和を行う。
		《関係条項》
5	担当部局	経済産業省中小企業庁事業環境部財務課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:平成31年～平成32年
7	創設年度及び改正経緯	新設要望
8	適用又は延長期間	期限の定めなし。
9	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 事業承継ファンドを通じた事業承継を促進する。
		《政策目的の根拠》 ・中小企業基本法(抜粋) 第24条 4 国は、中小企業者の事業の再建、承継又は廃止の円滑化を図るため、事業の再生のための制度の整備、事業の承継のための制度の整備、小規模企業に関して実施する共済制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 事業環境整備
	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 事業承継ファンドを通じた事業承継を促進する。

		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 事業承継ファンドから出資を受けた中小企業においては、将来の事業承継に向けた磨き上げを行わなければならない。しかしながら、事業承継ファンドを通じた大規模法人からの出資割合が一定以上となる場合には、当該中小企業は中小企業税制の適用を受けることができず、磨き上げのための積極的な設備投資等が阻害される。 このため、円滑な事業承継の一層の促進と中小企業の経営力向上に向けて、現行制度を改める必要がある。
10	有効性等	
	①: 適用数	11 ※1年間で経営強化法上の認定を受けうるファンドの数を11と仮定(報道等から確認できた、2017年度において設立されたファンドのうち、法の認定を受けうるファンド数を推定)
	②: 適用額	—
	③: 減収額	約1.3億円 ※上記11のファンドから、1ファンド当たり3社へ投資がなされ(ファンドへ出資したことがある事業者への調査結果に基づき仮定)、そのすべてがみなし大企業特例の規定に抵触すると仮定。また、1社当たりの租特による減収額は約1,067万円と仮定し、平成28年度における利益計上法人の割合は平成28年度会社標本調査に基づき36.2%と設定して算出している。
	④: 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 現在、中小企業の経営者の高齢化が急速に進行しており、事業承継の促進は待ったなしの課題となっている。一方で、中小企業においては、経営人材の不足や後継者の資金不足等、事業承継に向けた課題が多く、中小企業自らがこれを解決することが困難な場合がある。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 事業承継ファンドから出資を受けた中小企業においては、将来の事業承継に向けた磨き上げを行わなければならない。しかしながら、事業承継ファンドを通じた大規模法人からの出資割合が一定以上となる場合には、当該中小企業は中小企業税制の適用を受けることができず、磨き上げのための積極的な設備投資等が阻害される。 このため、円滑な事業承継の一層の促進と中小企業の経営力向上に向けて、現行制度を改める必要がある。
	⑤: 税収減を是認する理由等	事業承継ファンドが行う経営指導等による事業承継支援を一層促進し、併せて、中小企業の設備投資を促進して、その成長に不可欠な設備への投資の加速化を図り、もって地域経済の発展に資する。

11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>事業承継ファンドから出資を受けた中小企業においては、将来の事業承継に向けた磨き上げを行わなければならない。しかしながら、事業承継ファンドを通じた大規模法人からの出資割合が一定以上となる場合には、当該中小企業は中小企業税制の適用を受けることができず、磨き上げのための積極的な設備投資等が阻害される。</p> <p>このため、円滑な事業承継の一層の促進と中小企業の経営力向上に向けて、現行制度を改める必要がある。</p>
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>事業承継ファンドが行う経営指導等による事業承継支援を一層促進し、併せて、中小企業の設備投資を促進して、その成長に不可欠な設備への投資の加速化を図り、もって地域経済の発展に資する。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

<平成31年度税制改正要望関係> 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (H30経産06)

(評価実施府省：経済産業省)

【基本情報】

制度名 (措置名)	保険会社等の異常危険準備金の延長 (保険会社等の異常危険準備金) (火災保険等の積立率の特例)										
措置の内容	平成28年度時点	損害保険会社又は損害共済事業を行う特定の協同組合等が、異常災害損失の補填に充てるため、正味収入保険料又は正味収入共済掛金の額に一定の積立率を乗じて計算した金額を準備金として積み立てたときは、積立額の損金算入ができる。									
	平成29年度税制改正以後	従前どおり									
	平成30年度税制改正以後	従前どおり									
政策目的	火災等共済組合等が、異常災害が発生した場合においても、共済金を確実かつ円滑に支払えるように異常危険準備金を十分に積み立て、財務基盤を確保すること。										
評価対象税目	義務対象			努力義務対象							
	法人税	法人住民税	法人事業税								
関係条項	措法第57条の5、第68条の55										
要望内容	措置の適用期限を平成34年3月31日まで3年間延長する。										
創設年度	S28	過去の政策評価の実績	H22経産44、H24経産09、H27経産12							区分	延長

【総括表】

H23	租税特別措置等の適用実態												租税特別措置等によって達成しようとする目標とその実現状況 (効果)							
	適用件数 (法人税・件)			(参考)		減収額 (法人税・百万円)			(参考)		減収額 (地方法人二税・地方法人特別税・百万円)			(参考)		目標 「異常危険準備金の積立残高について、火災等共済組合等が設定した積立目標額 (92億円) 以上積み立て、これを維持する」				
				適用実態調査における適用件数 (法人税 (措置全体)・件)	実績				適用実態調査における適用額の上位10社割合 (法人税 (措置全体)・%)	実績				適用実態調査における租税特別措置ごとの影響額 (地方法人二税・地方法人特別税 (措置全体)・百万円)	実績					
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	目標値 (百万円)	将来予測	実績	租特の直接的効果	目標達成度			
	不明	2	-	49	不明	▲34.0	-	96.9%	不明	不明	-	▲15,761.1	不明	不明	10,198	不明	-			
H24	1	2	200.0%	53	▲1.0	▲17.3	1729.0%	96.7%	不明	▲9.0	-	▲13,338.3	不明	不明	8,613	不明	-			
H25	1	2	200.0%	56	▲1.0	▲16.9	1690.0%	97.3%	不明	▲8.8	-	▲15,323.2	不明	不明	8,233	不明	-			
H26	1	2	200.0%	60	▲1.0	▲16.9	1689.0%	96.8%	不明	▲8.8	-	▲18,958.5	不明	不明	6,689	不明	-			
H27	2	2	100.0%	62	▲17.1	▲17.6	103.4%	97.6%	▲8.1	▲8.4	103.2%	▲17,729.8	不明	6,930	8,905	不明	-			
H28	2	3	150.0%	61	▲17.5	▲16.8	96.3%	98.7%	▲8.3	▲8.0	96.4%	▲18,430.6	不明	7,178	9,324	不明	-			
H29	2	3	150.0%	-	▲17.9	▲16.6	92.6%	-	▲8.5	▲7.9	92.5%	-	不明	7,431	9,514	不明	-			
H30	3	-	-	-	▲16.8	-	-	-	▲8.0	-	-	-	不明	7,690	-	-	-			
H31	3	-	-	-	▲17.1	-	-	-	▲8.2	-	-	-	不明	不明	-	-	-			
H32	3	-	-	-	▲17.5	-	-	-	▲8.3	-	-	-	不明	不明	-	-	-			
H33	3	-	-	-	▲17.8	-	-	-	▲8.5	-	-	-	不明	不明	-	-	-			
H34	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
H35~ /未定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,200	-	-	-	-			

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	保険会社等の異常危険準備金の延長		
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区 分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（異常危険準備金の積立残高について、火災等共済組合等が設定した積立目標額（92億円）以上積み立て、これを維持する）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p> <p>② 政策目的（火災等共済組合等が、異常災害が発生した場合においても、共済金を確実に円滑に支払えるように異常危険準備金を十分に積み立て、財務基盤を確保することを目的とする）に対する達成目標（異常危険準備金の積立残高について、火災等共済組合等が設定した積立目標額（92億円）以上積み立て、これを維持する）について、「確実に円滑な共済金支払いを可能にし、契約者たる中小企業者の保護が確保される」と説明されているが、「92億円」という積立目標額の算定根拠が示されていないため、どの程度政策目的に寄与するのか明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 異常危険準備金は予測が困難な異常災害が発生すれば取り崩すこと、財務基盤の確保には目標金額以上を常に維持する必要があるという性質のものであることから、目標達成時期を示すことは適切ではない。</p> <p>② 火災等共済組合からの報告値を集計したものである。</p> <p>なお、積立目標の設定方法は火災等共済組合により異なるが、最大規模の異常災害による被害想定額、再保険契約による手当分や中協法施行規程における火災リスクの積立限度を参考に設定している。</p> <p>※ 中協法施行規程では自然災害を担保している共済契約は、積立限度額を設けていないが、火災等共済組合は火災共済リスクの積立限度額「正味収入共済掛金×2」を参考にしている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（平成27年度から29年度までの法人税）について、算定根拠（出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 火災等共済組合からの報告値を集計したものである。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（平成30年度から33年度までの法人税）について、「火災等共済組合報告値等」と説明されているが、その算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
--

<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 火災等共済組合からの報告値を集計したものであり、当省において何らかの計算（推計）は行っていない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（平成27年度から29年度までの法人税及び法人住民税）について、算定根拠（出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 火災等共済組合からの報告値を集計したものである。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（平成30年度から33年度までの法人税及び法人住民税）について、火災等共済組合報告値等」と説明されているが、その算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 火災等共済組合からの報告値を集計したものであり、当省において何らかの計算（推計）は行っていない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（異常危険準備金の積立残高について、火災等共済組合等が設定した積立目標額（92億円）以上積み立て、これを維持する）に対する過去の効果（平成25年度から29年度まで）について、算定根拠（出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（異常危険準備金の積立残高について、火災等共済組合等が設定した積立目標額（92億円）以上積み立て、これを維持する）に対する過去の効果について異常危険準備金積立残高は平成29年度時点で9,514百万円と説明されているが、過去の適用数3件（平成29年度）は、10件未満と僅少であり、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことを明らかにする必要がある。また、僅少であることの原因が明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標（異常危険準備金の積立残高について、火災等共済組合等が設定した積立目標額（92億円）以上積み立て、これを維持する。）に対する過去の直接的な効果について、「火災等共済組合等が異常災害に対応できる財務基盤を確保することにより、確実に円滑な共済金支払いを可能にし、契約者たる中小企業者の保護が確保されるとともに、中小企業者の発展に寄与している」と説明されているが、過去の効果（平成29年度時点の異常危険準備金積立残高：9,514百万円）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 火災等共済組合からの報告値を集計したものである。</p> <p>② 本特例措置の対象となる火災等共済組合は最大でも4団体である。現在、1団体の異常危険準備金残高が洗替保証率を超えていることから、本特例措置を利用していない。</p> <p>③ 平成27～29年度における減収額の合計額7,529万円が、異常危険準備金の積立額の増加に充てられた結果、同期間の積立額の合計額は30億2,047万円となり、異常危険準備金の</p>

<p>積立に効果的な租税特別措置であったと考えている。</p> <p>なお、異常危険準備金の積立額は例年ベースでは3年間合計で8～10億円程度であるが、平成23～26年度の異常災害の多発に伴い、同期間の取崩額が49億1,824万となったことから、平成27～29年度に積極的な積立を行った。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、僅少であり、かつ最大でも4団体という実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことが明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 「平成27～29年度における減収額の合計額7,529万円が、異常危険準備金の積立額の増加に充てられた結果、同期間の積立額の合計額は30億2,047万円となり、異常危険準備金の積立に効果的な租税特別措置であったと考えている」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（異常危険準備金の積立残高について、火災等共済組合等が設定した積立目標額（92億円）以上積み立て、これを維持する）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① (3)と同様に火災等共済組合からの報告値を集計し、異常災害による異常危険準備金の取崩しがないことを前提とした場合、平成30～33年度における減収額の合計額1億215万円が、異常危険準備金の積立額の増加に充てられることで、同期間の積立額の合計額は10億9,614万円となり、異常危険準備金の積立に効果的な租税特別措置であると考えている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「平成30～33年度（中略）の積立額の合計額は10億9,614万円」との説明では、将来の効果が年度ごとに予測されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	保険会社等の異常危険準備金の延長	
2	対象税目	(国税 22・地方税 24(自動連動)) (法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義)	
	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目	—	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】	
4	内容	《現行制度の概要》 火災等共済組合及び火災共済協同組合連合会(以下、「火災等共済組合等」という。)については、火災共済に係る異常危険準備金の積立において、正味収入共済掛金の4%(本則2%)の損金算入が認められている。 《要望の内容》 本税制措置の適用期限を3年間(平成33年度末まで)延長する。 《関係条項》 租税特別措置法第57条の5、第68条の55 同法施行令 第33条の2、第39条の83	
	5	担当部局	経済産業省中小企業庁経営支援部経営支援課
	6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:平成27年度～平成33年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和28年度 創設 昭和34年度 火災共済協同組合についても適用 昭和36年度 火災共済協同組合連合会についても適用(積立率7%) ・無税積立率の変遷 平成5年度 5年間の延長(積立率5%(本則2.5%)) 平成10年度 3年間の延長 平成13年度 3年間の延長 平成16年度 3年間の延長 平成19年度 3年間の延長 平成22年度 3年間の延長、積立率4%(本則2%) 平成25年度 3年間の延長 平成28年度 3年間の延長 ・洗替保証率の変遷 昭和36年度 火災共済協同組合75%(火災共済協同組合連合会90%) 昭和53年度 72%(87%)、昭和54年度 69%(84%) 昭和55年度 66%(81%)、昭和56年度 63%(78%) 昭和57年度 60%(75%)、平成28年度 45%(60%)	
		8	適用又は延長期間
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 火災等共済組合等が、異常災害が発生した場合においても、共済金を確実かつ円滑に支払えるように異常危険準備金を十分に積み立て、財務基盤を確保することを目的とする。

		《政策目的の根拠》 中小企業等協同組合法において責任準備金の積立が義務づけられており、責任準備金の一つである異常危険準備金については、中小企業等協同組合法施行規則において共済契約に基づく将来の債務を確実に履行するため将来発生が見込まれる危険に備えて計算した金額を積み立てなければならない。																														
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 中小企業・地域経済 経営安定・取引適正化																														
		③: 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 異常危険準備金の積立残高について、予想外の損害のうち最大規模の水準(伊勢湾台風級の異常災害における被害想定額)を踏まえ、火災等共済組合等が設定した積立目標額(92億円)以上積み立て、これを維持する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 火災等共済組合等が異常災害に対応できる財務基盤を確保することにより、確実かつ円滑な共済金支払いを可能にし、契約者たる中小企業者の保護が確保されるとともに、中小企業者の発展に寄与することが可能となる。																														
10	有効性等	①: 適用数 適用件数等について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」では本要望対象の組合に係る数値のみを抽出できないため、火災等共済組合報告値等によると次のとおり。 【適用団体数、適用額】 (単位:万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用団体数</th> <th>適用額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成27年度</td><td>2団体</td><td>9,286</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>3団体</td><td>8,853</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>3団体</td><td>8,715</td></tr> <tr><td>平成30年度見込</td><td>3団体</td><td>8,851</td></tr> <tr><td>平成31年度見込</td><td>3団体</td><td>9,020</td></tr> <tr><td>平成32年度見込</td><td>3団体</td><td>9,192</td></tr> <tr><td>平成33年度見込</td><td>3団体</td><td>9,368</td></tr> </tbody> </table> ※ 出典:火災等共済組合報告値等		適用団体数	適用額	平成27年度	2団体	9,286	平成28年度	3団体	8,853	平成29年度	3団体	8,715	平成30年度見込	3団体	8,851	平成31年度見込	3団体	9,020	平成32年度見込	3団体	9,192	平成33年度見込	3団体	9,368						
			適用団体数	適用額																												
		平成27年度	2団体	9,286																												
平成28年度	3団体	8,853																														
平成29年度	3団体	8,715																														
平成30年度見込	3団体	8,851																														
平成31年度見込	3団体	9,020																														
平成32年度見込	3団体	9,192																														
平成33年度見込	3団体	9,368																														
②: 適用額 上記のとおり。																																
③: 減収額 【減収額】 (単位:万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>法人税</th> <th>法人住民税</th> <th>法人事業税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成27年度</td><td>1,764</td><td>227</td><td>611</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>1,682</td><td>217</td><td>583</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>1,655</td><td>213</td><td>574</td></tr> <tr><td>平成30年度見込</td><td>1,681</td><td>216</td><td>583</td></tr> <tr><td>平成31年度見込</td><td>1,713</td><td>221</td><td>594</td></tr> <tr><td>平成32年度見込</td><td>1,746</td><td>225</td><td>605</td></tr> <tr><td>平成33年度見込</td><td>1,780</td><td>229</td><td>617</td></tr> </tbody> </table> ※ 出典:火災等共済組合報告値等		法人税	法人住民税	法人事業税	平成27年度	1,764	227	611	平成28年度	1,682	217	583	平成29年度	1,655	213	574	平成30年度見込	1,681	216	583	平成31年度見込	1,713	221	594	平成32年度見込	1,746	225	605	平成33年度見込	1,780	229	617
	法人税	法人住民税	法人事業税																													
平成27年度	1,764	227	611																													
平成28年度	1,682	217	583																													
平成29年度	1,655	213	574																													
平成30年度見込	1,681	216	583																													
平成31年度見込	1,713	221	594																													
平成32年度見込	1,746	225	605																													
平成33年度見込	1,780	229	617																													

	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>異常危険準備金積立残高は、平成 26 年度までは異常災害の増加により取崩しが続いたことにより過去最低水準になったが、平成 27 年度以降は増加に転じている。</p> <p>【異常危険準備金積立残高】</p> <p>平成 25 年度 8,233 百万円 平成 26 年度 6,689 百万円 平成 27 年度 8,905 百万円 平成 28 年度 9,324 百万円 平成 29 年度 9,514 百万円</p> <p>※ 出典:火災等共済組合報告値等</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>上記のとおり、火災等共済組合等が異常災害に対応できる財務基盤を確保することにより、確実かつ円滑な共済金支払いを可能にし、契約者たる中小企業者の保護が確保されるとともに、中小企業者の発展に寄与している。</p>
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>本措置により、火災等共済組合等の税負担を軽減することで、契約者たる中小企業者の保護を目的として、異常災害に対応できる財務基盤を確保するため、異常危険準備金の積立てが行われる。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本措置における損金算入の特例 4%は、本措置を利用して積み立てられた異常危険準備金の累積額の正味収入共済掛金の額に対する割合が火災等共済組合 45%、火災共済協同組合連合会 60%以下の低水準の場合に限り認められるものであり、異常危険準備金の取り崩しの際に益金算入され課税されるものであるため、適切であるとともに必要最低限の措置である。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>—</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>税負担の軽減をすることで、異常災害の発生に備えるために準備金の積立てを促す措置であり、地方税においても同様の措置が必要である。</p> <p>また、全国各地で生じる異常災害に対し、被災者の生活及び経済活動の復旧に必要となる円滑かつ確実な共済金の支払いに資するものであることから、地方公共団体が一定の措置を講ずることは妥当である。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 27 年 8 月 (H27 経産 26)

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の延長及び拡充		
税目	法人税、法人住民税、所得税		
区分	□新設	■拡充	■延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（民間企業の研究開発投資を2020年度頃までに対GDP比3%にする）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。</p> <p>② 達成目標（民間企業の研究開発投資を2020年度頃までに対GDP比3%にする）では、政策的（具体的には、民間企業の研究開発投資を2020年度頃までに対GDP比3%にする）の実現状況を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 平成31年度税制適用額実績及び平成31年度民間企業研究開発投資実績に関する調査結果が判明するのが平成32年度末であり、仮に時限措置部分を平成32年度末までとしてしまうと、平成31年度税制改正の効果の実績値が判明することを待たずに、平成31年度に設けた時限措置の延長要望の必要性の有無等を平成32年度に議論せねばならないため、3年間の時限措置を要望しているものである。</p> <p>② 政策目的は、「我が国の研究開発投資総額（平成28年度：18.4兆円）の約7割（同：13.3兆円）を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションに繋がる中長期・革新的な研究開発等の加速を通じた我が国企業の競争力を強化する。あわせて、自律的なイノベーションエコシステムを構築する。」ことであり、具体的な達成目標が「民間企業の研究開発投資を2020年度頃までに対GDP比3%にする」である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（平成26年度、27年度及び29年度の所得税）が年度ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の適用数（平成29年度の法人税（中小企業技術基盤強化税制））について、別紙1において「適用見込み件数についても、上記4～5と同様の手法により得られた5,986件を適用見込み件数とした。」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 租特透明化法に基づき把握される過去の適用数（法人税（オープンイノベーション型））250件（平成27年度）が前回評価時の将来予測508件と乖離していることについて、その原因が明らかにされていない。</p> <p>④ 過去の適用数（平成29年度の法人税（中小企業技術基盤強化税制のうち、大企業分の適用件数））について、別紙1の説明に以下のとおり誤りがある。 誤 試算方法：中小企業者等のH29実績×（H27大企業実績+H28大企業実績／H27中小企業者等実績+H28中小企業者等実績） 正 試算方法：中小企業者等のH29実績×（H27大企業実績+H28大企業実績）／（H27中小企業者等実績+H28中小企業者等実績）</p>

【経済産業省の補足説明】

- ① 法人に対しては、有価証券報告書等の情報から研究開発を行っている者を一定程度把握ができるため、アンケート調査を実施するなど、把握に努めているが、個人に対しては、研究開発を実施している端緒を把握することが困難であることから法人と同様なアンケートを実施することは困難である。そのため、国税庁による申告所得税課税調査 第10表 租税特別措置法関連項目による適用数等を把握することとしている。当該統計数値については事前評価書「10. 有効性等」に記載している。この点、御指摘の平成26年度については当該統計調査においては9人（適用金額1百万円）、27年度については16人（適用金額1百万円）であることを把握している。また、29年度については、本税制の利用動向に大きな変化が生じていないことを踏まえると、個人の活用状況は極めて僅少であると見込んでおり、平成29年度以降の適用数等は平成28年度の4人（適用金額1百万円）と同様と見込まれる。
- ② 租税特別措置の適用実態調査によると、平成28年度の中小企業技術基盤強化税制活用件数は、5,302件。
中小企業庁アンケートで得られた平成28年度の中小企業技術基盤強化税制活用件数実績は、62件であり、カバー率は1.17%。（カバー率：62÷5,302=1.17%）
当該カバー率（1.17%）を中小企業庁企業アンケートで得られた、平成29年度の中小企業技術基盤強化税制活用件数の70件に割り戻して得られた件数を、現行制度の平成29年度における中小企業技術基盤強化税制の適用見込み件数とした。
（70件 ÷ 1.17% = 5,986件）
- ③ 前回要望時において、平成27年度の適用見込み件数の算定に当たっては、当該時点で得られたアンケート結果等から得られた値をもって計算しているものであるが、オープンイノベーション型については、平成27年度改正において、大幅な拡充を行ったばかりであったため、本体である総額型に比べ適用見込みの算定は困難であった。なお、アンケート調査は、研究開発投資額が大きい企業を中心に行っているため、適用件数よりも適用見込み額の推計を重視したものとなっている。
- ④ ②指摘のとおり修正したい。

【点検結果】

- ①～④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（所得税）が予測されていない。</p> <p>② 将来の適用数（法人税（高水準型））63件（平成30年度）が過去の実績150件（平成28年度）と乖離していることについて、その原因が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 法人に対しては、有価証券報告書等の情報から研究開発を行っている者を一定程度把握ができるため、アンケート調査を実施するなど、把握に努めているが、個人に対しては、研究開発を実施している端緒を把握することが困難であることから法人と同様なアンケートを実施することは困難である。そのため、国税庁による申告所得税課税調査第10表租税特別措置法関連項目による適用数等を把握することとしている。当該統計数値については事前評価書「10. 有効性等」に記載している。この点、御指摘の平成26年度については当該統計調査においては9人（適用金額1百万円）、27年度については16人（適用金額1百万円）であることを把握している。また、29年度については、本税制の利用動向に大きな変化が生じていないことを踏まえると、個人の活用状況は極めて僅少であると見込んでおり、平成29年度以降の適用数等は平成28年度の4人（適用金額1百万円）と同様と見込まれる。</p> <p>② 高水準型は、総額型控除上限乗せ措置と選択制であるため、両者の控除額が同額である場合には、計算が簡素である総額型控除上限乗せ措置を適用することと仮定していることから、高水準型ではなく、総額型控除上限乗せ措置の適用を受ける数を見込んだため。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（平成26年度、27年度及び29年度の所得税）が年度ごとに把握されていない。また、過去の減収額（平成29年度の法人住民税）が把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（平成29年度の法人税（中小企業技術基盤強化税制））について、「中小企業庁企業アンケートにより得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び租税特別措置適用実態調査を用い、上記1～3と同様の手法により得られた38,355百万円を現行制度の平成29年度における中小企業技術基盤強化税制の見込み額とした。」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 過去の減収額（法人税（高水準型））45億円（平成28年度）が前回評価時の将来予測91億円とかい離していることについて、その原因が明らかにされていない。</p> <p>④ 過去の減収額（平成29年度の法人税（中小企業技術基盤強化税制のうち、大企業分の減収額））について、その算定基礎である適用金額に関する別紙1の説明に以下のとおり誤りがある。</p> <p>誤 試算方法：中小企業者等のH29実績×（H27大企業実績+H28大企業実績）／H27中小企業者等実績+H28中小企業者等実績</p> <p>正 試算方法：中小企業者等のH29実績×（H27大企業実績+H28大企業実績）／（H27中小企業者等実績+H28中小企業者等実績）</p> <p>また、過去の減収額（平成29年度の法人税（総額型））について、別紙1において「当該カバー率（58.4%）を経済産業省平成30年度企業アンケートで得られた、平成29年度の総額型活用実績の359,471百万円に割り戻して得られた額を、現行制度の平成27年度における総額型の見込み額とした」と説明されているが、「平成27年度」は「平成29年度」が正しいのではないかと。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 法人に対しては、有価証券報告書等の情報から研究開発を行っている者を一定程度把握ができるため、アンケート調査を実施するなど、把握に努めているが、個人に対しては、研究開発を実施している端緒を把握することが困難であることから法人と同様なアンケートを実施することは困難である。そのため、国税庁による申告所得税標本調査第10表租税特別措置法関連項目による適用数等を把握することとしている。当該統計数値については事前評価書「10. 有効性等」に記載している。この点、御指摘の平成26年度については当該統計調査においては9人（適用金額1百万円）、27年度については16人（適用金額1百万円）であることを把握している。また、29年度については、本税制の利用動向に大きな変化が生じていないことを踏まえると、個人の活用状況は極めて僅少であると見込んでおり、平成29年度以降の適用数等は平成28年度の4人（適用金額1百万円）と同様と見込まれる。</p> <p>② 租税特別措置の適用実態調査によると、平成28年度の中小企業技術基盤強化税制活用実績額は25,672百万円。</p> <p>中小企業庁企業アンケートで得られた平成28年度の中小企業技術基盤強化税制の中小企業者等における活用実績額は、350百万円であり、カバー率は1.36%。（カバー率：$350 \div 25,672 = 1.36\%$）</p> <p>当該カバー率（1.36%）を中小企業庁企業アンケートで得られた、平成29年度の中小企業技術基盤強化税制活用実績額の523百万円に割り戻して得られた額を、現行制度の平成29年度における中小企業技術基盤強化税制の見込み額とした。</p> <p>$(523 \text{百万円} \div 1.36\% = 38,355 \text{百万円})$</p> <p>③ 研究開発税制の活用実績は、研究開発投資量や景気の変動等の様々な影響を受けることに留意が必要であり、税制改正前の適用見込み数と実績数の差にもその影響が見られる。また、高水準型には適用要件があり、総額型に比べ、前回評価時において予測に用いることができた企業サンプル数が少なかったため、実績と差が生じたものと考えられる。</p> <p>④ ご指摘のとおり修正したい。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、過去の減収額（平成29年度の法人住民税）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>
--

②～④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（所得税）が予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額（平成30年度の法人税及び法人住民税）が予測されていない。</p> <p>③ 将来の減収額（平成32年度及び33年度の法人税（総額型及び中小企業技術基盤強化税制））について、「総額型、中小企業技術基盤強化税制の適用金額については、「2020年頃に名目GDP600兆円達成」及び「民間研究開発投資を対GDP比3%以上」という目標を達成するためには、民間研究開発投資を毎年7.8%増加させる必要があることから、平成31年度税制改正要望内容に伴う適用金額に107.8%に相当する額を平成32年度推計値に、平成32年度推計値の107.8%に相当する額を平成33年度推計値とした。（平成30年度経済産業省アンケート調査に基づく試算）」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>④ 将来の減収額（平成31年度の法人住民税）について、「国税における適用額の推計のうち資本金1億円以下の法人分の推計額に法人住民税率（12.9%）を乗じた数を計上した」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>⑤ 将来の減収額（平成31年度の法人税（総額型、中小企業技術基盤強化税制、高水準型及びオープンイノベーション型））について、別紙2において、「総額型及び中小企業技術基盤強化税制 減収見込額・適用見込事業者数について」の4（総額型）及び6（中小企業技術基盤強化税制）、「高水準型 減収見込額・適用見込事業者数について」の4及び5（高水準型）並びに「オープンイノベーション型 減収見込額・適用見込事業者数について」の4（オープンイノベーション型）等に説明されているとおり、今般の要望内容を踏まえて減収額を増減されているが、いずれも算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 法人に対しては、有価証券報告書等の情報から研究開発を行っている者を一定程度把握ができるため、アンケート調査を実施するなど、把握に努めているが、個人に対しては、研究開発を実施している端緒を把握することが困難であることから法人と同様なアンケートを実施することは困難である。そのため、国税庁による申告所得税標本調査第10表租税特別措置法関連項目による適用数等を把握することとしている。当該統計数値については事前評価書「10. 有効性等」に記載している。この点、御指摘の平成26年度については当該統計調査においては9人（適用金額1百万円）、27年度については16人（適用金額1百万円）であることを把握している。また、29年度については、本税制の利用動向に大きな変化が生じていないことを踏まえると、個人の活用状況は極めて僅少であると見込んでおり、平成29年度以降の適用数等は平成28年度の4人（適用金額1百万円）と同様と見込まれる。</p> <p>② 平成30年度の法人税の適用金額は、現時点において増減させる要素が明確でないことから平成29年度推計値と同数と考えられる。（平成29年度の推計値は別紙2参照）また法人住民税については、平成30年度法人税の適用金額に法人住民税率（12.9%）を乗じた金額となる。算出は以下の通り。</p> <p>中小企業技術基盤強化税制（別紙1参照）（法人税額×12.9%） $= 387 \text{億円} \times 12.9\%$ $= 50 \text{億円}$</p> <p>また、高水準型、オープンイノベーション型については平成30年度の法人税の適用金額に平成27、28年度の実績値（「租税特別措置の適用実態調査（財務省）」から資本金1億円以下の法人分の推計割合を算出し、そこに法人住民税率を乗じた額になっている。（H30法人税額推計×（H27・28中小・大企業実績）÷（H27・28中小・大企業実績）×12.9%）高水準型 $= 54 \text{億円} \times (1.0 \text{億円} + 0.8 \text{億円}) \div (60 \text{億円} + 45 \text{億円}) \times 12.9\%$ $= 0.12 \text{億円}$</p>
--

<p>オープンイノベーション型 $=85\text{億円} \times (0.7\text{億円} + 1.6\text{億円}) \div (39\text{億円} + 42\text{億円}) \times 12.9\%$ $=0.31\text{億円}$</p> <p>③ 2020年頃に名目GDP600兆円の実現を目指し、官民合わせた研究開発投資を対GDP4%以上とするには、民間研究開発投資額を2016年の13.3兆円から2020年18兆円（600兆円×3%）にする必要があり、5年間で平均7.8%増加し続ける事が必要となる。（約13.3兆円×1.078⁴＝約18兆円）</p> <p>④ 中小企業技術基盤強化税制については法人税額の将来推計の適用金額に法人住民税率（12.9%）を乗じた額となっている。算出は以下の通り。 中小企業技術基盤強化税制 $=439\text{億円} \times 12.9\%$ $=57\text{億円}$</p> <p>また、高水準型、オープンイノベーション型については法人税額の将来推計の適用金額について平成27、28年度の実績値（「租税特別措置の適用実態調査（財務省）」）から資本金1億円以下の法人分の推計割合を算出し、そこに法人住民税率を乗じた額となっている。平成31年度の算出については以下の通り</p> <p>高水準型 全体推計×(H27・28中小実績)÷(H27・28中小・大企業実績)×12.9% $=22\text{億円} \times (1.0 + 0.8\text{億円}) \div (60\text{億} + 45\text{億円}) \times 12.9\%$ $=0.05\text{億円}$</p> <p>オープンイノベーション型 全体推計×(H27・28中小実績)÷(H27・28中小・大企業実績)×12.9% $=289\text{億円} \times (0.7 + 1.6\text{億円}) \div (39 + 42\text{億円}) \times 12.9\%$ $=1.1\text{億円}$</p> <p>⑤ 経済産業省平成30年度企業アンケートで得られた企業ごとの試験研究費等のデータをもとに、企業ごとに以下の試算を行った。</p> <p>1) オープンイノベーション型の拡充により、総額型からオープンイノベーション型へ新たに移行する額を計算し、オープンイノベーション型の改正減収見込み額を▲20,364百万円とした。</p> <p>2) 上記1)で求めたオープンイノベーション型への移行分を総額型から除いた上で、総額型及び中小企業技術基盤強化税制における控除上限引上げ（法人税額の25%から30%へ引上げ）及び控除率の延長・見直し（総額型の控除率の最大値を15%に引上げ）を踏まえ、総額型及び中小企業技術基盤強化税制の活用見込み額をそれぞれ計算した。</p> <p>3) 上記2)に加え、選択制である4つの上乗せ措置（総額型の既存の上乗せ措置、総額型の新たな上乗せ措置、中小企業者向けの上乗せ措置、高水準型）について、各企業は控除額が最大となるような措置を選択するものとして、活用見込み額を計算した。</p> <p>4) 上記2)及び3)の結果、総額型の改正減収見込み額を▲22,937百万円、中小企業技術基盤強化税制の改正減収見込み額を▲5,190百万円、高水準型の改正増収見込み額を+3,202百万円とした。なお、高水準型が増収見込みとなるのは、総額型上乗せ措置と高水準型の適用額が同額となる場合には、計算が簡素な総額型上乗せ措置を選択することと仮定したためである。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 補足説明では、「官民合わせた研究開発投資を対GDP4%以上とする」ために必要な減収額であり、どのような予測に基づいてその減収額に至るかの算定根拠が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>⑤ 補足説明では、「1)」、「2)」、「3)」及び「4)」の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>
--

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（民間企業の研究開発投資を2020年度頃までに対GDP比3%にする）に対する過去の効果（平成29年度）が把握されていない。</p> <p>② 租税透明化法に基づき把握される上位10社の適用額合計の割合93.2%、93.6%、90.9%（平成26年度から28年度までの法人税（高水準型））及び84.3%（平成26年度（オープンイノベーション型））は、8割超であり、想定外に特定の者に偏っているにもかかわらず、その原因が明らかにされておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標（民間企業の研究開発投資を2020年度頃までに対GDP比3%にする）の実現に十分に寄与したことが明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標（民間企業の研究開発投資を2020年度頃までに対GDP比3%にする）に対する過去の直接的な効果について、「民間企業研究開発投資の対GDP比率は（中略）効果が見込まれる。」と説明されているが、過去の効果（対GDP研究開発投資比率の推移）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 研究論文（kasahara et al. (2011)）によれば、研究開発税制（総額型）は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍に押し上げる効果があるとされている。この押し上げ倍率は、総額型が導入された際の平成15年度のデータに基づき、企業ごとの固有効果等については勘案した上で推定されており、他の要因の影響をできる限り排除しているものである。上記で示した総額型の押し上げ倍率（2.33倍）が、研究開発税制における総額型以外の措置にも当てはまるとすると、経済産業省平成30年度企業アンケート割戻して得られた平成29年度の研究開発税制の適用額をから、平成29年度における民間企業の研究開発投資押し上げ額は14,663億円（629,306百万円×2.33倍＝1,466,283百万円）と推定される。平成29年度の研究開発投資額実績は不明であるが、近年の民間企業研究開発投資額実績（約13兆円）と比較すると、その約1割は研究開発税制の押し上げ効果によるものと考えられ、対GDP民間研究開発投資比率の増加に貢献していると言える。</p> <p>② 我が国民間企業の業種別研究開発投資は、事前評価書「10. 有効性等」に「記載しているとおり総務省「科学技術研究調査」によって確認できる。研究開発税制は企業が支出する研究開発費（税法上は試験研究費）に対して適用される制度であり、特定の業種や特定の者を想定した制度ではなく、租税特別措置の適用実態調査の業種別適用額等との比較においても、高水準型は、上位10社割合が8割超であったものの、オープンイノベーション型については、27年度以降、上位10社割合が低下しており、著しい差があるものではないことから、想定外に特定の業種や者に偏っているものではないと考えられる。</p> <p>③ 研究論文（kasahara et al. (2011)）によれば、研究開発税制（総額型）は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍に押し上げる効果があるとされている。この押し上げ倍率は、総額型が導入された際の平成15年度のデータに基づき、企業ごとの固有効果等については勘案した上で推定されており、他の要因の影響をできる限り排除しているものである。上記で示した総額型の押し上げ倍率（2.33倍）が、研究開発税制における総額型以外の措置にも当てはまるとすると、「租税特別措置の適用実態調査（財務省）」の実績から、平成28年度における民間企業の研究開発投資押し上げ額は13,807億円（592,586百万円×2.33倍＝1,380,725百万円）と推定される。平成28年度の研究開発投資額133,183億円（実績）に対しては、約10.7%の押し上げ効果があり、対GDP民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明では、達成目標（民間企業の研究開発投資を2020年度頃までに対GDP比3%にする）に対する過去の効果（平成29年度）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 「高水準型は、上位10社割合が8割超であったものの、オープンイノベーション型については、27年度以降、上位10社割合が低下しており、著しい差があるものではない」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--

③ 補足説明では、平成27年度から29年度までの民間研究開発投資の対GDP比の押し上げ率が明らかになっていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（民間企業の研究開発投資を2020年度頃までに対GDP比3%にする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 未来投資戦略2017（閣議決定）や骨太の方針2018（閣議決定）等を背景として、民間企業の研究開発投資を2020年度頃までに対GDP比3%にするためには、引き続き本制度において、企業におけるイノベーションに繋がる中長期・革新的な研究開発への積極的な投資やイノベーション経営に向けた企業の意識・行動改革を最大限後押しすることが重要。</p> <p>研究開発税制は、(6)に記載のとおりこれまでも民間企業の研究開発投資への押し上げに貢献してきており、今後も民間企業の研究開発投資を押し上げることにより、目標（民間企業の研究開発投資を2020年度頃までに対GDP比3%にする）達成に寄与するものと考えられる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「研究開発税制は、(6)に記載のとおりこれまでも民間企業の研究開発投資への押し上げに貢献してきており、今後も民間企業の研究開発投資を押し上げることにより、目標（民間企業の研究開発投資を2020年度頃までに対GDP比3%にする）達成に寄与するものと考えられる」との説明では、本特例措置の定量的な効果が予測されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の延長及び拡充
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義、所得税:外)(国税 24) (法人住民税:義)(地方税 26)
	②: 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>所得の計算上損金の額に算入される試験研究費の額がある場合、その事業年度の法人税額(国税)から、試験研究費の額に税額控除割合を乗じて計算した金額を控除することを認める制度。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>我が国の国際競争力を支える民間研究開発の維持・拡大を図るため、イノベーションに繋がる中長期・革新的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。具体的には、民間企業の研究開発投資を 2020 年度頃までに対 GDP 比 3%にするという目標を着実に実現するため、企業に研究開発を増加させるインセンティブを着実に与えるべく、総額型の控除上限引上げ等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ ○ 総額型の控除率を見直し、最大 15%の控除率を実現 ○ 試験研究費の額が平均売上金額の 10%を超える場合の上乗せ措置の適用期限の延長(3 年間延長(33 年度末まで)) ○ 中小企業者等について、試験研究費が 5%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組みを延長(3 年間延長(33 年度末まで)) ○ 減益にも関わらず試験研究費を増加させた場合に控除上限を上乗せする仕組みの創設(3 年間(33 年度末まで)) ○ 組織再編があった場合の比較試験研究費の算出方法等に関する運用改善 <p>また、破壊的イノベーションによって業界構造が今後更に大きく変わっていくことが見込まれる中、革新的なイノベーションが次々と生まれるエコシステムを形成すべく、ベンチャー企業とのオープンイノベーションに対する支援の拡充等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ オープンイノベーション型の支援対象の拡大・一部控除率引上げ(ベンチャー・中小企業との共同研究及びベンチャー・中小企業が行う共同・委託研究等) ○ ベンチャー企業が総額型、中小企業技術基盤強化税制及びオープンイノベーション型を利用する場合の控除上限の引上げ

		《関係条項》 租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 10 条、第 42 条の 4、第 68 条の 9
5	担当部局	経済産業省産業技術環境局技術振興・大学連携推進課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 30 年 8 月 分析対象期間:平成 27 年度～33 年度
7	創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・増加型:昭和 42 年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制:昭和 60 年度創設 ・特別試験研究費税額控除制度:平成 5 年度創設 ・総額型:平成 15 年度創設 ・高水準型:平成 20 年度創設 ・平成 26 年度税制改正にて、上乗せ措置(増加型及び高水準型)を3年間延長するとともに、増加型の控除率を定率 5%から 5～30%(試験研究費の増加率に応じて控除率が変化する仕組み)に変更 ・平成 27 年度税制改正にて、控除上限を法人税額の 30%に引上げる(総額型 25%、特別試験研究費税額控除制度(オープンイノベーション型)5%(ともに恒久措置))とともに、オープンイノベーション型の控除率(12%から 20%又は 30%)及び対象費用(中小企業からの知財権の使用料)を拡充し、繰越控除制度を廃止。 ・平成 29 年度改正にて、増加型を廃止した上で、総額型に増加インセンティブを組み込み、高水準型を延長しつつ、売上高試験研究費割合が 10%超の場合や中小企業者等の試験研究費が 5%超増加した場合に控除上限を上乗せできる措置を導入。加えて、試験研究費の定義を見直し(第4次産業革命型のサービスの開発を追加)、特別試験研究費税額控除制度の要件を緩和。
8	適用又は延長期間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ ○ 総額型の控除率を見直し、最大 15%の控除率を実現 ○ オープンイノベーション型の支援対象の拡大・一部控除率引上げ(ベンチャー・中小企業との共同研究及びベンチャー・中小企業が行う共同・委託研究等) ○ ベンチャー企業が総額型、中小企業技術基盤強化税制及びオープンイノベーション型を利用する場合の控除上限の引上げ ○ 組織再編があった場合の比較試験研究費の算出方法等に関する運用改善(以上、恒久措置) ○ 試験研究費の額が平均売上金額の 10%を超える場合の上乗せ措置の適用期限の延長(3 年間延長(33 年度末まで)) ○ 中小企業者等について、試験研究費が 5%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組みを延長(3 年間延長(33 年度末まで)) ○ 減益にも関わらず試験研究費を増加させた場合に控除上限を上乗せする仕組みの創設(3 年間(33 年度末まで))
9	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の研究開発投資総額(平成 28 年度:18.4 兆円)の約 7 割(同:13.3 兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションに繋がる中長期・革新的な研究開発等の加速を通じた我が国企業の競争力を強化する。あわせて、自律的なイノベーションエコシステムを構築する。 具体的には、民間企業の研究開発投資を 2020 年度頃までに対 GDP 比 3%にする。</p>

	<p>《政策目的の根拠》</p> <p>○ 第5期科学技術基本計画(平成28年～32年度)[平成28年1月22日閣議決定]</p> <p>第7章 科学技術イノベーションの推進の強化</p> <p>(5)未来に向けた研究開発投資の確保</p> <p>第5期基本計画においても、これまでの科学技術振興の努力を継続していく観点から～(中略)～政府研究開発投資に関する具体的な目標を引き続き設定し、政府研究開発投資を拡充していくことが求められる。</p> <p>このため、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略)</p> <p>○ 未来投資戦略2017[平成29年6月9日閣議決定]</p> <p>4. イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム</p> <p>(2)新たに講ずべき具体的施策</p> <p>～略～研究開発投資の目標については、官民合わせた研究開発投資を対GDP比4%以上とすることを目標とする～略～</p> <p>ii)我が国が強い分野への重点投資</p> <p>～略～民間企業の研究開発投資を対GDP比3%にすることを指すことにより、官民合わせた研究開発投資の対GDP比4%以上とすることを目標とする。</p> <p>○ 未来投資戦略2018[平成30年6月15日閣議決定]</p> <p>3. イノベーションを生み出す大学改革と産学官連携・ベンチャー支援</p> <p>3-1. 自律的なイノベーションエコシステムの構築</p> <p>・2020年度までに、官民合わせた研究開発投資の対GDP比を4%以上とする。</p> <p>3-2. ベンチャー支援強化</p> <p>・大企業やベンチャーキャピタル(VC)が抱えるヒト・モノ・カネ・チエを研究開発型ベンチャーに環流させ、自発的な好循環を定着させるべく、両者の連携・提携・共同研究等を促進する仕組みを構築する。</p> <p>○ 統合イノベーション戦略2018[平成30年6月15日閣議決定]</p> <p>第4章 地の社会実装</p> <p>(2)政府事業・制度等におけるイノベーション化の推進</p> <p>○目標</p> <p><研究開発投資の促進></p> <p>～略～官民研究開発投資目標(対GDP比4%以上)の達成</p> <p>○ 経済財政運営と改革の基本方針2018(骨太の方針)[平成30年6月15日閣議決定]</p> <p>第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組</p> <p>5. 重要課題への取組</p> <p>(2)投資とイノベーションの促進</p> <p>① 科学技術・イノベーションの推進</p> <p>～略～民間企業が研究開発投資対GDP比3%を目指すことを表明したこと踏まえ、～略～官民合わせた研究開発投資を対GDP比4%以上とすることを目標とする。</p>
<p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>経済成長</p> <p>技術革新</p> <p>○ 第5期科学技術基本計画(平成28年～32年度)[平成28年1月22日閣議決定]</p> <p>第7章 科学技術イノベーションの推進の強化</p> <p>(5)未来に向けた研究開発投資の確保</p>

	<p>第5期基本計画においても、これまでの科学技術振興の努力を継続していく観点から～(中略)～政府研究開発投資に関する具体的な目標を引き続き設定し、政府研究開発投資を拡充していくことが求められる。</p> <p>このため、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略)</p> <p>○ 未来投資戦略2017[平成29年6月9日閣議決定]</p> <p>4. イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム</p> <p>(2)新たに講ずべき具体的施策</p> <p>～略～研究開発投資の目標については、官民合わせた研究開発投資を対GDP比4%以上とすることを目標とする～略～</p> <p>ii)我が国が強い分野への重点投資</p> <p>～略～民間企業の研究開発投資を対GDP比3%にすることを指すことにより、官民合わせた研究開発投資の対GDP比4%以上とすることを目標とする。</p> <p>○ 未来投資戦略2018[平成30年6月15日閣議決定]</p> <p>3. イノベーションを生み出す大学改革と産学官連携・ベンチャー支援</p> <p>3-1. 自律的なイノベーションエコシステムの構築</p> <p>・2020年度までに、官民合わせた研究開発投資の対GDP比を4%以上とする。</p> <p>3-2. ベンチャー支援強化</p> <p>・大企業やベンチャーキャピタル(VC)が抱えるヒト・モノ・カネ・チエを研究開発型ベンチャーに環流させ、自発的な好循環を定着させるべく、両者の連携・提携・共同研究等を促進する仕組みを構築する。</p> <p>○ 統合イノベーション戦略2018[平成30年6月15日閣議決定]</p> <p>第4章 知の社会実装</p> <p>(2)政府事業・制度等におけるイノベーション化の推進</p> <p>○目標</p> <p><研究開発投資の促進></p> <p>～略～官民研究開発投資目標(対GDP比4%以上)の達成</p> <p>○ 経済財政運営と改革の基本方針2018(骨太の方針)[平成30年6月15日閣議決定]</p> <p>第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組</p> <p>5. 重要課題への取組</p> <p>(2)投資とイノベーションの促進</p> <p>① 科学技術・イノベーションの推進</p> <p>～略～民間企業が研究開発投資対GDP比3%を目指すことを表明したこと踏まえ、～略～官民合わせた研究開発投資を対GDP比4%以上とすることを目標とする。</p>
<p>③: 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>民間企業の研究開発投資を2020年度頃までに対GDP比3%にする</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。</p> <p>なお、研究論文(Kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制(総額型)</p>

		は、控除額に対し民間研究開発投資を約 2.33 倍押し上げる効果がある。また、平成 30 年度経済産業省アンケート調査では約 6 割の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。												
10	有効性等	<p>① 適用数</p> <p>○利用実績(うち、資本金 1 億円以下の法人分)</p> <p>適用事業者(法人)数</p> <p><総額型(拡充)></p> <p>平成 26 年度 3,707 法人(853 法人)</p> <p>平成 27 年度 3,581 法人(803 法人)</p> <p>平成 28 年度 3,568 法人(781 法人)</p> <p>平成 29 年度 3,714 法人(813 法人)(見込み)</p> <p>平成 30 年度 3,714 法人(813 法人)(見込み)</p> <p><中小企業技術基盤強化税制(拡充)></p> <p>平成 26 年度 5,380 法人(5,368 法人)</p> <p>平成 27 年度 5,422 法人(5,408 法人)</p> <p>平成 28 年度 5,320 法人(5,302 法人)</p> <p>平成 29 年度 6,004 法人(5,986 法人)(見込み)</p> <p>平成 30 年度 6,004 法人(5,986 法人)(見込み)</p> <p><高水準型(延長)></p> <p>平成 26 年度 130 法人(80 法人)</p> <p>平成 27 年度 142 法人(89 法人)</p> <p>平成 28 年度 150 法人(102 法人)</p> <p>平成 29 年度 63 法人(43 法人)(見込み)</p> <p>平成 30 年度 63 法人(43 法人)(見込み)</p> <p><オープンイノベーション型(拡充)></p> <p>平成 26 年度 161 法人(39 法人)</p> <p>平成 27 年度 250 法人(70 法人)</p> <p>平成 28 年度 397 法人(189 法人)</p> <p>平成 29 年度 468 法人(223 法人)(見込み)</p> <p>平成 30 年度 468 法人(223 法人)(見込み)</p> <p>※平成 26～28 年度は「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」により把握。 ※平成 29、30 年度は、「平成 30 年度経産省アンケート調査結果(大企業)」及び「平成 30 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査」の結果において、研究開発税制を活用した、または活用する見込みと回答した企業数及び金額を抽出し、上記調査の数字を「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の数字で割り戻した数値で補正し算出している(別紙 1 参照)。 なお、平成 30 年度は、上記アンケートの回答企業が少なく、試算した数値が信用に足る数値とは判断できないため、平成 29 年度と同数とした。</p> <p>○将来推計</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用企業数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 31 年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・総額型</td> <td>3,714/事業年度</td> </tr> <tr> <td>・中小企業技術基盤強化税制</td> <td>6,004/事業年度</td> </tr> <tr> <td>・高水準型</td> <td>63/事業年度</td> </tr> <tr> <td>・オープンイノベーション型</td> <td>468/事業年度</td> </tr> </tbody> </table>		適用企業数	平成 31 年度		・総額型	3,714/事業年度	・中小企業技術基盤強化税制	6,004/事業年度	・高水準型	63/事業年度	・オープンイノベーション型	468/事業年度
	適用企業数													
平成 31 年度														
・総額型	3,714/事業年度													
・中小企業技術基盤強化税制	6,004/事業年度													
・高水準型	63/事業年度													
・オープンイノベーション型	468/事業年度													

		<p>平成 32 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総額型 3,714/事業年度 ・中小企業技術基盤強化税制 6,004/事業年度 ・高水準型 63/事業年度 ・オープンイノベーション型 468/事業年度 <p>平成 33 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総額型 3,714/事業年度 ・中小企業技術基盤強化税制 6,004/事業年度 ・高水準型 63/事業年度 ・オープンイノベーション型 468/事業年度 <p>※適用件数については、現時点において増減させる要素が明確でないことから平成 31 年度、平成 32 年度、平成 33 年度は、平成 30 年度推計値と同数とした。</p> <p>○業種別適用件数(実績)</p> <p>業種別に適用件数をみると、総額型、中小企業技術基盤強化税制、高水準型ともに下記のとおり幅広い業種の企業で適用されている。</p> <p>○平成 28 年度総額型適用件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種名</th> <th>適用企業数</th> <th>(うち資本金 1 億円以下の法人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総計</td> <td>3,568</td> <td>781</td> </tr> <tr> <td>製造業</td> <td>2,520</td> <td>479</td> </tr> <tr> <td>化学工業</td> <td>515</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td>機械製造業</td> <td>321</td> <td>68</td> </tr> <tr> <td>電気機械</td> <td>262</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>食料品</td> <td>249</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td>輸送用機械</td> <td>225</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>金属製品</td> <td>162</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>その他製造業</td> <td>786</td> <td>172</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>352</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>335</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>建設業</td> <td>181</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>180</td> <td>35</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典: H28 租税特別措置の適用実態調査(財務省))</p> <p>○平成 28 年度中小企業技術基盤強化税制適用件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種名</th> <th>適用企業数</th> <th>(うち資本金 1 億円以下の法人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総計</td> <td>5,320</td> <td>5,302</td> </tr> <tr> <td>製造業</td> <td>3,338</td> <td>3,338</td> </tr> <tr> <td>化学工業</td> <td>442</td> <td>440</td> </tr> <tr> <td>機械製造業</td> <td>410</td> <td>408</td> </tr> <tr> <td>電気機械</td> <td>428</td> <td>428</td> </tr> <tr> <td>食料品</td> <td>349</td> <td>347</td> </tr> <tr> <td>輸送用機械</td> <td>139</td> <td>139</td> </tr> </tbody> </table>	業種名	適用企業数	(うち資本金 1 億円以下の法人)	総計	3,568	781	製造業	2,520	479	化学工業	515	85	機械製造業	321	68	電気機械	262	48	食料品	249	57	輸送用機械	225	21	金属製品	162	28	その他製造業	786	172	サービス業	352	120	卸売業	335	102	建設業	181	45	その他	180	35	業種名	適用企業数	(うち資本金 1 億円以下の法人)	総計	5,320	5,302	製造業	3,338	3,338	化学工業	442	440	機械製造業	410	408	電気機械	428	428	食料品	349	347	輸送用機械	139	139
業種名	適用企業数	(うち資本金 1 億円以下の法人)																																																																		
総計	3,568	781																																																																		
製造業	2,520	479																																																																		
化学工業	515	85																																																																		
機械製造業	321	68																																																																		
電気機械	262	48																																																																		
食料品	249	57																																																																		
輸送用機械	225	21																																																																		
金属製品	162	28																																																																		
その他製造業	786	172																																																																		
サービス業	352	120																																																																		
卸売業	335	102																																																																		
建設業	181	45																																																																		
その他	180	35																																																																		
業種名	適用企業数	(うち資本金 1 億円以下の法人)																																																																		
総計	5,320	5,302																																																																		
製造業	3,338	3,338																																																																		
化学工業	442	440																																																																		
機械製造業	410	408																																																																		
電気機械	428	428																																																																		
食料品	349	347																																																																		
輸送用機械	139	139																																																																		

金属製品	391	391
その他製造業	1,179	1,185
サービス業	656	655
卸売業	820	817
建設業	206	205
その他	300	287

(出典:H28 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成 28 年度高水準型適用件数

業種名	適用企業数	(うち資本金 1 億円以下の法人)
総計	150	102
製造業	93	51
化学工業	35	12
機械製造業	5	4
電気機械	17	10
食料品	6	6
輸送用機械	3	1
金属製品	2	2
その他製造業	25	16
サービス業	38	34
卸売業	12	10
建設業	2	2
その他	5	5

(出典:H28 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成 28 年度オープンイノベーション型適用件数

業種名	適用企業数	(うち資本金 1 億円以下の法人)
総計	397	189
製造業	252	108
化学工業	60	20
機械製造業	25	13
電気機械	29	9
食料品	17	9
輸送用機械	24	4
金属製品	17	15
その他製造業	80	38
サービス業	66	39
卸売業	35	23
建設業	13	8
その他	31	11

(出典:H28 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○業種別減収金額(実績)

業種別の適用金額では、総額型(輸送用機械)及び高水準型(化学工業)の割合が高くなっている。

総額型については、輸送用機械が全産業の研究開発費に占める割合が 22.0%と非常に高いこと、また、高水準型については、全産業の売上高に占める化学工業の割合が 4.1%であることに対して、全産業の研究開発費に占める化学工業の割合が 16.5%と非常に高く、対売上高研究開発比の割合が高いためと考えられる。

○平成 28 年度総額型適用金額 (単位:百万円)

業種名	適用金額	(うち資本金 1 億円以下の法人)
総計	493,922	4,791
製造業	425,773	2,952
化学工業	86,431	1,128
機械製造業	36,182	238
電気機械	62,453	200
食料品	8,652	329
輸送用機械	154,325	79
金属製品	4,190	111
その他製造業	73,540	867
サービス業	7,101	1,196
卸売業	14,592	412
建設業	4,731	73
その他	41,725	158

(出典:H28 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成 28 年度中小企業技術基盤強化税制適用金額

(単位:百万円)

業種名	適用金額	(うち資本金 1 億円以下の法人)
総計	26,010	25,671
製造業	20,853	20,703
化学工業	5,387	5,366
機械製造業	2,038	1,948
電気機械	2,759	2,759
食料品	1,781	1,772
輸送用機械	896	895
金属製品	1,372	1,372
その他製造業	6,620	6,591
サービス業	1,373	1,369
卸売業	2,703	2,690
建設業	498	415
その他	583	494

(出典:H28 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成 28 年度高水準型適用金額 (単位:百万円)

業種名	適用金額	(うち資本金1億円以下の法人)
総計	4,475	78
製造業	4,366	63
化学工業	4,068	46
機械製造業	2	2
電気機械	100	4
食料品	2	2
輸送用機械	12	2
金属製品	0	0
その他製造業	182	7
サービス業	100	9
卸売業	8	5
建設業	1	1
その他	0	0

(出典:H28 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成28年度オープンイノベーション型適用金額 (単位:百万円)

業種名	適用金額	(うち資本金1億円以下の法人)
総計	4,193	160
製造業	3,355	97
化学工業	1,793	43
機械製造業	156	13
電気機械	302	3
食料品	36	7
輸送用機械	610	1
金属製品	7	6
その他製造業	451	24
サービス業	141	25
卸売業	342	30
建設業	28	5
その他	327	3

(出典:H28 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

※なお、総務省「科学技術研究調査」平成29年度調査結果(平成28年度実績)によれば、民間研究開発投資額(13.3兆円)のうち、製造業の割合は86.9%であり、業種別研究開発投資構成比の上位業種としては、「輸送用機械器具製造業(22.0%)」、「情報通信機械器具製造業(10.2%)」、「医薬品製造業(10.2%)」、「電気機械器具製造業(8.4%)」、「化学工業(6.4%)」となっているほか、非製造業の割合は13.1%となっている。

※試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除については、制度の対象の大宗が法人であり、所得税の活用については、国税庁による申告所得税課税調査 第10表 租税特別措置法関連項目によると、平成28年の適用は4人

(適用金額1百万円)となっている。また、それ以前の平成26年及び平成27年の本税制の利用動向に大きな変化が生じていないことを踏まえると、個人の活用状況は極めて僅少であることが見込まれる。

②:適用額

○減収額実績

<総額型(拡充)>

平成26年度 5,281億円(51億円)

平成27年度 4,848億円(54億円)

平成28年度 4,939億円(48億円)

<中小企業技術基盤強化税制(拡充)>

平成26年度 274億円(273億円)

平成27年度 267億円(266億円)

平成28年度 260億円(257億円)

<高水準型(延長)>

平成26年度 55億円(1.0億円)

平成27年度 60億円(1.0億円)

平成28年度 45億円(0.8億円)

<オープンイノベーション型(拡充)>

平成26年度 3億円(0.1億円)

平成27年度 39億円(0.7億円)

平成28年度 42億円(1.6億円)

(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)

○将来推計

	適用金額
平成31年度	
総額型	6,382億円
中小企業技術基盤強化税制	439億円
高水準型	22億円
オープンイノベーション型	289億円
平成32年度	
総額型	6,880億円
中小企業技術基盤強化税制	473億円
高水準型	22億円
オープンイノベーション型	289億円
平成33年度	
総額型	7,417億円
中小企業技術基盤強化税制	510億円
高水準型	22億円
オープンイノベーション型	289億円

※高水準型及びオープンイノベーション型の適用金額については、現時点において増減させる要素が明確でないことから平成31年度、平成32年度、平成33年度は、平成30年度推計値と同数とした。また、総額型、中小企業技術基盤強化税制の適用金額については、「2020年頃に名目GDP600兆円達成」及び「民間研究開発投資を対GDP比3%以上」という目標を達成するためには、民間研究開発投資を毎年7.8%増加させる必要があることから、平成31年度税制改正要望内容に伴う適用金額に107.8%に相当する額を平成32年度推

	<p>計値に、平成 32 年度推計値の 107.8%に相当する額を平成 33 年度推計値とした。(平成 30 年度経済産業省アンケート調査に基づく試算)</p> <p>(参考:地方税)</p> <p><中小企業技術基盤強化税制(拡充)> 平成 26 年度 47 億円 平成 27 年度 37 億円 平成 28 年度 34 億円</p> <p><高水準型(延長)> 平成 26 年度 0.14 億円 平成 27 年度 0.09 億円 平成 28 年度 0.06 億円</p> <p><オープンイノベーション型(拡充)> 平成 26 年度 — 平成 27 年度 0.07 億円 平成 28 年度 0.21 億円</p> <p>(出典:総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」)</p> <p>○将来推計</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 31 年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中小企業技術基盤強化税制</td> <td>57 億円</td> </tr> <tr> <td>高水準型</td> <td>0.05 億円</td> </tr> <tr> <td>オープンイノベーション型</td> <td>1.1 億円</td> </tr> <tr> <td>平成 32 年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中小企業技術基盤強化税制</td> <td>61 億円</td> </tr> <tr> <td>高水準型</td> <td>0.05 億円</td> </tr> <tr> <td>オープンイノベーション型</td> <td>1.1 億円</td> </tr> <tr> <td>平成 33 年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中小企業技術基盤強化税制</td> <td>66 億円</td> </tr> <tr> <td>高水準型</td> <td>0.05 億円</td> </tr> <tr> <td>オープンイノベーション型</td> <td>1.1 億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税における適用額の推計のうち資本金 1 億円以下の法人分の推計額に法人住民税率(12.9%)を乗じた数を計上した。</p>		適用金額	平成 31 年度		中小企業技術基盤強化税制	57 億円	高水準型	0.05 億円	オープンイノベーション型	1.1 億円	平成 32 年度		中小企業技術基盤強化税制	61 億円	高水準型	0.05 億円	オープンイノベーション型	1.1 億円	平成 33 年度		中小企業技術基盤強化税制	66 億円	高水準型	0.05 億円	オープンイノベーション型	1.1 億円
	適用金額																										
平成 31 年度																											
中小企業技術基盤強化税制	57 億円																										
高水準型	0.05 億円																										
オープンイノベーション型	1.1 億円																										
平成 32 年度																											
中小企業技術基盤強化税制	61 億円																										
高水準型	0.05 億円																										
オープンイノベーション型	1.1 億円																										
平成 33 年度																											
中小企業技術基盤強化税制	66 億円																										
高水準型	0.05 億円																										
オープンイノベーション型	1.1 億円																										
③: 減収額	<p>○減収額実績</p> <p><総額型(拡充)> 平成 26 年度 5,281 億円(51 億円) 平成 27 年度 4,848 億円(54 億円) 平成 28 年度 4,939 億円(48 億円)</p> <p><中小企業技術基盤強化税制(拡充)> 平成 26 年度 274 億円(273 億円) 平成 27 年度 267 億円(266 億円) 平成 28 年度 260 億円(257 億円)</p> <p><高水準型(延長)> 平成 26 年度 55 億円(1.0 億円) 平成 27 年度 60 億円(1.0 億円)</p>																										

	<p>平成 28 年度 45 億円(0.8 億円)</p> <p><オープンイノベーション型(拡充)> 平成 26 年度 3 億円(0.1 億円) 平成 27 年度 39 億円(0.7 億円) 平成 28 年度 42 億円(1.6 億円)</p> <p>(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)</p> <p>○将来推計</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 31 年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総額型</td> <td>6,382 億円</td> </tr> <tr> <td>中小企業技術基盤強化税制</td> <td>439 億円</td> </tr> <tr> <td>高水準型</td> <td>22 億円</td> </tr> <tr> <td>オープンイノベーション型</td> <td>289 億円</td> </tr> <tr> <td>平成 32 年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総額型</td> <td>6,880 億円</td> </tr> <tr> <td>中小企業技術基盤強化税制</td> <td>473 億円</td> </tr> <tr> <td>高水準型</td> <td>22 億円</td> </tr> <tr> <td>オープンイノベーション型</td> <td>289 億円</td> </tr> <tr> <td>平成 33 年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総額型</td> <td>7,417 億円</td> </tr> <tr> <td>中小企業技術基盤強化税制</td> <td>510 億円</td> </tr> <tr> <td>高水準型</td> <td>22 億円</td> </tr> <tr> <td>オープンイノベーション型</td> <td>289 億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※高水準型及びオープンイノベーション型の適用金額については、現時点において増減させる要素が明確でないことから平成 31 年度、平成 32 年度、平成 33 年度は、平成 30 年度推計値と同数とした。また、総額型、中小企業技術基盤強化税制の適用金額については、「2020 年頃に名目 GDP600 兆円達成」及び「民間研究開発投資を対 GDP 比 3%以上」という目標を達成するためには、民間研究開発投資を毎年 7.8%増加させる必要があることから、平成 31 年度税制改正要望内容に伴う適用金額に 107.8%に相当する額を平成 32 年度推計値に、平成 32 年度推計値の 107.8%に相当する額を平成 33 年度推計値とした。(平成 30 年度経済産業省アンケート調査に基づく試算)</p> <p>(参考:地方税)</p> <p><中小企業技術基盤強化税制(拡充)> 平成 26 年度 47 億円 平成 27 年度 37 億円 平成 28 年度 34 億円</p> <p><高水準型(延長)> 平成 26 年度 0.14 億円 平成 27 年度 0.09 億円 平成 28 年度 0.06 億円</p> <p><オープンイノベーション型(拡充)> 平成 26 年度 — 平成 27 年度 0.07 億円</p>		適用金額	平成 31 年度		総額型	6,382 億円	中小企業技術基盤強化税制	439 億円	高水準型	22 億円	オープンイノベーション型	289 億円	平成 32 年度		総額型	6,880 億円	中小企業技術基盤強化税制	473 億円	高水準型	22 億円	オープンイノベーション型	289 億円	平成 33 年度		総額型	7,417 億円	中小企業技術基盤強化税制	510 億円	高水準型	22 億円	オープンイノベーション型	289 億円
	適用金額																																
平成 31 年度																																	
総額型	6,382 億円																																
中小企業技術基盤強化税制	439 億円																																
高水準型	22 億円																																
オープンイノベーション型	289 億円																																
平成 32 年度																																	
総額型	6,880 億円																																
中小企業技術基盤強化税制	473 億円																																
高水準型	22 億円																																
オープンイノベーション型	289 億円																																
平成 33 年度																																	
総額型	7,417 億円																																
中小企業技術基盤強化税制	510 億円																																
高水準型	22 億円																																
オープンイノベーション型	289 億円																																

	<p>平成 28 年度 0.21 億円 (出典:総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」)</p> <p>○将来推計</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 31 年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中小企業技術基盤強化税制</td> <td>57 億円</td> </tr> <tr> <td>高水準型</td> <td>0.05 億円</td> </tr> <tr> <td>オープンイノベーション型</td> <td>1.1 億円</td> </tr> <tr> <td>平成 32 年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中小企業技術基盤強化税制</td> <td>61 億円</td> </tr> <tr> <td>高水準型</td> <td>0.05 億円</td> </tr> <tr> <td>オープンイノベーション型</td> <td>1.1 億円</td> </tr> <tr> <td>平成 33 年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中小企業技術基盤強化税制</td> <td>66 億円</td> </tr> <tr> <td>高水準型</td> <td>0.05 億円</td> </tr> <tr> <td>オープンイノベーション型</td> <td>1.1 億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税における適用額の推計のうち資本金 1 億円以下の法人分の推計額に法人住民税率(12.9%)を乗じた数を計上した。</p>		適用金額	平成 31 年度		中小企業技術基盤強化税制	57 億円	高水準型	0.05 億円	オープンイノベーション型	1.1 億円	平成 32 年度		中小企業技術基盤強化税制	61 億円	高水準型	0.05 億円	オープンイノベーション型	1.1 億円	平成 33 年度		中小企業技術基盤強化税制	66 億円	高水準型	0.05 億円	オープンイノベーション型	1.1 億円	
	適用金額																											
平成 31 年度																												
中小企業技術基盤強化税制	57 億円																											
高水準型	0.05 億円																											
オープンイノベーション型	1.1 億円																											
平成 32 年度																												
中小企業技術基盤強化税制	61 億円																											
高水準型	0.05 億円																											
オープンイノベーション型	1.1 億円																											
平成 33 年度																												
中小企業技術基盤強化税制	66 億円																											
高水準型	0.05 億円																											
オープンイノベーション型	1.1 億円																											
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 回復基調にあった我が国の研究開発費の対GDP比率は、2014 年度をピークに下降傾向にあり、2016 年度は回復前の 2010 年度を下回る比率にまで落ち込んでいる。 よって、未だ「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の 4%以上」及び「民間企業研究開発投資を対 GDP 比の 3%以上」という目標を達成できていない。</p> <p>対 GDP 研究開発投資比率の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2009</th> <th>2010</th> <th>2011</th> <th>2012</th> <th>2013</th> <th>2014</th> <th>2015</th> <th>2016</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研究開発投資総額</td> <td>3.50%</td> <td>3.43%</td> <td>3.52%</td> <td>3.50%</td> <td>3.57%</td> <td>3.66%</td> <td>3.55%</td> <td>3.42%</td> </tr> <tr> <td>民間企業研究開発投資額</td> <td>2.44%</td> <td>2.41%</td> <td>2.48%</td> <td>2.46%</td> <td>2.50%</td> <td>2.62%</td> <td>2.56%</td> <td>2.47%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典:科学技術研究調査(総務省)、国民経済計算(内閣府))</p> <p>そのため、「官民合わせた研究開発費の対GDP比 4%以上」及び「民間企業研究開発投資の対 GDP 比 3%以上」を達成するためには、引き続き本制度において、企業におけるイノベーションに繋がる中長期・革新的な研究開発への積極的な投資やイノベーション経営に向けた企業の意識・行動改革を最大限後押しすることが重要であると考えられる。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 民間企業研究開発投資の対 GDP 比率は、リーマンショック後の大幅な落ち込みからは回復基調にあったが、2014 年度をピークに下降傾向にあり、2016 年</p>		2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	研究開発投資総額	3.50%	3.43%	3.52%	3.50%	3.57%	3.66%	3.55%	3.42%	民間企業研究開発投資額	2.44%	2.41%	2.48%	2.46%	2.50%	2.62%	2.56%	2.47%
	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016																				
研究開発投資総額	3.50%	3.43%	3.52%	3.50%	3.57%	3.66%	3.55%	3.42%																				
民間企業研究開発投資額	2.44%	2.41%	2.48%	2.46%	2.50%	2.62%	2.56%	2.47%																				

	<p>度は回復前の 2010 年度を下回る比率にまで落ち込んでいる。また、研究開発投資の伸び率は主要国と比べて低調な状況が続く、我が国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。 なお、今般の要望を踏まえた、研究開発税制の経済波及効果としては、平成 31 年度～平成 40 年度までの 10 年間に及ぼす効果として、①GDP 押し上げ効果 2 兆 4,298 億円、②雇用創出効果:約 30 万人、③税収効果:約 4,610 億円の効果が見込まれる。</p>
⑥: 税収減を是認する理由等	<p>第 5 期科学技術基本計画の当面の目標「官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の 4%以上とする」の達成に向け、過去及び将来において、以下の効果が期待される。 なお、研究論文(kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約 2.33 倍に押し上げる効果がある。平成 30 年度経済産業省アンケート調査でも、約 6 割の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。 上記で示した総額型の押し上げ倍率(2.33 倍)が、研究開発税制における総額型以外の措置にも当てはまるとすると、「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の実績から、平成 28 年度における民間企業の研究開発投資押し上げ額は 13,807 億円(592,586 百万円 × 2.33 倍 = 1,380,725 百万円)と推定される。 また、平成 28 年度の民間企業研究開発投資額 133,183 億円(実績)に対しては、約 10.7%の押し上げ効果があり、対 GDP 民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。</p> <p>○ 総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ 研究開発税制において、控除限度額が控除上限を超える企業については、さらに研究開発費を増加させるインセンティブがききづらく、むしろ、研究開発費を増加させるほど研究開発費に対する税額控除額の割合が下がってしまう。このような企業は、リスクをとって利益を「すぐには稼げない」研究開発投資に振り向けている企業であり、中立・公平な支援の観点から、控除上限の引上げが必要であると考えられる</p> <p>○ 総額型の控除率を見直し、最大 15%の控除率を実現</p> <p>○ 中小企業者等について、試験研究費が5%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組みを延長(3 年間延長(33 年度末まで))</p> <p>○ 減益にも関わらず試験研究費を増加させた場合に控除上限を上乗せする仕組みの創設(3 年間(33 年度末まで))</p> <p>研究開発税制については、平成 29 年度税制改正において、総額型及び中小企業技術基盤強化税制に研究開発投資の増減に応じて支援にメリハリをつける仕組みを導入した。この方策は、民間企業の研究開発投資を維持・拡大させることが期待でき、「民間企業の研究開発投資を 2020 年度頃までに対 GDP 比3%」の目標の達成に資することから、維持・拡充が必要である。</p> <p>○ 試験研究費の額が平均売上金額の 10%を超える場合の上乗せ措置の適用</p>

		<p>期限の延長(3年間延長(33年度末まで))</p> <p>この上乗せ措置は、通常よりも売上高に占める研究開発投資比率が高い企業の研究開発投資水準を維持・拡大に有効な制度であり、本制度を延長することは、今後も高い研究開発投資水準を確保することが期待でき、「民間企業の研究開発投資を2020年度頃までに対 GDP 比 3%」の目標に向け、研究開発投資の増加が期待できる。</p> <p>○ オープンイノベーション型の支援対象の拡大・一部控除率引上げ(ベンチャー・中小企業との共同研究及びベンチャー・中小企業が行う共同・委託研究等)</p> <p>○ ベンチャー企業が総額型、中小企業技術基盤強化税制及びオープンイノベーション型を利用する場合の控除上限の引上げ</p> <p>ベンチャー企業は通常、設立当初は赤字であることが多いが、我が国の研究開発税制は繰越控除が認められておらず、構造的に税制上の支援が行き渡りづらい。また、ベンチャー企業にとっては、量産化研究や実証研究を自社のみの技術・リソースでは完了することが困難であることが多いと言われている(いわゆる「死の谷」)。</p> <p>そのようなベンチャー企業と連携し、ベンチャー側に足りない技術を補完する事業会社を支援することや、ベンチャー企業が最初の成功の利益を元手に、より大きなビジョンに向けた更なる研究開発を進めることを支援することは、業種・分野・企業形態を問わず支援する観点から妥当であると考えられる。</p> <p>革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当であると考えられる。</p> <p>予算による措置の場合は、各事業は国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指すものとなる。他方、我が国のイノベーションは企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが成長力・国際競争力の観点から極めて重要である。よって、研究開発テーマに中立的かつ公平に支援を行う税制支援の方が民間活力による研究開発投資を幅広く支援する制度として適切である。</p> <p>研究開発税制については、平成29年度税制改正において、総額型の仕組みに研究開発投資の増減に応じて支援にメリハリをつける仕組みを導入した。しかしながら、控除限度額が控除上限を超える企業については、さらに研究開発費を増加させるインセンティブが利きづらく、むしろ、研究開発費を増加させるほど研究開発費に対する税額控除額の割合が下がってしまう。このような企業は、リスクをとって利益を「すぐには稼げない」研究開発投資に振り向けている企業であり、中立・公平な支援の観点から、控除上限の引上げが妥当であると考えられる。</p> <p>なお、諸外国では、研究開発に対する税制優遇措置について控除上限を設定していない国も多い。さらに、諸外国では近年、法人税率を下げつつ、研究開発に対する税制優遇措置を維持・拡充する傾向にある。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>

		<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td> <p>総額型：恒久※ 上乗せ型：時限 租税特別措置法 <small>※総額型の控除率は、一部時限措置</small></p> </td> <td> <p>2015 総額型の控除上限率の恒久化及び引上げ(20%→25%)、O1型の控除率の大幅な拡充(12%→20%または30%)ほか</p> <p>2017 増加型を廃止した上で、総額型に試験研究費の増減率に応じて、控除率6~14%の範囲でメリハリがつく仕組みを導入ほか</p> </td> <td> <p>法人実効税率 29.97%(2016fy) 29.74%(2017fy)</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> <p>恒久措置 内国購入法</p> </td> <td> <p>2015 従前時限措置だった研究開発税制を恒久化(2016年より措置)</p> </td> <td> <p>法人実効税率 38.91%※ <small>※地方税率は各地方で異なるため平均値算出</small></p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> <p>恒久措置 法人税法</p> </td> <td> <p>2008 大企業向け追加損金引上割合を引上(25%→30%) 2008~2012 中小企業向け追加損金引上割合を引上げ(50%→75%；08fy→100%；11fy→125%12fy→130%；2015)</p> <p>2013 大企業向けの税額控除制度の導入(2016fyが税額控除に4.4%) 2018 大企業向け税額控除制度の控除率引上げ(11%→12%)</p> </td> <td> <p>法人実効税率 19.00%</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> <p>恒久措置 フランス税法</p> </td> <td> <p>2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の税額控除の創設 ※2019年度から段階的に法人税率を引き下げ。また、研究開発税制の改善について検討する旨表明。</p> </td> <td> <p>法人実効税率 33.33%</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> <p>恒久措置 ※重点分野は時限措置 租税特別措置法</p> </td> <td> <p>2008 重点分野(新成長動力及び源泉技術研究開発)に 対する税額控除を創設 2013 中堅企業の類型を設け、他通控除率を適用(以前は、大企業と同率)</p> </td> <td> <p>法人実効税率 24.20%</p> </td> </tr> </table>			<p>総額型：恒久※ 上乗せ型：時限 租税特別措置法 <small>※総額型の控除率は、一部時限措置</small></p>	<p>2015 総額型の控除上限率の恒久化及び引上げ(20%→25%)、O1型の控除率の大幅な拡充(12%→20%または30%)ほか</p> <p>2017 増加型を廃止した上で、総額型に試験研究費の増減率に応じて、控除率6~14%の範囲でメリハリがつく仕組みを導入ほか</p>	<p>法人実効税率 29.97%(2016fy) 29.74%(2017fy)</p>			<p>恒久措置 内国購入法</p>	<p>2015 従前時限措置だった研究開発税制を恒久化(2016年より措置)</p>	<p>法人実効税率 38.91%※ <small>※地方税率は各地方で異なるため平均値算出</small></p>			<p>恒久措置 法人税法</p>	<p>2008 大企業向け追加損金引上割合を引上(25%→30%) 2008~2012 中小企業向け追加損金引上割合を引上げ(50%→75%；08fy→100%；11fy→125%12fy→130%；2015)</p> <p>2013 大企業向けの税額控除制度の導入(2016fyが税額控除に4.4%) 2018 大企業向け税額控除制度の控除率引上げ(11%→12%)</p>	<p>法人実効税率 19.00%</p>			<p>恒久措置 フランス税法</p>	<p>2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の税額控除の創設 ※2019年度から段階的に法人税率を引き下げ。また、研究開発税制の改善について検討する旨表明。</p>	<p>法人実効税率 33.33%</p>			<p>恒久措置 ※重点分野は時限措置 租税特別措置法</p>	<p>2008 重点分野(新成長動力及び源泉技術研究開発)に 対する税額控除を創設 2013 中堅企業の類型を設け、他通控除率を適用(以前は、大企業と同率)</p>	<p>法人実効税率 24.20%</p>
		<p>総額型：恒久※ 上乗せ型：時限 租税特別措置法 <small>※総額型の控除率は、一部時限措置</small></p>	<p>2015 総額型の控除上限率の恒久化及び引上げ(20%→25%)、O1型の控除率の大幅な拡充(12%→20%または30%)ほか</p> <p>2017 増加型を廃止した上で、総額型に試験研究費の増減率に応じて、控除率6~14%の範囲でメリハリがつく仕組みを導入ほか</p>	<p>法人実効税率 29.97%(2016fy) 29.74%(2017fy)</p>																							
		<p>恒久措置 内国購入法</p>	<p>2015 従前時限措置だった研究開発税制を恒久化(2016年より措置)</p>	<p>法人実効税率 38.91%※ <small>※地方税率は各地方で異なるため平均値算出</small></p>																							
		<p>恒久措置 法人税法</p>	<p>2008 大企業向け追加損金引上割合を引上(25%→30%) 2008~2012 中小企業向け追加損金引上割合を引上げ(50%→75%；08fy→100%；11fy→125%12fy→130%；2015)</p> <p>2013 大企業向けの税額控除制度の導入(2016fyが税額控除に4.4%) 2018 大企業向け税額控除制度の控除率引上げ(11%→12%)</p>	<p>法人実効税率 19.00%</p>																							
		<p>恒久措置 フランス税法</p>	<p>2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の税額控除の創設 ※2019年度から段階的に法人税率を引き下げ。また、研究開発税制の改善について検討する旨表明。</p>	<p>法人実効税率 33.33%</p>																							
		<p>恒久措置 ※重点分野は時限措置 租税特別措置法</p>	<p>2008 重点分野(新成長動力及び源泉技術研究開発)に 対する税額控除を創設 2013 中堅企業の類型を設け、他通控除率を適用(以前は、大企業と同率)</p>	<p>法人実効税率 24.20%</p>																							
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発投資段階において成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p> <p>OECD ペーパー(Appelt, S. et al. (2016))においても、「研究開発税制と予算等による直接的な支援措置とは政策目的が異なる」とされており、予算等による直接的な支援措置は社会的リターンが大きい特定のプロジェクトを支援するものである一方、研究開発税制は、民間企業にどのような研究開発を行うかの選択の余地を残している点で、市場メカニズムに基づく措置であるとされている。</p>																									
	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税法第23条第1項第4号及び第292条第1項第4号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。</p>																									
12	有識者の見解	—																									
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成28年8月(H28 経産12)																									

平成 29 年度、平成 30 年度の適用数等推計の考え方

○租税特別措置法の適用実態調査（財務省：平成 28 年度実績）

・総額型：

適用件数：3,568（うち中小企業：781）

適用総額：493,922 百万円（うち中小企業：4,791 百万円）

・中小企業技術基盤強化税制：

適用件数：5,320（うち中小企業：5,302）

適用総額：26,010 百万円（うち中小企業：25,671 百万円）

・高水準型：

適用件数：150（うち中小企業：102）

適用総額：4,475 百万円（うち中小企業：78 百万円）

・オープンイノベーション型：

適用件数：397（うち中小企業：189）

適用総額：4,193 百万円（うち中小企業：160 百万円）

[総額型]

○平成 30 年度経済産業省アンケート調査（大企業）（平成 28 年度実績）

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成 28 年度の総額型活用実績は、493,922 百万円。
2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成 28 年度の総額型活用実績は、288,554 百万円であり、カバー率は、約 58.4%。
（カバー率：288,554/493,922=58.4%）
3. 当該カバー率（58.4%）を経済産業省平成 30 年度企業アンケートで得られた、平成 29 年度の総額型活用実績の 359,471 百万円に割り戻して得られた額を、現行制度の平成 29 年度における総額型の見込み額とした。
（359,471 百万円÷58.4%=615,312 百万円）
4. 適用件数は、経済産業省企業アンケートで得られた平成 28 年度の総額型適用件数は、343 件であり、カバー率は、9.6%。
5. 当該カバー率（9.6%）を経済産業省企業アンケートで得られた、平成 29 年度の総額型適用件数の 357 件に割り戻して得られた件数を、現行制度の平成 29 年度における総額型の適用見込み件数とした。
（平成 29 年度推計件数：357÷9.6%=3,714 件）

[中小企業技術基盤強化税制]

○平成 30 年度中小企業アンケート調査（平成 29 年度実績）

【中小企業者等】

1. 中小企業庁企業アンケートにより得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び租税特別措置適用実態調査を用い、上記 1～3 と同様の手法により得られた 38,355 百万円を現行制度の平成 29 年度における中小企業技術基盤強化税制の見込み額とした。
2. 適用見込み件数についても、上記 4～5 と同様の手法により得られた 5,986 件を適用見込み件数とした。

【大企業】

大企業の実績については、アンケート等により把握できていないため、以下のとおり試算した。

・平成 29 年度適用件数

大企業：5,986 × (14+18/5,408+5,302) = 18 件

※試算方法：中小企業者等の H29 実績 × (H27 大企業実績+H28 大企業実績) / (H27 中小企業者等実績+H28 中小企業者等実績)

・平成 29 年度適用金額

大企業：38,355 × (114+338/26,613+25,672) = 332 百万円

※試算方法：中小企業者等の H29 実績 × (H27 大企業実績+H28 大企業実績) / (H27 中小企業者等実績+H28 中小企業者等実績)

[高水準型]

○平成 30 年度経済産業省アンケート調査（大企業）（平成 28 年度実績）

・平成 28 年度集計結果

適用件数：12（租税特別措置法の適用実態調査に対するカバー率：8.0%）

適用総額：2,264 百万円（カバー率：50.6%）

・平成 29 年度集計結果

適用件数：5

適用総額：2,757 百万円

・平成 29 年度推計件数：5÷8.0%=63

推計総額：2,757 百万円÷50.6%=5,450 百万円

[オープンイノベーション型]

○平成 30 年度経済産業省アンケート調査（大企業）（平成 28 年度実績）

・平成 28 年度集計結果

適用件数：56（租税特別措置法の適用実態調査に対するカバー率：14.1%）

適用総額：2,252 百万円（カバー率：53.7%）

・平成 29 年度集計結果

適用件数：66

適用総額：4,589 百万円

・平成 29 年度推計件数：66÷14.1%=468

推計総額：4,589 百万円÷53.7%=8,545 百万円

【減収額・適用事業者数の推計の考え方】

総額型及び中小企業技術基盤強化税制 減収見込額・適用見込事業者数について

【減収見込額】

(総額型)

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成28年度の総額型の活用実績は、493,922百万円。
2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成28年度の総額型活用実績は、288,554百万円であり、カバー率は、約58.4%。
(カバー率：288,554/493,922=58.4%)
3. 当該カバー率(58.4%)を経済産業省平成30年度企業アンケートで得られた、平成29年度の総額型活用実績の359,471百万円に割り戻して得られた額を、現行制度の平成29年度における総額型の見込み額とした。
(359,471百万円÷58.4%=615,312百万円)
4. 平成31年度税制改正要望において、総額型の仕組みの変更及びオープンイノベーション型の支援対象の拡充等に伴う平成31年度の活用見込み額を、経済産業省企業アンケートにおいて得られた平成29年度の試験研究費の額等を踏まえ638,249百万円の見込み額とした。
5. 総額型の仕組みの変更及びオープンイノベーション型の支援対象の拡充等に伴う増減額は、▲22,937百万円の減収見込み額とした。なお、このうち▲3,202百万円については、高水準型からの移行分(後述)であるため、総額型の仕組み変更及びオープンイノベーション型の支援対象の拡充等に伴う実質的な増減額は▲19,735百万円である。
(注1)

(注)

1. 上記の試算における試験研究費割合が10%を超える場合の総額型控除上限上乗せ措置及び高水準型の適用については、控除額が最大となる制度を適用することとし、両者の控除額が同額である場合には、計算が簡素であることから、総額型控除上限上乗せ措置を適用することと仮定している。

(中小企業技術基盤強化税制)

6. 中小企業庁企業アンケートにより得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び租税特別措置適用実態調査を用い、中小企業技術基盤強化税制の仕組みの変更に伴う減収見込額を▲5,190万円とした。

【適用見込事業者数】

(総額型)

1. 適用見込事業者数について、要望書提出時点においては、企業アンケートによる平成31年度の見込数字等を有していないことから、財務省「租税特別措置の適用実態調査」における平成28年度の適用事業者数並びに企業アンケートにおける平成28年度及び平成29年度の適用事業者数より、平成31年度の総額型適用見込事業者数(3,714社)を推計した。

(中小企業技術基盤強化税制)

2. 総額型と同様に、適用見込事業者数については要望書提出時点において、企業アンケートによる平成31年度の見込数字等を有していないことから、財務省「租税特別措置の適用実態調査」における平成28年度の適用事業者数並びに企業アンケートにおける平成28年度及び平成29年度の適用事業者数より、平成31年度の中小企業技術基盤強化税制適用見込事業者数(6,004社)を推計した。

高水準型 減収見込額・適用見込事業者数について【減収見込額】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成28年度の高水準の活用実績は、4,475百万円。
2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成28年度の高水準の実績は、2,264百万円であり、カバー率は、約50.6%。
(カバー率：2,264/4,475=50.6%)
3. 当該カバー率(50.6%)を経済産業省平成30年度企業アンケートで得られた、平成29年度の高水準活用実績の2,757百万円に割り戻して得られた額を、現行制度の平成29年度における高水準型の見込み額とした。
(2,757百万円÷50.6%=5,450百万円)
4. 平成31年度税制改正要望において、活用見込み額を2,247百万円とした。
5. これは、総額型控除上限上乘せ措置と高水準型は選択制であるため、両者の控除額が同額である場合には、計算が簡素である総額型控除上限上乘せ措置を適用することと仮定していることから、高水準型ではなく、総額型控除上限上乘せ措置の適用を受ける額を、経済産業省企業アンケートから+3,202百万円の増収見込み額としたためである。

【適用見込事業者数】

1. 同様の手法により、平成31年度の適用見込事業者数(63社)とした。

オープンイノベーション型 減収見込額・適用見込事業者数について【減収見込額】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成28年度のオープンイノベーション型の活用実績は、4,193百万円。
2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成28年度のオープンイノベーション型の実績は、2,252百万円であり、カバー率は、約53.7%。
(カバー率：2,252/4,193=53.7%)
3. 当該カバー率(53.7%)を経済産業省平成30年度企業アンケートで得られた、平成29年度のオープンイノベーション型活用実績の4,589百万円に割り戻して得られた額を、平成29年度におけるオープンイノベーション型の減収見込み額とした。
(4,589百万円÷53.7%=8,545百万円)
4. 平成31年度税制改正要望において、オープンイノベーション型の支援対象の拡充及び一部控除率引上げに伴う活用見込み額を、経済産業省企業アンケートから20,364百万円の見込み額とした。
5. オープンイノベーション型の支援対象の拡充及び一部控除率引上げに伴う増減額は、▲20,364百万円の改正減収見込み額とした。

【適用見込事業者数】

1. 同様の手法により、平成31年度の適用見込事業者数(468社)とした。

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の拡充及び延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税、所得税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（中小企業の設備投資をリーマンショック前の14兆円の水準まで回復させる）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。
【経済産業省の補足説明】
① 本税制措置の目標達成時期については、2016年11月2日の未来投資会議において2018年に当該水準を達成することが目標に掲げられていたところ。他方で、足元2017年度の実績は約12兆円であり、引き続き中小企業の設備投資を後押しする必要があることから、2020年度を目途に可能な限り早期に当該水準を実現することを目標とする。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の適用数（所得税）が把握されていない。
② 過去の適用数（平成29年度の法人税）について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成28年度）より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値）が明らかにされていない。また、適用数の内訳として、特別償却分及び特別控除分の適用数が明らかにされていない。
③ 過去の適用数（平成27年度及び28年度の法人税）について、数値が記載されているが、本特例措置は平成29年度創設であるため、不要である。
【経済産業省の補足説明】
① ご指摘を踏まえ、事前評価書を修正した。
② 算定根拠については、「中小企業景況調査」を用いて、平成27年度から平成30年度までの間で全産業において設備投資を実施した事業者の割合の伸び率から、過去3年分の対前年比平均伸び率を算出（結果は-0.9%）。当該結果を踏まえ、平成28年度適用実態調査における適用件数73,705件に0.991を乗じて算出。特別償却と税額控除の内訳については、平成29年度は特別償却が38,589件、税額控除が34,453件と見込んでいる（いずれも内数）。
③ ご指摘を踏まえ、事前評価書を修正した。
【点検結果】
①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の適用数（所得税）が予測されていない。
② 将来の適用数（平成30年度から32年度までの法人税）について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成28年度）より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値）が明らかにされていない。また、適用数の内訳として、特別償却分及び特別控除分の適用数が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

- ① (2) ②と同様の手法で計算すれば以下のとおり。
- | | |
|--------|----------------|
| 平成28年度 | 6,082件 |
| 平成29年度 | 6,027件 |
| 平成30年度 | 5,973件 |
| 平成31年度 | 5,919件 |
| 平成32年度 | 5,866件（いずれも内数） |
- ② (2) ②と同様の手法で計算すれば以下のとおり。
- | | |
|--------|------------------------------------|
| 平成30年度 | 72,384件（特別償却：38,241件、税額控除：34,143件） |
| 平成31年度 | 71,733件（特別償却：37,897件、税額控除：33,836件） |
| 平成32年度 | 71,087件（特別償却：37,556件、税額控除：33,531件） |
- （いずれも内数）

【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の減収額（所得税）が把握されていない。
② 過去の減収額（平成29年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成28年度）より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
③ 過去の減収額（平成29年度の法人税）について、特別償却と税額控除の二つの措置ごとの内訳が明らかにされていない。なお、過去の減収額（平成27年度及び28年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）について、数値が記載されているが、本特例措置は平成29年度創設であるため、不要である。
【経済産業省の補足説明】
① ご指摘を踏まえ、事前評価書を修正した。
② 平成29年度の法人税について、(2) ②と同様の手法で算出すれば以下のとおり。
平成29年度 1,171億円（特別償却：899億円、税額控除：273億円）（いずれも内数）
また、法人事業税と法人住民税については、上記減収額を踏まえ、法人住民税が151億円の減収（国税減収見込み額に法人住民税率0.129を乗じて算出）、法人事業税は86億円の減収（特別償却による減収見込み額に外形外法人のみ適用される場合の法人事業税率である0.067を乗じて算出した数値に、法人事業税の減収見込み額に外形外法人のみ適用される場合の地方法人特別税の税率である0.432を乗じて算出した数値を合計して算出）としている（いずれも内数）。
③ 内訳は上記②の（）内のとおり。
【点検結果】
①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額（所得税）が予測されていない。
② 将来の減収額（平成30年度から32年度までの法人税、法人住民税及び法人事業税）について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成28年度）より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値）が明らかにされていない。
③ 将来の減収額（平成30年度から32年度までの法人税）について、特別償却と税額控除の二つの措置ごとの内訳が明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】
① (2) ②と同様の手法で算出すれば以下のとおり。
平成28年度 1,035百万円
平成29年度 1,026百万円
平成30年度 1,016百万円

平成31年度 1,007百万円 平成32年度 998百万円 (いずれも内数)
② (2) ②と同様の手法で算出すれば以下のとおり。 平成30年度 1,160億円 (特別償却: 891億円、税額控除: 270億円) 平成31年度 1,150億円 (特別償却: 883億円、税額控除: 268億円) 平成32年度 1,140億円 (特別償却: 875億円、税額控除: 265億円) (いずれも内数)
③ 内訳は上記②の () 内のとおり。
【点検結果】
①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標 (中小企業の設備投資をリーマンショック前の14兆円の水準まで回復させる) に対する過去の効果について、中小企業の設備投資額の推移のグラフを用いて説明されているが、各年度の金額が表示されていない。
② 達成目標 (中小企業の設備投資をリーマンショック前の14兆円の水準まで回復させる) に対する過去の直接的な効果について、「本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は約6割となっており (平成28年度中小企業庁アンケートより)、中小企業の設備投資を着実に後押ししている。」と説明されているが、過去の効果 (中小企業の設備投資額の推移) から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
【経済産業省の補足説明】
① 各年度の内訳は以下のとおり。 2007年度 13,853,237百万円 2008年度 10,702,249百万円 2009年度 9,134,076百万円 2010年度 10,702,855百万円 2011年度 9,834,493百万円 2012年度 9,302,642百万円 2013年度 10,048,078百万円 2014年度 10,633,348百万円 2015年度 11,937,785百万円 2016年度 11,817,422百万円 2017年度 11,934,151百万円
② 平成29年度中小企業実態基本調査 (平成28年度決算実績) 確報によれば、平成28年度に中小企業投資促進税制等を利用して取得した設備の取得価額は合計1,978,334百万円 (特別償却1,219,455百万円、税額控除758,879百万円) となっており、これを基に租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 (平成28年度版) から推計すると、約810,081百万円 (即時償却481,694百万円、税額控除328,388百万円) 分の資産が中小企業経営強化税制による取得価額と推計される。また、中小企業庁が平成30年度に実施したアンケートにおいて、設備投資税制がなかった場合、設備投資を行わないと回答した企業が12.2%、設備投資を先延ばしし、既存の設備を使用し続けると回答した企業が59.6%を占めていることから、仮に本税制措置がなければ、相当程度の額の設備投資が取り止め、又は繰り延べられたものと考えられる。
【推計方法】
1. 中小企業実態基本調査 (平成28年度決算実績) ①特別償却による取得価額1,219,455百万円 ②税額控除による取得価額758,879百万円
2. 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 (平成28年度版) ①中小企業投資促進税制 (特別償却) における上乗せ措置の適用額割合 59% (3,497億円/5,971億円) ②中小企業投資促進税制 (税額控除) における上乗せ措置の適用額割合 43% (119

億円/275億円)
3. 1. ①に占める少額減価償却資産の特例による取得価額 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 (平成28年度版) における、中小企業投資促進税制 (特別償却) の適用額と少額減価償却資産の特例の適用額の合計金額に占める後者の金額の割合 (32.6%) を1. ①に乗じて、1. ①に占める少額減価償却資産の特例による取得価額を推計。結果は396,981百万円であり、1. ①から控除した822,474百万円が中小企業投資促進税制 (特別償却) による取得価額と推計される。
4. 中小企業経営強化税制による資産の取得価額 ①即時償却による取得価額 481,694百万円 (822,474百万円×59%) ②税額控除による取得価額 328,388百万円 (758,879百万円×43%)
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。 ② 補足説明では、平成28年度の直接的効果について説明されているが、本特例措置は平成29年度創設であるため、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標 (中小企業の設備投資をリーマンショック前の14兆円の水準まで回復させる) に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかでない。
【経済産業省の補足説明】
① 中小企業庁が今年度実施したアンケートによれば、平成29年度に本税制措置を利用した中小企業とそうでない中小企業とで設備投資の状況を比較すると、平成27年度から平成29年度にかけての設備投資総額伸び率について前者は後者の約17倍、平成29年度の1社当たり設備投資総額について前者は後者の約2倍の水準となっている。また、同アンケートによれば、設備導入の決定に際し本税制措置が影響したと回答した企業は72%に達しており、本税制措置の達成目標の実現に向けて相当程度の寄与が見られるものと考えられる。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、将来の効果が定量的に予測されていないため、この点を課題とする。

点検項目 (6) 及び (7) に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【経済産業省の補足説明】 欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の拡充及び延長	
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目	
	①: 政策評価の対象税目		(国税25・地方税28(自動連動))(法人税:義、所得税:外、法人住民税:義、法人事業税:義)
	②: 上記以外の税目	—	
3	要望区分等の別	【新設・ 拡充 ・ 延長 】 【単独・ 主管 ・ 共管 】	
4	内容	《現行制度の概要》 中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得や製作等した場合に、即時償却又は取得価額の10%の税額控除(資本金3000万円超1億円以下の法人は7%)が選択適用できる。	
		《要望の内容》 生産性向上に向けた設備投資を後押しするため、働き方改革の実現に向けた取組みを支援する観点等も踏まえつつ、適用期限を2年間延長し、必要な拡充を行う。	
		《関係条項》 所得税 租税特別措置法第10条の5の3 租税特別措置法施行令第5条の6の3 租税特別措置法施行規則第5条の11 法人税 租税特別措置法第42条の12の4、第52条の2、第68条の15の5 租税特別措置法施行令第27条の12の4、第30条、第39条の46 租税特別措置法施行規則第20条の9、第22条の31	
		担当部局	経済産業省中小企業庁事業環境部財務課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:平成27年度～平成32年度	
7	創設年度及び改正経緯	平成26年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置を創設(平成29年3月迄の適用期間の延長) 平成29年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置部分を改組し、中小企業経営強化税制として新設(適用期間平成31年3月まで)	
8	適用又は延長期間	平成31年4月1日～平成33年3月31日(2年間)	
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業の成長及び発展が日本経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業等の経営力の向上を図るため、中小企業の設備投資を促進し、生産性の高い設備やIT化等への投資の加速化、経

			<p>営力の向上を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 中小企業基本法第26条(自己資本の充実)では、「国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。</p>																				
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 経営革新・創業促進																				
		③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業の設備投資をリーマンショック前の14兆円の水準まで回復させる。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。 また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は約6割となっており(平成28年度中小企業庁アンケートより)、中小企業の設備投資を着実に後押ししている。</p>																				
10	有効性等	①: 適用数	<p>(単位:件)</p> <p>【法人税】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29</th> <th>30</th> <th>31</th> <th>32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>73,042</td> <td>72,384</td> <td>71,733</td> <td>71,087</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成28年度)より推計。なお、中小企業投資促進税制の適用数(通常措置と上乗せ措置の合算)から算出しているため、本措置に該当する部分については、その内数となる。</p> <p>【所得税】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29</th> <th>30</th> <th>31</th> <th>32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>6,027</td> <td>5,973</td> <td>5,919</td> <td>5,866</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典) 申告所得税標本調査等より推計。なお、中小企業投資促進税制の適用数(通常措置と上乗せ措置の合算)から算出しているため、本措置に該当する部分については、その内数となる。</p>		平成29	30	31	32	適用件数	73,042	72,384	71,733	71,087		平成29	30	31	32	適用件数	6,027	5,973	5,919	5,866
	平成29	30	31	32																			
適用件数	73,042	72,384	71,733	71,087																			
	平成29	30	31	32																			
適用件数	6,027	5,973	5,919	5,866																			
		②: 適用額																					

	<p>【法人税】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 29</th> <th>30</th> <th>31</th> <th>32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額 (億円)</td> <td>6,190</td> <td>6,134</td> <td>6,079</td> <td>6,024</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成 28 年度)より推計。なお、中小企業投資促進税制の適用額(通常措置と上乗せ措置の合算)から算出しているため、本措置に該当する部分については、その内数となる。</p> <p>【所得税】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 29</th> <th>30</th> <th>31</th> <th>32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額 (百万円)</td> <td>1,026</td> <td>1,016</td> <td>1,007</td> <td>998</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典) 申告所得税標本調査等より推計。なお、中小企業投資促進税制の適用数(通常措置と上乗せ措置の合算)から算出しているため、本措置に該当する部分については、その内数となる。</p>		平成 29	30	31	32	適用額 (億円)	6,190	6,134	6,079	6,024		平成 29	30	31	32	適用額 (百万円)	1,026	1,016	1,007	998										
		平成 29	30	31	32																										
適用額 (億円)	6,190	6,134	6,079	6,024																											
	平成 29	30	31	32																											
適用額 (百万円)	1,026	1,016	1,007	998																											
③: 減収額	<p>【法人税関係】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 29</th> <th>30</th> <th>31</th> <th>32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税 (億円)</td> <td>1,171</td> <td>1,160</td> <td>1,150</td> <td>1,140</td> </tr> <tr> <td>法人住民税 (億円)</td> <td>151</td> <td>150</td> <td>148</td> <td>147</td> </tr> <tr> <td>法人事業税 (億円)</td> <td>86</td> <td>86</td> <td>85</td> <td>84</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成 28 年度)より推計。なお、中小企業投資促進税制の減収額(通常措置と上乗せ措置の合算)から算出しているため、本措置に該当する部分については、その内数となる。</p> <p>【所得税】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 29</th> <th>30</th> <th>31</th> <th>32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得税 (百万円)</td> <td>1,026</td> <td>1,016</td> <td>1,007</td> <td>998</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典) 申告所得税標本調査等より推計。なお、中小企業投資促進税制の適用数(通常措置と上乗せ措置の合算)から算出しているため、本措置に該当する部分については、その内数となる。</p>		平成 29	30	31	32	法人税 (億円)	1,171	1,160	1,150	1,140	法人住民税 (億円)	151	150	148	147	法人事業税 (億円)	86	86	85	84		平成 29	30	31	32	所得税 (百万円)	1,026	1,016	1,007	998
	平成 29	30	31	32																											
法人税 (億円)	1,171	1,160	1,150	1,140																											
法人住民税 (億円)	151	150	148	147																											
法人事業税 (億円)	86	86	85	84																											
	平成 29	30	31	32																											
所得税 (百万円)	1,026	1,016	1,007	998																											

	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>中小企業の業況は持ち直しつつあるが、先行きは不透明な状況にあり、マクロベースでの設備投資は横ばい傾向で、未だ積極的な設備投資までには至っていない状況。</p> <p>(出典) 財務省「法人企業統計」</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p> <p>また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は約 6 割となっており(平成 28 年度中小企業庁アンケートより)、中小企業の設備投資を着実に後押ししている。</p>
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p> <p>また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は約 6 割となっており(平成 28 年度中小企業庁アンケートより)、中小企業の設備投資を着実に後押ししている。</p>
11 相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>現行制度は、税額控除と即時償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。また、特例を利用するためには、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受ける必要があり、当該計画の認定を受けるためには、国の指針に基づき経営力の向上を図るための設備投資を含む取組を行うことが必要。</p> <p>本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p> <p>加えて、中小企業の投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業</p>

		<p>種を対象として、生産性の高い設備(機械装置、器具備品、測定工具・検査工具、建物附属設備、ソフトウェア)を取得する場合(リースも含む)に適用を可能とされている一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)を設定することにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計がなされているものである。</p> <p>また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は約6割となっており(平成28年度中小企業庁アンケートより)、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業の設備投資を着実に後押ししている。</p>
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制として、中小企業投資促進税制と商業・サービス業・農林水産業活性化税制がある。</p> <p>中小企業投資促進税制は、中小企業の幅広い設備投資を支援するため、計画認定を必要とせず、一定の規模以上の設備投資を対象としている。</p> <p>商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、消費税の引き上げも踏まえ、中小商業・サービス業等の経営の安定化・活性化の取組を支援することを目的としており、認定経営革新等支援機関等による経営改善指導に基づき設備を取得した場合に利用できる税制措置となっている。</p> <p>なお、いずれの措置においても、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を選択適用できることとされている。</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置により中小企業の設備投資を促進することにより、中小企業の生産性の向上等を通じて、地域の経済の活性化に資する。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成28年8月(H28 経産12)

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（中小企業の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業の経済活動の活性化を図る（設備投資対キャッシュフロー比率の向上：80%程度水準まで改善させ、当該水準を維持する））を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p> <p>② 達成目標（中小企業の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業の経済活動の活性化を図る（設備投資実施企業割合の向上：30%以上の水準を維持する））を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p> <p>③ 達成目標（中小企業の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業の経済活動の活性化を図る（設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DIが±5ポイント程度水準を維持する））を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 延長後の期限である平成32年度を目途に、可能な限り早期に達成することを目標とする。</p> <p>② 延長後の期限である平成32年度を目途に、可能な限り早期に達成することを目標とする。</p> <p>③ 延長後の期限である平成32年度を目途に、可能な限り早期に達成することを目標とする。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（所得税）が把握されていない。</p> <p>② 過去の適用数（平成27年度から29年度までの法人税）について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成28年度）より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値）が明らかにされていない。また、適用数の内訳として、特別償却分及び特別控除分の適用数が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 申告所得税標本調査（国税庁）によると、平成28年分は6082件、平成27年分は3674件となっている（いずれも内数）。なお、ご指摘を踏まえ事前評価書を修正した。</p> <p>② 算定根拠については、「中小企業景況調査」を用いて、平成27年度から平成30年度までの間で全産業において設備投資を実施した事業者の割合の伸び率から、過去3年分の対前年比平均伸び率を算出（結果は-0.9%）。当該結果を踏まえ、平成28年度適用実態調査における適用件数73,705件に0.991を乗じて算出。特別償却と税額控除の内訳については、平成29年度は特別償却が38,589件、税額控除が34,453件と見込んでいる（いずれも内数）。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、過去の適用数（平成27年度及び28年度の法人税）について、特別償却分及び特別控</p>

除分の内訳が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（所得税）が予測されていない。</p> <p>② 将来の適用数（平成30年度から32年度までの法人税）について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成28年度）より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値）が明らかにされていない。また、適用数の内訳として、特別償却分及び特別控除分の適用数が明らかにされていない。</p>																
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① (2) ②と同様の手法で計算すれば以下のとおり。</p> <table border="1"> <tr><td>平成28年度</td><td>6,082件</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>6,027件</td></tr> <tr><td>平成30年度</td><td>5,973件</td></tr> <tr><td>平成31年度</td><td>5,919件</td></tr> <tr><td>平成32年度</td><td>5,866件（いずれも内数）</td></tr> </table> <p>② (2) ②と同様の手法で計算すれば以下のとおり。</p> <table border="1"> <tr><td>平成30年度</td><td>72,384件</td></tr> <tr><td>平成31年度</td><td>71,733件</td></tr> <tr><td>平成32年度</td><td>71,087件（いずれも内数）</td></tr> </table>	平成28年度	6,082件	平成29年度	6,027件	平成30年度	5,973件	平成31年度	5,919件	平成32年度	5,866件（いずれも内数）	平成30年度	72,384件	平成31年度	71,733件	平成32年度	71,087件（いずれも内数）
平成28年度	6,082件															
平成29年度	6,027件															
平成30年度	5,973件															
平成31年度	5,919件															
平成32年度	5,866件（いずれも内数）															
平成30年度	72,384件															
平成31年度	71,733件															
平成32年度	71,087件（いずれも内数）															
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来の適用数（平成27年度及び28年度の法人税）について、特別償却分及び特別控除分の内訳が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>																

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（所得税）が把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（平成27年度から29年度までの法人税、法人住民税及び法人事業税）について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成28年度）より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値）が明らかにされていない。また、過去の減収額（平成27年度から29年度までの法人税）の内訳として、特別償却分及び特別控除分の減収額が明らかにされていない。</p>						
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 申告所得税標本調査（国税庁）によると、平成28年分は1,035百万円（内数）、平成27年分は619百万円（内数）となっている。なお、ご指摘を踏まえ事前評価書を修正した。</p> <p>② 平成29年度の法人税について、(2) ②と同様の手法で算出すれば以下のとおり。</p> <table border="1"> <tr><td>平成29年度</td><td>1,171億円（特別償却：899億円、税額控除：273億円）（いずれも内数）</td></tr> </table> <p>なお、法人事業税と法人住民税については、上記減収額を踏まえ、法人住民税は国税減収見込み額に法人住民税0.129を乗じて算出し、法人事業税は特別償却による減収見込み額に外形外法人のみ適用される場合の法人事業税率である0.067を乗じて算出した数値に、法人事業税の減収見込み額に外形外法人のみ適用される場合の地方法人特別税の税率である0.432を乗じて算出した数値を合計して算出している（いずれも内数）。</p> <p>また、過去の減収額（平成27年度及び平成28年度）について、特別償却分及び特別控除分の内訳は以下のとおり。</p> <table border="1"> <tr><td>平成27年度</td><td>825億円（特別償却：571億円、税額控除：254億円）</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>1,182億円（特別償却：907億円、税額控除：275億円）</td></tr> </table>	平成29年度	1,171億円（特別償却：899億円、税額控除：273億円）（いずれも内数）	平成27年度	825億円（特別償却：571億円、税額控除：254億円）	平成28年度	1,182億円（特別償却：907億円、税額控除：275億円）
平成29年度	1,171億円（特別償却：899億円、税額控除：273億円）（いずれも内数）					
平成27年度	825億円（特別償却：571億円、税額控除：254億円）					
平成28年度	1,182億円（特別償却：907億円、税額控除：275億円）					
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>						

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（所得税）が予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額（平成30年度から32年度までの法人税、法人住民税及び法人事業税）について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成28年度）より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値）が明らかにされていない。また、将来の減収額（平成30年度から32年度までの法人税）の内訳として、特別償却分及び特別控除分の減収額が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① (2) ②と同様の手法で算出すれば以下のとおり。</p> <p>平成28年度 1,035百万円 平成29年度 1,026百万円 平成30年度 1,016百万円 平成31年度 1,007百万円 平成32年度 998百万円（いずれも内数）</p> <p>② (2) ②と同様の手法で算出すれば以下のとおり。</p> <p>平成30年度 1,160億円（特別償却：891億円、税額控除：270億円） 平成31年度 1,150億円（特別償却：883億円、税額控除：268億円） 平成32年度 1,140億円（特別償却：875億円、税額控除：265億円）（いずれも内数）</p> <p>なお、法人事業税と法人住民税については、上記減収額を踏まえ、法人住民税は国税減収見込み額に法人住民税率0.129を乗じて算出し、法人事業税は特別償却による減収見込み額に外形外法人のみ適用される場合の法人事業税率である0.067を乗じて算出した数値に、法人事業税の減収見込み額に外形外法人のみ適用される場合の地方法人特別税の税率である0.432を乗じて算出した数値を合計して算出している（いずれも内数）。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（中小企業の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業の経済活動の活性化を図る（設備投資対キャッシュフロー比率の向上：80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する））に対する過去の直接的な効果について、「本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は約6割となり（平成28年度中小企業庁アンケートより）、中小企業の設備投資を着実に後押ししている」と説明されているが、過去の効果（設備投資対キャッシュフロー比率）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>② 達成目標（中小企業の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業の経済活動の活性化を図る（設備投資実施企業割合の向上：30%以上の水準を維持する））に対する過去の直接的な効果について、「本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は約6割となり（平成28年度中小企業庁アンケートより）、中小企業の設備投資を着実に後押ししている」と説明されているが、過去の効果（設備投資実施企業割合）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>③ 達成目標（中小企業の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業の経済活動の活性化を図る（設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DIが±5ポイント程度の水準を維持する））に対する過去の直接的な効果について、「本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は約6割となり（平成28年度中小企業庁アンケートより）、中小企業の設備投資を着実に後押ししている」と説明されているが、過去の効果（生産・営業用設備判断DI）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の</p>
--

<p>影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 平成29年中小企業実態基本調査（平成28年度決算実績）確報によれば、平成28年度に中小企業投資促進税制等を利用して取得した設備の取得価額は合計1,978,334百万円（特別償却1,219,455百万円、税額控除758,879百万円）となっており、これを基に租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成28年度版）から推計すると、約771,272百万円（特別償却340,781百万円、税額控除430,491百万円）分の資産が中小企業投資促進税制による取得価額と推計される。また、中小企業庁が平成30年度に実施したアンケートにおいて、設備投資税制がなかった場合、設備投資を行わないと回答した企業が12.2%、設備投資を先延ばしし、既存の設備を使用し続けると回答した企業が59.6%を占めていることから、仮に本税制措置がなければ、相当程度の額の設備投資が取り止め、又は繰り延べられ、備考欄でご指摘の設備投資対キャッシュフロー比率も相当程度落ち込んだものと考えられる。</p> <p>【推計方法】</p> <p>1. 中小企業実態基本調査（平成28年度決算実績）</p> <p>①特別償却による取得価額1,219,455百万円 ②税額控除による取得価額758,879百万円</p> <p>2. 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成28年度版）</p> <p>①中小企業投資促進税制（特別償却）における通常措置の適用額割合 41%（2,474億円/5,971億円） ②中小企業投資促進税制（税額控除）における通常措置の適用額割合 57%（156億円/275億円）</p> <p>3. ①に占める少額減価償却資産の特例による取得価額 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成28年度版）における、中小企業投資促進税制（特別償却）の適用額と少額減価償却資産の特例の適用額の合計金額に占める後者の金額の割合（32.6%）を1.①に multiplying、1.①に占める少額減価償却資産の特例による取得価額を推計。結果は396,981百万円であり、1.①から控除した822,474百万円が中小企業投資促進税制（特別償却（通常措置と上乗せ措置の合計））による取得価額と推計される。</p> <p>4. 中小企業投資促進税制による資産の取得価額</p> <p>①特別償却による取得価額 340,781百万円（822,474百万円×41%） ②税額控除による取得価額 430,491百万円（758,879百万円×57%）</p> <p>② 平成30年度に中小企業庁が実施したアンケートにおいて、設備投資税制がなかった場合の影響を調査したところ、設備投資を行わないと回答した中小企業が12.2%、設備投資を先延ばしし既存の設備を使用し続けると回答した中小企業が59.6%を占めており、本税制措置がなければ設備投資判断に相当程度の悪影響が及ぶと考えられる。</p> <p>③ 平成30年度に中小企業庁が実施したアンケートにおいて、設備投資税制がなかった場合の影響を調査したところ、設備投資を行わないと回答した中小企業が12.2%、設備投資を先延ばしし既存の設備を使用し続けると回答した中小企業が59.6%を占めており、本税制措置がなければ設備投資判断に相当程度の悪影響が及び、需要に応じた設備形成が阻害された可能性があると考えられる。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、設備投資対キャッシュフロー比率に、どの程度影響を与えたのか明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、設備投資実施企業割合に、どの程度影響を与えたのか明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、生産・営業用設備判断DIに、どの程度影響を与えたのか明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>
--

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（中小企業の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業の経済活動の活性化を図る（設備投資対キャッシュフロー比率の向上：80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する））に対する将来の効果（平成30年度第Ⅱ四半期から32年度まで）が予測されていない。</p> <p>② 達成目標（中小企業の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業の経済活動の活性化を図る（設備投資対キャッシュフロー比率の向上：80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する））に対する将来の効果（設備投資対キャッシュフロー比率）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標（中小企業の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業の経済活動の活性化を図る（設備投資実施企業割合の向上：30%以上の水準を維持する））に対する将来の効果（平成30年度第Ⅱ四半期から32年度まで）が予測されていない。</p> <p>④ 達成目標（中小企業の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業の経済活動の活性化を図る（設備投資実施企業割合の向上：30%以上の水準を維持する））に対する将来の効果（設備投資実施企業割合）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>⑤ 達成目標（中小企業の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業の経済活動の活性化を図る（設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DIが±5ポイント程度の水準を維持する））に対する将来の効果（平成30年度第Ⅱ四半期から32年度まで）が予測されていない。</p> <p>⑥ 達成目標（中小企業の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業の経済活動の活性化を図る（設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DIが±5ポイント程度の水準を維持する））に対する将来の効果（生産・営業用設備判断DI）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 中小企業庁が実施したアンケート調査によれば、平成27年度から平成29年度のうちに本税制措置を利用した企業の設備投資総額の推移を見てみると、本税制措置を利用しなかった企業と比べてより多くの設備投資を行う傾向（平成29年度における1社当たり設備投資額で見れば約2倍、平成27年度から平成29年度における設備投資総額の伸び率で見れば約13倍）にあり、引き続き達成目標の達成に寄与することが見込まれる。</p> <p>② 本税制措置で見込まれる効果は①のとおり。また、中小企業庁が平成30年度に実施したアンケートにおいて、設備投資税制がなかった場合、設備投資を行わないと回答した企業が12.2%、設備投資を先延ばしし、既存の設備を使用し続けると回答した企業が59.6%を占めていることから、仮に本税制措置がなくなれば、相当程度の額の設備投資が取り止め、又は繰り延べられ、備考欄でご指摘の設備投資対キャッシュフロー比率も相当程度落ち込むものと考えられる。</p> <p>③ 中小企業庁が実施したアンケート調査によれば、平成27年度から平成29年度のうちに本税制措置を利用した企業の設備投資総額の推移を見てみると、本税制措置を利用しなかった企業と比べてより多くの設備投資を行う傾向（平成29年度における1社当たり設備投資額で見れば約2倍、平成27年度から平成29年度における設備投資総額の伸び率で見れば約13倍）にあり、引き続き達成目標の達成に寄与することが見込まれる。</p> <p>④ 本税制措置で見込まれる効果は③のとおり。また、中小企業庁が平成30年度に実施したアンケートにおいて、設備投資税制がなかった場合、設備投資を行わないと回答した企業が12.2%、設備投資を先延ばしし、既存の設備を使用し続けると回答した企業が59.6%を占めていることから、仮に本税制措置がなくなれば、相当程度の額の設備投資が取り止め、又は繰り延べられ、備考欄でご指摘の設備投資対キャッシュフロー比率も相当程度落ち込むものと考えられる。</p>

<p>⑤ 中小企業庁が実施したアンケート調査によれば、平成27年度から平成29年度のうちに本税制措置を利用した企業の設備投資総額の推移を見てみると、本税制措置を利用しなかった企業と比べてより多くの設備投資を行う傾向（平成29年度における1社当たり設備投資額で見れば約2倍、平成27年度から平成29年度における設備投資総額の伸び率で見れば約13倍）にあり、引き続き達成目標の達成に寄与することが見込まれる。</p> <p>⑥ 本税制措置で見込まれる効果は⑤のとおり。また、中小企業庁が平成30年度に実施したアンケートにおいて、設備投資税制がなかった場合、設備投資を行わないと回答した企業が12.2%、設備投資を先延ばしし、既存の設備を使用し続けると回答した企業が59.6%を占めていることから、仮に本税制措置がなくなれば、相当程度の額の設備投資が取り止め、又は繰り延べられ、備考欄でご指摘の設備投資対キャッシュフロー比率も相当程度落ち込むものと考えられる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、設備投資対キャッシュフロー比率に、どの程度影響を与えるのか明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、設備投資実施企業割合に、どの程度影響を与えるのか明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑤ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑥ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、生産・営業用設備判断DIに、どの程度影響を与えるのか明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(2)、(3)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長
2	①: 政策評価の対象税目	(国税26、地方税31(自動運動))(法人税:義、所得税:外、法人住民税:義、法人事業税:義)
	②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 一定の機械装置等の対象設備を取得や製作等した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用(税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ)のできるもの。
		《要望の内容》 適用期限を2年間延長する。
		《関係条項》 所得税 租税特別措置法第10条の3 租税特別措置法施行令第5条の5 租税特別措置法施行規則第5条の8
		法人税 租税特別措置法第42条の6、第52条の2、第68条の11 租税特別措置法施行令第27条の6、第30条、第39条の41 租税特別措置法施行規則第20条の3
5	担当部局	経済産業省中小企業庁事業環境部財務課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:平成27年度～32年度
7	創設年度及び改正経緯	平成10年度 「総合経済対策」(平成10年4月)に伴う措置として創設
		平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充(普通貨物自動車:車両総重量8 ^{トン} 以上→3.5 ^{トン} 以上)
		平成12年度 1年間の延長(平成13年5月迄の適用期間の延長)
		平成13年度 10ヶ月の延長(平成14年3月迄の適用期間の延長)
		平成14年度 2年間の延長(平成16年3月迄の適用期間の延長)、対象設備(機械・装置)の取得価額の引き下げ
		平成16年度 2年間の延長(平成18年3月迄の適用期間の延長)、対象設備(器具・備品)の取得価額の引き上げ
		平成18年度 2年間の延長(平成20年3月迄の適用期間の延長)、一定のソフトウェアの追加、器具・備品

		<p>の見直し(デジタル複合機の追加)</p> <p>平成20年度 2年間の延長(平成22年3月迄の適用期間の延長)</p> <p>平成22年度 2年間の延長(平成24年3月迄の適用期間の延長)</p> <p>平成24年度 2年間の延長(平成26年3月迄の適用期間の延長)、器具・備品及び工具の見直し(試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加)</p> <p>平成26年度 3年間の延長(平成29年3月迄の適用期間の延長、上乗せ措置部分の即時償却及び税額控除の拡充)</p> <p>平成29年度 上乗せ措置部分を改組・新設の上、2年間の延長(平成31年3月迄の適用期間の延長)</p>
8	適用又は延長期間	平成31年4月1日～平成33年3月31日(2年間)
9	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業の成長及び発展が日本経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業等の経営力の向上を図るため、中小企業の設備投資を促進し、生産性の高い設備やIT化等への投資の加速化、経営力の向上を図る。
		《政策目的の根拠》 中小企業基本法第26条(自己資本の充実)では、「国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。
	②: 政策体系における政策目的的位置付け	中小企業・地域経済 経営革新・創業促進
	③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>中小企業の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業の経済活動の活性化を図る。具体的には、近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の①②③の指標を全て満たすことを目標とする。</p> <p>①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。</p> <p>②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準を維持する。</p> <p>③生産・営業用設備DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DIが±5ポイント程度の水準を維持する。</p>

			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。 また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は約6割となっており(平成28年度中小企業庁アンケートより)、中小企業の設備投資を着実に後押ししている。																												
10	有効性等	①: 適用数 (単位: 件)	<p>【法人税】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成27</td> <td>28</td> <td>29</td> <td>30</td> <td>31</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>63,342</td> <td>73,705</td> <td>73,042</td> <td>72,384</td> <td>71,733</td> <td>71,087</td> </tr> </table> <p>(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より推計。なお、中小企業投資促進税制の適用数(通常措置と上乗せ措置の合算)から算出しているため、本措置に該当する部分については、その内数となる。</p> <p>【所得税】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成27</td> <td>28</td> <td>29</td> <td>30</td> <td>31</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>3,674</td> <td>6,082</td> <td>6,027</td> <td>5,973</td> <td>5,919</td> <td>5,866</td> </tr> </table> <p>(出典) 申告所得税標本調査等より推計。なお、中小企業投資促進税制の適用数(通常措置と上乗せ措置の合算)から算出しているため、本措置に該当する部分については、その内数となる。</p>		平成27	28	29	30	31	32	適用件数	63,342	73,705	73,042	72,384	71,733	71,087		平成27	28	29	30	31	32	適用件数	3,674	6,082	6,027	5,973	5,919	5,866
	平成27	28	29	30	31	32																									
適用件数	63,342	73,705	73,042	72,384	71,733	71,087																									
	平成27	28	29	30	31	32																									
適用件数	3,674	6,082	6,027	5,973	5,919	5,866																									
		②: 適用額	<p>【法人税】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成27</td> <td>28</td> <td>29</td> <td>30</td> <td>31</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>適用額 (億円)</td> <td>3,901</td> <td>6,246</td> <td>6,190</td> <td>6,134</td> <td>6,079</td> <td>6,024</td> </tr> </table> <p>(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より推計。なお、中小企業投資促進税制の適用額(通常措置と上乗せ措置の合算)から算出しているため、本措置に該当する部分については、その内数となる。</p> <p>【所得税】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成27</td> <td>28</td> <td>29</td> <td>30</td> <td>31</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>適用額 (百万円)</td> <td>619</td> <td>1,035</td> <td>1,026</td> <td>1,016</td> <td>1,007</td> <td>998</td> </tr> </table> <p>(出典) 申告所得税標本調査等より推計。なお、中小企業投資促進税制の適用数(通常措置と上乗せ措置の合算)から算出しているため、本措置に該当する部分については、その内数となる。</p>		平成27	28	29	30	31	32	適用額 (億円)	3,901	6,246	6,190	6,134	6,079	6,024		平成27	28	29	30	31	32	適用額 (百万円)	619	1,035	1,026	1,016	1,007	998
	平成27	28	29	30	31	32																									
適用額 (億円)	3,901	6,246	6,190	6,134	6,079	6,024																									
	平成27	28	29	30	31	32																									
適用額 (百万円)	619	1,035	1,026	1,016	1,007	998																									
		③: 減収額	<p>【法人税関係】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成27</td> <td>28</td> <td>29</td> <td>30</td> <td>31</td> <td>32</td> </tr> </table>		平成27	28	29	30	31	32																					
	平成27	28	29	30	31	32																									

			法人税(億円)	825	1,182	1,171	1,160	1,150	1,140																																																																																																															
			法人住民税(億円)	106	152	151	150	148	147																																																																																																															
			法人事業税(億円)	55	87	86	86	85	84																																																																																																															
			(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より推計。なお、中小企業投資促進税制の減収額(通常措置と上乗せ措置の合算)から算出しているため、本措置に該当する部分については、その内数となる。																																																																																																																					
			【所得税】																																																																																																																					
				平成27	28	29	30	31	32																																																																																																															
			所得税 (百万円)	619	1,035	1,026	1,016	1,007	998																																																																																																															
			(出典) 申告所得税標本調査等より推計。なお、中小企業投資促進税制の適用数(通常措置と上乗せ措置の合算)から算出しているため、本措置に該当する部分については、その内数となる。																																																																																																																					
		④: 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 中小企業の業況は持ち直しつつあるが、先行きは不透明な状況にあり、マクロベースでの設備投資対キャッシュフロー比率は減少・横ばい傾向で、未だ積極的な設備投資までには至っていない状況。																																																																																																																					
			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年・期</th> <th colspan="2">設備投資対キャッシュフロー比率</th> <th colspan="2">設備投資実施企業割合</th> <th colspan="2">生産・営業用設備判断DI</th> </tr> <tr> <th>I</th> <th>年間</th> <th>年間</th> <th>年間</th> <th>年間</th> <th>年間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">20年</td> <td>I</td> <td>71</td> <td>年間</td> <td>26.0</td> <td>年間</td> <td>2</td> <td>年間</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>71.8</td> <td>平均値</td> <td>25.0</td> <td>平均値</td> <td>4</td> <td>平均値</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>71.9</td> <td rowspan="2">70.8</td> <td>26.1</td> <td rowspan="2">25.0</td> <td>5</td> <td rowspan="2">5</td> </tr> <tr> <td>IV</td> <td>68.4</td> <td>22.9</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">21年</td> <td>I</td> <td>64.8</td> <td>年間</td> <td>19.0</td> <td>年間</td> <td>18</td> <td>年間</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>62.2</td> <td>平均値</td> <td>19.5</td> <td>平均値</td> <td>20</td> <td>平均値</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>55.8</td> <td rowspan="2">58.8</td> <td>19.1</td> <td rowspan="2">19.6</td> <td>19</td> <td rowspan="2">18.5</td> </tr> <tr> <td>IV</td> <td>52.5</td> <td>20.7</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">22年</td> <td>I</td> <td>51.1</td> <td>年間</td> <td>21.2</td> <td>年間</td> <td>13</td> <td>年間</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>51.1</td> <td>平均値</td> <td>23.2</td> <td>平均値</td> <td>12</td> <td>平均値</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>55.1</td> <td rowspan="2">53.1</td> <td>24.7</td> <td rowspan="2">23.6</td> <td>9</td> <td rowspan="2">10.5</td> </tr> <tr> <td>IV</td> <td>55.2</td> <td>25.2</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">23年</td> <td>I</td> <td>52.8</td> <td>年間</td> <td>24.9</td> <td>年間</td> <td>7</td> <td>年間</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>53.8</td> <td>平均値</td> <td>22.8</td> <td>平均値</td> <td>8</td> <td>平均値</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>49.9</td> <td rowspan="2">52.2</td> <td>23.5</td> <td rowspan="2">23.6</td> <td>6</td> <td rowspan="2">6.5</td> </tr> <tr> <td>IV</td> <td>52.2</td> <td>23.0</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	年・期	設備投資対キャッシュフロー比率		設備投資実施企業割合		生産・営業用設備判断DI		I	年間	年間	年間	年間	年間	20年	I	71	年間	26.0	年間	2	年間	II	71.8	平均値	25.0	平均値	4	平均値	III	71.9	70.8	26.1	25.0	5	5	IV	68.4	22.9	9	21年	I	64.8	年間	19.0	年間	18	年間	II	62.2	平均値	19.5	平均値	20	平均値	III	55.8	58.8	19.1	19.6	19	18.5	IV	52.5	20.7	17	22年	I	51.1	年間	21.2	年間	13	年間	II	51.1	平均値	23.2	平均値	12	平均値	III	55.1	53.1	24.7	23.6	9	10.5	IV	55.2	25.2	8	23年	I	52.8	年間	24.9	年間	7	年間	II	53.8	平均値	22.8	平均値	8	平均値	III	49.9	52.2	23.5	23.6	6	6.5	IV	52.2	23.0	5
年・期	設備投資対キャッシュフロー比率		設備投資実施企業割合		生産・営業用設備判断DI																																																																																																																			
	I	年間	年間	年間	年間	年間																																																																																																																		
20年	I	71	年間	26.0	年間	2	年間																																																																																																																	
	II	71.8	平均値	25.0	平均値	4	平均値																																																																																																																	
	III	71.9	70.8	26.1	25.0	5	5																																																																																																																	
	IV	68.4		22.9		9																																																																																																																		
21年	I	64.8	年間	19.0	年間	18	年間																																																																																																																	
	II	62.2	平均値	19.5	平均値	20	平均値																																																																																																																	
	III	55.8	58.8	19.1	19.6	19	18.5																																																																																																																	
	IV	52.5		20.7		17																																																																																																																		
22年	I	51.1	年間	21.2	年間	13	年間																																																																																																																	
	II	51.1	平均値	23.2	平均値	12	平均値																																																																																																																	
	III	55.1	53.1	24.7	23.6	9	10.5																																																																																																																	
	IV	55.2		25.2		8																																																																																																																		
23年	I	52.8	年間	24.9	年間	7	年間																																																																																																																	
	II	53.8	平均値	22.8	平均値	8	平均値																																																																																																																	
	III	49.9	52.2	23.5	23.6	6	6.5																																																																																																																	
	IV	52.2		23.0		5																																																																																																																		

				24年	I	52.4	年間	25.0	年間	5	年間	
				II	52.3	平均値	28.3	平均値	6	平均値		
				III	54.0	52.9	29.1	27.7	6	5.8		
				IV	52.9		28.2		6			
				25年	I	53.7	年間	31.5	年間	6	年間	
				II	55.6	平均値	33.0	平均値	5	平均値		
				III	55.4	55.0	33.9	33.9	3	3.5		
				IV	55.4		37.0		0			
				26年	I	54.9	年間	37.7	年間	-1	年間	
				II	54.8	平均値	35.9	平均値	0	平均値		
				III	56.0	54.8	36.7	37.0	-1	-0.8		
				IV	53.7		37.8		-1			
				27年	I	55.4	年間	38.0	年間	-2	年間	
				II	53.9	平均値	38.4	平均値	0	平均値		
				III	54.7	55.0	38.6	38.5	-1	-1.0		
				IV	55.9		39.1		-1			
				28年	I	55.3	年間	37.6	年間	-2	年間	
				II	56.4	平均値	38.8	平均値	-2	平均値		
				III	55.1	55.4	39.9	39.1	-3	-2.5		
				IV	54.9		40.1		-3			
29年	I	55.3	年間	40.8	年間	-3	年間					
II	53.7	平均値	40.6	平均値	-5	平均値						
III	53.3	54.3	40.4	40.5	-5	-5						
IV	54.8		40.3		-7							
30年	I	55.1		41.5		-7						
<p>(出典) 財務省「法人企業統計」、日本政策金融公庫「全国中小企業動向調査」、日本銀行「短期経済観測調査(短観)」</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p> <p>また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は約6割となっており(平成28年度中小企業庁アンケートより)、中小企業の設備投資を着実に後押ししている。</p>												
⑤: 税収減を是認する理由等	<p>本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p> <p>また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は約6割となっており(平成28年度中小企業庁アンケートより)、中小企業の</p>											

												設備投資を着実に後押ししている。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>現行制度は、税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担軽減による資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって投資へのインセンティブとなる。</p> <p>加えて、本特例措置では、中小企業の投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、機械装置、測定工具・検査工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合(リースも含む)に適用が可能とされている一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)の設定や、一部の資産について一定スベック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて支援を行うべく、制度設計がなされているものである。</p> <p>また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は約6割となっており(平成28年度中小企業庁アンケート調査より)、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業の設備投資を着実に後押ししている。</p>									
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制としては、商業・サービス業・農林水産業活性化税制、中小企業経営強化税制がある。</p> <p>商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、消費税の引き上げも踏まえ、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化の取組を支援することを目的としており、認定経営革新等支援機関等による経営改善指導に基づき設備を取得した場合に利用できる税制措置となっている。</p> <p>また、中小企業経営強化税制については、中小企業経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備を導入した場合により効果の高い措置(即時償却等)を利用できる税制となっている。</p>									
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置により中小企業の設備投資を促進することにより、中小企業の生産性の向上等を通じて、地域の経済の活性化に資する。</p>									
12	有識者の見解		-									
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成28年8月(H28 経産 12)									

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）の拡充及び延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税、所得税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（中小商業・サービス業における質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することにより、売上高の安定化・向上を図る）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（中小商業・サービス業における質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することにより、売上高の安定化・向上を図る）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p> <p>③ 所期の達成目標（平成31年第4四半期における中小卸売業、小売業、サービス業の前期比売上額Iの変動幅を可能な限り小さいものにする）とともに、売上額Iを安定的に向上させる）を削除する合理的な理由が明らかにされていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 達成すべき水準については、前回の消費税率の引き上げ時（平成26年第2 四半期）の中小卸売業、小売業、サービス業の前期比売上額Iの変動幅の平均（-17.9）より、平成31年第4四半期の当該変動幅を可能な限り小さいものにする）とともに、消費税率引き上げ後においても売上額Iを安定的に向上させることを目標としている。</p> <p>② 次回の消費税引上げ後一定期間に亘って、上記①が達成されることを目標とする。</p> <p>③ ご指摘を踏まえ、修正した。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 「平成31年第4四半期の当該変動幅を可能な限り小さいものにする」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 「次回の消費税引上げ後一定期間に亘って」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（所得税）が把握されていない。</p> <p>② 過去の適用数（平成27年度から29年度までの法人税）について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成28年度）より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値）が明らかにされていない。また、適用数の内訳として、特別償却分及び特別控除分の適用数が明らかにされていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 申告所得税標準調査によれば、平成28年度の適用数は182者、27年度の適用数は241者。なお、ご指摘を踏まえ事前評価書を修正した。</p> <p>② 算定根拠については、「中小企業景況調査」を用いて、平成27年度から平成30年度までの間で中小商業・サービス業において設備投資を実施した事業者の割合の伸び率から、過去3年分の対前年比平均伸び率を算出（結果は-0.7%）。当該結果を踏まえ、平成28年度適用実態調査における適用件数4,500件に0.993を乗じて算出。特別償却と税額控除の内訳については、平成29年度は特別償却が804件、税額控除が3664件と見込んでいる。</p> <p>また、過去の適用数（平成27年度及び28年度の法人税）の特別償却分及び税額控除分</p>

<p>の内訳は以下のとおり。</p> <p>平成27年度 4,892件（特別償却：912件、税額控除：3,980件）</p> <p>平成28年度 4,500件（特別償却：810件、税額控除：3,690件）</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 点検項目(2)及び(3)の補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（所得税）が予測されていない。</p> <p>② 将来の適用数（平成30年度から32年度までの法人税）について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成28年度）より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値）が明らかにされていない。また、適用数の内訳として、特別償却分及び特別控除分の適用数が明らかにされていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 将来の適用数は、(2) ②と同様の手法により、以下のとおり見込んでいる。</p> <p>平成28年度 182者</p> <p>平成29年度 181者</p> <p>平成30年度 179者</p> <p>平成31年度 178者</p> <p>平成32年度 177者</p> <p>ご指摘を踏まえ事前評価書にも旨を記載した。</p> <p>② (2) ②と同様の手法により算出している。内訳は以下のとおり。</p> <p>平成30年度 4,437件（特別償却：799件、税額控除：3,639件）</p> <p>平成31年度 4,406件（特別償却：793件、税額控除：3,613件）</p> <p>平成32年度 4,375件（特別償却：788件、税額控除：3,588件）</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（所得税）が把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（平成27年度から29年度までの法人税、法人住民税及び法人事業税）について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成28年度）より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値）が明らかにされていない。また、過去の減収額（平成27年度から29年度までの法人税）の内訳として、特別償却分及び特別控除分の減収額が明らかにされていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 申告所得税標準調査によれば、平成28年度の減収額は20百万円、27年度の減収額は26百万円。なお、ご指摘を踏まえ事前評価書を修正した。</p> <p>② 平成27年度及び平成28年度については適用実態調査における適用額をもとに算出。平成29年度については(2) ②と同様の方法で算出。</p> <p>内訳はそれぞれ以下のとおり。</p> <p>平成27年度 特別償却：12億円、税額控除、15億円</p> <p>平成28年度 特別償却：7億円、税額控除、14億円</p> <p>平成29年度 特別償却：6.9億円、税額控除、13.8億円</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 点検項目(4)及び(5)の補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の減収額（所得税）が予測されていない。

② 将来の減収額（平成30年度から32年度までの法人税、法人住民税及び法人事業税）について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成28年度）より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値）が明らかにされていない。また、将来の減収額（平成30年度から32年度までの法人税）の内訳として、特別償却分及び特別控除分の減収額が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

① 将来の減収額は、(2) ②と同様の手法により、以下のとおり見込んでいる。

平成28年度	20百万円
平成29年度	19.9百万円
平成30年度	19.7百万円
平成31年度	19.6百万円
平成32年度	19.4百万円

ご指摘を踏まえ事前評価書にも同旨を記載した。

② (2) ②と同様の手法により、以下のとおり見込んでいる。

平成30年度	特別償却	6.9億円	税額控除	13.8億円
平成31年度	特別償却	6.9億円	税額控除	13.7億円
平成32年度	特別償却	6.8億円	税額控除	13.6億円

なお、法人事業税と法人住民税については、上記減収額を踏まえ、法人住民税は国税減収見込み額に法人住民税率0.129を乗じて算出し、法人事業税は特別償却による減収見込み額に外形外法人のみ適用される場合の法人事業税率である0.067を乗じて算出した数値に、法人事業税の減収見込み額に外形外法人のみ適用される場合の地方法人特別税の税率である0.432を乗じて算出した数値を合計して算出している。

【点検結果】

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標（中小商業・サービス業における質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することにより、売上高の安定化・向上を図る）に対する過去の効果について、中小企業・サービス業の売上高DIの推移のグラフを用いて説明されているが、各四半期のポイントの数値が表示されていない。

② 達成目標（中小商業・サービス業における質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することにより、売上高の安定化・向上を図る）に対する過去の直接的な効果について、「本税制は、商工会議所等から（中略）業務の効率化を図った等の活用実績が見られる」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

【経済産業省の補足説明】

① ご指摘を踏まえ以下のとおりグラフを作成した。

	H26				H27				H28				H29				H30
	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I
卸売業	-4.5	-33	-12.4	-16.4	-13.6	-12.9	-10.3	-9.4	-13.1	-15.7	-15.9	-19.3	-13.4	-11.1	-9.8	-12.6	-12.4
小売業	-19.7	-36.6	-28.5	-29.1	-26.5	-25.1	-21.8	-23	-26.7	-27.3	-26.5	-25.7	-23.7	-23.3	-25	-23.9	-19.5
サービス業	-13.8	-16.7	-16	-15.7	-13.3	-13.3	-12.4	-11.6	-15.1	-17.4	-15.2	-15.5	-14	-10.4	-11.4	-12	-14.2

② 中小企業庁のアンケートによれば、本税制措置を利用して経営改善効果があったと答えた事業者は92%に達している。また、同アンケートによれば、本税制措置を利用した中小企業は、中小企業の平均よりも高い売上高営業利益率を記録していることから、本税制措置の達成目標に対して直接的な効果があったものと考えられる。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標（中小商業・サービス業における質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することにより、売上高の安定化・向上を図る）に対する将来の効果（平成30年度第II四半期から32年度まで）が予測されていない。

② 達成目標（中小商業・サービス業における質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することにより、売上高の安定化・向上を図る）に対する将来の効果について、中小企業・サービス業の売上高DIの推移のグラフを用いて説明されているが、平成30年度第I四半期の数値が表示されていない。

③ 達成目標（中小商業・サービス業における質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することにより、売上高の安定化・向上を図る）に対する将来の直接的な効果について、「本税制は、商工会議所等から（中略）業務の効率化を図った等の活用実績が見られる」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

① 中小企業庁のアンケートによれば、本税制措置を利用して経営改善効果があったと答えた事業者は92%に達しており、直接的な効果があったものと考えられる。また、本税制措置を利用した中小企業は、中小企業の平均よりも高い売上高営業利益率を記録しているところ。今後も、消費税上げとそれによる需要の冷え込みに備え、経営改善に取り組む事業者からの利用が見込まれる。

② (6) ①を参照。

③ 中小企業庁のアンケートによれば、本税制措置を利用して経営改善効果があったと答えた事業者は92%に達している。また、同アンケートによれば、本税制措置を利用した中小企業は、中小企業の平均よりも高い売上高営業利益率を記録していることから、本税制措置の達成目標に対して直接的な効果があったものと考えられる。

【点検結果】

① 補足説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(商業・サービス業・農林水産業活性化税制)の拡充及び延長
2	対象税目	(国税27・地方税29(自動連動))(法人税:義、所得税:外、法人住民税:義、法人事業税:義)
	①: 政策評価の対象税目	
	②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【単独・ <u>主管</u> ・ <u>共管</u> 】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>商業・サービス業を営む中小企業者等が経営改善指導等に基づき、建物附属設備(1台60万円以上)又は器具・備品(1台30万円以上)を取得した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を認める措置。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>消費税率の引上げを見据えつつ、中小企業の防災・減災対策を促進する観点も踏まえながら、商業・サービス業を営む中小企業者等の設備投資を引き続き促進すべく、必要な見直しを行った上で、適用期限を2年間延長する。</p> <p>《関係条項》</p> <p>所得税 租税特別措置法第10条の5の2 租税特別措置法施行令第5条の6の2 租税特別措置法施行規則第5条の10)</p> <p>法人税 租税特別措置法第42条の12の3、第68条の15の4 租税特別措置法施行令第27条の12の3、第39条の45の4 租税特別措置法施行規則第20条の8、第22条の30)</p>
5	担当部局	経済産業省中小企業庁事業環境部財務課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:平成27年度～32年度
7	創設年度及び改正経緯	平成25年度 創設 平成27年度 2年間の延長(平成29年3月迄の適用期間の延長) 平成29年度 2年間の延長(平成31年3月迄の適用期間の延長)
8	適用又は延長期間	2年間(平成31年度～32年度)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 卸売業、小売業、サービス業を営む中小企業(以下「中小商業・サービス業」という。))について、消費税率の引上げ及びこれによる経済情

		<p>勢の悪化懸念を見据えつつ、店舗・サービスの質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することで、経営の安定化・活性化を図る。具体的には、平成31年第4四半期における中小卸売業、小売業、サービス業の前期比売上額DIの変動幅を可能な限り小さいものとするともに、消費税率引き上げ後においても売上額DIを安定的に向上させることを目標とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案の国会提出に伴う今後の対応について(平成24年3月30日閣議決定)</p> <p>・中小事業者のために必要な財政上、税制上その他の支援措置を検討する。</p> <p>○消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部「消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針(中間整理の具体化)」(平成24年10月26日)</p> <p>・消費税率の引上げに伴う中小企業等への影響を勘案して事務負担軽減等の支援に万全を期すため、予算編成や税制改正等において、必要な財政上、税制上その他の支援措置を具体化する。</p>														
		②: 政策体系における政策目的的位置付け	中小企業・地域経済 経営安定・取引適正化													
		③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>中小商業・サービス業における質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することにより、売上高の安定化・向上を図る。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>消費税率の引上げ及びこれにより懸念される経済情勢の悪化に伴う中小商業・サービス業の売上高への影響を最小限に抑えらるとともに、その安定的な向上を図ることで、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化に寄与する。</p>													
10	有効性等	①: 適用数 (単位:件)														
		<p>《法人税》</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成27</td> <td>28</td> <td>29</td> <td>30</td> <td>31</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>適用数</td> <td>4,892</td> <td>4,500</td> <td>4,469</td> <td>4,437</td> <td>4,406</td> <td>4,375</td> </tr> </table> <p>(出典)租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より推計。</p>		平成27	28	29	30	31	32	適用数	4,892	4,500	4,469	4,437	4,406	4,375
	平成27	28	29	30	31	32										
適用数	4,892	4,500	4,469	4,437	4,406	4,375										

②: 適用額	(単位:億円)																																									
		平成 27	28	29	30	31	32																																			
	適用額	81	55	55	54	54	54																																			
<p>(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より推計。</p> <p>【所得税】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成 27</td> <td>28</td> <td>29</td> <td>30</td> <td>31</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>適用数</td> <td>241 者</td> <td>182 者</td> <td>181 者</td> <td>179 者</td> <td>178 者</td> <td>177 者</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成 27</td> <td>28</td> <td>29</td> <td>30</td> <td>31</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>26</td> <td>20</td> <td>19.9</td> <td>19.7</td> <td>19.6</td> <td>19.4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>百万円</td> <td>百万円</td> <td>百万円</td> <td>百万円</td> <td>百万円</td> <td>百万円</td> </tr> </table> <p>(出典) 申告所得税標本調査等より推計</p>									平成 27	28	29	30	31	32	適用数	241 者	182 者	181 者	179 者	178 者	177 者		平成 27	28	29	30	31	32	適用額	26	20	19.9	19.7	19.6	19.4		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
	平成 27	28	29	30	31	32																																				
適用数	241 者	182 者	181 者	179 者	178 者	177 者																																				
	平成 27	28	29	30	31	32																																				
適用額	26	20	19.9	19.7	19.6	19.4																																				
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円																																				
③: 減収額	(単位:億円)																																									
		平成 27	28	29	30	31	32																																			
	法人税	27	21	21	21	21	20																																			
法人住民税	3.5	2.7	2.7	2.7	2.7	2.6																																				
法人事業税	1.2	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7																																				
<p>(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より推計。</p> <p>【所得税】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成 27</td> <td>28</td> <td>29</td> <td>30</td> <td>31</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>26</td> <td>20</td> <td>19.9</td> <td>19.7</td> <td>19.6</td> <td>19.4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>百万円</td> <td>百万円</td> <td>百万円</td> <td>百万円</td> <td>百万円</td> <td>百万円</td> </tr> </table> <p>(出典) 申告所得税標本調査等より推計</p>									平成 27	28	29	30	31	32	減収額	26	20	19.9	19.7	19.6	19.4		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円														
	平成 27	28	29	30	31	32																																				
減収額	26	20	19.9	19.7	19.6	19.4																																				
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円																																				
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>これまでの利用実績として、冷凍ショーケース導入、什器の入れ替え、内装の改修等を行い、店舗の雰囲気改善により来客数・売上げの増加を図ったもの(小売業)や、食器洗浄機(飲食サービス業)、厨房機器(宿泊業)、最新の美容機器(美容業)を導入し、業務の効率化を図った例等があり、経営改善に資する投資が行われている。また、設備投資に当たり本税制が後押しになったとの声も寄せられている。</p> <p>平成 29 年度の売上高DIは、平成 28 年度と比較し改善傾向。設備投資を行った事業者についても、平成 29 年度は平成 28 年度と比較し増加傾向にある。</p>																																									
	<p>⑤: 税収減を是認する理由等</p> <p>本税制は、商工会議所等から経営改善指導等を受けることを要件としている。これにより、事業者はより効果的な経営改善に資する設備投資を行うことができる。</p> <p>なお、これまでの利用実績として、冷凍ショーケース導入、什器の入れ替え、内装の改修等を行い、店舗の雰囲気改善により来客数・売上げの増加を図ったもの(小売業)や、食器洗浄機(飲食サービス業)、厨房機器(宿泊業)、最新の美容機器(美容業)を導入し、業務の効率化を図った等の活用実績が見られる。</p>																																									

		<p>＜中小商業・サービス業の売上額DIの推移＞</p> <p>(出典：中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」)</p> <p>＜中小商業・サービス業者のうち、設備投資を実施した事業者の割合＞</p> <p>(出典：中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」)</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本税制は、商工会議所等から経営改善指導等を受けることを要件としている。これにより、事業者はより効果的な経営改善に資する設備投資を行うことができる。</p> <p>なお、これまでの利用実績として、冷凍ショーケース導入、什器の入れ替え、内装の改修等を行い、店舗の雰囲気改善により来客数・売上げの増加を図ったもの(小売業)や、食器洗浄機(飲食サービス業)、厨房機器(宿泊業)、最新の美容機器(美容業)を導入し、業務の効率化を図った等の活用実績が見られる。</p>
		<p>⑤: 税収減を是認する理由等</p> <p>本税制は、商工会議所等から経営改善指導等を受けることを要件としている。これにより、事業者はより効果的な経営改善に資する設備投資を行うことができる。</p> <p>これまでの利用実績として、冷凍ショーケース導入、什器の入れ替え、内装の改修等を行い、店舗の雰囲気改善により来客数・売上げの増加を図ったもの(小売業)や、食器洗浄機(飲食サービス業)、厨房機器(宿泊業)、最新の美容機器(美容業)を導入し、業務の効率化を図</p>

			った等の活用実績が見られており、中小商業・サービス業の安定化・活性化に有効な措置である。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本税制は、厳しい経営環境にある中で消費税率引上げの影響を受けている中小商業・サービス業を対象としており、必要最小限の特例措置となっている。</p> <p>また、設備投資に当たり、商工会議所等のアドバイス機関から経営改善指導等を受けることを本税制の要件としていること、対象設備は建物附属設備と器具・備品に限定していることから、政策目的の実現手段として有効なものとなっている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>中小企業者等が利用できる他の設備投資促進税制としては、中小企業投資促進税制と中小企業経営強化税制がある。前者は、主として機械装置等の投資促進を目的としており、後者は、中小企業経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備を導入した場合により効果の高い措置（即時償却等）を利用できる税制となっている。</p> <p>これに対して、本税制は、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化を目的としている。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置により中小商業・サービス業の事業者の経営の安定化・活性化等を通じて、地域経済の活性化に資する。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成28年8月(H28 経産15)

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	中小企業等の貸倒引当金の特例の延長		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（組合の貸倒れに係るリスクへの対応力を確保し、中小企業の事業基盤の安定化及び組合の取引活動の健全化を図る）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（組合の貸倒れに係るリスクへの対応力を確保し、中小企業の事業基盤の安定化及び組合の取引活動の健全化を図る）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p> <p>③ 達成目標（組合の貸倒れに係るリスクへの対応力を確保し、中小企業の事業基盤の安定化及び組合の取引活動の健全化を図る）は、政策目的（組合の貸倒れに係るリスクへの対応力を充実させることにより、中小企業の事業基盤の安定化及び組合の健全な取引活動を支援する）の実現状況を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 貸倒引当金は、商取引において発生する金銭債権の貸倒れという不測の事態に備えるものであり、本特例措置は、中小企業による共同販売事業等を行う組合が貸倒れの発生によって経営悪化しないよう、組合に引当金の繰り入れを促すことで、組合の貸倒リスクへの対応力を確保する措置である。そのため、組合の業務内容、資金需要、経済状況、及びこれらを踏まえた組合の経営判断に影響を受けるものであることから達成すべき水準を定量的に示すことは困難である。</p> <p>② 貸倒れは経済情勢の影響等により発生状況が大きく異なり、将来発生するであろう金銭債権の規模や貸倒れの発生状況等を予測することができないため、本特例措置によって達成すべき水準（目標値）を定量的に示すことや、達成時期（目標達成時期）を示すことは困難である。</p> <p>③ 全国中小企業団体中央会が行ったサンプル調査の結果、平成29年度に貸倒引当金を計上した組合（9,892）のほぼ全ての組合（9,759）が本特例措置を利用して貸倒引当金の割増計上を行い、貸倒リスクへの対応強化を図っているなど、実施状況を明らかにしている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（平成27年度から29年度までの法人税）について、「全国中小企業団体中央会調査による推計」と説明されているが、推計に係る算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 貸倒引当金の繰り入れを行っている組合数（貸引繰入実施）については、組合総数に、全国中小企業団体中央会が行ったサンプル調査結果から得られた貸倒引当金の繰り入れを行っている組合の割合（実施割合）を乗じて推計した。</p> <p>本特例措置を利用している組合数（割増特例利用）については、上記で推計した貸倒引当金の繰り入れを行っている組合数に、全国中小企業団体中央会が行ったサンプル調</p>

査結果から得られた、貸倒引当金の繰り入れを行っている組合の中で本特例措置を利用している組合の割合を乗じて推計した。

<組合総数>

平成27年度 29,154組合

平成28年度 28,970組合

平成29年度 28,696組合

<貸倒引当金の繰り入れ及び本特例措置を利用している組合の割合>

※全国中小企業団体中央会サンプル調査

平成27年度

・貸倒引当金の繰り入れ 25.5% (554組合/2,169組合)

・本特例措置の利用 96.0% (532組合/554組合)

平成28年度

・貸倒引当金の繰り入れ 37.2% (671組合/1,800組合)

・本特例措置の利用 93.1% (625組合/671組合)

平成29年度

・貸倒引当金の繰り入れ 34.4% (594組合/1,723組合)

・本特例措置の利用 98.7% (586組合/594組合)

(注) 上記に記載した割合(%)は小数点第2位以下を四捨五入して記載しているが、事前評価書に記載した組合数の推計に際しては、小数点第2位以下の数値も入れて算出している。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（平成30年度から32年度までの法人税）について、「全国中小企業団体中央会調査による推計」と説明されているが、推計に係る算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 平成30～32年度の組合総数は、平成29年度の組合総数の前年度減少率（▲0.95%）で推移すると仮定して推計した。</p> <p>平成30～32年度の貸倒引当金の繰り入れを行っている組合数（貸引繰入実施）は、上記で推計した組合総数に、全国中小企業団体中央会が行った平成29年度の適用状況に係るサンプル調査結果から得られた貸倒引当金の繰り入れを行っている組合の割合（実施割合）を乗じて推計した。</p> <p>平成30～32年度の本特例措置を利用している組合数（割増特例利用）は、上記で推計した貸倒引当金の繰り入れを行っている組合数（貸引繰入実施）に、平成29年度の適用状況に係る全国中小企業団体中央会が行ったサンプル調査結果から得られた、貸倒引当金の繰り入れを行っている組合の中で本特例措置を利用している組合の割合を乗じて推計した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（平成27年度から29年度までの法人税、法人住民税及び法人事業税）について、「全国中小企業団体中央会調査による推計」と説明されているが、推計に係る算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 上記(2)の補足説明で推計した本特例措置を利用している組合数（割増特例利用）に、全国中小企業団体中央会が行ったサンプル調査結果から得られた1組合あたりの</p>

割増特例平均額を乗じて割増特例総額を推計し、これに組合に適用される法人税率等を乗じて推計した。

<本特例措置を使用している組合数（推計）>
 平成27年度 7,137組合
 平成28年度 10,059組合
 平成29年度 9,759組合

<1組合あたりの割増特例平均額>
 平成27年度 192千円
 平成28年度 210千円
 平成29年度 158千円
 (注) 上記に記載した金額は千円以下を四捨五入して記載しているが、事前評価書に記載した減収額の推計に際しては、千円以下の数値も入れて算出している。

<税率>
 法人税19%、法人住民税12.9%、法人事業税所得割4.6%、地方法人特別税43.2%

【点検結果】
 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
 ① 将来の減収額（平成30年度から32年度までの法人税、法人住民税及び法人事業税）について、「全国中小企業団体中央会調査による推計」と説明されているが、推計に係る算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】
 ① 上記(3)の補足説明で推計した本特例措置を利用している組合数（割増特例利用）に、全国中小企業団体中央会が行ったサンプル調査結果から得られた平成29年度の1組合あたりの割増特例平均額を乗じて割増特例総額を推計し、これに組合に適用される法人税率等を乗じて推計した。

<本特例措置を使用している組合数（推計）>
 平成30年度 9,666組合
 平成28年度 9,574組合
 平成29年度 9,483組合

<1組合あたりの割増特例平均額>
 平成30～32年度 158千円（平成29年度と同額）
 (注) 上記に記載した金額は千円以下を四捨五入して記載しているが、事前評価書に記載した減収額の推計に際しては、千円以下の数値も入れて算出している。

<税率>
 法人税19%、法人住民税12.9%、法人事業税所得割4.6%、地方法人特別税43.2%

【点検結果】
 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
 ① 達成目標（組合の貸倒れに係るリスクへの対応力を確保し、中小企業の事業基盤の安定化及び組合の取引活動の健全化を図る）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。
 なお、過去の効果について、本特例措置に係る適用一組合当たりの減収額は、約2.9万円（平成29年度の法人税の減収額29,200万円及び同年度の適用数9,759件から算出）であり、これを踏まえて本特例措置が達成目標（組合の貸倒れに係るリスクへの対応力を確保し、中小企業の事業基盤の安定化及び組合の取引活動の健全化を図る）にどのように寄与するのかを明らかにする必要がある。

【経済産業省の補足説明】
 ① 全国中小企業団体中央会が行ったサンプル調査の結果、平成27～29年度の3年間で26,955組合が本特例措置を利用して5,022百万円の引当金積増を行っており、貸倒リスクへの対応強化を図っている。

	H27FY	H28FY	H29FY	3年間合計
割増特例利用組合	7,137	10,059	9,759	26,955
適用額（百万円）	1,371	2,113	1,538	5,022

【点検結果】
 ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
 ① 達成目標（組合の貸倒れに係るリスクへの対応力を確保し、中小企業の事業基盤の安定化及び組合の取引活動の健全化を図る）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。
 なお、将来の効果について、本特例措置に係る適用一組合当たりの減収額は、約2.9万円（平成32年度の法人税の減収額28,400万円及び同年度の適用数9,483件から算出）であり、これを踏まえて本特例措置が達成目標（組合の貸倒れに係るリスクへの対応力を確保し、中小企業の事業基盤の安定化及び組合の取引活動の健全化を図る）にどのように寄与するのかを明らかにする必要がある。

【経済産業省の補足説明】
 ① 全国中小企業団体中央会が行ったサンプル調査の結果、平成30～32年度の3年間で28,723組合が本特例措置を利用して4,535百万円の引当金積増を行うと見込まれ、貸倒リスクへの対応強化が促進される。

	H30FY(見込)	H31FY(見込)	H29FY(見込)	3年間合計
割増特例利用組合	9,666	9,574	9,483	28,723
適用額（百万円）	1,532	1,509	1,494	4,535

【点検結果】
 ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(6)過去の効果が把握されておらず、(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(注) 【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	中小企業等の貸倒引当金の特例の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (国税 28・地方税 32(自動連動)) (法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義)
	②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 資本金1億円以下の中小企業等については、貸倒引当金の繰入限度額の計算は、貸倒実績率によらずに法定繰入率によることができることとされているが、事業協同組合(事業協同小組合及び協同組合連合会を含む)及び商工組合(商工組合連合会を含む)(以下「組合」という。)については、さらに繰入限度額を10%増しとすることが認められているところ。 《要望の内容》 本税制の割増措置の適用期限を2年間(平成32年度末まで)延長する。 《関係条項》 租税特別措置法第57条の9、第68条の59 同法施行令 第33条の7、第39条の86
	担当部局	経済産業省中小企業庁経営支援部経営支援課
	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:平成27年度～平成32年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和25年度 貸倒準備金制度創設 昭和39年度 貸倒引当金への変更 昭和41年度 中小企業等の特例創設(割増率20%) 昭和55年度 中小企業等の割増率の縮減(割増率20%→16%) 平成12年度 公益法人等及び協同組合等を除き、廃止 平成17年度 2年延長 平成19年度 2年延長 平成21年度 2年延長 平成23年度 1年延長 平成24年度 3年延長 貸倒引当金制度の対象の限定(中小法人等) 組合等の割増率の縮減(割増率16%→12%) 平成27年度 2年延長 平成29年度 2年延長 組合等の割増率の縮減(割増率12%→10%)
	適用又は延長期間	平成31年4月1日～平成33年3月31日(2年間)

9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 組合は、中小企業等が、相互扶助の精神に基づき、協同して事業に取り組むことによって、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もってその自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的行為の向上を図ることを目的に設立されたものである。 そのため、組合の貸倒れに係るリスクへの対応力を充実させることにより、中小企業の事業基盤の安定化及び組合の健全な取引活動を支援する。 《政策目的の根拠》 ○中小企業法(昭和38年法律第154号) (交流又は連携及び共同化の推進) 第18条 国は、中小企業者が相互にその経営資源を補完することに資するため、中小企業者の交流又は連携の推進、中小企業者の事業の共同化のための組織の整備、中小企業者が共同して行う事業の助成その他の必要な施策を講ずるものとする。 ○中小企業憲章(2010年6月18日閣議決定) 2. 基本原則 一. 経済活力の源泉である中小企業が、その力を思う存分に発揮できるよう支援する 「資金、人材、海外展開力などの経営資源の確保を支援し、中小企業の持てる力の発揮を促す。その際、経営資源の確保が特に困難であることの多い小規模企業に配慮する。中小企業組合、業種間連携などの取組を支援し、力の発揮を増幅する。」
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 経営安定・取引適正化
		③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 組合の貸倒れに係るリスクへの対応力を確保し、中小企業の事業基盤の安定化及び組合の取引活動の健全化を図る。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制措置は、貸倒れが発生した場合に備えて貸倒引当金の引当を促す措置であり、具体的な目標達成金額等はないが、参考指標として、中小企業者の資金繰りDIがプラスに転じることが挙げられる。 【資金繰りDIの推移(前年同月比)】 平成25年3月期 ▲19.2 平成28年3月期 ▲13.0 平成25年9月期 ▲13.2 平成28年9月期 ▲13.9 平成26年3月期 ▲5.8 平成29年3月期 ▲10.3 平成26年9月期 ▲14.7 平成29年9月期 ▲9.3 平成27年3月期 ▲13.5 平成30年3月期 ▲8.7 平成27年9月期 ▲13.3 ※ 出典:全国中小企業団体中央会「中小企業月次景況調査」 (調査対象:2,600組合の役員)

10	有効性等	①: 適用数	適用件数等について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」では「本要望対象の組合に係る数値のみを抽出することができないため、全国中小企業団体中央会調査によると次のとおり。																												
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30 (見込)</th> <th>H31 (見込)</th> <th>H32 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>組合総数</td> <td>29,154</td> <td>28,970</td> <td>28,696</td> <td>28,424</td> <td>28,155</td> <td>27,888</td> </tr> <tr> <td>貸引繰入実施 (実施割合)</td> <td>7,434 (25.5%)</td> <td>10,799 (37.2%)</td> <td>9,892 (34.4%)</td> <td>9,798 (34.4%)</td> <td>9,705 (34.4%)</td> <td>9,613 (34.4%)</td> </tr> <tr> <td>割増特例利用</td> <td>7,137</td> <td>10,059</td> <td>9,759</td> <td>9,666</td> <td>9,574</td> <td>9,483</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 出典: 全国中小企業団体中央会調査による推計。</p>		H27	H28	H29	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)	組合総数	29,154	28,970	28,696	28,424	28,155	27,888	貸引繰入実施 (実施割合)	7,434 (25.5%)	10,799 (37.2%)	9,892 (34.4%)	9,798 (34.4%)	9,705 (34.4%)	9,613 (34.4%)	割増特例利用	7,137	10,059	9,759	9,666	9,574	9,483
			H27	H28	H29	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)																							
		組合総数	29,154	28,970	28,696	28,424	28,155	27,888																							
		貸引繰入実施 (実施割合)	7,434 (25.5%)	10,799 (37.2%)	9,892 (34.4%)	9,798 (34.4%)	9,705 (34.4%)	9,613 (34.4%)																							
割増特例利用	7,137	10,059	9,759	9,666	9,574	9,483																									
②: 適用額	(単位: 百万円)																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30 (見込)</th> <th>H31 (見込)</th> <th>H32 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>1,371</td> <td>2,113</td> <td>1,538</td> <td>1,523</td> <td>1,509</td> <td>1,494</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 出典: 全国中小企業団体中央会調査による推計。</p>		H27	H28	H29	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)	適用額	1,371	2,113	1,538	1,523	1,509	1,494																
	H27	H28	H29	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)																									
適用額	1,371	2,113	1,538	1,523	1,509	1,494																									
③: 減収額	(単位: 百万円)																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30 (見込)</th> <th>H31 (見込)</th> <th>H32 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>260</td> <td>401</td> <td>292</td> <td>289</td> <td>287</td> <td>284</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>34</td> <td>52</td> <td>38</td> <td>37</td> <td>37</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>90</td> <td>139</td> <td>102</td> <td>100</td> <td>99</td> <td>99</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 出典: 全国中小企業団体中央会調査による推計。</p>		H27	H28	H29	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)	法人税	260	401	292	289	287	284	法人住民税	34	52	38	37	37	37	法人事業税	90	139	102	100	99	99		
	H27	H28	H29	H30 (見込)	H31 (見込)	H32 (見込)																									
法人税	260	401	292	289	287	284																									
法人住民税	34	52	38	37	37	37																									
法人事業税	90	139	102	100	99	99																									
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 中小企業者の資金繰りDIについて、前回要望時から改善しているもののマイナスで推移しており、プラスに転じていない。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本税制措置は、貸倒れが発生した場合に備えて貸倒引当金の引当を促す措置であり、貸倒引当金は組合の判断で貸倒実績等に基づき引き当てられ、貸倒の発生予測も困難であることから、本税制措置の効果を定量的に把握すること、また、当該効果を税減収額等と比較することは困難である。</p>																														
⑤: 税収減を是認する理由等	<p>組合の主力事業である共同販売等の貸倒れにより、組合事業が停滞することは、組合・組合員はもとより、その債権者を巻き込んだ多数の関係企業の事業継続を困難にさせる。</p> <p>本税制措置により財務基盤を強化することにより、組合の共同事業の破綻、およびそれに起因する中小企業の連鎖倒産を回避するとともに、企業が集積する地域経済への悪影響を回避する。</p>																														
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	組合の取引先が倒産した場合、組合事業の停滞などにより、その損害や取引不安が組合や組合員はもとより、組合の債権者等にまで連鎖的に波及する。また、組合員は共同経済事業に依存していることが																												

		<p>ら、そのリスクは個々の組合員の事業存続に基大な影響を及ぼす。</p> <p>そのため、貸倒引当金の繰入れを十分に行い、その損害や取引リスクを軽減することによって、組合の健全な発展と組合員及び債権者の企業経営も継続可能となる。</p>
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>税負担を軽減することで、貸倒れに備えるための引当金の引当を促す措置であり、地方税においても同様の措置が必要である。</p> <p>また、地方では、本税制制度が活用されることにより、地域の同業種を網羅する組合が安定した財政基盤の上で事業を行うことにより裨益されるものであることから、地方公共団体が一定の措置を講ずることは妥当である。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成28年8月(H28 経産13)

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	ガス供給業に係る託送料金を控除する収入割の特例措置
税目	法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（ガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保すること）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（ガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保すること）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 本特例措置は、法人事業税の二重課税の発生を回避するものであり、回避されなかった場合は、託送供給を利用する新規参入者の競争阻害要因となり、それをもって公平な競争環境が損なわれることになる。よって、目標値を定量的に示すことには馴染まないと考えます。</p> <p>② ①と同様、達成すべき時期を示すことには馴染まないと考えます。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数11件（平成29年度）が前回評価時の将来予測5件とかい離していることについて、その原因が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 平成29年4月からガス小売の全面自由化が開始され、前回評価時においては、全面自由化による新規参入者数を予測することが困難であったため。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（平成30年度から33年度まで）について、「資源エネルギー庁ガス市場整備室調べ」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 本特例については、法人事業税本体が収入金課税となっている事業者について二重課税の発生を回避するため措置していただいているところ。平成29年度実績から見込みが少なくなっているのは、平成30年度税制改正（法人事業税の対象事業者の見直し）によって、実績のある3社について、法人事業税が収入金課税から所得課税に変更されたため。なお、実績値等の算定に際しては、平成27、28年度において託送供給実績（託送収益明細表により確認）のある事業者をリストアップし、平成29年度実績（託送供給依頼者、託送供給量、託送収益）についてアンケート調査を行った。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額206百万円（平成29年度）が前回評価時の将来予測55百万円とかい離していることについて、その原因が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 平成29年4月からガス小売の全面自由化が開始され、前回評価時においては、全面自由化による新規参入者の託送供給依頼量を予測することが困難であったため。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（平成30年度から33年度まで）について、「平成30年度～33年度は見込み」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 将来の減収額213百万円（平成30年度）が過去の実績43百万円（平成28年度）とかい離していることについて、その原因が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 将来の見込みについては、これまでの託送供給依頼実績や平成29年度のスイッチング（需要家がガスの購入先を既存のガス会社から新規参入者へ切り替え）率を参考に算定。また、託送供給料金に乗じている税率は、収入金課税の税率1.2888%。</p> <p>② 平成29年4月からガス小売の全面自由化が開始され、前回評価時においては、全面自由化による新規参入者の託送供給依頼量を予測することが困難であったため。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明では、将来の減収額の算定基礎である将来の適用額の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（ガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保すること）に対する過去の効果（平成25年度から29年度まで）について、新規参入者による託送量が記載されているが、その算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（ガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保すること）に対する過去の直接的な効果について、「課税標準が異なる（収入金額と所得）ガス小売事業者の課税の公平性が確保され、事業者間の競争が活性化するとともに、料金の低廉化が図られる」と説明されているが、過去の効果（新規参入者による託送量）から、他の政策集団や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 平成25～28年度の託送量については、実績のある5社へのアンケート調査により算定。平成29年度の託送量については、平成27、28年度において託送供給実績（託送収益明細表により確認）のある事業者をリストアップし、平成29年度実績（託送供給依頼者、託送供給量、託送収益）についてアンケート調査を行った。</p> <p>② 本特例措置は、法人事業税の二重課税の発生を回避するものであり、回避されなかった場合は、託送供給を利用する新規参入者の競争阻害要因となるもの。なお、本特例措置については、新規参入者である電気事業者（収入金課税）から、平成28年度の税制改正要望時においても、本特例措置の恒久化を求める要望がなされていることから、本特例措置は効果を有していることが確認できる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（ガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保すること）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 本特例措置は、法人事業税の二重課税の発生を回避するものであり、回避されなかった場合は、託送供給を利用する新規参入者の競争阻害要因となり、公平な競争環境が整備されなくなる。</p> <p>また、適用件数は、8件と僅少であるが、同一事業者によるガス市場への参入がより進み託送供給依頼量が増加することが十分に想定されることから、本特例措置は達成目標の実現に十分に寄与するものと言える。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、将来の効果（新規参入者による託送量）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【経済産業省の補足説明】欄には、経済産業省から送付された文書を引用している。

補足説明（減収見込額算定の考え方）

1. 託送供給実績のある事業者を抽出

- ✓ ガス事業法において託送供給義務が課されている「一般ガス導管事業者（198社）」及び「特定ガス導管事業者（25社）」について、毎年度公表が義務づけられている「託送収支計算書」における「託送収益明細表」（平成27、28年度）を確認し、託送供給実績のある事業者を抽出。
- ✓ 一般ガス導管事業者については、7事業者（東京ガス、大阪ガス、東邦ガス、大多喜ガス、東海ガス、大和ガス、九州ガス）、特定ガス導管事業者については、12事業者（石油資源開発、静浜パイプライン、JX エルエヌジーサービス、エア・ウォーター、秋田県天然瓦斯輸送、南富士パイプライン、日本海洋石油資源開発、川崎ガスパイプライン、オンサイト・エネルギー・サービス静岡、ガスネットワーク吉田、瀬戸内パイプライン、水島エルエヌジー）が該当。

2. 託送供給実績の内訳について、事業者にアンケート調査

- ✓ 「託送収益明細表」は毎年度公表されるが、託送供給量や託送収益は合計値のみが記載され、託送供給依頼者の情報（会社ごとの情報）は非公表（記載されていない）であるため、平成29年度の託送供給収益の内訳について、アンケート調査を実施。
- ✓ この結果、平成29年度において、託送供給を依頼している事業者（収入金課税の事業者）は、11事業者であることを確認（このうち3社は、平成30年度税制改正により法人事業税が所得課税に変更になったため、平成30年度の適用数は8社）。
- ✓ これら11社の託送供給量及び託送収益を確認し、減収税額を算定。

3. 平成30～33年度見込み値算定の考え方

- ✓ これまでの託送供給依頼実績や平成29年度のスイッチング（需要家がガスの購入先を既存のガス会社から新規参入者へ切り替え）率（量）を参考に算定。
- ✓ 具体的には、適用数8社のうち5社においては、平成27～平成29年度までの託送供給依頼実績において託送供給依頼量の変動が少ないことから、平成29年度実績値を平成30～33年度それぞれの見込み値として算定。残り3社においては、電気事業における新電力のシェアの推移（低圧分野）を参考にしつつ、平成30年度について、平成29年度と同程度のスイッチングが進むと想定し、平成29年度実績値に平成28年度から平成29年度の増加分を追加して見込み値を算定。平成31、32年度については、平成29年度の半数程度のスイッチングが進むと想定し、平成28年度から平成29年度の増加分の1/2を各年度に追加して見込み値を算定。
- ✓ これらを踏まえ、託送供給量（百万MJ）について、平成30年度79,915、平成31年度83,747、平成32年度87,579、平成33年度91,412と算定。
- ✓ 託送供給料金に乗じている税率は、収入金課税の税率1.2888%。

以上

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	ガス供給業に係る託送料金を控除する収入割の特例措置
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人事業税:義)(地方税15)
	②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 ガス供給業を行う法人が、他のガス供給業を行う法人から託送供給を受けてガスの供給を行う場合、法人事業税のガス供給業に対する課税標準である収入金額の算定に当たっては、ガスを供給するために必要な託送料金に相当する金額を控除する。 《要望の内容》 適用期限を3年間延長し、平成34年3月31日までとする。 《関係条項》 地方税法 附則第9条第10項、 地方税法施行令附則第6条の2第3項
5	担当部局	経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 ガス市場整備室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:平成25～33年度
7	創設年度及び改正経緯	平成20年度 創設 以降、平成22年度、25年度、28年度にそれぞれ3年間の延長
8	適用又は延長期間	3年間 (平成31年4月1日～平成34年3月31日)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 効率的かつ安定的なガス供給を実現するため、経営の効率化による料金の低廉化、事業機会の提供を通じた事業者間の競争の活性化及び新規参入者による需要家向け市場への参入の促進を図る(ガスシステム改革)。 《政策目的の根拠》 ・「エネルギー基本計画(平成30年7月3日閣議決定)」 第2章 2030年に向けた基本的な方針と政策対応 第2節 2030年に向けた政策対応 7. エネルギーシステム改革の推進 (2)ガスシステム改革の推進
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	エネルギー・環境 電力・ガス

10	有効性等	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保すること。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置によってガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保することにより、競争の活性化及び新規参入の促進に寄与している。引き続き公平な競争環境を整備することが重要。												
		①: 適用数	平成25～28年度:5社 平成29年度:11社 平成30～33年度:8社 (資源エネルギー庁ガス市場整備室調べ)												
		②: 適用額	適用額(百万円)＝控除託送料金(百万円) 平成25年度:3,127、平成26年度:3,101、平成27年度:3,211、 平成28年度:3,303、平成29年度:15,992、平成30年度:16,532、 平成31年度:18,212、平成32年度:19,892、平成33年度:21,572 ※平成25～29年度は実績、平成30年度～33年度は見込み。 (資源エネルギー庁ガス市場整備室調べ)												
		③: 減収額	減収額(百万円)＝控除託送料金(百万円)×税率 平成25年度:40、平成26年度:40、平成27年度:41、 平成28年度:43、平成29年度:206、平成30年度:213、 平成31年度:235、平成32年度:256、平成33年度:278 ※平成25～29年度は実績、平成30年度～33年度は見込み。 (資源エネルギー庁ガス市場整備室調べ)												
		④: 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 (政策目的の達成状況) 新規参入者による託送量 (単位:百万メガジュール) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H25 (実績)</th> <th>H26 (実績)</th> <th>H27 (実績)</th> <th>H28 (実績)</th> <th>H29 (実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>託送量</td> <td>67,437</td> <td>62,644</td> <td>70,275</td> <td>73,653</td> <td>110,122</td> </tr> </tbody> </table> 新規参入者による託送量は増加しつつあり、自由化市場の拡大に寄与している。平成29年度の小売全面自由化により、今後、新規参入者のみならず一般ガス導管事業者同士の競争も活性化され、託送量の拡大が見込まれる。 (達成目標の実現状況) ガスの自由化市場の公平な競争環境が設けられていることにより、上述のとおり、新規参入者による託送量が増加しつつあり、これらについての課税の公平性を確保できている。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 課税標準が異なる(収入金額と所得)ガス小売事業者の課税の公平性が確保され、事業者間の競争が活性化するとともに、料金の低廉化が図られる。	年度	H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (実績)	託送量	67,437	62,644	70,275	73,653	110,122
年度	H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (実績)										
託送量	67,437	62,644	70,275	73,653	110,122										
		⑤: 税収減を是認する理由等	ガスの自由化市場の公平な競争環境が維持され、一層の競争促進が図られることにより、ガス需要家の享受する利益が拡大するとともに、課税の公平性を確保することができるため、税収減とすることの有効性が認められる。												

11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>事業税の課税標準の算定に当たり、収入金課税の場合「ガスを供給するために必要な託送料金に相当する金額」を収入金額から控除することは、収入金額を課税標準としないガス小売事業者との課税の公平性の観点から、公平なコスト環境の下での競争を実現するものであり、妥当なものである。</p> <p>なお、収入金課税が適用されている電気供給業においても同一趣旨の特例措置が講ぜられている。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置はない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>託送収益に関しては、地方税法の収入金課税の対象となる。</p> <p>自前のガス導管を所有しないガス小売事業者の託送料金に係る事業税が控除されない場合、ガス導管網を所有するガス小売事業者（一般ガス導管事業者等）に比べ、事業税額に相当する分のコストが割高になるという競争上不利な条件に置かれることになり、その結果として、事業機会が損なわれる可能性が生じる。</p> <p>したがって、事業機会が損なわれないよう、特例措置によって、ガスの自由化市場の公平な競争環境を整備することにより、地域の活性化につなげることができる。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 27 年 8 月 (H27 経産 20)

国土交通省

番号	制度名
国土交通省	
国交01	地域福利増進事業に係る特例措置の創設
国交02	所有者不明土地に係る土地収用法の特例の創設に伴う所要の措置
国交03	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長
国交04	船舶に係る特別償却制度の延長等
国交05	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
国交06	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
国交07	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
国交08	特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の拡充及び延長
国交09	都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の拡充及び延長
国交10	雨水貯留利用施設に係る割増償却制度の延長
国交11	東京湾横断道路株式会社に係る外形標準課税（資本割）の課税標準の特例措置の延長
国交12	J R 北海道及び J R 四国の資本割に係る課税標準の特例措置の延長
国交13	一体化法に規定する特定鉄道事業者の資本割に係る課税標準の特例措置の延長
国交14	新関西国際空港株式会社、関西国際空港土地保有株式会社及び中部国際空港株式会社に係る資本割の課税標準の特例措置の延長 (新関西国際空港株式会社及び関西国際空港土地保有株式会社、中部国際空港株式会社)

<平成31年度税制改正要望関係> 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (H30国交01)

(評価実施府省：国土交通省)

【基本情報】

制度名 (措置名)	地域福利増進事業に係る特例措置の創設 (-)									
措置の内容	平成28年度時点	-								
	平成29年度税制改正以後	-								
	平成30年度税制改正以後	-								
政策目的	特定所有者不明土地に使用権を設定して行われる地域福利増進事業を推進することにより、所有者不明土地の利用の円滑化を図り、もって国土の適正かつ合理的な利用を図る。									
評価対象税目	義務対象			努力義務対象						
	法人税	法人住民税	法人事業税							
関係条項	-									
要望内容	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づき、都道府県知事による使用権の裁定があった特定所有者不明土地を利用して行う地域福利増進事業について、当該事業のために事業区域内の土地等を譲渡した場合の当該土地等の譲渡所得に係る1,500万円特別控除を創設する。									
創設年度	-	過去の政策評価の実績	-						区分	新設

【総括表】

	租税特別措置等の適用実態												租税特別措置等によって達成しようとする目標とその実現状況 (効果)						
	適用件数 (法人税・件)			(参考) 適用実態調査における適用件数 (法人税・件)	減収額 (法人税・百万円)			(参考) 適用実態調査における適用額の上位10社割合 (法人税・%)	減収額 (地方法人二税・地方法人特別税・百万円)			(参考) 適用実態調査における租税特別措置ごとの影響額 (地方法人二税・地方法人特別税・百万円)	目標						
													「地域福利増進事業における使用権の設定数 (法施行後10年間で100件)」						
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	目標値 (累計) (件)	将来予測		実績		租特の直接的効果	目標達成度
													累計	単年度	累計	単年度			
H23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H31	1	-	-	-	▲3.5	-	-	-	▲2.4	-	-	-	-	-	4	4	-	-	-
H32	1	-	-	-	▲3.5	-	-	-	▲2.4	-	-	-	-	-	10	6	-	-	-
H33	2	-	-	-	▲7.0	-	-	-	▲4.7	-	-	-	-	20	20	10	-	-	-
H34	2	-	-	-	▲7.0	-	-	-	▲4.7	-	-	-	-	-	30	10	-	-	-
H35	2	-	-	-	▲7.0	-	-	-	▲4.7	-	-	-	-	-	40	10	-	-	-
H36~ H40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	-	-	-	-	-

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	地域福利増進事業に係る特例措置の創設		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（地域福利増進事業における使用権の設定数（法施行後10年間で100件）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。
【国土交通省の補足説明】
① 評価書に3年後の達成目標（固定資産税の要望に係る措置終了年と連動）を記載。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の適用数（平成31年度から35年度までの法人税）について、「目標である使用権設定数10年100件に向け、制度の周知が進むにつれて使用権設定数が増加していくものと仮定する」、「各事業において1筆の特定所有者不明土地と隣接する1筆の土地を利用すると仮定」、「特定所有者不明土地には2分の1の共有持ち分を有する確知所有者が1名いると仮定」、「各年度において、確知所有者及び隣地所有者から土地を買い取る事業と、確知所有者及び隣地所有者から土地を借りる事業がそれぞれ半数と仮定」及び「特定所有者不明土地の確知所有者が法人であることは想定し難いため、確知所有者は全て個人と仮定」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】
① 「使用権設定数10年100件」は、目標値であると同時に、国交省から自治体に行ったアンケートにおいて、所有者不明土地が放置されていることについての近隣住民等からの苦情・相談を過去五年間で受けたと回答した市町村の割合及び所有者不明の特定空き家を略式代執行により除却した場合に、その土地の地域福利増進事業での利用が想定される割合（除却事例における聞き取り調査を元にして算出）に基づいて積算した値であり、試算における使用権設定数の算定根拠として差し支えない値であると考えている。 また、その他の仮定については、地域福利増進事業に係る規定が未施行の状況であり、実際に所有者不明土地を利用した事業の事例がないことから、現時点での事業の活用想定事例を基にして、仮定して設定したものである。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「国交省から自治体に行ったアンケートにおいて、所有者不明土地が放置されていることについての近隣住民等からの苦情・相談を過去五年間で受けたと回答した市町村の割合及び所有者不明の特定空き家を略式代執行により除却した場合に、その土地の地域福利増進事業での利用が想定される割合（除却事例における聞き取り調査を元にして算出）に基づいて積算した値」との説明では、「所有者不明土地が放置されていることについての近隣住民等からの苦情・相談を過去五年間で受けたと回答した市町村の割合及び所有者不明の特定空き家を略式代執行により除却した場合に、その土地の地域福利増進事業での利用が想定される割合（除却事例における聞き取り調査を元にして算出）」の算定根拠（計算に用いた値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

また、「その他の仮定については、地域福利増進事業に係る規定が未施行の状況であり、実際に所有者不明土地を利用した事業の事例がないことから、現時点での事業の活用想定事例を基にして、仮定して設定」との説明では、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点も課題とする。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額（平成31年度から35年度までの法人税及び法人住民税）について、平成28年度及び29年度の法人税率（23.4%）を乗じており、算定に誤りがある。
【国土交通省の補足説明】
① 別紙推計の計算式を修正。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（地域福利増進事業における使用権の設定数（法施行後10年間で100件）に対する将来の直接的な効果について、「本措置によって所有者等が地域福利増進事業者に土地等を譲渡することを促すことで、事業者が事業を円滑に進めることができることとなり、目標の達成に当たって直接的な効果を発揮する」と説明されているが、将来の効果（使用権設定件数）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
② 達成目標（地域福利増進事業における使用権の設定数（法施行後10年間で100件）に対する将来の効果について、「一」と説明されているが、説明に不足がある。
【国土交通省の補足説明】
① 本特例が達成目標としている数値を成果指標として、税制措置に限らず様々な施策が実施される予定であり、それらは相まって効果が現れるものである。そのため、それらをすべて数値化し、特定の施策のみの影響を分離することは非常に困難である。また、所有者不明土地の増加状況等の外部的要因をすべて特定し、それらの影響を取り除いた効果を推定することも同様に大きな困難を伴う。点検過程で貴省から提案のあったアンケートについても、地域福利増進事業に係る規定が未施行であり、どのような者が事業を行う意向があるかを一定規模で把握することが困難であるため、事業を行おうとする者に対して本特例措置の有無による事業の実施の可否を問うようなアンケートを行う環境が整っているとは言えず、実施は難しい。
② 使用権設定件数について評価書に記載。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「目標である使用権設定数10年100件に向け、制度の周知が進むにつれて使用権設定数が増加していくものと仮定する」、「各事業において1筆の特定所有者不明土地と隣接する1筆の土地を利用すると仮定」、「特定所有者不明土地には2分の1の共有持ち分を有する確知所有者が1名いると仮定」、「各年度において、確知所有者及び隣地所有者から土地を買い取る事業と、確知所有者及び隣地所有者から土地を借りる事業がそれぞれ半数と仮定」及び「特定所有者不明土地の確知所有者が法人であることは想定し難いため、確知所有者は全て個人と仮定」との説明では、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

点検項目(3)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	地域福利増進事業に係る特例措置の創設
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税 03) (法人住民税、法人事業税:義)(地方税 001)
		②: 上記以外の税目 所得税、個人住民税、固定資産税、都市計画税
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 —
		《要望の内容》 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(以下「法」という。)に基づき、都道府県知事による使用権の裁定があった特定所有者不明土地(※)を利用して行う地域福利増進事業(※)について、当該事業のために事業区域内の土地等を譲渡した場合の当該土地等の譲渡所得に係る1,500万円特別控除を創設する。
		(※) 特定所有者不明土地: 相当な努力が払われたと認められる方法により探索を行ってもなおその所有者の全部又は一部を確認することができない一筆の土地のうち、現に建築物が存せず、かつ、業務の用など特別の用途に供されていない土地(法第2条第2項) 地域福利増進事業: 地域住民等の共同の福祉又は利便の増進を図るために行われる公園、広場、購買施設等の整備に関する事業(法第2条第3項)
		《関係条項》
5	担当部局	土地・建設産業局不動産市場整備課、企画課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 30 年8月 分析対象期間:平成 31 年度～平成 35 年度
7	創設年度及び改正経緯	新規要望
8	適用又は延長期間	恒久措置
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 特定所有者不明土地に使用権を設定して行われる地域福利増進事業を推進することにより、所有者不明土地の利用の円滑化を図り、もって国土の適正かつ合理的な利用を図る。
		《政策目的の根拠》 人口減少・高齢化の進展に伴う土地利用ニーズの低下や地方から都市等への人口移動を背景とした土地の所有意識の希薄化等により、所有者不明土地が全国的に増加し、公共事業の推進等の

		様々な場面において、所有者の特定等のため多大なコストを要するなど、円滑な事業実施への支障となっている。 これを受けて第 196 回国会で成立した「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」では、一定の所有者不明土地について、都道府県知事による事業の公益性等の確認を経て、当該土地に使用権(上限 10 年)を設定し、公園、広場、購買施設等を整備することを可能とする「地域福利増進事業」を創設した。 地域福利増進事業は、地域住民等の福利や利便を増進する公益性の高い事業であり、事業の推進のためには、共有状態にある所有者不明土地の確知所有者や事業区域内の土地の所有者等の協力が不可欠であり、これらの者への支援を行う必要がある。 さらに、平成 30 年 5 月 23 日にとりまとめられた「所有者不明土地等に関する特命委員会とりまとめ」(自民党)及び平成 30 年 6 月 1 日にとりまとめられた「所有者不明土地等対策の推進のための基本方針」(所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議)においても、法案の成立後速やかに、新制度など必要な事業の推進のため、税制改正要望を検討することとされている。 これらを踏まえ、税制面においても、地域福利増進事業の実施を後押しし、所有者不明土地の利用の円滑化を図り、もって国土の適正かつ合理的な利用を図る必要がある。	
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する
		③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ・地域福利増進事業における使用権の設定数 法施行後 10 年間で 100 件(3年間で 20 件) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 地域福利増進事業における特定所有者不明土地の使用権の設定を通じて、所有者不明土地の利用の円滑化を図り、もって国土の適正かつ合理的な利用に寄与する。
10	有効性等	①: 適用数	【適用数見込み(国土交通省推計)】 H31 年度: 4 件(うち法人 1 件) H32 年度: 6 件(うち法人 1 件) H33 年度: 10 件(うち法人 2 件) H34 年度: 10 件(うち法人 2 件) H35 年度: 10 件(うち法人 2 件) ※推計の詳細については別紙参照
		②: 適用額	【適用額見込み(国土交通省推計)】 H31 年度: 15 百万円 H32 年度: 15 百万円 H33 年度: 30 百万円 H34 年度: 30 百万円 H35 年度: 30 百万円 ※推計の詳細については別紙参照
		③: 減収額	【減収額見込み(国土交通省推計)】 H31 年度: 6 百万円 H32 年度: 6 百万円

減収見込額推計

項目 地域福利増進事業にかかる特例措置の創設
(法人税、法人住民税、法人事業税)

平成31年度 ▲6百万円
平成32年度 ▲6百万円
平成33年度 ▲12百万円
平成34年度 ▲12百万円
平成35年度 ▲12百万円

【推計方法】

○使用権設定件数の想定

平成31年度以降に特定所有者不明土地に対して地域福利増進事業の実施のための使用権設定が見込まれる件数は下表のとおり。

時期	平成31年度	32	33	34	35	36	37	38	39	40
使用権設定件数	4	6	10	10	10	12	12	12	12	12
合計	4	10	20	30	40	52	64	76	88	100

(※目標である使用権設定数10年100件に向け、制度の周知が進むにつれて使用権設定数が増加していくものと仮定する。)

○算定上の仮定

(全体)

- 各年度において半数が民間主体による事業と仮定。

(土地)

- 各事業において1筆の特定所有者不明土地と隣接する1筆の土地を利用すると仮定。
- 特定所有者不明土地には2分の1の共有持ち分を有する確知所有者が1名いると仮定。
- 各年度において、確知所有者及び隣地所有者から土地を買い取る事業と、確知所有者及び隣地所有者から土地を借りる事業がそれぞれ半数と仮定。
- 隣地所有者に占める個人と法人の割合については、全体の土地取引件数に占める割合(個人61.7%、法人36.5%(土地保有移動調査(平成28年取引分)))を参考として個人3:法人2と仮定。一方で、特定所有者不明土地の確知所有者が法人であることは想定し難いため、確知所有者は全て個人と仮定。

○地域福利増進事業における土地の権利関係

上記の使用権設定件数の想定と算定上の仮定を踏まえ、地域福利増進事業における土地の権利関係とその件数について、以下のとおり仮定する。

(件)

	合計	内訳				
		31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
土地を購入して実施	20	2	3	5	5	5
土地を購入せずに実施	20	2	3	5	5	5
合計	40	4	6	10	10	10

		H33年度:12百万円 H34年度:12百万円 H35年度:12百万円 ※推計の詳細については別紙参照
	④: 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 【使用権設定件数見込み(国土交通省推計)】 H31年度:4件 H32年度:6件 H33年度:10件 H34年度:10件 H35年度:10件 ※推計の詳細については別紙参照 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置によって所有者等が地域福利増進事業者に土地等を譲渡することを促すことで、事業者が事業を円滑に進めることができることとなり、目標の達成に当たって直接的な効果を発揮する。
	⑤: 税収減を是認する理由等	地域福利増進事業を実施する者が所有者不明土地の使用権を取得するためには、都道府県知事の裁定を受ける必要があり、裁定に当たっては、当該事業が地域住民等の福祉・利便の増進を図るために行われるものであることや、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであること等を確認することとされていることから、使用権設定の裁定を受けた地域福利増進事業は、その公益性が公的に担保されている。 加えて、現に利用されておらず、適切に管理されていない場合が多い所有者不明土地の有効活用が図られるのみならず、周辺の土地の利用も促進されることから、地域福利増進事業は公益性の高い事業である。このため、軽減措置を講じることは妥当である。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 特定所有者不明土地を使用した地域福利増進事業を推進するためには、共有状態にある所有者不明土地の確知所有者や事業区域内の土地の所有者等の協力が不可欠である。本措置によって所有者等が地域福利増進事業者に土地等を譲渡することを促すことで、事業者が事業を円滑に進めることができることとなる。所有者の税負担を直接軽減する本措置は、その手段として妥当である。 ②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 (予算措置) ・所有者不明土地法の円滑な運用に向けた地域支援等に関する経費 地域福利増進事業に係る取組支援により、地域の合意形成等が促され、地域福利増進事業の取組事例が積み重ねることにより、本特例による効果とあわせて、地域福利増進事業の普及が促される。 ③: 地方公共団体が協力を担うべき妥当性等 本措置によって、地域福利増進事業が円滑に実施されることとなり、地域住民等の福祉・利便の増進に資することから、地方公共団体が協力を担うべき妥当性がある。
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

○各特例措置の各年度の適用件数見込み

上記より、地域福利増進事業における1,500万円特別控除の適用見込み件数は以下のとおりとなる。

		31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	合計	
1,500万円控除	確知所有者（個人）	2	3	5	5	5	20	
	隣地所有者	個人	1	2	3	3	3	12
		法人	1	1	2	2	2	8

○計算の前提

- ・ 土地保有移動調査（平成28年取引分）及び登記統計（平成28年度分）より、1件当たりの土地取引額を、 30.7 （兆円） $\div 129.1$ （万件） $\approx 2,400$ （万円）と仮定。
- ・ 適用見込みの積算において、確知所有者の共有持ちは2分の1と仮定していることから、確知所有者からの土地の買取り額は1件当たり**1,200万円**と仮定。

【積算根拠】

- ・ 地域福利増進事業の事業者に対して土地等を譲渡した者に対して適用。
- ・ 土地の譲渡益は、概算取得費控除制度を前提として土地取引額の95%とし、隣地所有者の場合は1件当たり2,280万円とする。

○法人税

減収見込額＝控除額×税率×件数

（平成31年度）

$$\textcircled{1} \text{減収見込額} = 1,500 \text{万円} \times 0.232 \times 1 \\ = \mathbf{348 \text{万円}}$$

（平成32年度）

$$\textcircled{2} \text{減収見込額} = 1,500 \text{万円} \times 0.232 \times 1 \\ = \mathbf{348 \text{万円}}$$

（平成33年度）

$$\textcircled{3} \text{減収見込額} = 1,500 \text{万円} \times 0.232 \times 2 \\ = \mathbf{696 \text{万円}}$$

（平成34年度）

$$\textcircled{4} \text{減収見込額} = 1,500 \text{万円} \times 0.232 \times 2 \\ = \mathbf{696 \text{万円}}$$

（平成35年度）

$$\textcircled{5} \text{減収見込額} = 1,500 \text{万円} \times 0.232 \times 2 \\ = \mathbf{696 \text{万円}}$$

○法人住民税

減収見込額＝控除額×税率×件数

（平成31年度）

$$\textcircled{6} \text{減収見込額} = (1,500 \text{万円} \times 0.232) \times 0.129 \times 1 \\ = \mathbf{45 \text{万円}}$$

（平成32年度）

$$\textcircled{7} \text{減収見込額} = (1,500 \text{万円} \times 0.232) \times 0.129 \times 1 \\ = \mathbf{45 \text{万円}}$$

（平成33年度）

$$\textcircled{8} \text{減収見込額} = (1,500 \text{万円} \times 0.232) \times 0.129 \times 2 \\ = \mathbf{90 \text{万円}}$$

（平成34年度）

$$\textcircled{9} \text{減収見込額} = (1,500 \text{万円} \times 0.232) \times 0.129 \times 2 \\ = \mathbf{90 \text{万円}}$$

（平成35年度）

$$\textcircled{10} \text{減収見込額} = (1,500 \text{万円} \times 0.232) \times 0.129 \times 2 \\ = \mathbf{90 \text{万円}}$$

○法人事業税

<所得割>

減収見込額＝控除額×税率×件数

（平成31年度）

$$\textcircled{11} \text{減収見込額} = 1,500 \text{万円} \times 0.038 \times 1 \\ = \mathbf{57 \text{万円}}$$

（平成32年度）

$$\textcircled{12} \text{減収見込額} = 1,500 \text{万円} \times 0.038 \times 1 \\ = \mathbf{57 \text{万円}}$$

（平成33年度）

$$\textcircled{13} \text{減収見込額} = 1,500 \text{万円} \times 0.038 \times 2 \\ = \mathbf{114 \text{万円}}$$

（平成34年度）

$$\textcircled{14} \text{減収見込額} = 1,500 \text{万円} \times 0.038 \times 2 \\ = \mathbf{114 \text{万円}}$$

（平成35年度）

$$\textcircled{15} \text{減収見込額} = 1,500 \text{万円} \times 0.038 \times 2 \\ = \mathbf{114 \text{万円}}$$

<地方法人特別税>

減収見込額＝所得割減収額×税率

（平成31年度）

$$\textcircled{16} \text{減収見込額} = \textcircled{11} \times 2.199 \\ = \mathbf{125 \text{万円}}$$

（平成32年度）

$$\textcircled{17} \text{減収見込額} = \textcircled{12} \times 2.199 \\ = \mathbf{125 \text{万円}}$$

（平成33年度）

$$\textcircled{18} \text{減収見込額} = \textcircled{13} \times 2.199$$

≒251 万円

(平成 34 年度)

⑱減収見込額=⑭×2.199

≒251 万円

(平成 35 年度)

⑳減収見込額=⑮×2.199

≒251 万円

<付加価値割>

減収見込額=控除額×税率×件数

(平成 31 年度)

㉑減収見込額=1,500 万円×0.0061×1

≒9 万円

(平成 32 年度)

㉒減収見込額=1,500 万円×0.0061×1

≒9 万円

(平成 33 年度)

㉓減収見込額=1,500 万円×0.0061×2

≒18 万円

(平成 34 年度)

㉔減収見込額=1,500 万円×0.0061×2

≒18 万円

(平成 35 年度)

㉕減収見込額=1,500 万円×0.0061×2

≒18 万円

<法人事業税全体>

(平成 31 年度)

㉖減収見込額=⑪+⑯+㉑=191 万円

(平成 32 年度)

㉗減収見込額=⑫+⑰+㉒=191 万円

(平成 33 年度)

㉘減収見込額=⑬+⑱+㉓=383 万円

(平成 34 年度)

㉙減収見込額=⑭+⑲+㉔=383 万円

(平成 35 年度)

㉚減収見込額=⑮+⑳+㉕=383 万円

○減収見込額合計

(平成 31 年度)

①+⑥+㉖=584 万円≒6 百万円

(平成 32 年度)

②+⑦+㉗=584 万円≒6 百万円

(平成 33 年度)

③+⑧+㉘=1,169 万円≒12 百万円

(平成 34 年度)

④+⑨+㉙=1,169 万円≒12 百万円

(平成 35 年度)

⑤+⑩+㉚=1,169 万円≒12 百万円

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	所有者不明土地に係る土地収用法の特例の創設に伴う所要の措置
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（所有者不明土地の収用手続に要する期間（収入手続への移行から取得まで）約1/3短縮（約31→21ヵ月））を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。
【国土交通省の補足説明】
① 所有者不明土地の収入手続に要する期間の短縮は、法律が施行されれば、直ちに達成されることが想定されるため、平成31年度を目標達成時期とする。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の適用数が把握されていない。
【国土交通省の補足説明】
① 既存の特例の過去の適用数について評価書に記載。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、過去の適用数について、「③代替資産の特例関係」についての「土地の取得費のみの件数については、収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除を適用すると想定し、建物等の補償費がある件数については、当該特例を適用すると想定した上で件数を算出した」との説明及び「④5,000万円特別控除関係」についての「土地の取得費のみの件数については、当該特例を適用すると想定し、建物等の補償費がある件数については、収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例を適用すると想定した上で件数を算出した」との説明では、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。 また、過去の適用数について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていないため、この点も課題とする。 また、「①、②、⑤については、いずれも租税特別措置の事後評価の対象とされておらず、①及び②については特例の対象となる法人税の重課自体が停止されているため、評価期間内での措置の適用がないこと、⑤については、補償金に係る個社の経理方法について把握するのが困難であることから、いずれも記載していない」との説明では、過去の適用数の一部が把握されておらず、説明に不足があるため、この点も課題とする。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の適用数が予測されていない。
【国土交通省の補足説明】
① 既存の特例措置の適用数見込みを評価書に記載。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「①、②、⑤については、いずれも租税特別措置の事後評価の対象とされておらず、①

及び②については特例の対象となる法人税の重課自体が停止されているため、評価期間内での措置の適用がないこと、⑤については、補償金に係る個社の経理方法について把握するのが困難であることから、いずれも記載していない」との説明では、将来の適用数の一部が予測されておらず、説明に不足があるため、この点を課題とする。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の減収額が把握されていない。
【国土交通省の補足説明】
① 既存の特例の過去の減収額について評価書に記載。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、過去の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていないため、この点を課題とする。 また、過去の減収額について、「③代替資産の特例関係」についての「損金算入額の算出に当たっては、事業施行者は土地所有者等の代替資産取得の実態、譲渡資産の帳簿価額等を把握していないため、建物等の減価償却相当額を補填した上で代替資産を取得すると想定し、代替資産の取得額から補償額を差し引いた額を損金算入額とした」との説明及び「税率30%の減収があったものとして算出」との説明並びに「④5,000万円特別控除関係」についての「補償額が5,000万円以下のものについては、平均補償金額を別途算出し、当該金額から譲渡直前の帳簿価格（5%）を控除して平均譲渡所得を算出し損金算入額とした。5,000万円を超える補償額については、5,000万円を損金算入額とした」との説明及び「税率30%の減収があったものとして算出」との説明では、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点も課題とする。 また、過去の減収額について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていないため、この点も課題とする。 また、「①、②、⑤については、いずれも租税特別措置の事後評価の対象とされておらず、①及び②については特例の対象となる法人税の重課自体が停止されているため、評価期間内での措置の適用がないこと、⑤については、補償金に係る個社の経理方法について把握するのが困難であることから、いずれも記載していない」との説明では、過去の減収額の一部が把握されておらず、説明に不足があるため、この点も課題とする。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額が予測されていない。
【国土交通省の補足説明】
① 既存の特例措置の減収額見込みを評価書に記載。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが将来の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていないため、この点を課題とする。 また、「①、②、⑤については、いずれも租税特別措置の事後評価の対象とされておらず、①及び②については特例の対象となる法人税の重課自体が停止されているため、評価期間内での措置の適用がないこと、⑤については、補償金に係る個社の経理方法について把握するのが困難であることから、いずれも記載していない」との説明では、将来の減収額の一部が予測されておらず、説明に不足があるため、この点も課題とする。

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（用地あい路率2.30%（平成29～33年度の平均））に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（所有者不明土地の収用手続に要する期間（収入手続への移行から取得まで）約1/3短縮（約31→21ヵ月））に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 評価書に本特例措置が達成目標の実現に寄与してきた旨を追記。</p> <p>② 所有者不明土地の収入手続に要する期間の短縮は本拡充内容に係る新たな達成目標であり、既存の特例措置は当該目標の実現に寄与する関係に無い。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「用地あい路率の縮減2.54%（平成24～28年度の実績値）」との説明では、達成目標に対する過去の効果（平成27年度及び29年度）が年度ごとに把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、達成目標に対する過去の効果について、「用地あい路率の縮減2.54%（平成24～28年度の実績値）」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点も課題とする。</p> <p>また、達成目標に対する過去の効果について、「用地あい路率の縮減2.54%（平成24～28年度の実績値）」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点も課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（用地あい路率2.30%（平成29～33年度の平均））に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（所有者不明土地の収入手続に要する期間（収入手続への移行から取得まで）約1/3短縮（約31→21ヵ月））に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 評価書に本特例措置が達成目標の実現に寄与する旨を追記。</p> <p>② 評価書に本特例措置が達成目標の実現に寄与する旨を追記。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「本特例措置が適用されることによって、公共事業用地の円滑な取得が図られ、効率的な公共事業の推進に寄与しており、今後も同様に寄与するものと考えられる」との説明では、達成目標に対する将来の効果について、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

点検項目(2)、(3)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	所有者不明土地に係る土地収用法の特例の創設に伴う所要の措置
2	対象税目	(法人税:義)(国税 04) (法人住民税、法人事業税:義)(地方税 03)
	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目	所得税、個人住民税
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 —
		《要望の内容》 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（以下「本法」という。）に定める土地収用法の特例による収用等について、土地収用法に基づく収用等の場合と同様の税制上の特例として、以下の内容等を措置する。 ① 本法に基づく土地収用法の特例により事業地が収用された場合に、所有者の長期（5年超）譲渡所得に係る課税について、下記の特例措置を講じる。 ・法人税、法人住民税：重課（法人税 5%）の適用除外（重課自体は平成 31 年度末まで課税停止） ② 本法に基づく土地収用法の特例により事業地が収用された場合に、所有者の短期（5年以内）譲渡所得に係る課税について、下記の特例措置を講じる。 ・法人税、法人住民税：重課（法人税 10%）の適用除外（重課自体は平成 31 年度末まで課税停止） ③ 本法に基づく土地収用法の特例により事業地が収用され、代替資産を取得した場合の譲渡の扱いについて下記の特例措置を講じる。 ・法人税、法人住民税、法人事業税： 代替資産について帳簿価額の減額等をしたときは、減額分等を損金に算入する。 ④ 本法に基づく土地収用法の特例により事業地が収用された場合に、所有者の譲渡所得から 5,000 万円を控除する。（法人税、法人住民税、法人事業税） ⑤ 本法に基づく土地収用法の特例により事業地が収用された後の特別勘定を設けて一定期間内に代替資産を取得する見込みである場合、譲渡益に相当する金額を損金に算入する。（法人税、法人住民税、法人事業税）

		《関係条項》 ・租税特別措置法第 62 条の 3、第 63 条、第 64 条、第 64 条の 2、第 65 条の 2、第 68 条の 68、第 68 条の 69、第 68 条の 70、第 68 条の 71、第 68 条の 73
5	担当部局	土地・建設産業局不動産市場整備課、企画課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 30 年 8 月 分析対象期間:平成 28 年度～33 年度
7	創設年度及び改正経緯	—
8	適用又は延長期間	恒久措置
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 反対する権利者がおらず、現に利用されていない一定の所有者不明土地について、所有者不明土地の収用又は使用に関する土地収用法の特例により、収用手続を合理化・円滑化し、公共事業の実施を迅速化する。 《政策目的の根拠》 人口減少・高齢化の進展に伴う土地利用ニーズの低下や地方から都市等への人口移動を背景とした土地の所有意識の希薄化等により、所有者不明土地が全国的に増加し、公共事業の推進等の様々な場面において、所有者の特定等のため多大なコストを要するなど、円滑な事業実施への支障となっている。 これを受けて第 196 回国会で成立した「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」では、国、都道府県知事が事業認定した事業について、所有者不明土地の収用等に係る手続を合理化・円滑化する土地収用法の特例を創設した。 さらに、平成 30 年 6 月 1 日にとりまとめられた「所有者不明土地等対策の推進のための基本方針」(所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議)において、法案の成立後速やかに、新制度など必要な事業推進のため、税制改正要望を検討することとされているところである。 これらを踏まえ、土地収用法の特例に基づく収用についても、土地収用法に基づく収用と同様の税制措置を講じ、公共事業の実施を迅速化する必要がある。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する 業績指標 115 国土交通省の各地方整備局等が施行する直轄事業において用地取得が困難となっている割合（用地あい路率：過去 5 年度の平均）
		③: 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ・用地あい路率 2.54%（平成 24～28 年度の平均） →2.30%（平成 29～33 年度の平均） ・所有者不明土地の収用手続に要する期間（収用手続への移行から取得まで） 約 1/3 短縮（約 31→21 ヶ月）

		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 事業施行者による事業用地の取得を容易にし、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な公共事業の推進に寄与することとなる。</p>
10	有効性等	<p>①: 適用数</p> <p>本特例措置は、既存の特例が適用されるケースのうち、所有者不明土地法に基づく土地収用法の特例による収用に移行するケースについて適用されるものであり、本特例措置による適用数の増加はない。 なお、既存の特例の適用数については以下の通りである(いずれも国土交通省推計)。</p> <p>【③代替資産の特例関係】 H26年度 1,589件 H27年度 1,716件 H28年度 1,855件 H29年度 1,806件 (以下見込み) H30年度 1,741件 H31年度 1,741件 H32年度 1,741件 H33年度 1,741件</p> <p>(推計方法:件数) 本特例措置は対象が広範囲に及んでおり、また、土地所有者等が当該特例ではなく他の特例を選択する場合もあることから、特例の対象となる件数を集計する際に、土地の取得費のみの件数については、収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除を適用すると想定し、建物等の補償費がある件数については、当該特例を適用すると想定した上で件数を算出した。また、見込みについては、H26年度からH29年度の件数を平均した値とした。</p> <p>【④5,000万円特別控除関係】 H26年度 2,397件 H27年度 2,294件 H28年度 2,362件 H29年度 2,215件 (以下見込み) H30年度 2,317件 H31年度 2,317件 H32年度 2,317件 H33年度 2,317件</p> <p>(推計方法:件数) 本特例措置は対象が広範囲に及んでおり、また、土地所有者等が当該特例ではなく他の特例を選択する場合もあることから、特例の対象となる件数を集計する際に、土地の取得費のみの件数については、当該特例を適用すると想定し、建物等の補償費がある件数については、収用等に併い代替資産を取得した場合の課税の特例を適用すると想定した上で件数を算出した。また、見込みについては、H26年度からH29年度の件数を平均した値とした。</p>

		<p>※①、②、⑤については、いずれも租税特別措置の事後評価の対象とされており、①及び②については特例の対象となる法人税の重課自体が停止されているため、評価期間内での措置の適用がないこと、⑤については、補償金に係る個社の経理方法について把握するのが困難であることから、いずれも記載していない。</p>
	②: 適用額	<p>本特例措置は、既存の特例が適用されるケースのうち、所有者不明土地法に基づく土地収用法の特例による収用に移行するケースについて適用されるものであり、本特例措置による適用額の増加はない。 なお、既存の特例の適用額については以下の通りである(いずれも国土交通省推計)。</p> <p>【③代替資産の特例関係】 H26年度 5,966百万円 H27年度 7,049百万円 H28年度 5,929百万円 H29年度 6,571百万円 (以下見込み) H30年度 6,378百万円 H31年度 6,378百万円 H32年度 6,378百万円 H33年度 6,378百万円</p> <p>(推計方法:損金算入額) 損金算入額の算出に当たっては、事業施行者は土地所有者等の代替資産取得の実態、譲渡資産の帳簿価額等を把握していないため、建物等の減価償却相当額を補填した上で代替資産を取得すると想定し、代替資産の取得額から補償額を差し引いた額を損金算入額とした。また、見込みについては、H26年度からH29年度の額を平均した値とした。</p> <p>【④5,000万円特別控除関係】 H26年度 28,682百万円 H27年度 25,817百万円 H28年度 26,792百万円 H29年度 24,704百万円 (以下見込み) H30年度 26,498百万円 H31年度 26,498百万円 H32年度 26,498百万円 H33年度 26,498百万円</p> <p>(推計方法:損金算入額) 補償額が5,000万円以下のものについては、平均補償金額を別途算出し、当該金額から譲渡直前の帳簿価格(5%)を控除して平均譲渡所得を算出し損金算入額とした。5,000万円を超える補償額については、5,000万円を損金算入額とした。また、見込みについては、H26年度からH29年度の額を平均した値とした。</p>
		<p>※①、②、⑤については、いずれも租税特別措置の事後評価の対象</p>

		とされており、①及び②については特例の対象となる法人税の重課自体が停止されているため、評価期間内での措置の適用がないこと、⑤については、補償金に係る個社の経理方法について把握するのが困難であることから、いずれも記載していない。
③: 減収額	<p>本特例措置は、既存の特例が適用されるケースのうち、所有者不明土地法に基づく土地収用法の特例による収用に移行するケースについて適用されるものであり、本特例措置による減収額の増加はない。</p> <p>なお、既存の特例の減収額については以下の通りである(いずれも国土交通省推計)。</p> <p>【③代替資産の特例関係】</p> <p>H26年度 1,788百万円 H27年度 2,114百万円 H28年度 1,777百万円 H29年度 1,970百万円 (以下見込み)</p> <p>H30年度 1,912百万円 H31年度 1,912百万円 H32年度 1,912百万円 H33年度 1,912百万円</p> <p>(推計方法)</p> <p>建物等の補償費がある件数について、圧縮限度額まで損金経理を行うと想定し、損金算入額×税率30%の減収があったものとして算出した。また、見込みについては、H26年度からH29年度の額を平均した値とした。</p> <p>【④5,000万円特別控除関係】</p> <p>H26年度 8,604百万円 H27年度 7,746百万円 H28年度 8,038百万円 H29年度 7,411百万円 (以下見込み)</p> <p>H30年度 7,949百万円 H31年度 7,949百万円 H32年度 7,949百万円 H33年度 7,949百万円</p> <p>(推計方法)</p> <p>減収額は、損金算入額に対して、税率30%の減収があったものとして算出した。また、見込みについては、H26年度からH29年度の額を平均した値とした。</p> <p>※①、②、⑤については、いずれも租税特別措置の事後評価の対象とされており、①及び②については特例の対象となる法人税の重課自体が停止されているため、評価期間内での措置の適用がないこと、⑤については、補償金に係る個社の経理方法について把握するのが困難であることから、いずれも記載していない。</p>	

	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用地あい路率の縮減 2. 54%(平成24~28年度の実績値) 2. 75%(平成24~28年度の目標値) <p>本特例措置が適用されることによって、公共事業用地の円滑な取得が図られ、効率的な公共事業の推進に寄与しており、今後も同様に寄与するものと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有者不明土地の収用手続きに要する期間(収用手続きへの移行から取得まで) 約 1/3 短縮(約 31→21 カ月) <p>本特例措置を、土地収用法による収用の手続きによる場合と同様に適用させることによって、新法による収用手続きに要する期間の短縮の効果が円滑に実現される。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>今回要望する新規措置は、既存の土地収用法等に基づく収用に対する措置と同様の措置であり、同様の効果が発揮されるものである。</p> <p>なお、本特例措置等の効果により平成28年度末において、10,228千㎡(推計値)の土地が公共事業用地として確保されている。</p>
	⑤: 税収減を是認する理由等	—
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例措置は、事業施行者による事業用地の取得を容易にし、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な公共事業の推進を図る必要から、土地等の所有者の税負担を軽減するためのものであり、譲渡所得を課税する一方で、国の補助金等によりこれを補填することは非効率であり、譲渡所得の課税の特例をとることが妥当である。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>他の政策手段はない。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本特例措置によって、事業施行者による公共事業用地の収用又は買取りが円滑に行われることとなるため、効率的な公共事業の実施が可能になるとともに、社会資本整備の効果的な推進が図られることになる。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

<平成31年度税制改正要望関係> 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (H30国交03)

(評価実施府省：国土交通省)

【基本情報】

制度名 (措置名)	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長 (関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術施設の特別償却)											
措置の内容	平成28年度時点	文化学術研究地区において整備される一定の研究施設の取得等をした場合には、取得価額の12%（建物等は6%）の特別償却ができる。										
	平成29年度税制改正以後	施設規模要件を3億円以上（改正前：2億円以上）に引上げ										
	平成30年度税制改正以後	従前どおり										
政策目的	研究施設を新設又は増設する企業に立地のインセンティブを与えることによって、研究施設の集積を誘導し、研究機関相互の交流や共同研究等を推進し、新産業の創出等国民経済の活性化を図ること。											
評価対象税目	義務対象			努力義務対象								
	法人税											
関係条項	措法第44条、第68条の19											
要望内容	措置の適用期限を平成33年3月31日まで2年間延長する。											
創設年度	S62	過去の政策評価の実績	H22国交11、H24国交12、H26国交18、H28国交08								区分	延長

【総括表】

	租税特別措置等の適用実態												租税特別措置等によって達成しようとする目標とその実現状況（効果）											
	適用件数 (法人税・件)			適用実態調査における適用件数(法人税・件)			減収額 (法人税・百万円)			適用実態調査における適用額の上位10社割合(法人税・%)			減収額 (地方法人二税・地方法人特別税・百万円)			目標① 「文化学術研究施設の立地を促進し集積度を高め、学研都市としての総合的な集積メットが発揮されることによって我が国のみならず世界を代表する文化・学術・研究の拠点を形成し、新産業創出等国民経済の活性化に寄与すること（平成31年度までに施設立地数を150施設とする）」			目標② 「文化学術研究施設の立地を促進し集積度を高め、学研都市としての総合的な集積メットが発揮されることによって我が国のみならず世界を代表する文化・学術・研究の拠点を形成し、新産業創出等国民経済の活性化に寄与すること（学研都市全体の施設整備率：平成37年度末までに60%）」					
																			目標値(施設)	将来予測	実績	租税の直接的効果	目標達成度	目標値
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	租税の直接的効果	目標達成度	目標値	将来予測	実績	租税の直接的効果	整備済面積	整備率	目標達成度	
H23	4	3	75.0%	3	▲21.0	▲1.0	4.8%	-	不明	不明	-	▲0.3	不明	不明	115	不明	-	不明	不明	不明	不明	-	-	-
H24	3	2	66.7%	2	▲17.0	▲0.4	2.4%	-	不明	不明	-	▲0.2	不明	不明	116	不明	-	不明	不明	不明	不明	1,964ha	55.0%	-
H25	3	2	66.7%	2	▲17.0	▲0.8	4.7%	-	不明	不明	-	▲0.3	不明	不明	121	不明	-	不明	不明	42.9%	不明	2,036ha	57.0%	-
H26	9	2	22.2%	2	▲10.0	▲3.6	36.0%	-	不明	不明	-	▲1.8	130	不明	126	不明	96.9%	不明	不明	44.7%	不明	2,144ha	59.0%	-
H27	11	2	18.2%	2	▲184.0	▲24.7	13.4%	-	不明	▲15.8	-	▲10.8	不明	不明	130	不明	-	不明	不明	48.1%	不明	2,171ha	60.0%	-
H28	5	2	40.0%	2	▲16.2	▲2.6	16.0%	-	不明	▲1.7	-	▲1.3	140	135	133	不明	95.0%	47.0%	50.7%	54.2%	不明	2,174ha	60.0%	115.3%
H29	5	2	40.0%	-	▲111.0	▲3.7	3.3%	-	不明	▲2.4	-	-	不明	140	142	不明	-	不明	53.3%	57.3%	不明	-	-	-
H30	3	-	-	-	▲64.2	-	-	-	▲41.9	-	-	-	145	148	-	-	-	50.0%	58.7%	-	-	-	-	-
H31	8	-	-	-	▲92.8	-	-	-	▲60.6	-	-	-	150	153	-	-	-	-	56.4%	-	-	-	-	-
H32	6	-	-	-	▲12.7	-	-	-	▲8.3	-	-	-	155	156	-	-	-	57.0%	56.9%	-	-	-	-	-
H33	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H34	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H35～ /未定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	60.0%	-	-	-	-	-	-

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長		
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（平成31年度までに施設立地数を150施設とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。</p> <p>② 達成目標（平成37年度末までに、施設整備率を都市全体でおおむね60%以上とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。</p> <p>③ 所期の達成目標（平成36年度末までに、施設整備率を全地区平均でおおむね60%以上とする）から新たな達成目標（平成37年度末までに、施設整備率を都市全体でおおむね60%以上とする）へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。</p> <p>④ 達成目標（平成37年度末までに、施設整備率を都市全体でおおむね60%以上とする）では、政策目的（研究施設の集積を誘導し、研究機関相互の交流や共同研究等を推進し、新産業の創出等国民経済の活性化を図ること）の実現状況を十分に明らかにすることができないため、文化学術研究地区における施設整備率等、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>①・② 平成32年度までの施設立地目標は155施設、施設整備率は全地区平均でおおむね57%以上とする。</p> <p>③ 平成31年度と平成34年度に住宅用地からのゾーニング変更が行われ、施設用地面積が増加する。それに伴って、直近年度である平成29年度の実績と現在把握している平成30年度から32年度の施設立地増加予定面積から年度平均増加面積を算定し、そのままのペースで進捗するとして新たな達成目標として設定した。</p> <p>④ 本評価書内で達成目標として示されている施設整備率は、文化学術研究施設用地の面積のうち文化学術研究施設が立地した敷地面積を示したものであり、政策目的の実現状況を明らかにできる指標である。国土交通省ホームページで示されている整備状況は、文化学術研究地区の面積のうち文化学術研究施設だけでなく、道路、公園、住宅等も含む施設整備済み面積を示したものであり、本評価書内の施設整備率とは異なるものである。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
--

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（平成29年度の法人税）について、「H29～H32推計値については、現地立地企業及び府県あてアンケート結果等による」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 現地立地企業及び府県あてアンケート並びに府県へ個別の聞き取り調査を行い、本税制を活用した企業数を把握している。</p>

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の適用数（平成30年度から32年度までの法人税）について、「H29～H32推計値については、現地立地企業及び府県あてアンケート結果等による」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

① 現地立地企業及び府県あてアンケート並びに府県へ個別の聞き取り調査を行い、本税制を活用する見込みのある企業数を把握している。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。

② 過去の減収額（平成29年度の法人税）について、適用額に関して「H29推計値については、府県あてアンケート結果等による」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

③ 過去の減収額（法人税）2.6百万円（平成28年度）が前回評価時の将来予測16.2百万円と乖離していることについて、その原因が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

① (平成27年度)
 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より、適用額は103.4百万円である。法人税額は適用額×法人税率（平成27年度は23.9%）であることから、
 $103.4百万円 \times 0.239 = 24.7百万円$
 法人住民税額は法人税×税率（12.9%）であることから、
 $24.7百万円 \times 0.129 = 3.2百万円$
 法人事業税所得割の減収額は適用額×税率（3.8%）であることから、
 $103.4百万円 \times 0.038 = 3.9百万円$
 地方法人特別税の減収額は法人事業税所得割×税率（219.9%）であることから、
 $3.9 \times 2.199 = 8.6百万円$
 法人事業税額は法人事業税所得割+地方法人特別税であることから、
 $3.93百万円 + 8.64百万円 = 12.6百万円$
 (平成28年度)
 租税特別措置の適用実態調査に関する報告書より、適用額は11.3百万円である。法人税額は適用額×法人税率（平成28年度は23.4%）であることから、
 $11.3百万円 \times 0.234 = 2.6百万円$
 法人住民税額は法人税×税率（12.9%）であることから、
 $2.6百万円 \times 0.129 = 0.3百万円$
 法人事業税所得割の減収額は適用額×税率（3.8%）であることから、
 $11.3百万円 \times 0.038 = 0.4百万円$
 地方法人特別税の減収額は法人事業税所得割×税率（219.9%）であることから、
 $0.4百万円 \times 2.199 = 0.9百万円$
 法人事業税は法人事業税所得割+地方法人特別税であることから、
 $0.43百万円 + 0.95百万円 = 1.4百万円$
 (平成29年度)
 点検シート(4)②より、
 適用額：15.9百万円 法人税：3.7百万円
 法人税額は適用額×法人税率（平成29年度は23.4%）であることから、
 $15.9百万円 \times 0.234 = 3.7百万円$

法人住民税額は法人税×税率（12.9%）であることから、
 $3.7\text{百万円} \times 0.129 = 0.5\text{百万円}$
 法人事業税所得割の減収額は適用額×税率（3.8%）であることから、
 $15.9\text{百万円} \times 0.038 = 0.6\text{百万円}$
 地方法人特別税の減収額は法人事業税所得割×税率（219.9%）であることから、
 $0.6\text{百万円} \times 2.199 = 1.3\text{百万円}$
 法人事業税は法人事業税所得割+地方法人特別税であることから、
 $0.6\text{百万円} + 1.32\text{百万円} = 1.9\text{百万円}$
 ② 現地立地企業及び府県あてアンケートより、平成29年度の適用額が
 A社：15.4百万円 B社：0.5百万円
 であり、2社の合計は15.9百万円となる。
 減収額は適用額×法人税率（平成29年度は23.4%）であることから、
 $15.9\text{百万円} \times 0.234 = 3.7\text{百万円}$
 ③ 減収額は、現地立地見込企業及び府県あてアンケート並びに府県への個別の聞き取り調査から得た適用見込企業の情報から算出しており、実際に適用されるかどうかは企業の何らかの個別判断によるもののため、乖離が生じる。

【点検結果】
 ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
 ③ 「企業の何らかの個別判断によるもの」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
 ① 将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。
 ② 将来の減収額（平成30年度から32年度までの法人税）について、適用額に関して「H30～H32推計値については、取得価額を要件に合致する最低価額と仮定して算出」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
 ③ 将来の減収額（法人税）64.2百万円（平成30年度）が過去の実績2.6百万円（平成28年度）と乖離していることについて、その原因が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】
 ① 〈平成30年度〉
 (5)②より、適用額は特償対象額×特別償却率、法人税額は適用額×法人税額（平成30年度は23.2%）であることから、
 適用額：276.6百万円 法人税：64.2百万円
 法人住民税額は法人税×税率（12.9%）であることから、
 $64.2\text{百万円} \times 0.129 = 8.3\text{百万円}$
 法人事業税所得割の減収額は適用額×税率（3.8%）であることから、
 $276.6\text{百万円} \times 0.038 = 10.5\text{百万円}$
 地方法人特別税の減収額は法人事業税所得割×税率（219.9%）であることから、
 $10.5\text{百万円} \times 2.199 = 23.1\text{百万円}$
 法人事業税は法人事業税所得割+地方法人特別税であることから、
 $10.51\text{百万円} + 23.09\text{百万円} = 33.6\text{百万円}$
 〈平成31年度〉
 (5)②より、適用額は特償対象額×特別償却率、法人税額は適用額×法人税額（平成31年度は23.2%）であることから、
 適用額：400.2百万円 法人税：92.8百万円
 法人住民税額は法人税×税率（12.9%）であることから、
 $92.8\text{百万円} \times 0.129 = 12.0\text{百万円}$
 法人事業税所得割の減収額は適用額×税率（3.8%）であることから、
 $400.2\text{百万円} \times 0.038 = 15.2\text{百万円}$
 地方法人特別税の減収額は法人事業税所得割×税率（219.9%）であることから、
 $15.2\text{百万円} \times 2.199 = 33.4\text{百万円}$

法人事業税は法人事業税所得割+地方法人特別税であることから、
 $15.20\text{百万円} + 33.44\text{百万円} = 48.6\text{百万円}$
 (平成32年度)
 (5)②より、適用額は特償対象額×特別償却率、法人税額は適用額×法人税額（平成32年度は23.2%）であることから、
 適用額：54.9百万円 法人税：12.7百万円
 法人住民税額は法人税×税率（12.9%）であることから、
 $12.7\text{百万円} \times 0.129 = 1.6\text{百万円}$
 法人事業税所得割の減収額は適用額×税率（3.8%）であることから、
 $54.9\text{百万円} \times 0.038 = 2.1\text{百万円}$
 地方法人特別税の減収額は法人事業税所得割×税率（219.9%）であることから、
 $2.1\text{百万円} \times 2.199 = 4.6\text{百万円}$
 法人事業税は法人事業税所得割+地方法人特別税であることから、
 $2.09\text{百万円} + 4.59\text{百万円} = 6.7\text{百万円}$

② 〈平成30年度〉
 現地立地企業及び府県あてアンケート並びに府県への個別の聞き取り調査より適用見込数は、機械及び装置について3件であり、うち1件は特償対象額が2,300百万円、他2件は特償対象額が未定のため、要件に合致する最低価額と仮定し算出。
 (算定式)

特償対象額	特別償却率	法人税率	減収額 (百万円)
$(2,300 + 2.4 \times 2) \times$	$(12/100)$	$\times 0.232$	$= 64.2$

〈平成31年度〉
 現地立地企業及び府県あてアンケート並びに府県への個別の聞き取り調査より、建物及びその付属設備の適用見込数は3件であり、うち1件は特償対象額が3,750百万円、機械及び装置の適用見込み数は5件であり、うち1件は特償対象額が1,150百万円。特償対象額が未定の場合については、要件に合致する最低価額と仮定し算出。
 (算定式)

I 建物及びその付属設備について	特償対象額	特別償却率	法人税率	減収額 (百万円)
	$(3,750 + 300 \times 2) \times$	$(6/100)$	$\times 0.232$	$= 60.55$

II 機械及び装置について	特償対象額	特別償却率	法人税率	減収額 (百万円)
	$(1,150 + 2.4 \times 4) \times$	$(12/100)$	$\times 0.232$	$= 32.28$

I、IIより
 $60.55 + 32.28 = 92.8$ (百万円)

〈平成32年度〉
 現地立地企業及び府県あてアンケート並びに府県への個別の聞き取り調査より、建物及びその付属設備の適用見込数は3件、機械及び装置の適用見込み数は3件。特償対象額が未定のため、要件に合致する最低価額と仮定し算出。
 (算定式)

I 建物及びその付属設備について	特償対象額	特別償却率	法人税率	減収額 (百万円)
	$(300 \times 3) \times$	$(6/100)$	$\times 0.232$	$= 12.5$

II 機械及び装置について	特償対象額	特別償却率	法人税率	減収額 (百万円)
	$(2.4 \times 3) \times$	$(12/100)$	$\times 0.232$	$= 0.2$

I、IIより
 $12.5 + 0.2 = 12.7$ (百万円)

③ 減収額は、現地立地見込企業及び府県あてアンケート並びに府県への個別の聞き取り調査から得た適用見込企業の情報から算出しており、実際に適用されるかどうかは企業の何らかの個別判断によるもののため、乖離が生じる。

【点検結果】
 ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
 ③ 「企業の何らかの個別判断によるもの」との説明では、分析・説明の内容が不十分で

あると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（平成31年度までに施設立地数を150施設とする）に対する過去の効果（平成27年度から29年度まで）について、130件（平成27年度）、133件（平成28年度）及び142件（平成29年度）と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかにされていない。
- ② 達成目標（平成31年度までに施設立地数を150施設とする）に対する過去の効果について、「立地誘導に相当の効果があると評価でき、達成目標の実現に寄与している」と説明されているが、過去の適用数2件（平成29年度）及び租特透明化法に基づき把握される過去の適用数2件（平成28年度）は、10件未満と想定外に僅少であり、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことを明らかにする必要がある。
- ③ 達成目標（平成31年度までに施設立地数を150施設とする）に対する過去の直接的な効果（平成27年度から29年度まで）について、「本税制特例措置を活用した企業（活用見込み含む）にあてたアンケート結果では、「税制特例が無ければいいはんな地区に立地しなかった。当社にとって学研税制は負担軽減となり、大変有意義な制度である。」といった意見もあり、企業の立地判断の一つとして活用されている。また、本特例措置を活用した企業はこれまでに42社あり、立地誘導に相当の効果があると評価でき、達成目標の実現に寄与しているといえる」と説明されているが、過去の効果（施設立地数）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
- ④ 達成目標（平成37年度末までに、施設整備率を都市全体でおおむね60%以上とする）に対する過去の効果について、48.1%（平成27年度）、54.2%（平成28年度）及び57.3%（平成29年度）と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
- ⑤ 達成目標（平成37年度末までに、施設整備率を都市全体でおおむね60%以上とする）に対する過去の効果について「立地誘導に相当の効果があると評価でき、達成目標の実現に寄与している」と説明されているが、過去の適用数2件（平成29年度）及び租特透明化法に基づき把握される過去の適用数2件（平成28年度）は、10件未満と想定外に僅少であり、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことを明らかにする必要がある。
- ⑥ 達成目標（平成37年度末までに、施設整備率を都市全体でおおむね60%以上とする）に対する過去の直接的な効果（平成27年度から29年度まで）について、「本税制特例措置を活用した企業（活用見込み含む）にあてたアンケート結果では、「税制特例が無ければいいはんな地区に立地しなかった。当社にとって学研税制は負担軽減となり、大変有意義な制度である。」といった意見もあり、企業の立地判断の一つとして活用されている。また、本特例措置を活用した企業はこれまでに42社あり、立地誘導に相当の効果があると評価でき、達成目標の実現に寄与しているといえる」と説明されているが、過去の効果（施設整備率）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① （公財）関西文化学術研究都市推進機構ホームページに記載されている142施設には、施設立地数には税の適用を受ける施設だけでなく、文化施設や交流施設等の施設も含んでおり、税の適用を受けない施設も含む多様な施設の立地が間接的に共同研究開発の促進等につながるため、このような指標にしている。なお、施設立地数については、（公財）関西文化学術研究都市推進機構の調査によるものである。
- ② 本税制の適用数が少ないのは、対象の施設が少ないことによるため、その中で十分に達成目標の実現に寄与している。
- ③ 現地立地企業及び府県あてアンケートでは、本税制の効果の有無として立地や運営のインセンティブになっているかを尋ねており、本特例措置によるものとして回答を受けていると考えている。
- ④ 〈平成27年度〉

- 府県に対し実施している関西文化学術研究都市における整備状況調査より、文化学術研究施設用地：795ha、文化学術研究施設が立地された面積：382haであることから、 $382 \div 795 \times 100 = 48.1\%$ （平成28年度）
- 府県に対し実施している関西文化学術研究都市における整備状況調査より、文化学術研究施設用地：712ha、文化学術研究施設が立地された面積：386haであることから、 $386 \div 712 \times 100 = 54.2\%$ （平成29年度）
- 府県に対し実施している関西文化学術研究都市における整備状況調査より、文化学術研究施設用地：731ha、文化学術研究施設が立地された面積：419haであることから、 $419 \div 731 \times 100 = 57.3\%$
- ⑤ 本税制の適用数が少ないのは、対象の施設が少ないことによるため、その中で十分に達成目標の実現に寄与している。
 - ⑥ 現地立地企業及び府県あてアンケートでは、本税制の効果の有無として立地や運営のインセンティブになっているかを尋ねており、本特例措置によるものとして回答を受けていると考えている。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ③ 補足説明では、アンケートの調査内容及び結果が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ⑤ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ⑥ 補足説明では、アンケートの調査内容及び結果が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（平成31年度までに施設立地数を150施設とする）に対する将来の効果（平成30年度から32年度まで）について、「H30～H32については、現地立地企業及び府県あてアンケート結果等による」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
- ② 達成目標（平成31年度までに施設立地数を150施設とする）に対する将来の効果について、「目標を達成する見込みである」と説明されているが、予測される将来の適用数3件（平成30年度）、8件（平成31年度）及び6件（平成32年度）は、10件未満と僅少であるため、そのような状況を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与することを明らかにする必要がある。
- ③ 達成目標（平成31年度までに施設立地数を150施設とする）に対する将来の直接的な効果（平成30年度から32年度まで）について、「立地誘導に相当の効果があると評価でき」と説明されているが、将来の効果（施設立地数）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
- ④ 達成目標（平成37年度末までに、施設整備率を都市全体でおおむね60%以上とする）に対する将来の効果（平成30年度から32年度まで）について、「H30以降については、現地立地企業及び府県あてアンケート結果等による」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
- ⑤ 達成目標（平成37年度末までに、施設整備率を都市全体でおおむね60%以上とする）に対する将来の効果について、「平成30年4月時点で57.3%となっており、平成29年度末までに全地区平均で48.7%以上と見込んでいた目標を達成している」と説明されているが、予測される将来の適用数3件（平成30年度）、8件（平成31年度）及び6件（平成32年度）は、10件未満と僅少であるため、そのような状況を踏まえても本特例措置が達成目

<p>標の実現に十分に寄与することを明らかにする必要がある。</p> <p>⑥ 達成目標（平成37年度末までに、施設整備率を都市全体でおおむね60%以上とする）に対する将来の直接的な効果（平成30年度から32年度まで）について、「立地誘導に相当の効果があると評価でき」と説明されているが、将来の効果（施設整備率）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されており、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 現地立地企業及び府県あてアンケート並びに府県への個別の聞き取り調査より、税の適用予定を含めた立地施設予定数を聴取しており、平成30年度の立地施設数は6件、平成31年度の立地施設数は5件、平成32年度の立地施設数は3件であることから、 平成30年度：142件＋6件＝148件 平成31年度：148件＋5件＝153件 平成32年度：153件＋3件＝156件 なお、この期間の立地予定件数は、現在のところ全てこの件数であると聞いている。</p> <p>② 本税制の適用数が少ないのは、対象の施設が少ないことによるため、その中で十分に達成目標の実現に寄与している。近年、科学イノベーションの強化のため、オープンイノベーションの推進がなされており、人材、知、資金が結集する「場」として本都市の活用が進められていることから、本税制の活用見込みも増えている。</p> <p>③ 現地立地企業及び府県あてアンケートでは、本税制の効果の有無として立地や運営のインセンティブになっているかを尋ねており、本特例措置によるものとして回答を受けていると考えている。</p> <p>④ 現地立地企業及び府県あてアンケート並びに府県へ個別の聞き取り調査を行い、推計をしている。</p> <p>⑤ 本税制の適用数が少ないのは、対象の施設が少ないことによるため、その中で十分に達成目標の実現に寄与している。近年、科学イノベーションの強化のため、オープンイノベーションの推進がなされており、人材、知、資金が結集する「場」として本都市の活用が進められていることから、本税制の活用見込みも増えている。</p> <p>⑥ 現地立地企業及び府県あてアンケートでは、本税制の効果の有無として立地や運営のインセンティブになっているかを尋ねており、本特例措置によるものとして回答を受けていると考えている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明では、事後検証の方法について、アンケートの調査内容等が明らかにされており、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「現地立地企業及び府県あてアンケート並びに府県へ個別の聞き取り調査を行い、推計をしている」との説明では、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑤ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑥ 補足説明では、事後検証の方法について、アンケートの調査内容等が明らかにされており、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税5)
		② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】	
4	内容	《現行制度の概要》 関西文化学術研究都市建設促進法(昭和62年法律第72号。以下「促進法」という。)に基づいて整備される文化学術研究施設のうち研究用施設に係る建物及び附属設備並びに機械及び装置で一定の規模以上の償却資産については普通償却に加え、初年度の特別償却を認めている。 建物及び附属設備(取得金額3億円以上) 特別償却率 6/100 機械及び装置(取得金額240万円以上) 特別償却率 12/100 ※対象資産を新設又は増設したものに限定	
		《要望の内容》 上記内容の特別償却制度の2年延長を要望する。 建物及び附属設備(取得金額3億円以上) 特別償却率 6/100 機械及び装置(取得金額240万円以上) 特別償却率 12/100 ※対象資産を新設又は増設したものに限定	
		《関係条項》 租税特別措置法 第44条、第68条の19 同法施行令 第28条の4、第39条の51	
5	担当部局	都市局都市政策課都市政策調査室	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:平成27年度～平成32年度	
7	創設年度及び改正経緯	昭和62年新規 ・特別償却率 (文化学術研究施設) 建物及び附属設備 15/100 機械及び装置 30/100 (文化学術研究交流施設) 建物及び附属設備 15/100 ・適用期限 建設計画承認の日から平成元年3月31日迄 平成元年 適用期限2年延長 平成3年 適用期限2年延長 平成5年 適用期限2年延長 平成6年 文化学術研究交流施設に対する適用廃止 特別償却率の削除 建物及び附属設備 13/100 機械及び装置 28/100 平成7年 適用期限2年延長 平成9年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 13/100	

			機械及び装置 26/100 平成11年 適用期限2年延長 資金額要件の緩和 (5億円以上→2億円以上) 面積要件の撤廃 (3,000㎡→撤廃) 平成13年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 13/100 機械及び装置 25/100 平成15年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 13/100 機械及び装置 24/100 平成17年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 12/100 機械及び装置 24/100 平成19年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 10/100 機械及び装置 20/100 平成21年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 8/100 機械及び装置 16/100 平成23年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 6/100 機械及び装置 12/100 平成25年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 6/100 機械及び装置 12/100 平成27年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 6/100 機械及び装置 12/100 ※対象資産を新設または増設したものに限定。 平成29年 適用期限2年延長 資金額要件の引上げ (建物及び附属設備 2億円以上→3億円以上)
8	適用又は延長期間	2年間(平成31年度～平成32年度)	
9	必要性等	①	政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 関西文化学術研究都市(以下「学研都市」という。)の建設は、促進法に基づき、文化学術及び研究の拠点となる都市づくりを目指すものであり、我が国及び世界の文化等の発展並びに国民経済の発達に資することを目的としている。都市建設に当たっては、学術・産業・行政及び市民がそれぞれの役割を果たしながら、かつ連携を強化して建設を進めることを基本方針としており、文化学術研究施設等の整備、誘導は国の果たすべき役割の一つである。 また、平成28年3月には、国(国土交通省、内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省)、地元地方公共団体、大学、立地企業、経済団体等の参画により、今後おおむね10年の都市の方向性を示した『新たな都市創造プラン』を策定し、「世界の知と産業を牽引する都市」「持続的にイノベーションを生み出す都市」「科学・生活・文化・自然環境が融合する持続可能都市」を目指す都市の姿とし、多様な主体がプラン実現に取り組んでいるところである。 本特別措置は、研究施設を新設又は増設する企業に立地のインセンティブを与えることによって、研究施設の集積を誘導し、研究機関相互の交流や共同研究等を推進し、新産業の創出等国民経済の活性化を図ることを目的とする。

		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>促進法第 10 条において、学研都市の建設に必要な税制上の措置を講ずるものと規定されている。また、促進法に基づく基本方針では「高度な文化拠点としての機能、新たな文化・学術・研究の推進、及び新たな産業の創出を牽引する機能の整備を図る」など、今後も学研都市の建設を促進してゆくこととされている。</p> <p>平成 27 年 8 月に閣議決定された「新たな国土形成計画」では、人口減少や国際競争が厳しさを増す中で、我が国の成長力を高めていくためには、持続的なイノベーション創出のための取組を推進することが必要であるとされており、学研都市について、我が国全体の発展のために活用することとされている。</p> <p>さらに、筑波研究学園都市とともにリニア中央新幹線の整備による知的対流（ナレッジ・リンク）、スーパー・メガリージョンの形成による高度な価値創造及び国内外の優秀な学生・研究者等が集い就労すること等、学研都市が果たす役割について明記されているところである。全国計画を受けて平成 28 年 3 月に策定された「近畿圏広域地方計画」においても、「イノベーションを支える知の拠点」「高度な知的人材集積拠点」として事業を推進していくこととしているように、我が国の発展にとって重要な位置づけがされている。</p> <p>また「第5期科学技術基本計画」（平成28年1月 閣議決定）でも「持続的にイノベーションを生み出す環境を形成するためには、産学官の人材、知、資金を結集させ、共創を誘発する「場」の形成が重要」とされており、具体例として学研都市が明記されるなど、今後とも整備の促進が求められているところである。</p> <p>国家プロジェクトである学研都市の「文化学術研究施設」は、本都市の文化・学術・研究機能の中心的な役割を担う施設であり、その集積により、大学や他研究機関との共同研究・交流や産学官連携、シーズとニーズの融合がなされ、研究開発の進展、研究成果を活かした新技術の創造と新事業の創出、地域及び我が国経済の活性化といった効果が得られることから、高い公益性が認められ、地方による支援のみならず国としてその集積整備を強力に推進する必要がある。</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>促進法第 10 条(税制上の措置)</p> <p>政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する 業績指標 94 関西文化学術研究都市における立地施設数</p>
③	達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>本都市にふさわしい文化学術研究施設の立地を促進し集積度を高め、学研都市としての総合的な集積メリットが発揮されることにより我が国のみならず世界を代表する文化・学術・研究の拠点を形成し、新産業創出等国民経済の活性化に寄与することを目標とする。</p> <p>具体的には拠点形成、集積メリットの発揮のためには一定の施設が必要なることから、平成 31 年度までに施設立地数を 150 施設とすることを目標としている。</p> <p>なお、最終的には学研都市の集積メリットを発揮するため、平成 37 年度末までに、施設整備率を都市全体でおおむね 60%以上とすることを目標とする。</p>

		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例により、研究所用施設を新規に立地する企業の初期運営を優位にさせ、立地のインセンティブを与えることで、研究所用施設の集積を誘導する。その集積により大学や他機関との共同研究・交流や産学官連携等により研究開発の進展、研究開発を活かした新技術の創造と新産業の創出、地域の活性化といった効果が得られる。それにより政策目標である、我が国及び世界の文化等の発展並びに国民経済の発達に寄与する。</p>														
10	有効性等	<p>① 適用数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27年度 (実績)</th> <th>H28年度 (実績)</th> <th>H29年度 (推計)</th> <th>H30年度 (推計)</th> <th>H31年度 (推計)</th> <th>H32年度 (推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>2件</td> <td>2件</td> <td>2件</td> <td>3件</td> <td>8件</td> <td>6件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 H27～H28 実績については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」による ※2 H29～H32 推計値については、現地立地企業及び府県あてアンケート結果等による</p> <p>前回の推計値と乖離した原因は、施設等の事業の用に供する年度が後年度にずれ込んでいること等が考えられる。</p>		H27年度 (実績)	H28年度 (実績)	H29年度 (推計)	H30年度 (推計)	H31年度 (推計)	H32年度 (推計)	適用件数	2件	2件	2件	3件	8件	6件
	H27年度 (実績)	H28年度 (実績)	H29年度 (推計)	H30年度 (推計)	H31年度 (推計)	H32年度 (推計)										
適用件数	2件	2件	2件	3件	8件	6件										
		<p>② 適用額</p> <p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27年度 (実績)</th> <th>H28年度 (実績)</th> <th>H29年度 (推計)</th> <th>H30年度 (推計)</th> <th>H31年度 (推計)</th> <th>H32年度 (推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>103.4</td> <td>11.3</td> <td>15.9</td> <td>276.6</td> <td>400.2</td> <td>54.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 H27～H28 実績については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」による ※2 H29 推計値については、府県あてアンケート結果等による ※3 H30～H32 推計値については、取得価額を要件に合致する最低価額と仮定して算出</p> <p>前回の推計値と乖離した原因は、施設等の事業の用に供する年度が後年度にずれ込んでいること等が考えられる。</p>		H27年度 (実績)	H28年度 (実績)	H29年度 (推計)	H30年度 (推計)	H31年度 (推計)	H32年度 (推計)	適用額	103.4	11.3	15.9	276.6	400.2	54.9
	H27年度 (実績)	H28年度 (実績)	H29年度 (推計)	H30年度 (推計)	H31年度 (推計)	H32年度 (推計)										
適用額	103.4	11.3	15.9	276.6	400.2	54.9										
		<p>③ 減収額</p> <p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27年度 (実績)</th> <th>H28年度 (実績)</th> <th>H29年度 (推計)</th> <th>H30年度 (推計)</th> <th>H31年度 (推計)</th> <th>H32年度 (推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>24.7</td> <td>2.6</td> <td>3.7</td> <td>64.2</td> <td>92.8</td> <td>12.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>減収額は適用額×法人税率により算出 (法人税率について、H27 は 0.239、H28～H29 は 0.234、H30～H32 は 0.232)</p>		H27年度 (実績)	H28年度 (実績)	H29年度 (推計)	H30年度 (推計)	H31年度 (推計)	H32年度 (推計)	減収額	24.7	2.6	3.7	64.2	92.8	12.7
	H27年度 (実績)	H28年度 (実績)	H29年度 (推計)	H30年度 (推計)	H31年度 (推計)	H32年度 (推計)										
減収額	24.7	2.6	3.7	64.2	92.8	12.7										

	④	効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27年度 (実績)</th> <th>H28年度 (実績)</th> <th>H29年度 (実績)</th> <th>H30年度 (推計)</th> <th>H31年度 (推計)</th> <th>H32年度 (推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設立件数</td> <td>130</td> <td>133</td> <td>142</td> <td>148</td> <td>153</td> <td>156</td> </tr> </tbody> </table> <p>※H30～H32については、現地立地企業及び府県あてアンケート結果等による</p> <p>(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27年度 (実績)</th> <th>H28年度 (実績)</th> <th>H29年度 (実績)</th> <th>H30年度 (推計)</th> <th>H31年度 (推計)</th> <th>H32年度 (推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設整備率</td> <td>48.1</td> <td>54.2</td> <td>57.3</td> <td>58.7</td> <td>56.4</td> <td>56.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>※H30以降については、現地立地企業及び府県あてアンケート結果等による</p> <p>文化・学術・研究の拠点形成に向けて着実に整備が進んでおり、平成30年4月時点で142の研究所用施設等が立地している。平成31年度までの施設立地目標を150施設としており、平成31年度までの施設立地予定数が現地立地企業及び府県あてアンケート結果等より11施設であることから、目標を達成する見込みである。</p> <p>施設整備率については、平成30年4月時点で57.3%となっており、平成29年度末までに全地区平均で48.7%以上と見込んでいた目標を達成している。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本税制特例措置を活用した企業(活用見込み含む)にあてたアンケート結果では、「税制特例が無ければはいはんな地区に立地しなかった。当社にとって学研税制は負担軽減となり、大変有意義な制度である。」といった意見もあり、企業の立地判断の一つとして活用されている。また、本特例措置を活用した企業はこれまでに42社あり、立地誘導に相当の効果があると評価でき、達成目標の実現に寄与しているといえる。</p>		H27年度 (実績)	H28年度 (実績)	H29年度 (実績)	H30年度 (推計)	H31年度 (推計)	H32年度 (推計)	施設立件数	130	133	142	148	153	156		H27年度 (実績)	H28年度 (実績)	H29年度 (実績)	H30年度 (推計)	H31年度 (推計)	H32年度 (推計)	施設整備率	48.1	54.2	57.3	58.7	56.4	56.9
				H27年度 (実績)	H28年度 (実績)	H29年度 (実績)	H30年度 (推計)	H31年度 (推計)	H32年度 (推計)																						
			施設立件数	130	133	142	148	153	156																						
	H27年度 (実績)	H28年度 (実績)	H29年度 (実績)	H30年度 (推計)	H31年度 (推計)	H32年度 (推計)																									
施設整備率	48.1	54.2	57.3	58.7	56.4	56.9																									
⑤	<p>税収減を是認する理由等</p> <p>平成27年度から平成29年度までの間に研究所用施設は129施設から142施設へと増加し、今後2年間においても多数の研究所用施設の進出が見込まれている。</p> <p>学研都市における関連施設等の新規立地による集積度の高まりは、他機関との共同研究・交流等の促進や研究開発の進展、新産業の創出等による地域の活性化といった効果に繋がるものであり、併せて、こうした学研都市への集積メリットが発揮されることは、我が国の文化等の発展及び国民経済の発達に寄与するものである。よって、今後も税収減を是認する効果が期待される。</p>																														
11	<p>相当性</p> <p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>研究所用施設は、一般的に収益性が低く、初期投資も大きくなることから、事業者の初期投資の負担軽減を図ることができる最小限の措置として、特別償却制度を活用しているものである。</p> <p>租税特別措置においては、法令に規定された要件に合致すれば、投資初年度の税の減免が受けられるため、予算の範囲内で対象が限</p>																														

	②	<p>他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>—</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>地方税に関係しない。</p>
		<p>12 有識者の見解</p> <p>—</p>
13	<p>前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p> <p>平成28年8月(H28国交08)</p>	

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	船舶に係る特別償却制度の延長等		
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 外航船舶に関する達成目標（先進船舶を2025年までに250隻程度の導入）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。</p> <p>② 外航船舶に関する新たな達成目標（先進船舶を2025年までに250隻程度の導入）を追加する合理的な理由が明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 先進船舶に係る事項については、現在、調整中であり、本特例措置の適用期間の最終年度における達成目標については、調整中となります。一方、2025年までの導入目標の記載位置が適当ではなかったため、適切な位置に修正しました。</p> <p>② 先進船舶の導入目標は、今回外航船を対象とした船舶特償制度について事項要望する部分について、新たに設定したものです。事項要望の対象は、先進船舶であり、先進船舶の概念を規定した海上運送法の改正時に立てた導入目標を達成目標と設定することが適当と考えています。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（平成30年度から32年度までの法人税）について、内航船舶に関して「H30年度以降については、過去3年間の新造船隻数、税制特例措置利用状況等を基に推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① H30年度からH32年度の算出根拠については、調書の説明の通りですが、具体的な係数等を別紙添付致します。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（平成27年度から29年度までの法人税）について、外航船舶に関して「適用額（調査により把握）×特償率×法人税率（23.2%）により算出」と説明されているが、減収額と評価書に示された適用額に特別償却率及び法人税率を乗じた値と一致せず、説明に誤りがある。</p> <p>③ 過去の減収額（平成27年度から29年度までの法人税）について、内航船舶に関して「平均船価×適用見込隻数×特償率×法人税率（23.2%）により算出」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 法人住民税及び法人事業税に係る税負担軽減措置の要望はしていませんが、減収額については評価書に別紙を添付いたしました。</p> <p>② 過去の減収額については、過去の法人税率で算出しておりますので、ご指摘を踏まえ、注記を「適用額（調査により把握）×法人税率により算出」と修正致しました。</p> <p>③ 過去の減収額については、調査により、適用件数、取得価額及び特償実施額を把握し記載しておりますので、評価書の注釈欄を修正いたしました。</p> <p>また、航海支援システム搭載船は「高度内航環境低負荷船（特償率18%適用船）」に位置づけられるため、そちらに記載しております。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額（平成30年度から32年度までの法人税）について、外航船舶に関して「過去の実績（直近3年間の平均）をもとに推計」と説明されているが、減収額と当該年度の直近3年間の減収額の平均が一致せず、説明に誤りがある。</p> <p>③ 将来の減収額（平成30年度から32年度までの法人税）について、外航船舶に関して「適用額（調査により把握）×特償率×法人税率（23.2%）により算出」と説明されているが、減収額と評価書に示された適用額に特別償却率及び法人税率を乗じた値が一致せず、説明に誤りがある。</p> <p>④ 将来の減収額（平成30年度から32年度までの法人税）について、内航船舶に関して「H30年度以降については過去3年間の新造船隻数、税制特例措置利用状況等を基に推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>⑤ 将来の減収額（平成30年度から32年度までの法人税）について、内航船舶に関して「平均船価×適用見込隻数×特償率×法人税率（23.2%）により算出」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 法人住民税及び法人事業税に係る税負担軽減措置の要望はしていませんが、減収額については評価書に別紙を添付いたしました。</p> <p>② 「過去の実績（直近3年間の平均）をもとに推計」の意味するところは、直近3ヶ年の減収額の実績ではなく、直近3年間の船価及び適用隻数の実績となりますが、評価書の注記についてよりわかりやすい表現に修正しました。</p> <p>③ 「適用額（調査により把握）×法人税率により算出」が正しい説明となりますので、修正致しました。</p> <p>④・⑤ H30年度からH32年度の算出根拠については、調書の説明の通りですが、具体的な係数等を別紙にて添付致します。なお、見込額算定には償却率16%と18%でそれぞれ別個に算定しております。なお、航海支援システム搭載船については18%適用船舶として計上しており、個別に推計を行っておりません。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

- ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「H30年度以降については、平均船価(直近3年間の平均)×平均適用数(直近3年間の平均)×特償率×法人税率により算出」との説明では、算定根拠(計算に用いた数値)が明らかにされていないため、この点を課題とする。
- ③～⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

- 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
- ① 外航船舶に関する達成目標(CO2:平成32年度までに日本商船隊からのCO2排出量を平成16年度比で21%削減する)に対する過去の直接的な効果(平成27年度から29年度まで)について、「本租税特別措置を利用することにより、CO2、NOx削減など厳しい環境要件に適合した船舶が国際海運へ確実に供給され、日本商船隊の船隊規模の維持・拡大が図られる」と説明されているが、過去の効果(CO2削減(%))から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
 - ② 外航船舶に関する達成目標(NOx:新造船について22%の削減を行う(平成22年度比))に対する過去の直接的な効果(平成27年度から29年度まで)について、「本租税特別措置を利用することにより、CO2、NOx削減など厳しい環境要件に適合した船舶が国際海運へ確実に供給され、日本商船隊の船隊規模の維持・拡大が図られる」と説明されているが、過去の効果(NOx削減(%))から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
 - ③ 外航船舶に関する達成目標(平成22年度時点における過去5年間の日本商船隊の輸送比率の平均である約10%を元に、引き続きその輸送比率を維持する)に対する過去の効果(平成27年度から29年度まで)について、「輸送比率=世界の海上荷動き量(注1) / 我が国商船隊の輸送量(注2)」、「(注1)出典:Clarksons「SHIPPING REVIEW DATABASE」及び「(注2)事業者からの法令に基づき報告により把握」と説明されているが、算定根拠(計算に用いた数値)が明らかにされていない。
 - ④ 外航船舶に関する達成目標(平成22年度時点における過去5年間の日本商船隊の輸送比率の平均である約10%を元に、引き続きその輸送比率を維持する)に対する過去の直接的な効果(平成27年度から29年度まで)について、「本租税特別措置を利用することにより、CO2、NOx削減など厳しい環境要件に適合した船舶が国際海運へ確実に供給され、日本商船隊の船隊規模の維持・拡大が図られる」と説明されているが、過去の効果(輸送比率(%))から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
 - ⑤ 外航船舶に関する達成目標(先進船舶を2025年までに250隻程度の導入)に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのが明らかにされていない。
 - ⑥ 内航船舶に関する達成目標(CO2:年間70隻程度(約9万トンCO2の削減に相当)の省エネに資する船舶を普及する)に対する過去の効果(平成27年度から29年度まで)について、「事業者へのアンケート調査等に基づき算出」と説明されているが、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていない。
 - ⑦ 内航船舶に関する達成目標(CO2:年間70隻程度(約9万トンCO2の削減に相当)の省エネに資する船舶を普及する)に対する過去の直接的な効果(平成29年度)について、「本租税特別措置を利用することにより、内航環境低負荷船及び高度内航環境低負荷船が平成29年度で15隻導入され、約8.5万トンのCO2削減がなされた」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
また、同達成目標に対する過去の直接的な効果について、「本租税特別措置を活用した内航船の8割が、本租税特別措置が船舶の建造に影響を与えている」と説明されているが、その根拠が明らかにされていない。
 - ⑧ 内航船舶に関する達成目標(NOx:新造船について22%の削減を行う(平成22年度比))に対する過去の効果(平成27年度から29年度まで)について、「事業者へのアンケート調査等に基づき算出」と説明されているが、算定根拠(計算式、計算に用いた数値

- 及びその出典)が明らかにされていない。
- ⑨ 内航船舶に関する達成目標(NOx:新造船について22%の削減を行う(平成22年度比))に対する過去の直接的な効果について、「本租税特別措置を活用した内航船の8割が、本租税特別措置が船舶の建造に影響を与えている」と説明されているが、その根拠が明らかにされていない。
- 【国土交通省の補足説明】
- ① 本特例措置の直接的な効果についても、事業者への調査等により把握に努めております。(平成27年度:2.9%、平成28年度:3.4%、平成29年度:3.9%)
 - ② CO2排出量の削減とNOx排出量の削減は相反関係にあり、CO2排出量の削減によりNOx排出量の増加が懸念されることから、NOx排出量に係る目標を設定しているところです。なお、NOx排出量については、事業者への調査により把握に努めております。
 - ③ 計算に用いた数値は以下のとおりとなります。
 - ① 世界の海上荷動き量:10,823百万トン(H27年)、11,150百万トン(H28年)、11,587百万トン(H29年)
 - ② 我が国商船隊の輸送量:1,056百万トン(H27年)、1,018百万トン(H28年)、997百万トン(H29年)
 - ④ 個船の輸送量について、回答するのは困難です。
 - ⑤ 先進船舶の導入目標は、今回外航船を対象とした船舶特償制度について事項要望する部分について、新たに設定したものです。今後措置の内容を決めていくことになるため、過去の効果を設定することはできないと考えています。
 - ⑥ 事業者へのアンケート調査による税制特例措置の利用隻数及び補助金等の交付決定の実績値を記載しております。
また、「内航船の8割が、本租税特別措置が船舶の建造に影響を与えている」の件についても、上記アンケート調査により把握し、記載しております。
 - ⑦ 達成目標については、本税制措置の他、予算措置等の支援措置と併せて達成することとしており、例えば平成29年度の場合は全体で45隻中15隻が特別償却制度を利用しており、これが本税制による直接的な効果と認識しております。
評価書「10有効性等」-「④効果」の「〇所期の目標の実現状況」を修正し明記いたします。
 - ⑧ CO2排出量の削減とNOx排出量の削減は相反関係にあり、CO2排出量の削減によりNOx排出量の増加が懸念されることから、NOx排出量に係る目標を設定しているところです。なお、NOx排出量については、事業者への調査により把握に努めております。
 - ⑨ 事業者へのアンケート調査により把握し、記載しております。
- 【点検結果】
- ① 「事業者への調査等により把握に努めております。(平成27年度:2.9%、平成28年度:3.4%、平成29年度:3.9%)」との説明では、事業者への調査等の内容及び結果が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
 - ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
 - ③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
 - ④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
 - ⑤・⑥ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
 - ⑦ 「平成29年度の場合は全体で45隻中15隻が特別償却制度を利用」との説明では、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。
 - ⑧ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
 - ⑨ 補足説明では、アンケート調査の内容及び結果が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 外航船舶に関する達成目標（CO₂：平成32年度までに日本商船隊からのCO₂排出量を平成16年度比で21%削減する）に対する将来の効果（平成30年度及び31年度）が年度ごとに予測されていない。</p> <p>② 外航船舶に関する達成目標（CO₂：平成32年度までに日本商船隊からのCO₂排出量を平成16年度比で21%削減する）に対する将来の効果（平成32年度）について、「H32年度については目標値」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 外航船舶に関する達成目標（CO₂：平成32年度までに日本商船隊からのCO₂排出量を平成16年度比で21%削減する）に対する将来の直接的な効果（平成32年度）について、「本租税特別措置を利用することにより、CO₂、NO_x削減など厳しい環境要件に適合した船舶が国際海運へ確実に供給され、日本商船隊の船隊規模の維持・拡大が図られる」と説明されているが、将来の効果（CO₂削減（%））から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>④ 外航船舶に関する達成目標（NO_x：新造船について22%の削減を行う（平成22年度比））に対する将来の効果（平成30年度及び31年度）が年度ごとに予測されていない。</p> <p>⑤ 外航船舶に関する達成目標（NO_x：新造船について22%の削減を行う（平成22年度比））に対する将来の効果（平成32年度）について、「H32年度については目標値」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>⑥ 外航船舶に関する達成目標（NO_x：新造船について22%の削減を行う（平成22年度比））に対する将来の直接的な効果（平成32年度）について、「本租税特別措置を利用することにより、CO₂、NO_x削減など厳しい環境要件に適合した船舶が国際海運へ確実に供給され、日本商船隊の船隊規模の維持・拡大が図られる」と説明されているが、将来の効果（NO_x削減（%））から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>⑦ 外航船舶に関する達成目標（平成22年度時点における過去5年間の日本商船隊の輸送比率の平均である約10%を元に、引き続きその輸送比率を維持する）に対する将来の効果（平成30年度及び31年度）が年度ごとに予測されていない。</p> <p>⑧ 外航船舶に関する達成目標（平成22年度時点における過去5年間の日本商船隊の輸送比率の平均である約10%を元に、引き続きその輸送比率を維持する）に対する将来の効果（平成32年度）について、「H32年度については目標値」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>⑨ 外航船舶に関する達成目標（平成22年度時点における過去5年間の日本商船隊の輸送比率の平均である約10%を元に、引き続きその輸送比率を維持する）に対する将来の直接的な効果（平成32年度）について、「本租税特別措置を利用することにより、CO₂、NO_x削減など厳しい環境要件に適合した船舶が国際海運へ確実に供給され、日本商船隊の船隊規模の維持・拡大が図られる」と説明されているが、将来の効果（輸送比率（%））から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>⑩ 外航船舶に関する達成目標（先進船舶を2025年までに250隻程度の導入）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのが明らかにされていない。</p> <p>⑪ 内航船舶に関する達成目標（CO₂：年間70隻程度（約9万トンCO₂の削減に相当）の省エネに資する船舶を普及する）に対する将来の効果（平成31年度及び32年度）が年度ごとに予測されていない。</p> <p>⑫ 内航船舶に関する達成目標（CO₂：年間70隻程度（約9万トンCO₂の削減に相当）の省エネに資する船舶を普及する）に対する将来の効果（平成30年度）について、「H30年度については目標値」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用い</p>	<p>た数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>⑬ 内航船舶に関する達成目標（CO₂：年間70隻程度（約9万トンCO₂の削減に相当）の省エネに資する船舶を普及する）について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>⑭ 内航船舶に関する達成目標（NO_x：新造船について22%の削減を行う（平成22年度比））に対する将来の効果（平成31年度及び32年度）が年度ごとに予測されていない。</p> <p>⑮ 内航船舶に関する達成目標（NO_x：新造船について22%の削減を行う（平成22年度比））に対する将来の効果（平成30年度）について、「H30年度については目標値」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>⑯ 内航船舶に関する達成目標（NO_x：新造船について22%の削減を行う（平成22年度比））について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 平成30年度及び31年度の数値を記入しました。また、追記に伴い、注釈についても修正しました。</p> <p>② 政策目標の目標値となります。</p> <p>③ 本特例措置の直接的な効果についても、過去の実績をもとに予測に努めております。（平成30年度：4.4%、平成31年度：4.8%、平成32年度：5.2%）</p> <p>④ 平成30年度及び31年度の数値を記入しました。</p> <p>⑤ 政策目標の目標値となります。</p> <p>⑥ CO₂排出量の削減とNO_x排出量の削減は相反関係にあり、CO₂排出量の削減によりNO_x排出量の増加が懸念されることから、NO_x排出量に係る目標を設定しているところですが、なお、NO_x排出量については、事業者への調査により把握に努めております。</p> <p>⑦ 平成30年度及び31年度の数値を記入しました。</p> <p>⑧ 政策目標の目標値となります。</p> <p>⑨ 個船の輸送量について、回答するのは困難です。</p> <p>⑩ 先進船舶に係る事項については、現在、調整中であり、達成目標に対する将来の効果の予測については調整中となりますが、運送サービスの質を相当程度向上させる先進船舶の早期普及が見込まれます。</p> <p>⑪ 内航船舶の達成目標は平成42年度までに省エネに資する船舶1190隻の普及ですが、これは年間あたりで必要な隻数が70隻程度となるため、現時点ではこの数字を要望期間中の達成目標（測定指標）としてとしてしております。</p> <p>⑫ ⑬と同一の考え方となります。</p> <p>⑭ 要望書本文「10有効性等」－「①適用数」に記載した通り（内航）の内航環境低負荷船5隻、高度内航環境低負荷船9隻の計14隻の普及が本特例措置の直接的な効果の予測になり、またその効果については事業者への調査により把握に努めております。</p> <p>⑮～⑯ CO₂排出量の削減とNO_x排出量の削減は相反関係にあり、CO₂排出量の削減によりNO_x排出量の増加が懸念されることから、NO_x排出量に係る目標を設定しているところですが、なお、NO_x排出量については、事業者への調査により把握に努めております。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「H30年度、H31年度に係るCO₂の数値については予測値」との説明では、達成目標に対する将来の効果（平成30年度及び31年度）の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 「平成30年度：4.4%、平成31年度：4.8%、平成32年度：5.2%」との説明では、その根拠が明らかにされておらず、説明に不足があるため、この点を課題とする。</p> <p>④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、</p>
--	--

(別紙)

達成目標に対する将来の効果（平成30年度及び31年度）の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

⑤・⑥ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑦ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「達成目標に対する将来の効果（平成30年度及び31年度）の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

⑧・⑨ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑩ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「運送サービスの質を相当程度向上させる先進船舶の早期普及が見込まれます」との説明では、達成目標に対する将来の効果について、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。

⑪ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「達成目標に対する将来の効果（平成31年度及び32年度）の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

⑫ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑬ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑭～⑯ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

船舶の特別償却に係る減収見込額（延長）（内航）

○ 減収見込額：1,810百万円

○適用隻数見込

- ・ 74隻※1 × 19.0%※2 ÷ 14隻
- ・ 税制特例措置等の継続的な支援効果による＝高度環境低負荷船への移行 3隻
 高度環境低負荷船：9隻（推計値6隻＋3隻（環境低負荷船からの移行分）
 内航環境低負荷船：5隻（推計値8隻－移行分）

※1 新造船見込隻数：74隻

- ・ 過去3年間（平成27年度～平成29年度）における新造船（300トン以上）隻数の平均

※2 税制利用率：19.0%（うち高度船：7.7% その他11.3%）

- ・ 過去3年間（平成27年度～平成29年度）の新造船（300トン以上）に占める特別償却制度利用船舶の割合

<延長部分>

○ 減収見込額（以下「減収見込額①②」の合計）：1,810百万円

【高度環境低負荷船】

(平均船価)	(適用見込隻数)	(特償率)	(法人税率)	(減収見込額①)
3,224百万円※3	× 9隻	× 18%	× 23.2%	= 1,212百万円

【環境低負荷船】

(平均船価)	(適用見込隻数)	(特償率)	(法人税率)	(減収見込額②)
3,224百万円※3	× 5隻	× 16%	× 23.2%	= 598百万円

※3 平均船価：過去3年間（平成27年度～平成29年度）の本税制利用船舶の船価の平均

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	船舶に係る特別償却制度の延長等
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税: 義(国税 10)
		②: 上記以外の税目 所得税
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>海上運送業を営む法人が、環境負荷の低減に資する船舶等の取得をした場合には、船舶の区分に応じて特別償却ができる。</p> <p>(外航)</p> <p>外航日本船舶……………特別償却率 18/100</p> <p>外航日本船舶以外の船舶…特別償却率 16/100</p> <p>(内航)</p> <p>高度環境低負荷船……………特別償却率 18/100</p> <p>環境低負荷船……………特別償却率 16/100</p> <p>《要望の内容》</p> <p>現行の措置を2年間延長し、平成 33 年3月 31 日(所得税は平成 33 年 12 月 31 日)までとするとともに、外航船舶について、先進船舶の導入促進に向けた所要の措置を講じる。</p> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法第 11 条、第 43 条、第 66 条の6、第 68 条の 16</p> <p>同法施行令第5条の8、第 28 条、第 39 条の 14～20、第 39 条の 49</p> <p>海上運送法第2条、第 39 条の 10～11</p> <p>同法施行規則第 42 条の 8～12</p> <p>船員法第 117 条の 3</p> <p>船舶職員及び小型船舶操縦者法第 2 条、第 18 条、第 20 条、第 23 条の 31～32</p> <p>臨時船舶建造調整法第 2～4 条</p> <p>船舶法第1条、第 20 条</p> <p>船舶のトン数の測度に関する法律第4条</p> <p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 19 条の3、第 19 条の 25～26</p> <p>同法施行令第 11 条の7</p> <p>二酸化炭素放出抑制船舶の二酸化炭素抑制指標に関する基準を定める省令第1条</p>
5	担当部局	海事局外航課、内航課、船舶産業課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 平成 30 年8月 分析対象期間: 平成 27 年度～平成 32 年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和 26 年度創設 (外航) 平成 17 年度 縮減・延長(船舶を環境負荷低減型に限定、二重構造タンカ

		<p>一の上乗せ(19/100、18/100)廃止、船員訓練設備(6/100)を除外)</p> <p>平成 19 年度 延長(外航船舶について環境負荷低減設備等の要件を追加)</p> <p>平成 21 年度 縮減・延長(トン数標準税制の適用を受ける法人が取得等をする日本船舶以外の外航船舶に係る償却割合を 16/100(現行 18/100)に引き下げ)</p> <p>平成 23 年度 縮減・延長(経営の合理化に著しく資する外航船舶のうち日本船舶以外のものに係る償却割合を 16/100(現行 18/100)に引き下げ)</p> <p>平成 25 年度 縮減・延長(トン数標準税制の適用を受ける法人及びその子会社が取得等をする船舶を対象から除外、外航船舶について環境負荷低減設備等の要件を追加)</p> <p>平成 27 年度 縮減・延長(対象から総トン数1万トン未満の外航船舶を除外、環境負荷低減要件の引き上げ、追加)</p> <p>平成 29 年度 縮減・延長(環境負荷低減要件の引き上げ)</p> <p>(内航)</p> <p>平成 17 年度 縮減・延長(船舶を環境負荷低減型に限定、二重構造タンカ一の上乗せ(19/100、18/100)廃止、船員訓練設備(6/100)を除外)</p> <p>平成 19 年度 延長</p> <p>平成 21 年度 拡充・延長(スーパーエコシップ等の高度環境低負荷船については 18%)</p> <p>平成 23 年度 縮減・延長(推進効率改良型プロペラ設置必須化等の設備要件見直し)</p> <p>平成 25 年度 縮減・延長(サイドスラスタ設置必須化等の設備要件の見直し)</p> <p>平成 27 年度 縮減・延長(LED 証明器具設置必須化等の設備要件の見直し)</p> <p>平成 29 年度 延長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拡充(内航環境低負荷船のうち、「航海支援システム」を搭載したものについては 18%に引き上げ) ・縮減(バルバスバウまたはバルブレス船型を必須要件化)
8	適用又は延長期間	2年間(平成 31 年度～32 年度)
9	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>国際社会からのCo2排出削減等の環境負荷の低減への要請に応え、エネルギー効率が高く環境にやさしい船舶の建造投資を促進することで、国際海上輸送や内航海運における環境負荷低減を図ることを目的とする。また、IoTをはじめとした新技術の導入を促すことで、船主、備船者たるオペレーターの競争力をさらに図ることを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>(外航)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 169 回国会「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律(法律第 53 号)審議」における附帯決議 「船舶の特別償却制度、固定資産税、登録免許税等トン数標準税制以外の税制(中略)の充実等により、国際的な競争条件の均衡化のため更なる制度改善に努めること。」

	<p>(内航)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「交通政策基本計画」(平成 27 年 2 月 13 日閣議決定)該当箇所抜粋 「基本方針 C. 持続可能で安心・安全な交通に向けた基盤づくり」 「目標④さらなる低炭素化、省エネ化等の環境対策を進める」 「地球温暖化対策計画」(平成 28 年 5 月 13 日閣議決定) 該当箇所抜粋 第2節 地球温暖化対策・施策 <ol style="list-style-type: none"> 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策 <ol style="list-style-type: none"> (1)温室効果ガスの排出削減対策・施策 <ol style="list-style-type: none"> ① エネルギー起源二酸化炭素 D. 運輸部門の取組 <ol style="list-style-type: none"> (g) 鉄道、船舶、航空機の対策 <ul style="list-style-type: none"> ○船舶分野の省エネ化 船舶部門においては、革新的な省エネルギー技術の実証を行うなど、省エネルギーに資する船舶等の普及促進を図ってきたところであり、今後も引き続きこうした船舶の普及促進を図る。
②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>(外航)</p> <p>政策目標 6: 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標 19: 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する 業績指標 70: 世界の海上輸送量に占める日本の外航海運事業者による輸送量の割合</p> <p>(内航)</p> <p>政策目標 3: 地球環境保全 施策目標 9: 地球温暖化防止等の環境保全 業績指標 33: 環境負荷低減に資する内航船舶の普及促進による CO2 排出削減量(平成 25 年度比)</p>
③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>(外航)</p> <ul style="list-style-type: none"> CO2 削減: 平成 32 年度までに日本商船隊からの CO2 排出量を平成 16 年度比で 21%削減する(排出原単位ベース。設備以外の運航効率化も含む。) NOx 削減: 新造船について平成 23 年からの国際海事機関(IMO)二次規制削減率(一次規制値比 20%削減)を上回る 22%削減する。 我が国の外航海運の発展を図るため、国際競争力の強化を図り安定的な国際海上輸送を確保することとし、平成 22 年度時点における過去 5 年間の日本商船隊の輸送比率の平均である約 10%を元に、引き続きその輸送比率を維持する。 先進船舶を 2025 年までに 250 隻程度の導入を目指す。 <p>【要望期間中の達成目標(測定指標)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際海運の CO2、NOx の削減に向けた主導的貢献 CO2: 平成 32 年度までに日本商船隊からの CO2 排出量を平成 16 年度比で 21%削減する。 NOx: 新造船について 22%の削減を行う(平成 22 年度比) 我が国の外航海運の発展を図るため、平成 22 年度時点における過去 5 年間の日本商船隊の輸送比率の平均である約 10%を元に、引き続きその輸送比率を維持する。 <p>(内航)</p> <ul style="list-style-type: none"> CO2、NOx の削減に向けた環境低負荷船等の普及促進

		<p>CO2: 平成 42 年度までに省エネに資する船舶 1190 隻の普及を図る(157 万トン CO2 の削減)。 NOx: 新造船について平成 23 年からの国際海事機関(IMO)二次規制削減率(一次規制値比 20%削減)を上回る 22%の削減を行う。 【要望期間中の達成目標(測定指標)】</p> <ul style="list-style-type: none"> CO2: 年間 70 隻程度(約 9 万トン CO2 の削減に相当)の省エネに資する船舶を普及する NOx: 新造船について 22%の削減を行う(平成 22 年度比) <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>(外航)</p> <p>国際海上貿易量の長期的かつ安定的な増大が見込まれる中、国際社会からも日本商船隊の CO2 排出削減が求められているところ、達成目標を実現することで、エネルギー効率が高く環境に優しい先進的な船舶の建造を促進し、要請に応えた日本商船隊の整備に寄与する。また、先進船舶の導入促進により IoT をはじめとした新技術の導入を促すことで、船主、備船者たるオペレーターの競争力の向上に寄与する。</p> <p>(内航)</p> <p>我が国の国民生活や経済活動を支える基幹的輸送インフラであり、また、旅客面では地域社会におけるライフラインとなっている内航海運について、環境負荷低減の政策目的の達成に向け、環境負荷低減に資する船舶への投資促進に寄与する。</p>																					
10 有効性等	①: 適用数	<ul style="list-style-type: none"> 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査では、外航船舶、内航船舶の合計が記載されており、外航、内航それぞれにおいて政策目的・要件等が異なり、分別して把握する必要があることから、海事局において調査を実施し、適用状況の把握を行っている。 <p>(外航)</p> <p>【適用隻数】【法人税】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外航日本船舶 (適用者数)</td> <td>3 (3)</td> <td>1 (1)</td> <td>1 (1)</td> <td>2 (2)</td> <td>2 (2)</td> <td>2 (2)</td> </tr> <tr> <td>外航日本船舶 以外の船舶 (適用者数)</td> <td>28 (11)</td> <td>37 (16)</td> <td>29 (15)</td> <td>31 (14)</td> <td>31 (14)</td> <td>31 (14)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 海事局外航課による「外航海運における税制利用状況調査」により適用状況を把握</p> <p>※ H30 年度以降については過去の実績(直近 3 年間の平均)をもとに推計</p> <ul style="list-style-type: none"> 前回の本租税特別措置に関する政策評価における想定数は、H28 年度 41 隻、H29 年度 36 隻であり、H28 年度の実績値は 38 隻、H29 年度は 30 隻であることから、適用数が想定外に僅少となっているとは言えない。 H27-29 年度適用者数は合計で 47 社であることから、特定の者への偏りは無い。 	年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	外航日本船舶 (適用者数)	3 (3)	1 (1)	1 (1)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	外航日本船舶 以外の船舶 (適用者数)	28 (11)	37 (16)	29 (15)	31 (14)	31 (14)	31 (14)
年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32																	
外航日本船舶 (適用者数)	3 (3)	1 (1)	1 (1)	2 (2)	2 (2)	2 (2)																	
外航日本船舶 以外の船舶 (適用者数)	28 (11)	37 (16)	29 (15)	31 (14)	31 (14)	31 (14)																	

		(内航) 【適用隻数】【法人税】																																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内航環境 低負荷船舶 (適用者)</td> <td>11 <10></td> <td>8 <7></td> <td>9 <7></td> <td>5 <5></td> <td>5 <5></td> <td>5 <5></td> </tr> <tr> <td>高度内航環境 低負荷船舶 (適用者)</td> <td>3 <3></td> <td>5 <3></td> <td>6 <5></td> <td>9 <9></td> <td>9 <9></td> <td>9 <9></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ H29 年度までは海事局内航課による「内航貨物船に係る税制利用状況調査」により適用状況を把握 ※ H30 年度以降については、過去 3 年間の新造船隻数、税制特例措置利用状況等を基に推計。 ・H29 年度適用数について、前回の本税制特例措置に関する政策評価では、「内航環境低負荷船舶」及び「高度内航環境低負荷船舶」の合計を 17 隻と想定している一方、実際の環境低負荷に資する船舶は 15 隻となっており、適用数が想定外に僅少とはなっていない。 ・また、H27-H29 年度における本租税特別措置の適用者数は合計 35 社であり、適用実績に比して特定の者への偏りもない。</p>		H27	H28	H29	H30	H31	H32	内航環境 低負荷船舶 (適用者)	11 <10>	8 <7>	9 <7>	5 <5>	5 <5>	5 <5>	高度内航環境 低負荷船舶 (適用者)	3 <3>	5 <3>	6 <5>	9 <9>	9 <9>	9 <9>																				
	H27	H28	H29	H30	H31	H32																																					
内航環境 低負荷船舶 (適用者)	11 <10>	8 <7>	9 <7>	5 <5>	5 <5>	5 <5>																																					
高度内航環境 低負荷船舶 (適用者)	3 <3>	5 <3>	6 <5>	9 <9>	9 <9>	9 <9>																																					
②: 適用額	<p>・租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査では、外航船舶、内航船舶の合計が記載されており、外航、内航それぞれにおいて政策目的・要件等が異なり、分別して把握する必要があることから、海事局において調査を実施し、適用状況の把握を行っている。</p> <p>(外航) 【適用額】 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外航日本船舶</td> <td>2,189</td> <td>2,949</td> <td>706</td> <td>2,337</td> <td>2,337</td> <td>2,337</td> </tr> <tr> <td>外航日本船舶 以外の船舶</td> <td>23,019</td> <td>33,443</td> <td>25,490</td> <td>27,260</td> <td>27,260</td> <td>27,260</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 海事局外航課による「外航海運における税制利用状況調査」により適用状況を把握 ※ H30 年度以降については過去の実績(直近 3 年間の平均)をもとに推計(内航)</p> <p>【適用額】 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内航環境 低負荷船舶</td> <td>4,581</td> <td>1,835</td> <td>4,200</td> <td>2,579</td> <td>2,579</td> <td>2,579</td> </tr> <tr> <td>高度内航環境 低負荷船舶</td> <td>1,555</td> <td>2,685</td> <td>6,706</td> <td>5,223</td> <td>5,223</td> <td>5,223</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ H29 年度までは海事局内航課による「内航海運業に係る税制利用状況調査」により適用状況を把握 ※ H30 年度以降については、過去 3 年間の新造船隻数、税制特例措置利用状況等を基に推計。</p>	年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	外航日本船舶	2,189	2,949	706	2,337	2,337	2,337	外航日本船舶 以外の船舶	23,019	33,443	25,490	27,260	27,260	27,260		H27	H28	H29	H30	H31	H32	内航環境 低負荷船舶	4,581	1,835	4,200	2,579	2,579	2,579	高度内航環境 低負荷船舶	1,555	2,685	6,706	5,223	5,223	5,223
年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32																																					
外航日本船舶	2,189	2,949	706	2,337	2,337	2,337																																					
外航日本船舶 以外の船舶	23,019	33,443	25,490	27,260	27,260	27,260																																					
	H27	H28	H29	H30	H31	H32																																					
内航環境 低負荷船舶	4,581	1,835	4,200	2,579	2,579	2,579																																					
高度内航環境 低負荷船舶	1,555	2,685	6,706	5,223	5,223	5,223																																					

		②: 減収額																																								
		<p>・租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査では、外航船舶、内航船舶の合計が記載されており、外航、内航それぞれにおいて政策目的・要件等が異なり、分別して把握する必要があることから、海事局において調査を実施し、適用状況の把握を行っている。</p> <p>(外航) 【減収見込み】 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外航日本船舶</td> <td>512</td> <td>690</td> <td>165</td> <td>542</td> <td>542</td> <td>542</td> </tr> <tr> <td>外航日本船舶 以外の船舶</td> <td>5,386</td> <td>7,826</td> <td>5,965</td> <td>6,324</td> <td>6,324</td> <td>6,324</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 海事局外航課による「外航海運における税制利用状況調査」により適用状況を把握 ※ H30 年度以降については、平均船価(直近 3 年間の平均)×平均適用数(直近 3 年間の平均)×特償率×法人税率により算出 ※ 適用額(調査により把握)×法人税率により算出 ※ 法人住民税及び法人事業税に係る減収額については、別紙参照</p> <p>(内航) 【減収見込み】 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内航環境 低負荷船舶</td> <td>1,094</td> <td>439</td> <td>983</td> <td>598</td> <td>598</td> <td>598</td> </tr> <tr> <td>高度内航 環境低負 荷船舶</td> <td>372</td> <td>642</td> <td>1,569</td> <td>1,212</td> <td>1,212</td> <td>1,212</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成 29 年度までは海事局内航課による「内航海運業に係る税制利用状況調査」により適用状況を把握 ※ H30 年度以降については過去 3 年間の新造船隻数、税制特例措置利用状況等を基に推計 ※ 平成 30 年度以降見込額の算出根拠式: 平均船価×適用見込隻数×特償率×法人税率(23.2%)により算出 ※ 法人住民税及び法人事業税に係る減収額については、別紙参照</p>	年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	外航日本船舶	512	690	165	542	542	542	外航日本船舶 以外の船舶	5,386	7,826	5,965	6,324	6,324	6,324	年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	内航環境 低負荷船舶	1,094	439	983	598	598	598	高度内航 環境低負 荷船舶	372	642	1,569	1,212
年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32																																				
外航日本船舶	512	690	165	542	542	542																																				
外航日本船舶 以外の船舶	5,386	7,826	5,965	6,324	6,324	6,324																																				
年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32																																				
内航環境 低負荷船舶	1,094	439	983	598	598	598																																				
高度内航 環境低負 荷船舶	372	642	1,569	1,212	1,212	1,212																																				
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 (外航) ○達成目標の実現状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>CO2 削減(%)</td> <td>11</td> <td>15</td> <td>17</td> <td>19</td> <td>20</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>NOx 削減(%)</td> <td>25</td> <td>23</td> <td>26</td> <td>22</td> <td>22</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>輸送比率(%)</td> <td>9.8</td> <td>9.1</td> <td>8.6</td> <td>10.0</td> <td>10.0</td> <td>10.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※環境に関する削減率については、事業者へのアンケート調査に基づくもの ※輸送比率については、各年度において以下により算出 輸送比率 = 世界の海上荷動き量(注 1) / 我が国商船隊の輸送量</p>	年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	CO2 削減(%)	11	15	17	19	20	21	NOx 削減(%)	25	23	26	22	22	22	輸送比率(%)	9.8	9.1	8.6	10.0	10.0	10.0													
年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32																																				
CO2 削減(%)	11	15	17	19	20	21																																				
NOx 削減(%)	25	23	26	22	22	22																																				
輸送比率(%)	9.8	9.1	8.6	10.0	10.0	10.0																																				

	<p>(注 2) (注 1) 出典: Clarksons 「SHIPPING REVIEW DATABASE」 (注 2) 事業者からの法令に基づき報告により把握 ※H30 年度から H32 年度の数値については目標値(但し、H30 年度、H31 年度に係る CO2 の数値については予測値)</p> <p>○所期の目標の実現状況 【平成 29 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CO2 削減: 日本商船隊からの CO2 排出量を 17%削減(平成 16 年度比)。 ・NOx 削減: 新造船について目標値である 22%以上の削減を達成(平成 22 年度比)。 ・輸送比率: 我が国商船隊の輸送比率の目標値が約 10%であるところ、平成 29 年度においては 8.6%であった。 <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本租税特別措置を利用することにより、CO2、NOx 削減など厳しい環境要件に適合した船舶が国際海運へ確実に供給され、日本商船隊の船隊規模の維持・拡大が図られる。 仮に本租税特別措置が認められなかった場合、 ① 船舶所有者が、船隊整備の際に必要なキャッシュフローを確保できず、保有する船舶の船体整備を円滑に行うことができず、安定的に日本商船隊への船舶の供給ができなくなる恐れがある。 ② 環境負荷低減船の普及を妨げることになる。</p> <p>(内航) ○達成目標の実現状況</p> <table border="1" data-bbox="443 831 891 970"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省エネに資する船舶(隻)</td> <td>67</td> <td>53</td> <td>45</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>NOx 削減(%)</td> <td>22</td> <td>22</td> <td>22</td> <td>22</td> </tr> </tbody> </table> <p>※事業者へのアンケート調査等に基づき算出 ※H30 年度については目標値</p> <p>○所期の目標の実現状況 【平成 29 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CO2 削減: 本特例をはじめとする税制による支援措置のほか、予算による支援措置等による船舶分野の省エネ化に向けた総合的な普及促進を図り、年間 70 隻程度(約 9 万トン CO2 の削減に相当)の省エネに資する船舶を普及することが目標値であるところ、H27~H29 の平均で年間 55 隻であった。 ・NOx削減: 新造船について平成 23 年からの国際海事機関(IMO)二次規制削減率(一次規制値比 20%削減)を上回る 22%削減(平成 22 年度比)が目標値であるところ、平成 27 年度時点においては 22%削減の目標を達成している。 <p>内航海運分野については、国際的に地球温暖化対策を定めた「パリ協定」を踏まえた「地球温暖化対策計画」(平成28年5月13日閣議決定)において、船舶分野の省エネ化が求められていることから、より環境性能の高い先進</p>	年度	H27	H28	H29	H30	省エネに資する船舶(隻)	67	53	45	70	NOx 削減(%)	22	22	22	22
年度	H27	H28	H29	H30												
省エネに資する船舶(隻)	67	53	45	70												
NOx 削減(%)	22	22	22	22												

		<p>的な船舶の建造や船隊の拡充のための投資を促進するため、平成 29 年度より新たな達成目標を設定している。</p> <p>○租税特別措置等による直接的な効果 本租税特別措置を利用することにより、内航環境低負荷船及び高度内航環境低負荷船が平成 29 年度で 15 隻導入され、約 8.5 万トンの CO2 削減がなされた。 本租税特別措置を活用した内航船の 8 割以上が、本租税特別措置が船舶の建造に影響を与えているとしており、仮に本租税特別措置が認められなかった場合、高い環境性能を有する内航環境低負荷船等への転換の妨げになって、政策目的が達成できないこととなることから、本租税特別措置は直接的な効果を有するものである。</p> <p>⑤: 租税減を是認する理由等</p> <p>(外航) 課税の繰り延べによってキャッシュフローが確保されることにより、船舶所有者の船舶に対する再投資の促進が図られる効果や事業者の資金繰りの安定にも効果が高い。 日本商船隊の輸送比率の目標値である約 10%を確保するため、本租税特別措置により、日本商船隊に対するオーナーの船舶供給を促し、日本商船隊の船隊規模の維持・拡大を図る必要がある。また、NOx 削減率についても、新造船について目標値である約 22%削減の実現に寄与していることから、租税減を是認する効果が認められる。</p> <p>(内航) 環境負荷低減に係る国際的要請に応えるため、政府の目標として省エネに資する船舶の普及が求められている。 本租税特別措置は、船舶を取得した際に投下した資金を早期に回収することが可能となるため、内航海運事業者の新造船の建造意欲を増進させることができる。この際、対象となる新造船について環境負荷低減に係る要件を付加することで、高い環境性能を有する内航環境低負荷船等への転換を促す効果が得られるため、一段の環境負荷低減を実現する政策目的の達成手段として有効である。 加えて、本租税特別措置は課税の繰延であり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担は少なくなる。また、課税の繰延によってキャッシュフローが確保されることにより、事業者の船舶に対する再投資の促進が図られる効果がある。 上記の理由から、本税制特例措置には租税減を是認する効果が認められる。</p> <p>11 相当性</p> <p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>(外航) 本租税特別措置により生じるキャッシュフローを原資として、エネルギー効率が高く環境に優しい先進的な船舶の建造や船隊の拡充のための投資を促進するという制度であり、政策目的を実現するために有効な手段であるとともに、課税の繰延であり、減税額相当分を補助金として交付するよりも国庫負担も小さく、必要最小限の措置として妥当性を有する。 なお、国の補助金による支援措置は、WTOサービス貿易一般協定(内国民待遇※)に抵触するおそれがあることから、本租税特別措置による支援が妥当である。</p>
--	--	--

	<p>※他の加盟国のサービス提供者に対して、自国の同種のサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えなければならない</p> <p>(内航) 本税制特例措置は課税の繰り延べであり、減税額相当額を補助金として交付するよりも国庫負担は小さく、必要最小限の措置として妥当性を有する。また、予算上の措置による支援のみでは財政上の制約から対象事業者や対象設備が限定され、内航海運全体の環境低負荷船舶への投資促進効果が小さくなること、単年度の支援制度となり、年度途中の様々な事情による船舶建造に機動的に対応できないことなどから政策目的に対する手段として十分とは言えない。 このため、本税制特例措置と船舶用省エネ設備の導入促進に係る補助などの予算措置と合わせて実施することが省エネに資する船舶の普及促進という政策目的達成のため妥当である。</p>
②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>(外航) 船舶所有者に対する支援措置として以下のとおり役割分担が明確化されており、これらの制度の効果が相俟って、外航日本船舶を中核とした日本商船隊の国際競争力の強化を図っている。 これらの制度の充実の必要性については、第169回国会 海上運送法及び船員法の一部を改正する法律(法律第53号)審議における附帯決議では、「船舶の特別償却制度、固定資産税、登録免許税等トン税以外の税制(中略)の充実等により、国際的な競争条件の均衡化のため更なる制度改善に努めること。」とされており、本措置はこれを実現するものとして相当性を有するものである。 ・船舶特別償却制度・買換特例制度: 船舶所有者の再投資の促進 ・国際船舶の固定資産税軽減措置: 船舶所有者の船舶保有コストの低減 ・国際船舶の登録免許税の税率軽減措置: 船舶所有者の船舶取得時の負担低減</p> <p>(内航) 内航船舶取得に対する支援措置として以下のとおり役割分担が明確化されており、これらの制度の効果が相俟って、内航海運の安定輸送の確保や環境負荷低減を図っている。 まず、税制特例措置については、買換特例が輸送の安定性・効率性の低下リスクが高い老朽船を、環境低負荷・安全性・経済性に優れた良質な船舶へ安定的かつ計画的な代替建造の促進、中小企業投資促進税制が中小零細事業者の船舶取得を支援するもの、そして本租税特別措置である船舶の特別償却制度がエネルギー効率が高い先進的な船舶の建造や船隊の拡充のための投資を促進することで、安定的な輸送サービスの確保を図りつつ、環境低負荷を実現することをそれぞれ目的としており、明確に役割分担がなされている。 また、鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造制度により、環境</p>

		<p>負荷低減に資する船舶や離島航路に就航する船舶等の政策的意義の高い船舶の建造に必要な低利・長期資金を供給している。 更に、省エネに資する船舶に係る予算上の支援措置として以下のものを要求予定である。 ・船舶用省エネ設備の導入促進に係る補助(平成31年度概算要求:1,685百万円の内数)</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成29年8月(H29 国交15)

(別紙)

法人住民税及び法人事業税に係る減収見込み額試算 (船舶特償)

1. 法人住民税

(1) 外航

【減収見込み】 (単位:百万円)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
外航日本船舶	66	89	21	70	70	70
外航日本船舶 以外の船舶	695	1,010	769	816	816	816

※ 法人住民税 = 法人税減収額 × 税率 (12.9%)

(2) 内航

【減収見込み】 (単位:百万円)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
内航環境低負 荷船舶	141	57	127	77	77	77
高度内航環境 低負荷船舶	48	83	202	156	156	156

※ 法人住民税 = 法人税減収額 × 税率 (12.9%)

2. 法人事業税 (所得割)

(1) 外航

【減収見込み】 (単位:百万円)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
外航日本船舶	34	46	11	36	36	36
外航日本船舶 以外の船舶	361	524	400	424	424	424

※ 法人事業税 (所得割) = 法人税減収額 × 税率 (6.7%)

(2) 内航

【減収見込み】 (単位:百万円)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
内航環境低負 荷船舶	73	29	66	40	40	40
高度内航環境 低負荷船舶	25	43	105	81	81	81

※ 法人住民税 (所得割) = 法人税減収額 × 税率 (6.7%)

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長		
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を1.00未満とする。（ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超）（毎年度））では、政策目的（半島振興法に基づき半島振興対策実施地域において、生活基盤の整備を行うとともに、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の振興を図り、雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化を図る）の実現状況を十分に明らかにすることができないため、半島地域における就業者数の増減率等、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 本事業の政策目的は、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の振興を図り、「雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化を図る」ことであり、「雇用の確保」のみを目的とするものではない。</p> <p>「若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化」は、雇用の確保のみならず、地域の事業者（例えば特産品の製造業や農林水産物等販売業、観光業（旅館業））による地域・特産品の魅力のPRによる「関係人口」の拡大等総合的な施策によって達成されるものであり、より広い観点からの評価が必要である。</p> <p>したがって、「雇用の確保」に係る就業者数の増減率のみによって本事業の政策効果を評価するのではなく、より総合的な人口に係る指標である社会増減率に係る指標を引き続き用いることとしたい。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（平成29年度の法人税）について、「H29年度は、関係道府県に聞き取った結果及び聞き取った結果をもとに算出した値」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① H29年度の適用件数は、関係道府県から聞き取った実績数であり、計算式を用いて算出したものではない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（平成30年度から32年度までの法人税）について、平成30年度は「(H27年度新規適用件数(推計)／H27年度産業振興促進計画作成市町村数) + (H28年度新規適用件数(推計)／H28年度作成市町村数) + (H29年度新規適用件数(推計)／H29年度作成市町村数)」により算出し、31年度及び32年度は「H30年度と同様の算定式で算出する値になると見込む」と説明されているが、各年度における産業振</p>
--

<p>興促進計画作成見込市町村数の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>また、適用数の累計について、平成30年度は「前年度実績（累計）と当該年度見込（新規）との合計で算出。ただし、H25年度に制度を適用した工業用機械等については、6年目を迎えるため、H25年度実績を除外して算出」し、31年度及び32年度は「H30年度と同様の考え方であるが、H26年度、H27年度に制度を適用した工業用機械等については、それぞれ6年目を迎えるためそれぞれH26、H27実績を除外して算出」と説明されているが、30年度から32年度までの各年度における制度を適用してから6年目を迎える工業用機械等について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が示されていない。</p> <p>② 将来の適用数（平成30年度の法人税）について、「(H27年度新規適用件数(推計)／H27年度産業振興促進計画作成市町村数) + (H28年度新規適用件数(推計)／H28年度作成市町村数) + (H29年度新規適用件数(推計)／H29年度作成市町村数)」と説明されているが、平成29年度新規適用件数が推計であることが記載されておらず、説明に不足がある。</p> <p>また、将来の適用数（平成32年度の法人税）について、「H30年度と同様の算定式で算出する値になると見込む」と説明した上で、148件と説明されているが、平成30年度と同様の算定式で算出（平成31年度実績（累計）153件）+平成32年度新規適用件数（39件）-平成27年度に制度を適用した工業用機械等（多くとも7件（平成27年度の新規適用件数が7件であり、平成27年度に制度を適用した工業用機械等はその内数であると考えられるため））した値は少なくとも185件となり、値が一致しないため、説明に誤りがある。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>①・② 算定根拠参照</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「H30からH32年度までの各年度における制度を適用してから6年目を迎える工業用機械の実績については、財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の数値であり、「H25年度（H30年度に6年目）13件」、「H26年度（H31年度に6年目）37件」及び「H27年度（H32年度に6年目）44件」との説明では、平成26年度及び27年度について各年度の新規適用数を参照すべきところ適用数の総数を参照しており、算定に誤りがあるため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「H30からH32年度までの各年度における制度を適用してから6年目を迎える工業用機械の実績については、財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の数値であり、「H25年度（H30年度に6年目）13件」、「H26年度（H31年度に6年目）37件」及び「H27年度（H32年度に6年目）44件」との説明では、平成26年度及び27年度について各年度の新規適用数を参照すべきところ適用数の総数を参照しており、算定に誤りがあるため、この点を課題とする。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（平成29年度の法人税）について、「H29年度は、関係道府県に聞き取った結果及び聞き取った結果をもとに算出した値」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 法人住民税及び法人事業税については、総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における租税特別措置の地方税への影響額を記載することとし、評価書を修正する。</p> <p>② H29年度の減収額は適用額に税率を乗じて算出している。</p> <p>なお、新規減収額に誤りがあったため、算定根拠を修正する。</p> <p>また、法人住民税及び法人事業税については、総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」において、租税特別措置の地方税への影響額の具体</p>

<p>的な算出根拠が示されていないため、評価できない。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、過去の減収額（平成29年度の法人住民税及び法人事業税）が把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 「H29年度の減収額は適用額に税率を乗じて算出している」との説明では、適用額の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額（平成30年度から32年度までの法人税）の算定過程において、平成30年度の適用額の累計は「前年度実績（累計）と当該年度見込（新規）との合計で算出。ただし、H25年度に制度を適用した工業用機械等については、6年目を迎えるため、H25年度実績を除いて算出」し、31年度及び32年度は「H26年度、H27年度に制度を適用した工業用機械等については、それぞれ6年目を迎えるためそれぞれH26、H27実績を除いて算出」と説明されているが、30年度から32年度までの各年度における制度を適用してから6年目を迎える工業用機械等について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が示されていない。</p> <p>③ 将来の減収額（平成31年度及び32年度の法人税）の算定過程において、各年度の新規適用額について「H30年度と同様の算定式で算出する値になると見込む」と説明した上で、196百万円（平成31年度）及び224百万円（平成32年度）と説明されているが、平成30年度と同様の算定式（（前年度適用額（累計）／適用件数（累計））×当該年度適用見込件数）で算出した値は198百万円（平成31年度）及び239百万円（平成32年度）となり（注）、値が一致しないため、説明に誤りがある。 （注）平成31年度：(912(百万円)／156) × 34 = 198百万円 平成32年度：(936(百万円)／153) × 39 = 239百万円</p>

<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 法人住民税及び法人事業税については、総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」において、租税特別措置の地方税への影響額の具体的な算出根拠が示されていないため、評価できない。</p> <p>② 算定根拠参照</p> <p>③ ご指摘のとおり誤りのため修正する。</p>

<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「H30からH32年度までの各年度における制度を適用してから6年目を迎える工業用機械の実績については、財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の数値であり」、「H25年度（H30年度に6年目）13件」、「H26年度（H31年度に6年目）37件」及び「H27年度（H32年度に6年目）44件」との説明では、平成26年度及び27年度について各年度の新規適用数を参照すべきところ適用数の総数を参照しており、算定に誤りがあるため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を1.00未満とする。（ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超）（毎年度））に対する過去の効果（平成29年度）が把握されていない。</p>
--

<p>② 達成目標（半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を1.00未満とする。（ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超）（毎年度））に対する過去の効果（平成27年度及び28年度）について、「1.18」（平成27年度）及び「1.04」（平成28年度）と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 租特透明化法に基づき把握される上位10社の適用額合計の割合84.9%（平成28年度）は、8割超であり、想定外に特定の者に偏っているにもかかわらず、その原因が明らかにされておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標（半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を1.00未満とする。（ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超）（毎年度））の実現に十分に寄与したことが明らかにされていない。</p> <p>④ 達成目標（半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を1.00未満とする。（ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超）（毎年度））に対する過去の直接的な効果（平成27年度から29年度まで）について、「本制度を活用して最新の製造設備を導入することで、新規の顧客開拓及び海外への輸出による販路拡大、数十人規模の新規雇用を実現している事業者が複数ある等、投資促進、雇用創出の両面から有効である」と説明されているが、過去の効果（社会増減率）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p>

<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 評価書へ追記する。算定根拠については別紙2を参照</p> <p>② 計算式は以下のとおりである。その他の算定根拠については別紙2を参照</p> <p>※H27年度 過去5ヶ年平均 (△0.445%) = (△0.366% + △0.425% + △0.505% + △0.460% + △0.468%) / 5 過去5ヶ年平均との比 (1.18) = △0.528% / △0.445%</p> <p>※H28年度 過去5ヶ年平均 (△0.477%) = △0.425% + △0.505% + △0.460% + △0.468% + △0.528% 過去5ヶ年平均との比 (1.04) = △0.500% / △0.477%</p> <p>③ 本税制は、資本金の規模に応じて適用対象となる設備投資額の要件を定めており、適用額の多い10社の割合が適用額全体の8割を占めるのは、資本金の規模の大きい事業者によって高額な設備投資が行われたことを示しているに過ぎないと考えられる。 一方、本税制の達成目標（「半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を1.00未満とする」）は、半島振興法の目的の1つである「定住の促進」を把握するための指標であり、企業による設備投資額の均等化を図るための指標ではない。</p> <p>④ 社会増減率の数値の上下について、本税制以外の他の政策手段や経済情勢等の全ての他の要因を排除して評価することは困難である。</p>

<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③・④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を1.00未満とする。（ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超）（毎年度））に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 評価書へ将来的な予測に係る記載を追加する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「特例措置の活用により、農林水産物等販売業、旅館業に係る設備投資が促されることで、</p>

(別紙1)

半島地域と地域外との交流促進が期待され、半島地域外から訪れる観光入込客数の増加が見込まれる。このため、これらを通じ、関連業種に係る半島地域における雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化により定住の促進見込まれ、社会増へとつながるものと予想される」との説明では、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(3)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

「(3) 将来の適用数 ①及び②」について

【①について】

産業振興促進計画策定見込み市町村数について、H30年度は関係道府県から聞き取った数値であり、H31年度以降については以下の計算式で算出している。

H31年度産業振興促進計画策定見込み市町村数

＝前年度の産業振興促進計画策定見込み(159)×H26～H29年度の産業振興促進計画策定市町村数の増加率平均(7.8%)

なお、H32年度も同様の算定式で算出する値になると見込む。

※H25年度策定市町村数は104、H26年度策定市町村数は120であり、各年度の増加率は以下のとおり。

H26増加率(%) = $16/104 \times 100 = 15.3$

H27増加率(%) = $4/120 \times 100 = 3.3$

H28増加率(%) = $4/124 \times 100 = 3.2$

H29増加率(%) = $12/128 \times 100 = 9.4$

H30からH32年度までの各年度における制度を適用してから6年目を迎える工業用機械の実績については、財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の数値であり、以下のとおりである。

H25年度(H30年度に6年目) 13件

H26年度(H31年度に6年目) 37件

H27年度(H32年度に6年目) 44件

【②について】

H29年度は、関係道府県から聞き取った数値で算出しているため、推計とはしていない。

H27年度に制度を適用した工業用機械は財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の数値を用いて算出しているため、計算式は以下のとおりとなる。

H32年度の適用件数(148件) = H31年度実績(153件) + H32年度新規適用件数(39件) - H27年度に制度を適用した工業用機械(44件)

(別紙2)

「(6) 過去の効果 ①及び②」について

<政策目的の達成状況>

半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比

平成27年度：1.18

平成28年度：1.04

平成29年度：1.02

<計算に用いた数値>

期間	人口	社会増減数	社会増減率
H21. 4. 1～H22. 3. 31	4451275		
H22. 4. 1～H23. 3. 31	4405872	-16289	-0.366%
H23. 4. 1～H24. 3. 31	4357631	-18707	-0.425%
H24. 4. 1～H25. 3. 31	4303914	-22024	-0.505%
H25. 1. 1～H25. 12. 31	4278339	-19780	-0.460%
H26. 1. 1～H26. 12. 31	4225331	-20031	-0.468%
H27. 1. 1～H27. 12. 31	4168379	-22303	-0.528%
H28. 1. 1～H28. 12. 31	4112364	-20822	-0.500%
H29. 1. 1～H29. 12. 31		-20776	-0.505%

出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

○社会増減率

= 社会増減数 / 期間の期首人口

(例：平成29年度)

= -20776 / 4112364 = -0.505%

○社会増減率の過去5ヶ年平均

(例：平成29年度)

= (-0.505 - 0.460 - 0.468 - 0.528 - 0.500) / 5 = -0.492%

○社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比

(例：平成29年度)

= -0.505 / -0.492 = 1.02

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目
		(法人税:義)(国税 14) 所得税
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 半島振興対策実施地域として指定された地域のうち、半島振興法第9条の2第1項及び第9項の規定に基づき、市町村が策定する産業振興促進計画を主務大臣(総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣)が認定した地区における、法人又は個人に適用される、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等に係る割増償却制度(5年間、割増償却額:機械・装置は普通償却額の32%、建物・附属設備、構築物は普通償却限度額の48%)の適用期限を2年延長する。 《要望の内容》 半島振興対策実施地域における製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の用に供する設備に係る割増償却制度を、平成32年度末まで2年間延長する。 《関係条項》 ・半島振興法第9条の2、第16条 ・租税特別措置法第12条、第45条、第68条の27 ・租税特別措置法施行令第6条の3、第28条の9、第39条の56
5	担当部局	国土政策局地方振興課半島振興室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:平成27年度～32年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和61年度 創設(機械等 16/100 建物等 8/100 1,700万円超) 昭和63年度 適用期限の2年延長 平成2年度 適用期限の2年延長 平成4年度 適用期間の2年延長(1,900万円超) 平成6年度 適用期間の1年延長 (機械等 14/100 建物等 7/100 2,100万円超) 平成7年度 適用期限の2年延長 平成9年度 適用期限の2年延長(2,300万円超) 平成10年度 特別償却率引下げ(機械等 14/100→13/100) 平成11年度 適用期限の2年延長(機械等 12/100 建物等 6/100) 平成13年度 適用期限の2年延長(機械等 12/100→11/100) 平成15年度 適用期限の2年延長(2,500万円超) 平成17年度 適用期限の2年延長(機械等 11/100→10/100) 旅館業の追加(半島振興対策実施地域のうち過疎地域に類する地区:建物等 7/100) 平成19年度 適用期限の2年延長

		(旅館業:建物等 7/100→6/100 2,000万円超) 平成21年度 適用期間の2年延長 平成23年度 適用期限の2年延長 旅館業を除外、農林水産物等販売業の追加 平成25年度 割増償却へ改組 旅館業、情報サービス業等の追加 取得価額要件の引下げ(2,000万円超→500万円以上) 平成27年度 適用期限の2年延長 平成29年度 適用期限の2年延長
8	適用又は延長期間	2年間
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 半島地域は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、国土の幹線軸から離れているなどの条件不利性を抱えており、人口減少・高齢化が加速している。このため、半島振興法に基づき半島振興対策実施地域において、生活基盤の整備を行うとともに、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の振興を図り、雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化を図る。 《政策目的の根拠》 ・半島振興法(昭和60年法律第63号)(抄) (目的) 第1条 この法律は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、水資源が乏しい等国土資源の利用の面における制約から産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にある半島地域(架橋等により本土との陸上交通が確保された島を含む。以下同じ。)について、広域的かつ総合的な対策を実施するために必要な特別の措置を講ずることにより、これらの地域の振興を図り、もつて半島地域の自立的発展及び地域住民の生活の向上並びに国土の均衡ある発展に資することを目的とする。 (税制上の措置) 第16条 国は、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の定めるところにより、半島地域の振興に必要な措置を講ずるものとする。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標: 7: 都市再生・地域再生の推進 施策目標: 25: 都市再生・地域再生を推進するに包含 業績指標: 95: 半島地域における社会増減率に係る5ヶ年平均との比

	<p>③: 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を 1.00 未満とする。(ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは 1.00 超)(毎年度)</p> <p>※社会増減率:社会増減(他地域からの転入から他地域への転出数を差し引いたもの)を、期間の期首人口で除したものを、半島地域における社会増減率はこれまで負の値であったことから、過去と比べて減少幅が縮小することを目指す。その際、過去5ヶ年平均と比べることにより、災害や景気動向等の外部要因の影響を減少させる。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置の活用により、農林水産物等販売業、旅館業に係る設備投資が促されることで、半島地域と地域外との交流促進が期待され、半島地域外から訪れる観光入込客数の増加が見込まれる。 また、製造業、情報サービス業等に係る設備投資が促されることで、事業者の競争力が強化され、雇用の増加が期待される。 これらを通じ、関連業種に係る半島地域における雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化により定住の促進を図る。</p>
<p>10 有効性等</p>	<p>①: 適用数</p>	<p>【法人税】 27年度: 44 件 28年度: 65 件 29年度: 143 件 30年度: 156 件 31年度: 153 件 32年度: 148 件</p> <p>※27、28年度は、「租税特別措置法の適用実態調査の結果に関する報告書」の数値。 ※29年度は、関係道府県に聞き取った結果及び聞き取った結果をもとに算出した数値。 ※30年度以降は、29年度の適用実績について関係道府県に聞き取った結果等をもとに算出した見込値。 ※適用件数は 100 件以上で増加傾向にあり、想定外に僅少ではない。 ※算定根拠については別紙参照</p>

	<p>②: 適用額</p>	<p>【法人税】 27年度: 163 百万円 28年度: 559 百万円 29年度: 823 百万円 30年度: 912 百万円 31年度: 936 百万円 32年度: 997 百万円 【備考:法人税】 ※27、28年度は、「租税特別措置法の適用実態調査の結果に関する報告書」の数値。 ※29年度は、関係道府県に聞き取った結果及び聞き取った結果をもとに算出した数値。 ※30年度以降は、29年度の適用実績について関係道府県に聞き取った結果等をもとに算出した見込値。 ※事業者の業種については、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の業種に適用されており、特定の業種に偏って適用されているわけではない。 ※算定根拠については別紙参照</p>
	<p>③: 減収額</p>	<p>27年度: 39 百万円 28年度: 131 百万円 29年度: 193 百万円 30年度: 212 百万円 31年度: 217 百万円 32年度: 231 百万円</p> <p>※27、28年度は、「租税特別措置法の適用実態調査の結果に関する報告書」をもとに算出した数値。 ※29年度は、関係道府県に聞き取った結果及び聞き取った結果をもとに算出した数値。 ※30年度以降は、29年度の適用実績について関係道府県に聞き取った結果等をもとに算出した見込値。 ※算定根拠については別紙参照</p> <p>【法人住民税・法人事業税】 総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」において「影響額」が整理されているため参考として記載する。 ・法人住民税(県民税+市町村民税) 平成 27 年度: 5,556 千円 平成 28 年度: 17,108 千円 ・法人事業税 平成 27 年度: 8,340 千円 平成 28 年度: 24,192 千円 ・地方法人特別税 平成 27 年度: 5,290 千円 平成 28 年度: 24,661 千円</p>

	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>27年度:1.18 28年度:1.04 29年度:1.02</p> <p>本特例措置の活用により、農林水産物等販売業、旅館業に係る設備投資が促されることで、半島地域と地域外との交流促進が期待され、半島地域外から訪れる観光入込客数の増加が見込まれる。</p> <p>このため、これらを通じ、関連業種に係る半島地域における雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化により定住の促進見込まれ、社会増へとつながるものと予想される。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>全国的に製造業の立地件数が減少傾向にある中、半島地域における製造業の立地件数については近年安定的に推移している。また、本制度を活用して最新の製造設備を導入することで、新規の顧客開拓及び海外への輸出による販路拡大、数十人規模の新規雇用を実現している事業者が複数ある等、投資促進、雇用創出の両面から有効であると考えられる。</p> <p>本制度が延長されない場合、設備導入に伴う半島地域における雇用創出や地域経済の活性化の効果が減少し、条件不利性に伴う若年層の人口流出や地域活力の減少が予想される。</p>
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>本特例措置による減収額 193 百万円(29 年度)に対し、特例措置対象業者においては 25,856 百万円の設備投資が行われ、また雇用も創出されているところであり、これらに伴う売上増、所得増による税収増が見込まれ、これらの効果は 30 年度以降も見込まれることから、税収減を是認する効果はあると考えている。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例措置は、半島振興対策実施地域のうち産業振興計画に係る地区として関係大臣が認定する地区における製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等を対象としているものであり、当該産業振興促進計画を策定した市町村の産業振興の方針にも合致するものであるため、対象業者に偏りを生じるといった公平性を欠く施策ではない。</p> <p>また、対象業種の事業者のうち、自発的に設備投資を行うことで事業を充実させる法人又は個人に限定して適用されるものであり、無差別に特例が適用されることがないことから、必要最小限での確な措置と考えられる。</p> <p>さらに、民間投資を刺激するのみならず、副次的に雇用の創出効果も期待されることから、施策の妥当性は高いと考えられる。</p> <p>半島地域では、全国平均を上回る人口減少・高齢化が進行しており、今後、地域経済・社会の衰退が以前に増して問題となると想定される。これを踏まえると、本特例措置を継続して地域資源を有効に活用した小規模事業者等による地域内での経済活動を促進させることにより、半島地域の内発的発展を目指す必要がある。</p>

	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>半島振興広域連携促進事業</p> <p>87 百万円(平成 30 年度当初、国費)</p> <p>半島地域の自立的発展に向けた地域間交流の促進、産業の振興、定住の促進を図るため、半島地域内の様々な主体が地域資源や特性を活かして実施する取組を道府県がパッケージ化して一体的・広域的に推進するソフト施策に対する支援を行う。</p> <p>これに対し、本特例措置は、各種の事業の立ち上げや新規事業の展開に必要な設備投資を促進するものであり、予算措置と支援目的が異なることから、両者の間に代替性はない。</p> <p>なお、両施策が一体的に運用されれば、例えば予算事業により半島地域の地域資源を有効活用する手法を確立するとともに、税制特例により速やかな事業化を促進することができるなど、相乗効果が生まることが期待され、半島振興法の法目的である同地域の自立的発展、地域住民の生活の向上及び半島地域における定住の促進を図り、あわせて国土の均衡ある発展に資することに寄与するものと考えられる。</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税に関係しない。</p>
12	有識者の見解	<p>—</p>
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	<p>平成 28 年 6 月(平成 29 年度税制改正要望時) (H28 国交 01)</p>

(別紙)

半島地域における工業用機械等に係る割増償却制度
適用実績・適用見込みの算定根拠

○適用実績（割増償却）

	年度	H27	H28	H29
	産業振興促進計画作成市町村数	124	128	140
税率 (%)	23.9	23.4	23.4	
新規	適用件数 (件)	—	—	38
	適用額 (百万円)	—	—	301
	減収額 (百万円)	—	—	70
計	適用件数 (件)	44	65	143
	適用額 (百万円)	163	559	823
	減収額 (百万円)	39	131	193

※H27、H28年度の「適用件数」及び「適用額」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の数値。

※H27、H28年度新規における「適用件数」及び「適用額」は、上記報告書に記載されていないため「—」としている。

※H29年度は、関係道府県に聞き取った結果及び聞き取った結果をもとに算出した値。

○適用見込み

	年度	H30	H31	H32
	産業振興促進計画作成見込市町村数	159	171	184
税率 (%)	23.2	23.2	23.2	
新規	適用件数 (件)	26	34	39
	適用額 (百万円)	150	199	239
	減収額 (百万円)	35	46	56
計	適用件数 (件)	156	153	148
	適用額 (百万円)	912	939	1,015
	減収額 (百万円)	212	218	236

※H30～H32年度の「適用件数」及び「適用額」は、平成29年度の適用実績について関係道府県に聞き取った結果等をもとに算出した見込値。

○適用件数・適用額・減収額算出根拠

【新規】

・H30年度見込み

＜適用件数＞

$$(7/124 + 21/128 + 38/140) / 3 \times 159 \approx 26$$

$$((H27年度新規適用件数(推計) / H27年度産業振興促進計画作成市町村数) + (H28年度新規適用件数(推計) / H28年度作成市町村数) + (H29年度新規適用件数 / H29年度作成市町村数)) / 3年 \times H30年度作成見込市町村数$$

＜適用額＞

$$1 \text{ 件あたり適用額} : 823 \text{ (百万円)} / 143 = 5.76 \text{ (百万円)}$$

$$H30 \text{ 年度適用見込額} : 5.76 \text{ (百万円)} \times 26 = 149.76 \text{ (百万円)}$$

$$1 \text{ 件あたり適用額} : H29 \text{ 年度適用額 (累計)} / \text{適用件数 (累計)}$$

$$H30 \text{ 年度適用見込額} : 1 \text{ 件あたり適用額} \times H30 \text{ 年度適用見込件数}$$

＜減収額＞

$$\text{適用額} \times \text{税率}$$

・H31、H32年度見込み

＜適用件数・適用額・減収額＞

H30年度と同様の算定式で算出する値になると見込む。

【累計】

・H30年度見込み

＜適用件数・適用額＞

前年度実績(累計)と当該年度見込(新規)との合計で算出。ただし、H25年度に制度を適用した工業用機械等については、6年目を迎えるため、H25年度実績を除いて算出。

＜減収額＞

$$\text{適用額} \times \text{税率}$$

・H31、H32年度見込み

H30年度と同様の考え方であるが、H26年度、H27年度に制度を適用した工業用機械等については、それぞれ6年目を迎えるためそれぞれH26、H27実績を除いて算出。

※H25～H27年度実績については、財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の数値であり、以下のとおり。

H25年度 (H30年度に6年目) 13件

H26年度 (H31年度に6年目) 37件

H27年度 (H32年度に6年目) 44件

(参考：H32年度の適用件数)

$$H31 \text{ 年度実績 (153件)} + H32 \text{ 年度新規適用件数 (39件)} - H27 \text{ 年度に制度を適用した件数 (44件)}$$

【産業振興促進計画策定見込み市町村数】

・H30年度見込み

関係道府県から聞き取った策定見込み市町村数

・H31年度見込み

前年度の産業振興促進計画策定見込み(159市町村) × H26～H29年度の産業振興促進計画策定市町村数の増加率平均(7.8%)

・H32年度見込み

H31年度と同様の算定式で算出する値になると見込む。

・各年度の増加率

$$H26 \text{ 増加率} = 16 / 104 \times 100 = 15.3\%$$

$$H27 \text{ 増加率} = 4 / 120 \times 100 = 3.3\%$$

H28 増加率 = $4 / 124 \times 100 = 3.2\%$

H29 増加率 = $12 / 128 \times 100 = 9.4\%$

※H25 年度策定市町村数は 104 市町村、H26 年度策定市町村数は 120 市町村

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長		
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（離島振興対策実施地域の人口（平成32年度目標値345千人以上））に対する「10④効果」欄の「達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果」に記載されている「取得に伴う新規雇用数」の寄与の割合は0.1%（平成29年度における離島振興対策実施地域の人口減8千人に対し、同年度における「取得に伴う新規雇用数」が11人であることから算定）であり、政策目的の実現に十分に寄与するのかわかりかされていない。</p> <p>② 達成目標（離島振興対策実施地域の人口（平成32年度目標値345千人以上））では、政策目的（産業基盤及び生活環境等に関する地域格差を是正するとともに、離島等の地理的及び自然的特性を生かした創意工夫のある自立的発展を図ることにより、離島における人口の著しい減少の防止及び離島における定住の促進を図る）の実現状況を十分に明らかにすることができないため、離島振興対策実施地域における就業者数等、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 割増償却制度を活用した事業者に限って新規雇用数を集計した場合は、年間数名から十数名程度であるが、離島振興対策実施地域の地理的条件から、一家での転入等によりその新規雇用者の家族等も人口に寄与することが考えられる点、設備等の取得によって事業が拡大し将来的にさらに雇用が見込める点を踏まえると、相当数の地域への定住に貢献していると考えられる。 ただしそれらを考慮すると明確な人数の把握ができないため、税制を活用した事業者における新規雇用者数を記載している。</p> <p>② 本特例措置は、離島振興法第1条に基づき、離島地域は他の地域に比較して厳しい自然的社会的条件の下にあることから、離島の振興のための特別の措置を講ずることにより、離島の自立的発展を促進し、「離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進を図る」ものである。そのため、政策目的の実現状況を定量的かつ端的に示す指標として、人口を用いている。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（所得税）が把握されていない。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 評価書の内容に追記した。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（所得税）が予測されていない。</p> <p>② 将来の適用数（平成30年度から32年度までの法人税）について、「平成30～32年度は、平成29年度の新規雇用数と同数と見込み算出」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされていない。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 評価書の内容に追記した。</p> <p>② 評価書の内容に追記した。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
--

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（平成27年度から29年度までの所得税）について、「0百万円」と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 過去の減収額（平成29年度の法人税）について、「適用額×法人税率」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>④ 過去の減収額（法人税）2百万円（平成28年度）及び2百万円（平成29年度）が前回評価時の将来予測11百万円（平成28年度）及び22百万円（平成29年度）とかけ離れていることについて、その原因が明らかにされていない。</p> <p>【補足説明】</p> <p>① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）を評価書の内容に追記した。</p> <p>② 評価書の内容に追記した。（適用数欄に出典を追記）</p> <p>③ 評価書の内容に追記した。</p> <p>④ 評価書の内容に追記した。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 適用額について、「【H29新規及びH29～32継続分】取得（年度当初残存）価額×償却率×割増償却率」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額（平成30年度から32年度までの法人税）について、「適用額×法人税率」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 将来の減収額（平成30年度から32年度までの所得税）について、「0百万円」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>④ 将来の減収額（法人税）8百万円（平成30年度）が過去の実績2百万円（平成29年度）とかけ離れていることについて、その原因が明らかにされていない。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）を評価書の内容に追記した。</p> <p>② 評価書の内容に追記した。</p> <p>③ 評価書の内容に追記した。（適用数欄に出典を追記）</p> <p>④ かけ離れの原因は適用額の増加によるものであり、適用額の根拠については適用額欄に記載している。</p>
--

<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 適用額について、「【H30～32新規分】1件あたり平均適用額実績（4百万円）×適用（見込）件数（6件）」及び「【H29新規及びH29～32継続分】取得（年度当初残存）価額×償却率×割増償却率」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（離島振興対策実施地域の人口（平成32年度目標値345千人以上））に対する過去の直接的な効果について、「取得に伴う新規雇用者数」0人（平成27年度）、0人（平成28年度）及び11人（平成29年度）と説明されているが、説明に誤りがある。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 項目(1)達成目標の補足説明欄にて回答済み。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（離島振興対策実施地域の人口（平成32年度目標値345千人以上））に対する将来の効果（平成30年度及び31年度）が年度ごとに予測されていない。</p> <p>② 達成目標（離島振興対策実施地域の人口（平成32年度目標値345千人以上））に対する将来の効果（平成32年度）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかになっていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 評価書の内容に追記した。</p> <p>② 項目(1)達成目標の補足説明欄にて回答済み。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果（平成30年度及び31年度）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかになっていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税15)
	①: 政策評価の対象税目	
	②: 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>離島振興対策実施地域として指定された地区のうち、市町村の長が策定する産業の振興に関する計画に係る地区として関係大臣が指定する地区において、事業者が製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等のために用いる設備を取得等し、供用した場合、割増償却を認めるもの。</p> <p>割増償却期間:5年間 償却限度額:機械・装置 普通償却限度額の32% 建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の48%</p> <p>《要望の内容》 適用期限を2年間延長し、平成33年3月31日までとする。</p> <p>《関係条項》 ・離島振興法(昭和28年法律第72号)第19条 ・租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条、第45条、第68条の27 ・租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第6条の3、第28条の9、第39条の56</p>
5	担当部局	国土交通省国土政策局離島振興課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:平成27年度~32年度
7	創設年度及び改正経緯	<p>平成5年度 製造業及び旅館業について要望(製造業のみ○)</p> <p>平成7年度 適用期限の2年間延長</p> <p>平成9年度 適用期限の2年間延長 拡充(過疎に類する地区における旅館業を追加)</p> <p>平成11年度 適用期限の2年間延長</p> <p>平成13年度 適用期限の2年間延長 拡充(過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加)</p> <p>平成15年度 適用期限の2年間延長 拡充(農林水産物等販売業を追加) 除外(ソフトウェア業を除外)</p> <p>平成17年度 適用期限の2年間延長</p> <p>平成19年度 適用期限の2年間延長</p>

		<p>拡充(取得価格要件を2,500万円超から2,000万円超に引下げ)</p> <p>平成21年度 適用期限の2年間延長</p> <p>平成23年度 適用期限の2年間延長 拡充(情報サービス業を追加) 除外(農林水産物等販売業を除外)</p> <p>平成25年度 割増償却への改組 拡充(農林水産物等販売業を追加) 拡充(取得価額要件を2,000万円超から500万円以上に引下げ(資本規模により異なる)) 拡充(旅館業の適用要件を過疎に類する地区から全離島地区に拡充)</p> <p>平成27年度 適用期限の2年間延長</p> <p>平成29年度 適用期限の2年間延長</p>
8	適用又は延長期間	2年間
9	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等、我が国及び国民の利益の確保及び増進に重要な役割を担っている一方で、四方を海等で囲まれ、人口の減少が長期にわたり継続し、かつ高齢化の進展など、他の地域に比して厳しい自然的社会的条件の下にある。 そのため、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差を是正するとともに、離島等の地理的及び自然的特性を生かした創意工夫のある自立的発展を図ることにより、離島における人口の著しい減少の防止及び離島における定住の促進を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○離島振興法(昭和27年法律第72号)第19条 租税特別措置法等の定めるところにより、離島振興対策実施地域の振興に必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。 ○経済財政運営と改革の基本方針2018第2章6(5) 人口減少が深刻な過疎地域や半島、離島・奄美などの条件不利地域については、近隣地域との調和ある発展や交流・連携を図りつつ、生活機能を確保する小さな拠点や地域運営組織の形成を推進し、交通基盤の維持等を図るとともに、地域資源や創意工夫を活かした自立的な地域社会の構築による、維持・活性化を目指す。</p>
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標:10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備 政策目標:39 離島等の振興を図る に包含</p>
	③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 離島振興対策実施地域の人口減少傾向を改善する。 ○離島振興対策実施地域の人口 平成27年度:390千人(速報値)→平成32年度目標値345千人以上 ○目標値設定の根拠 離島振興対策実施地域の総人口の平均増減率(平成25年度末~27年度末)をもとに離島の平成32年度末離島人口を推計した。さら</p>

		<p>に、日本全体の人口減少が継続する影響を考慮し、平成 32 年度末離島人口推計値に全国人口増減比率(平成 27 年度末～32 年度末)を掛け、平成 32 年度末離島人口を求め、目標値をそれ以上の値とした。</p> <p>なお、所期の目標からの変更経緯については、離島振興法に基づき、「人口の著しい減少の防止及び定住の促進を図る」ための施策を実施し、その効果を人口減少傾向の改善により示す政策目標内の業績指標と統一するためである。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置は、離島振興において特に重要な業種を対象としているとともに、中小事業者が行う規模の設備投資を促進できるよう措置されたものである。本特例措置の積極的な活用を促すことで地域外からの事業者の誘致及び地域内の小規模事業者による投資促進を通じた内発的発展がより効果的に見込まれ、経済の活性化及び就業機会の確保を図る上で貢献することが見込まれている。</p>																												
10	有効性等	<p>○適用件数</p> <p>(単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分\年度</th> <th>平成 27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> <th>32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>10</td> <td>16</td> <td>20</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>所得税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>10</td> <td>16</td> <td>20</td> <td>26</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 法人税の平成 27～28 年度は、『租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書』を参照。 2 所得税の平成 27～29 年度及び法人税の平成 29 年度は、適用実績について関係都道府県から聞き取った結果。 3 平成 30～32 年度は、新規適用件数は 29 年度の 6 件と同数、継続は適用期間を最長 5 年間までと見込み算出。 平成 30 年度:新規 6 件+継続 10 件 平成 31 年度:新規 6 件+継続 14 件 平成 32 年度:新規 6 件+継続 20 件</p> <p>現行制度の初年度である平成 25 年度は適用がなかったが、26 年度以降は増加の傾向を示している。</p>	区分\年度	平成 27	28	29	30	31	32	法人税	3	4	10	16	20	26	所得税	0	0	0	0	0	0	合計	3	4	10	16	20	26
	区分\年度	平成 27	28	29	30	31	32																							
法人税	3	4	10	16	20	26																								
所得税	0	0	0	0	0	0																								
合計	3	4	10	16	20	26																								
②: 適用額	<p>○適用額</p> <p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分\年度</th> <th>平成 27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> <th>32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>42</td> <td>7</td> <td>9</td> <td>32</td> <td>54</td> <td>78</td> </tr> <tr> <td>所得税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>42</td> <td>7</td> <td>9</td> <td>32</td> <td>54</td> <td>78</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 法人税の平成 27～28 年度は、『租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書』を参照。 2 法人税の平成 29～32 年度は、以下の計算式から算出。 【H30～32 新規分】 1 件あたり平均適用額実績(4 百万円)×適用(見込)件数(6件) 【H29 新規及び H29～32 継続分】 取得(年度当初残存)価額×償却率×割増償却率</p>	区分\年度	平成 27	28	29	30	31	32	法人税	42	7	9	32	54	78	所得税	0	0	0	0	0	0	合計	42	7	9	32	54	78	
区分\年度	平成 27	28	29	30	31	32																								
法人税	42	7	9	32	54	78																								
所得税	0	0	0	0	0	0																								
合計	42	7	9	32	54	78																								

③: 減収額	○減収額	(単位:百万円)																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分\年度</th> <th>平成 27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> <th>32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>10</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>8</td> <td>12</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>所得税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>2</td> <td>0.2</td> <td>0.3</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>3</td> <td>0.4</td> <td>0.6</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)以下の計算式から算出。 (法人税) 減収額=適用額×法人税率 平成 27 年度:42,289 千円×23.9% 平成 28 年度:6,964 千円×23.4% 平成 29 年度:8,696 千円×23.4% 平成 30 年度:32,422 千円×23.2% 平成 31 年度:53,824 千円×23.2% 平成 32 年度:77,824 千円×23.2%</p> <p>(法人住民税) 平成 27 年度及び平成 28 年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第 193 回国会提出、第 196 回国会提出)」から引用。 平成 29 年度～平成 32 年度は、以下のように推計した。 減収額=法人都道府県民税減収額+法人市町村民税減収額 (法人県民税減収額=法人税減収額×県民税率) (法人市町村民税減収額=法人税減収額×市町村民税率) (県民税率及び市町村民税率は『法人住民税・法人事業税 税率一覧表(総務省自治税務局)』から引用。) 平成 27 年度: 369 千円+1,074 千円 平成 28 年度: 53 千円+ 160 千円 平成 29 年度: 81 千円+ 246 千円 平成 30 年度: 300 千円+ 909 千円 平成 31 年度: 499 千円+1,509 千円 平成 32 年度: 721 千円+2,183 千円</p> <p>(法人事業税) 平成 27 年度及び平成 28 年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第 193 回国会提出、第 196 回国会提出)」から引用。 平成 29 年度～平成 32 年度は、以下のように推計した。 減収額=適用額×法人事業税率 (法人事業税率は『法人住民税・法人事業税 税率一覧表(総務省自治税務局)』から引用。) 平成 27 年度: 2,461 千円 平成 28 年度: 430 千円 平成 29 年度: 8,696 千円×6.7% 平成 30 年度:32,422 千円×6.7% 平成 31 年度:53,824 千円×6.7% 平成 32 年度:77,824 千円×6.7%</p>	区分\年度	平成 27	28	29	30	31	32	法人税	10	2	2	8	12	18	所得税	0	0	0	0	0	0	法人住民税	2	0.2	0.3	1	2	3	法人事業税	3	0.4	0.6	2	4
区分\年度	平成 27	28	29	30	31	32																													
法人税	10	2	2	8	12	18																													
所得税	0	0	0	0	0	0																													
法人住民税	2	0.2	0.3	1	2	3																													
法人事業税	3	0.4	0.6	2	4	5																													

		<p>なお、法人税について前回要望時における平成 28、29 年度の減収見込額はそれぞれ 11 百万円、22 百万円となっており、今回の調書における実績額である 2 百万円と比べたのは、前回要望時の適用額の計算式においては、前年度までの累計額を単純に当該年度分に加えていたところ、今回の適用見込額では計算式を上記「②適用額」欄のとおりに変更したことによるものである。</p>																																			
④	効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>○政策目的の達成状況 政策目的である離島における人口の著しい減少の防止について、平成 29 年度(平成 30 年 4 月 1 日時点)の離島人口は約 374 千人となっており、緩やかな人口減少に留まっている。</p> <p>○達成目標の実現状況 (単位:千人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分\年度</th> <th>平成 27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> <th>32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標値</td> <td>390</td> <td>381</td> <td>372</td> <td>363</td> <td>354</td> <td>345</td> </tr> <tr> <td>実績値</td> <td>390</td> <td>382</td> <td>374</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)平成 27～29 年度の実績値は、住民基本台帳の登録人数(速報値)。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置の直接的効果》 (単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分\年度</th> <th>平成 27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> <th>32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得に伴う新規雇用数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 平成 27～29 年度は、新規雇用数について関係都道府県より聞き取った結果。 2 平成 30～32 年度は、平成 29 年度の新規雇用数と同数と見込み算出。</p> <p>租税特別措置の適用に伴う直接的な雇用の創出等により、今後の達成目標についても達成される見込みである。</p>	区分\年度	平成 27	28	29	30	31	32	目標値	390	381	372	363	354	345	実績値	390	382	374	-	-	-	区分\年度	平成 27	28	29	30	31	32	取得に伴う新規雇用数	0	0	11	11	11	11
区分\年度	平成 27	28	29	30	31	32																															
目標値	390	381	372	363	354	345																															
実績値	390	382	374	-	-	-																															
区分\年度	平成 27	28	29	30	31	32																															
取得に伴う新規雇用数	0	0	11	11	11	11																															
⑤	租税減を是認する理由等	<p>離島振興対策実施地域は、四方を海等に囲まれ、人口の減少が長期にわたり継続し、かつ高齢化が急速に進展する等、他の地域に比して厳しい自然的社会的条件の下にある。また、船や飛行機など交通手段が限られているため、人の往来及び生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額である。</p> <p>こうした状況において、当制度が対象地域内の離島における中小企業の設備投資の際に活用されることで、新たな雇用が創出され、産業の振興に貢献し、人口減少の抑制にも寄与しているため、租税減を是認する効果があると見込まれる。</p> <p>なお、当該措置は課税の繰り延べ効果をもたらすものであり、理論上は納税総額に変化は生じない。</p>																																			
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>隔絶性、遠隔性、狭小性等の条件不利性を抱える中、各種産業活動を活性化させるため、設備投資を行う事業者を対象に投資を誘発させるためのインセンティブを与えることが必要であることから、これを実現する施策として、当該措置が妥当である。</p>																																			

		<p>また、当該措置は課税の繰り延べ効果をもたらすものであり、理論上は納税総額に変化は生じないため、補助金等の予算措置と比べて国庫への負担が少なく、効率的と考えられる。</p>
	②: 他の支援措置や義務付け等の役割分担	<p>離島振興策の他の支援措置としては、公共事業の一括計上や非公共事業等を行っているが、これらは主に行政に対する支援であり、直接民間需要を喚起、雇用を創出する本特例措置との明確な役割分担がなされている。また、特例措置の対象を全業種としているのではなく、離島振興に特に重要な業種を対象としており、必要最小限の特例措置である。</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税に関係しない。</p>
12	有識者の見解	<p>なし</p>
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	<p>平成 28 年 8 月(平成 29 年度税制改正要望時)【H28 国交 02】</p>

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長		
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（奄美群島の総人口（平成30年度末112千人以上）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。</p> <p>② 達成目標（奄美群島の総人口（平成30年度末112千人以上））では、政策目的（奄美群島の市町村が推し進める地域外からの事業者誘致及び小規模零細な事業者を含めた民間事業者による投資促進を通じた内発的発展）の実現状況を十分に明らかにすることができないため、奄美群島の就業者数等、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 現在設定している達成目標（平成30年度末112千人以上）以降の目標については、国土交通省政策評価実施要領に基づき、達成目標の期限を迎える翌年の平成31年度に策定することとしているため、現時点では適用期間の最終年度における達成目標は示すことができない。</p> <p>② 本特例措置は、奄美群島振興開発特別措置法第1条に基づき、奄美群島の市町村が推し進める地域外からの事業者誘致及び小規模零細な事業者を含めた民間事業者による投資促進を通じた内発的発展を実現し、定住人口の確保を図るものである。そのため、政策目的の実現状況を定量的かつ端的に示す指標として、人口を用いている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（所得税）が把握されていない。</p> <p>② 過去の適用数（平成29年度の法人税）について、「平成29年度の適用件数については、地元自治体への聞き取り等により調査した」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>①（事前評価書に追記）過去の適用事例は全て法人税に関するものである。平成27年度～平成29年度における所得税に関する適用数及び適用額は、地元自治体からの確認書の発行状況により該当が無いことを確認している。</p> <p>②（事前評価書に追記）適用数については、市町村から発行した確認書の発行実績及び鹿児島県から平成29年度の減収補てん実績を聞き取るにより確認したものである。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（所得税）が予測されていない。</p> <p>② 将来の適用数（平成30年度から32年度までの法人税）について、「将来の適用見込は市町村への聞き取り等により確認」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>

<p>③ 将来の適用数（平成31年度及び32年度の法人税）について、「平成31・32年度の新規設備投資件数については、平成30年度と同数を想定している」と説明されているが、当該年度の前年度からの継続分が示されておらず、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>④ 将来の適用数（法人税）10件（平成31年度）及び12件（平成32年度）が過去の実績3件（平成29年度）と乖離していることについて、その原因が明らかにされていない。</p>																
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>①（事前評価書に追記）法人税の適用見込みについては市町村への聞き取りと新聞記事により把握した。所得税の適用見込み件数については、直近5年間において適用数の実績が0であったため、計上していない。</p> <p>②（事前評価書に追記）将来の適用数については、平成30年度は市町村への聞き取りと新聞記事により適用数を想定したものであり、平成31年度、平成32年度については、平成30年度と同数を計上したものである。</p> <p>③（事前評価書に追記）平成30年度～平成32年度における件数の内訳は以下のとおりである。</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>新規分</th> <th>継続分</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>4件</td> <td>2件 (H27新規：2件)</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>平成31年度</td> <td>4件</td> <td>6件 (H27新規：2件 H30新規：4件)</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td>平成32年度</td> <td>4件</td> <td>8件 (H30新規：4件 H31新規：4件)</td> <td>12件</td> </tr> </tbody> </table>		新規分	継続分	合計	平成30年度	4件	2件 (H27新規：2件)	6件	平成31年度	4件	6件 (H27新規：2件 H30新規：4件)	10件	平成32年度	4件	8件 (H30新規：4件 H31新規：4件)	12件
	新規分	継続分	合計													
平成30年度	4件	2件 (H27新規：2件)	6件													
平成31年度	4件	6件 (H27新規：2件 H30新規：4件)	10件													
平成32年度	4件	8件 (H30新規：4件 H31新規：4件)	12件													
<p>④ 原因として、平成25年度以降奄美群島への観光客の入り込み客数は増え続けていることによる産業の活性化によるもの、また、現在事業を進めている埋立地の分譲予定が平成31年度からであり、建物・設備への投資を見込んだものである。</p>																
<p>【点検結果】</p> <p>①～④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>																

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（所得税、法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（平成27年度から29年度までの法人税）について、「適用額＝取得価額÷耐用年数×0.48（建物の投資の場合）」と説明されているが、取得価額及び耐用年数の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>①（事前評価書に追記）過去の適用事例は全て法人税に関するものであり、法人住民税及び法人事業税は要望事項ではないが、本割増償却制度に伴う連動分の減収額として算出した。なお、平成27年度～平成29年度において所得税に関する適用数及び適用額は、市町村からの確認書の発行状況により該当が無いことを確認している。</p> <p>②（事前評価書に追記）取得価額、耐用年数については、鹿児島県からの聞き取りによるものである。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「取得価額、耐用年数については、鹿児島県からの聞き取りによるもの」との説明では、算定根拠（計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（所得税、法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額（平成30年度から32年度までの法人税）について、「将来の適用額は市町村への聞き取り等により確認した」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① （事前評価書に追記）適用件数と同様、法人税、法人住民税及び法人事業税の適用額は、市町村への聞き取りと新聞記事により把握した。また、法人住民税及び法人事業税は要望事項ではないが、本割増償却制度に伴う連動分の減収額として算出した。一方、所得税については、直近5年間に適用額の実績が0であるため、適用額の見込みを計上していない。</p> <p>② （事前評価書に追記）平成30年度の適用額については、市町村への聞き取りと新聞記事によりおよその金額を把握した。平成31年度、平成32年度については、平成30年度と同様の額を計上したものである。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「市町村への聞き取りと新聞記事によりおよその金額を把握した」との説明では、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① （事前評価書に追記）直近の実績（平成27年時）において2件の新規適用により計36人の定住が図られたところである。このため、同様の定住効果が生まれた場合、平成30年度から平成32年度にかけて各年度4件の新規適用を見込んでいるため、各年度において72名の定住促進効果が予測される。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明では、奄美群島の総人口について、将来の効果が予測されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(4)、(5)及び(7)に課題があり、その中でも(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(注)【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（奄美群島の総人口（平成30年度末112千人以上））に対する過去の効果（平成27年度及び28年度）が年度ごとに把握されていない。</p> <p>② 達成目標（奄美群島の総人口（平成30年度末112千人以上））に対する過去の効果（平成29年度）について、「109,515人」と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標（奄美群島の総人口（平成30年度末112千人以上））に対する過去の効果（平成27年度から29年度まで）について、「割増償却制度により地元の事業者の設備投資を促進することは、就業機会の確保等につながり、奄美群島の人口減少の抑制に対して効果的である」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① （事前評価書に追記）奄美群島の総人口は、住民基本台帳人口より、平成27年度末は112,498人、平成28年度末は110,890人である。</p> <p>② （事前評価書に追記）平成30年3月31日時点の住民基本台帳人口によるものである。</p> <p>③ （事前評価書に追記）市町村への聞き取りにより、平成27年度において、割増償却制度により、14人の新規雇用者およびその家族の定住により計36人の定住効果があったことを確認している。なお、平成28年度、平成29年度については、新規適用件数が0であるため、割増償却制度による定住効果も0としている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（奄美群島の総人口（平成30年度末112千人以上））に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。</p>

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税 16)
	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 奄美群島のうち、奄美群島振興開発特別措置法第 11 条第 1 項及び第 8 項に基づき市町村の長が作成する産業振興促進計画を主務大臣が認定した地区における、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等に係る割増償却制度(5年間、償却限度額:機械・装置普通償却限度額の 32%、建物・附属設備、構築物普通償却限度額の 48%)。
		《要望の内容》 適用期限を2年間延長し、平成 33 年3月 31 日までとする。
		《関係条項》 ・奄美群島振興開発特別措置法第 11 条 ・租税特別措置法第 12 条、第 45 条、第 68 条の 27 ・租税特別措置法施行令第 6 条の 3、第 28 条の 9、第 39 条の 56
5	担当部局	国土政策局特別地域振興官付
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 30 年8月 分析対象期間:平成 27 年度～平成 32 年度
7	創設年度及び改正経緯	平成 10 年度 創設(奄美群島の過疎に類する地区) (機械等 13/100 建物等 8/100 2,300 万円超)
		平成 11 年度 適用期限の2年間延長 (機械等 12/100 建物等 7/100)
		平成 12 年度 拡充 (過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加)
		平成 13 年度 適用期限の3年間延長 (機械等 11/100 建物等 7/100 2,500 万円超)
		平成 16 年度 適用期限の2年間延長 拡充(離島振興対策実施地域に類する地区における農林水産物を小売する事業を追加) 過疎に類する地区におけるソフトウェア業を除外
		平成 17 年度 特別償却率の引き下げ (離島振興対策実施地域に類する地区) (機械等 11/100→10/100 建物等 7/100→6/100)
		平成 18 年度 適用期限を1年間延長
		平成 19 年度 適用期限を2年間延長 取得価格要件の引き下げ

		(2,500 万円超→2,000 万円超) 平成 21 年度 適用期限を2年間延長 拡充(情報通信産業等を追加) 平成 23 年度 適用期限を2年間延長 過疎に類する地区の対象事業から旅館業を除外 平成 25 年度 適用期限の1年間延長 割増償却へ改組 拡充(旅館業を追加) 取得価格要件の引き下げ (2,000 万円超→500 万円超(資本規模により異なる)) 平成 26 年度 適用期限を1年間延長 平成 27 年度 適用期限を2年間延長 平成 29 年度 適用期限を2年間延長
8	適用又は延長期間	2年間(平成 31 年度～平成 32 年度)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 戦後米軍統治下におかれ、昭和 28 年 12 月に本土復帰した奄美群島は、本土から遠く隔絶した外海に位置し、台風の常襲、ハブや特殊病害虫の生息等、厳しい地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱えており、社会資本の整備や産業の振興等のための諸施策が着実に進められてきた。しかしながら、奄美群島においては、本土との間には所得水準をはじめとする経済面・生活面での諸格差が残されている。また、雇用の場が十分でないことから、若年層の多くが島を離れており、人口流出・人口減少が続いている。 奄美群島においてこれらの現状・課題に対応し、定住人口の確保を図るためには、奄美群島の市町村が推し進める地域外からの事業者誘致及び小規模零細な事業者を含めた民間事業者による投資促進を通じた内発的発展を実現することが必要である。
		②: 政策目的の根拠 《政策目的の根拠》 ○奄美群島振興開発特別措置法(昭和 29 年法律第 189 号) (目的) 第 1 条 この法律は、奄美群島(鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。)の特殊事情に鑑み、奄美群島の振興開発に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、奄美群島振興開発基本方針に基づき総合的な奄美群島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発を図り、もつて奄美群島の自立的発展、その住民の安定及び福祉の向上並びに奄美群島の定住の促進を図ることを目的とする。 ○経済財政運営と改革の基本方針 2018 第 2 章 6(5) 人口減少が深刻な過疎地域や半島、離島・奄美などの条件不利地域については、近隣地域との調和ある発展や交流・連携を図りつつ、生活機能を確認する小さな拠点や地域運営組織の形成を推進し、交通基盤の維持等を図るとともに、地域資源や創意工夫を活かした自立的な地域社会の構築による、維持・活性化を目指す。

	<p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策目標 10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備 政策目標 39 離島等の振興を図るに含む</p>
	<p>③: 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 住民基本台帳に基づく将来推計をベースに、社会減少の割合が鹿児島県全体と同等に推移したと仮定した場合の、平成 30 年度末の奄美群島の総人口を目標値とする。</p> <p>目標値 奄美群島の総人口 平成 30 年度末 112 千人以上 (平成 25 年度末現在 115 千人)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 産業振興に資する事業活動への支援により、奄美群島内における雇用創出・安定的な給与水準の確保等を図ることで、定住人口の減少傾向が改善されることにより、地域経済を支える地場産業の成長及び人材の育成が見込まれ、奄美群島の自律的発展に寄与する。</p>
<p>10 有効性等</p>	<p>①: 適用数</p>	<p>平成 27 年度: 4 件 平成 28 年度: 3 件 平成 29 年度: 3 件 平成 30 年度(見込み): 6 件(新規 4 件、継続 2 件) 平成 31 年度(見込み): 10 件(新規 4 件、継続 6 件) 平成 32 年度(見込み): 12 件(新規 4 件、継続 8 件)</p> <p>適用件数は全て法人税に係るものであり、所得税に係る実績はなかった。</p> <p>平成 27・28 年度の適用件数については、『租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成 30 年 2 月 第 196 回国会提出)』を参照した。</p> <p>平成 29 年度の適用件数については、市町村から発行した確認書の発行実績及び鹿児島県から減収補てん実績を聞き取るにより確認した。</p> <p>前回要望時の想定において、適用件数は平成 28 年度に 11 件、平成 29 年度に 19 件程度を見込んでいたところだが、実績はいずれも 3 件にとどまっている。これは、近年の観光客の増加傾向に伴い、宿泊業等の活性化を見込んだものであったが、期待したような効果が発生していないためである。</p> <p>平成 30 年度～平成 32 年度の法人税の適用件数見込みは市町村への聞き取りと新聞記事により把握した。所得税については直近 5 年間に適用件数が 0 であったため、計上していない。平成 30 年度においては、市町村への聞き取りと新聞記事から新規設備投資を 4 件と見込んでおり、継続分と合わせて 6 件の適用を見込んでいる。</p> <p>平成 31・32 年度の新規設備投資件数については、それぞれ平成 30 年度と同数を想定しており、継続分と合わせ、平成 31 年度 10 件、平成 32 年度 12 件の適用を見込んでいる。</p>

	<p>②: 適用額</p>	<p>平成 27 年度: 2 百万円 平成 28 年度: 5 百万円 平成 29 年度: 8 百万円 平成 30 年度(見込み): 17 百万円 平成 31 年度(見込み): 28 百万円 平成 32 年度(見込み): 35 百万円</p> <p>適用額は全て法人税にかかるものであり、所得税による実績はなかった。</p> <p>平成 27・28 年度の適用額については、『租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成 30 年 2 月 第 196 回国会提出)』を参照した。また、平成 29 年度の適用額については、市町村から発行した確認書の発行実績及び鹿児島県から減収補てん実績を聞き取るにより確認した。</p> <p>平成 30 年度～平成 32 年度の法人税の適用額見込みは市町村への聞き取りと新聞記事により把握した。所得税については直近 5 年間に適用額が 0 であったため、計上していない。</p> <p>なお、適用額については、以下の式にて算出した。 適用額 = 取得価額 ÷ 耐用年数 × 0.48 (建物の投資の場合) (取得価額、耐用年数は、鹿児島県からの聞き取りによる)</p>
	<p>③: 減収額</p>	<p>(法人税)</p> <p>平成 27 年度: 0 百万円 平成 28 年度: 1 百万円 平成 29 年度: 2 百万円 平成 30 年度(見込み): 4 百万円 平成 31 年度(見込み): 6 百万円 平成 32 年度(見込み): 8 百万円</p> <p>(法人住民税)</p> <p>平成 27 年度: 0.1 百万円 平成 28 年度: 0.2 百万円 平成 29 年度: 0.3 百万円 平成 30 年度(見込み): 1 百万円 平成 31 年度(見込み): 1 百万円 平成 32 年度(見込み): 1 百万円</p> <p>(法人事業税)</p> <p>平成 27 年度: 0.1 百万円 平成 28 年度: 0.2 百万円 平成 29 年度: 1 百万円 平成 30 年度(見込み): 1 百万円 平成 31 年度(見込み): 2 百万円 平成 32 年度(見込み): 2 百万円</p> <p>減収額は法人税に係るものであり、法人住民税及び法人事業税は要望事項ではないが、本割増償却制度に伴う運動分の減収額として算出した。なお、所得税に係る減収額は 0 である。</p> <p>減収額については、前項『適用額』に記載されている適用額をもとに以下の式にて算出した。</p>

	<p>(法人税) 減収額＝適用額×法人税率 なお法人税率については平成 27 年度は 23.9%、平成 28・29 年度は 23.4%、平成 30 年度～32 年度は 23.2%とした。</p> <p>(法人住民税) 平成 27・28 年度の減収額については、『地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書』による。平成 29 年度以降の減収額については以下の式による。</p> <p>減収額＝法人県民税減収額＋法人市町村民税減収額 法人県民税減収額＝(法人税減収額×県民税率) 法人市町村民税減収額＝(法人税減収額×市町村民税率) (県民税率及び市町村民税率は『法人住民税・法人事業税 税率一覧表(総務省自治税務局)』による。)</p> <p>(法人事業税) 平成 27・28 年度の減収額については、『地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書』による。平成 29 年度以降の減収額については以下の式による。</p> <p>減収額＝適用額×法人事業税率 (法人事業税率は『法人住民税・法人事業税 税率一覧表(総務省自治税務局)』による。)</p>
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 奄美群島では、高齢化の進展と若年層の流出による人口減少が続いており、達成目標としている平成 30 年度末総人口 112,000 人に対し、各年度末の総人口は、住民基本台帳人口より、平成 27 年度末 112,498 人、平成 28 年度末 110,890 人、平成 29 年度末 109,515 人となっている。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 奄美群島においては有効求人倍率や、一人あたりの所得といった指標で見られるとおり、雇用面に関する課題が多く、若年層を中心に人口の流出が続いている。そのため、雇用状況を改善することにより、就業機会が確保され、人口の流出が抑制される。そのような点から、割増償却制度により地元の事業者の設備投資を促進することは、就業機会の確保等につながり、奄美群島の人口減少の抑制に対して効果的である。</p> <p>(参考) 平成 29 年度 奄美群島における有効求人倍率 0.98 倍(全国:1.54 倍) 平成 27 年度 奄美群島の一人あたりの所得 2,044 千円(全国:3,059 千円) 平成 27 年度については、割増償却の適用を受けた新規設備投資は 2 件であり、該当する企業について、市町村へ聞き取り調査を実施したところ、新規設備投資に伴う新規雇用者数は 14 人で、その家族を</p>

		<p>含めて 36 人の定住促進効果があり、奄美群島における人口減少の抑制につながった。 また、平成 28・29 年度については、割増償却の適用を受けた新規設備投資は該当なしてであった。 平成 30～32 年度については各年度 4 件の割増償却の適用を受けた新規設備投資により 28 人の新規雇用の創出とその家族を含めた 72 人の定住促進効果を見込んでおり、引き続き就業機会の確保及び雇用状況の改善から奄美群島の人口減少の抑制に効果を示すことが見込まれる。なお、新規雇用者数と定住者数については、平成 27 年度の実績を基に算定した。</p>
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>奄美群島は人口約 11 万人の外海により隔絶された地域であり、地理的・自然的条件不利性を抱えることから企業の新規投資そのものが限られており、一人あたりの所得額や生活保護率、有効求人倍率など各種経済指標からみる奄美群島の経済状況は依然として厳しい状況にある。 こうした中、割増償却制度が群島内の中小企業による設備投資の際に活用されたことで、平成 27～29 年度においては新規に適用となった件数は 2 件あり、14 人の新たな雇用と 36 人の定住効果が創出されており、政策目的としている人口減少傾向の改善につながっているため、効果と減収額とを比較すると税収減は認効果が見込まれる。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>割増償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金と比して国庫への負担が少なく、効率的である。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>本特例措置による事業者支援に加え、(独)奄美群島振興開発基金による金融支援を実施しているが、当該支援は事業者が事業実施にあたって必要な資金の供給等を行うことにより一般の金融機関が行う金融を補完又は奨励するものであり、事業により取得した建物等への課税軽減を目的とする本特例措置とは明確に役割分担がなされている。 また、奄美群島における振興開発施策として公共事業等を実施しているが、当該事業は行政への支援であり、直接民間需要を喚起する本特例措置とは明確に役割分担がなされている。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>地方税に関係しない</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 28 年 8 月(平成 29 年度税制改正要望時)【H28 国交 08】

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の拡充及び延長		
税目	法人税		
区分	□新設	■拡充	■延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（我が国の活力の源泉である都市について、特定都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力高める。→都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた2018年度から2030年度までの区域面積割合 目標値：16.0%～18.5%）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。</p> <p>② 新たな達成目標（我が国の活力の源泉である都市について、特定都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力高める。→都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた2018年度から2030年度までの区域面積割合 目標値：16.0%～18.5%）を追加する合理的な理由が明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標（我が国の活力の源泉である都市について、特定都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力高める。→2020年（平成32年）までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が2012年4位→3位以内に入る）は、平成28年度に既に達成されており、説明に誤りがある。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度における達成目標を記載する。</p> <p>② 本特例措置のインセンティブ効果によって、どの程度都市再生が進んだかをより直接的・定量的に測るため追加するものである。当該目標は、都市再生緊急整備地域内で実施された認定民間都市再生事業及びこれにより誘発された民間都市開発事業の区域面積割合の上昇を目標値とすることで、建築物の更新・整備のみならず、建築物とあわせて整備される公共施設（公園・広場・通路等）を含む都市機能の更新を把握することが可能である。</p> <p>③ 維持・向上すべき目標であることを記載する。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
--

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数が把握されていない。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① いずれも国土交通省で把握している過去の適用数である。計画数は認定民間都市再生事業計画の数、件数は同計画の認定事業者となった法人の数を記載している。複数の法人が共同して認定を受けるケースがあることから、計画数と件数が異なっている。租税特別措置法第47条の2第1項においては、法人が適用期限内に特定都市再生建築物等で新築されたものを取得し、又は特定都市再生建築物等を新築して、これを当該法人の事業の用に供した場合には、本特例措置（割増償却）の適用が受けられる旨が規定されている。過去の適用数については、1の計画で複数の認定事業者が別個に特定都市再生建築物等を取得等し、事業の用に供している場合があり、本特例措置の対象資産の数を表すものとしては「件数」が該当する。</p>

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 適用見込みの計画数として、継続して適用される計画数の実績と平成17年度から平成29年度の適用実績の年平均から新規適用見込みの計画数を推計し、記載している。なお、1計画において複数の特定都市再生建築物等が整備される場合、当該1計画に基づき一体性をもって複数の整備事業が行われることから、減収額・適用数においては1計画として推計している。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（平成27年度及び28年度の法人税）について、租特透明化法に基づき把握される適用額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 以下のとおり。（百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27年度</th> <th>H28年度</th> <th>H29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>439</td> <td>745</td> <td>881</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>57</td> <td>96</td> <td>114</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>223</td> <td>387</td> <td>458</td> </tr> </tbody> </table> <p>※法人住民税、法人事業税の算定方法は次のとおり。（以下同じ。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人住民税 = (法人税の減収額) × (税率：12.9%) 法人事業税 = (所得割) + (地方法人特別税) 所得割 = ((法人税の減収額) ÷ (税率：23.2% (※))) × (税率：3.8%) 地方法人特別税 = (所得割) × (税率：219.9%) (※) 法人税率は、平成27年度：23.9%、平成28・29年度：23.4%、平成30年度以降：23.2%で計算。 <p>② 指摘を踏まえ、租特透明化法に基づき把握される適用額を用いることができない理由を記載する。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>		H27年度	H28年度	H29年度	法人税	439	745	881	法人住民税	57	96	114	法人事業税	223	387	458
	H27年度	H28年度	H29年度													
法人税	439	745	881													
法人住民税	57	96	114													
法人事業税	223	387	458													

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額（平成30年度の法人税）が予測されていない。</p> <p>③ 将来の減収額について、「※適用計画数見込みについては、引き続き継続して適用される計画数の実績と平成17年度から平成29年度の適用実績の年平均から新規適用見込みを割り出して推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>④ 将来の減収額2,060百万円（平成31年度）が過去の実績745百万円（平成28年度）とかなり離れていることについて、その原因が明らかにされていない。</p>

【国土交通省の補足説明】

① 以下のとおり。(百万円)

	H30年度	H31年度	H32年度
法人税	1743	2060	2403
法人住民税	225	266	310
法人事業税	913	1079	1259

② 減収見込額について、要望に係る本特例措置の適用期間(平成31～32年度)のみ記載している。なお、平成30年度の減収見込額(法人税)は、1,743百万円である。(国土交通省による認定事業者へのアンケート調査(平成30年5月)に基づく。)

③ 減収見込額調書に記載のとおり。なお、「平成30年に平成29年度より継続して適用される認定事業者の計画数」及び「平成30年度及び31年度をもって適用が終了するものの計画数」は、国土交通省による認定事業者へのアンケート調査(平成30年5月)に基づく。

【点検結果】

①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標(我が国の活力の源泉である都市について、特定都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。→2020年(平成32年)までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が2012年4位→3位以内に入る)に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するの明らかなにされていない。

② 達成目標(我が国の活力の源泉である都市について、特定都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。→都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)内の都市開発事業が行われた2018年度から2030年度までの区域面積割合目標値:16.0%～18.5%)に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するの明らかなにされていない。

③ 達成目標(我が国の活力の源泉である都市について、特定都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。→都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)における都市開発事業の平成24年度から平成32年度までの建設投資累計額目標値:8兆円～11兆円)に対する過去の効果が年度ごとに把握されていない。

④ 達成目標(我が国の活力の源泉である都市について、特定都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。→都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)における都市開発事業の平成24年度から平成32年度までの建設投資累計額目標値:8兆円～11兆円)に対する過去の効果について、「都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む。)における都市開発事業の平成29年度から平成30年度までの建設投資額は約2.3兆円となり、目標に届く見込みである」と説明されているが、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかなにされていない。

⑤ 達成目標(我が国の活力の源泉である都市について、特定都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。→都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)における都市開発事業の平成24年度から平成32年度までの建設投資累計額目標値:8兆円～11兆円)に対する過去の直接的な効果について、「建設工事費の急激な上昇等による不動産市場の停滞など、引き続き都市再生については様々な課題がある中、特定都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業を推進する本措置が延長されなければ、我が国の活力の源泉である都市の活性化を図ることができなくなる」と説明されているが、過去

の効果(都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む。))における都市開発事業の平成29年度から平成30年度までの建設投資額は約2.3兆円となり、目標に届く見込みである)から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

【国土交通省の補足説明】

① 指摘を踏まえ、平成29年時点の都市総合ランキングの順位を記載し、維持・向上すべき目標であることを記載する。

現在指定されている東京都内の特定都市再生緊急整備地域において、これまで15計画が竣工し本特例措置を活用しており、これらにより誘発された民間都市開発事業も実施されてきている。これにより、高規格なオフィス、地域住民・来訪者の利便に資する商業施設等が供給され、その結果、当該ランキング指標のうち、「ホテル総数(文化・交流)」、「1人当たりオフィス面積(経済)」、「小売店舗の充実度(居住)」、「飲食店舗の充実度(居住)」といった指標のスコア改善に寄与していると言える。

② 指摘を踏まえ、過去の効果(2002年から2017年における都市再生緊急整備地域内における都市開発事業が行われた区域の面積割合)を記載する。

なお、当該目標の区域面積割合は、内閣府による都市再生緊急整備地域が存する自治体に対するアンケート調査(平成29年4月時点)に基づき国土交通省が、各年度において竣工する都市開発事業の区域面積を合算の上、算出しているものである。

③・④ 以下のとおり。(単位:億円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
建設投資額	7,650	7,731	6,772	9,607	10,391	11,529
(内、特例地域)	5,455	5,291	4,837	7,270	7,967	9,391

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	累計
建設投資額	11,352	10,076	9,172	84,280
(内、特例地域)	9,465	8,433	8,476	66,585

※ 内閣府による都市再生緊急整備地域が存する自治体に対するアンケート調査(平成29年4月時点)に基づき国土交通省にて集計。

⑤ 本特例措置の効果については、国土交通省による認定事業者へのヒアリング調査(※)を通じ、事業実施のインセンティブとなっており、本特例措置がなくなった場合、事業計画の見直し(整備される公共施設のスペック低下、面積の縮減等)や事業の遅延といった影響があることを把握している。

(※) 本年3月以降、国土交通省が、認定事業者者21者に対し、本特例措置の活用事業・活用見込み、本特例措置の効果・必要性、都市開発事業の事業環境等についてヒアリングを行ったもの。(以下同じ。)

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する過去の効果(平成27年度及び28年度)が年度ごとに把握されていないため、この点を課題とする。

② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する過去の効果(平成27年度及び28年度)が年度ごとに把握されていない。また、達成目標に対する過去の効果(平成29年度)について、「都市再生緊急整備地域内における都市開発事業が行われた区域の面積割合については、2002年(都市再生特別措置法創設時)から2017年度末までに9.1%となっており」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。

③～⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標(我が国の活力の源泉である都市について、特定都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。→2020年(平成32年)までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が2012

<p>年4位→3位以内に入る)に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 達成目標(我が国の活力の源泉である都市について、特定都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。→都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)内の都市開発事業が行われた2018年度から2030年度までの区域面積割合目標値:16.0%~18.5%)に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標(我が国の活力の源泉である都市について、特定都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。→都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)における都市開発事業の平成24年度から平成32年度までの建設投資累計額目標値:8兆円~11兆円)に対する将来の効果が年度ごとに予測されていない。</p> <p>④ 達成目標(我が国の活力の源泉である都市について、特定都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。→都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)における都市開発事業の平成24年度から平成32年度までの建設投資累計額目標値:8兆円~11兆円)に対する将来の効果について、「都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む。)における都市開発事業の平成29年度から平成30年度までの建設投資額は約2.3兆円となり、目標に届く見込みである」と説明されているが、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていない。</p> <p>⑤ 達成目標(我が国の活力の源泉である都市について、特定都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。→都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)における都市開発事業の平成24年度から平成32年度までの建設投資累計額目標値:8兆円~11兆円)に対する将来の直接的な効果について、将来の効果(都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む。)における都市開発事業の平成29年度から平成30年度までの建設投資額は約2.3兆円となり、目標に届く見込みである)から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p>	<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 民間都市開発事業の実施により、都市総合ランキングにおける「1人当たりオフィス面積(経済)」や「ホテル総数(文化・交流)」、「小売店舗の充実度(居住)」、「飲食店舗の充実度(居住)」等のスコア改善が見込まれることから、民間都市開発事業への波及効果を及ぼす本特例措置は、達成目標に十分寄与すると考えられる。</p> <p>② 認定民間都市再生事業の実施により、都市再生緊急整備地域内で実施された認定民間都市再生事業及びこれにより誘発された民間都市開発事業の区域面積割合の上昇が見込まれることから、達成目標に十分寄与すると考えられる。</p> <p>③ (6)に記載のとおり。</p> <p>④ (6)に記載のとおり。</p> <p>⑤ (6)に記載のとおり。</p>	<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果について定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果について定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③・④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>⑤ 補足説明では、事後的に直接的な効果を検証する方法が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>
---	--	---

点検項目(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

減収見込額調書

特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長(法人税)

減収見込額: 平年度 2,232 百万円

認定事業者に該当する法人に対する割増償却

- ・当該特例の対象事業における1事業あたりの建築物取得価額
都市再生緊急整備地域における、これまでの都市再生促進税制の適用実績・見込のうち、現在指定されている特定都市再生緊急整備地域内での建築物等の平均取得価額(H28年6月末時点調査に基づく実績・見込) 81,450 百万円 <1>
このうち、建物:設備の割合を65%:35%と仮定すると
建物取得価額:<1>×65% 52,943 百万円 <2>
設備取得価額:<1>×35% 28,508 百万円 <3>

- ・新規に適用される平均計画数
都市再生緊急整備地域における、これまでの都市再生促進税制の適用実績・見込のうち、現在指定されている特定都市再生緊急整備地域内での適用計画数(H30年5月末時点調査に基づく実績・見込)
(H17~H29年度計 16計画で、年平均 16計画/13年=1計画) 1 計画/年度<4>

【平成31年度見込】

- ・平成30年度に平成29年度より継続して適用される認定事業の計画数 4 計画 <5>
- ・平成30年度に適用される認定事業の計画数見込
<4>+<5>= 5 計画 <6>
- ・<6>のうち、平成30年度をもって適用が終了するもの 0 計画 <7>
- ・平成31年度に平成30年度より継続して適用される認定事業の計画数
<6>-<7>= 5 計画 <8>
- ・平成31年度に適用される認定事業の計画数見込
<4>+<8>= 6 計画 <9>
- ・事業1計画あたり割増される減価償却額
建物は50年定額、設備は15年定額とすると、
{<2>×1/50(50年定額)+<3>×1/15(15年定額)}×50%(割増率)= 1,480 百万円 <10>
- ・事業1計画あたり減収見込み
<10>×23.2%(法人税率)= 343 百万円 <11>
- ・平成31年度の減収見込額
<9>×<11>= 2,060 百万円 <12>

【平成32年度見込】

- ・<9>のうち、平成31年度をもって適用が終了するもの 0 計画 <13>
- ・平成32年度に平成31年度より継続して適用される認定事業の計画数
<9>-<13>= 6 計画 <14>
- ・平成32年度に適用される認定事業の計画数見込
<4>+<14>= 7 計画 <15>
- ・事業1計画あたり減収見込み
<10>×23.2%(法人税率)= 343 百万円 <16>
- ・平成32年度の減収見込額
<16>×<15>= 2,403 百万円 <17>

以上より、平年度の減収見込額は、

(<12>+<17>)/2= 2,232 百万円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の拡充及び延長	
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税 20)	
	②: 上記以外の税目	所得税、登録免許税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税	
3	要望区分等の別	【延長・拡充】 【単独】	
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>都市再生特別措置法に基づき、特定都市再生緊急整備地域において国土交通大臣の認定を受けた認定事業者(都市再生特別措置法第19条の10第2項により民間都市開発事業の実施主体に対する同法第20条第1項の認定があったものと見なされる場合を含む。)に係る特例措置であり、認定事業により整備される建築物について、5年間の5割増償却がある。</p> <p>【適用要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成31年3月31日までに取得し、供用すること 地上階数10以上又は延べ面積50,000㎡以上の耐火建築物が整備され、かつ、1)、2)のいずれかに該当 <p>1)事業区域内において整備される公共施設用地面積が30%以上 2)居住者等利便施設整備費が10億円以上</p> <p>《要望の内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> 適用期限を2年間延長し、平成33年3月31日までとする。 「東京一極集中是正のための中枢・中核都市の機能強化の「支援施策の方向」」(平成30年7月12日都市再生本部、まち・ひと・しごと創生本部決定)を踏まえ、所要の支援施策を講じる。 <p>《関係条項》</p> <p>法人税:租税特別措置法第47条の2、令第29条の5、規則第20条の21 (連結法人:法第68条の35、令第39条の64、規則第22条の42)</p>	
	5	担当部局	都市局まちづくり推進課
	6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:平成27年度～平成32年度
7	創設年度及び改正経緯	平成23年度 創設 平成24年度 拡充(都市再生特別措置法第19条の10第2項により民間都市開発事業の実施主体に対する同法第20条第1項の認定があったものとみなされる場合を含む。) 平成25年度 適用期限の2年延長 平成27年度 適用期限の2年延長 平成29年度 適用期限の2年延長	

8	適用又は延長期間	2年間(平成31年度～平成32年度)
9	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 昨今の成長が著しいアジア諸国と比較し、我が国都市の国際競争力が低下している中、我が国経済を牽引する大都市について、国際的なビジネス・生活環境、大規模災害に対応するための環境を整備することにより、世界中からヒト・モノ・カネ・情報を呼び込み、その国際競争力の強化を図る。 また、東京オリンピック・パラリンピック後に懸念される景気の停滞・落ち込みを軽減し、我が国の経済活性化に資する取組を推進する。</p> <p>《政策目的の根拠》 上海やシンガポールなどのアジアの成長都市との都市間競争が激化し、我が国の都市の国際競争力が相対的に低下している。 こうした中、大都市の国際競争力強化の観点から、都市再生特別措置法の改正により特定都市再生緊急整備地域を創設し、平成29年度末時点で特定都市再生緊急整備地域として13地域の指定が行われてきた。更に直近では、我が国の大都市がグローバルな経済圏の中心となり、世界から人材や企業、投資等を呼び込むべく、平成28年6月に都市再生特別措置法を改正し、一層のビジネス・生活環境・防災機能の向上を図っているところである。 また、「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定)において、交通・物流に関する地域の社会課題の解決と都市の競争力の向上に関して、都市再生プロジェクトを進めることが盛り込まれたところである。 また、「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)においても、力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組に関して、貴重な都市内空間を有効活用して都市機能を向上するため、都市開発を集中的に促進することが盛り込まれたところである。 昨今の成長が著しいアジア諸国の都市と比較し、我が国都市の国際競争力が相対的に低下している中、国全体の成長を牽引する大都市について、認定事業者を対象とした税制上の特例措置や民間都市開発推進機構による金融支援を戦略的・重点的に講ずることにより、国際競争力の強化等に資する優良な民間都市開発事業を促進するものであり、東京オリンピック・パラリンピック後の都市再生を腰折れさせないためにも、引き続き、当該施策の推進を図るため、本特例措置の適用期限を延長する必要がある。 あわせて、「東京一極集中是正のための中枢・中核都市の機能強化の「支援施策の方向」」(平成30年7月12日都市再生本部、まち・ひと・しごと創生本部決定)を踏まえ、中枢・中核都市における都市再生事業を推進し、質の高い投資案件を形成するため、所要の支援施策を講じる必要がある。</p>
	②: 政策体系における政策目的的位置付け	<p>政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進するに包含</p>

	<p>③: 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国の活力の源泉である都市について、特定都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。 →2020年(平成32年)までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が2012年4位→3位以内に入る ※平成28年(世界の都市総合ランキング2016)に東京は3位となり、平成29年(同2017)も3位を維持したものの、アジアにおいてシンガポール、ソウル等の諸都市が総合力(スコア)を高めてきていることから、引き続き東京の魅力を高め、順位を維持・向上させる必要がある。 →都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)における都市開発事業の平成24年度から平成32年までの建設投資累計額 目標値: 8兆円～11兆円 →都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)内の都市開発事業が行われた2018年度から2030年度までの区域面積割合 目標値: 16.0%～18.5% ※1 初期値: 9.1%(2002年度～2017年度末(2017年度は見込み値)) ※2 中間目標値: 12.8%～14.2%(2024年度) ※3 延長要望期間における目標値: 10.7%～11.3%(2020年度)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特別措置を引き続き戦略的・重点的に講ずることにより、特定都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発を誘発し、不動産活性化の呼び水とすることができ、我が国の活力の源泉である都市の活性化を図ることができる。</p>
<p>10 有効性等</p>	<p>①: 適用数</p>	<p>(適用計画数実績) 27年度: 5計画(15件) 28年度: 8計画(18件) 29年度: 9計画(18件) ※適用計画実績については、認定事業者に対するアンケート調査の集計値(実数)</p> <p>(適用計画数見込み) 31年度: 6計画 32年度: 7計画 ※適用計画数見込みについては、引き続き継続して適用される計画数の実績と平成17年度から平成29年度の適用実績の年平均から新規適用見込みを割り出して推計。</p> <p>・「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本特別措置に係る数値のみを抽出することはできないため、租特透明化法に基づき把握される数値を用いることはできない。</p> <p>・本特定措置は、特に我が国の国際競争力の強化を図るべき地域である特定都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業</p>

		<p>を推進するための制度であって、当該事業を施行する能力のある民間事業者であれば一律に適用されるものである。また、特定都市再生緊急整備地域において法人税の適用を受けた事業者は3年間で48社と、特定の事業者への偏りは見られないことから、本特例措置においても想定外に特定の者に偏るといふ蓋然性は低い。</p>
	<p>②: 適用額</p>	<p>(適用額実績) 27年度: 1,837百万円 28年度: 3,184百万円 29年度: 3,765百万円 ※適用額実績については、認定事業者に対するアンケート調査による減収額の集計値(実数)をもとに、法人税率で割り戻して推計したもの。※平成27年 23.9%、平成28、29年 23.4%で計算。</p> <p>(適用額見込み) 31年度: 8,879百万円 32年度: 10,358百万円 ※適用計画数見込みについては、引き続き継続して適用される計画数の実績と平成17年度から平成29年度の適用実績の年平均から新規適用見込みを割り出して推計。</p> <p>・「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本特別措置に係る数値のみを抽出することはできないため、租特透明化法に基づき把握される数値を用いることはできない。</p>
	<p>③: 減収額</p>	<p>(減収額実績) 27年度: 439百万円 28年度: 745百万円 29年度: 881百万円 ※適用額実績については、認定事業者に対するアンケート調査による減収額の集計値(実数)をもとに、法人税率で割り戻して推計したもの。</p> <p>(減収額見込み) 31年度: 2,060百万円 32年度: 2,232百万円 ※適用計画数見込みについては、引き続き継続して適用される計画数の実績と平成17年度から平成29年度の適用実績の年平均から新規適用見込みを割り出して推計。</p>
	<p>④: 効果</p>	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 民間都市再生事業計画は、平成30年8月末現在114計画が認定され、都市再生に向けた民間都市開発事業の促進が着実に図られている。 具体的には、都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む。)における都市開発事業の平成29年度から平成30年度までの建設投資額は約2.3兆円となり、目標に届く見込みである。現時点での平成24年度～平成32年度までの建設投資累計額(見込)が約8.4兆円であることから、目標達成に向けて順調に推移している。</p>

		<p>世界の都市総合ランキングについて、平成 29 年時点で東京は3位となっているが、アジアにおいてシンガポール、ソウル等の諸都市が総合力(スコア)を高めており、引き続き東京の魅力高め、順位を維持・向上させることが必要である。</p> <p>都市再生緊急整備地域内における都市開発事業が行われた区域の面積割合については、2002 年(都市再生特別措置法創設時)から 2017 年度末までに 9.1%となっており、本特例措によるインセンティブ効果により着実に事業の推進が図られている。今後も認定建築物が順次整備される予定であり、本特例措置を通じて優良な民間都市開発事業を推進することで、目標達成に向けた効果を発現していく見通しである。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>建設工事費の急激な上昇等による不動産市場の停滞など、引き続き都市再生については様々な課題がある中、特定都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業を推進する本措置が延長されなければ、我が国の活力の源泉である都市の活性化を図ることができなくなる。</p>
	⑤: 租税減を是認する理由等	<p>本特例措置を引き続き戦略的・重点的に講ずることにより、特定都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発を誘発し、不動産市場活性化の呼び水とすることができ、我が国の活力の源泉である都市の活性化を図ることができる。</p> <p>特に、建設工事費の急激な上昇等によりリスクが高まっているなど都市再生についてはさまざまな課題がある現状において、本特例措置の延長により、引き続き特定都市再生緊急整備地域等における優良な民間都市開発事業を推進し、我が国の活力の源泉である都市の活性化を図りたい。</p> <p>本特例措置による減収額は先述の通りだが、本特例措置により誘発された都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む。)における認定事業(114 計画)における建設投資累計額は 59,939 億円、経済波及効果は 150,787 億円と試算され、租税増効果 15,871 億円と試算される。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例措置は割増償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金に比して国庫への負担が少なく、効率的な措置である。</p> <p>本特例措置は、これまで多数の事業者への適用実績があり、また、都市再生の拠点として重点的に市街地の整備を推進すべき地域である特定都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業に限って適用されるものであり、都市再生の推進による都市の魅力向上という政策目標の達成のための的確かつ必要最小限の措置である。</p>
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>本特例措置と併せて金融支援を行っているが、当該金融支援は、民間金融機関からの調達に困難なミドルリスクの部分を補充し、事業の立ち上げを支援するもの。</p> <p>一方、本特例措置は、民間都市開発事業に必要な不動産取引等に係るコストを低減することで当該事業の採算性を向上させ、事業を実施するインセンティブを与えるものであり、両者の役割分担は明確である。</p>

		ある。
	③: 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 28 年8月 (H28 国交 06)

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の拡充及び延長		
税目	法人税		
区分	□新設	■拡充	■延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（我が国の活力の源泉である都市について、都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。→都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた2018年度から2030年度までの区域面積割合 目標値：16.0%～18.5%）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。</p> <p>② 新たな達成目標（我が国の活力の源泉である都市について、都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。→都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた2018年度から2030年度までの区域面積割合 目標値：16.0%～18.5%）を追加する合理的な理由が明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標（我が国の活力の源泉である都市について、特定都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。→2020年（平成32年）までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が2012年4位→3位以内に入る）は、平成28年度に既に達成されており、説明に誤りがある。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度における達成目標を記載する。</p> <p>② 本特例措置のインセンティブ効果によって、どの程度都市再生が進んだかをより直接的・定量的に測るため追加するものである。当該目標は、都市再生緊急整備地域内で実施された認定民間都市再生事業及びこれにより誘発された民間都市開発事業の区域面積割合の上昇を目標値とすることで、建築物の更新・整備のみならず、建築物とあわせて整備される公共施設（公園・広場・通路等）を含む都市機能の更新を把握することが可能である。</p> <p>③ 維持・向上すべき目標であることを記載する。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数が把握されていない。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① いずれも国土交通省で把握している過去の適用数である。計画数は認定民間都市再生事業計画の数、件数は同計画の認定事業者となった法人の数を記載している。複数の法人が共同して認定を受けるケースがあることから、計画数と件数が異なっている。租税特別措置法第47条の2第1項においては、法人が適用期限内に特定都市再生建築物等で新築されたものを取得し、又は特定都市再生建築物等を新築して、これを当該法人の事業の用に供した場合には、本特例措置（割増償却）の適用が受けられる旨が規定されている。過去の適用数については、1の計画で複数の認定事業者が別個に特定都市再生建築物等を取得等し、事業の用に供している場合があり、本特例措置の対象資産の数を表すものとしては「件数」が該当する。</p>

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 適用見込みの計画数として、継続して適用される計画数の実績と平成17年度から平成29年度の適用実績の年平均から新規適用見込みの計画数を推計し、記載している。なお、1計画において複数の特定都市再生建築物等が整備される場合、当該1計画に基づき一体性をもって複数の整備事業が行われることから、減収額・適用数においては1計画として推計している。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（平成27年度及び28年度の法人税）について、租特透明化法に基づき把握される適用額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 以下のとおり。（百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27年度</th> <th>H28年度</th> <th>H29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>817</td> <td>210</td> <td>188</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>105</td> <td>27</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>406</td> <td>107</td> <td>95</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 法人住民税、法人事業税の算定方法は次のとおり。（以下同じ。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人住民税＝（法人税の減収額）×（税率：12.9%） 法人事業税＝（所得割）＋（地方法人特別税） <p>所得割＝（法人税の減収額）÷（税率：23.2%（※））×（税率：3.8%）</p> <p>地方法人特別税＝（所得割）×（税率：212.9%）</p> <p>（※）法人税率は、平成27年度：23.9%、平成28・29年度：23.4%、平成30年度以降：23.2%で算定</p> <p>② 指摘を踏まえ、租特透明化法に基づき把握される適用額を用いることができない理由を記載する。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>		H27年度	H28年度	H29年度	法人税	817	210	188	法人住民税	105	27	24	法人事業税	406	107	95
	H27年度	H28年度	H29年度													
法人税	817	210	188													
法人住民税	105	27	24													
法人事業税	406	107	95													

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額（平成30年度の法人税）が予測されていない。</p> <p>③ 将来の減収額について、「※適用計画数見込みについては、引き続き継続して適用される計画数の実績と平成17年度から平成29年度の適用実績の年平均から新規適用見込みを割り出して推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 以下のとおり。（百万円）</p>

	H30年度	H31年度	H32年度
法人税	142	300	399
法人住民税	18	39	51
法人事業税	73	154	204

② 減収見込額について、要望に係る本特例措置の適用期間（平成31～32年度）のみ記載している。
 なお、直近の減収見込額（平成30年度の法人税）は、142百万円である。（国土交通省による認定事業者へのアンケート調査（平成30年5月）に基づく。）

③ 減収見込額調書に記載のとおり。
 なお、「平成30年に平成29年度より継続して適用される認定事業の計画数」及び「平成30年度及び31年度をもって適用が終了するものの計画数」は、国土交通省による認定事業者へのアンケート調査（平成30年5月）に基づく。

【点検結果】
 ①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標（我が国の活力の源泉である都市について、都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。→2020年（平成32年）までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が2012年4位→3位以内に入る）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するの明らかでない。

② 達成目標（我が国の活力の源泉である都市について、都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。→都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた2018年度から2030年度までの区域面積割合目標値：16.0%～18.5%）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するの明らかでない。

③ 達成目標（我が国の活力の源泉である都市について、都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。→都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の平成24年度から平成32年度までの建設投資累計額目標値：8兆円～11兆円）に対する過去の効果が年度ごとに把握されていない。

④ 達成目標（我が国の活力の源泉である都市について、都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。→都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の平成24年度から平成32年度までの建設投資累計額目標値：8兆円～11兆円）に対する過去の効果について、「都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）における都市開発事業の平成29年度から平成30年度までの建設投資額は約2.3兆円となり、目標に届く見込みである」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

⑤ 達成目標（我が国の活力の源泉である都市について、都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。→都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の平成24年度から平成32年度までの建設投資累計額目標値：8兆円～11兆円）に対する過去の効果について、過去の適用数2件（平成28年度）は、10件未満であり、前回評価時の将来予測4件の半数以下と想定外に僅少であり、そのような適用状態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことを明らかにする必要がある。また、想定外に僅少であることの原因が明らかにされていない。

⑥ 達成目標（我が国の活力の源泉である都市について、都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高

める。→都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の平成24年度から平成32年度までの建設投資累計額目標値：8兆円～11兆円）に対する過去の直接的な効果について、「建設工事費の急激な上昇等による不動産市場の停滞など、引き続き都市再生については様々な課題がある中、都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業を推進する本措置が延長されなければ、我が国の活力の源泉である都市の活性化を図ることができなくなる」と説明されているが、過去の効果（都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）における都市開発事業の平成29年度から平成30年度までの建設投資額は約2.3兆円となり、目標に届く見込みである）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

【国土交通省の補足説明】

① 指摘を踏まえ、平成29年時点の都市総合ランキングの順位を記載し、維持・向上すべき目標であることを記載する。
 現在指定されている東京都内の都市再生緊急整備地域において、これまで4計画が整備を完了（うち1計画が本特例措置を活用）し、これらにより誘発された民間都市開発事業も実施されてきている。これにより、高規格なオフィス、地域住民・来訪者の利便に資する商業施設等が供給され、その結果、当該ランキング指標のうち、「1人当たりオフィス面積（経済）」、「小売店舗の充実度（居住）」、「飲食店舗の充実度（居住）」といった指標のスコア改善に寄与していると言える。

② 指摘を踏まえ、過去の効果（2002年から2017年における都市再生緊急整備地域内における都市開発事業が行われた区域の面積割合）を記載する。
 なお、当該区域面積割合は、内閣府による都市再生緊急整備地域が存する自治体に対するアンケート調査（平成29年4月）に基づき、国土交通省が、各年度において竣工する都市開発事業の区域面積を合算の上、算出しているものである。

③、④ 以下のとおり。 (単位：億円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
建設投資額	7,650	7,731	6,772	9,607	10,391	11,529
(内、緊急地域)	2,195	2,439	1,935	2,337	2,423	2,139

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	累計
建設投資額	11,352	10,076	9,172	84,280
(内、緊急地域)	1,886	1,643	696	17,693

※ 内閣府による都市再生緊急整備地域が存する自治体に対するアンケート調査（平成29年4月時点）に基づき国土交通省にて集計。

⑤ 平成28年度の適用件数は2件であるが、本特例措置の創設以降これまでの適用件数は12件のにのぼり、達成目標の実現に十分寄与していると考えられる。なお、評価対象外税目の適用件数についても順次実績が増加しており、これと相まって本特例措置が達成目標の実現に十分寄与するものである。
 また、適用件数（平成28年度）が前回評価時の適用見込件数に比して僅少であることについては、都市再生事業の事業環境が依然厳しいことなどから、都市再生緊急整備地域における事業数自体が減少してきたためであり、過去のトレンドから導出した適用見込件数と乖離が生じたものである。

⑥ 本特例措置の効果については、国土交通省による認定事業者へのヒアリング調査を通じ、事業実施のインセンティブとなっており、本特例措置がなくなった場合、事業計画の見直し（整備される公共施設のスペック低下、面積の縮減等）や事業の遅延といった影響があることを把握している。
 (※) 本年3月以降、国土交通省が、認定事業者者21者に対し、本特例措置の活用事業・活用見込み、本特例措置の効果・必要性、都市開発事業の事業環境等についてヒアリングを行ったもの。（以下同じ。）

【点検結果】
 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する過去の効果（平成27年度及び28年度）が年度ごとに把握されていないため、この点を課題とする。

- ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する過去の効果（平成27年度及び28年度）が年度ごとに把握されていない。
また、達成目標に対する過去の効果（平成29年度）については、「都市再生緊急整備地域内における都市開発事業が行われた区域の面積割合については、2002年（都市再生特別措置法創設時）から2017年度末までに9.1%となっており」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、これらの点を課題とする。
- ③・④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「平成28年度の適用件数は2件であるが、本特例措置の創設以降これまでの適用件数は12件のにのぼり、達成目標の実現に十分寄与していると考えられる。なお、評価対象外税目の適用件数についても順次実績が増加しており、これと相まって本特例措置が達成目標の実現に十分寄与するものである」との説明では、想定外に僅少である適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことが明らかにされていないため、この点を課題とする。
- ⑥ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果

- 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
- ① 達成目標（我が国の活力の源泉である都市について、都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。→2020年（平成32年）までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が2012年4位→3位以内に入る）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。
- ② 達成目標（我が国の活力の源泉である都市について、都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。→都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた2018年度から2030年度までの区域面積割合目標値：16.0%～18.5%）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。
- ③ 達成目標（我が国の活力の源泉である都市について、都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。→都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の平成24年度から平成32年度までの建設投資累計額目標値：8兆円～11兆円）に対する将来の効果が年度ごとに予測されていない。
- ④ 達成目標（我が国の活力の源泉である都市について、都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。→都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の平成24年度から平成32年度までの建設投資累計額目標値：8兆円～11兆円）に対する将来の効果について、「都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）における都市開発事業の平成29年度から平成30年度までの建設投資額は約2.3兆円となり、目標に届く見込みである」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
- ⑤ 達成目標（我が国の活力の源泉である都市について、都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。→都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の平成24年度から平成32年度までの建設投資累計額目標値：8兆円～11兆円）に対する将来の効果について、予測される将来の適用数3件（平成31年度）は、10件未満と僅少であるため、そのような状況を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与することを明らかにする必要がある。
- ⑥ 達成目標（我が国の活力の源泉である都市について、都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。→都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発

事業の平成24年度から平成32年度までの建設投資累計額目標値：8兆円～11兆円）に対する将来の直接的な効果について、将来の効果（都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）における都市開発事業の平成29年度から平成30年度までの建設投資額は約2.3兆円となり、目標に届く見込みである）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 民間都市開発事業の実施により、都市総合ランキングにおける「1人当たりオフィス面積（経済）」や「ホテル総数（文化・交流）」、「小売店舗の充実度（居住）」、「飲食店舗の充実度（居住）」等のスコア改善が見込まれることから、民間都市開発事業への波及効果を及ぼす本特例措置は、達成目標に十分寄与すると考えられる。
- ② 認定民間都市再生事業の実施により、都市再生緊急整備地域内で実施された認定民間都市再生事業及びこれにより誘発された民間都市開発事業の区域面積割合の上昇が見込まれることから、達成目標に十分寄与すると考えられる。
- ③ （6）に記載のとおり。
- ④ （6）に記載のとおり。
- ⑤ 適用が見込まれる計画数は3計画であるが、本特例措置の創設以降これまでの適用件数は12件のにのぼり、達成目標の実現に十分寄与していると考えられる。なお、評価対象外税目の適用件数についても、順次増加する見込みであり、本特例措置が達成目標の実現に十分寄与すると考えられる。
- ⑥ （6）に記載のとおり。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果について定量的に予測されていないため、この点を課題とする。
- ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果について定量的に予測されていないため、この点を課題とする。
- ③・④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ⑤ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ⑥ 補足説明では、事後的に直接的な効果を検証する方法が明らかにされていないため、この点を課題とする。

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

（注）【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

減収見込額調書

都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長(法人税)

減収見込額: 平年度 350 百万円

認定事業者に該当する法人に対する割増償却

- ・当該特例の対象事業における1事業あたりの建築物取得価額
都市再生緊急整備地域における、これまでの都市再生促進税制の適用実績・見込のうち、現在指定されている都市再生緊急整備地域内での建築物等の平均取得価額(H30年5月末時点調査に基づく実績・見込) 39,482 百万円 <1>
このうち、建物:設備の割合を65%:35%と仮定すると
建物取得価額:<1>×65% 25,663 百万円 <2>
設備取得価額:<1>×35% 13,819 百万円 <3>

- ・新規に適用される平均計画数
都市再生緊急整備地域における、これまでの都市再生促進税制の適用実績・見込のうち、現在指定されている都市再生緊急整備地域内での適用計画数(H30年5月末時点調査に基づく実績・見込)
(H17~H29年度計 4計画で、年平均 4計画/13年≒1計画) 1 計画/年度 <4>

【平成31年度見込】

- ・平成30年度に平成29年度より継続して適用される認定事業の計画数 1 計画 <5>
- ・平成30年度に適用される認定事業の計画数見込
<4>+<5>= 2 計画 <6>
- ・<6>のうち、平成30年度をもって適用が終了するもの 0 計画 <7>
- ・平成31年度に平成30年度より継続して適用される認定事業の計画数
<6>-<7>= 2 計画 <8>
- ・平成31年度に適用される認定事業の計画数見込
<4>+<8>= 3 計画 <9>
- ・事業1計画あたり割増される減価償却額
建物は50年定額、設備は15年定額とすると、
{<2>×1/50(50年定額)+<3>×1/15(15年定額)}×30%(割増率)= 430 百万円 <10>
- ・事業1計画あたり減収見込み
<10>×23.2%(法人税率)= 100 百万円 <11>
- ・平成31年度の減収見込額
<9>×<11>= 300 百万円 <12>

【平成32年度見込】

- ・<9>のうち、平成31年度をもって適用が終了するもの 0 計画 <13>
- ・平成32年度に平成31年度より継続して適用される認定事業の計画数
<9>-<13>= 3 計画 <14>
- ・平成32年度に適用される認定事業の計画数見込
<4>+<14>= 4 計画 <15>
- ・事業1計画あたり減収見込み
<10>×23.2%(法人税率)= 100 百万円 <16>
- ・平成32年度の減収見込額
<16>×<15>= 399 百万円 <17>

以上より、平年度の減収見込額は、
(<12>+<17>)/2= 350 百万円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の拡充及び延長	
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税 22)
		②: 上記以外の税目	所得税、登録免許税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税
3	要望区分等の別	【拡充・延長】 【単独】	
4	内容	《現行制度の概要》 都市再生特別措置法に基づき、都市再生緊急整備地域において国土交通大臣の認定を受けた認定事業者に係る特例措置であり、認定事業により整備される建築物について、5年間の3割増償却がある。	
		【適用要件】 ・平成31年3月31日までに取得し、供用すること ・地上階数10以上又は延べ面積75,000㎡以上の耐火建築物が整備され、かつ、1)、2)のいずれかに該当 1) 事業区域内において整備される公共施設用地面積が30%以上 2) 居住者等利便施設整備費が10億円以上	
		《要望の内容》 ・ 適用期限を2年間延長し、平成33年3月31日までとする。 ・ 「東京一極集中是正のための中枢・中核都市の機能強化の「支援施策の方向」(平成30年7月12日都市再生本部、まち・ひと・しごと創生本部決定)を踏まえ、所要の支援施策を講じる。	
	《関係条項》 法人税:租税特別措置法第47条の2、令第29条の5、規則第20条の21 (連結法人:法第68条の35、令第39条の64、規則第22条の42)		
5	担当部局	都市局まちづくり推進課	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:平成27年度～平成32年度	
7	創設年度及び改正経緯	平成15年度 創設	
		平成17年度 適用期限の2年延長 平成19年度 適用期限の2年延長 平成21年度 適用期限の2年延長 平成23年度 適用期限の2年延長 平成25年度 適用期限の2年延長 平成27年度 適用期限の2年延長 平成29年度 適用期限の2年延長	
8	適用又は延長期間	2年間(平成31年度～平成32年度)	

9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の活力の源泉である都市について、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上(=都市再生)を図り、都市の魅力を高める。 また、東京オリンピック・パラリンピック後に懸念される景気の停滞・落ち込みを軽減し、我が国の経済活性化に資する取組を推進する。さらに、地方都市の活性化を推進する。
			《政策目的の根拠》 都市再生については、その拠点となる都市再生緊急整備地域において、民間の資金、ノウハウ等を集中的に振り向けることを国家戦略として取り組んできているところである。 地方都市の人口減少・少子高齢化、経済の低迷等の課題が引き続き山積する中、必要とされる居住機能、商業機能、産業機能、文化的機能、防災機能等の諸機能をレベルアップするとともに、住環境や市街地の環境等生活の場としての都市の環境全般を向上させること等の都市再生の取り組みが引き続き必要である。 直近では、「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定)において、交通・物流に関する地域の社会課題の解決と都市の競争力の向上に関して、都市再生プロジェクトを進めることが盛り込まれたところである。 また、「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)においても、力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組に関して、貴重な都市内空間を有効活用して都市機能を向上するため、都市開発を集中的に促進することが盛り込まれたところである。 引き続き、我が国の活力の源泉である都市について、都市再生を図り、都市の魅力を高めるために、認定事業者を対象とした税制上の特例措置や民間都市開発推進機構による金融支援を戦略的・重点的に講ずることにより、優良な民間都市開発事業を促進するものであり、東京オリンピック・パラリンピック後の都市再生を腰折れさせないためにも、引き続き、当該施策の推進を図るため、本特例措置の適用期限を延長する必要がある。 あわせて、「東京一極集中是正のための中枢・中核都市の機能強化の「支援施策の方向」(平成30年7月12日都市再生本部、まち・ひと・しごと創生本部決定)を踏まえ、中枢・中核都市における都市再生事業を推進し、質の高い投資案件を形成するため、所要の支援施策を講じる必要がある。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する に包含
	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国の活力の源泉である都市について、都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。 →2020年(平成32年)までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が2012年4位→3位以内に入る ※平成28年(世界の都市総合力ランキング2016)に東京は3位と	

		<p>なり、平成 29 年(同 2017)も3位を維持したものの、アジアにおいてシンガポール、ソウル等の諸都市が総合力(スコア)を高めてきていることから、引き続き東京の魅力を高め、順位を維持・向上させることが必要である。</p> <p>→都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)における都市開発事業の平成 24 年度から平成 32 年までの建設投資累計額 目標値:8 兆円~11 兆円</p> <p>→都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)内の都市開発事業が行われた 2018 年度から 2030 年度までの区域面積割合 目標値:16.0%~18.5%</p> <p>※1 初期値:9.1%(2002 年度~2017 年度末(2017 年度は見込値)) ※2 中間目標値:12.8%~14.2%(2024 年度) ※3 延長要望期間における目標値:10.7%~11.3%(2020 年度)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置を引き続き戦略的・重点的に講ずることにより、都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発を誘発し、不動産活性化の呼び水とすることができ、我が国の活力の源泉である都市の活性化を図ることができる。</p>
10	有効性等	①: 適用数
		<p>(適用計画数実績)</p> <p>27 年度:4 計画(6 件) 28 年度:2 計画(2 件) 29 年度:2 計画(2 件)</p> <p>※適用計画実績については、認定事業者に対するアンケート調査の集計値(実数)</p> <p>(適用計画数見込み)</p> <p>31 年度:3 計画 32 年度:4 計画</p> <p>※適用計画数見込みについては、引き続き継続して適用される計画数の実績と平成17年度から平成29年度の適用実績の年平均から新規適用見込みを割り出して推計。</p> <p>・「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本特例措置に係る数値のみを抽出することはできないため、租特透明化法に基づき把握される数値を用いることはできない。</p> <p>・本特定措置は、特に我が国の国際競争力の強化を図るべき地域である都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業を推進するための制度であって、当該事業を施行する能力のある民間事業者であれば一律に適用されるものである。また、都市再生緊急整備地域において法人税の適用を受けた事業者は3年間で6社と、特定の事業者への偏りは見られないことから、本特例措置においても想定外に特定の者に偏るといふ蓋然性は低い。</p>

	②: 適用額	<p>(適用額実績)</p> <p>27 年度:3,418 百万円 28 年度:897 百万円 29 年度:803 百万円</p> <p>※適用額実績については、認定事業者に対するアンケート調査による減収額の集計値(実数)をもとに、法人税率で割り戻して推計したもの。※平成 27 年 23.9%、平成 28、29 年 23.4%で計算。</p> <p>(適用額見込み)</p> <p>31 年度:1,293 百万円 32 年度:1,720 百万円</p> <p>※適用計画数見込みについては、引き続き継続して適用される計画数の実績と平成17年度から平成29年度の適用実績の年平均から新規適用見込みを割り出して推計。</p> <p>・「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本特例措置に係る数値のみを抽出することはできないため、租特透明化法に基づき把握される数値を用いることはできない。</p>
	③: 減収額	<p>(減収額実績)</p> <p>27 年度:817 百万円 28 年度:210 百万円 29 年度:188 百万円</p> <p>※適用額実績については、認定事業者に対するアンケート調査による減収額の集計値(実数)をもとに、法人税率で割り戻して推計したもの。</p> <p>(減収額見込み)</p> <p>31 年度:300 百万円 32 年度:399 百万円</p> <p>※適用計画数見込みについては、引き続き継続して適用される計画数の実績と平成17年度から平成29年度の適用実績の年平均から新規適用見込みを割り出して推計。</p>
	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>民間都市再生事業計画は、平成 30 年8月末現在 114 計画が認定され、都市再生に向けた民間都市開発事業の促進が着実に図られている。</p> <p>具体的には、 都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む。)における都市開発事業の平成 29 年度から平成 30 年度までの建設投資額は約 2.3 兆円となり、目標に届く見込みである。現時点での平成 24 年度~平成 32 年度までの建設投資累計額(見込)が約 8.4 兆円であることから、目標達成に向けて順調に推移している。</p> <p>世界の都市総合ランキングについて、平成 29 年時点で東京は3位となっているが、アジアにおいてシンガポール、ソウル等の諸都市が総合力(スコア)を高めており、引き続き東京の魅力を高め、順位を維持・向上させることが必要である。</p> <p>都市再生緊急整備地域内における都市開発事業が行われた区域</p>

			<p>の面積割合については、2002年(都市再生特別措置法創設時)から2017年度末までに9.1%となっており、本特例措置によるインセンティブ効果により着実に事業の推進が図られている。今後も認定建築物が順次整備される予定であり、本特例措置を通じて優良な民間都市開発事業を推進することで、目標達成に向けた効果を発現していく見通しである。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>建設工事費の急激な上昇等による不動産市場の停滞など、引き続き都市再生については様々な課題がある中、都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業を推進する本措置が延長されなければ、我が国の活力の源泉である都市の活性化を図ることができなくなる。</p>
		⑤: 租税減を是認する理由等	<p>本特例措置を引き続き戦略的・重点的に講ずることにより、都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発を誘発し、不動産市場活性化の呼び水とすることができ、我が国の活力の源泉である都市の活性化を図ることができる。</p> <p>特に、建設工事費の急激な上昇等によりリスクが高まっているなど都市再生についてはさまざまな課題がある現状において、本特例措置の延長により、引き続き都市再生緊急整備地域等における優良な民間都市開発事業を推進し、我が国の活力の源泉である都市の活性化を図りたい。</p> <p>本特例措置による減収額は先述の通りだが、本特例措置により誘発された都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む。)における認定事業(114計画)における建設投資累計額は59,939億円、経済波及効果は150,787億円と試算され、租税増効果15,871億円と試算される。</p>
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は割増償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金に比して国庫への負担が少なく、効率的な措置である。</p> <p>本特例措置は、これまで多数の事業者への適用実績があり、また、都市再生の拠点として重点的に市街地の整備を推進すべき地域である都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業に限って適用されるものであり、都市再生の推進による都市の魅力向上という政策目標の達成のために的確かつ必要最小限の措置である。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>本特例措置と併せて金融支援を行っているが、当該金融支援は、民間金融機関からの調達が困難なミドルリスクの部分を補充し、事業の立ち上げを支援するもの。</p> <p>一方、本特例措置は、民間都市開発事業に必要な不動産取引等に係るコストを低減することで当該事業の採算性を向上させ、事業実施を決定するインセンティブを与えるものであり、両者の役割分担は明確である。</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成28年8月(H28 国交 07)

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	雨水貯留利用施設に係る割増償却制度の延長		
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の適用数（平成27年度及び28年度）について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】	① 租特透明化法に基づき作成された「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成30年2月国会提出）」中、平成27年及び平成28年の適用実績として記載されている数値は、本税制へ制度変更される平成27年度以前の旧い税制の適用実績であり、本税制の適用実績とはいえないため、これを用いなかった。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の適用数（平成32年度の法人税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】	① 将来の適用数（平成32年度：1件）については、現在整備中の施設に関する自治体への聞き取り調査に基づいている。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。
【国土交通省の補足説明】	① 過去の減収額については、税制の適用実績が存在しないため、税目を分けることなく、0万円と記載している。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。 ② 将来の減収額（平成32年度の法人税）については、評価書の別添において「当該建築物では、980m ³ の雨水貯留施設を整備しているとのことであった」と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかにされていない。 ③ 将来の減収額（平成32年度の法人税）について、「貯留施設を整備費用は、過去のアンケートより3.3万円/m ³ を想定」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】	① 平成32年度の適用見込み1件による、法人税の減収見込額は約2.4万円であるため、法人住民税及び法人事業税の減収見込額は、当該数値に対して、適用が見込まれる県及び市所定の税率を乗ずることで算定される。 ② 現在整備中の施設に関する自治体への聞き取り調査に基づき算定している。 ③ 複数の市への聞き取り調査に基づき算定している。
【点検結果】	① 「平成32年度の適用見込み1件による、法人税の減収見込額は約2.4万円であるため、法人住民税及び法人事業税の減収見込額は、当該数値に対して、適用が見込まれる県及び市所定の税率を乗ずることで算定される」との説明では、具体的な減収額が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。 ③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「複数の市への聞き取り調査に基づき算定している」との説明では、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 達成目標（過去10年に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数（H32年度：約4.4万戸））に対する過去の効果について、定量的に把握されていない。 ② 達成目標（過去10年に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数（H32年度：約4.4万戸））に対する過去の効果について「民間事業者等による雨水貯留利用施設の設置に対して、本税制によりインセンティブを付与することで、雨水貯留利用施設の設置が一層推進され、雨水の流出量が緩和・削減される。本税制の効果がなくなることで、床上浸水被害家屋の減少への寄与度が減少することになり、上記の目標達成がより困難となる」と説明されているが、過去の適用数は0件（平成29年度）であり、本特例措置が達成目標の実現に寄与したとは考えにくい。また、想定外に僅少であることの原因について「区域の指定に時間を要するだけで無く、区域設定後、建物等の建設にも一定の時間を要し、竣工した施設がまだ存在しないことが要因である」と説明されているが、「本税制の適用が今後見込まれる方の地区においては、300m ³ 以上の雨水貯留利用施設の設置が可能な建築物を現在1件建設中」と説明しており、区域の設定及び建物等の建設に時間を要することは適用数が想定外に僅少であることの原因として不十分であると考えられる。 ③ 「10④効果」欄の「《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》」に記載されている内容は、「10⑤税収減を是認する理由等」に記載すべきものである。
【国土交通省の補足説明】	① 達成目標については、平成27年度末時点で6.1万戸、平成28年度末時点で5.7万戸、平成29年度末時点で5.3万戸と減少している。これは、下水道施設や河川の整備による効果の発現であると推察されるが、今後、民間事業者による雨水貯留利用施設の整備が促進されることで、雨水の流出量がおお抑止されると見込まれる。数値の出典については、自治体からの聞き取りによる実績値を足し合わせることで算出している。 ② 現時点では、税制の適用実績が存在しないため、税制による効果は発現していない

<p>が、今後施設の整備が進み、適用実績が生じることにより、目標の達成に一定程度寄与することが見込まれる。また、浸水被害対策区域の設定については、各市で調整が図られている段階のため、当初の想定ほど増加していない状況ではあるが、実際に区域が設定された地区においては、施設の整備が着実に進むため、区域の設定が今後進むことで、適用件数も増加することが見込まれる。</p>
<p>③ ご指摘を踏まえて事前評価書を修正する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（過去10年に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数（H32年度：約4.4万戸））に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 当面は既存の浸水被害対策区域における雨水貯留利用施設の整備の効果が想定される。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「当面は既存の浸水被害対策区域における雨水貯留利用施設の整備の効果が想定される」との説明では、達成目標に対する将来の効果について、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	雨水貯留利用施設に係る割増償却制度の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税・義)(国税 24)
	②: 上記以外の税目	所得税
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 下水道法(昭和33年法律第79号)第25条の2に規定する浸水被害対策区域において、民間事業者が設置する雨水貯留利用施設に係る法人税・所得税の割増償却制度(5年間1割増償却) 《要望の内容》 適用期限を2年間延長し、平成33年3月31日までとする。 《関係条項》 租税特別措置法 第14条第1項、第2項第2号 第47条の2第1項、第3項第2号 第68条の35第1項、第3項第2号 租税特別措置法施行令 第7条第4項 第29条の5第3項
5	担当部局	水管理・国土保全局下水道部
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:平成27~32年度
7	創設年度及び改正経緯	平成10年度 税制創設 貯留利用施設 規模要件 貯水容量 100m ³ 以上 平成11年度 2年延長 平成13年度 2年延長 規模要件 貯水容量 100m ³ 以上→200m ³ 以上 償却率 1.2割増→1割増 平成14年度 2年延長 平成15年度 2年延長 平成16年度 特定都市河川流域における貯留利用施設の規模要件 貯水容量 200m ³ 以上→100m ³ 以上 平成17年度 2年延長 貯留利用施設 規模要件 貯水容量 200m ³ 以上→300m ³ 以上 浸透施設 浸透性舗装規模要件 3,000㎡以上を追加 平成19年度 2年延長 平成21年度 2年延長 平成23年度 2年延長 浸透性舗装規模要件 3,000㎡以上→5,000㎡以上 平成25年度 2年延長 平成27年度 2年延長 対象区域 人口30万人以上の都市→下水道法第25条の2に規定する浸水被害対策区域 対象施設 雨水貯留利用浸透施設 →雨水貯留利用施設 平成29年度 2年延長 対象施設から、構築物と併せて設置される機械及

		び装置を除外
8	適用又は延長期間	平成33年3月31日までの2年間
9	必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 本制度の政策目的は、雨水貯留利用施設の整備促進による浸水被害の軽減である。 近年、台風や前線による災害のほか、とりわけ都市部ではいわゆる「ゲリラ豪雨」による浸水被害が多発するようになってきている。ゲリラ豪雨は、局地的・短時間・高強度(降雨強度100mm/h以上も多い)に雨が降ることが特徴であり、総雨量は小さくてもピーク雨量は非常に大きく、発生場所等の予測が困難で被害軽減のための事前の対応が取りにくい。これまで地下空間の利用者や水路工事従事者に被害が出ているところである。 こうしたゲリラ豪雨被害に対して下水道は、雨水を迅速に流下させることのできる施設として効果的であり、各自治体においても下水道の整備を進めている。しかし、地下空間の利用が進んでいる地域において、下水道の追加的整備のための地下空間を確保することが困難である等、下水道の整備のみで浸水被害対策を行うことには限界がある。したがって、このようなゲリラ豪雨による浸水被害の発生を減少させるには、民間による雨水貯留利用施設の整備を促進し、分散型の流出抑制対策を推進する必要がある。 地方公共団体では、下水道の整備と併せて、学校の校庭や公園等を活用して雨水貯留利用施設の設置等を進めているところもあるが、利用できる敷地は限られていることから、公共による対策のみでは不十分であり、民間の協力が必要不可欠である。 このような取組を後押しするため、平成27年5月に下水道法を改正し、浸水被害対策区域制度を創設した。浸水被害対策区域は、都市機能が集積し、著しい浸水被害が発生するおそれがあるにもかかわらず、土地利用の状況により、下水道の整備のみでは浸水被害の防止が困難な地域において、公共下水道管理者が条例で指定するものであり、当該区域内では、条例による各戸貯留の義務づけ等が可能となる。 本税制は、浸水被害対策区域における雨水貯留利用施設の設置について税によるインセンティブを民間に付与し、その整備促進を図ることにより、各戸貯留の義務付け等の施策と一体として浸水被害防止の一層の促進を図るものである。 また、本税制により整備促進が図られる雨水貯留利用施設は、雨水の利用にも資するものであるが、雨水の利用を推進することは、下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制に寄与するものであり、ひいては、浸水被害の解消につながるものである。 (平成27年5月には、議員立法により「雨水の利用の推進に関する法律」(平成26年法律第17号)が施行された。)</p>
	①: 政策目的及びその根拠	

		<p>《政策目的の根拠》 社会資本整備重点計画（平成 27 年 9 月 18 日閣議決定） 第 2 章 社会資本整備の目指す姿と計画期間における重点目標、事業の概要 第 2 節 重点目標と政策パッケージ 2. 重点目標 2：災害特性や地域の脆弱性に応じて災害等のリスクを低減する 政策パッケージ 2-2：激甚化する気象災害に対するリスクの低減</p> <p>重点施策（水害対策） ・人口・資産が集中する地域や近年甚大な被害が発生した地域等における水害対策の推進 ・近年、頻発する局地的な大雨等（いわゆるゲリラ豪雨）に対応するため、下水道による浸水対策を推進するとともに、施設の能力を上回る降雨に対しては、官民連携してハード対策、ソフト対策等を組み合わせた効率的かつ効果的な浸水対策を推進</p>
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 4 水害等災害による被害の軽減 施策目標 12 水害・土砂災害の防止・減災を推進するに包含</p>
	③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 平成 27 年 9 月に「第 4 次社会資本整備重点計画」が閣議決定されており、社会資本整備事業の実施に関する達成目標について、その進捗を示す指標を新たに設定したところである。近年の雨の降り方の変化に伴い、浸水被害のリスクは一層高まっているため、以下の指標を達成目標とすることとする。</p> <p>「過去 10 年に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数」 (H26 年度：約 6.5 万戸→H32 年度：約 4.4 万戸)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制が、民間による雨水貯留利用施設の設置の促進に対するインセンティブとなり、雨水流出量の抑制が実現されることにより、水災害の被害の防止、軽減に寄与するものである。</p>
10	有効性等	<p>①: 適用数</p> <p>平成 27 年度(実績) 0 件 平成 28 年度(実績) 0 件 平成 29 年度(実績) 0 件 平成 30 年度(見込み) 0 件 平成 31 年度(見込み) 0 件 平成 32 年度(見込み) 1 件</p> <p>本税制において対象となる区域は、平成 27 年度に改正された下水道法に規定する浸水被害対策区域であり、現在 2 地区で指定がされているところ。 本制度については、制度創設後適用実績はないが、これは、区域の指定に時間を要するだけで無く、区域設定後、建物等の建設にも一定の時間を要し、竣工した施設がまだ存在しないことが要因である。 一方で、本制度については、雨水貯留利用施設を整備することのインセンティブとなるため有効な手段と考えており、今回の豪雨被害を踏まえ、本制度の適用を積極的に考えている都市も増え</p>

		<p>る見通しである。 昨今の激甚化する豪雨災害も踏まえ、早期に浸水被害の解消が求められる浸水被害対策区域においては、効率的かつ効果的に浸水に対する安全度の向上を図るため、本税制による民間の雨水貯留利用施設の整備促進は必要不可欠である。</p>
	②: 適用額	<p>平成 27 年度(実績) 0 万円 平成 28 年度(実績) 0 万円 平成 29 年度(実績) 0 万円 平成 30 年度(見込み) 0 万円 平成 31 年度(見込み) 0 万円 平成 32 年度(見込み) 3000 万円 ※算定根拠については、別添参照</p>
	③: 減収額	<p>平成 27 年度(実績) 0 万円 平成 28 年度(実績) 0 万円 平成 29 年度(実績) 0 万円 平成 30 年度(見込み) 0 万円 平成 31 年度(見込み) 0 万円 平成 32 年度(見込み) 2.4 万円 ※算定根拠については、別添参照</p>
	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 下水道法上の浸水被害対策区域に税制の対象区域が変更された平成 27 年度以降、適用実績が無いため、政策目的の達成及び達成目標の実現への寄与は今のところ存在しない。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 平成 27 年度以降、適用実績が無いため効果は発現していない。 これは、区域の指定に時間を要するだけで無く、区域設定後、建物等の建設にも一定の時間を要し、竣工した施設がまだ存在しないことが要因である。民間事業者等による雨水貯留利用施設の設置に対して、本税制によりインセンティブを付与することで、雨水貯留利用施設の設置が一層推進され、雨水の流出量が緩和・削減される。本税制の効果がなくなることで、床上浸水被害家屋の減少への寄与度が減少することになり、上記の目標達成がより困難となる。</p>
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>上記政策目標の達成状況は、ハード・ソフト、公共・民間による包括的な対策により達成されるものであり、本税制の効果は、それら達成状況の一部に包含されて発現する。 都市部でのゲリラ豪雨頻発による浸水被害を着実に軽減していくためには、既存市街地における対策、官民が連携した対策をさらに促進していくことが必要であり、このためには、本税制は有効な手段である。なお、本税制は、割増償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、効率的に効果を発現する手段である。以上を踏まえると、本税制は効果と減収額を比較して十分に減収額を是認する効果があり、また今後とも、十分に税収減を是認する効果を持ちうると言える。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>いわゆるゲリラ豪雨は、発生場所の予測が困難であり、かつ、短時間で、現在整備されている下水道の流下能力を大きく上回る大量の降雨をもたらす。そのため、下水道によるハード施設整備</p>

別添

		<p>のみに対応することは困難であり、その被害軽減を図るためには民間による雨水貯留利用施設の設置を進め、官民が連携した浸水防止対策を進める必要がある。</p> <p>下水道法上の浸水被害対策区域内において、民間が設置する雨水貯留利用施設は、広く分散して存在し、当該地域における雨水の流出量を緩和・削減して治水安全度を向上させる効果があり、区域内の浸水被害の解消という政策目標を早期達成するために有効である。</p> <p>また、都市部では地下空間の利用が進み、公共が雨水貯留利用施設を自ら設置することは、技術面・コスト面で困難であるうえ、整備にも時間を要することになる。</p> <p>一方、民間が商業施設等を設置する際に、税制上の措置を受けて雨水貯留利用施設を設置する場合は、公共が直接整備する場合に比べ、大幅に公費負担が少ないにもかかわらず、浸水対策を効果的に実施することが可能となる。したがって、税によるインセンティブを付与することにより民間の雨水貯留利用施設の整備促進を図ることは、妥当な措置である。</p> <p>さらに、雨水の利用を推進することで、下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制にも寄与する。</p>
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>○特定地域都市浸水被害対策事業</p> <p>内水被害の著しい地域において、浸水被害対策区域に指定された地区で、民間事業者が建築物に貯留施設等を建設する場合に国庫補助を行う。</p> <p>(平成 29 年度 2.1 億円)</p> <p>上記予算上の措置等は、民間事業者と下水道管理者が一体的に施設の整備を行うことで、大規模施設等のスケールメリット等がはたらく、迅速な効果の発現が可能な場合において、民間事業者へ補助を行うものである。しかし、上記のような施設は数が限られているため、地区内で浸水対策の効果を発現するには、スケールメリット等がはたらくにくい小規模な個別ビル等も含めた裾野の広い取組も併せて実施することが必要であり、そのために本税制による支援措置を講ずる。</p> <p>なお、補助金等をもって建築し、又は設置される構築物については、本税制の適用対象から除外されている。</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 28 年 8 月 (H28 国交 12)

減収見込額等の算定根拠

1. 適用件数・減収額の推計

① 適用件数の推計

平成 27 年の下水道法改正により創設された浸水被害対策区域は、ゲリラ豪雨等に対して民間の協力を得ながら必要な対策を行うことが合理的である区域を、公共下水道管理者である地方公共団体が条例で指定するものである。

平成 30 年 7 月現在、合計 2 地区の指定がなされており、両地区では予算制度の「特定地域都市浸水被害対策事業」を通じて補助金による支援を実施している。

本税制の適用が今後見込まれる方の地区においては、300m³以上の雨水貯留利用施設の設置が可能な建築物を現在 1 件建設中である(平成 32 年に竣工予定)。なお、当該地区における、平成 32 年度までに竣工するその他の貯留利用施設は把握されていない。

② 減収見込額の推計

当該建築物では、980m³の雨水貯留施設を整備しているとのことであった。

H31 の減収見込額は、適用件数が 0 件のため 0 万円

H32 の減収見込額は、貯留施設整備費用×割増償却率×法人税率

$$= \text{約 } 3000 \text{ 万円 } (980\text{m}^3 \times 3.3 \text{ 万円/m}^3) \times 0.0034 \times 0.232$$

$$= \text{約 } 2.4 \text{ 万円}$$

※ 貯留施設の整備費用は、過去のアンケートより 3.3 万円/m³を想定

※ 割増償却率は、 $0.034 \times 10\% = 0.0034$ (耐用年数 30 年、定額法)

・減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号)別表第一 機械及び装置以外の耐用年数表 「構造物 コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの(前掲のものを除く。) 岸壁、棧橋、防壁(爆発物用のものを除く。)、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び水そう」に該当

→「耐用年数 30 年」に該当

別表第八 定額法の償却率 「耐用年数(年) 30 年」→「償却率 0.034」

※ 法人税率 23.2%(中小法人以外の普通法人、H30.4.1 以後開始事業年度)

2. 適用件数及び減収見込額まとめ

H31 年度 適用件数 0 件 減収見込額 0 万円

H32 年度 適用件数 1 件 減収見込額 約 2.4 万円

<平成31年度税制改正要望関係> 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (H30国交11)

(評価実施府省：国土交通省)

【基本情報】

制度名 (措置名)	東京湾横断道路株式会社に係る外形標準課税(資本割)の課税標準の特例措置の延長 (東京湾横断道路株式会社に係る資本割の特例措置)										
措置の内容	平成28年度時点	東京湾横断道路株式会社(TTB)について、資本割の課税標準である資本金等の額から、総資産のうち建設未収金に相当する割合を乗じた額を控除する。									
	平成29年度税制改正以後	従前どおり									
	平成30年度税制改正以後	従前どおり									
政策目的	首都圏交通において重要な役割を担うTTBの適切かつ円滑な業務の推進を図り、首都圏における都市交通の円滑化と広域的な都市圏の形成を実現する。										
評価対象税目	義務対象					努力義務対象					
	法人事業税										
関係条項	地方税法附則第9条										
要望内容	措置の適用期限を平成36年3月31日まで5年間延長する。										
創設年度	H16	過去の政策評価の実績	H25国交20							区分	延長

【総括表】

	租税特別措置等の適用実態												租税特別措置等によって達成しようとする目標とその実現状況(効果)					
	適用件数 (法人事業税・件)			(参考)	減収額 (法人税・百万円)			(参考)	減収額 (法人事業税・百万円)			(参考)	目標					
				適用実態調査における適用件数 (法人税・件)				適用実態調査における適用額の上 位10社割合(法人 税・%)				適用実態調査にお ける租税特別措置ごとの 影響額(法人事業 税・百万円)	「TTBが引き続き適正かつ円滑に業務を実施していくための安定的な経営基 盤の確保(測定指標：当期純利益)」					
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	目標値 (百万円)	将来予測	実績	租特の直 接的効果	目標 達成度	
H23	-	1	-	-	-	-	-	-	-	▲180.0	-	-	-	-	-	不明	不明	-
H24	-	1	-	-	-	-	-	-	-	▲180.0	-	-	-	-	-	不明	不明	-
H25	1	-	-	-	-	-	-	-	▲180.0	-	-	-	-	不明	不明	-	-	-
H26	1	-	-	-	-	-	-	-	▲180.0	-	-	-	-	不明	不明	-	-	-
H27	1	1	100.0%	-	-	-	-	-	▲180.0	▲270.0	150.0%	-	-	不明	不明	383	270	-
H28	1	1	100.0%	-	-	-	-	-	▲180.0	▲449.0	249.4%	-	-	不明	不明	428	449	-
H29	1	1	100.0%	-	-	-	-	-	▲180.0	▲449.0	249.4%	-	-	不明	不明	190	449	-
H30	1	-	-	-	-	-	-	-	▲449.0	-	-	-	-	不明	不明	-	-	-
H31	1	-	-	-	-	-	-	-	▲449.0	-	-	-	-	不明	不明	-	-	-
H32	1	-	-	-	-	-	-	-	▲449.0	-	-	-	-	不明	不明	-	-	-
H33	1	-	-	-	-	-	-	-	▲448.0	-	-	-	-	不明	不明	-	-	-
H34	1	-	-	-	-	-	-	-	▲447.0	-	-	-	-	不明	不明	-	-	-
H35~ /未定	1	-	-	-	-	-	-	-	▲444.0	-	-	-	-	不明	不明	-	-	-

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	東京湾横断道路株式会社に係る外形標準課税（資本割）の課税標準の特例措置の延長		
税目	法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（本特例措置を講ずることにより、T T Bの適切かつ円滑な業務の推進に資する）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（本特例措置を講ずることにより、T T Bの適切かつ円滑な業務の推進に資する）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p> <p>③ 所期の達成目標（T T Bの資本金は、東京湾横断道路開通後にT T Bが湾横特措法第2条に基づき実施している東京湾横断道路の日常的管理業務及び休憩施設事業を主とした管理事業の規模に比べれば著しく過大となっており、かつ、仮に資本割が適用された場合においては、T T Bの事業経営に与える影響が甚大となる。このため、本特例措置を講ずることにより、T T Bの適正かつ円滑な業務の推進に資する）から新たな達成目標（本特例措置を講ずることにより、T T Bの適切かつ円滑な業務の推進に資する）へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 東京湾横断道路事業は、本来国が行うべき国道の建設事業について、湾横特措法に基づき、民活方式によりT T Bが特例的に実施しているものであり、当該道路の建設に当たっては、有利子債務を少なくするために地方公共団体等から多額の出資金を受けていることから、資本金の額が著しく大きなものとなっている。</p> <p>また、現在のT T Bの主な事業は、東京湾横断道路の日常的管理業務と休憩施設運営業務であり、資本金の額は事業規模を適正に反映したものとは言えないため、本特例が措置されたものである。</p> <p>よって、本特例措置は、このような事業の特殊性を鑑みた特例的な扱いであることから、業績指標の設定になじまないものとして、当初より達成目標等（目標値、目標達成時期）は設定していない。</p> <p>② 本特例措置は、このような事業の特殊性に鑑みた特例的な扱いであることから、業績指標の設定になじまないものとして、当初より達成目標等（目標値、目標達成時期）は設定していない。</p> <p>なお、T T Bにおいては、当面資本割の課税標準である資本金の額は一定であり状況が変わるものではないため、今後とも、東京湾横断道路事業を実施するT T Bの適切かつ円滑な事業の推進を図るため本特例措置が必要である。</p> <p>③ 前回通りに修正する。</p> <p>修正文：T T Bの資本金は、東京湾横断道路開通後にT T Bが湾横特措法第2条に基づき実施している、東京湾横断道路の日常的管理業務及び休憩施設運営事業の規模に比べれば著しく過大となっており、かつ、仮に資本割が適用された場合においては、T T Bの事業経営に与える影響が甚大となる。このため、本特例措置を講ずることにより、T T Bの適切かつ円滑な業務の推進に資する</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 過去の減収額449百万円（平成28年度及び29年度）が前回評価時の将来予測180百万円と乖離していることについて、その原因が明らかにされていない。</p>																
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 減収額の算出は下記のとおりである。</p> <p>計算式：「特例無」－「特例有」 ＝（資本金×税率）－（（資本金－資本金×（建設事業未収入金／総資産））×税率）</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特例無 (特例措置が無い場合の 租税額(資本割))</td> <td>273</td> <td>456</td> <td>456</td> </tr> <tr> <td>特例有 (実納税額(資本割))</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>270</td> <td>449</td> <td>449</td> </tr> </tbody> </table> <p>※端数処理のため、数値が一致しないところがある。 ※数値については、対象事業者からの聞き取りによるもの。 ※適用実態調査に記載ある適用総額は上記計算式の「資本金×（建設事業未収入金／総資産）」に該当している。（上表は事業実施年度ベースで記載） ※なお、資本金額は、H27～H29年度全て90,000百万円、税率はH27年度：0.3%、H28年度以降：0.5%となっている。 ※また、平成29年度の総資産の額は480,479,866千円、建設事業未収入金は473,159,100千円、特例適用額は88,628,727千円となる。（総資産の額に占める建設事業未収入金の割合は98.476%）</p> <p>② 前回評価時の将来的な減収額と数値が異なる主な要因としては、法人事業税（資本割）の税率が平成28年度に0.5%まで増率したためである。（前回評価時における税率は0.2%）。</p>	年度	H27	H28	H29	特例無 (特例措置が無い場合の 租税額(資本割))	273	456	456	特例有 (実納税額(資本割))	3	6	7	減収額	270	449	449
年度	H27	H28	H29													
特例無 (特例措置が無い場合の 租税額(資本割))	273	456	456													
特例有 (実納税額(資本割))	3	6	7													
減収額	270	449	449													
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>																

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
 ① 将来の減収額について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】
 ① 減収額は下記のとおりです。
 計算式：「特例無」－「特例有」
 ＝（資本金×税率）－（（資本金－資本金×（建設事業未収入金／総資産））×税率）

（単位：百万円）

年度	H30	H31	H32	H33	H34	H35
特例無 （特例措置が無い場合 の租税額（資本割））	456	456	456	456	456	456
特例有 （実納税額（資本割））	7	7	7	8	9	12
減収額	449	449	449	448	447	444

※端数処理のため、数値が一致しないところがある。
 ※数値については、対象事業者からの聞き取りに基づく推計値。

【点検結果】
 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、その他の算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
 ① 達成目標（本特例措置を講ずることにより、T T Bの適切かつ円滑な業務の推進に資する）に対する過去の効果について、「本特例が措置された事業基盤の上に適切な事業運営を行うことにより、事業の安定化が図られているものといえる」と説明されているが、定量的に把握されていない。

【国土交通省の補足説明】
 ① T T Bにおいては、海上という立地条件による業務や経営への影響、交通量の変動など様々な事業リスクがある。こうした事業に与える不安定要素を多く抱える状況の中で、T T Bの事業規模を適切に反映した課税標準とする本特例措置は、T T Bの事業基盤の安定化のため必要なものである。
 なお、下表から分かるとおり、本特例措置による減免によって、T T Bの当期純利益は黒字を維持できている。
 本特例が措置された事業基盤の上に適切な事業運営を行うことにより、事業の安定化が図られている。

（単位：百万円）

年度	当期純利益	租税減収額	特例措置がない場合の当期純利益
H28	428	△449	△21
H29	190	△449	△258

※端数処理のため、数値が一致しないところがある。
 ※数値については、対象事業者からの聞き取りによるもの。

【点検結果】
 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
 ① 達成目標（本特例措置を講ずることにより、T T Bの適切かつ円滑な業務の推進に資する）に対する将来の効果について、「本特例が措置された事業基盤の上に適切な事業運営を行うことにより、事業の安定化が図られているものといえる」と説明されているが、定量的に予測されていない。

【国土交通省の補足説明】
 ① T T Bの主な事業である、東京湾横断道路の日常的管理業務と休憩施設運営事業の今後の収支については、29年度と同程度で推移する見通しとなっている。
 ・ 日常的管理業務においては、老朽化対策・安全対策による事業費の増や管理体制の強化による費用の増などにより、管理事業にかかる収益は、今後も同程度で推移する見通し。
 ・ 休憩施設運営事業においては、リニューアル工事に伴う減価償却費の増、P A設備の老朽化に伴う更新費用の増などが見込まれ、収入面についても、施設規模が変わらないことから、休憩施設運営事業にかかる収益は、今後も同程度で推移する見通し。
 また、T T Bにおいては、当面資本割の課税標準である資本金の額は一定であり状況が変わるものではない。
 よって、本特例措置による減免がなければ、将来的な経営が赤字で推移することが見込まれることから、本特例措置は、T T Bの事業基盤の安定化のため必要なものとなっている。

【点検結果】
 ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(5)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	東京湾横断道路株式会社に係る外形標準課税(資本割)の課税標準の特例措置の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人事業税:義)(地方税14)
		②: 上記以外の税目 —
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 東京湾横断道路株式会社(以下「TTB」という。)に対する法人事業税の資本割の課税標準額の算定について、資本金の額から、当該資本金の額に総資産の金額のうち建設事業未収金の金額の占める割合を乗じて計算した金額を控除する。 (課税標準額=資本金等-資本金等×(建設事業未収金/総資産))
		《要望の内容》 措置の適用期限を5年間延長し、平成36年3月31日までとする。
		《関係条項》 ・地方税法(昭和25年法律第226号)附則第9条第7項 ・地方税法施行令(昭和25年政令第245号)附則第6条の2第1項 ・地方税法施行規則(昭和29年総理府令23号)附則第2条の7
		《要望の内容》 措置の適用期限を5年間延長し、平成36年3月31日までとする。
5	担当部局	国土交通省道路局高速道路課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:平成27年度~35年度
7	創設年度及び改正経緯	平成16年度 創設(5年間) 平成21年度 延長(5年間) 平成26年度 延長(5年間)
8	適用又は延長期間	5年間(平成31年4月1日~平成36年3月31日)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 東京湾横断道路は、首都圏の幹線道路ネットワークの一環として、周辺都市機能を高め広域的な都市圏を形成する基盤となるものであるが、TTBは、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法(以下「湾横特措法」という。)により、大規模プロジェクトによる当該道路(一般国道409号)の建設等を特例的に実施し、現在、その管理を行っている。 本特例措置を講ずることにより、首都圏交通において重要な役割を担うTTBの適切かつ円滑な業務の推進を図り、首都圏における都市交通の円滑化と広域的な都市圏の形成を実現する。
		《政策目的の根拠》 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法(昭和61年法律第45号)

		(目的) 第一条 この法律は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して東京湾横断道路の建設を図るための特別の措置を定めることにより、その建設を促進し、もつて東京湾の周辺の地域における交通の円滑化に資することを目的とする。
②	政策体系における政策目的的位置付け	「国土交通省政策評価基本計画」 政策目標8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上 施策目標29 道路交通の円滑化を推進する に包含
③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 TTBの資本金は、東京湾横断道路開通後にTTBが湾横特措法第2条に基づき実施している、東京湾横断道路の日常的管理業務及び休憩施設運営事業の規模に比べれば著しく過大となっており、かつ、仮に資本割が適用された場合においては、TTBの事業経営に与える影響が甚大となる。 このため、本特例措置を講ずることにより、TTBの適切かつ円滑な業務の推進に資する。 ※ 東京湾横断道路事業は、本来国が行うべき国道の建設事業について、湾横特措法に基づき、民活方式によりTTBが特例的に実施しているものであるが、当該道路の建設に当たっては、有利子債務を少なくするため、多額の出資金を受けていることから、地方公共団体等からの資本金の額が著しく大きなものとなっている。 現在のTTBの主な事業は、東京湾横断道路の日常的管理業務と休憩施設業務であり、資本金の額は事業規模を適正に反映したものとはいえないため、本特例が措置されたものである。 このような実態に基づく特例的な扱いであることから、業績指標等の設定になじまないものとして、当初より達成目標等(所期の目標)は設定していない。
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 東京湾横断道路は、京葉道路、東京湾岸道路、東京外かく環状道路、首都圏中央連絡自動車道、東関東自動車道等と一体となって、首都圏における広域的幹線道路網を形成するものである。本道路は、京浜地域と房総地域を直結することにより首都圏の南バイパスの役割を果たし、周辺都市機能を高め広域的な都市圏を形成する基盤となるものである。 TTBは、湾横特措法により当該道路の建設等を特例的に実施し、平成9年12月の開通以来、その建設により蓄積した技術とノウハウを活かして当該道路の管理等を行っている。 このため、本特例措置を講ずることにより、首都圏交通において重要な役割を担うTTBの適正かつ円滑な業務の推進が図られ、首都圏における都市交通の円滑化と広域的な都市圏の形成に寄与する。

10	有効性等	①: 適用数	<p>毎年度1件</p> <p>(注)本措置の適用対象はTTBのみである。</p>																				
		②: 適用額	<p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> <th>H34</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用推計額</td> <td>88,888</td> <td>88,729</td> <td>88,629</td> <td>88,622</td> <td>88,616</td> <td>88,609</td> <td>88,455</td> <td>88,154</td> <td>87,709</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)対象事業者からの聞き取りによるものであり、地方税法に基づき把握できる情報はない。</p>	年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	適用推計額	88,888	88,729	88,629	88,622	88,616	88,609	88,455	88,154	87,709
		年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35												
		適用推計額	88,888	88,729	88,629	88,622	88,616	88,609	88,455	88,154	87,709												
		③: 減収額	<p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> <th>H34</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>270</td> <td>449</td> <td>449</td> <td>449</td> <td>449</td> <td>449</td> <td>448</td> <td>447</td> <td>444</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)対象事業者からの聞き取りによるものであり、地方税法に基づき把握できる情報はない。</p>	年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	減収額	270	449	449	449	449	449	448	447	444
年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35														
減収額	270	449	449	449	449	449	448	447	444														
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>TTBにおいては、海上という立地条件による業務や経営への影響、交通量の変動など様々な事業リスクがある。こうした事業に与える不安定要素を多く抱える状況の中で、TTBの事業規模を適正に反映した課税標準とする本特例措置は、TTBの事業基盤の安定化のため必要なものである。</p> <p>本特例が措置された事業基盤の上に適切な事業運営を行うことにより、事業の安定化が図られているものといえる。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>当期純利益</th> <th>租税減収額</th> <th>特例措置がない場合の当期純利益</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27</td> <td>383</td> <td>△270</td> <td>113</td> <td>資本割の税率が0.3%に拡大</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>428</td> <td>△449</td> <td>△21</td> <td>資本割の税率が0.5%に拡大</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>190</td> <td>△449</td> <td>△258</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)端数処理のため、数値が一致していない。</p>	年度	当期純利益	租税減収額	特例措置がない場合の当期純利益	備考	H27	383	△270	113	資本割の税率が0.3%に拡大	H28	428	△449	△21	資本割の税率が0.5%に拡大	H29	190	△449	△258			
年度	当期純利益	租税減収額	特例措置がない場合の当期純利益	備考																			
H27	383	△270	113	資本割の税率が0.3%に拡大																			
H28	428	△449	△21	資本割の税率が0.5%に拡大																			
H29	190	△449	△258																				
⑤: 税収減を是認する理由等	<p>本特例措置を講ずることによりTTBの適切かつ円滑な業務の推進が図られる。これは、東京湾横断道路利用者の安全で円滑な通行に寄与するとともに、首都圏における都市交通の円滑化と広域的な都市圏の形成に貢献するなどその波及効果は大きく、税収減が十分に是認さ</p>																						

			れると考えられる。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>東京湾横断道路(一般国道409号)の建設等については、湾横特措法により、TTBが特例的に行っている。</p> <p>TTBは、当該道路の建設等に当たり、有利子債務を少なくするため、地方公共団体等から多額の出資金を受けており、資本金の額が著しく大きなものとなっている。</p> <p>また、TTBの貸借対照表上、資産のほとんどが建設事業未収金(高速道路機構からの建設費用割賦支払額)であり、これは、本来国が行うべき道路建設等を代行することにより生じたものであることから、資本金の額から、当該資本金の額に総資産の金額のうちに建設事業未収金の金額の占める割合を乗じて計算した金額を控除する本特例措置は、TTBの適切かつ円滑な業務の推進に支障を生じさせないために必要であり、他の手段によることはできない。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>本特例措置に類する税制特例措置以外の支援措置は講じられていない。</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>東京湾横断道路利用者の安全で円滑な通行に寄与するとともに、大都市圏における都市交通の円滑化と広域的な都市圏の形成に貢献するなど、周辺地方公共団体の受益に資するものである。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成25年8月(H25 国交20)

<平成31年度税制改正要望関係> 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (H30国交12)

(評価実施府省：国土交通省)

【基本情報】

制度名 (措置名)	JR北海道及びJR四国の資本割に係る課税標準の特例措置の延長 (JR北海道・四国に係る資本割の特例措置)										
措置の内容	平成28年度時点	JR北海道及びJR四国について、資本割の課税標準である資本金等の額を資本金の額に2を乗じて得た額とする。 (JR九州についても同様(民営化に伴う経過措置))									
	平成29年度税制改正以後	JR北海道及びJR四国については従前どおり (JR九州については、資本金の額及び資本準備金の合計額に3/4を乗じた額を控除する(民営化に伴う経過措置))									
	平成30年度税制改正以後	JR北海道及びJR四国については従前どおり (JR九州については、資本金の額及び資本準備金の合計額に1/2を乗じた額を控除する(民営化に伴う経過措置))									
政策目的	JR北海道等の資本準備金の特殊性を勘案して、法人事業税の負担を軽減する。										
評価対象税目	義務対象					努力義務対象					
	法人事業税										
関係条項	地方税法附則第9条										
要望内容	措置の適用期限を平成36年3月31日まで5年間延長する。										
創設年度	H16	過去の政策評価の実績	H25国交27							区分	延長

【総括表】

	租税特別措置等の適用実態												租税特別措置等によって達成しようとする目標とその実現状況(効果)					
	適用件数 (法人事業税・件)			(参考)	減収額 (法人税・百万円)			(参考)	減収額 (法人事業税・百万円)			(参考)	目標					
				適用実態調査における適用件数 (法人税・件)				適用実態調査における適用額の上 位10社割合(法人 税・%)				適用実態調査にお ける租税特別措置ごとの 影響額(法人事業 税・百万円)	「資本準備金の性格を有しない国鉄長期債務見合いの資本準備金を資本 割の課税標準から控除する」					
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	目標値	将来予測	実績	租税の直 接的効果	目標 達成度	
H23	-	3	-	-	-	-	-	-	-	▲552.0	-	-	-	-	-	不明	不明	-
H24	-	3	-	-	-	-	-	-	-	▲552.0	-	-	-	-	-	不明	不明	-
H25	3	-	-	-	-	-	-	-	▲552.0	-	-	-	不明	不明	-	-	-	
H26	3	3	100.0%	-	-	-	-	-	▲552.0	▲552.0	100.0%	-	不明	不明	-	-	-	
H27	3	3	100.0%	-	-	-	-	-	▲552.0	▲828.0	150.0%	-	不明	不明	不明	不明	-	
H28	3	3	100.0%	-	-	-	-	-	▲552.0	▲1,380.0	250.0%	-	不明	不明	不明	不明	-	
H29	3	3	100.0%	-	-	-	-	-	▲552.0	▲1,305.0	236.4%	-	不明	不明	不明	不明	-	
H30	3	-	-	-	-	-	-	-	▲1,070.0	-	-	-	不明	不明	-	-	-	
H31	2	-	-	-	-	-	-	-	▲820.0	-	-	-	不明	不明	-	-	-	
H32	2	-	-	-	-	-	-	-	▲820.0	-	-	-	不明	不明	-	-	-	
H33	2	-	-	-	-	-	-	-	▲820.0	-	-	-	不明	不明	-	-	-	
H34	2	-	-	-	-	-	-	-	▲820.0	-	-	-	不明	不明	-	-	-	
H35~ /未定	2	-	-	-	-	-	-	-	▲820.0	-	-	-	不明	不明	-	-	-	

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	J R北海道及びJ R四国の資本割に係る課税標準の特例措置の延長		
税 目	法人事業税		
区 分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標が設定されておらず、本特例措置が政策目的の実現に必要なかつ有効であるかを検証することができない。
【国土交通省の補足説明】
① 前回要望時の目標は「J R北海道等の資本準備金の特殊性を勘案して、本来的には資本準備金の性格を有しない国鉄長期債務見合いの資本準備金について、資本割の課税標準から控除する」としていたところ。 J R北海道等の資本準備金の特殊性については、現在においても変わるものではなく、本来的には資本準備金の性格を有しない、国鉄長期債務見合いの資本準備金について、引き続き、資本割の課税標準から控除することが必要不可欠である。
【点検結果】
① 補足説明では、前回要望時の目標と変更がないこと及び本特例措置の内容を説明にしているにすぎず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の減収額（平成29年度）について、「算定式：特例措置なしの納税額－特例措置ありの納税額」と説明され1,305百万円とされているが、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
② 過去の減収額（平成26年度から28年度まで）について、地方税法に基づく税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書に基づき把握される適用額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① 算定根拠については、本特例措置が無い場合（資本金及び資本準備金を足した額から、1千億円超を1/2とした額を課税標準とする）から、本特例措置が適用された場合（地方税法附則第9条により、資本金に2を乗じた額を課税標準とする）を差し引いた数値を減収額とした（平成29年度のJ R九州は、完全民営化に伴う税制上の激変緩和措置により、資本金と資本準備金の合計額を3/4控除している）。資本金、資本準備金は事業者への聴き取り調査により、J R北海道は資本金が9,000百万円、資本準備金が153,451百万円、J R四国は資本金が3,500百万円、資本準備金が54,340百万円、J R九州は資本金が16,000百万円、資本準備金は171,908百万円である。
- ② 平成26年度から平成28年度の減収額についても同様に、本特例措置が無い場合（資本金及び資本準備金を足した額から、1千億円超を1/2とした額を課税標準とする）から、本特例措置が適用された場合（地方税法附則第9条により、資本金に2を乗じた額を課税標準とする）を差し引いた数値を減収額とした。
地方税法に基づく税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書には、資本金等の合計額のみ記載されていることから、資本金、資本準備金それぞれの額について事業者への聴き取りを行い、減収額を算出した。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「J R北海道は資本金が9,000百万円、資本準備金が153,451百万円、J R四国は資本金が3,500百万円、資本準備金が54,340百万円、J R九州は資本金が16,000百万円、資本準備金は171,908百万円」との説明では、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。
- ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額について、「J R北海道等からの聴き取り」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】
① 将来の減収額についても、過去の減収額と同様に本特例措置が無い場合（資本金及び資本準備金を足した額から、1千億円超を1/2とした額を課税標準とする）から、本特例措置が適用された場合（地方税法附則第9条により、資本金に2を乗じた額を課税標準とする）を差し引いた数値を減収額とした。J R北海道等の資本金、資本準備金の額は、平成30年度時点でJ R北海道は資本金が9,000百万円、資本準備金が153,451百万円、J R四国は資本金が3,500百万円、資本準備金が54,340百万円であり、設定された経緯の特殊性から変わる可能性が低いいため、平成30年度の額を基に減収額を算定している。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「平成30年度時点でJ R北海道は資本金が9,000百万円、資本準備金が153,451百万円、J R四国は資本金が3,500百万円、資本準備金が54,340百万円であり、設定された経緯の特殊性から変わる可能性が低いいため、平成30年度の額を基に減収額を算定」との説明では、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（資本準備金の性格を有しない国鉄長期債務見合いの資本準備金について、資本割の課税標準から控除する）に対する過去の効果について、「J R北海道等の事業規模に見合った額に調整することで、本来の外形標準課税の目的に沿った適正な事業税負担となる」と説明されているが、定量的に把握されていない。

【国土交通省の補足説明】 ① 本特例措置は、本来的には資本準備金の性格を有しない、国鉄長期債務見合いの資本準備金について、資本割の課税標準から控除するものであり、本特例の創設時からJR北海道等の資本準備金の特殊性に変わりはない。
【点検結果】 ① 補足説明では、本確認表(1)達成目標の【点検結果】で指摘したとおり、適切な達成目標が設定されておらず(本特例措置の内容を説明しているにすぎない)、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 達成目標(資本準備金の性格を有しない国鉄長期債務見合いの資本準備金について、資本割の課税標準から控除する)に対する将来の効果について、「JR北海道等の事業規模に見合った額に調整することで、本来の外形標準課税の目的に沿った適正な事業税負担となる」と説明されているが、定量的に予測されていない。
【国土交通省の補足説明】 ① 本特例措置は、本来的には資本準備金の性格を有しない、国鉄長期債務見合いの資本準備金について、資本割の課税標準から控除するものであり、本特例の創設時からJR北海道等の資本準備金の特殊性に変わりはない。
【点検結果】 ① 補足説明では、本確認表(1)達成目標の【点検結果】で指摘したとおり、適切な達成目標が設定されておらず(本特例措置の内容を説明しているにすぎない)、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(1)達成目標が設定されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(注)【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	JR北海道及びJR四国の資本割に係る課税標準の特例措置の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目
		(法人事業税:義)(地方税 16) -
3	要望区分等の別	【延長】 【単独】
4	内容	《現行制度の概要》 JR北海道及びJR四国(以下、「JR北海道等」という。)の資本準備金に係る商法の特例を適用した金額(国鉄長期債務を承継させなかったことにより、形式的に計上した資本準備金)を資本割の課税標準から控除。
		《要望の内容》 適用期限を5年間延長し、平成 36 年3月 31 日までとする。
		《関係条項》 地方税法附則 第9条の1 第1項
5	担当部局	国土交通省 鉄道局 総務課企画室 国土交通省 鉄道局 鉄道事業課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 30 年7月 分析対象期間:平成 26 年度～平成 35 年度
7	創設年度及び改正経緯	平成 16 年度 創設 平成 21 年度 5年間延長 平成 26 年度 5年間延長 平成 28 年度 縮減
8	適用又は延長期間	5年間(平成 36 年3月 31 日まで)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠
		《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 JR北海道等の資本準備金の特殊性を勘案して、法人事業税の負担を軽減する。 《政策目的の根拠》 昭和62年4月の国鉄改革により発足したJR会社等が日本国有鉄道から承継する財産の価格については、日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号)第20条の規定に基づき、評価審査会が決定することとされたところ。 日本国有鉄道改革法第13条第2項に基づき、国鉄長期債務を承継させなかったJR北海道等においては、日本国有鉄道からの承継資産と、私鉄における売上高に対する資本金の平均比率等を勘案して設定された資本金等との差額の大部分(通常の法人においては債務に相当する部分)について、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和61年法律第88号)附則第4条に商法の特例規定を設けて形式的に資本準備金として計上した結果、事業規模に比して資本準備金の規模が著しく莫大となっている。

		本来的には資本準備金の性格を有しない、このような国鉄長期債務見合いの資本準備金について、引き続き、資本割の課税標準から控除することが必要不可欠である。 日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号)第13条第2項 国は、前項の規定にかかわらず、北海道旅客会社等及び第十一条第一項の規定により試験研究に関する業務を引き継ぐ法人に対しては国鉄長期債務を承継させないものとする。 第20条第1項 承継法人が日本国有鉄道から承継する財産(第二十四条第一項及び第二項の規定により日本国有鉄道が日本鉄道建設公団から承継するものを含む。)の価格は、臨時に運輸省に置く評価審査会が決定する。 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和61年法律第88号)附則第4条第2項 会社の設立に際して発行する株式については、商法第二百八十四条ノ二第二項本文の規定にかかわらず、その発行価額の二分の一を超える額を資本に組み入れないことができる。この場合において、同条第一項中「本法」とあるのは、「本法又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律」とする。
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	国鉄改革は、日本国有鉄道改革法等に基づき行われた、政府全体あるいは国土交通省の政策体系の中で優先度や緊要性の高い政策である。 政策目標8 都市・地域交通等の快適性・利便性の向上 施策目標 26 鉄道網を充実・活性化させる に含有
	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 JR北海道等の資本準備金の特殊性を勘案して、本来的には資本準備金の性格を有しない国鉄長期債務見合いの資本準備金について、資本割の課税標準から控除する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 JR北海道等の資本準備金の特殊性を勘案して、法人事業税の負担を軽減することにより、JR北海道等が安定した経営を持続することが期待される。
10	有効性等	①: 適用数 (1)実績 平成 26 年度 3事業者 平成 27 年度 3事業者 平成 28 年度 3事業者 平成 29 年度 3事業者 (2)今後の見込 平成 30 年度 3事業者 平成 31 年度 2事業者

		平成 32 年度 2事業者 平成 33 年度 2事業者 平成 34 年度 2事業者 平成 35 年度 2事業者 制度創設時から対象が限定されており、想定外に僅少であったり、特定の者に偏ってはいない。
②: 適用額	(1)実績 平成 26 年度 276,020 百万円 平成 27 年度 276,020 百万円 平成 28 年度 276,020 百万円 平成 29 年度 276,020 百万円 算定式: 資本割の課税標準 - (資本金 × 2) (2)今後の見込 平成 30 年度 276,020 百万円 平成 31 年度 164,066 百万円 平成 32 年度 164,066 百万円 平成 33 年度 164,066 百万円 平成 34 年度 164,066 百万円 平成 35 年度 164,066 百万円 制度創設時から対象が限定されており、想定外に僅少であったり、特定の者に偏ってはいない。	
③: 減収額	(1)実績 平成 26 年度 552 百万円 平成 27 年度 828 百万円 平成 28 年度 1,380 百万円 平成 29 年度 1,305 百万円 算定式: 特例措置なしの納税額 - 特例措置ありの納税額 (2)今後の見込 平成 30 年度 1,070 百万円 平成 31 年度 820 百万円 平成 32 年度 820 百万円 平成 33 年度 820 百万円 平成 34 年度 820 百万円 平成 35 年度 820 百万円 (JR北海道等からの聴き取りによる)	

	④: 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 (分析対象期間: 平成 26 年度～平成 35 年度) JR北海道等の資本準備金の特殊性については、現在においても変わるものではなく、本来的には資本準備金の性格を有しない、このような国鉄長期債務見合いの資本準備金について、引き続き、資本割の課税標準から控除することが必要不可欠である。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 (分析対象期間: 平成 26 年度～平成 35 年度) JR北海道等の事業規模に見合った額に調整することで、本来の外形標準課税の目的に沿った適正な事業税負担となる。
	⑤: 税収減を是認する理由等	(分析対象期間: 平成 26 年度～平成 35 年度) JR北海道等の資本準備金の特殊性を勘案して、本来的には資本準備金の性格を有しない国鉄長期債務見合いの資本準備金について、資本割の課税標準から控除されている。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 JR北海道等が安定した経営を持続させるためには、本来的には資本準備金の性格を有しない国鉄長期債務見合い相当額に対して外形標準課税の負担を課すことは適当ではなく、資本割の課税標準から当該相当額を控除することは、政策達成の手段としての確である。 ②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 課税標準を適切なものとするための他の政策手段はない。 ③: 地方公共団体が協力する相当性 JR北海道等の資本準備金の特殊性を勘案して、本来的には資本準備金の性格を有しない国鉄長期債務見合いの資本準備金について、資本割の課税標準から控除するものであり、地方公共団体においても本特例措置は妥当なものである。
12	有識者の見解	-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 25 年 8 月 H25 国交 27

＜平成31年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (H30国交13)

(評価実施府省：国土交通省)

【基本情報】

制度名 (措置名)	一体化法に規定する特定鉄道事業者の資本割に係る課税標準の特例措置の延長 (特定鉄道事業者に係る課税標準の特例措置)										
措置の内容	平成28年度時点	特定鉄道事業者について、資本割の課税標準である資本金等の額から2/3を乗じた額を控除する。									
	平成29年度税制改正以後	従前どおり									
	平成30年度税制改正以後	従前どおり									
政策目的	〔大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（一体化法）〕に基づく特定鉄道事業者の資本構成の特殊性を勘案して、法人事業税の負担を軽減する。										
評価対象税目	義務対象					努力義務対象					
	法人事業税										
関係条項	地方税法附則第9条										
要望内容	措置の適用期限を平成36年3月31日まで5年間延長する。										
創設年度	H16	過去の政策評価の実績	H25国交28							区分	延長

【総括表】

	租税特別措置等の適用実態												租税特別措置等によって達成しようとする目標とその実現状況（効果）							
	適用件数 (法人事業税・件)			(参考) 適用実態調査における適用件数 (法人税・件)	減収額 (法人税・百万円)				(参考) 適用実態調査における適用額の上位10社割合 (法人税・%)	減収額 (法人事業税・百万円)			(参考) 適用実態調査における租税特別措置ごとの影響額 (法人事業税・百万円)	目標 「首都圏新都市鉄道（株）の資本金の特殊性を勘案して、資本金等の一定割合を資本割の課税標準から控除する」						
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	目標値	将来予測	実績	租特の直接的効果	(参考) 各年度の経常利益に占める減収額の割合			目標達成度
																	経常利益 (百万円)	減収額 (百万円)	割合	
H23	—	1	—	—	—	—	—	—	—	▲163.0	—	—	—	—	不明	不明	—	—	—	—
H24	—	1	—	—	—	—	—	—	—	▲163.0	—	—	—	不明	不明	—	—	—	—	—
H25	1	—	—	—	—	—	—	—	▲163.0	—	—	—	不明	不明	—	—	—	—	—	—
H26	1	1	100.0%	—	—	—	—	—	▲163.0	▲163.0	100.0%	—	不明	不明	—	—	4,265	163	3.8%	—
H27	1	1	100.0%	—	—	—	—	—	▲163.0	▲245.0	150.3%	—	不明	不明	不明	不明	5,131	245	4.8%	—
H28	1	1	100.0%	—	—	—	—	—	▲163.0	▲408.0	250.3%	—	不明	不明	不明	不明	5,010	408	8.1%	—
H29	1	1	100.0%	—	—	—	—	—	▲163.0	▲408.0	250.3%	—	不明	不明	不明	不明	6,148	408	6.6%	—
H30	1	—	—	—	—	—	—	—	▲408.0	—	—	—	不明	不明	—	—	—	—	—	—
H31	1	—	—	—	—	—	—	—	▲408.0	—	—	—	不明	不明	—	—	—	—	—	—
H32	1	—	—	—	—	—	—	—	▲408.0	—	—	—	不明	不明	—	—	—	—	—	—
H33	1	—	—	—	—	—	—	—	▲408.0	—	—	—	不明	不明	—	—	—	—	—	—
H34	1	—	—	—	—	—	—	—	▲408.0	—	—	—	不明	不明	—	—	—	—	—	—
H35～ /未定	1	—	—	—	—	—	—	—	▲408.0	—	—	—	不明	不明	—	—	—	—	—	—

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	一体化法に規定する特定鉄道事業者の資本割に係る課税標準の特例措置の延長		
税目	法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標が設定されておらず、本特例措置が政策目的の実現に必要なかつ有効であるかを検証することができない。
【国土交通省の補足説明】
① 前回要望時の目標は「首都圏新都市鉄道線の資本金の特殊性を勘案して、引き続き、本特例措置によりその一定割合を資本割の課税標準から控除する」としていたところ。首都圏新都市鉄道線の資本金の特殊性については、現在においても何ら変わるものではなく、引き続き資本金等の一定割合を資本割の課税標準から控除することが必要不可欠である。
【点検結果】
① 補足説明では、前回要望時の目標と変更がないこと及び本特例措置の内容を説明しているに過ぎず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【国土交通省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の減収額について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
② 過去の減収額408百万円（平成28年度及び29年度）が前回評価時の将来予測163百万円と乖離していることについて、その原因が明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】
① 本特例措置の対象事業者は1事業者であるため事業者からの聴き取りにより減収額

を算出した。聴き取りによると、首都圏新都市鉄道(株)の資本金は185,016百万円であり、本特例措置がないと想定した場合の課税標準（1,000億円超を1/2で計上）142,508百万円と、本特例措置を適用した課税標準（地方税法附則第9条：資本金等の額に2/3の割合を乗じて得た金額を控除したもの）61,672百万円との差額は80,836百万円となり、当該差額に各都県における資本割の税率を乗じて算定したものを減収額としている。なお、税率は埼玉県、千葉県及び茨城県は0.5%、東京都は0.525%となっているため、標準税率0.5%を乗じた額とは一致しない。

② 資本割の課税率が上がったため、減収額も増加した。
平成27年3月31日まで：課税率0.2%
平成28年3月31日まで：課税率0.3%
平成28年4月1日～：課税率0.5%

【点検結果】

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
② 将来の減収額408百万円が過去の実績163百万円（平成26年度）と乖離していることについて、その原因が明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】
① (4) 過去の減収額①と同様の算定根拠である。
② (4) 過去の減収額②の理由と同じ。
【点検結果】
①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。
② 本特例措置の寄与の割合は、約6.6%（平成29年度の首都圏新都市鉄道株式会社の経常利益6,148百万円に対する同年度の減収額408百万円の割合）であり、これを踏まえて過去の効果を明らかにする必要がある。
【国土交通省の補足説明】
① 外形標準課税は経営状況を踏まえて課税されているものではないと考えており、本特例措置は会社の経営状況に関わらず、資本金の特殊性を勘案して認められているものと認識している。 ゆえに、本特例措置の達成目標は、首都圏新都市鉄道線の資本金の特殊性を勘案して、資本金等の一定割合を資本割の課税標準から控除することであり、制度創設時より首都圏新都市鉄道線の資本金の特殊性に変わりはないため、目標の実現に十分に寄与している。
② 資本割の課税率が上昇したことにより、減収額も増加したため、「経常利益における減収額の割合」も変化しただけである。首都圏新都市鉄道線の資本金が事業規模に比して莫大となっている資本金の特殊性は何ら変わらない。
【点検結果】
① 補足説明では、本確認表(1)達成目標の【点検結果】で指摘したとおり、適切な達成目標が設定されていないこと（本特例措置の内容を説明しているに過ぎない）を踏まえ、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p> <p>② 本特例措置の寄与の割合は、約6.6%（平成29年度の首都圏新都市鉄道株式会社の経常利益6,148百万円に対する同年度の減収額408百万円の割合）であり、これを踏まえて将来の効果を明らかにする必要がある。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① (6)過去の効果①の補足説明と同じ。</p> <p>② (6)過去の効果②の補足説明と同じ。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明では、本確認表(1)達成目標の【点検結果】で指摘したとおり、適切な達成目標が設定されていないこと（本特例措置の内容を説明しているに過ぎない）を踏まえ、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、(1)達成目標が設定されていないこと、(6)過去の効果が把握されていないこと及び(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(注)【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	一体化法に規定する特定鉄道事業者の資本割に係る課税標準の特例措置の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人事業税:義)(地方税 17)
		②: 上記以外の税目 -
3	要望区分等の別	【延長】 【単独】
4	内容	《現行制度の概要》 「大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法(一体化法)」に基づく特定鉄道事業者の資本構成の特殊性を勘案して、資本金額の 2/3 を資本割の課税標準から控除。
		《要望の内容》 適用期限を5年間延長し、平成 36 年3月 31 日までとする。
		《関係条項》 地方税法附則 第9条の1 第6項
5	担当部局	国土交通省 鉄道局 総務課企画室 国土交通省 鉄道局 都市鉄道政策課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 30 年7月 分析対象期間:平成 26 年度～35 年度
7	創設年度及び改正経緯	平成 16 年度 創設 平成 21 年度 5年間延長 平成 26 年度 5年間延長
8	適用又は延長期間	5年間(平成 36 年 3 月 31 日まで)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 「大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法(一体化法)」に基づく特定鉄道事業者の資本構成の特殊性を勘案して、法人事業税の負担を軽減する。
		《政策目的の根拠》 大都市地域における新たな鉄道の整備により大量の住宅地の供給が促進されると見込まれる地域において、「大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法(一体化法)」(平成元年法律第 61 号)に基づき、常磐新線(以下「つくばエクスプレス」)を整備することとされ、その整備・運営を行う特定事業者として首都圏新都市鉄道㈱が設立された。 つくばエクスプレスは路線延長が58.3km(秋葉原～つくば間)にのぼる上、都心部において地下構造になること等により、巨額の建設費(8,081 億円)を要し、この整備資金の一定割合を自治体の出資で賄うこととされた結果、首都圏新都市鉄道㈱の資本金額(1,850 億円)は営業規模に比して莫大なものとならざるを得なかったところである。 このような特殊性を有する首都圏新都市鉄道㈱の資本構成の特殊性については、現在においても何ら変わるものではなく、引き続きその一定割合を資本割の課税標準から控除することが必要不可欠である。

		大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法(平成元年6月 28 日法律第 61 号) 第 21 条 関係地方公共団体は、総務大臣と協議の上、特定鉄道事業者(特定鉄道事業を営もうとする者を含む。)に出資することができる。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け つくばエクスプレスの整備は、「大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法(一体化法)」に基づいて行われており、政府全体あるいは国土交通省の政策体系の中で優先度や緊要性の高い政策として明確に位置づけられている。 政策目標8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上 施策目標 26 鉄道網を充実・活性化させる に含有
		③: 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 建設資金を確保するために、首都圏新都市鉄道㈱の資本金が事業規模に比して莫大となっている特殊性を勘案して、資本金額の 2/3 を法人事業税の資本割の課税標準から控除する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 建設資金を確保するために、首都圏新都市鉄道㈱の資本金が事業規模に比して莫大となっている特殊性を勘案して、法人事業税の負担を軽減することにより、安定した経営を持続することが期待される。
10	有効性等	①: 適用数 (1)実績 平成 26 年度 1事業者(首都圏新都市鉄道㈱) 平成 27 年度 1事業者(首都圏新都市鉄道㈱) 平成 28 年度 1事業者(首都圏新都市鉄道㈱) 平成 29 年度 1事業者(首都圏新都市鉄道㈱) (2)今後の見込 平成 30 年度 1事業者(首都圏新都市鉄道㈱) 平成 31 年度 1事業者(首都圏新都市鉄道㈱) 平成 32 年度 1事業者(首都圏新都市鉄道㈱) 平成 33 年度 1事業者(首都圏新都市鉄道㈱) 平成 34 年度 1事業者(首都圏新都市鉄道㈱) 平成 35 年度 1事業者(首都圏新都市鉄道㈱) 本特例措置の対象は一体化法に規定する特定鉄道事業者に限定されており、想定外に僅少であったり、特定の者に偏ってはいない。
		②: 適用額 (1)実績 平成 26 年度 123,344 百万円 平成 27 年度 123,344 百万円 平成 28 年度 123,344 百万円 平成 29 年度 123,344 百万円

		<p>(2)今後の見込</p> <p>平成 30 年度 123,344 百万円 平成 31 年度 123,344 百万円 平成 32 年度 123,344 百万円 平成 33 年度 123,344 百万円 平成 34 年度 123,344 百万円 平成 35 年度 123,344 百万円</p> <p>本特例措置の対象は一体化法に規定する特定鉄道事業者に限定されており、想定外に僅少であったり、特定の者に偏ってはいない。</p>
	③: 減収額	<p>(1)実績</p> <p>平成 26 年度 163 百万円 平成 27 年度 245 百万円 平成 28 年度 408 百万円 平成 29 年度 408 百万円</p> <p>(2)今後の見込</p> <p>平成 30 年度 408 百万円 平成 31 年度 408 百万円 平成 32 年度 408 百万円 平成 33 年度 408 百万円 平成 34 年度 408 百万円 平成 35 年度 408 百万円 (事業者からの聴き取りによる)</p>
	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平成 26 年度～平成 35 年度) 首都圏新都市鉄道㈱の資本構成の特殊性については、現在においても何ら変わるものではなく、引き続き資本金額の 2/3 を法人事業税の資本割の課税標準から控除することが必要不可欠である。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 (分析対象期間:平成 26 年度～平成 35 年度) 首都圏新都市鉄道㈱の資本金の特殊性を勘案して、法人事業税の負担が軽減されている。</p>
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>(分析対象期間:平成 26 年度～平成 35 年度) 首都圏新都市鉄道㈱の資本金の特殊性を勘案して、事業規模に比して莫大なものとならざるを得なかった資本金について、一定割合が資本割の課税標準から控除されている。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>つくばエクスプレスは、整備資金の一定割合を自治体の出資金で賄うこととされた結果、首都圏新都市鉄道㈱の資本金(1,850 億円)は、営業規模に比して莫大なものとならざるを得なかった。 このような特殊性を有する首都圏新都市鉄道㈱の資本金に対して、その一定割合を資本割の課税標準から控除することは、政策達成の手段として妥当である。</p>

	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	課税標準を適切なものとするための他の政策手段はない。
	③: 地方公共団体が協力する相当性	つくばエクスプレスの整備については、事業の着実な推進を図るため、国及び地方公共団体等の合意により、事業が進められたところである。また、その建設資金の確保についても、関係者間の合意により、国及び地方公共団体の無利子貸付や地方公共団体の出資金等で賄うこととされた。その結果、つくばエクスプレスの資本金は事業規模に比して莫大なものとならざるを得ず、その一定割合を資本割の課税標準から控除するものであり、地方公共団体においても本特例措置は妥当なものである。
12	有識者の見解	-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 25 年 8 月 H25 国交 28

<平成31年度税制改正要望関係> 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (H30国交14-1)

(評価実施府省: 国土交通省)

【基本情報】

制度名 (措置名)	新関西国際空港株式会社、関西国際空港土地保有株式会社及び中部国際空港株式会社に係る資本割の課税標準の特例措置の延長 (新関西国際空港株式会社に係る資本割の特例措置)										
措置の内容	平成28年度時点	新関西国際空港株式会社及び指定会社について、資本割の課税標準である資本金等の額から5/6を乗じた額を控除する。									
	平成29年度税制改正以後	従前どおり									
	平成30年度税制改正以後	従前どおり									
政策目的	関西国際空港（以下「関空」という。）の設置・管理・運用を行う新関空会社、土地保有会社の資本金は、海上空港の特殊性から必要になる多額の空港工事負担金等であり、その性質及び目的が、他の課税法人とは異なるものであるため、適正な課税措置により、関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済を図り、国際拠点空港の国際競争力の維持・強化に寄与すること。										
評価対象税目	義務対象					努力義務対象					
	法人事業税										
関係条項	地方税法附則第9条										
要望内容	措置の適用期限を平成36年3月31日まで5年間延長する。										
創設年度	H16	過去の政策評価の実績				H23国交19、H25国交39				区分	延長

【総括表】

	租税特別措置等の適用実態													租税特別措置等によって達成しようとする目標とその実現状況（効果）												
	適用件数 (法人事業税・件)			(参考) 適用実態調査に おける適用件数 (法人税・件)	減収額 (法人税・百万円)			(参考)		(参考)		減収額 (法人事業税・百万円)			(参考) 適用実態調査に おける租税特別措置 ごとの影響額 (法人事業税・百万 円)	目標①					目標②					
								適用実態調査に おける適用額の 上位10社割合 (法人税(新関西国 際空港株式会社 等)・%)		適用実態調査に おける適用額の 上位10社割合 (法人税(関西国際 空港株式会社 等)・%)						目標値 (億円)	将来予測	実績	租特の直 接的効果	(参考) 1年度当たりの 有利子債務の 減少額に占める 法人事業税減 収額の割合	有利子 債務残高	目標 達成度	目標値	将来予測	実績	租特の直 接的効果
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	目標値	将来予測	実績	租特の直 接的効果	目標 達成度								
H23	3	3	100.0%	-	-	-	-	-	-	不明	▲549.0	-	-	-	-	-	-	-	-	不明	不明	不明	不明	-		
H24	3	4	133.3%	-	-	-	-	-	-	▲549.0	▲1,012.0	184.3%	-	-	-	-	-	-	-	不明	不明	不明	不明	-		
H25	4	2	50.0%	-	-	-	-	-	-	▲1,012.0	▲1,012.0	100.0%	-	-	-	-	10.12	-	9,463	-	不明	不明	-	-	-	
H26	4	2	50.0%	-	-	-	-	-	-	▲1,012.0	▲1,012.0	100.0%	-	-	-	-	356	10.12	2.8%	9,107	-	不明	不明	-	-	-
H27	4	2	50.0%	-	-	-	-	-	-	▲1,012.0	▲1,518.0	150.0%	-	-	-	-	455	15.18	3.3%	8,652	-	不明	不明	-	-	-
H28	不明	2	-	-	-	-	-	-	-	不明	▲2,530.0	-	-	-	-	-	1,313	25.30	1.9%	7,339	-	不明	不明	-	-	-
H29	不明	2	-	-	-	-	-	-	-	不明	▲2,530.0	-	-	-	-	-	601	25.30	4.2%	6,738	-	不明	不明	-	-	-
H30	2	-	-	-	-	-	-	-	-	▲2,530.0	-	-	-	-	-	-	不明	不明	-	不明	-	不明	-	-	-	-
H31	2	-	-	-	-	-	-	-	-	▲2,530.0	-	-	-	-	-	-	不明	不明	-	不明	-	不明	-	-	-	-
H32	2	-	-	-	-	-	-	-	-	▲2,530.0	-	-	-	-	-	-	不明	不明	-	不明	-	不明	-	-	-	-
H33	2	-	-	-	-	-	-	-	-	▲2,530.0	-	-	-	-	-	-	不明	不明	-	不明	-	不明	-	-	-	-
H34	2	-	-	-	-	-	-	-	-	▲2,530.0	-	-	-	-	-	-	不明	不明	-	不明	-	不明	-	-	-	-
H35~ H71	2	-	-	-	-	-	-	-	-	▲2,530.0	-	-	-	-	-	-	0	不明	-	不明	-	不明	-	-	-	-

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	新関西国際空港株式会社、関西国際空港土地保有株式会社及び中部国際空港株式会社に係る資本割の課税標準の特例措置の延長（新関西国際空港株式会社及び関西国際空港土地保有株式会社）
税目	法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（関西国際空港の設置・管理という新関西空会社の行う事業の公共性等に鑑み、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る（6,738億（H29年度末現在）にもよる有利子債務を毎年着実に減少させていくことにより、支払い利息負担を低減させていく））について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（関西国際空港の設置・管理という新関西空会社の行う事業の公共性等に鑑み、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る（6,738億（H29年度末現在）にもよる有利子債務を毎年着実に減少させていくことにより、支払い利息負担を低減させていく））を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p> <p>③ 所期の達成目標（関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済を図る。さらに、債務の早期かつ確実な返済による関空の国際拠点空港としての再生・強化を図るためコンセッションを早期に実現する）から新たな達成目標（関西国際空港の設置・管理という新関西空会社の行う事業の公共性等に鑑み、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る（6,738億（H29年度末現在）にもよる有利子債務を毎年着実に減少させていくことにより、支払い利息負担を低減させていく））へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。</p> <p>④ 政策目的（関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済を図り、国際拠点空港の国際競争力の維持・強化に寄与する）に対する達成目標（関西国際空港の設置・管理という新関西空会社の行う事業の公共性等に鑑み、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る（6,738億（H29年度末現在）にもよる有利子債務を毎年着実に減少させていくことにより、支払い利息負担を低減させていく））の寄与の割合は約3%（平成25年度から29年度末までに償還した有利子債務額2,725億円に対する同期間で受けた減免約86.0億円の割合）であり、政策目的の実現に十分に寄与するのかわかりかされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 本特例措置により有利子債務を少しでも多く減少させることが目標であり、有価証券報告書により毎年度の有利子債務の残高を確認することで、定量的に把握することができる。 なお、長期的な目標としては平成71年度末までに債務を完済することを掲げている。また、現時点における債務の償還シミュレーションはあるものの、44年間の長期に渡るため空港運営上のリスクによる運営権者の要求水準未達成の継続等に伴うコンセッション契約解除リスクなども考えられることから、短期的な数値目標は掲げていない。</p> <p>② 本特例措置により有利子債務を少しでも多く減少させることが目標であり、要望最終年度のH35年度においては、有価証券報告書により有利子債務の残高を確認することとする。 なお、長期的な目標としては平成71年度末までに債務を完済することを掲げている。また、現時点における債務の償還シミュレーションはあるものの、44年間の長期に渡るため空港運営上のリスクによる運営権者の要求水準未達成の継続等に伴うコンセッション契約解除リスクなども考えられることから、短期的な数値目標は掲げていない。</p>

<p>③ 関空コンセッションは既に平成28年4月より実施されており、前回5年前に掲げた目標は達成されたことから新たな達成目標を掲げ、かつ債務の減少を定量的に把握しやすいように「6,738億（H29年度末現在）にもよる有利子債務を毎年着実に減少させていくことにより、支払い利息負担を低減させていく」を追記したものである。</p> <p>④ 有利子債務の額が大きすぎるため割合で示すと3%と少額に見えてしまうが、年平均25.3億円の減収分は、平成26年度では当期純利益の約13%に相当する金額であるが、平成29年度では当期純利益の約48%に相当し、年度によるバラつきがあるが、政策目的の達成に必要な不可欠となっている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「短期的な数値目標は掲げていない」との説明では、達成目標を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数について、「各年度4件」と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 適用数の算定根拠については、（大阪府、東京都、兵庫県）と記載しており、明らかにしている。なお、前回5年前に実施した事前評価においても納税先でカウントし、各年度4件としていたところ。今後は課税主体でカウントし、適用数を2件と修正。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数について、「現在の組織体系に変更がないと仮定すると：各年度4件」と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 適用数の算定根拠については、（大阪府、東京都、兵庫県）と記載しており、明らかにしている。なお、前回5年前に実施した事前評価においても納税先でカウントし、各年度4件としていたところ。今後は課税主体でカウントし、適用数を2件と修正。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（平成27年度から29年度まで）について、それぞれ1,518百万円、2,530百万円及び2,530百万円と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 過去の減収額は、新関西国際空港株式会社及び関西国際空港土地保有株式会社の納税実績額と、本特例措置が無い場合で、下記の数値を用いて地方税法に基づき計算した納税額との差額である。なお、H28年度よりコンセッションを実施していることから、事業所数及び従業員数が前後で変わっている。</p>

<p>【新関空会社】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資本金等：平成27、28、29年度 553,041百万円 ・事業所数：平成27年度：東京都→1箇所、大阪府→5箇所、兵庫県→2箇所 平成28、29年度：東京都→1箇所、大阪府→4箇所、兵庫県→1箇所 ・従業員数：平成27年度：東京都→4人、大阪府→1,408人、兵庫県→32人 平成28年度：東京都→5人、大阪府→185人、兵庫県→4人 平成29年度：東京都→4人、大阪府→201人、兵庫県→1人 <p>【関空土地保有会社】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資本金等：平成27、28、29年度 815,229百万円 ・事業所数：平成27、28、29年度 大阪府→1箇所 <p>＜上記数値を用いた平成29年度の減収額の計算方法を下記に示す＞</p> <p>資本割の分割課税標準額の算出方法に基づき、各都府県の資本金割合を算出する ※年度途中で事務所の増減があるため、事務所数×月数にて計算している</p> <p>○新関空会社（本則課税標準額＝313,260,295,571）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府 $(313,260,295,571 \times 1/2 \times 39/54) + (313,260,295,571 \times 1/2 \times 201/206) = 265,950,217,000$（千円未満切り捨て） ・兵庫県 $(313,260,295,571 \times 1/2 \times 3/54) + (313,260,295,571 \times 1/2 \times 1/206) = 9,462,014,000$（千円未満切り捨て） ・東京都 $(313,260,295,571 \times 1/2 \times 12/54) + (313,260,295,571 \times 1/2 \times 4/206) = 37,848,061,000$（千円未満切り捨て） <p>○関空土地保有会社（本則課税標準額＝378,807,344,000）</p> <p>○新関空会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府 $265,950,217,000 \times 0.5 < \text{税率} > \times 1.05 < \text{超過税率} > = 1,396,238,600$ ① $78,253,039,000 < \text{減免措置} (5/6 \text{控除}) > \times 0.5 < \text{税率} > \times 1.05 < \text{超過税率} > = 410,828,400$ ② ・兵庫県 $9,462,014,000 \times 0.5 < \text{税率} > \times 1.05 < \text{超過税率} > = 49,675,500$ ③ $2,784,097,000 < \text{減免措置} (5/6 \text{控除}) > \times 0.5 < \text{税率} > \times 1.05 < \text{超過税率} > = 14,616,500$ ④ ・東京都 $37,848,061,000 \times 0.5 < \text{税率} > \times 1.05 < \text{超過税率} > = 198,702,300$ ⑤ $11,136,391,000 < \text{減免措置} (5/6 \text{控除}) > \times 0.5 < \text{税率} > \times 1.05 < \text{超過税率} > = 58,466,000$ ⑥ <p>①+③+⑤＝1,644,616,400（本来納税額）⑦ ②+④+⑥＝483,910,900（減免後納税額）⑧</p> <p>⑦－⑧＝1,160,705,500（減免額）</p> <p>○関空土地保有会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府 $378,807,344,000 \times 0.5 < \text{税率} > \times 1.05 < \text{超過税率} > = 1,988,738,500$（本来納税額）① $378,807,344,000 \times 1/6 < \text{減免措置} > \times 0.5 < \text{税率} > \times 1.05 < \text{超過税率} > = 619,162,800$（減免後納税額）②

<p>①－②＝1,369,575,700（減免額）</p> <p>H29年度の減免額＝1,160,705,500＋1,369,575,700＝2,530,281,200</p> <p>なお、平成27年度及び28年度についても同様に計上している。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
--

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（平成30年度から35年度まで）について、「平成30年度～平成35年度：各年度 2,530百万円」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 将来の減収額は、評価書に記載しているとおり、資本金等の額及び税率に変更がないと仮定すると、現在と同じ減収額が見込まれるものである。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
--

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（関西国際空港の設置・管理という新関空会社の行う事業の公共性等に鑑み、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る（6,738億（H29年度末現在）にものぼる有利子債務を毎年着実に減少させていくことにより、支払い利子負担を低減させていく））に対する過去の効果（平成27年度から29年度まで）が年度ごとに把握されていない。</p> <p>② 達成目標（関西国際空港の設置・管理という新関空会社の行う事業の公共性等に鑑み、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る（6,738億（H29年度末現在）にものぼる有利子債務を毎年着実に減少させていくことにより、支払い利子負担を低減させていく））に対する過去の直接的な効果について、「平成25年度末有利子債務額9,463億円→平成29年度末有利子債務額6,738億円」と説明されているが、過去の効果（平成25年度から平成29年度末までに約86.0億円の減免を受けており、これを返済原資の一部として債務の償還を行ってきた）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 各年度の有利子債務は、有価証券報告書より下記のとおりである。 （新関空会社＋関空土地保有会社） 平成25年度：9,463億円 平成26年度：9,107億円（－356億円） 平成27年度：8,652億円（－455億円） 平成28年度：7,339億円（－1,313億円） 平成29年度：6,738億円（－601億円）</p> <p>② 各年度の減収額以上に有利子債務を返済しており、本特例措置が債務の早期かつ確実な返済を目的としていることから、約86.0億円全額を債務の償還に充てたと考えるのが妥当である。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
--

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（関西国際空港の設置・管理という新関西空会社の行う事業の公共性等に鑑み、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る（6,738億（H29年度末現在）にものぼる有利子債務を毎年着実に減少させていくことにより、支払い利子負担を低減させていく））に対する将来の効果について、「引き続き本措置の適用を受けていくことで、有利子債務の償還が早まり、支払利子負担の軽減をもって、新関西会社及び土地保有会社の財務体質の健全化に寄与していくことができる」と説明されているが、定量的に予測されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 本特例措置が延長されなかった場合、資本金等の額や税率が変わらなければ毎年約25.3億円の負担増となり、その分有利子債務の返済に充てられる金額が少なくなる。そのため、毎年約25.3億円に係る支払利子負担が生じ、長期に渡り会社の経営を圧迫することとなる。</p> <p>例えば、年利1%の場合であれば、毎年25.3百万円の支払利子負担が発生し、今後5年間で328.9百万円の費用負担が発生することとなる。当該費用が今後継続することで会社の経営体力を確実に奪ってしまうこととなる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	新関西国際空港株式会社、関西国際空港土地保有株式会社及び中部国際空港株式会社に係る資本割の課税標準の特例措置の延長（中部国際空港株式会社）
税目	法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（中部空港の建設・運営という中部会社の行う事業の公共性等に鑑み、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る（1,990億（H29年度末現在）にもとる有利子債務を毎年確実に減少させていくことにより、支払利子負担を低減させていく）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（中部空港の建設・運営という中部会社の行う事業の公共性等に鑑み、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る（1,990億（H29年度末現在）にもとる有利子債務を毎年確実に減少させていくことにより、支払利子負担を低減させていく）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p> <p>③ 所期の達成目標（中部空港の建設・運営という中部会社の行う事業の公共性等に鑑み、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営を図る）から新たな達成目標（中部空港の建設・運営という中部会社の行う事業の公共性等に鑑み、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る（1,990億（H29年度末現在）にもとる有利子債務を毎年確実に減少させていくことにより、支払利子負担を低減させていく）へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。</p> <p>④ 政策目的（中部空港の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済を図り、国際拠点空港の国際競争力の維持・強化に寄与する）に対する達成目標（中部空港の建設・運営という中部会社の行う事業の公共性等に鑑み、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る（1,990億（H29年度末現在）にもとる有利子債務を毎年確実に減少させていくことにより、支払利子負担を低減させていく）の寄与の割合は約3%（平成25年度から平成29年度までに償還した有利子債務額313億円に対する同期間で受けた減免約9.7億円の割合）であり、政策目的の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p>
--

<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 本特例措置により有利子債務を少しでも多く減少させることが目標であり、有価証券報告書により毎年度の有利子債務の残額を確認することで、定量的に把握することができる。</p> <p>なお、財務省より平成46年度までに有利子債務のうち政府保証債を完済することとされている他、中部国際空港株式会社が平成27年に策定した中期経営戦略において、平成31年度末の有利子債務残高1,846億円未満という目標を掲げている。</p> <p>② 本特例措置により有利子債務を少しでも多く減少させることが目標であり、要望最終年度のH35年度においては、有価証券報告書により有利子債務の残額を確認することとする。</p> <p>なお、財務省より平成46年度までに有利子債務のうち政府保証債を完済することとされている他、中部国際空港株式会社が平成27年に策定した中期経営戦略において、平成31年度末の有利子債務残高1,846億円未満という目標を掲げている。</p> <p>③ 達成目標については、債務の減少額を定量的に把握しやすいように「1,990億（H29年度末現在）にもとる有利子債務を毎年確実に減少させていくことにより、支払利子負担を低減させていく」という部分を追加したものである。</p> <p>④ 有利子債務の額が大きすぎるため割合で示すと3%と少額に見えてしまうが、年平均2億円の減免分は、平成26年度では当期純利益の13.5%に相当する金額であり、年度による差はあるが、大きな割合を占めており、政策目的の達成に必要な不可欠となっている。</p>

<p>る。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「平成31年度末の有利子債務残高1,846億円未満という目標を掲げている」との説明では、達成目標を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数について、「各年度2件」と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 適用数の算定根拠については、（愛知県、東京都）と記載しており、明らかにしている。なお、前回5年前に実施した事前評価においても納税先でカウントし、各年度2件としていたところ。今後は課税主体でカウントし、適用数を1件と修正。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数について、「現在の組織体系に変更がないと仮定すると：各年度2件」と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 適用数の算定根拠については、（愛知県、東京都）と記載しており、明らかにしている。なお、前回5年前に実施した事前評価においても納税先でカウントし、各年度2件としていたところ。今後は課税主体でカウントし、適用数を1件と修正。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（平成27年度から29年度まで）について、それぞれ172百万円、285百万円及び285百万円と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 過去の減収額は、中部国際空港株式会社の納税実績額と、本特例措置が無い場合で、下記の数値を用いて地方税法に基づき計算した納税額との差額である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資本金：83,668百万円 ・事務所数：東京1箇所、愛知1箇所 ・従業員数：平成27年度 東京→3人、愛知→269人 平成28、29年度 東京→3人、愛知→308人 <p>＜上記数値を用いた平成28年度の減収額の計算方法を下記に示す＞</p> <p>資本割の分割課税標準額の算出方法に基づき、各都県の資本金割合を算出する</p>

<p>・愛知県 $(83,668,000,000 \times 1/2 \times 1/2) + (83,668,000,000 \times 1/2 \times 308/311) = 62,347,456,000$ (千円未満切り捨て)</p> <p>・東京都 $(83,668,000,000 \times 1/2 \times 1/2) + (83,668,000,000 \times 1/2 \times 3/311) = 21,320,543,000$ (千円未満切り捨て)</p> <p>・愛知県 $62,347,456,000 \times 0.5 < \text{税率} > \times 1.012 < \text{超過税率} > = 315,478,100$ (本来納税額) ① $62,347,456,000 \times 1/3 < \text{減免措置} > \times 0.5 < \text{税率} > \times 1.012 < \text{超過税率} > = 105,159,300$ (減免後納税額) ②</p> <p>・東京都 $21,320,543,000 \times 0.5 < \text{税率} > \times 1.05 < \text{超過税率} > = 111,932,800$ (本来納税額) ③ $21,320,543,000 \times 1/3 < \text{減免措置} > \times 0.5 < \text{税率} > \times 1.05 < \text{超過税率} > = 37,310,900$ (減免後納税額) ④</p> <p>①+③=427,410,900 (本来納税額) ⑤ ②+④=142,470,200 (減免後納税額) ⑥</p> <p>平成28年度の減免額 ⑤-⑥=284,940,700</p> <p>なお、平成27年度及び29年度についても同様に計上している。</p> <p>【点検結果】 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 将来の減収額（平成30年度から35年度まで）について、「平成30年度～平成35年度：各年度285百万円」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明かにされていない。</p> <p>【国土交通省の補足説明】 ① 将来の減収額は、評価書にも記載しているとおり、資本金等の額及び税率に変更がないと仮定すると、現在と同じ減収額が見込まれるものである。</p> <p>【点検結果】 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 達成目標（中部空港の建設・運営という中部会社の行う事業の公共性等に鑑み、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る（1,990億（H29年度末現在）にものぼる有利子債務を毎年確実に減少させていくことにより、支払利子負担を低減させていく））に対する過去の効果（平成27年度から29年度まで）が年度ごとに把握されていない。</p> <p>② 達成目標（中部空港の建設・運営という中部会社の行う事業の公共性等に鑑み、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る（1,990億（H29年度末現在）にものぼる有利子債務を毎年確実に減少させていくことにより、支払利子負担を低減させていく））に対する過去の直接的な効果について、「平成25年度末有利子債務額2,303億円→平成29年度末有利子債務額1,990億円」と説明されているが、過去の効果（平成25年度から平成29年度末までに約9.7億円の減免を受けており、これを返済原資の一部として債務の償還を行ってきた）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p>
--

<p>【国土交通省の補足説明】 ① 各年度の有利子債務の残高は、有価証券報告書より下記のとおりである。 平成25年度：2,303億円 平成26年度：2,200億円（-103億円） 平成27年度：2,124億円（-76億円） 平成28年度：2,049億円（-75億円） 平成29年度：1,990億円（-59億円）</p> <p>② 各年度の減収額以上に有利子債務を返済しており、本特例措置が債務の早期かつ確実な返済を目的としていることから、9.7億円全額を債務の償還に充てたと考えるのが妥当である。</p> <p>【点検結果】 ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
--

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 達成目標（中部空港の建設・運営という中部会社の行う事業の公共性等に鑑み、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る（1,990億（H29年度末現在）にものぼる有利子債務を毎年確実に減少させていくことにより、支払利子負担を低減させていくこととする））に対する将来の効果について、「本措置が延長されなかった場合、有利子債務の返済に回せる額が少なくなることにより、支払利子負担が経営を圧迫し、中部会社の財務体質の健全化及び安定的な運営が難しくなる」と説明されているが、定量的に予測されていない。</p> <p>【国土交通省の補足説明】 ① 本特例措置が延長されなかった場合、資本金等の額や税率が変わらなければ毎年285百万円の負担増となり、その分有利子債務の返済に充てられる金額が少なくなる。そのため毎年285百万円に係る支払利子負担が生じ、長期に渡り会社の経営を圧迫することとなる。 例えば、利率1%の場合であれば、285万円の支払利子負担が毎年発生し、今後5年で4,275万円の費用負担が発生することとなる。当該費用が今後継続することで会社の経営体力を確実に奪ってしまうこととなる。</p> <p>【点検結果】 ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--

点検項目(1)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【国土交通省の補足説明】欄には、国土交通省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	新関西国際空港株式会社、関西国際空港土地保有株式会社及び中部国際空港株式会社に係る資本割の課税標準の特例措置の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目
3	要望区分等の別	【新設・拡充(延長)】 【単独】 主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 新関西国際空港株式会社(以下「新関空会社」)、関西国際空港土地保有株式会社(以下「土地保有会社」)及び中部国際空港株式会社(以下「中部会社」)に係る事業税の特例措置の適用期限を延長する。 ・新関空会社: 事業税の資本割の算出に係る資本金等の額から、当該資本金等の額の5/6を控除する。 ・土地保有会社: 事業税の資本割の算出に係る資本金等の額から、当該資本金等の額の5/6を控除する。 ・中部会社: 事業税の資本割の算出に係る資本金等の額から、当該資本金等の額の2/3を控除する。 《要望の内容》 適用期限を5年間延長し、平成36年3月31日までとする。 《関係条項》 地方税法附則第9条第4項、第5項
5	担当部局	航空局航空ネットワーク部近畿圏・中部圏空港政策室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 平成30年8月 分析対象期間: 平成25年8月～平成30年7月
7	創設年度及び改正経緯	平成16年度: 創設 平成21年度: 特例措置の延長(5年間) 平成24年度: 新関空会社及び土地保有会社の拡充 平成26年度: 特例措置の延長(5年間)
8	適用又は延長期間	5年間
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ◎新関空会社及び土地保有会社、◎中部国際空港株式会社 関西国際空港(以下「関空」)及び中部国際空港(以下「中部空港」)は、我が国の経済活動を支える重要基盤である国際拠点空港であるが、地域との共生、環境問題への対応等のため、海上空港として設置されたものである。 関空、中部空港の設置・管理・運用を行う新関空会社、土地保有会社、中部会社の資本金は、海上空港の特殊性から必要になる多額の空港工事負担金等であり、その性質及び目的が、他の課税法人とは異なるものであるため、適正な課税措置により、関空、中部空港の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済を図り、国際拠点空港の国際競争力の維持・強化に

	寄与することを目的とする。
	《政策目的の根拠》 ◎新関空会社及び土地保有会社 ① 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(平成二十三年法律第五十四号)(抄) (目的) 第一条 この法律は、関西国際空港及び大阪国際空港(以下「両空港」という。)の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本方針の策定、新関西国際空港株式会社の事業の適正な運営を確保するために必要な措置、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号。以下「民間資金法」という。)の規定により両空港に係る特定事業(民間資金法第二条第二項に規定する特定事業をいう。以下同じ。)が実施される場合における関係法律の特例その他の両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に必要な措置を定めることにより、関西国際空港の整備に要した費用に係る債務の早期の確実な返済を図りつつ、関西国際空港の我が国の国際航空輸送網の拠点となる空港(以下「国際拠点空港」という。)としての機能の再生及び強化並びに両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び関西における経済の活性化に寄与することを目的とする。 ② 社会資本整備重点計画(平成27年9月18日閣議決定)(抜粋) 関西国際空港・大阪国際空港について、民間事業者の柔軟な創意工夫による空港ビジネスの展開を可能とするコンセッションの実現により、関西国際空港債務の早期の確実な返済を図りつつ、関西国際空港の国際拠点空港としての機能の再生・強化、両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西の航空輸送需要の拡大等を図る。 ◎中部会社 ①中部国際空港の設置及び管理に関する法律(平成十年法律第三十六号)(抄) 第一条 この法律は、中部国際空港の設置及び管理を効率的に行うための措置を定めることにより、航空輸送の円滑化を図り、もって航空の総合的な発達に資することを目的とする。 第二条 中部国際空港は、国際航空輸送網の拠点となる空港として、愛知県の地先水面で政令で定める位置に設置するものとする。 ②第4次社会資本整備重点計画(平成27年9月18日閣議決定) 中部国際空港については、LCC等の新規就航、増便に対応するためのエプロン整備を平成28年度末の供用開始に向け実施し、機能強化を図る。

		<p>中部国際空港においては、将来の完全24時間化という課題を見据え、中部地域へのインバウンド増進を図る昇龍道プロジェクトの一層の推進など、地域と一体となった需要開拓や受入環境整備を推進するとともに、航空貨物輸送の新たな需要等に対応した空港施設の拡充等を推進する。</p> <p>③ 未来投資戦略2017-Society5.0の実現に向けた改革- (平成29年6月9日閣議決定) (抜粋)</p> <p>中部空港におけるLCC専用旅客ターミナルの整備を推進し、地域の拠点空港等の機能強化を図る。</p> <p>④ 観光ビジョン実現プログラム2018 (平成30年6月12日観光立国関係推進会議にて決定)</p> <p>中部空港については、LCCの増便・新規就航に対応するためLCC専用ターミナル(2019年上期供用開始予定)の整備を進める。</p>
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 VI「国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化」 施策目標24「航空交通ネットワークを強化する」に包含
	③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>◎新関空会社及び土地保有会社</p> <p>関西国際空港の設置・管理という新関空会社の行う事業の公共性等に鑑み、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る。</p> <p>具体的には、6,738億(H29年度末現在)にものぼる有利子債務を毎年着実に減少させていくことにより、支払い利子負担を低減させていくこととする。</p> <p>◎中部会社</p> <p>中部空港の建設・運営という中部会社の行う事業の公共性等に鑑み、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る。</p> <p>具体的には、1,990億(H29年度末現在)にものぼる有利子債務を毎年確実に減少させていくことにより、支払利子負担を低減させていくこととする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>◎新関空会社及び土地保有会社</p> <p>本措置を講ずることにより、事業税の資本割の算出に係る資本金等の額から、当該資本金等の額の5/6が控除され、適正な事業税負担となることでより多くの額を有利子債務の返済に回すことができるようになるため、新関空会社及び土地保有会社の財務体質の健全化、安定的な運営の確保に寄与する。</p> <p>◎中部会社</p> <p>本措置を講ずることにより、事業税の資本割の算出に係る資本金等の額から、当該資本金等の額の2/3が控除され、適正な事業税負担となることでより多くの額を有利子債務の返済に回すことができるようになるため、中部会社の財務体質の健全化、安定的な運営の確保に寄与する。</p>
10	有効性等	<p>①: 適用数</p> <p>◎新関空会社及び土地保有会社</p> <p>・過去の実績</p> <p>平成25年度～平成29年度:各年度2件</p> <p>(新関空会社、土地保有会社)</p>

		<p>・将来推計</p> <p>現在の組織体系に変更がないと仮定すると:各年度2件</p> <p>◎中部会社</p> <p>・過去の実績</p> <p>平成25年度～平成29年度:各年度1件</p> <p>(中部会社)</p> <p>・将来推計</p> <p>現在の組織体系に変更がないと仮定すると:各年度1件</p>																																				
	②: 適用額	<p>◎新関空会社及び土地保有会社</p> <p>・過去の実績 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>会社名</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新関空会社</td> <td>460,868</td> <td>460,868</td> <td>460,868</td> <td>460,868</td> <td>460,868</td> </tr> <tr> <td>土地保有会社</td> <td>679,366</td> <td>679,366</td> <td>679,358</td> <td>679,358</td> <td>679,358</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,140,234</td> <td>1,140,234</td> <td>1,140,226</td> <td>1,140,226</td> <td>1,140,226</td> </tr> </tbody> </table> <p>・将来推計</p> <p>現在の資本金等の額に変更がないと仮定すると</p> <p>平成30年度～平成35年度:各年度 1,140,226百万円</p> <p>◎中部会社</p> <p>・過去の実績 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>会社名</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部会社</td> <td>55,778</td> <td>55,778</td> <td>55,778</td> <td>55,778</td> <td>55,778</td> </tr> </tbody> </table> <p>・将来推計</p> <p>現在の資本金等の額に変更がないと仮定すると</p> <p>平成30年度～平成35年度:各年度55,778百万円</p>	会社名	H25	H26	H27	H28	H29	新関空会社	460,868	460,868	460,868	460,868	460,868	土地保有会社	679,366	679,366	679,358	679,358	679,358	合計	1,140,234	1,140,234	1,140,226	1,140,226	1,140,226	会社名	H25	H26	H27	H28	H29	中部会社	55,778	55,778	55,778	55,778	55,778
会社名	H25	H26	H27	H28	H29																																	
新関空会社	460,868	460,868	460,868	460,868	460,868																																	
土地保有会社	679,366	679,366	679,358	679,358	679,358																																	
合計	1,140,234	1,140,234	1,140,226	1,140,226	1,140,226																																	
会社名	H25	H26	H27	H28	H29																																	
中部会社	55,778	55,778	55,778	55,778	55,778																																	
	③: 減収額	<p>◎新関空会社及び土地保有会社</p> <p>・過去の実績 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>会社名</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新関空会社</td> <td>464</td> <td>464</td> <td>696</td> <td>1,161</td> <td>1,161</td> </tr> <tr> <td>土地保有会社</td> <td>548</td> <td>548</td> <td>822</td> <td>1,370</td> <td>1,370</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,012</td> <td>1,012</td> <td>1,518</td> <td>2,530</td> <td>2,530</td> </tr> </tbody> </table> <p>・将来推計</p> <p>現在の資本金等の額及び税率に変更がないと仮定すると</p> <p>平成30年度～平成35年度:各年度2,530百万円</p> <p>◎中部会社</p> <p>・過去の実績 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>会社名</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部会社</td> <td>115</td> <td>115</td> <td>172</td> <td>285</td> <td>285</td> </tr> </tbody> </table> <p>・将来推計</p> <p>現在の資本金等の額及び税率に変更がないと仮定すると</p> <p>平成30年度～平成35年度:各年度285百万円</p>	会社名	H25	H26	H27	H28	H29	新関空会社	464	464	696	1,161	1,161	土地保有会社	548	548	822	1,370	1,370	合計	1,012	1,012	1,518	2,530	2,530	会社名	H25	H26	H27	H28	H29	中部会社	115	115	172	285	285
会社名	H25	H26	H27	H28	H29																																	
新関空会社	464	464	696	1,161	1,161																																	
土地保有会社	548	548	822	1,370	1,370																																	
合計	1,012	1,012	1,518	2,530	2,530																																	
会社名	H25	H26	H27	H28	H29																																	
中部会社	115	115	172	285	285																																	

	<p>④: 効果</p>	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 ◎新関空会社及び土地保有会社 平成 25 年度から平成 29 年度末までに約 86.0 億円の減免を受けており、これを返済原資の一部として債務の償還を行ってきたところである。 引き続き本措置の適用を受けていくことで、有利子債務の償還が早まり、支払利子負担の軽減をもって、新関空会社及び土地保有会社の財務体質の健全化に寄与していくことができる。</p> <p>◎中部会社 平成 25 年度から平成 29 年度末までに約 9.7 億円の減免を受けており、これを返済原資の一部として債務の償還を行ってきたところである。 引き続き本措置の適用を受けていくことで、有利子債務の償還が早まり、支払利子負担の軽減をもって、中部会社の財務体質の健全化に寄与していくことができる。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 ◎新関空会社及び土地保有会社 平成 25 年度から平成 29 年度末までに約 86.0 億円の減免を受けており、これを返済原資の一部として債務の償還を行ってきたところである。(平成 25 年度末有利子債務額 9,463 億円→平成 29 年度末有利子債務額 6,738 億円) もし、本措置が延長されなかった場合、有利子債務の返済に回せる額が少なくなることにより、支払利子負担が経営を圧迫し、新関空会社及び土地保有会社の財務体質の健全化及び安定的な運営が難しくなる。</p> <p>◎中部会社 平成 25 年度から平成 29 年度末までに約 9.7 億円の減免を受けており、これを返済原資の一部として債務の償還を行ってきたところである。(平成 25 年度末有利子債務額 2,303 億円→平成 29 年度末有利子債務額 1,990 億円) もし、本措置が延長されなかった場合、有利子債務の返済に回せる額が少なくなることにより、支払利子負担が経営を圧迫し、中部会社の財務体質の健全化及び安定的な運営が難しくなる。</p>
	<p>⑤: 税収減を是認する理由等</p>	<p>◎新関空会社及び土地保有会社 本措置により、平成 25 年度から平成 29 年度末までに約 86.0 億円の減免を受けており、これを返済原資の一部として債務の償還を行うことにより、新関空会社及び土地保有会社の財務体質の健全化が図られている。(平成 25 年度末有利子債務額 9,463 億円→平成 29 年度末有利子債務額 6,738 億円)</p> <p>◎中部会社 本措置により、平成 25 年度から平成 29 年度末までに約 9.7 億円の減免を受けており、これを返済原資の一部として債務の償還を行うことにより、中部会社の財務体質の健全化が図られている。(平成 25 年度末有利子債務額 2,303 億円→平成 29 年度末有利子債務額 1,990 億円)</p>
<p>11 相当性</p>	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>◎新関空会社及び土地保有会社 新関空会社及び土地保有会社の資本金は、多額の造成費用を資本金で賅っているために、過大となっているものであり、一般の営利企業の資本金とは明らかにその性質・目的が異なっている。 そのため、国の無利子資金の出資比率である2/3について課税対象から控除し、さらに新関空会社及び土地保有会社は、中部会社と比較して多額の</p>

		<p>資本金、及び有利子負債があることから、更に1/2を控除していただくことで、適正な事業税負担とされ、安定的な運営を確保することができるため、本措置は妥当である。</p> <p>◎中部会社 中部国際空港は空港法においては、国が設置・管理すべきものと位置付けられているが、中部法により民間の中部会社が指定され、事業を実施しているものである。 中部会社の資本金は、多額の造成費用を資本金で賅っているために、過大となっているものであり、一般の営利企業の資本金とは明らかにその性質・目的が異なっている。 そのため、国の無利子資金の出資比率である2/3について課税対象から控除していただくことで、適正な事業税負担とされ、安定的な運営を確保することができるため、本措置は妥当である。</p>
	<p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>政府保証債等の予算上の措置は、主に資金調達の際の信用力の補完等を目的とするものであり、本租税特別措置は、税負担を低減することによって、より直接的に政策目的(関空、中部空港の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済を図り、国際拠点空港の国際競争力の維持・強化を図る)の実現を支援するものであることから、政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段を取ることが必要かつ適切である。</p>
	<p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>◎新関空会社及び土地保有会社 本措置により、新関空会社及び土地保有会社の財務体質の健全化を図り、航空ネットワーク・国際競争力を強化することで、近畿圏における航空輸送需要の拡大が図られ、近畿圏における経済の活性化に寄与するという効果が見込まれることから、地方公共団体が協力する相当性がある。</p> <p>◎中部会社 本措置により、中部会社の財務体質の健全化を図り、航空ネットワーク・国際競争力を強化することで、中部圏における航空輸送需要の拡大が図られ、中部圏における経済の活性化に寄与するという効果が見込まれることから、地方公共団体が協力する相当性がある。</p>
<p>12 有識者の見解</p>		<p>—</p>
<p>13 前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p>		<p>平成25年8月 国交39</p>

